河川工作物設置許可マニュアル

令和６年４月

山 口 県 河 川 課

Ⅰ　河川法の概要

1.1　河川とは 1-1
1.1.1　河川の種類 1-1
1.1.2　河川区域 1-2
1.2　河川の管理 1-4
1.2.1　河川管理の目的 1-4
1.2.2　河川管理者 1-5
(1)　1 級河川の管理 1-5
(2)　2 級河川の管理 1-5
(3)　準用河川の管理 1-5
1.2.3　河川管理施設 1-8
(1)　河川管理施設の意義 1-8
(2)　河川管理施設等の構造の基準 1-8
1.2.4　河川計画 1-9
1.3　河川の使用及び規制 1-10
1.3.1　河川の使用関係（自由使用、許可使用、特許使用） 1-10
1.3.2　土地の占用の許可 1-12
(1)　制度の概要 1-12
(2)　土地の占用の許可の基準 1-12
1.3.3　工作物の新築等の許可 1-13
(1)　制度の趣旨 1-13
(2)　工作物の新築等の許可を要する範囲 1-13
(3)　「河川の河口附近の海面」 1-13
(4)　工作物の新築等の許可の基準 1-13
(5)　工作物の新築等の構造の基準 1-13
(6)　完成検査 1-14
(7)　工作物の用途廃止の届出、原状回復命令 1-14
(8)　許可に基づく地位の移転 1-14
1.3.4　河川の使用等に関する国の特則 1-15
1.3.5　河川占用と道路占用の差異 1-16
1.4　河川保全区域 1-17
(1)　制度の趣旨 1-17
(2)　河川保全区域内において許可を要する行為 1-17
(3)　河川保全区域内において許可を要しない軽易な行為 1-17

Ⅱ　工作物設置許可

2.1　工作物設置許可事務 2-1
2.1.1　工作物設置に必要な許可、承認等 2-1
(1)　工作物の新築等の許可（法第 26 条） 2-1
(2)　土地の占用の許可（法第 24 条） 2-1
(3)　流水の占用の許可（法第 23 条） 2-1
(4)　河川管理者以外の者の施行する工事等（法第 20 条） 2-1
(5)　土地の掘削等の許可（法第 27 条） 2-1
(6)　河川保全区域における行為の制限（法第 55 条） 2-1
(7)　河川の使用等に関する国の特例（法第 95 条） 2-2
(8)　その他（法第 30，31，33，34，75 条） 2-2
2.1.2　工作物設置許可に係る決裁区分 2-3
(1)　河川課決裁のもの 2-3
(2)　土木建築事務所決裁であるが河川課協議を要するもの 2-4
(3)　土木建築事務所決裁のもの 2-5
2.1.3　工作物設置許可の事務の流れ 2-6
(1)　工作物設置許可の事務の流れ 2-7
(2)　事前協議 2-7
2.1.4　標準処理期間（行政手続法第 6 条） 2-8
2.1.5　申請に対する審査、応答（行政手続法第 7 条） 2-10
2.1.6　申請の形式上の審査 2-11
(1)　申請書および添付図書 2-11
(2)　提出部数 2-11
2.1.7　処分の基準（行政手続法第 12 条） 2-16
2.1.8　土地の占用料 2-18
2.1.9　土地の占用期間 2-19

2.2　審査基準 2-20
2.2.1　審査の概要及び各種基準等 2-20
(1)　審査概要 2-20
(2)　審査基準局長通達 2-21
(3)　河川敷地占用許可準則 2-25
(4)　工作物設置許可基準 2-33
第１章　総則 2-33
第２章　堰 2-34
第３章　水門及び樋門 2-34
第４章　水路 2-35
第５章　揚水機場及び排水機場 2-35
第６章　取水塔 2-36
第７章　伏せ越し 2-36
第８章　管類等 2-36
第８章の２　光ファイバーケーブル類 2-37
第９章　集水埋渠 2-38
第１０章　橋 2-39
第１１章　潜水橋 2-39
第１２章　道路 2-40
第１３章　自転車歩行者専用道路 2-40
第１４章　坂路 2-41
第１５章　階段 2-41
第１６章　安全施設 2-41
第１７章　架空線類 2-42
第１８章　河底横過トンネル 2-42
第１９章　地下工作物 2-43
第２０章　船舶係留施設 2-44
(5)　河川管理施設等構造令 2-45
第１章　総則 2-45
第２章　ダム（略） 2-46
第３章　堤防 2-47
第４章　床止め 2-50
第５章　堰 2-51
第６章　水門及び樋門 2-53
第７章　揚水機場及び排水機場 2-55
第８章　橋 2-56
第９章　伏せ越し 2-59
第１０章　雑則 2-60
2.2.2　構造審査チェックリスト 2-61

2.3　審査にかかる留意事項 2-62
2.3.1　工作物の構造の審査 2-62
(1)　審査概要 2-62
(2)　河川現況等の確認 2-64
(3)　構造令の適用方針 2-65
(4)　計画高水流量等の確認 2-69
2.3.2　仮設計画について 2-77
(1)　概要 2-77
(2)　出水期の施工について 2-79
(3)　非出水期の施工について 2-80
(4)　非出水期の設計対象流量 2-82
2.3.3　堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について（2H ルールについて） 2-84
(1)　概要 2-84
(2)　工作物を堤防に近接して設置する場合の検討手法 2-86
(3)　運用方針 2-89
2.3.4　河川区域における工作物の縦断方向への設置等について 2-94
(1)　概要 2-94
(2)　運用方針 2-94
2.3.5　橋梁の維持修繕及び耐震補強について 2-96
(1)　概要 2-96
(2)　運用方針 2-96

Ⅲ　様式等

3.1　申請様式・記入要領

（1）別記様式第 8（甲）　共通 3-1
（2）別記様式第 8（甲の 2） 3-2
（3）（乙の 1）　流水占用（法第 23 条） 3-3
（4）（乙の 1 の 2）　流水占用の登録（法第 23 条の 2） 3-5
（5）（乙の 2）　土地の占用（法第 24 条） 3-7
（6）（乙の 3）　土石等の採取（土砂採取用）（法第 25 条） 3-8
（7）（乙の 3）　土石等の採取（土砂採取以外）（法第 25 条） 3-9
（8）（乙の 4）　工作物の新築、改築、除却（法第 26 条） 3-10
（9）（乙の 5）　土地の掘さく等（法第 27 条） 3-12
（10）　河川保全区域内における行為
　（工作物の新築、改築、除却）（法 55） 3-13
（11）　河川保全区域内における行為
　（土地の形状変更）（法 55） 3-14
（12）（乙の 7）　物件の洗浄（令 16 条の 8 第 1 項第 1 号） 3-15
（13）（乙の 8）　物件の堆積または設置（令 16 条の 8 第 1 項第 2 号） 3-16
（14）別記様式第 8 の 1 の 2　誓約書（令 11 条の 2 第 2 項第 1 号） 3-17
（15）別記様式第 8 の 3　汚水排出届出書（令 16 条の 5 第 1 項） 3-18
（16）別記様式第 11　地位承継届（法第 33 条） 3-20
（17）別記様式第 12　権利譲渡（法第 34 条） 3-21
（18）様式 1　出願工事（法第 20 条） 3-22
（19）様式 2　用途廃止届（法第 31 条） 3-23
（20）様式 3　権利放棄届書 3-24
（21）参考様式　河川内工事着手・完了届 3-25

3.2　許可書等の記載例

（1）河川の土地占用及び工作物の新築等許可書（法第 24 条・第 26 条） 3-26
（2）国等が行う河川法第 95 条協議に対する同意書（法第 95 条） 3-27
（3）土石等採取許可書　（法第 25 条） 3-28
（4）河川の土地掘さく等許可書　（法第 27 条） 3-29
（5）物件の洗浄許可書　（令 16 の 8） 3-30
（6）物件の堆積等許可書　（令 16 の 8） 3-31
（7）河川出願工事承認書　（法第 20 条） 3-32
（8）権利譲渡承認書　（法第 34 条） 3-33

3.3　構造審査チェックリスト

第 1 章　用語の説明 3-34
第 2 章　堰 3-35
第 3 章　水門 3-43
第 4 章　樋門 3-48
第 5 章　水路 3-56
第 6 章　揚水機場及び排水機場 3-59
第 7 章　取水塔 3-62
第 8 章　伏せ越し 3-66
第 9 章　管類（光ファイバーケーブルは除く） 3-71
第 10 章　集水埋渠 3-76
第 11 章　橋 3-78
第 12 章　道路等が河川を渡河するため設置する函渠（樋門・樋管を除く） 3-86
第 13 章　潜水橋 3-90
第 14 章　道路 3-92
第 15 章　自転車歩行者専用道路 3-95
第 16 章　坂路 3-98

第 17 章　階段.....3-100
第 18 章　安全施設.....3-102
第 19 章　架空線類.....3-104
第 20 章　河底横過トンネル.....3-106
第 21 章　堀込河道における小規模排水管（断面積 0.5m2 未満）.....3-109

資料編

資料編１　関係法令・通達（建設省関係）

（河川法関係）

（１）河川法（抜粋）
（昭和３９年７月１０日法律第１６７号、最終改正　令和３年５月１０日法律第３１号）　資料 - 5

（２）河川法施行令（抜粋）
（昭和４０年２月１１日政令第１４号、最終改正　令和４年３月３１日政令第１６７号）　資料 - 16

（３）河川法施行規則（抜粋）
（昭和４０年３月１３日建設省令第７号、最終改正　令和４年３月３１日　国土交通省令第３９号）　資料 - 20

（河川管理施設等構造令関係）

（４）河川管理施設等構造令（抜粋）
（昭和５１年７月２０日政令第１９９号、最終改正　平成２５年７月５日　政令第２１４号）　資料 - 27

（５）河川管理施設等構造令施行規則（抜粋）
（昭和５１年１０月１日建設省令第１３号、最終改正　平成２５年７月５日　建設省令第５９号）　資料 - 39

（通達・河川法関係）

（６）河川法の施行について
（昭和４０年３月２９日建発河第５８号建設事務次官通達）　資料 - 45

（７）河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について
（昭和４５年１０月７日　建設省河政発第１０５号河川局水政課長通達
最終改正　平成１０年１月２３日　建設省河政発第５号、河計発第３号、河環発第４号、
河活発第２号、河開発第５号）　資料 - 46

（８）河川法施行令の一部を改正する政令の施行について
（平成６年７月８日　建設省河政発第４４号建設省河川局長通達
最終改正　平成１０年１月２３日　建設省河政発第４号）　資料 - 48

（９）河川法施行令の一部を改正する政令の運用について
（平成６年７月８日　建設省河政発第４５号、河治発第５７号　河川局水政課長、治水課長通達）　資料 - 50

（10）河川法の一部を改正する法律の施行について
（平成１０年１月２３日　建設省河政発第２号　建設事務次官）　資料 - 51

（11）河川法の一部を改正する法律等の施行について
（平成１０年１月２３日　建設省河政発第４号　建設省河川局長）　資料 - 52

（12）河川法の一部を改正する法律等の運用について
（平成１０年１月２３日建設省河政発第５号、河計発第３号、河環発第４号、河治発第２号、
開発発第５号　河川局水政課長、河川計画課長、河川環境課長、治水課長、開発課長通達）　資料 - 55

（13）河川環境管理基本計画の策定について
（昭和５８年６月２８日　建設省河計発第５２号　建設省河川局長通達）　資料 - 60

（通達・構造令関係）

(14) 河川管理施設等構造令及び同令施行規則の施行について
（昭和５１年１１月２３日　建設省河政発第７０号　建設省河川局長通達
最終改正　平成１０年1月２３日　建設省河政発第８号）　資料 - 61

(15) 河川管理施設等構造令及び同令施行規則の運用について
（昭和５２年2月1日　建設省河政発第５号、河治発第６号　建設省河川局水政課長、治水課長通達
最終改正 平成１１年１０月１５日 建設省河政発第７４号、河計発第８３号、河治発第３９号）　資料 - 64

(16) 河川管理施設等構造令施行規則の一部改正について
（平成３年７月１８日　建設省河政発第５４号、建設省河治発第４３号　建設省河川局水政課長、
治水課長通達　最終改正　平成１１年１０月１５日　建設省河政発第７４号、河計発第８３号、
河治発第３９号）　資料 - 72

(17) 河川管理施設等構造令及び同令施行規則の施行について
（平成１０年1月２３日　建設省河政発第８号　建設省河川局長通達）　資料 - 73

(18) 河川管理施設等構造令及び同令施行規則の運用について
（平成１０年1月２３日　建設省河政発第９号、河計発第６号、河治発第４号、河開発第７号
河川局水政課長、河川計画課長、治水課長、開発課長通達）　資料 - 75

(19) 河川管理施設等構造令及び同令施行規則の運用について
（平成１１年１０月１５日　建設省河政発第７４号、河計発第８３号、河治発第３９号
河川局水政課長、河川計画課長、治水課長）　資料 - 76

(20) 橋梁の構造となる隅切り、右折レーン及び歩道等の取り扱いについて（議事録）
（平成９年３月２８日　道路局企画課道路事業調整官　河川局治水課流域治水調整官）　資料 - 78

（通達・行政手続法関係）

(21) 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について
（平成６年９月３０日　建設省河政発第５２号　建設省河川局長通達
最終改正　平成２５年１２月１１日　国水政発第７２号）　資料 - 79

(22) 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について
（平成６年９月３０日　建設省河政発第５３号、河治発第７３号、開発第１１８号、河砂発第５０号
河川局水政課長、治水課長、開発課長、砂防課長通達）　資料 - 85

（通達・占用関係）

(23) 河川敷地の占用許可について
（平成１１年８月５日　建設省河政発第６７号　建設事務次官通達
最終改正　平成２８年５月３０日　国水政第３３号）　資料 - 91

(24) 河川敷地の占用許可について
（平成１１年８月５日　建設省河政発第６８号　建設省河川局長通達）　資料 -101

(25) 河川敷地占用許可準則の一部改正について
（平成１７年３月２８日　国河政第１４０号　国土交通省河川課長通達）　資料 -109

(26) 河川敷地占用許可準則の一部改正について
（平成２３年３月８日　国河政第１３７号　国土交通省河川局長通達）　資料 -113

(27) 河川敷地占用許可準則の一部改正について
（平成２８年５月３０日　国河政第３４号　国土交通省水管理・国土保全局長通達）　資料 -117

(28) 公園、緑地、運動場等を目的とする河川敷地の占用の許可に際し治水上配慮すべき事項について
（昭和６３年４月２６日　事務連絡　建設省河川局治水課流域治水調整官）　資料 -119

（通達・工作物設置許可関係）

(29) 工作物設置許可基準について
（平成６年９月２２日建設省河治発第７２号建設省河川局治水課長通達
最終改正　平成１４年７月１２日　国河治第７１号）　資料 -120
(30) 堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について
（平成６年５月３１日　建設省河治発第４０号　建設省河川局治水課長通達）　資料 -131
(31) 工作物を堤防に近接して設置する場合の検討手法について
（平成６年６月１３日　事務連絡　建設省河川局治水課）　資料 -133
(32) 河川区域内における樹木の伐採・植樹基準について
（平成１０年６月１９日　建設省河治発第４４号　建設省河川局治水課長）　資料 -136
(33) 農業用工作物の河川環境に関するガイドライン（案）について
（平成１０年１月２３日　建設省河計発第７号　河川局河川計画課長通達）　資料 -146
(34) 堤防と道路との兼用工作物管理協定（準則）について
（昭和４７年６月１９日　建設省河政発第５７号・道政発第４９号
建設省河川局長・道路局長通達）　資料 -149
(35) 堤防と道路との兼用工作物管理協定の公示について
（昭和４９年４月１５日　建設省河政発第４０号　建設省河川局水政課長通達
最終改正　昭和５８年５月１１日　建設省河政発第４８号）　資料 -154
(36) 堤外地の橋梁下にアンダークロス道路を設置することについて
（昭和５７年４月２３日　事務連絡　建設省河川局治水課建設専門官）　資料 -155
(37) 河川区域内の土地に自転車歩行者専用道路を設置する場合の取扱いについて
（昭和５０年１１月１９日　建設省河治発第９８号　建設省河川局治水課長通達）　資料 -156
(38) 橋梁部における河川管理用通路の取り扱いについて
（平成８年１２月１２日　事務連絡　建設省河川局治水課流域治水調整官）　資料 -158
(39) 兼用道路、橋等の取り扱いについて
（平成９年３月２８日　事務連絡　建設省河川局治水課流域治水調整官）　資料 -159
(40) 河川法の一部改正に伴う今後の許可工作物の維持、修繕に関する通知について
（平成２６年１月２９日　事務連絡　国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課 河川保全企画室 企画専門官）　資料 -162
(41) 許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドラインについて
（平成２６年３月３１日　事務連絡　国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課 河川保全企画室 企画専門官）　資料 -168

（通達・設計基準関係）

(42) 切りばり式締切工における火打ちブロックの使用について
（平成６年６月２日　事務連絡　建設省河川局治水課流域治水調整官、都市河川室建設専門官、
開発課開発調整官、防災課建設専門官通達）　資料 -184
(43) 仮締切堤設置基準（案）の一部改定について
（令和６年３月 29 日　国水治第 263 号　水管理・国土保全局治水課長通達）　資料 -185

(44)「鉄道・道路等が河川を渡河するために設置する函渠（樋門・樋管を除く。）の構造上の基準」について
（平成１４年１月３０日　国河治第２１７号　河川局治水課長）　資料 -188
(45)「鉄道・道路等が河川を渡河するために設置する函渠（樋門・樋管を除く。）の構造上の基準」について
（平成１４年１月３０日　事務連絡　河川局治水課河川整備調整官）　資料 -190

資料編２　関係規則・通達（山口県関係）

（１）河川法施行細則
（昭和４０年４月１日山口県規則第４２号）　資料 -196
（２）山口県事務委任規則（抄）
（昭和４４年４月１日山口県規則第２１号）　資料 -200
（３）事務委任等一覧表
資料 -202
（４）河川法に係る事務委任について
（河川第６２０号　昭和５８年３月１８日　土木建築部長）　資料 -204
（５）河川法第２４条に係る許可申請書の添付図書について
（昭和５７年１０月８日　河川第３７３号　土木建築部長）　資料 -205
（６）山口県河川流水占用料等徴収条例
資料 -206
（７）流水占用料等の免除の取扱いについて（通知）
（平１７河川第７２３号　平成１７年１２目１３日　土木建築部長）　資料 -211
（８）山口県道路占用料徴収条例の一部改正について
（平成９年４月１日　道路整備第５号）　資料 -212
（９）港湾区域又は公告水域と河川区域が重複する区域における占用料等について（通知）
（昭和５５年８月１８日　港湾第３４１号　土木建築部長）　資料 -213
（10）河川敷地を利用した進入路等の取扱いについて
（昭和４７年９月２０日　河川第４７７号　土木建築部長）　資料 -214
（11）河川敷地内広告物等取扱要領
（昭和５０年３月２０日　土木建築部長）　資料 -216
（12）河川総合開発事業の施行に伴う連絡調整について
（昭和５０年４月１２日　河川第３３号　河川課長）　資料 -217
（13）河川総合開発事業の施行に伴う関係機関との連絡調整について
（昭和５０年４月１２日　河川開発第１１号　土木建築部河川開発課長）　資料 -218
（14）河川の横断管の設置基準について
（平成８年７月２３日　河川第１８８号　河川課長）　資料 -219
（15）築堤部における橋梁下部工の直接基礎の基礎処理について
（監理第１５１６号　平成４年３月３１日　土木建築部長）　資料 -221
（16）河川護岸背面に全面敷設する吸出し防止材について（通知）
（平１８技術管理第１６９５号の１　平成１９年３月２９日　技術管理課長）　資料 -222
（17）河川法に基づく許認可に係る河川課事前協議について
（平１７河川第９６号　平成１７年５月９日　河川課長）　資料 -224
（18）開発行為に伴う橋梁等の設置に係る河川占用許可の対応について
（平１７河川第７６６号　平成１８年１月１０日　河川課長）　資料 -225
（19）山口県降雨強度曲線式の改訂について（通知）
（平２６河川第７０７号　平成２７年３月２５日　河川課長）　資料 -226
（20）許認可の審査に係る取扱いについて
（河川第２７８号　平成１２年１２月１３日　河川課長）　資料 -237
（21）河川の河口附近の海面における工作物の新築等の許可について
（河川第１２２号　平成１６年６月９日　土木建築部長）　資料 -238
（22）道路認定されていない河川管理用通路における事故対策について
（河川第５２６号　平成１６年３月２４日　土木建築部長）　資料 -239

参考資料

１　河川計画・改修事業等一覧表　参考 - 2

２　河川災害復旧助成・関連事業一覧表　参考 - 14

第Ⅰ章　河川法の概要

1.1　河川とは

1.1.1　河川の種類

河川法の対象は、公共の水流及び水面※1のうち、1 級河川、2 級河川及び準用河川の指定が行われた河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとしています（法第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 100 条）。

〇1 級河川

国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したもの（いわゆる 1 級水系）に係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ）で国土交通大臣が指定したものをいいます。（法第 4 条第 1 項）

山口県では、小瀬川水系と佐波川水系の 2 水系 46 河川、延長 232.6km が 1 級河川の指定を受けています。（令和 4 年 4 月時点）

〇2 級河川

いわゆる 1 級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるもの（いわゆる 2 級水系）に係る河川で都道府県知事が指定したものをいいます（法第 5 条 1 項）。

山口県では、現在 106 水系 434 河川、延長 2,211.7km が 2 級河川の指定を受けています。（令和 4 年 4 月時点）

〇準用河川

1 級河川及び 2 級河川以外の河川で市町長が指定したものをいいます（法第 100 条）。

山口県では、現在 702 河川、延長 710.0km が準用河川の指定を受けています。（令和 4 年 4 月時点）

〇普通河川

公共の水流及び水面のうち、1 級河川、2 級河川又は準用河川のいずれにも指定されていないものを、一般的に「普通河川」あるいは「青線」と呼んでおり、河川法の適用はありません。地方分権一括法(H11)に基づき国有財産特別措置法の一部が改正され、国有財産（普通河川）を市町村に譲与するための根拠規定が設けられたことにより、H18 末までに、ほぼ全ての普通河川が市町村に譲渡され、機能管理・財産管理ともに自治事務とし市町村が行うものとなっています。

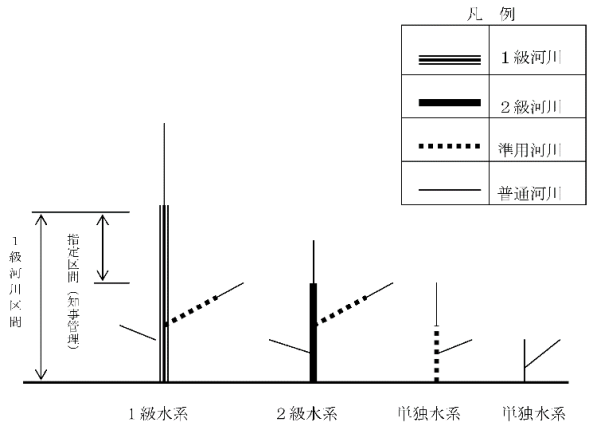


図 1.1　河川の種類

※1「公共の水流及び水面」

特定の目的に限られず広く一般公共の用に供される公共の水流及び水面が河川法の対象となります。したがって、運河、農業用水路、発電用水路、上水道、養魚池等の特定の目的を持った人工水流は河川には該当しません。

1.1.2　河川区域

河川区域とは、河川を構成する土地の区域です。
河川法では、法律上当然に河川区域となる区域と、河川管理者の指定によって河川区域となる区域を定めています（法第 6 条）。

〇法律上当然の河川区域

ア．　外見上河川であると容易に認められる土地の区域（法第 6 条第 1 項第 1 号。以下「**1 号地**」という）

- 流水が継続して存する土地の区域
- 草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地の区域

イ．　河川管理施設の敷地である土地の区域（法第 6 条第 1 項第 2 号。以下「**2 号地**」という）

- ただし、樹林帯区域は除く。

〇河川管理者の指定によって定まる河川区域

ア．　堤外の土地（政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水池を含む）の区域のうち、1 号地と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した土地の区域（法第 6 条第 1 項第 3 号。以下「**3 号地**」という）

イ．　2 号地の区域のうち、その管理する樹林帯（堤外の土地にあるものを除く）の敷地である土地の区域（法第 6 条第 3 項。以下「**樹林帯区域**」という）

現行河川法においては、河川区域内の土地について私権の成立を認め、河川管理上必要な範囲でのみその行使を制限する考え方をとっています。

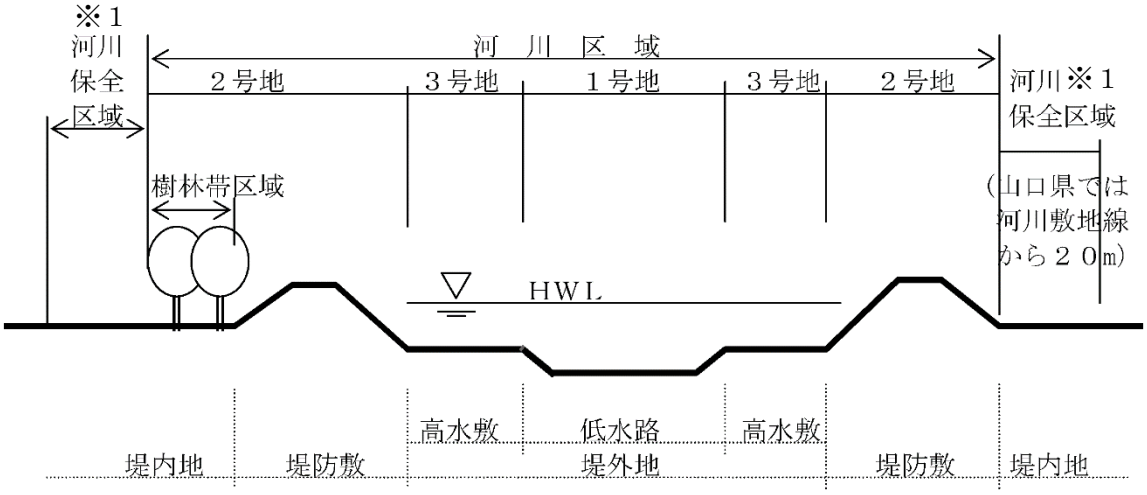


図 1.2　標準的な河川区域の例（有堤部）

※1　河川保全区域は、本書「1.4　**河川保全区域**」を参照してください。

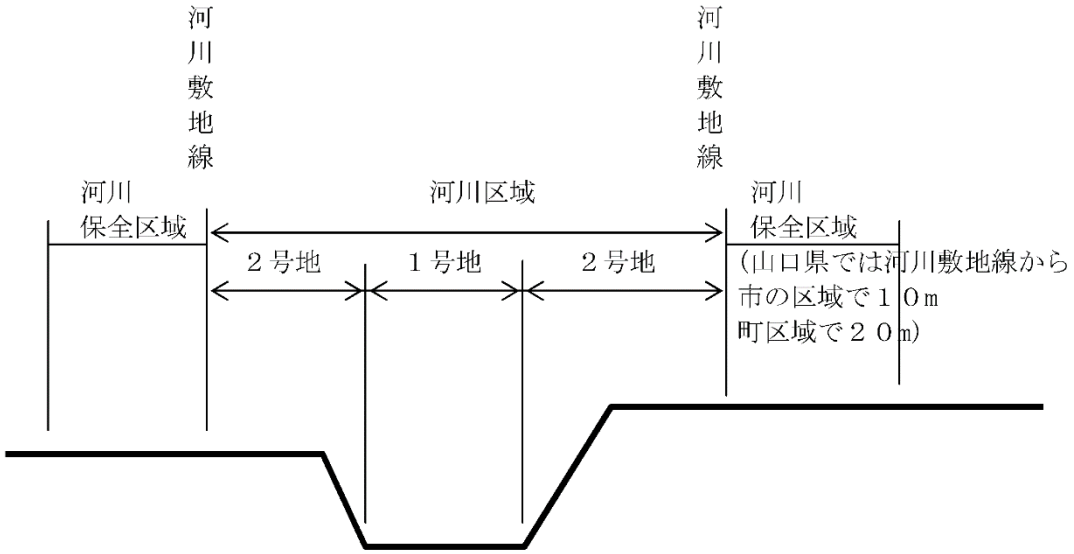


図 1.3　標準的な河川区域の例（無堤部）

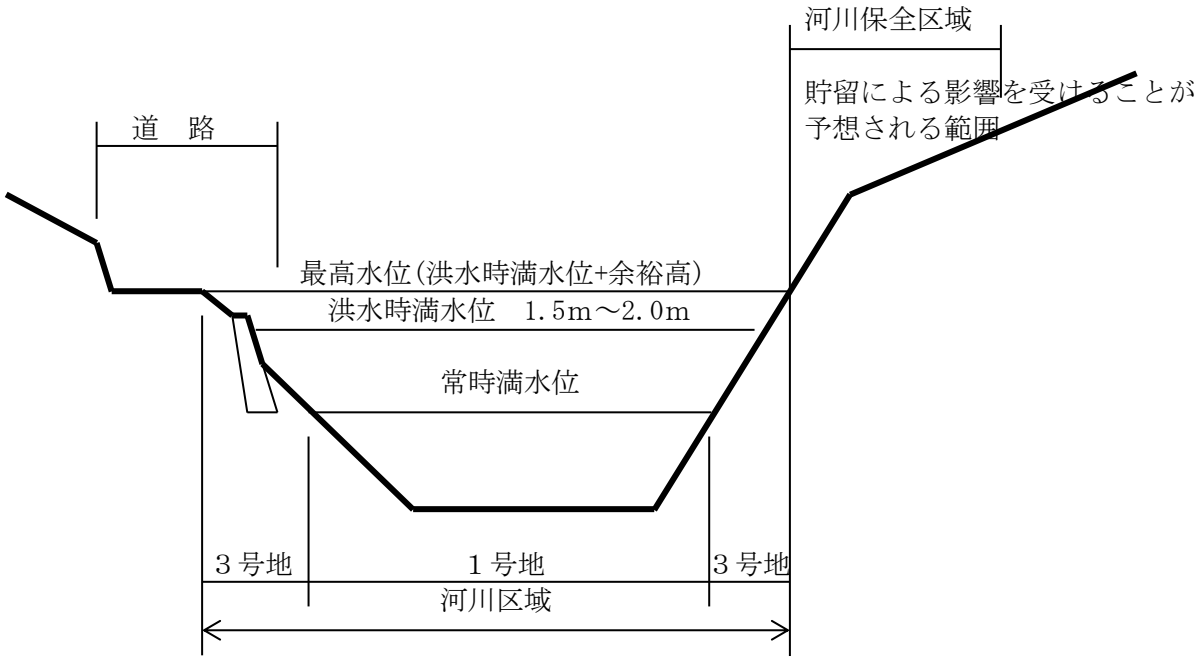


図 1.4　ダムに関する河川区域の例

1.2　河川の管理

1.2.1　河川管理の目的

河川管理は、法第 1 条において「河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進すること」を目的とされており、大きく次の 4 つのことを実現することとされています。

- **洪水、津波、高潮等による災害発生の防止**
- **河川の適正利用**
- **流水の正常な機能の維持**
- **河川環境の整備と保全**

河川の適正利用とは、河川（敷地のみならず、水面を含むほか、流水を含みます）について、その利用の調整を行い秩序を維持するとともに、河川利用に伴う災害の発生を防止し、利用の増進を図ることを意味しています。

河川においては、上水道、かんがい、発電等のための河川の流水の利用、河川区域内の土地の利用、土石の採取等排他独占的な利用のほか、釣り、散歩、舟運等の種々の利用関係が存在しており、これらの利用相互間の調整を図り、河川が公共用物として適正に利用されるように管理することが必要とされています。

1.2.2　河川管理者

河川の管理を行うものとして、1 **級河川については国土交通大臣、**2 **級河川については都道府県知事、準用河川については市町長**が河川管理者として定められています（法第 7 条、第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項、第 100 条）。

2 級河川の管理は法定受託事務とされており、法定受託事務に対する国の関与は、法律やこれに基づく政令の規定を根拠としている場合に限って行うことができるとされています。

河川法における国の関与としては、法第 79 条第 2 項に該当する場合において国土交通大臣に対して協議等をすることとされています。

また、準用河川の管理は、その管理が治水や利水等の目的をもって行われるとしても、公共の利害に関係があるものとして、それを国家的見地から行うことが必要のあるものではないことから、準用河川の管理に関する事務は自治事務とされています。

(1) 1 級河川の管理

1 級河川の管理は、国土交通大臣が行います。

国土交通大臣が「**指定区間**」を指定した場合には、その区間については、河川整備基本方針を策定又は変更すること、特定水利使用に関し流水の占用の許可等を行うこと等を除き、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととなっています（法第 9 条第 2 項）。

(2) 2 級河川の管理

2 級河川の管理は、その河川のある都道府県知事が行います（法第 10 条第 1 項）。

河川整備基本方針又は河川整備計画の作成・変更等、法第 79 条第 2 項に基づくものは、国土交通大臣に対して協議等をすることとなっています。

(3) 準用河川の管理

準用河川の管理は、その河川のある市町の長が行うこととされています（法第 100 条）。

準用河川については、政令で定める事項を除く 2 級河川についての規定が「都道府県知事」を「市町長」と読み替えて準用されます。

表 1.1　河川の管理区分

（令和 4 年 4 月時点）

水　系	河　　川		管　理	河川数	管理延長
1 級水系	1 級河川	大臣管理区間	国土交通大臣	10※	70.1km
		知事管理区間	都道府県知事	40※	162.5km
	準用河川		市町長		
	普通河川				
2 級水系	2 級河川		都道府県知事	434	2,211.7 km
	準用河川		市町長		
	普通河川				
単独水系	準用河川		市町長		
	普通河川				

準用河川指定　702 河川　710.0km

※　山口県の 1 級河川数は 46。ただし、同一河川において大臣管理区間と知事管理区間の存在する河川が 4 河川あるため、上表のとおりとなる。

表 1.2　1 級河川の管理分担

管理の受託	受託の内容
国土交通大臣が全区間を通じて自ら行う管理（ア）	・特定水利使用に関し、流水の占用、河川区域の土地の占用、工作物の設置の許可、土地の掘削等の許可等を行うこと。 ・河川整備基本方針を策定又は変更すること。
地方整備局長が指定区間外で行う管理（イ）	・河川の管理で、（ア）以外のもの。
地方整備局長が指定区間内で行う管理（ウ）	・指定区間外の区間（直轄管理区間）の改良工事に伴い必要を生じた河川工事で当該工事と一体として施工する必要のある指定区間の工事。
都道府県知事が指定区間において行う管理	・上記（ア）、（ウ）の管理以外の河川の管理（河川工事、河川の維持又は河川管理施設の操作を行うこと、兼用工作物の工事等の協議を行うこと、附帯工事を施行すること、出願工事の承認を行うこと、特定水利使用に関する処分以外の河川使用に関する処分を行うこと及び原因者工事の施行命令、費用負担命令等を発すること並びに緊急時において公用負担を課すること等） ・ただし、次の事項については、その事務の的確な実施を確保するために、国土交通大臣の認可（地方整備局長に委任）が必要です（法第 79 条第 1 項、令第 45 条）。 ①河川整備計画を定め又は、変更すること ②ダム（基礎地盤から堤頂までの高さが 15 メートル未満のものを除く。）及び地下に設ける水圧管路に係る改良工事を施行すること。 ③地下に設ける水圧管路に係る改良工事について法第 16 条の 3 の規定により市町長が工事を行おうとする場合に、市町長との協議に応じること。 ④特定水利使用以外の水利使用で中規模のもの（一般に「準特定水利使用」という。）に関する、流水の占用の許可、土地の占用の許可、工作物の設置の許可等を行うこと。 ⑤ダム、水門、閘門、橋その他の工作物で治水上又は利水上影響が著しいと認められるものに係る工作物の設置の許可（水利使用に関するものを除く。）等を行うこと。 ⑥河川区域内の土地の現状に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる土地の掘削等の許可を行うこと。

表 1.3　2 級河川管理における国の関与

	関与の内容
国土交通大臣に対して協議等を行うもの	①　河川整備基本方針又は河川整備計画の作成・変更 ②　ダム（基礎地盤から堤頂までの高さが 15 メートル未満のものを除く。）及び地下に設ける水圧管路に係る改良工事の施行 ③　地下に設ける水圧管路に係る改良工事について法第 16 条の３の規定により市町長が工事を行おうとする場合に、市町長との協議に応じること。 ④　特定水利使用に関する流水の占用、河川区域内の土地の占用、工作物の新築等若しくは河川の流水等について支障を及ぼすおそれのある行為の許可等の処分若しくは許可に基づく権利の譲渡の承認又はこれらの処分に係る監督処分
国土交通大臣が緊急時の指示を行うことができるもの	①洪水、津波、高潮等により、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合 ②異常な渇水により、水利使用が困難となり、又は困難となるおそれがあると認められる場合 ③汚水の流入等により、河川環境の保全に支障が生じ、又は発生するおそれがあると認められる場合

1.2.3　河川管理施設

(1) 河川管理施設の意義

河川管理施設とは「ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯その他の河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設」をいいます（法第 3 条第 2 項）。

(2) 河川管理施設等の構造の基準

河川管理施設又は法第 26 条第 1 項の許可を受けて設置される工作物（以下、許可工作物）は、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重を考慮した安全な構造のものでなければなりません。河川管理施設又は許可工作物のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準は、政令で定めることとされています（法第 13 条）。

これに基づき、河川管理施設等構造令が定められ、治水上の影響が大きく、かつ、設置事例の多いダム、堤防、堰、床止め、水門、樋門、揚水機場、排水機場、取水塔、橋、伏せ越しについて、技術的基準が定められています。

1.2.4　河川計画

河川は、洪水、津波、高潮等の災害の発生が防止され、流水の正常な機能が維持され、河川環境の整備と保全がされるように、総合的に管理されるべきものとされています（法第 1 条）。

こうした中、河川は有機的に結合して水系をなしているため、河川工事や河川の維持については、水系として一貫した計画の下に進めることが不可欠です。このため、河川管理者は、その管理する河川について、長期的な基本方針及び河川整備の基本となるべき事項を定める「河川整備基本方針」と、具体的な河川整備に関する事項を定める「河川整備計画」を作成することとされています。

河川整備基本方針は、治水安全度のバランス等を考慮しつつ、長期的な観点に立って定める河川整備の最終目標なので、その内容の客観性及び公平性を確保するため、2 級河川においては、都道府県河川審議会（山口県の場合は山口県河川委員会）に意見を聞くこととされています。また、河川整備計画では、それぞれの河川での地域の意見を反映させた上で計画内容の客観性及び公平性の確保をする必要があるため、公聴会の開催等（山口県の場合は川づくり検討委員会等）において意見を聴くことになっています。

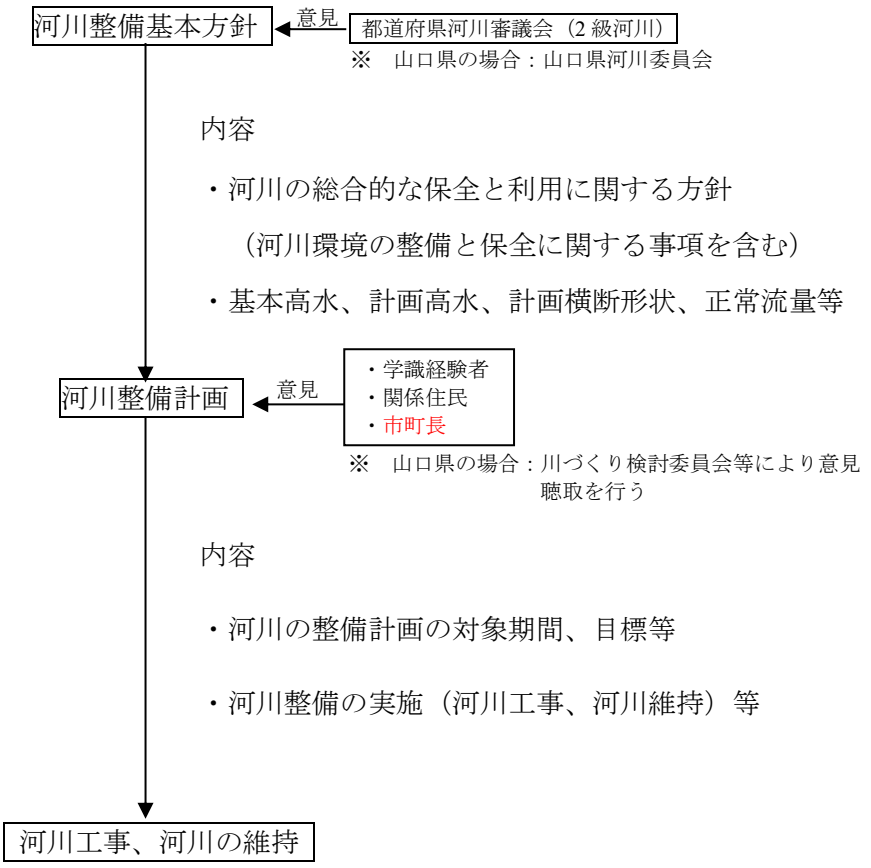


図 1.5　河川整備の計画制度（平成 9 年 5 月改正）

1.3　河川の使用及び規制

1.3.1　河川の使用関係（自由使用、許可使用、特許使用）

(「よくわかる河川法」（河川法令研究会、ぎょうせい)より転載）

河川が「公物※1」、その中でも「公共用物※2」とされていることから、本来的には、他人の使用を妨げない範囲において、一般公衆の自由な使用に供されることが管理の目的となっています。

例えば、河川における水泳、洗濯、釣りなどの行為は、特段の許可などを要しないで自由に行うことができるものです。このように、**一般公衆が、河川管理者から許可などの何らかの行為を要することなく自由に行うことができる河川使用を「自由使用」**と呼んでいます。

しかし、一方で、その河川使用が他人の使用方法を妨げるなど、その効用に支障を及ぼすおそれのある使用方法があり、そのような使用方法については、一般的に禁止又は制限して、個別に支障の有無を判断し、そのうえで許可などを与えて使用を認める必要がある場合があります。

例えば､河川区域内の土地において工作物を設置することは､河川の流水の流下の阻害となる、流路を変更するなどの支障が生じるおそれがありますから、河川管理者の許可が必要とされ、許可を受けてはじめて行うことができることとされているわけです。

このように、自由使用の範囲を超える河川の使用について、**一般的にその使用を制限し、特定の場合に申請に基づいてその制限を解除して使用を許容する場合の河川使用を「許可使用」**と呼んでいます。ただ、実際の様々な法律では必ずしも「許可」の語が用いられているわけではありません。

さらに、特定の人が、一般には許されない特別の使用を行うことができる権利の設定を受けて河川を使用する場合があります。

例えば、河川に橋を架けたり、河川から引水したりする使用方法が該当しますが、このように、**特定人に一般には許されない特別の使用権（排他的、独占的権利）を設定することにより行われる河川使用を「特許使用」**と呼んでいます。実際の様々な法律では必ずしも「特許」の語が用いられているわけではなく「許可」などの語が用いられていることも多いようです。

また､「許可使用」と「特許使用」との違いは､「許可使用」が河川の効用を全うするために一般的に設けられた禁止又は制限を解除するに過ぎないものであるのに対し､「特許使用」は、積極的に権利の設定を受けるものであること、したがって「特許使用」の場合には使用料等を徴収されるのが通例であることがあります。

なお､現実には､河川を使用するに当たっては「許可使用」と「特許使用」の双方に該当する場合が少なくありません。

例えば､河川に橋を架ける場合には､河川区域内の土地を排他的･独占的に使用するという「特許使用」の側面と、河川区域内の土地で工作物を設置するという「許可使用」の側面との双方の要素を伴せもっています。

※１　「公物」

国又は地方公共団体などが、その行政目的を達成するために、それらの行政主体により直接に公の目的に供される有体物をいうものとされています。したがって、その公の目的を達成するために必要な限度において私法の適用が排除され、特別の法的扱いを行うべきものと考えられています。河川は、道路や公園などとともに、いわゆる「公物」と呼ばれています。

※２　「公共用物」

「公物」の一種であって、直接に一般公衆の共同使用に供されるものをいうものと考えられており、河川のほか道路、公園、海岸などがこれに当たるものとされています。河川法では河川は「公共用物」であるとされています（法第 2 条第 1 項)。

この「公共用物」という概念は、庁舎や公立学校などといった、行政主体自身の使用に供される「公共物」と区別するため用いられる概念です。

表 1.4　河川の使用関係の分類

使　用　関　係		使　用　の　例
自由使用	一般公衆が、河川管理者から許可などの何らかの行為を要することなく自由に行うことができる河川使用	①　水泳、洗濯、家事用水の取水 ②　釣　り ③　散　策　など
許可使用	一般的にその使用を制限し、特定の場合に申請に基づいてその制限を解除して使用を許容する場合の河川使用	①　河川区域内の土地における工作物の新築、改築又は除却（法第 26 条第 1 項） ②　河川区域内の土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植若しくは伐採（法第 27 条第 1 項） ③　河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航（法第 28 条） ④　①から③に掲げるもののほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為（法第 29 条第 1 項）
特許使用	特定人に一般には許されない特別の使用権（排他的、独占的権利）を設定することにより行われる河川使用	①　河川の流水の占用（法第 23 条、法第 23 条の 2） ②　河川管理者が権原を有する河川区域内の土地の占用（法第 24 条） ③　河川管理者が権原を有する河川区域内の土地における土石又は河川の産出物の採取（法第 25 条）

1.3.2　土地の占用の許可

(「よくわかる河川法」（河川法令研究会、ぎょうせい)より転載）

(1) 制度の概要

河川管理者以外の者が権原に基づき管理する土地を除き、河川区域内の土地を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければなりません（法第 24 条)。

河川区域内の土地は、河川管理施設と相まって、雨水等の流路を形成し、洪水を疎通させ、洪水による被害を除却し又は軽減させるためのもので、かつ、公共用物として本来一般公衆の自由な使用に供されるべきものです。したがって、**その占用は原則として認められるべきものではありません。**

しかし、占用の目的や態様によっては、公園や広場などのように一般公衆の使用を増進する場合、ダムのように一般公衆の利用は阻害されますが、河川の流水によって生じる公利が増進される場合、橋の設置などのように社会経済上の必要性が高い場合など、現実には河川区域内の土地を占用することを認める必要がある場合も数多くあります。

土地の占用の許可は、このような場合に**河川区域内の土地を排他的かつ独占的に使用することを認めるもの**です（法第 24 条)。したがって、この許可を受けて河川区域内の土地を占用することは、河川の流水の占用（法第 23 条）等と同様に、河川の使用関係の分類では**「特許使用」**に該当するものと考えられています。

なお、このように、土地の占用の許可が流水の占用の許可と同様に「特許使用」に該当すると考えられることから、土地の占用の許可を受けた者に対する土地占用料の徴収、地位の承継、権利の譲渡についても、流水の占用の許可の場合と同様に扱われます。

(2) 土地の占用の許可の基準

土地の占用の許可の基準については、道路の場合と異なり（道路法第 33 条)、河川法上特に規定されていません。したがって、**許可に当たっては河川管理者の自由な判断に委ねられる**こととなりますが、河川の公共性から、河川区域内の土地の利用の適正を図るため、河川法の施行後ほどなく「河川敷地の占用許可について」（昭和 40 年 12 月 23 日建設省発河第 199 号建設事務次官通達）が定められ、以来約 30 年にわたって土地の占用の許可に当たっては、水利使用及び工作物の新築又は改築に伴う占用以外の土地の占用の許可がこの通達を基準として行われてきました。

この通達は、近年の河川環境に対する関心の高まり、スポーツ・レクリエーション活動の場としての利用など河川の保全や利用に対する国民の要請がますます増大するとともに、多様化してきたことに伴い、これらの要請に的確に応えるべく全面改正された**「河川敷地の占用許可について」（平成 11 年 8 月 5 日建設省河政発第 67 号建設事務次官通達、最終改正平成 28 年 5 月 30 日）**が、現在の土地の占用の許可の基準となっています。

1.3.3　工作物の新築等の許可

(1) 制度の趣旨

(「よくわかる河川法」（河川法令研究会、ぎょうせい)より転載）

河川区域内の土地では、工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者、及び河口附近の海面において、河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物等を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければなりません（法第 26 条第 1 項)。

河川区域内の土地において工作物を新築することなどの行為は、河川における一般公衆の自由使用を妨げたり、洪水の際に洪水の流下を妨げ災害を招いたりするなど、公共の利益に反するおそれがあるので、これらの行為を**一般的に禁止し、個別の行為ごとに許可申請に基づき、支障がないと認められる場合には禁止を解除し許可**することとしているものです。したがって、この法第 26 条第 1 項による許可を受けて工作物の新築等を行うことは、河川の使用関係の分類では**「許可使用」**に該当するものと考えられています。

(2) 工作物の新築等の許可を要する範囲

(「よくわかる河川法」（河川法令研究会、ぎょうせい)より転載）

法第 26 条第 1 項の工作物の新築等の許可については、法第 24 条の土地の占用の許可や法第 25 条の土石等の採取の許可の場合と異なり「河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く」こととされていません。したがって、いわゆる堤外民有地などの、**河川管理者以外の者が管理する土地における場合にも工作物の新築等の許可は必要**となります。

このことは、河川を構成する土地について、河川の適正な管理に必要な範囲で私権が制限されることはやむを得ないことであり、河川区域内の土地において工作物を新築することなど、洪水の際に洪水の流下を妨げ、災害を招き公共の利益に反するおそれがある行為が制限されることは、河川の適正な管理に必要な範囲での制限と考えられることによるものです。

なお、法第 26 条第 1 項は「河川区域内の土地....において」工作物の新築等を行う場合に許可を要することとしていますから、設置しようとする工作物が河川区域の内外にまたがる場合には、観念的には河川区域外の部分は許可の対象となりませんが、その部分の構造などが河川区域内の部分について許可を与えるか否かに影響を及ぼすような場合には、その部分についても許可の審査の際併せて審査されます。

(3) 「河川の河口附近の海面」

(「よくわかる河川法」（河川法令研究会、ぎょうせい)より転載）

河川区域内の土地のほか「河川の河口附近の海面」における工作物の新築等についても許可が必要です（法第 26 条第 1 項)。これは、河川の河口附近の海面に工作物の新築等がなされることは、河川区域内の土地における場合と同等程度に河川の自由使用や洪水の際の洪水の流下に影響を与えるものであり、また、現行法の制定当時、河川の河口附近の海面に水門などの工作物が設置されるようになり、河口部の河川管理に強く影響を与えていたことによるものです。

なお、この「河川の河口附近の海面」には、海面下の土地も含まれます。

(4) 工作物の新築等の許可の基準

「工作物設置許可基準」（平成 6 年 9 月 22 日建設省河治発第 72 号建設省河川局治水課長通達、最終改正平成 14 年 7 月 12 日国河治第 71 号）が、現在の工作物の新築等の許可の基準となっています。

(5) 工作物の新築等の構造の基準

河川管理施設又は法第 26 条第 1 項の許可（工作物の新築等の許可）を受けて設置される工作物のうち主要なものの構造について河川管理上必要とされる基準は、政令で定めることとされています（法第 13 条第２項)。これにより昭和 51 年に**「河川管理施設等構造令」（昭和 51 年 7**

月 20 日政令 199 号、最終改正平成 25 年 7 月 5 日政令第 214 号）が制定され、河川管理上必要とされる一般的技術的基準として、許可工作物の構造審査の基準となっています。

なお、工作物の設計基準や、構造令の対象外となった工作物の構造基準については、**「河川砂防技術基準」（国土交通省　水管理・国土保全局）**等の図書が審査の参考とされています。

(6) 完成検査

(「よくわかる河川法」（河川法令研究会、ぎょうせい)より転載）

法第 26 条第 1 項の許可を受けて設置された工作物のうち、ダムなどの主要な工作物については、完成検査を受け、これに合格した後でなければ当該工作物を使用できません（法第 30 条第 1 項)。

許可の内容どおりに工作物の新築等が行われるとすれば、改めて完成検査を行う必要は低いものといえます。しかし、多量の流水を貯留するダムなどの工作物は、その工事が不完全であることにより工作物に瑕疵があると、洪水時に損壊するなどの事態が生じ、大災害を引き起こすおそれがあり、取り返しのつかないこととなります。そこで完成検査を要する主要な工作物を政令で定めています（令第 17 条)。

（完成検査を要する主要な工作物）

① 河川の流水を貯留し、または取水するため法第 26 条第 1 項の許可を受けて設置するダム（基礎地盤から堤頂までの高さが 15m 以上のもの）
② 河川管理施設と効用を兼ねる工作物
③ 堤防を開削して設置される工作物

完成検査の例外として、特別な事情がある場合には、河川管理者の承認を受けることにより、完成検査を受ける前であっても一部使用することができます（法第 30 条第 2 項)。これに該当する例としてはダムの一部湛水の場合があります。

(7) 工作物の用途廃止の届出、原状回復命令

(「よくわかる河川法」（河川法令研究会、ぎょうせい)より転載）

工作物を設置している者がその工作物の用途を廃止した場合には、速やかに河川管理者に届け出なければなりません（法第 31 条第 1 項)。そして、届出があった場合には、河川管理上必要があると認めるときは、河川管理者は、原状回復などの河川管理上必要な措置をとることを命じることができます（同条第 2 項)。

工作物の新築等の許可は行為の許可ですから、許可期間が定められませんが、河川区域内の工作物は洪水の流下に支障を及ぼすおそれがありますから、許可した後も、河川管理者が当該工作物について河川管理上必要な措置をとることを可能とする必要があります。そのため、当該工作物の用途を廃止した場合に、工作物を設置している者に対し廃止した旨の届出義務を課するとともに、用途が廃止された後に河川管理上必要な措置をとることを命じることができることとしたものです。

ここで、河川管理者が命じることができる河川管理上必要な措置の具体的内容としては、「当該工作物の除却」や「河川を原状に回復すること」のほか、工作物を存置させる場合の損壊防止のための改築や定期的な補修が考えられます。

(8) 許可に基づく地位の移転

(「よくわかる河川法」（河川法令研究会、ぎょうせい)より転載）

河川管理者の許可や登録を受けて河川を使用する者は、その許可に基づく地位を基礎にして、経済的・社会的活動を行い、関係する社会と複雑な関係を形成していくため、許可等に基づく地位を属人的なものとせず、移転性を認めることとするほうが合理的です。

このような観点から、法第 33 条は、法第 23 条又は法第 24 条から第 27 条までの許可又は法第 23 条の 2 の登録を受けた者の一般承継人、又は許可に係る工作物や土地等を譲り受けた者が、当該許可に基づく地位を承継することとするとし、地位を承継した者に河川管理者にその旨を届け出るよう義務づけています。

1.3.4　河川の使用等に関する国の特則

(「よくわかる河川法」（河川法令研究会、ぎょうせい)より転載）

国が行う事業についての河川法の許可又は承認は、当該国の機関と河川管理者との協議が成立することをもって関係規定による許可又は承認があったものとみなされます（法第 95 条)。また、令において許可を要することとされている行為（令第 16 条の 3 第 1 項及び第 16 条の 8 第 1 項）についても同様に、河川管理者との協議が成立することをもってこれらの規定の許可があったものとみなされます（令第 16 条の 11)。

1.3.5　河川占用と道路占用の差異

工作物の設置等の許可に対する河川法上の基本的姿勢は“原則禁止”ですが、この点について道路法の場合と対比させて考えてみます。

道路法第 36 条第 2 項には電線、水管、ガス管などの公益性の高い物件（義務占用物件）は、要件を満たせば許可しなければならないことが定められています。一方、同法第 71 条では「道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合の監督処分に伴う占用施設に対する通常損失補償は不要」とされており附帯工事に要する費用の負担についても同法第 59 条の規定を十分に駆使して「許可に附した条件や第 35 条の規定に基づく協定」によってその費用は実質的にはほとんど占用者の負担によって処理されています。

これに対し河川法の場合には土地の占用の許可（第 24 条）、工作物の新築等の許可（第 26 条）、土地の掘削等の許可（第 27 条）のいずれの場合についても「河川管理者の許可を受けなければならない」と規定されているだけで、道路法のような義務占用の定めはありません。一方、監督処分については「河川工事のためやむを得ない必要があるときも占用者に対する通常損失を補償しなければならない」（第 76 条第 1 項）とされており、わかりやすくいえば河川法の場合は占用の目的がなんであろうとも必ずしも許可をする必要はない代りに、いったん許可すれば河川工事のために必要を生じた場合でも占用施設の処置に要する費用等、占用者の通常生ずべき損失は原因者すなわち河川管理者の負担にかかってくることになるということです。

河川法第 90 条に規定されている「適正な河川の管理を確保するために必要な最小限度のものに限り、不当な義務を課することとなるものであってはならない」という規定は、道路法第 87 条の「不当な義務を課するものとならないものでなければならない」と全く同様の条文ですが実質的には格段の差があります。道路のような許可条件（ほとんどすべての占用許可にあたり一括した費用負担協定がある場合以外にも「道路工事によって必要を生じたときは占用者の負担によって処置するものとする」というような許可条件）を付することは、河川法の場合には許されないと解釈されており、「許可の際に河川管理者として相当具体的に予測し得る河川工事に限られるべきであり」、「河川工事によって必要を生じた占用物件に関する費用はいかなる場合にもすべて占用者の負担とするという条件を付してもそれは一般的に無効である」（河川法逐条解説）とされます。

表 1.5　工作物設置許可における河川法と道路法の差異

	河　　川　　法	道　　路　　法
占用許可の原則	原則禁止 （一般的に禁止し、個別の行為ごとに審査し、支障が無いと認められる場合に禁止を解除する）	原則許可　※ 義務占用物件の場合 （許可基準に適合するときは許可を与えなければならない）
監督処分に伴う占用施設に対する通常損失補償	通常損失を補償しなければならない	通常損失補償は不用
許可条件等による移転費用等の占用者負担	法解釈上無効であり、全て河川管理者の負担となる	許可に付した条件や、協定により、占用者負担とできる

1.4　河川保全区域

(1) 制度の趣旨

河川区域外の行為が河川管理上の支障を生じさせる場合には、河川区域外であっても必要な規制を行い、そのような行為を制限する必要があります。

このような観点から、河岸又は堤防、護岸などの河川管理施設を保全するため、河川管理者は、河川区域に隣接する一定の区域における河岸又は河川管理施設に支障を及ぼす行為を規制することができる区域として、河川保全区域を指定することができることにしたのです（法第 54 条第 1 項）。

山口県においては、知事管理区間の全区間について、表 1.6 のとおり、河川保全区域を指定しています（P1-2～3 の図参照）。

表 1.6　山口県の河川保全区域

有堤部	堤防裏法敷地線から堤内へ 20ｍまでの区域及び堤外の土地の区域のうち河川区域外の土地の区域
無堤部	河川敷地線から堤内へ 20m（市の区域にあっては 10m）までの区域及び堤外の土地の区域のうち河川区域外の土地の区域

(2) 河川保全区域内において許可を要する行為

(「よくわかる河川法」（河川法令研究会、ぎょうせい)より転載）

河川保全区域内においては、河岸又は河川管理施設の保全に支障を与える行為が制約されます。具体的には、河川保全区域内において次に掲げる行為を行おうとする場合に許可を要することとなります。

① 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
② 工作物の新築又は改築

例えば、堤防の附近において土地を堀削したり、重量の大きい工作物を築造したりすると、堤防自体を損壊したり、脆弱にしたりすることとなり、洪水時などにおいて災害を招く原因となるおそれがあります。

そこで、河川保全区域においては、これらの行為を一般的に禁止し、個別の行為の許可申請に基づき、支障がないと認められる場合には禁止を解除し許可することとしているものです。したがって、この法第 55 条第 1 項による許可を受けて工作物の新築等を行うことは「許可使用」に該当するものと考えられます。

(3) 河川保全区域内において許可を要しない軽易な行為

(「よくわかる河川法」（河川法令研究会、ぎょうせい)より転載）

河川管理上の影響の少ない行為については、政令で定めるところにより許可を要しないこととされています（法第 55 条第 1 項ただし書き）。具体的には、次に掲げる行為が許可を要しない軽易な行為として政令で定められています（令第 34 条第 1 項）。

① 耕耘
② 堤内の土地における地表から高さ 3m 以内の盛土（堤防に沿って行う盛土で、堤防に沿う部分の長さが 20m 以上のものを除く）
③ 堤内の土地における地表から深さ 1m 以内の土地の掘削又は切土
④ 堤内の土地における工作物（コンクリート造、石造、れんが造など堅固なもの及び貯水池、水槽、井戸、水路等水が浸透する恐れのあるものを除く）の新築又は改築
⑤ ①から④に掲げるものの他、河川管理者が河岸又は河川管理施設の保全上影響が無いと認めて指定した行為

ただし、②から⑤までに掲げる行為で、河川管理施設の敷地から 5m 以内の土地におけるものは、河岸又は河川管理施設の保全上支障があることから、許可を要することとされています。

第Ⅱ章　工作物設置許可

2.1　工作物設置許可事務

2.1.1　工作物設置に必要な許可、承認等

(1) 工作物の新築等の許可（法第 26 条）

河川区域内の土地では、工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者、及び河口付近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければなりません（法第26条第1項）。この許可のことを、**「工作物設置許可」「工作物の新築等の許可」または「26条許可」**と呼んでいます。

なお、河川改修工事の**附帯工事により河川管理者が工作物を改築する場合でも、施設の管理者は工作物の改築の許可申請を行う**必要があります。

(2) 土地の占用の許可（法第 24 条）

工作物の新築、改築等の場合通常は土地の占用を伴います。この場合、「土地の占用の許可」「24 条許可」と呼ばれる許可を同時に受けることとなります。

なお、河川改修工事の**附帯工事により河川管理者が工作物を改築する場合でも、施設の管理者は工作物敷地の土地の占用の許可申請を行う**必要があります。

(3) 流水の占用の許可（法第 23 条）

河川の流水を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければなりません（法第 23 条)。河川の流水の占用は、何らかの工作物の新築などを伴う場合が多いことから、「流水の占用または法第 26 条第 1 項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築」をすることを「水利使用」と呼んでいます（法第 23 条の 2)。すなわち、多くの「水利使用」の場合は、「工作物設置許可」と「流水の占用の許可」を同時に受けることになります。

(4) 河川管理者以外の者の施行する工事等（法第 20 条）

工作物の設置に伴い、申請者が河川工事を行おうとする場合は、**「河川管理者以外の者の施行する工事等」、「出願工事」、「承認工事」または「20 条申請」**と呼ばれる承認を受ける必要があります。

(5) 土地の掘削等の許可（法第 27 条）

工作物の設置に伴う土地の形状変更は、工作物を設置するための必然的な行為であり、工事の完成後現状に回復する場合の行為は法 26 条の許可と一貫するものとしてこれに含めて取り扱われます。よって、一般的な工作物設置許可では「土地の掘削等の許可」（法第 27 条）は不要となります。

ただし、新設橋梁への管理道接続等で盛土を行う場合などは、**「土地の掘削等の許可」**を同時に受けることになります。

(6) 河川保全区域における行為の制限（法第 55 条）

工作物の設置に伴い、河川保全区域内で河岸又は堤防、護岸などの河川管理施設の保全上支障のある行為を行う場合は、**「河川保全区域における行為の制限」「55 条許可」**と呼ばれる許可を同時に受けることとなります。

河川区域内における許可については河川整備基本方針等の河川の将来計画との整合が審査対

象になりますが、河川保全区域内における行為の制限は**現況河川における河川保全区域に対して適用され、将来計画により河川保全区域になる予定の箇所には適用されません。**

(7) 河川の使用等に関する国の特例（法第 95 条）

国が行う事業については、国の機関と河川管理者との協議が成立することをもって関係規定による許可または承認があったものとみなされます。これを**「95 条協議」**と呼んでいます。

(8) その他（法第 30，31，33，34，75 条）

ア． 許可工作物の使用制限（法第 30 条）

完成検査が必要な工作物（第 1 章第 3 節参照）に該当する場合は、法第 30 条第 1 項の「完成検査」を受ける必要があります。また完成前に工作物を一部使用する場合は法第 30 条第 2 項の「河川管理者の承認」を受ける必要があります。

イ． 原状回復命令等（法第 31 条）

工作物の用途を廃止したときは、速やかにその旨を河川管理者に届け出るとともに、当該工作物を除却し、河川を現状に回復しなければなりません。

ウ． 許可に基づく地位の継承（法第 33 条）

法第 23 条若しくは第 24 条から第 27 条までの許可又は第 23 条の 2 の登録に基づく地位を承継したものは、河川管理者にその旨を届け出なくてはなりません。

エ． 権利の譲渡（法第 34 条）

法第 23 条、第 24 条若しくは第 25 条の許可又は第 23 条の 2 の登録に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができません（法第 34 条第 1 項）。

オ． 河川管理者の監督処分（法第 75 条）

許可の内容に違反している場合や、河川法上違法の状態にある者に対して、河川管理者は、許可を取り消したり、原状に回復する命令をしたりするなどの監督処分を行なうことができます。

2.1.2　工作物設置許可に係る決裁区分

河川法に係る事務については、「山口県事務委任規則」（昭和 44 年 4 月 1 日山口県規則第 21 号）により、大半が土木建築事務所長に委任されています。また、「河川法に係る事務委任について」（昭和 58 年 3 月 18 日河川第 620 号土木建築部長通達）により、土木建築事務所長に委任された事務のうち一部については河川課協議が必要とされています。

また、「山口県事務決裁規定」（昭和 44 年 4 月 1 日山口県訓令第 4 号）では、土木建築事務所の所長、次長若しくは課長専決事項が規定されています。

(1) 河川課決裁のもの

ア．河川管理者以外の者の施工する工事等（法第 20 条）のうち治水上又は利水上影響が著しいもの

「治水上又は利水上影響が著しいもの」について山口県事務委任規則では特に規定されていませんが、従来から実務上次のようにルール化されています。

すなわち、「治水上又は利水上影響が著しいもの」とは、たとえば河川の付替え、あるいは完全な付替えではなくとも前出しや引堤を伴うものが該当し、これに該当せず土木建築事務所長に委任されるものには、原形復旧的な護岸工事などが該当するというものです。

イ．流水の占用許可又は登録（法第 23 条、第 23 条の 2）

流水の占用に伴う、「土地の占用」、「工作物の新築等」等の許可も併せて河川課決裁となります。

(2) 土木建築事務所決裁であるが河川課協議を要するもの

ア．土地占用許可等のうち次のもの

- 縦断占用を伴うもの
- 大規模な施設（橋梁、伏せ越し等）の設置に係るもの
- ほ場整備に係るもの
- 宅地造成その他土地の区画形質の変更を伴うもので造成面積 1 万 m^2 以上のもの

イ．土石等の採取の許可

山口県においては昭和 41 年より河川区域における土石等の採取の許可を行っていません。

(3) 土木建築事務所決裁のもの

ア．上記以外のもの

「山口県事務委任規則」（昭和 44 年 4 月 1 日山口県規則第 21 号）により上記(1)(2)以外の工作物設置関係の事務は土木建築事務所長に委任されています。

また、「山口県事務決裁規定」（昭和 44 年 4 月 1 日山口県訓令第 4 号）で、土木建築事務所の所長、次長若しくは課長専決事項が規定されています。流水占用に係るものを除く工作物の完成検査などはこれにより事務所決裁事務となります。

これらの具体的な事務の内容については、表 2.1 及び資料編の山口県事務決裁規定（抄）を参照してください。

表 2.1　事務委任等一覧表

根拠法例	内容			河川課決裁	河川課協議 土木決裁	土木決裁	備考
法第 18 条	工事原因者の工事の施行等					○	委任規則イ
法第 20 条	河川管理者以外の者の施行する工事等	治水上又は利水上影響が著しいもの		○			
		上記以外のもの				○	委任規則ロ
法第 23 条	流水の占用の許可			○			
法第 23 条の 2	流水の占用の登録			○			
法第 24 条	土地の占用の許可	流水占用に係るもの		○			
		上記以外のもの	縦断占用		○		委任規則ニ、部長通達
			大規模施設		○		委任規則ニ、部長通達
			ほ場整備		○		委任規則ニ、部長通達
			宅地造成等		○		委任規則ニ、部長通達
			仮設・更新			○	次長専決
			上記以外			○	委任規則ニ
法第 25 条	土石等の採取の許可					○	委任規則ホ
法第 26 条	工作物の新築等の許可	流水占用に係るもの		○			
		上記以外のもの	縦断占用		○		委任規則ヘ、部長通達
			大規模施設		○		委任規則ヘ、部長通達
			ほ場整備		○		委任規則ヘ、部長通達
			宅地造成等		○		委任規則ヘ、部長通達
			仮設			○	次長専決
			上記以外			○	委任規則ヘ
法第 27 条	土地の掘削等の許可	流水占用に係るもの		○			
		上記以外のもの	縦断占用		○		委任規則ト、部長通達
			大規模施設		○		委任規則ト、部長通達
			ほ場整備		○		委任規則ト、部長通達
			宅地造成等		○		委任規則ト、部長通達
			上記以外			○	委任規則ト
法第 30 条第 1 項	工作物の完成検査	流水占用に係るもの		○			
		上記以外のもの				○	所長専決
法第 30 条第 2 項	工作物の一部使用	流水占用に係るもの		○			
		上記以外のもの				○	所長専決
法第 31 条第 2 項	原状回復命令等					○	委任規則チ
法第 32 条第 4 項	流水占用料の徴収等					○	委任規則リ
法第 34 条第 1 項	権利譲渡の承認	知事が許可したもの		○			
		上記以外のもの				○	委任規則ヌ
法第 55 条第 1 項	河川保全区域における行為の制限	流水占用に係るもの		○			
		上記以外のもの				○	委任規則ル
法第 74 条	強制徴収	知事が許可したもの		○			
		上記以外のもの				○	委任規則ヲ
法第 75 条	河川管理者の監督処分	流水占用に係るもの		○			
		上記以外のもの				○	委任規則ワ
法第 78 条第 1 項	報告の徴収及び立ち入り調査	知事が許可したもの		○			
		上記以外のもの				○	委任規則カ
条例第 5 条	土地占用料等の減免	知事が許可したもの		○			
		上記以外のもの				○	委任規則ナ

法‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥河川法
委任規則‥‥‥‥‥‥山口県事務委任規則（昭和 44 年 4 月 1 日山口県規則第 21 号）
所長、次長専決‥山口県事務決裁規定（昭和 44 年 4 月 1 日山口県訓令第 4 号）
部長通達‥‥‥‥‥‥河川法にかかる事務委任について（昭和 58 年 3 月 18 日河川第 620 号）
大規模な施設‥‥橋梁、伏せ越し等をいう
宅地造成等‥‥‥‥宅地造成その他土地の区画形質の変更を伴うもので造成面積 1 万㎡以上のもの
条例‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥山口県河川流水占用料等徴収条例（平成 12 年山口県条例第 4 号）

2.1.3　工作物設置許可の事務の流れ

(1) 工作物設置許可の事務の流れ

工作物設置許可にかかる事務については、「河川法施行細則第 4 条」（昭和 40 年 4 月 1 日山口県規則第 42 号）で関係土木建築事務所の長を経由することとされています。
また「山口県事務委任規則」（昭和 44 年 4 月 1 日山口県規則第 21 号）や「河川法に係る事務委任について」（昭和 58 年 3 月 18 日河川第 620 号土木建築部長通達）で決裁区分や河川課協議事項が定められています。

事務の規程を、フロー図にしたものが図 2.1 です。

(2) 事前協議

工作物の設計を行うには、河川改修計画などの河川諸元、審査の基準となる許可基準や構造令等の適用方針及び仮設計画等の河川管理上の支障の有無などを把握しておくことが重要です。

そこで、山口県では、申請に先立つ「事前協議」を受けています。

河川改修計画などの河川諸元、工作物設置許可基準や河川管理施設等構造令等の適用方針、仮設計画等の河川管理上の支障判定方針など、申請者に分かり難い河川特有の事項について、事前に、河川管理者側の職員が疑問点に答え、これにより申請者側での問題点の整理、工作物設計の手戻り防止を図ろうとするものが「事前協議」です。また、河川課での事前協議で技術的に確認できた事項については「打合せメモ」が作成され、申請書にこの「打合せメモ」の写しが添付されることにより、技術審査の迅速化、合理化が図られています。

なお、許認可の審査は申請書の提出により初めて行われるもので、事前協議は申請に先立つ事前審査を行うものではありません。また、「打合せメモ」は河川諸元、構造令等の審査基準の適用方針を申請予定者に説明した事項を記録したものであり、申請に対する河川管理者の方針等審査結果を記録したものではありませんし、許可の発出を確約するものでもありません。
すなわち、事前協議の「打合せメモ」は申請に代わるものとはならず、申請が行われない場合は河川管理者の許可が無いこととなりますので、協議だけでなく本申請を必ず行う必要があります。

事前協議については、手続や規定等は特に定められておらず、申請者が関係土木建築事務所に電話等で申し入れ土木側で関係者の日程を調整の上行われます。また、この席に設計コンサルタント等が加わることも多いようです。

河川課決裁又は河川課協議が必要な工作物については、土木建築事務所での事前協議とは別に河川課においても事前協議が行われます。

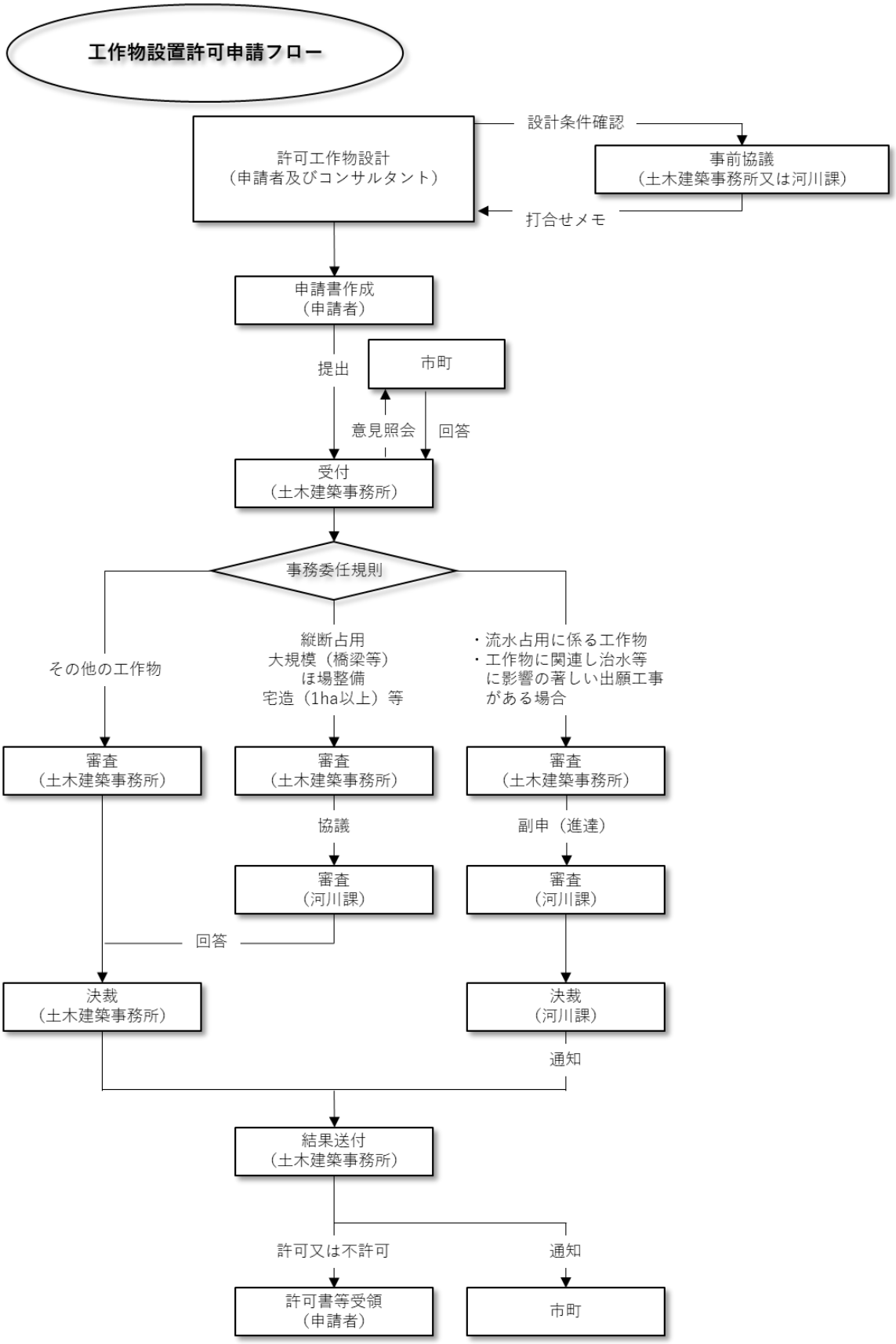


図 2.1　工作物設置許可申請フロー

2.1.4　標準処理期間（行政手続法第 6 条）

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 6 条では、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「**標準処理期間**」という。）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは公にすることとされています。

山口県では、この標準処理期間を、河川課決裁のものについては表 2.2 に示すように、土木建築事務所決裁のものは表 2.3 に示すように定め、土木建築事務所で公表しています。

なお、申請の内容に補正が必要な場合（「2.1.5 申請に対する審査応答」参照）に、この補正等に要する期間は標準処理日数には含まれません。ただし、補正指示の年月日及び指示内容等については記録しておく必要があります。

表 2.2　工作物の設置等の許認可等に係る標準処理期間（河川課決裁のもの）

法令条項	事　務　の　名　称	申請書等の提出先	標準処理日数				備　　考
			総日数	内　訳			
				経由機関	処理機関	協議機関	
河川法 第 20 条	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認	土木建築事務所	33	10	13	10	治水上又は利水上影響が著しいもの
河川法 第 23 条	流水占用の許可	土木建築事務所	52	10	32	10	
河川法 第 24 条	土地の占用の許可 （流水占用に係るもの）	土木建築事務所	52	10	32	10	
河川法 第 26 条第 1 項	工作物の新築等の許可 （流水占用に係るもの）	土木建築事務所	52	10	32	10	
河川法 第 27 条第 1 項	土地の掘削等の許可 （流水占用に係るもの）	土木建築事務所	52	10	32	10	
河川法 第 30 条第 1 項	許可工作物の完成検査 （流水占用に係るもの）	土木建築事務所	33	10	13	10	
河川法 第 30 条第 2 項	許可工作物の完成前の使用承認 （流水占用に係るもの）	土木建築事務所	33	10	13	10	
河川法 第 34 条第 1 項	権利譲渡の承認 （流水占用に係るもの）	土木建築事務所	33	10	13	10	
河川法 第 55 条第 1 項	河川保全区域内の行為の許可 （流水占用に係るもの）	土木建築事務所	52	10	32	10	

経由機関‥‥土木建築事務所　処理機関‥‥河川課　協議機関‥‥関係市町

表 2.3　工作物の設置等の許認可等に係る標準処理期間（土木建築事務所決裁のもの）

法令条項	事　務　の　名　称	申請書等の提出先	標準処理日数			備　　考
			総日数	内　訳		
				処理機関	協議機関	
河川法 第 20 条	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認	土木建築事務所	20	10	10	治水上又は利水上影響が著しいものを除く
河川法 第 24 条	土地の占用の許可	土木建築事務所	20	10	10	
河川法 第 25 条	土石等の採取の許可	土木建築事務所	20	10	10	
河川法 第 26 条第 1 項	工作物の新築等の許可	土木建築事務所	20	10	10	
河川法 第 27 条第 1 項	土地の掘削等の許可	土木建築事務所	20	10	10	
河川法 第 29 条第 1 項	河川管理上支障のある行為の許可等	土木建築事務所	20	10	10	
河川法 第 30 条第 1 項	許可工作物の完成検査	土木建築事務所	20	10	10	
河川法 第 30 条第 2 項	許可工作物の完成前の使用承認	土木建築事務所	20	10	10	
河川法 第 34 条第 1 項	権利譲渡の承認	土木建築事務所	20	10	10	
河川法 第 55 条第 1 項	河川保全区域内の行為の許可	土木建築事務所	20	10	10	

処理機関‥‥土木建築事務所　協議機関‥‥関係市町

2.1.5　申請に対する審査、応答（行政手続法第 7 条）

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 7 条では、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他法令で定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならないとされています。

すなわち、工作物の設置等の許認可等の**申請書が提出された場合、行政庁には遅滞なく当該審査を開始しなければならず、**法令に定められた**申請の形式上の要件に適合しない申請については「補正命令」を出し、補正不能か不補正の場合は許認可等を拒否**（いわゆる「却下」）しなければならないとされています。

工作物の設置等の許認可等で、申請の形式上の要件に達しない場合の**「補正命令」等の応答は、おもに土木建築事務所**で行われます。

表 2.4　申請の形式上の要件（行政手続法第 7 条）

形　式　上　の　要　件
1.申請書の記載事項に不備がないこと 2.申請書に必要な書類が添付されていること 3.申請をすることができる期間内にされてものであること 4.その他

2.1.6　申請の形式上の審査

河川法にかかる許認可等の申請の様式と添付しなければならない図書については、河川法施行規則（昭和 40 年 3 月 13 日建設省令第 7 号）第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条及び第 16 条に定められています。（申請諸様式は、本書の「3.1　申請様式・記入要領」参照）

(1) 申請書および添付図書

山口県における河川法の申請書及び必要な添付図書を表 2.5 に、山口県における申請書の審査、留意事項を表 2.6 に、添付図書の審査、留意事項を表 2.7 に示します。

(2) 提出部数

提出部数は、河川法施行規則により正本 1 部に県で定める部数の写しとなります。山口県では、「河川法施行細則」（昭和 40 年 4 月 1 日山口県規則第 42 号）第 3 条で「1 に関係行政機関及び関係市町の数を加えた部数」とされています。

表 2.5　河川法の許可申請書及び必要な添付図書

申請内容 ／ 必要書類		河川管理者以外の者の施行する河川工事の承認 20 条	水利使用(ダムを除く) 23 条	土地の占用 24 条	工作物の設置 26 条	土地の掘削等 27 条	河川保全区域内の行為 55 条	備考
許可申請書		河川出願工事承認申請書	別記様式第 8(甲)	別記様式第 8(甲)	別記様式第 8(甲)	別記様式第 8(甲)		
許可申請書別紙			乙の 1	乙の 2	乙の 4	乙の 5	乙の 4 乙の 5	
添付図書	①事業計画概要説明書	○	○	○	○	○		
	②位置図(１／50,000)及び見取り図	○	○	○	○	○	○	
	③実測平面図及び丈量図	○	○	○	○	○	○	
	④実測横断図（河川）	○	○	○	○	○	○	
	⑤実測縦断図（河川）	○	○	○	○	○	○	
	⑥工事の実施方法記載図書	○			○			
	⑦工作物の設計書	○			○			
	⑧構造審査表、審査事項説明書	○			○		○	構造審査表の様式がないものは不要
	⑨公図（分間図・地籍図）	○		○	○	○	○	
	⑩占用面積計算書			○				
	⑪申請者の権原を証する書面			○	○	○		
	⑫他の行政庁の許認可書（写）等	○	○	○	○	○	○	
	⑬関係既得権者の同意書	○	○		○	○		
	⑭現況写真	○	○	○	○	○	○	
提出部数	正本	1						
	写し	1＋関係行政機関＋関係市町						

（注）

1. 同時申請の場合で、重複する書類は省略する。
2. 占用期間満了に伴う継続申請には前回許可証の写しを添付する。
3. 水質汚濁に関連のあるものについては汚水処理計画説明図書を添付する。
4. 水利使用の場合は使用水量の算出根拠の書類を別に添付する。
5. かんがい用水の場合は、かんがい面積証明書及び申請かんがい地域の位置図（1/5,000 程度）を別に添付する。
6. 20 条申請は 26 条申請に準じる。ただし、許可申請書は別に定める。詳しくは河川課に問い合わせてください。
7. その他、必要と思われる資料の提出を求めることがあります。

表 2.6　申請書の審査、留意事項

区　　分	審　査　事　項	留　　意　　事　　項
１．申請内容	(1)　所長の委任または専決事項ではないか	①山口県事務委任規則、山口県事務決裁規定 （本書 2.1.2 表 2.1 参照）
	(2)　適用条文は適正か	①法第 26 条（工作物の新築等の許可）のための法第 27 条は、申請に含める必要はない。 ②法第 55 条第 1 項がよく漏れるので注意すること
２．申請諸様式	(1)　所定の様式が用いられているか。（河川法施行規則）	①法第 24 条、第 26 条が同時申請される場合は、乙の 2 様式が必要なく、乙の 4 様式のみでよい。 ②国の特則（法第 95 条、本書 1.3.4 参照） ③変更許可の取り扱い 許可を受けた事項の変更申請は、変更しない事項についても記載し、かつ変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。 ④様式及び記入要領については「3.1　申請様式・記載要領」参照
３．記載事項	(1)　申請年月日は記入されているか	①土木建築事務所の進達、協議書にも年月日が記入されているか。
	(2)　申請者住所氏名印はあるか	①法人等の代理申請の場合、適法な委任状が添付されているか。
	(3)　河川の名称は適正か	①○○川水系○○川（阿武川水系~~松本川~~→阿武川） （錦川水系~~今津川~~　→錦　川） ②申請箇所は 1 級河川の指定区間または 2 級河川の河川区域、河川保全区域であることを確認すること。
	(4)　占用・行為の場所は適正か	①「大字○○字○○××番地先」まで表示すること。 ②地番でとらえにくい場合は、固定物から（○○橋上流○○m、○○堰下流○○m）表示してもよい。
	(5)　占用・行為の面積は適正か	①面積は、少数第 2 位までを表示すること（3 位四捨五入） ②排水管等　管径 Φ○○mm、延長 L＝○○m
	(6)　占用・工事の期間は適当か	①占用期間は、別途「占用の許可期間」（本書 2.1.9 表 2.11）を参照のこと。 ②工事期間の記載漏れが多いので注意すること。 ③工期は必要最小限の期間とすること。 ④5 月～10 月に河川の現況断面を阻害する工事は実施させないこと。
	(7)　その他記載事項に漏れはないか	

表 2.7　添付書類の審査、留意事項

区　　分	審　査　事　項	留　意　事　項
１．事業計画概要説明書	(1)　説明が具体的にされているか	事業の目的や必要性 河川区域に設置することが止むを得ない理由等を記載する
２．位置図	(1)　占用（行為）の場所が表示されているか	①占用（行為）の場所を朱書で表示する ②５万分の１以上の地図とする
３．実測平面図	(1)　河川区域及び河川保全区域が表示されているか (2)　官民境界は記入されているか	①上下流 100m計 200mの範囲が判明できるもの ②縮尺は 1/600 以上とする ③測点を記入する ④官民境界を明示する ⑤河川区域及び河川保全区域を表示する ⑥水準点若しくは BM を表示する
４．丈量図	(1)　面積計算は正しいか (2)　平面図と一致しているか (3)　申請書の記載事項と丈量図の面積は合致しているか	①座標求積法または三斜法を原則とし、小数点は 2 位までとする（3 位四捨五入） ②ガードレール等占用面積の出しにくいものについては高さ○○m 延長○○m とする
５．実測横断図	(1)　河川区域及び河川保全区域の表示はあるか (2)　H.W.L が記入されているか	①上下流各 50m間隔で、最低でも工作物設置箇所と上下流各々2 断面の計 5 断面を実測する ②縮尺は 1/100 以上とする ③官民境界を記入する ④河川区域及び河川保全区域を表示する ⑤H.W.L、H.H.W.L を記入する ⑥改修計画区間については計画横断形を明示する ⑦平面的につながらない死水域については有効な河川断面に含めないこと（死水域については、急拡 5 度、急縮 26 度が基準となる。中小河川計画検討の手引き参照。） ⑧局部的な深掘れ箇所は有効な河川断面に含めないこと
６．実測縦断図	(1)　添付されているか	①上下流各 100m計 200mの範囲を実測する なお、上下流に床止め、堰等の横断工作物がある場合や、岩盤等が露頭している箇所が付近にある場合は、実測範囲に含めること ②縮尺は、縦 1/100 以上、横 1/1000 以上とする ③河床高、左右岸護岸高、左右岸堤防高、桁下高等を明示する（橋梁改築の場合は、旧橋桁下高等を記入する。現堤高は堤防表肩とする。） ④改修計画区間においては、計画高水位、計画堤防高、計画河床高を明示する ⑤改修計画区間においては、水準点（国土地理院設置）、河川計画上の BM、工作物設置における BM の 3 種類の標高の相互関係を明らかにしておくこと
７．工事の実施方法記載図書	(1)　添付されているか	①具体的に記入すること ②橋梁等大型工作物については工程表を添付すること
８．工作物の設計書、構造図	(1)　河川管理施設等構造令に適合するか	①工作物の設置を伴う場合に添付する ②構造図の縮尺は 1/100 以上とする
９．公図（分間図・地籍図）	(1)　占用（行為）の場所の表示があるか (2)　大字、小字、番地及び字界の記入がされているか	①公図上に朱書きで表示する ②横断工作物については左右岸共に必要
１０．他の行政庁の許可書の写し	(1)　添付されているか	①同時申請の場合は、申請書の写しを添付する
１１．関係既得権者の同意書	(1)　添付されているか	①申請に係る行為が他の既得権者等の権利を侵害するおそれがある場合に添付する ②特に漁業権者の同意については配慮すること
１２．現況写真	(1)　添付されているか	①工作物設置箇所の状況がわかるもの ②上下流及び堤内地の状況がわかるもの

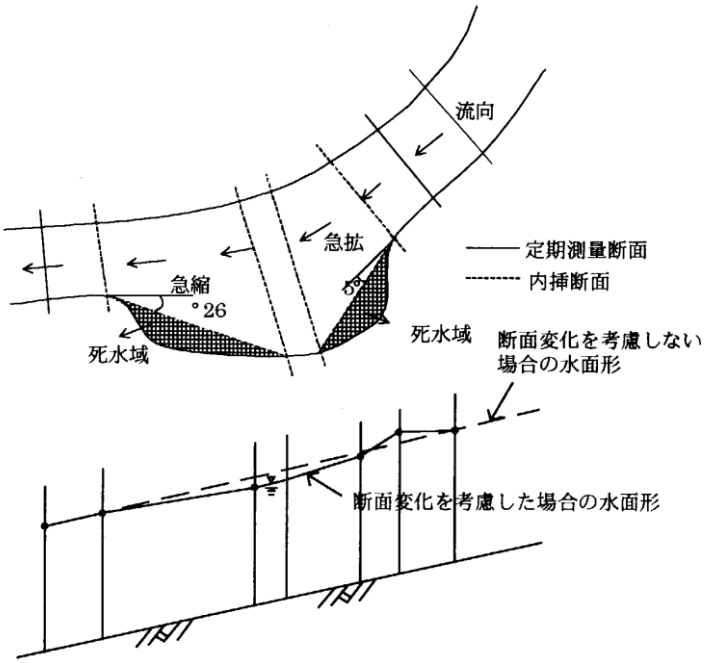


図2.2　死水域の設定方法と水面形

2.1.7　処分の基準（行政手続法第 12 条）

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 12 条では、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならないとされています。

山口県では、この処分基準を、表 2.8 に示すように定め、土木建築事務所で公表しています。

表 2.8　　工作物設置に係る処分基準

許　認　可		処　分　基　準		備　考
法令条項	許認可等の概要	法令・通達等	基　準　の　概　要	
河川法 第 18 条	原因者への工事施行命令	「審査基準局長通達」記の六の 1 の(1)	工事原因者への河川工事の施行の命令は、他の工事又は河川の損傷若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為が原因であることが明らかであり、かつ、その結果河川工事を要する場合において、当該原因者が河川工事を行うことが河川管理上の支障を生じさせないときに、当該河川工事の施行を命じることができるものであること。 なお、工事原因者が能力、信用等を有しないことなどにより、当該工事原因者に当該河川工事を施行させることが河川管理上の支障を生じさせるおそれがある場合には、当該工事原因者に当該河川工事の施行を命じないこと。	
河川法 第 29 条 第 1 項	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可	「審査基準局長通達」記の六の 1 の(2)	第 29 条第 1 項の規定に基づく河川法施行令第 16 条の 6 第 2 項の河川の汚濁が著しい場合等の措置命令は、河川の流量が当該河川の平均渇水流量以下に減少した場合などの異常な渇水等により河川の汚濁が著しく進行し、上水道等の原水として利用することが不可能となるおそれがあるなど河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれがある場合に行うことができるものであること。この場合において、汚水の排出者に求めるべき内容は、当該河川の水質の状況、利用の状況及び開発の状況を勘案し、河川の特性に応じて決定するものであること。	
河川法 第 31 条 第 2 項	許可工作物を用途廃止した場合における原状回復命令等	「審査基準局長通達」記の六の 1 の(3)	許可工作物を用途廃止した場合には、河川区域内における河川管理上必要な工作物以外の工作物の存在は、本来好ましくないものであることから、工作物をそのまま又は一部改造して存置することが河川管理上望ましい場合を徐き、用途廃止された工作物は撤去させること。 また、治水上、利水上、河川環境の保全上、歴史上又は他の河川の使用状況等から、当該工作物をそのまま又は一部改造することにより存置することが望ましい場合においても、当該工作物を存置することによる河川管理上の影響を明確にし、必要な措置を講じさせなければ存置させることはできないこと。	
河川法 第 32 条 第 1 項	流水占用料等の徴収	「山口県河川流水占用料徴収条例」 第 2 条及び第 3 条	第2条 県は、法第23条、23条の2若しくは第24条の規定による占用又は法第25条の規定による土石若しくは土石以外の河川の産出物の採取に係る許可（法第23の2の規定による占用にあっては、登録。）を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料若しくは河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)を徴収する。 第3条 流水占用料の金額は、別表第1に定めるとおりとする。土地占用料の金額は、別表第2に定めるとおりとする。土石採取料及び河川産出物採取料の金額は、別表第3に定めるとおりとする	
河川法 第 75 条	監督処分	「審査基準局長通達」記の六の 1 の(6)	監督処分を行おうとする場合には、処分の原因及び対象、河川管理上の支障の程度、態様等からみて必要な場合に行うことができるものとし、処分を行う場合の方法についても、河川管理上必要な範囲において、比例の原則に照らし、違反の程度や河川管理上の支障の程度から相当と認められるものを選択すること。	

審査基準局長通達‥‥‥‥‥‥‥‥‥「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成 6 年 9 月 30 日建設省河政発第第 52 号河川局長通達　最終改正平成 25 年 12 月 11 日）
山口県河川流水占用料等徴収条例‥‥「山口県河川流水占用料等徴収条例」（平成 12 年 3 月 24 日山口県条例第 4 号）

2.1.8　土地の占用料

工作物等の設置に伴い、土地の占用の許可等を受ける場合は、土地の占用料を支払う必要があります。

山口県では、「山口県河川流水占用料等徴収条例」（平成 12 年 3 月 24 日山口県条例第 4 号）第 3 条で、法第 23 条、第 24 条又は第 25 条の許可若しくは第 23 条の 2 の登録を受けた者から流水占用料、土地占用料、土石採取料又は河川産出物採取料（以下「流水占用料等」と総称する。）を徴収するとされています。

同条例第 3 条で、流水占用料等の金額が定められています。表 2.9 に土地占用料を示します。

なお、同条例第 5 条では、表 2.10 に示す各号のいずれかに該当するものについて、知事は、占用の許可等を受けた者の申請により、流水占用料等を減免することができるとされています。

また、県道と堤防等の兼用工作物の占用料については、山口県道路占用料徴収条例 7 の(4)により、河川占用料を徴収する場合には道路占用料を徴収しないこととされています（P 資料-212 通知参照）。

表 2.9　土地占用料（山口県）

山口県河川流水占用料等徴収条例　別表第 2（第 3 条関係）（平 17 条例 52・平 26 条例 10・平 31 条例 11・一部改正）

項	区　分			単　位	金　額	
					市の区域	町の区域
一	工作物を設ける場合	電柱、電話柱等の柱類（支線及び支柱を含む。）		1 本につき 1 年	680 円	480 円
		架空電線			5 円	3 円
		看板		表示面積 1 ㎡につき 1 年	570 円	400 円
		広告板			2,310 円	1,640 円
		水管等の管類	外径が 0.1m 未満のもの	長さ 1m につき 1 年	160 円	110 円
			外径が 0.1m 以上のもの		190 円	140 円
		橋りょう又は通路		占用面積 1 ㎡につき 1 年	475 円	350 円
		その他の工作物			630 円	440 円
二	工作物を設けない場合			占用面積 1 ㎡につき 1 年	360 円	240 円

備 考

1 「表示面積」とは、看板又は広告板の表示部分の面積をいう。

2 占用をすることができる期間が翌年度以降にわたる場合における土地占用料の額は、各年度ごとに算定するものとする。

3 表示面積若しくは占用面積若しくは長さが 1 ㎡若しくは 1m 未満であるとき又は表示面積若しくは占用面積若しくは長さに 1 ㎡若しくは 1m 未満の端数があるときは、1 ㎡又は 1m として計算するものとする。

4 各年度ごとの占用をすることができる期間が 1 年未満であるときは、月割をもって計算し、なお、1 月未満の端数があるときは、1 月として計算するものとする。

5 4 にかかわらず、占用をすることができる期間が 1 月未満である場合における土地占用料の額は、日割をもって計算した額に 1.1 を乗じて得た額とする。

6 土地占用料の額が 100 円に満たないときは、100 円とする。

表 2.10　流水占用料等の減免の要件

山口県河川流水占用料等徴収条例　第５条　（平 25 条例 40・一部改正）

減　免　の　要　件
1.かんがいの用又は飲用に供するための流水の占用であるとき
2.国又は地方公共団体が事業を行う場合であって公益上特に必要があると認めるとき
3.その他特別の理由があると認めるとき

2.1.9　土地の占用期間

土地の占用の期間については河川敷地占用許可準則の第 12 で、第 7 第 1 項第 1 号から第 7 号までに規定する占用施設（公園、緑地、運動場等）に係る占用にあっては 10 年以内とし、同項第 8 号に規定する占用施設（グライダー練習場等）に係る占用にあっては 5 年以内において当該河川の状況、当該占用の目的及び態様等を考慮して適切なものとしなければならないとされています。

表 2.11 に山口県における占用許可期間を示します。この表の期間の適用についても、当該河川の状況、当該占用の目的及び態様等を考慮して、当該占用の目的を達成するための必要最小限のものとされています。

表 2.11　占用の許可期間

区　　分	事　　項	占用期間	備　　考
1.水利使用	(1)　発電のためにする水利使用	20 年	発電については、10 年ごとに報告が必要
	(2)　その他の水利使用	10 年	
2.工作物占用 (水利使用を伴うものを除く)	(1)　許可基準を満たすもの （許可基準とは「平成 6 年 9 月 22 日建設省河治発第 72 号工作物設置許可基準について」に定める工作物設置許可基準をいう。）	10 年	（例示） 水門及び樋門、水路、排水機場、橋、潜水橋、道路、坂路、管類等、自転車歩行者専用道路、階段、防護柵、架空線類、河底横過トンネル
	(2)　許可基準に取り上げられていないが治水上、河川の利用上支障がないと判断されるもの	1～10 年	（例示）電柱
	(3)　許可基準に合わないが、やむを得ず許可している物件で、毎年占用状況を審査する必要のあるもの	1 年	（例示）家屋
	(4)　仮設物で申請期間が 1 年未満のもの	申請期間	
3.面的占用	(1)　公園、緑地または広場、運動場、ゴルフ場	10 年	
	(2)　採草、牧草地、グライダー練習場その他これに類するもの モトクロス場、ラジコン飛行滑空場その他これに類するもの	5 年	
	(3)　申請期間が 1 年未満のもの	申請期間	

許可期間については、当該河川の状況、当該占用の目的及び態様等を考慮して、当該占用の目的を達成するための必要最小限のものとすること。

2.2　審査基準

2.2.1　審査の概要及び各種基準等

(1) 審査概要

河川法に基づく工作物等の設置に係る申請がその事務所に到達したときは、遅滞なく当該申請の審査を開始しなければなりなせん（行政手続法第7条、本書2.1.5参照）。

その審査は、**「申請に対する審査、応答」（行政手続法第7条、本書2.1.5参照）の後、「審査基準」（行政手続法第5条）により工作物の設置等の許認可の申請に対し、許諾の応答が行われます。審査基準は、「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成6年9月30日建設省河政発第52号河川局長通達、以下「審査基準局長通達」という。）に定められています。**

なお、これらの審査は、申請の形式上の要件に適合しない場合の補正の期間を除き、「標準処理期間」（行政手続法第6条、本書2.1.4参照）内に行うよう努めることとされています。

図2.3に、橋梁の新設や、排水管の設置など、法第24条（土地の占用の許可）、法第26条第1項（工作物の新築等の許可）、法第55条（河川保全区域内における行為の制限）にかかるような、一般的な申請の場合の審査の概要を示します。

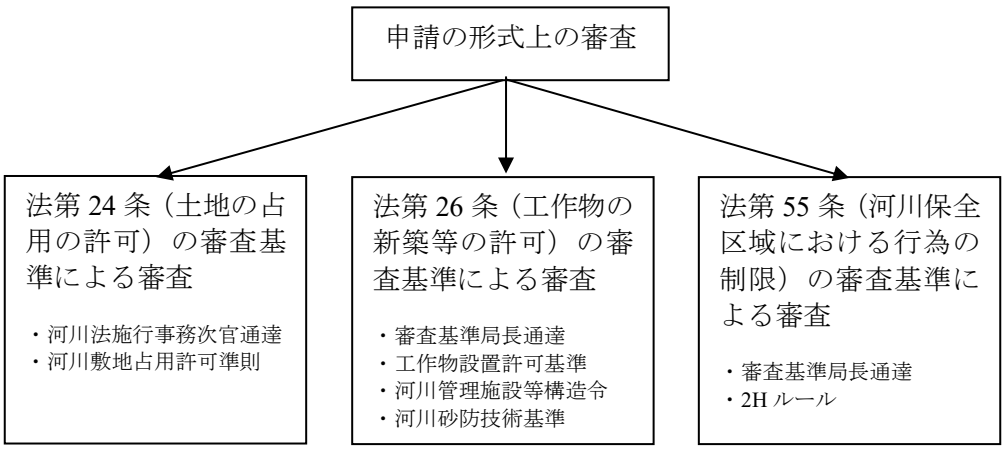


図　2.3　一般的な申請の場合の審査概要

なお、河川法第23条（流水占用）、第25条（土石等の採取の許可）に係るものや、ダムについては、別途審査基準や手続が定められており、この審査フローによることはできません。申請や工作物の設計に先立ち、事前に最寄りの土木建築事務所又は県河川課に相談してください。

(2) 審査基準局長通達

行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について
（平成 6 年 9 月 30 日建設省河政発第 52 号　建設省河川局長通達、
最終改正平成 25 年 12 月 11 日国水政発第 72 号）

（河川法の規定による申請に対する処分に係る審査基準）

河川法の規定による申請に対する処分を行うに当たっては、水系一貫管理の原則に従い、水系に係る河川における治水上及び利水上の行政の統一を確保するとともに、その公共用物としての性格にかんがみ、国民の生命及び財産を災害から防護すること、その適正な利用を推進すること、及び流水の正常な機能を維持することを旨として行うものであること。

また、工事実施基本計画が、水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針を定めたものであり、河川の総合的管理を確保するうえで基本となるべきものであることにかんがみ、処分を行うに当たっても、工事実施基本計画に即して行う必要があること。

なお、河川環境管理基本計画が既に策定された河川にあっては当該計画と整合が図られたものとなるよう、未だ策定されていない河川においても当該河川及びその流域の特性に応じて、河川環境が適正に管理されるよう留意して行うこと。

この河川法の規定による処分を行うに当たっての審査の原則に加え、さらに河川法の個別の規定における申請に対する処分に係る審査基準は、それぞれ次のとおりである。

(1)　第 20 条（河川管理者以外の者が行う河川工事等の承認）の審査基準について

河川工事等の承認を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで承認することができるものであること。

① 工事実施基本計画に基づき実施される改良工事に関する具体的な計画が策定されている場合には、当該計画に反しないこと。
② 当該河川工事が上下流及び左右岸の改修状況と比較して不調和でないこと。
③ 周辺の河川管理施設等への支障を及ぼさないものであること。

(2)　第 23 条（流水の占用の許可）の審査基準について）

河川の流水の占用の許可並びにこれに関する法第 24 条、第 26 条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 55 条第 1 項等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可を行うことができるものであること。

① 水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。
② 申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。
③ 河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。
④ 流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第 26 条第 1 項（工作物の新築等の許可）の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。

(3)　第 24 条（土地の占用の許可）の審査基準について

河川区域における土地の占用の許可を行うに当たっては、「河川敷地の占用許可について」（平成 11 年 8 月 5 日付建設事務次官通達）により審査したうえで許可を行うことができるものであること。

(4)　第 25 条（土石等の採取の許可）の審査基準について

河川区域における土石等の採取の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。

① 河川管理施設若しくは許可工作物を損傷し、又は河川の流水に著しい汚濁を生じさせるなど、河川管理上著しい支障が生じるものではないこと。

② 申請者の事業計画が妥当であるとともに、当該土石等の採取を行うことについての関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

③ 砂利等の採取については、「砂利等採取許可準則」（昭和 41 年６月１日建設事務次官通達）によること。

④ 竹木、あし、かや、埋もれ木、笹、じゅん菜その他の産出物については、その採取に係る地域の慣行や、慣行に基づく権利性の度合いを考慮すること。

(5)　第 26 条第 1 項（工作物の新築等の許可）の審査基準について

河川区域における工作物の新築等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。

① 河川管理施設若しくは許可工作物を損傷し、又は河川の流水に著しい汚濁を生じさせるなど、河川管理上著しい支障が生じるものではないこと。

② 治水上又は利水上の支障を生じるおそれがないこと。

この場合において、治水上又は利水上の支障の有無を検討するに当たっては、以下に掲げる事項について、それぞれ次に定める基準により、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重などから総合的に検討すること。

イ) 工作物の一般的な技術基準について、「河川管理施設等構造令」（昭和 51 年政令第 199 号）

ロ) 設置について、「工作物設置許可基準」

ハ) 土木工学上の安定計算等について、「河川砂防技術基準（案）」

③ 社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。

④ 当該河川の利用の実態からみて、当該工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害しないこと。

⑤ 当該工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

(6)　第 27 条第 1 項（土地の掘削等の許可）の審査基準について

河川区域における土地の掘削等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。

① 当該掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷するおそれや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。

② 当該土地の掘削等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

(7)　第 28 条第 1 項（竹木の流送等の制限等）の審査基準について

竹木の流送等の許可を行うに当たっては、地形、河川管理施設又は河川区域内に設置されている工作物の状況、河川の自由使用の状況等を勘案して、河川管理上の支障の有無について審査を行い、支障を生じるおそれがない場合に許可をすることができるものであること。

(8)　第 29 条第 1 項（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可）の審査基準について

第 29 条第 1 項の規定に基づく河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 16 条の 8 第 1 項の河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。

①　河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する場合

イ)　人体や生物に有害であると認められるものでないこと。

ロ)　流水を著しく汚濁するおそれがないものであること。

②　河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合

イ)　相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものでないこと。

ロ)　残土等の一時的な仮置きについては、土石、竹木その他の物件を、河川工事又は河川区域内に他の行為によってやむを得ず一時的に仮置きする場合において、出水時への対応措置が講じられていること。

(9)　第 30 条第 1 項（許可工作物の完成）の審査基準について

完成検査を行うに当たっては、完成検査を受けようとする施設が、その設置された位置、構造、規模その他の河川法第 26 条第 1 項の許可の内容又は当該許可に付された条件に適合しているかどうかを確認し、それらに適合している場合について合格させるものであること。

なお、第 44 条第 1 項のダムについては、ダム検査規程（昭和 43 年建設省訓令第 2 号）によるものとすること。

(10)　第 30 条第 2 項（完成前の許可工作物の一部使用の承認）の審査基準について

完成前の許可工作物の一部使用を承認するに当たっては、当該工作物の一部を使用することによってもその機能を発揮することが可能である場合において、その設置について工期が長いことにより全体の工事が完成するまで相当の年月を要し、かつ完成前の一部使用に対する社会的要請が強い場合、又は工事の施工方法からみてやむを得ないものである場合に、以下に掲げる要件に該当するものについて承認することができるものであること。

①　使用をしようとする部分について、法第 30 条第 1 項の完成検査の例により検査を受け、当該検査に合格したものであること。

②　一部使用することによる河川管理上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。

③　一部使用しようとする目的が、当該工作物全体について受けた許可の目的に反しないこと。

(11)　第 34 条第 1 項（権利譲渡の承認）の審査基準について

第 23 条から第 25 条までの規定による許可に基づく権利の譲渡を承認するに当たっては、必要やむを得ないと認められる場合であって、以下の基準に該当する場合に承認することができるものであること。

①　譲渡の前後において、承認の申請に係る許可に基づく権利の同一性が確保されていること。

②　申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けようとする者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

(12)　第 55 条第 1 項（河川保全区域における行為の許可）の審査基準について

河川保全区域における許可を行うに当たっては、河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがない場合に許可をすることができるものであること。

(13)　第 57 条第 1 項（河川予定地における行為の制限）の審査基準について

河川予定地における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、当該河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可をすることができるものであること。

(3) 河川敷地占用許可準則

河川敷地の占用許可について

（平成 11 年 8 月 5 日建設省河政発第 67 号　建設事務次官通達、
最終改正平成 28 年 5 月 30 日国水政第 33 号）

（目的）

第 1　この準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的とする。

（定義）

第 2　この準則において「河川敷地」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）をいう。

2　この準則において「占用の許可」とは、法第 24 条の許可をいう。

3　この準則において「占用施設」とは、占用の許可の目的である施設をいう。

4　この準則において「河川管理者」とは、法第 9 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 10 条第 1 項及び第 2 項並びに第 11 条第 3 項の規定により法第 24 条の許可を行う者をいう。

（占用許可の手続）

第 3　占用の許可に関する手続は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に定めるところにより、適正に行なわなければならない。

（適用除外）

第 4　この準則は、法第 23 条の水利使用のためにする河川敷地の占用には、適用しない。

（占用許可の基本方針）

第 5　河川敷地の占用は、第 6 に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第 7 第 1 項に規定する占用施設について許可申請した場合で、第 8 から第 11 までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。

2　前項の規定により占用の許可を行おうとする場合には、原則として、期限を定めて当該占用に係る河川敷地が存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

3　前項の場合において、占用による影響が広域に及ぶこと等により必要があると認める場合には、同項の規定による意見聴取に併せ、期限を定めて他の関係市町村又は関係都道府県の意見を聴くものとする。

4　河川敷地の占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。また、公共性の高い事業のための占用の計画が確定し、当該占用の計画について河川管理者が知り得た場合又は河川管理者に申出があった場合においては、他の者に対する占用の許可は、当該占用の計画に支障を及ぼさないようにしなければならない。

（占用主体）

第 6　占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第 7 第 1 項第七号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第八号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占用施設について占用の許可を受けることができるものとする。

一　国又は地方公共団体（道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。）

二　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人都市再生機構、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人

三　鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者

四　水防団体、公益法人その他これらに準ずる者

五　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となって行う関連事業に係る施設（以下「市街地開発事業関連施設」という。）の整備を行う者

六　河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者（なお、第 7 第 1 項第六号ロの船舶上下架施設（斜路を含む。）については、当分の間、同協議会が設置されていない場合には、地元市町村の同意を得た場合とする。）

（占用施設）

第 7　占用施設は、次の各号に規定する施設とする。

一　次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設

　イ　公園、緑地又は広場

　ロ　運動場等のスポーツ施設

　ハ　キャンプ場等のレクリエーション施設

　ニ　自転車歩行者専用道路

二　次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設

　イ　道路又は鉄道の橋梁（鉄道の駅が設置されるものを含む。）又はトンネル

　ロ　堤防の天端又は裏小段に設置する道路

　ハ　水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設

　ニ　地下に設置する下水処理場又は変電所

　ホ　公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設

三　次のイ及びロに掲げる施設その他の地域防災活動に必要な施設

　イ　防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設

　ロ　水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設

四　次のイからホまでに掲げる施設その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設

　イ　遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設

　ロ　河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの

　ハ　地下に設置する道路、公共駐車場

　ニ　売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。）

　ホ　防犯灯

五　次のイからハに掲げる施設その他の河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設
　イ　河川教育・学習施設
　ロ　自然観察施設
　ハ　河川維持用具等倉庫
六　次のイからニまでに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設
　イ　公共的な水上交通のための船着場
　ロ　船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
　ハ　荷揚場（通路を含む。）
　ニ　港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設
七　次のイからニまでに掲げる施設その他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設
　イ　通路又は階段
　ロ　いけす
　ハ　採草放牧地
　ニ　事業場等からの排水のための施設
八　次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設
　イ　グライダー練習場
　ロ　ラジコン飛行機滑空場

2　前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占用を許可することができる。この場合においては、本体施設の利用時間外及び洪水のおそれのある場合の使用の禁止、使用禁止時間帯における車両の撤去、洪水時の駐車車両の避難に係る夜間及び休日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付すものとする。

3　第1項に規定する占用施設については、必要に応じて、施設利用者のための売店を、また、第1項第六号イに規定する占用施設については、料金所、待合所、案内板等を当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。

（治水上又は利水上の基準）

第 8　工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は利水上の支障を生じないものでなければならない。この場合、占用の許可は、法第 26 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の許可と併せて行うものとする。

2　前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。ただし、法第 6 条第 2 項に規定する高規格堤防特別区域、同条第 3 項に規定する樹林帯区域及び河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 1 条第 2 項に規定する遊水地における占用については、適用しない。

一　河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。
二　水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。
三　堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況を発生させないものであること。
四　工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的にぜい弱な場所に設置するものでないこと。
五　工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。

3　前項に規定するもののほか、樹木の栽植に関する治水上の支障に係る技術的判断基準については、別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準（以下「植樹基準」という。）によるものとする。

（他の者の利用との調整等についての基準）

第 9　河川敷地の占用は、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならない。

２　　河川敷地の占用は、必要に応じて、他の者の水面等の利用を確保するための河岸への通路又は河川管理用の通路が確保されていなければならない。また、河川敷地の利用をより一層促進するため、必要に応じて、公園等の占用施設相互の連携を図るための連絡歩道や便所、ベンチ等が確保されていなければならない。

（河川整備計画等との調整についての基準）

第 10　河川敷地の占用は、河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合にあっては、当該計画に沿ったものでなければならない。

２　　前項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならない。

（土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準）

第 11　河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。

２　　河川敷地の占用は、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく景観行政団体が景観計画に法第 24 条の許可の基準を定めた場合には、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならない。

（占用の許可の期間）

第 12　占用の許可の期間は、第 7 第 1 項第一号から第七号までに規定する占用施設に係る占用にあっては 10 年以内、同項第八号に規定する占用施設に係る占用にあっては 5 年以内で当該河川の状況、当該占用の目的及び態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

２　　前項の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする。

（占用の許可の内容、条件、監督処分等）

第 13　占用の許可は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するために必要と認められる適切な内容のものとする。

２　　占用の許可には、水質保全、占用に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占用の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要があると認められる条件を付すものとする。

３　　占用の許可の後、占用の許可を受けた者から報告を徴収するなどの方法により、適宜、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行うものとする。

４　　占用の許可を受けた者が法又は許可条件（法第 26 条第 1 項及び第 27 条第 1 項の許可条件を含む。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、法第 77 条第 1 項に規定する是正措置の指示、法第 75 条第 1 項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとする。

（継続的な占用の許可）

第 14　占用の許可の期間が満了した後に継続して占用するための許可申請がなされた場合には、適正な河川管理を推進するため、この準則に定めるところにより改めて審査するものとする。

２　　前項の場合において、従前のまま継続して占用を許可することが不適当であると認められるときは、この準則に適合するものとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前よりも短い占用の期間の設定、不許可処分等の措置をとるものとする。

（一時占用の許可）

第 15　工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一時的な占用の許可については、この準則によらないことができる。ただし、一時的な占用の許可については、これを同一の内容の占用について繰り返し許可することにより継続して占用することになるなど、この準則第 6 及び第 7 の規定の趣旨に反する許可をしてはならない。

（包括占用の許可）

第 16　地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）に対して、治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、第 7 第 1 項に規定する占用施設に該当する施設を設置する場合に、河川敷地の具体的利用方法を占用の許可後に当該地方公共団体等が決定できる占用（以下「包括占用」という。）の許可をすることができるものとする。

2　　包括占用の許可は、地方公共団体等の区域に存する河川敷地のうち、あらかじめ当該地方公共団体等が河川管理者と協議し、決定した区域（以下「包括占用区域」という。）を対象とするものとする。

3　　前項の場合において、第 10 第 1 項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、原則として包括占用区域としてはならない。

（第 10 第 1 項に規定する計画等との調整）

第 17　包括占用区域の具体的利用方法は、第 10 第 1 項に規定する計画が定められている場合にあっては当該計画に沿ったものであるとともに、都市計画法第 18 条の 2 第 1 項に規定する都市計画に関する基本的な方針（基本的な方針を定めていない市町村にあっては、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想等）に沿ったものでなければならない。

（包括占用区域の施設設置者による利用）

第 18　包括占用の許可を受けた地方公共団体等は、第 6 に規定する者に、包括占用区域の全部又は一部を第 7 第 1 項に規定する占用施設に該当する施設の設置を目的として使用させることができるものとする。

2　　前項の規定に基づき、地方公共団体等が包括占用区域を使用することを認めた者（以下「施設設置者」という。）に包括占用区域を使用させる場合には、当該地方公共団体等は、包括占用区域の使用に係る契約（以下「使用契約」という。）を当該施設設置者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。

3　　地方公共団体等は、使用契約を締結するときは、包括占用区域の使用の具体的内容（設置する占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件等を付すものとする。

一　施設設置者による使用は契約の内容に従って適切に行うこと。

二　施設設置者は地方公共団体等の指導監督に服すること。

三　第 20 第 1 項に規定する工作物の設置等の許可の状況によって契約を変更し、又は無効とすること。

四　施設設置者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、地方公共団体等の意志表示により契約を解除できること。

（包括占用の許可の申請及び条件等）

第 19　包括占用の許可申請に当たっては、第 7 第 1 項に規定する占用施設に該当する施設の設置による包括占用区域の利用を目的とするとともに、第 17 に規定する都市計画に関する基本的な方針等を申請書に添付するものとする。

２　包括占用の許可をする場合には、第 13 第 2 項に規定するもののほか、第 6 から第 11 までの規定を十分に踏まえて具体的利用方法を決定しなければならないこと、施設設置者に使用させる場合には使用契約を締結し、当該施設設置者を適切に指導監督することその他の必要な条件を付するものとする。

３　包括占用の許可をした場合には、当該包括占用区域及び許可の内容を適切な公示方法により周知するものとする。

（包括占用区域における工作物の設置等の許可）

第 20　包括占用区域において工作物の設置又は土地の掘削等若しくは樹木の栽植等を行おうとする場合には、包括占用の許可を受けた地方公共団体等又は施設設置者は、法第 26 条第 1 項又は第 27 条第 1 項に規定する許可申請を河川管理者に行わなければならない。なお、施設設置者が当該許可申請を行う場合は、地方公共団体等を経由して行うものとする。

２　前項の許可申請は、第 19 第 1 項の許可申請と同時に行うこともできるものとする。

３　第 1 項の許可申請に際し、治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数を申請書及びその添付図書に記載すれば足りるものとする。

４　前項の規定による許可申請に対して許可を行う場合には、工作物の設置又は樹木の栽植の範囲及び上限の数について条件を付するものとする。

５　前 2 項に規定する樹木の栽植については、植樹基準に定めるところにより、許可するものとする。

６　包括占用の目的に適合する駐車場、売店については、包括占用区域の中で適正な箇所に設置できるものとする。

（包括占用許可に係る監督処分等）

第 21　施設設置者の包括占用区域の使用が法又は許可条件（法第 24 条、第 26 条第 1 項及び第 27 条第 1 項の許可条件をいう。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、河川管理者は、次の各号に定めるところにより措置するものとする。

一　地方公共団体等に対しては、施設設置者に対する指導監督に関する指示、包括占用の許可の取消し等の監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

二　施設設置者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

（都市・地域再生等利用区域の指定等）

第 22　河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。

2　　河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下「都市・地域再生等占用主体」という。）を定めるものとする。

3　　都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

一　広場
二　イベント施設
三　遊歩道
四　船着場
五　船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
六　前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
七　日よけ
八　船上食事施設
九　突出看板
十　川床
十一　その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）

4　　都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。

一　第 6 に掲げる占用主体
二　営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの
三　営業活動を行う事業者等

5　　河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。第 7 項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。

6　　都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占用することにより治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。

7　　河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

（都市及び地域の再生等のために利用する施設の占用の許可）

第 23　河川管理者は、都市・地域再生等利用区域においては、第五第 1 項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占用主体が占用の許可を申請した場合において、当該占用が、都市・地域再生等占用方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占用の許可をすることができる。

（占用の許可の期間）

第 24　第 23 の規定による占用の許可の期間は、10 年以内で当該占用の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

（占用者以外の施設利用）

第 25　第 22 第 4 項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占用にあっては、その占用施設を営業活動を行う事業者等（以下「施設使用者」という。）に使用（第 22 第 3 項各号に掲げる施設の設置を目的とする使用を含む。以下この章において同じ。）をさせることができるものとする。

2　河川管理者は、前項の規定により第 22 第 4 項第一号に掲げる者に対して、施設使用者に占用施設の使用をさせることを含む占用を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

一　施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。

二　施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。

三　施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年 1 回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

3　第 1 項の規定に基づき、第 23 の占用の許可を受けた第 22 第 4 項第一号に掲げる者（以下「公的占用者」という。）が施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、当該公的占用者は、使用契約を当該施設使用者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。

4　公的占用者は、使用契約を締結するときは、占用施設の使用の具体的内容（使用する占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

一　施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。

二　施設使用者は、公的占用者の指導監督に服すること。

三　施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、又は無効とすること。

四　施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占用者の意思表示により契約を解除できること。

5　施設使用者による占用施設の使用が法又は許可条件に違反している場合その他必要があると認められる場合には、河川管理者又は河川監理員は、次の各号に定めるところにより法第 75 条又は第 77 条等に基づき必要な措置をするものとする。

一　公的占用者に対しては、施設使用者に対する指導監督に関する指示、占用の許可の取消し等の監督処分等を状況に応じて適正に実施すること。

二　施設使用者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

（通則の適用）

第 26　第 5 第 2 項から第 4 項まで、第 12 第 2 項、第 13 及び第 14 の規定は、第 23 の規定による占用の許可について適用する。

（附則　経過措置）

1　この準則の制定の際占用の許可を受けて現に存し、又は現に工事中の占用施設の全部又は一部がこの準則に適合しない場合においては、当該占用施設に対しては、当分の間、この準則は適用しない。

2　前項に該当する占用施設について、当該占用の許可の期間が満了した後にも引き続き許可を与えようとするときには、許可申請者に対してこの準則に適合するものとなるよう努めることを指導するものとする。

(4) 工作物設置許可基準

（平成 6 年 9 月 22 日建設省河治発第 72 号　建設省河川局治水課長通達、
最終改正平成 14 年 7 月 12 日国河治第 71 号）

第１章　総則

（趣旨）

第１　この基準は、河川区域内における河川法（昭和 39 年法律第 167 号、以下「法」という.）第 26 条第 1 項に基づく工作物の新築、改築又は除却（以下「工作物の設置等」という。）の許可に際して、工作物の設置位置等について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものとする。

（適用範囲）

第２　この基準は、法第 6 条第 1 項に規定する河川区域のうち遊水池、湖沼（ダム湖を含む。）、高規格堤防特別区域及び樹林帯区域を除いた区域における工作物の設置等に適用する。

（基本方針）

第３　工作物の設置等の許可は、当該工作物の設置等が次の各号に該当し、かつ、必要やむを得ないと認められる場合に行なうことを基本とする。

1　当該工作物の機能上、河川区域に設ける以外に方法がない場合又は河川区域に設置することがやむを得ないと認められる場合。

2　当該工作物の設置等により治水上又は利水上支障を生ずることがなく、かつ、他の工作物に悪影響を与えない場合。

3　当該工作物の設置等により河川の自由使用を妨げない場合。

4　当該工作物の設置等が河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわない場合。

5　河川環境管理基本計画（「河川環境管理基本計画の策定について」（昭和 58 年 6 月 28 日付け建設省河川局長通達）による河川環境管理基本計画をいう。）が定められている場合にあっては、当該工作物の設置等が当該計画に定める事項と整合性を失しない場合。

（設置等の一般的基準）

第４　工作物の設置等にあたっての一般的基準は次のとおりとする。

1　工作物の設置にあたっては、流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。）に適合した位置を選定するものとすること。

2　工作物の設置にあたっては、地質的に安定した箇所を選定することを基本とするものとすること。

3　水門及び樋門、橋台等その機能上やむを得ず計画堤防（計画横断形の堤防に係る部分をいう。以下、この基準において同じ。）内に設けることが必要となる工作物の設置にあたっては、水衝部等以外の箇所を選定することを基本とするものとすること。

4　３に掲げる工作物以外の工作物については、堤防の定規断面内に設置しないことを基本とするものとすること。

5　橋、堰等河道内に設ける工作物並びに堤防の定規断面内に設ける水門及び樋門等の設置等にあたっては、既存の施設の統廃合に努めるものとすること。

6　河川の縦断方向に上空又は地下に設ける工作物は、設置がやむを得ないもので治水上支障の無いものを除き設けないものとすること。

7　設置が不適当な箇所においてやむを得ず工作物を設置するときは、水理模型実験、数値解析等により、局所洗掘及び河道の安定等、設置による河川への影響について検討を行い、適切と認められる対策を講ずるものとすること。

8　付近の土地の区域における景観との調和、河川における生態系の保全等の河川環境の保全

に配慮するものとすること。なお、工事を実施するために仮に設けられる工作物においては、必要に応じ、河川環境の保全に配慮するよう努める。

9　工作物の用途を廃止したときは、その工作物が治水上、利水上の支障とならないように除却することを基本とするものとすること。

第２章　堰

（設置位置の選定基準）

第５

1　設置が不適当な箇所

①　狭窄部（山間狭窄部は除く。）、水衝部、支派川の分合流部

②　河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所

2　設置にあたって対策が必要な箇所

①　河川に設けられている他の工作物（橋、伏せ越し等）に近接した箇所

②　堤内地の排水に影響を及ぼすおそれのある箇所

③　堰の計画湛水位が堤内地盤高より高くなる箇所

（設置の基準）

第６

1　共通事項

①　堰の平面形状は直線とし、設置の方向は洪水時の流水の方向に対して直角を基本とするものとすること。

②　起伏堰を設置する場合には、ゴム引布製については、「ゴム引布製起伏堰技術基準（二次案）」、鋼製については、「起伏式ゲート設計要領（案）」に準拠するとともに、設置箇所の河道特性（計画高水流量、河床勾配、河床材料等）に十分配慮すること。

③　魚類の遡上降下のため、魚道を設ける等適切な構造とすること。

④　取付護岸及び高水敷保護工は、河川環境の保全に配慮した構造とするものとすること。

2　対策が必要な箇所における設置基準

①　他の工作物に近接して設置する場合において、堰の設置による河床の変動等により、他の工作物の基礎に影響を与えるおそれがあるときは、基礎の補強等の対策を講ずるとともに、堰柱については他の工作物と相互に作用して流水の乱れを大きくしない配置とするものとすること。

②　堤内地の排水に影響を及ぼすおそれのある箇所に設置するときは、堤内地の排水系統の見直し又はポンプによる排水処理等の対策を講ずるものとすること。

③　計画湛水位が堤内地盤高より高くなるときは、十分な漏水対策の他、水抜き施設の設置等、堤防の湿潤化防止対策を講ずるものとすること。

第３章　水門及び樋門

（設置位置の選定基準）

第７

1　設置が不適当な箇所

①　水衝部

②　河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所

2　設置にあたって対策が必要な箇所

①　既設の水門及び樋門（以下「水門等」という。）に近接した箇所

②　基礎地盤が軟弱な箇所

③　堤防又は基礎地盤に漏水履歴のある箇所

（設置の基準）
第８
1　共通事項
①　水門等の設置の方向は、堤防法線に対して直角を基本とするものとすること。
②　排水のための水門等を設置するときは、必要に応じ、取付河川との連続性を確保するよう配慮するものとする。
③　取付護岸及び高水敷保護工は、河川環境の保全に配慮した構造とするものとする。
2　対策が必要な箇所における設置基準
①　既設の水門等に近接した箇所に設置するときは、取付護岸の一体化等必要な対策を講ずるものとすること。
②　基礎地盤が軟弱な箇所及び堤防又は基礎地盤に漏水履歴のある箇所に設置するときは、十分な漏水対策を講ずるものとすること。

（設置に係るその他の留意事項）
第９
①　水門等は、統廃合に努めるものとすること。
②　水門等は、他の利水及び河川利用の状況に配慮し設置するものとすること。

第４章　水路

（設置の基準）
第１０
1　共通事項
①　堤防に設置しないことを基本とするものとすること。
②　堤外地において、河川の縦断方向に設置しないことを基本とするものとすること。
③　堤外地に横断的に設置する水路の方向は洪水時の流水の方向に対して直角を基本とするとともに、法勾配は緩かにし、その周囲には高水敷保護工を設置するものとすること。
④　堤内地において、河川の縦断方向に設置するときは、「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」(平成 6 年 5 月 31 日　建設省河治発第 40 号)によるものとすること。
⑤　排水のための水路を設置するときは、必要に応じ、取付河川との連続性を確保するよう努めるものとすること。
⑥　高水敷保護工は、河川環境の保全に配慮した構造とするものとすること。

第５章　揚水機場及び排水機場

（設置の基準）
第１１
1 共通事項
①　揚水機場及び排水機場（以下「揚排水機場」という。）のポンプ設備及び吐出水槽その他の調圧部を堤防法尻に近接して設置するときは、「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」（平成 6 年 5 月 31 日　建設省河治発第 40 号）によるものとすること。

（設置に係るその他の留意事項）
第１２
①　ポンプの連続運転による振動等により、周辺環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、設置位置の変更や十分な振動対策等の措置を講ずるものとすること。

第６章　取水塔

（設置位置の選定基準）

第１３

１　設置が不適当な箇所

①　狭窄部（山間狭窄部は除く。）、水衝部、支派川の分合流部

②　河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所

２　設置にあたって対策が必要な箇所

①　河川に設けられている他の工作物（橋、伏せ越し等）に近接した箇所

（設置の基準）

第１４

１　共通事項

①　魚類の迷入、吸い込み防止に配慮した構造とするものとすること。

②　取付護岸は、河川環境の保全に配慮した構造のものとすること。

２　対策が必要な箇所における設置基準

①　取水塔の設置による局所洗掘が、近接した他の工作物に支障を及ばさないよう河床の洗掘防止について適切に配慮された対策を講ずるものとし、橋、堰等の工作物に近接して設置するときは、橋脚、堰柱等と相互に作用して流水の乱れを大きくしない配置とする等の対策を講ずるものとすること。

第７章　伏せ越し

（設置位置の選定基準）

第１５

１　設置が不適当な箇所

①　河床の変動が大きい箇所

②　河川に設けられている他の工作物（堰、橋等）に近接した箇所

２　設置にあたって対策が必要な箇所

①　基礎地盤が軟弱な箇所

②　基礎地盤に漏水履歴のある箇所

（設置の基準）

第１６

１　共通事項

①　伏せ越しの平面形状は直線とし、設置の方向は洪水時の流水の方向に対して直角を基本とするものとすること。

２　対策が必要な箇所における設置基準

①　基礎地盤が軟弱又は漏水履歴のある箇所に設置するときは十分な漏水対策を講ずるものとすること。

第８章　管類等

（適用の範囲）

第１６の２　この章の規定は、光ファイバーケーブル類（通信用のケーブル等を含む。以下同じとする。）以外の管類等について適用するものとする。

（設置の基準）
第１７
1　共通事項
①　縦断的に設置しないことを基本とするものとすること。
②　圧力管を設置するときは、二重構造とするものとすること。
③　堤防乗り越し管は、堤防法線に対して直角を基本とするものとすること。
④　堤防乗り越し管は、堤防の表法肩から堤外側部分については流水の乱れを大きくしないよう必要な対策を講ずるものとすること。
⑤　堤防乗り越し管は、堤防の天端及び裏法肩から堤内地側の部分については計画堤防内に設置しないものとすること。
⑥　堤防乗り越し管の設置にあたっては管類の振動が堤防に支障を与えないよう必要な対策を講ずるものとすること。
⑦　構造令に適合していない既存の橋には管類等を添架しないことを基本とするものとすること。

第８章の２　光ファイバーケーブル類

（適用の範囲）
第１７の２　この章の規定は、光ファイバーケーブル類について適用するものとする。

（設置の基準）
第１７の３
1　共通事項
①　設置に当たっては、計画横断形に適合した位置を選定することを基本とするものとする。ただし、近い将来改修工事に着手する予定の無い区間にあってはこの限りではない。
②　光ファイバーケーブル類及び収容管路は、損傷等に対して十分安全な深さに埋設することを基本とするものとする。ただし、鞘管構造やコンクリート巻立構造とするなど、必要な対策を講ずるときはこの限りではない。
③　ハンドホール及び伝送装置等については、堤外地及び堤防の表法に設置しないことを基本とするものとすること。ただし、高水敷において洗掘等の生じるおそれが極めて低い場合はこの限りではない。
2　河川の縦断方向に設置するときの設置の基準
①　計画堤防内、堤外地及び堤防の表法には設置しないことを基本とするものとすること。
②　堤内地において設置するときは、「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」（平成 6 年 5 月 31 日建設省河治発第 40 号）によるものとすること。
3　堤防を乗り越して設置するときの設置の基準
①　設置の方向は、堤防法線に対して直角を基本とするものとすること。
②　堤防の表法部分においては、光ファイバーケーブル類及び収容管路はコンクリート巻立構造（護岸との一体構造を含む。）とし、その上面を堤防法面に合わせることを基本とするものとする。なお、護岸との一体構造としない場合においては、護岸等の堤防補強を行うものとする。
③　堤防の天端及び裏法肩から堤内地側の部分については計画堤防内に設置しないことを基本とするものとする。
④　構造令に適合していない既存の橋にやむを得ず添架するときは、治水上の支障について検討を行い、必要な対策を講ずるものとすること。
4　高水敷に設置するときの設置の基準
①　設置の方向は、洪水時の流水の方向に対して直角を基本とするものとすること。
②　埋設の深さは、「河川管理施設等構造令」第 62 条第 2 項によるものとすること。ただし、治水上の支障の生じないよう必要な対策を講ずるときはこの限りではない。

（設置に係るその他の留意事項）
第１７の４

① 光ファイバーケーブル類の設置にあたっては、他の一般公衆の自由かつ安全な河川使用の妨げとならないよう必要な対策を講ずるものとする。

第９章　集水埋渠

（設置位置の選定基準）
第１８

1　設置が不適当な箇所

① 水衝部、支流川の分合流部
② 河床の変動が大きい箇所
③ 河川に設けられている他の工作物（堰、橋等）に近接した箇所

（設置の基準）
第１９

1　共通事項

① 設置深さは、計画河床、現河床に配慮するとともに、河床低下や洗掘に対して十分安全な深さとするものとすること。
② 集水埋渠の有孔部は、堤脚から治水上支障のない距離を離して設置するものとすること。

（設置に係るその他の留意事項）
第２０

① 集水埋渠の設置は、表流水取水が不適当又は著しく困難な場合に限られるものとすること。
② 集水埋渠の取水量は、周辺の地下水利用等を著しく損なわない規模であるものとすること。
③ 埋設物の長さ等の規模は、施設の維持、補修を勘案した上で必要最小限にとどめるものとすること。

第１０章　橋

（設置位置の選定基準）

第２１

１　設置が不適当な箇所

①　狭窄部（山間狭窄部は除く。）、水衝部、支派川の分合流部

②　河床の変動が大きい箇所

２　設置にあたって対策が必要な箇所

①　河川に設けられている他の工作物（橋、伏せ越し等）に近接した箇所

（設置の基準）

第２２

１　共通事項

①　橋脚は、堤体内に設けないものとすること。ただし、鞘管構造等の堤防に悪影響を及ぼさない構造のピアアバットを設け（ピアアバットの位置は原則として川表側とする。）、川裏側において堤防補強を行うときはこの限りではない。

②　橋の設置によって、著しい流水の乱れや堤防への悪影響等が生じないよう必要な対策を講ずるものとすること。

③　取付護岸及び高水敷保護工は、河川環境の保全に配慮した構造とするものとする。

２　対策が必要な箇所における設置基準

①　橋脚による局所洗掘が、近接した他の工作物に支障を及ぼさないよう河床及び高水敷の洗掘防止について適切に配慮された対策を講ずるものとし、取水塔、堰等の工作物に近接して設置するときは、収水塔、堰柱等と相互に作用して流水の乱れを大きくしない配置とする等の対策を講ずるものとすること。

（設置に係るその他の留意事項）

第２３

①　橋を改築するときは、旧橋を撤去するものとすること。

②　河川管理用通路を確保するものとすること。

第１１章　潜水橋

（設置の基準）

第２４

１　共通事項

①　低水路に設置しないことを基本とするものとすること。

②　潜水橋の上部構造が、洪水時等に流失することのないよう必要な対策を講ずるものとすること。

（設置に係るその他の留意事項）

第２４の２

①　縁石、防護柵等を設置するときは、治水上支障が無いよう適切に配慮された構造とするものとすること。

第１２章　道路

（設置位置の選定基準）

第２５

1　設置が不適当な箇所

①　表小段

（設置の基準）

第２６

1　共通事項

①　河川管理用通路の機能の確保を優先するものとすること。

（設置に係るその他の留意事項）

第２７

①　防護柵、標識、表示板、信号機等の道路交通のために設置する道路付属物は、必要最小限にとどめるものとすること。

②　道路付属物の基礎は計画堤防内に設置しないことを基本とするものとすること。

③　橋の堤外地側にアンダークロス道路は設置しないことを基本とするものとすること。

④　道路の設置にあたっては、他の一般公衆の自由かつ安全な河川使用の妨げとならないよう、堤内地及び堤外地へのアクセスに配慮した横断歩道の設置等の必要な対策を講ずるものとすること。

⑤　歩道等は、高齢者、障害者、車いす等の利用に配慮した構造とするものとすること。

第１３章　自転車歩行者専用道路

（設置位置の選定基準）

第２８

1　設置にあたって対策が必要な箇所

①　高水敷、表小段

（設置の基準）

第２９

1　共通事項

①　自転車歩行者専用道路の設置の基準については、「河川区域内の土地に自転車歩行者専用道路を設置する場合の取扱いについて」（昭和 50 年 11 月 19 日建設省河治発第 98 号）によるものとすること。

第１４章　坂路

（設置位置の選定基準）
第３０
1　設置が不適当な箇所
①　狭窄部、水衝部（川表側への設置の場合）

（設置の基準）
第３１
1　共通事項
①　坂路は計画堤防内に設置しないことを基本とするものとすること。
②　川表側には逆坂路を設置しないものとすること。ただし、治水上の支障の生じないよう必要な対策を講ずるときはこの限りでない。
③　公園の付属施設等として設けられる坂路（以下「公園の坂路」という。）は、高齢者、障害者、車いす等の利用に配慮した構造とするものとすること。

（設置に係るその他の留意事項）
第３１の２
①　公園の坂路等は堤内地及び堤外地へのアクセスに配慮し設置するものとすること。

第１５章　階段

（設置の基準）
第３２
1　共通事項
①　川表側は階段の上面を堤防法面に合わせ、川裏側は階段を計画堤防外に設置することを基本とするものとすること。
②　川表側は、護岸等の堤防補強を行うものとすること。
③　手すりを設置するときは、治水上支障が生じないように適切に配慮された構造とするものとすること。

（設置に係るその他の留意事項）
第３２の２
①　公園の附属施設等として設けられる階段は、堤内地及び堤外地へのアクセスに配慮し設置するものとすること。

第１６章　安全施設

（設置に係る留意事項）
第３３
①　堤体及び堤外地における安全施設の設置は、安全上必要と認められる部分に限られるものとすること。

第１７章　架空線類

（設置位置の選定基準）

第３４

１　設置が不適当な箇所

①　鉄塔、コンクリート柱、木柱等の支柱（以下「鉄塔等」という。）については、狭窄部、水衝部、支派川の分合流部

②　鉄塔等については、河床の変動が大きい箇所

２　設置にあたって対策が必要な箇所

①　鉄塔等については、堤外地

②　鉄塔等については、河川に設けられている他の工作物（橋、伏せ越し等）に近接した箇所

③　鉄塔等については、堤内地の堤脚付近

（設置の基準）

第３５

１　共通事項

①　鉄塔等は河川の縦断方向に設置しないものとすること。

②　河川の上空を横過する送電線又は通信線等の架空線（以下「架空線」という。）は堤外地にあっては河川の計画高水位に対し十分余裕を見込んだ高さ以上であるものとすること。

③　架空線は計画堤防天端から十分余裕を見込んだ高さ以上であるものとすること。

２　対策が必要な箇所における設置基準

①　堤外地に鉄塔等を設置するときは、河床の洗掘防止について適切に配慮された対策を講ずるものとすること。

②　鉄塔等による局所洗掘が、近接した他の工作物に支障を及ぼさないよう河床及び高水敷の洗掘防止について適切に配慮された対策を講ずるものとし、橋、堰等の工作物に近接して設置するときは、橋脚、堰柱等と相互に作用して流水の乱れを大きくしない配置とする等の対策を講ずるものとすること。

③　堤内地の堤防に近接した箇所に鉄塔等を設置するときは、「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」（平成６年５月３１日建設省河治発第４号）によるものとすること。

第１８章　河底横過トンネル

（設置の基準）

第３６

１　共通事項

①　河底横過トンネルの平面形状は直線とし、設置の方向は洪水時の流水の方向に対して直角を基本とするものとすること。

②　設置深さは、河床低下や洗掘に対して十分安全な深さとするものとすること。

③　河川水がトンネルを介して堤内へ流出するおそれがあるものについては両岸の堤内地側に制水ゲートを設置するものとすること。

（設置に係るその他の留意事項）

第３７

①　圧力管については、管の損傷による河川管理上の支障が生じないよう必要な対策を講じておくものとすること。

第１９章　地下工作物

（適用範囲）

第３８　この章の規定は、公共駐車場、下水処理場、変電所等の地下工作物について適用するものとする。

（設置位置の選定基準）

第３９

１　設置が不適当な箇所

①　狭窄部、水衝部、支派川の分合流部

②　河床の変動が大きい箇所

③　河川に設けられている他の工作物（堰、橋等）に近接した箇所

④　基礎地盤が軟弱な箇所

⑤　基礎地盤に漏水履歴のある箇所

⑥　堤防下及び堤防に近接した箇所

⑦　低水路河岸に近接した箇所

２　設置にあたって対策が必要な箇所

①　堤防付近の高水敷部

（設置の基準）

第４０

１　共通事項

①　河川の地下空間の利用計画の制約とならないものとすること

②　長区間にわたって縦断的に設置しないことを基本とするものとすること。

③　地下水に影響を及ぼさないよう必要な対策を講ずるものとすること。

④　設置深さは、河床低下や洗掘に対して十分安全な深さとするものとすること。

⑤　地表への出入り口等の設置によって、著しい流水の乱れや堤防への悪影響等が生じないよう必要な対策を講ずるものとすること。

２　対策が必要な箇所における設置基準

①　堤防に悪影響が生じないように適切に配慮された施工方法を採用するものとすること。

（設置に係るその他の留意事項）

第４１

①　工作物内部における火災等により河川管理上の支障が生じないよう必要な対策を講ずるものとすること。

第２０章　船舶係留施設

（設置位置の選定基準）

第４２

１　設置が不適当な箇所

①　洪水時に多量の流木が流下または集積するおそれのある区間

②　狭窄部、湾曲部、水衝部、支派川の分合流部

③　河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所

④　水門等の操作により大きな流速の生じる箇所

２　設置にあたって対策が必要な箇所

①　河川に設けられている他の工作物（橋、伏せ越し等）に近接した箇所

②　低水河岸に接して高水敷部を掘り込んだ箇所

（設置の基準）

第４３

１　共通事項

①　洪水・高潮時に係留された船舶によって治水上の支障が生じるおそれがある場合においては、船舶を治水上支障の無い位置へ撤去することを基本とするものとすること。

②　船舶係留施設の設置によって、著しい流水の乱れや河床、河岸及び高水敷の洗掘、堤防への悪影響、塵芥の集積等が生じないよう必要な対策を講ずるものとすること。

③　護岸や河岸、河床の維持管理に支障とならないものとすること。

④　船舶の係留方法は、流れや水位変動に対して適切に配慮された方式とするものとすること。

２　対策が必要な箇所における設置基準

①　船舶係留施設による局所洗掘が、近接した他の工作物に支障を及ぼさないよう河床の洗掘防止について適切に配慮された対策を講ずるものとし、橋、堰等の工作物に近接して設置するときは、橋脚、堰柱等と相互に作用して流水の乱れを大きくしない配置とする等の対策を講ずるものとすること。

②　低水路に接した高水敷部を掘り込んで船舶を係留する区域（以下「泊地」という。）は堤防法尻から治水上支障の無い距離以上離すとともに、泊地部の深さは泊地としての機能を確保できる必要最小限の深さとするものとすること。また、泊地の形状は流水が著しく乱れないような形状とするとともに、泊地に接続する高水敷、低水路河岸及び河床において侵食や洗掘が生じないように適切に配慮された対策を講ずるものとすること。さらに、基礎地盤に漏水履歴のある箇所に設置するときは、十分な漏水対策を講ずるものとすること。

(5) 河川管理施設等構造令

（昭和 51 年 7 月 20 日政令第 199 号、最終改正平成 25 年 7 月 5 日政令第 214 号）

第１章　総則

（この政令の趣旨）

第１条　この政令は、河川管理施設又は河川法（以下「法」という。）第 26 条第 1 項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　**常時満水位**　ダムの新築又は改築に関する計画において非洪水時にダムによって貯留することとした流水の最高の水位でダムの非越流部の直上流部におけるものをいう。

二　**サーチャージ水位**　ダムの新築又は改築に関する計画において洪水時にダムによって一時的に貯留することとした流水の最高の水位でダムの非越流部の直上流部におけるものをいう。

三　**設計洪水位**　ダムの新築又は改築に関する計画において、ダムの直上流の地点において 200 年につき 1 回の割合で発生するものと予想される洪水の流量、当該地点において発生した最大の洪水の流量又は当該ダムに係る流域と水象若しくは気象が類似する流域のそれぞれにおいて発生した最大の洪水に係る水象若しくは気象の観測の結果に照らして当該地点に発生するおそれがあると認められる洪水の流量のうちいずれか大きい流量（フィルダムにあっては、当該流量の 1.2 倍の流量。以下「ダム設計洪水流量」という。）の流水がダムの洪水吐きを流下するものとした場合におけるダムの非越流部の直上流部における最高の水位（貯水池の貯留効果が大きいダムにあっては、当該水位から当該貯留効果を考慮して得られる値を減じた水位）をいう。

四　**計画高水流量**　河川整備基本方針に従って、過去の主要な洪水及びこれらによる災害の発生の状況並びに流域及び災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮して、河川管理者が定めた高水流量をいう。

五　**計画横断形**　計画高水流量の流水を流下させ、背水、計画津波又は計画高潮位の高潮が河川外に流出することを防止し、高規格堤防設計水位以下の水位の流水の作用に対して耐えるようにし、河川を適正に利用させ、流水の正常な機能を維持し、及び河川環境の整備と保全をするために必要な河川の横断形で、河川整備基本方針に従って、河川管理者が定めたものをいう。

六　**流下断面**　流水の流下に有効な河川の横断面をいう。

七　**計画高水位**　河川整備基本方針に従って、計画高水流量及び計画横断形に基づいて、又は流水の貯留を考慮して、河川管理者が定めた高水位をいう。

八　**計画津波**　河川整備基本方針に従って、過去の主要な津波及びこれらによる災害の発生状況並びに当該河川が流入する海域の水象等を総合的に考慮して、河川管理者が定めた津波をいう。

九　**計画津波水位**　河川整備基本方針に従って、計画津波及び計画横断形に基づいて、河川管理者が定めた津波水位をいう。

十　**津波**区間　計画津波水位が計画高水位より高い河川の区間をいう。

十一　**計画高潮位**　河川整備基本方針に従って、過去の主要な高潮及びこれらによる災害の発生の状況、当該河川及び当該河川が流入する海域の水象及び気象並びに災害の発生を防止すべき地域の開発の状況等を総合的に考慮して、河川管理者が定めた高潮位をいう。

十二　**高潮区間**　計画高潮位が計画高水位より高い河川の区間をいう。

十三　**高規格堤防設計水位**　高規格堤防を設置すべきものとして河川整備基本方針に定められた河川の区間（第 46 条第 2 項において「高規格堤防設置区間」という。）の流域又は当該流域と水象若しくは気象が類似する流域のそれぞれにおいて発生した最大の洪水、津波及び高

潮に係る水象又は気象の観測の結果に照らして当該区間の流域に発生するおそれがあると認められる洪水、津波及び高潮が生ずるものとした場合における当該区間の河道内の最高の水位をいう。

第２章　ダム（略）

第３章　堤防

（適用の範囲）

第１７条　この章の規定は、流水が河川外に流出することを防止するために設ける堤防及び霞堤について適用する。

（構造の原則）

第１８条　堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位（高潮区間にあっては、計画高潮位）以下の水位の流水の通常の作用に対して安全な構造とするものとする。

２　高規格堤防にあっては、前項の規定によるほか、高規格堤防特別区域内の土地が通常の利用に供されても、高規格堤防及びその地盤が、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、高規格堤防設計水位以下の水位の流水の作用に対して耐えることができるものとするものとする。

３　高規格堤防は、予想される荷重によって洗掘破壊、滑り破壊又は浸透破壊が生じない構造とするものとし、かつ、その地盤は、予想される荷重によって滑り破壊、浸透破壊又は液状化破壊が生じないものとするものとする。

（材質及び構造）

第１９条　堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、高規格堤防以外の堤防にあっては、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものとし、又はコンクリート構造若しくはこれに準ずる構造の胸壁を有するものとすることができる。

（高 さ）

第２０条　堤防（計画高水流量を定めない湖沼の堤防を除く。）の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に次の表の下欄に掲げる値を加えた値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土地の地盤高（以下「堤内地盤高」という。）が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあっては、この限りでない。

項	計画高水流量 （単位１秒間につき m^3 ）	計画高水位に加える値 （単位　m）
1	200 未満	0.6
2	200 以上　500 未満	0.8
3	500 以上　2,000 未満	1.0
4	2,000 以上　5,000 未満	1.2
5	5,000 以上　10,000 未満	1.5
6	10,000 以上	2.0

２　前項の堤防のうち計画高水流量を定める湖沼又は高潮区間の堤防の高さは、同項の規定によるほか、湖沼の堤防にあっては計画高水位に、高潮区間の堤防にあっては計画高潮位に、それぞれ波浪の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値を下回らないものとするものとする。

３　計画高水流量を定めない湖沼の堤防の高さは、計画高水位（高潮区間にあっては、計画高潮位。次項において同じ。）に波浪の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値以上とするものとする。

４　津波区間の堤防の高さは、前３項の規定によるほか、計画津波水位に河口付近の海岸堤防の高さ及び漂流物の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値を下回らないものとするものとする。

５　胸壁を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さは、計画高水位以上とするものとする。

（天端幅）

第２１条　堤防（計画高水流量を定めない湖沼の堤防を除く。）の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が 0.6m 未満である区間を除き、計画高水流量に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあっては、計画高水流量が 1 秒間につき 500m3 以上である場合においても、3m 以上とすることができる。

項	計画高水流量 （単位１秒間につき m^3 ）	天端幅 （単位　m）
1	500 未満	3
2	500 以上　2,000 未満	4
3	2,000 以上　5,000 未満	5
4	5,000 以上　10,000 未満	6
5	10,000 以上	7

２　計画高水流量を定めない湖沼の堤防の天端幅は、堤防の高さ及び構造並びに背後地の状況を考慮して、3m 以上の適切な値とするものとする。

（盛土による堤防の法勾配等）

第２２条　盛土による堤防（胸壁の部分及び護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。）の法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が 0.6m 未満である区間を除き、50%以下とするものとする。

２　盛土による堤防の法面（高規格堤防の裏法面を除く。）は、芝等によって覆うものとする。

（高規格堤防に作用する荷重の種類）

第２２条の２　高規格堤防及びその地盤に作用する荷重としては、河道内の水位に応じ、次の表に掲げるものを採用するものとする。

項	河道内の水位	荷　　重
１	計画高水位以下である場合	W，Ｐ，Ｉ，Ｐp
２	計画高水位を超え、高規格堤防設計水位以下である場合	W，Ｐ，Ｐp，τ

備考

この表において、W、Ｐ、ｌ、Ｐp 及び τ は、それぞれ次の荷重を表すものとする。

W　高規格堤防の自重
Ｐ　河道内の流水による静水圧の力
ｌ　地震時における高規格堤防及びその地盤の慣性力
Ｐp　間げき圧（高規格堤防及びその地盤の内部の浸透水による水圧）の力
τ　越流水によるせん断力

（荷重等の計算方法）

第２２条の３　前条に規定する荷重の計算その他高規格堤防の構造計算に関し必要な技術的基準は、国土交通省令で定める。

（小　段）

第２３条　堤防の安定を図るため必要がある場合においては、その中腹に小段を設けるものとする。

２　堤防の小段の幅は、3m 以上とするものとする。

（側　帯）

第２４条　堤防の安定を図るため必要がある場合又は非常用の土砂等を備蓄し、若しくは環境を保全するため特に必要がある場合においては、国土交通省令で定めるところにより、堤防の裏側の脚部に側帯を設けるものとする。

（護　岸）

第２５条　流水の作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、堤防の表法面又は表小段に護岸を設けるものとする。

（水　制）

第２６条　流水の作用から堤防を保護するため、流水の方向を規制し、又は水勢を緩和する必要がある場合においては、適当な箇所に水制を設けるものとする。

（堤防に沿って設置する樹林帯）

第２６条の２　堤防に沿って設置する樹林帯は、国土交通省令で定めるところにより、洪水時における破堤の防止等について適切に配慮された構造とするものとする。

（管理用通路）

第２７条　堤防には、国土交通省令で定めるところにより、河川の管理のための通路（以下「管理用通路」という。）を設けるものとする。

（波浪の影響を著しく受ける堤防に講ずべき措置）

第２８条　湖沼、津波区間、高潮区間又は２以上の河川の合流する箇所の堤防その他の堤防で津波又は波浪の影響を著しく受けるものには、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　表法面又は表小段に護岸又は護岸及び波返工を設けること。

二　前面に消波工を設けること。

２　前項の堤防で越波のおそれがあるものには、同項に規定するもののほか、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　天端、裏法面及び裏小段をコンクリートその他これに類するもので覆うこと。

二　裏法尻に沿って排水路を設けること。

（背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例）

第２９条　甲河川と乙河川が合流することにより乙河川に背水が生ずることとなる場合においては、合流箇所より上流の乙河川の堤防の高さは、第 20 条第 1 項から第 3 項までの規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の高さを下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計算高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間及び逆流を防止する施設によって背水が生じないようにすることができる区間にあっては、この限りでない。

２　前項本文の規定により乙河川の堤防の高さが定められる場合においては、その高さと乙河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、計画高水流量に応じ、第 20 条第 1 項の表の下欄に掲げる値を加えた高さとが一致する地点から当該合流箇所までの乙河川の区間（湖沼である河川の区間を除く。以下「背水区間」という。）の堤防の天端幅は、第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の天端幅を下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあっては、この限りでない。

（湖沼又は高潮区間の堤防の天端幅の特例）

第３０条　計画高水流量を定める湖沼、津波区間又は高潮区間の堤防に第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる措置を講ずる場合においては、当該堤防の天端幅は、第 21 条第 1 項及び前条第 2 項の規定にかかわらず、第 28 条の規定により講ずる措置の内容及び当該堤防に接続する堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防）の天端幅を考慮して、3m 以上の適切な値とすることができる。

（天端幅の規定の適用除外等）

第３１条　その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準ずるものによる構造の堤防については、第 21 条、第 29 条第 2 項及び前条の規定は、適用しない。

２　胸壁を有する堤防に関する第 21 条、第 29 条第 2 項及び前条の規定の適用については、胸壁を除いた部分の上面における堤防の幅から胸壁の直立部分の幅を減じたものを堤防の天端幅とみなす。

（連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例）

第３２条　堤防の地盤の地質、対岸の状況、上流及び下流における河岸及び堤防の高さその他の特別の事情により、連続しない工期を定めて段階的に堤防を築造する場合においては、それぞれの段階における堤防について、計画堤防の高さと当該段階における堤防の高さとの差に相当する値を計画高水位（高潮区間にあっては、計画高潮位。以下この条において同じ。）から減じた値の水位を計画高水位とみなして、この章（第 29 条及び前条を除く。）の規程を準用する。

第４章　床止め

（構造の原則）

第３３条　床止めは、計画高水位（高潮区間にあっては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

２　床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

（護床工及び高水敷保護工）

第３４条　床止めを設ける場合において、これに接続する河床又は高水敷の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工又は高水敷保護工を設けるものとする。

（護　岸）

第３５条　床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、国土交通省令で定めるところにより、護岸を設けるものとする。

（魚　道）

第３５条の２　床止めを設ける場合において、魚類の遡上等を妨げないようにするため必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、魚道を設けるものとする。

第５章　堰

（構造の原則）

第３６条　堰は、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

２　堰は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに堰に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

（流下断面との関係）

第３７条　可動堰の可動部（流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。次条及び第 39 条において同じ。）以外の部分（堰柱を除く。）及び固定堰は、流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。以下この条、第 58 条第２項及び第 61 条第 1 項において同じ。）内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるとき、及び河床の状況により流下断面内に設けることがやむを得ないと認められる場合において、治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、この限りでない。

（可動堰の可動部の径間長）

第３８条　可動堰の可動部の径間長（隣り合う堰柱の中心線間の距離をいう。以下この章において同じ。）は、計画高水流量に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上（可動部の全長（両端の堰柱の中心線間の距離をいう。次項において同じ。）が、計画高水流量に応じ、同欄に掲げる値未満である場合には、その全長の値）とするものとする。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

項	計画高水流量 （単位 1 秒間につき m^3 ）	径間長 （単位　m）
1	500 未満	15
2	500 以上　2,000 未満	20
3	2,000 以上　4,000 未満	30
4	4,000 以上	40

２　前項の表 1 の項の中欄に該当する場合において、可動堰の可動部の全長が 30m 未満であるときは、前項の規定にかかわらず、可動部の径間長を 12.5m 以上とすることができる。

３　第 1 項の表 3 の項又は 4 の項の中欄に該当する場合において、第 1 項の規定によれば径間長の平均値を 50m 以上としなければならず可動堰の構造上適当でないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、可動部の径間長をそれぞれ同表 3 の項又は 4 の項の下欄に掲げる値未満のものとすることができる。

４　第 1 項の表 4 の項の中欄に該当する場合においては、第 1 項の規定にかかわらず、流心部以外の部分に係る可動堰の可動部の径間長を 30m 以上とすることができる。この場合においては、可動部の径間長の平均値は、前項の規定の適用がある場合を除き、40m 以上としなければならない。

５　可動堰の可動部が起伏式である場合においては、国土交通省令で定めるところにより、可動部の径間長を前各項の規定によらないものとすることができる。

（可動堰の可動部の径間長の特例）

第３９条　可動堰の可動部の一部を土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねるものとする場合においては、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該部分の径間長は、計画高水流量に応じ、次の表の第 3 欄に掲げる値以上とすることができる。この場合においては、可動部の径間長の平均値は、同条第 2 項に該当する可動堰の可動部を除き、同表の第 4 欄に掲げる値以上でなければならない。

項	計画高水流量 (単位 1 秒間につき m^3)	可動部のうち土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねる部分の径間長 （単位　m）	可動部の径間長の平均値 （単位　m）
1	500 未満	12.5	15
2	500 以上　2,000 未満	12.5	20
3	2,000 以上　4,000 未満	15.0	30
4	4,000 以上	20.0	40

２　前項の規定によれば可動堰の可動部のうち土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねる部分以外の部分の径間長が著しく大となり当該部分のゲートの構造上適当でなく、かつ、治水上の支障がないと認められる場合においては、国土交通省令で定めるところにより、可動部の径間長を同項後段の規定によらないものとすることができる。

（可動堰の可動部のゲートの構造）

第４０条　第 10 条第 1 項から第 3 項まで、第 11 条及び第 12 条の規定は、可動堰の可動部のゲートについて準用する。

２　前項に規定するもののほか、可動堰の可動部のゲートの構造の基準に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（可動堰の可動部のゲートの高さ）

第４１条　可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に第 20 条第 1 項の表の下欄に掲げる値を加えた値以上で、高潮区間においては計画高潮位を下回らず、その他の区間においては当該地点における河川の両岸の堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防（津波区間にあっては、津波が生じないとした場合に定めるべき計画横断形に係る堤防。以下この項において同じ。）の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとするものとする。

２　可動堰の可動部の起伏式ゲートの倒伏時における上端の高さは、可動堰の基礎部（床版を含む。）の高さ以下とするものとする。

（可動堰の可動部の引上げ式ゲートの高さの特例）

第４２条　背水区間に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、治水上の支障がないと認められるときは、前条第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる高さのうちいずれか高い方の高さ以上とすることができる。

一　当該河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、計画高水流量に応じ、第 20 条第 1 項の表の下欄に掲げる値を加えた高さ

二　計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）

２　地盤沈下のおそれがある地域に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、前条第 1 項及び前項の規程によるほか、予測される地盤沈下及び河川の状況を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとする。

（管理施設）

第４３条　可動堰には、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

２　可動堰を設ける場合において、当該可動堰を操作する者の安全を確保するため必要があるときは、自動的に、又は遠隔操作により可動部のゲートの開閉を行うことができるものとするものとする。

（護床工等）

第４４条　第 34 条及び第 35 条の 2 までの規定は、堰を設ける場合について準用する。

（洪水を分流させる堰に関する特例）

第４５条　第 37 条及び第 41 条の規定は、洪水を分流させる堰については、適用しない。

第６章　水門及び樋門

（構造の原則）

第４６条　水門及び樋門は、計画高水位（高潮区間にあっては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

２　高規格堤防設置区間及び当該区間に係る背水区間における水門及び樋門にあっては、前項の規定によるほか、高規格堤防設計水位以下の水位の流水の作用に対して耐えることができる構造とするものとする。

３　水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

（構 造）

第４７条　水門及び樋門（ゲート及び管理施設を除く。）は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

２　樋門は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。

（断面形）

第４８条　河川を横断して設ける水門及び樋門の流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量（舟の通行の用に供する水門にあっては、計画高水流量及び通行すべき舟の規模）を勘案して定めるものとする。

２　前項の規定は、河川及び法第 100 条第 1 項の規定により市町村長が指定した河川（第 77 条において「準用河川」という。）以外の水路が河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門及び樋門について準用する。

（河川を横断して設ける水門の径間長等）

第４９条　第 37 条から第 39 条まで（第 38 条第 5 項を除く。）の規定は、河川を横断して設ける水門について準用する。この場合において、第 37 条中「可動堰の可動部（流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。次条及び第 39 条において同じ。）以外の部分（堰柱を除く。）及び固定堰」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及び門柱以外の部分」と、第 38 条及び第 39 条中「可動堰の可動部」とあり、及び「可動部」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分」と、第 38 条第 1 項中「堰柱」とあるのは、「門柱」と読み替えるものとする。

２　河川を横断して設ける樋門で 2 門以上のゲートを有するものの内法幅は、5m 以上とするものとする。ただし、内法幅が内法高の 2 倍以上となるときは、この限りでない。

（ゲート等の構造）

第５０条　水門及び樋門のゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有する構造とするものとする。

２　水門及び樋門のゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

３　水門及び樋門のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

（水門のゲートの高さ等）

第５１条　水門のカーテンウォールの上端の高さ又はカーテンウォールを有しない水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さを下回らないものとするものとする。ただし、高潮区間において水門の背後地の状況その他の特別の事情により治水上支障がないと認められるときは、水門の構造、波高等を考慮して、計画高潮位以上の適切な高さとすることができる。

２　第 41 条第 1 項の規定は、河川を横断して設ける水門（流水を分流させる水門を除く。）のカーテンウォール及びゲートの高さについて、第 42 条の規定は、河川を横断して設ける水門のカーテンウォール及びゲートの高さについて準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「水門のカーテンウォールの下端の高さ及び水門の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ)」と読み替えるものとする。

（管理施設等）

第５２条　第 43 条の規定は、水門及び樋門について準用する。

２　水門は、国土交通省令で定めるところにより、管理用通路としての効用を兼ねる構造とするものとする。

（護床工等）

第５３条　第 34 条及び第 35 条の規定は、水門又は樋門を設ける場合について準用する。

第７章　揚水機場及び排水機場

（揚水機場及び排水機場の構造の原則）

第５４条　揚水機場及び排水機場は、河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

２　揚水機場及び排水機場のポンプ室（ポンプを据え付ける床及びその下部の室に限る。）、吸水渠及び吐出水槽その他の調圧部は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

（排水機場の吐出水槽等）

第５５条　樋門を有する排水機場には、吐出水槽その他の調圧部を設けるものとする。ただし、樋門が横断する河岸又は堤防（非常用の土砂等を備蓄し、又は環境を保全するために設けられる側帯を除く。第 57 条第 1 項、第 65 条第 2 項、第 70 条第 1 項及び第 72 条において同じ。）の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

２　吐出水槽その他の調圧部の上端の高さは、排水機場の樋門が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

（流下物排除施設）

第５６条　揚水機場及び排水機場には、土砂、竹木その他の流下物を排除するため、沈砂池、スクリーンその他の適当な流下物排除施設を設けるものとする。ただし、河川管理上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

（樋　門）

第５７条　揚水機場及び排水機場の樋門と樋門以外の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、樋門が横断する河岸又は堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

２　第 49 条第 2 項の規定は、揚水機場又は排水機場の樋門でポンプによる揚水又は排水のみの川に供されるものについては、適用しない。

（取水塔の構造）

第５８条　取水塔（流下断面内に設けるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに取水塔に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

２　取水塔は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

３　取水塔の河床下の部分には、直接取水する取水口を設けてはならない。ただし、取水口の規模及び深さ等を考慮して治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

（護床工等）

第５９条　第 34 条及び第 35 条の規定は、取水塔を設ける場合について準用する。

第８章　橋

（河川区域内に設ける橋台及び橋脚の構造の原則）

第６０条　河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位（高潮区間にあっては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

２　河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台又は橋脚に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

（橋　台）

第６１条　河岸又は川幅が 50m 以上の河川、背水区間若しくは高潮区間に係る堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。）に設ける橋台は、流下断面内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

２　堤防に設ける橋台（前項の橋台に該当するものを除く。）は、堤防の表法肩より表側の部分に設けてはならない。

３　堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。ただし、堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講ずるときは、この限りでない。

４　堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。

（橋　脚）

第６２条　河道内に設ける橋脚（基礎部（底版を含む。次項において同じ。）その他流水が作用するおそれがない部分を除く。以下この項において同じ）の水平断面は、できるだけ細長い楕円形その他これに類する形状のものとし、かつ、その長径（これに相当するものを含む。）の方向は、洪水が流下する方向と同一とするものとする。ただし、橋脚の水平断面が極めて小さいとき、橋脚に作用する洪水が流下する方向と直角の方向の荷重が極めて大きい場合であって橋脚の構造上やむを得ないと認められるとき、又は洪水が流下する方向が一定でない箇所に設けるときは、橋脚の水平断面を円形その他これに類する形状のものとすることができる。

２　河道内に設ける橋脚の基礎部は、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この項において同じ。）及び低水路の河岸の法肩から 20m以内の高水敷においては低水路の河床の表面から深さ 2m 以上の部分に、その他の高水敷においては高水敷（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この項において同じ。）の表面から深さ 1m 以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面又は高水敷の表面より下の部分に設けることができる。

（径間長）

第６３条　橋脚を河道内に設ける場合においては、当該箇所において洪水が流下する方向と直角の方向に河川を横断する垂直な平面に投影した場合における隣り合う河道内の橋脚の中心線間の距離（河岸又は堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。）に橋台を設ける場合においては橋台の胸壁の表側の面から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含み、河岸又は堤防に橋台を設けない場合においては当該平面上の流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面）の上部の角から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含む。以下この条において「径間長」という。）は、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる場合を除き、次の式によって得られる値（その値が 50m を超える場合においては、50m）以上とするものとする。ただし、径間長を次の式によって得られる値（以下この項及び第 4 項において「基準径間長」という。）以上とすればその平均値を基準径間長に 5m を加えた値を超えるものとしなければならないときは、径間長は、基準径間長から 5m を減じた値（30m 未満となるときは、30m）以上とすることができる。

［
Ｌ＝２０＋０．００５Ｑ
　この式において、Ｌ及びＱは、それぞれ次の数値を表すものとする。
Ｌ　基準径間長（単位　m）
Ｑ　計画高水流量（単位　１秒間につきｍ3 ）
］

２　次の各号の 1 に該当する橋（国土交通省令で定める主要な公共施設に係るものを除く。）の径間長は、河川管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる値以上とすることができる。

一　計画高水流量が 1 秒間につき 500ｍ3 未満で川幅が 30m 未満の河川に設ける橋　12.5m
二　計画高水流量が 1 秒間につき 500ｍ3 未満で川幅が 30m 以上の河川に設ける橋　15.0m
三　計画高水流量が 1 秒間につき 500ｍ3 以上 2,000m3 未満の河川に設ける橋　20.0m

３　基準径間長が 25m を超えることとなる場合においては、第 1 項の規定にかかわらず、流心部以外の部分に係る橋の径間長を 25ｍ以上とすることができる。この場合においては、橋の径間長の平均値は、これらの規定により定められる径間長以上としなければならない。

４　河道内に橋脚が設けられている橋、堰その他の河川を横断して設けられている施設に近接して設ける橋の径間長については、これらの施設の相互の関係を考慮して治水上必要と認められる範囲内において国土交通省令で特則を定めることができる。

（桁下高等）

第６４条　第 41 条第 1 項及び第 42 条の規定は、橋の桁下高について準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「橋の桁下高」と読み替えるものとする。

２　橋面（路面その他国土交通省令で定める橋の部分をいう。）の高さは、背水区間又は高潮区間においても、橋が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

（護岸等）

第６５条　第 34 条及び第 35 条の規定は、橋を設ける場合について準用する。

２　前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

（管理用通路の構造の保全）

第６６条　橋（取付部を含む。）は、国土交通省令で定めるところにより、管理用通路の構造に支障を及ぼさない構造とするものとする。

（適用除外）

第６７条　第 61 条第 1 項から第 3 項まで、第 62 条、第 63 条及び第 64 条の規定は、湖沼、遊水地その他これらに類するものの区域（国土交通省令で定める要件に該当する区域を除く。）内に設ける橋及び治水上の影響が著しく小さいものとして国土交通省令で定める橋については、適用しない。

２　この章（第 64 条及び前条を除く。）の規定は、ダム、堰又は水門と効用を兼ねる橋及び樋門又は取水塔に附属して設けられる橋については、適用しない。

第９章　伏せ越し

（適用の範囲）

第６８条　この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

（構造の原則）

第６９条　伏せ越しは、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

２　伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

（構　造）

第７０条　堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この項において同じ。）を横断して設ける伏せ越しにあっては、堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、堤防の地盤の地質、伏せ越しの深さ等を考慮して、堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

２　第 47 条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。

（ゲート等）

第７１条　伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所に、ゲート（バルブを含む。次項において同じ。）を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

２　第 10 条第 2 項の規定は前項のゲートの開閉装置について、第 43 条第 1 項の規定は伏せ越しについて準用する。

（深　さ）

第７２条　伏せ越しは、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この条において同じ。）及び低水路の河岸の法肩から 20m 以内の高水敷においては低水路の河床の表面から、その他の高水敷においては高水敷（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この条において同じ。）の表面から、堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この条において同じ。）の下の部分においては堤防の地盤面から、それぞれ深さ 2m 以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面、高水敷の表面又は堤防の地盤面より下の部分に設けることができる。

第１０章　雑則

（適用除外）

第７３条　この政令の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）については、適用しない。

一　治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によって設けられる河川管理施設等

二　臨時に設けられる河川管理施設等

三　工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等

四　特殊な構造の河川管理施設等で、国土交通大臣がその構造が第２章から第９章までの規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの

（計画高水流量等の決定又は変更があった場合の適用の特例）

第７４条　河川管理施設等が、これに係る工事の着手（許可工作物にあっては、法第 26 条の許可。以下この条において同じ。）があった後における計画高水流量、計画横断形、計画高水位、計画津波水位又は計画高潮位（以下この条において「計画高水流量等」という。）の決定又は変更によってこの政令の規定に適合しないこととなった場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかったものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

（暫定改良工事実施計画が定められた場合の特例）

第７５条　河川整備基本方針において定められた河川の総合的な保全と利用に関する基本方針に沿って計画的に実施すべき改良工事の暫定的な工事の実施計画（以下「暫定改良工事実施計画」という。）が定められた場合においては、当該暫定改良工事実施計画において定められた高水流量、横断形、高水位、津波水位又は高潮位は、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ計画高水流量、計画横断形、計画高水位、計画津波水位又は計画高潮位とみなす。

（小河川の特例）

第７６条　計画高水流量が 1 秒間につき 100m3 未満の小河川に設ける河川管理施設等については、国土交通省令で定めるところにより、この政令の規定によらないものとすることができる。

（準用河川に設ける河川管理施設等の構造について市町村が参酌すべき基準）

第７７条　法第 100 条第 1 項において準用する法第 13 条第 2 項の政令で定める基準については、第 2 条から第 74 条まで及び前条の規定を準用する。この場合において、第 2 条第 4 号、第 8 号及び第 11 号中「河川整備基本方針に従って、過去」とあるのは「過去」と、同条第 5 号中「河川整備基本方針に従って、河川管理者」とあるのは「河川管理者」と、同条第 7 号中「河川整備基本方針に従って、計画高水流量」とあるのは「計画高水流量」と、同条第 9 号中「河川整備基本方針に従って、計画津波」とあるのは「計画津波」と、同条第 13 号中「河川整備基本方針に定められた」とあるのは「河川管理者が定めた」と、第 73 条第 4 号中「国土交通大臣」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

2.2.2　構造審査チェックリスト

河川区域内における河川法第26条第1項に基づく工作物の新築、改築又は除却の許可に際しては、「河川管理施設等構造令」（昭和51年政令第199号）に定められる技術基準との適合性を審査するとともに、工作物の設置位置等については「工作物設置許可基準」（平成6年9月22日付け建設省河治発第72号による治水課長通達）、土木工学上の安定計算等の設計基準については「建設省河川砂防技術基準（案）計画編、調査編、設計編について」（平成9年5月6日付け建設省河計発第36号による河川局長通達）に基づいて、総合的に河川管理上必要とされる技術的な審査を行います。

構造審査チェックリストは、これらの各種基準の適合状況を審査する上で確認すべき主要な事項をまとめたものです。（チェックリストの様式は、本書の「3.3　構造審査チェックリスト」参照）

申請に当たっては、このチェックリストに必要事項を記載するとともに、各項目の基準への適合状況を説明する資料も作成し、提出してください。

なお、本チェックリストはあくまで主要な事項のみをまとめたものですので、全てを網羅したものではありません。

2.3　審査にかかる留意事項

2.3.1　工作物の構造の審査

(1) 審査概要

ア．審査の基本

河川法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物（以下、「許可工作物」）は、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重を考慮した安全な構造のものでなければなりません（河川法第13条第1項）。

許可工作物のうち主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めたものが「河川管理施設等構造令」（昭和51年7月20日政令199号、最終改正平成25年7月5日政令第214号、以下「構造令」という。）です（河川法第13条第2項、構造令第1条）。

審査は、工作物の構造が構造令の規定に適合していることを確認する方法で行われます。

なお、構造令の施行の際（昭和51年10月1日）に現存していた既存の河川管理施設等のうち、構造令に適合しない施設については、構造令に定める規定は遡及適用しないこととされていますが、施設全体にわたる改造工事を行う場合（災害復旧を除く）は、「改築」に該当することから、構造令の適用を受けることとなります。

また、部分的な改造工事についても、構造令に適合しない施設については、構造令の適用がありませんが、できるだけ構造令の基準に準拠するよう努めることとされています。

イ．構造令の対象外の施設

構造令の対象外となった工作物の構造審査については、「河川砂防技術基準（案）同解説」等を参考に河川管理上の支障の有無を審査することとなります。構造令の対象外の工作物のうち大規模な工作物の設計に当たっては、関係土木建築事務所又は県庁河川課と事前協議を行うことが望ましいと思われます。

ウ．改修不要区間

山間狭窄部等で、改修不要区間に認定されている箇所については、工作物の設置に伴う上下流への影響が審査対象となるため、設計に当たっては関係土木建築事務所又は県庁河川課と事前協議を行うことが望ましいと思われます。

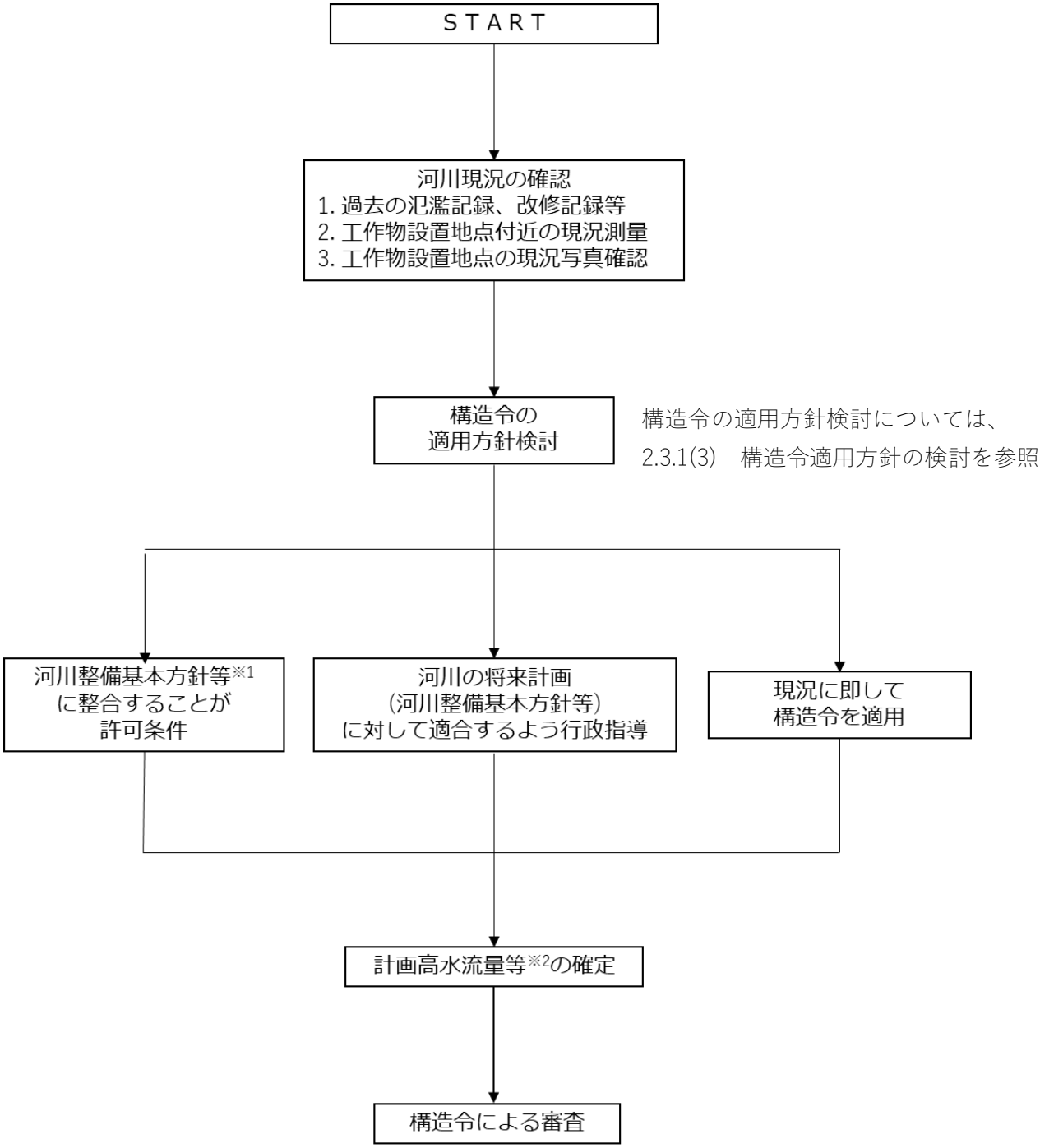


図 2.4　河川管理施設等構造令による工作物の構造審査フロー

※1　河川整備基本方針等　河川法第 16 条で規定されている「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」を言う。なお、河川整備基本方針等が策定されていない河川については、従来の「工事実施基本計画」を河川整備基本方針等に読み替えるものとする。

※2　計画高水流量等　構造令の適用にあたって基本となる項目で、計画高水流量、計画横断形、計画高水位または計画高潮位をいう。

(2) 河川現況等の確認

ア．氾濫記録、改修計画の確認

工作物設置箇所が、河川改修計画区間の場合は河川整備基本方針等に整合するよう構造令の審査が行われます。また、改修の計画区間外であっても氾濫を繰り返している箇所や洪水時に溢水するような箇所であれば、河川現況ではなく氾濫水位に対して構造令審査が行われます。

工作物の設計に手戻りを生じさせないためにも、事前に工作物設置箇所における過去の氾濫記録や河川改修計画を把握する必要があります。

現地の状況から改修計画区間であるかどうか判定できないときは、関係土木建築事務所又は県庁河川課に問い合わせてください。

山口県の管理する河川における氾濫時の水位については、ダムに関連した観測所などかぎられた箇所しか観測されていません。工作物設置予定箇所の近傍に水位観測所がある場合は、県の土木防災情報システムから水位等のデータをダウンロードし確認してください。

改修計画区間内である場合は、関係土木建築事務所又は県庁河川課と事前協議を行い、改修計画の河川基本諸元（計画高水流量、計画横断形、計画高水位または計画高潮位）を確認した上で、工作物の設計を行ってください。

なお、河川改修済区間に設置されていた工作物であっても、昭和51年7月以前に築造された構造令の適用を受けていない工作物については、改築の時点で構造令の適用を受けることとなりますので設計に当たっては留意してください。

イ．河川現況の確認

氾濫記録、改修計画等の確認に続いて、河川現況の確認が行われます。

河川現況の確認は、工作物設置許可における添付図書のである実測平面図、実測河川横断面図、実測河川縦断図及び現況写真により行われます。

(3) 構造令の適用方針

河川現況の確認に続いて、構造令適用方針の検討が行われます。
構造令の適用方針については、「解説・河川管理施設等構造令」（技報堂出版）のp23に詳しく解説されています。
以下に、河川整備基本方針等の将来計画と構造令の関係及び、現況に即して構造令を適用する場合の留意点を示します。
将来計画との適合性に関する検討フローを図2.5に示します。
また、現況に即して運用する場合の、現況河川の高水位の認定フローを図2.6に示します。

ア．将来計画に対する適合性

河川管理施設等は、河川の将来計画に適合したものでなければならず、将来の河川工事に著しい支障を及ぼすものであってはならないというのが、河川法及び構造令の基本理念です。（将来計画に対する適合性については、「解説・河川管理施設等構造令」（技報堂出版）p19, p378を参照）

（ア） 河川整備基本方針等 が定められており、河川改修工事を実施している又は近い将来河川改修工事の予定がある区間の場合

「河川の将来計画」に対し適合することが許可条件。
河川の将来計画とは、河川法の解釈からは河川整備基本方針等が該当し、これに対する適合の審査は次に示す方法で行われる。
河川整備基本方針等に定められた主要地点の計画高水流量等 を基準に、上下流における河川の状況及び水利用状況等を総合的に判断して河川管理者が当該工作物設置地点での計画高水流量等を定める。この計画高水流量等を基に、当該工作物の構造が令の基準を満たしているかを審査する。

（イ） 河川整備基本方針等が定められているが当面改修の予定のない区間の場合

新幹線鉄道橋、高速自動車国道橋、幅員30m以上の橋、その他将来の河川改修工事に伴う改築が著しく困難な施設については「河川の将来計画」に対し適合することが許可条件であるが、それ以外については現況に即して構造令の運用を図る必要がある（適正な河川利用を行うとともに、過度の先行投資を避けるという趣旨）

（ウ） 河川整備基本方針等の策定の予定が明らかな区間の場合（河川改修工事を実施しており、河川整備基本方針等の策定作業中の区間の場合、又は、近い将来河川改修工事の予定があり、近く河川整備基本方針等の策定の予定がある区間の場合）

河川の将来計画（河川整備基本方針等）に対して適合するように行政指導を行う。運用に当たっては、あらかじめ関係部局（河川整備基本方針等を定める場合における関係部局のうち当該許可工作物に係る事業を所管する部局をいう）の了解を得る必要があり、また、河川整備基本方針等を速やかに（おおむね3年以内）に策定する必要がある。

（エ） 河川整備基本方針等が定められておらず、近い将来には河川改修工事の予定がないが、将来は河川改修工事の必要のある区間の場合

① 新幹線鉄道橋、高速自動車国道橋、幅員30m以上の橋、その他将来の河川改修工事に伴う改築が著しく困難な施設については河川の将来計画（河川整備基本方針等）に対して適合するように行政指導を行う。運用に当たっては、あらかじめ関係部局（河川整備基本方針等を定める場合における関係部局のうち当該許可工作物に係る事業を所管する部局をいう）の了解を得る必要があり、また、河川整備基本方針等を速やかに（おおむね3年以内）に策定する必要がある。

② ①以外については現況に即して構造令の運用を図る必要がある。

イ．現況に即して運用する場合の取り扱い

（ア） 現況に即して運用する場合に配慮すべき事項

① 設置地点における既往の高水の規模及び頻度、氾濫状況等を十分に把握すること

② 工作物自体が流出することの無いこと

③ 付近の河岸及び河川管理施設に著しい支障を与えることの無いこと

④ 付近の家屋、耕地等に対して浸水被害を増大させることの無いこと

⑤ 災害の発生又は助長に対して十分配慮すること

（イ） 構造令の適用に当たっての留意点

① 当該地点の河道（横断形）は、上下流一連区間における河道状況を勘案して定める

② 高水位は、現況の河岸又は堤防の高さに関わらず、既往の洪水の氾濫水位を勘案して定める

③ 工作物の構造（たとえば径間長）については、①に定める河道（横断形）のほか、対象流量に基づき、構造令に準拠する

④ ①に定める河道幅において、既往の洪水の氾濫水位までの河積に対応する流量を対象流量とすること

⑤ 既往の洪水氾濫を勘案し、必要に応じ避越橋を設ける等取付け道路の構造に十分留意すること

（ウ） 現況河川の高水位を定める場合の山口県の指導方針

①　既往洪水の氾濫水位が明らかな場合

以下のいずれかに該当する場合は、この氾濫水位を構造令適用における高水位とする。

I.　氾濫記録等で確認できる場合

過去の氾濫記録などから、当該工作物設置点の氾濫水位が明らかな場合は、これを構造令による審査の対象高水位とする

II.　上下流一連区間の河道状況から氾濫水位が推定できる場合

上下流一連区間の状況などから氾濫箇所が限定され、当該工作物設置点の氾濫時の水位が明らかに推定できる場合は、これを構造令による審査の対象高水位とする

III.　氾濫水位を勘案した高水位とみなせる水位がある場合

災害関連、単独河川改修などの事業は、工事実施基本計画やこれに基づいた改修計画に適合してはいないが、既往の氾濫水位を勘案して高水位が策定されているものと見なせる。よって、これらの事業により改修済み区間や、またはこれらの事業により改修工事が予定されている区間については、当該改修計画の高水位を氾濫水位と見なし、これを構造令による審査の対象高水位とする

②　既往洪水の氾濫水位が不明な場合

上記①に該当しないときは氾濫水位が不明な場合とし、50mm/h相当の降雨から求まる当該工作物設置点の流量を対象水位として氾濫水位を推定し、以下により高水位を定める。

I.　50mm/h相当水位が現況堤防高（河岸高）より低い場合

50mm/h相当水位を氾濫水位と見なし、これを構造令による審査の対象水位とする

II.　50mm/h相当水位が現況堤防高（河岸高）を超える場合

現況堤防高（河岸高）を氾濫水位と見なし、これを構造令による審査の対象水位とする

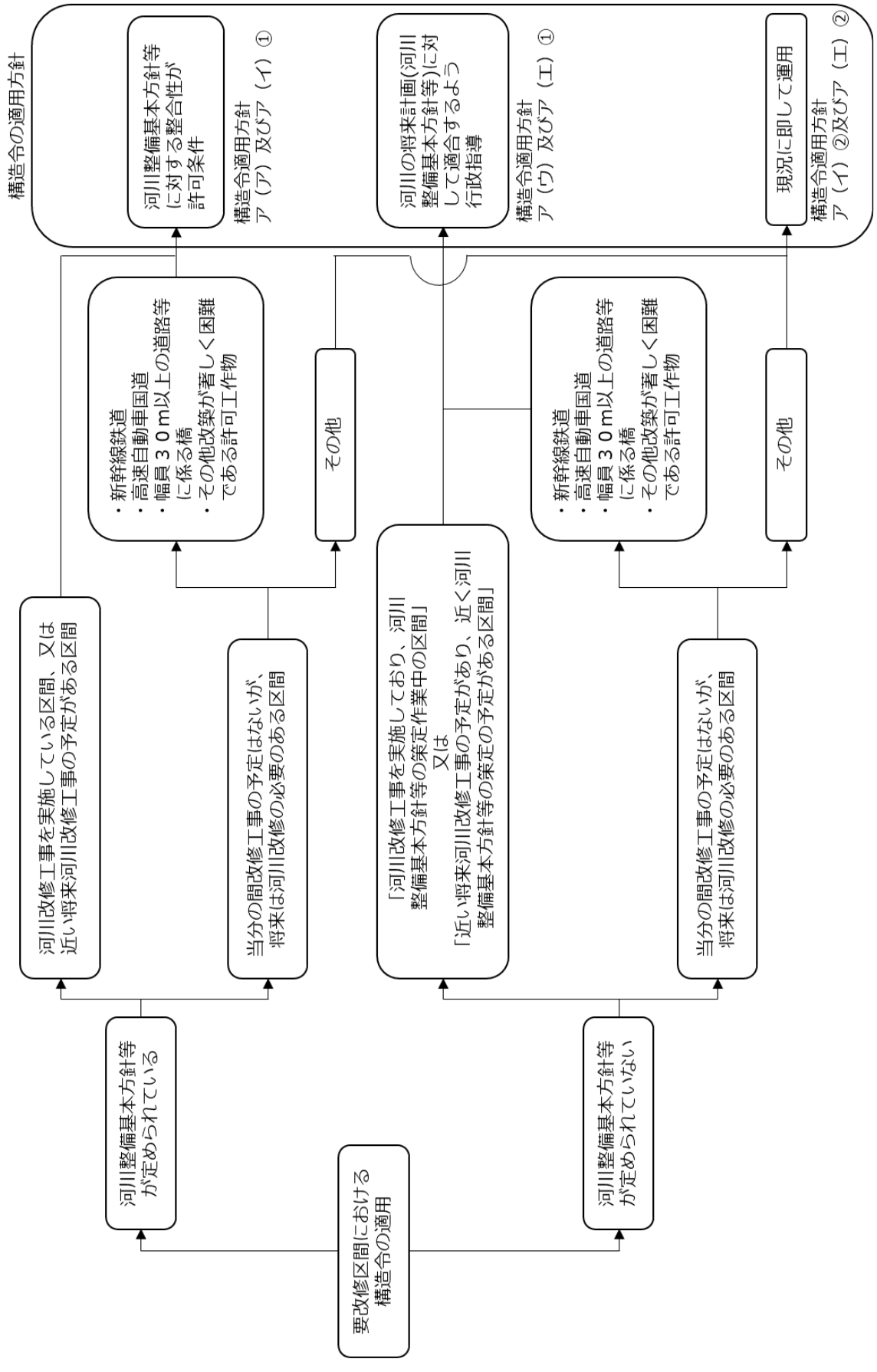


図 2.5　工作物新築等の許可における構造令適用方針

(4) 計画高水流量等の確認

構造令の適用方針の検討に続いて、計画高水流量等の確認が行われます。

ア．計画高水流量等

「工作物新設等の許可における構造令適用方針」（山口県河川課）に規定されている、計画高水流量等を表2.12に示します。

表2.12　構造令適用方針と計画高水流量の関係

構造令適用方針		将来計画		計画高水流量等
		河川整備基本方針等	改修工事	
ア（ア）	河川整備基本方針等に整合することが許可条件	○	実施中又は近い将来予定	・工作物設置地点の計画高水流量 ・工作物設置地点の計画横断形 ・工作物設置地点の計画高水位又は計画高潮位
ア（イ）①	河川整備基本方針等に整合することが許可条件	○	当分の間実施しない	ア（ア）に同じ
ア（イ）②	現況に即して運用	○	当分の間実施しない	・上下流一連区間における河道状況を勘案して定めた河道(横断形) ・氾濫水位を勘案して定めた高水位 ・河道及び高水位より算出される高水流量
ア（ウ）	将来計画（河川整備基本方針等）に適合するよう行政指導	×	実施中又は近い将来	ア（ア）に同じ
ア（エ）①	将来計画（河川整備基本方針等）に適合するよう行政指導	×	将来	ア（ア）に同じ
ア（エ）②	現況に即して運用	×	将来	ア（イ）②に同じ

イ．現況に即して運用する場合の高水位

現況に即して構造令を適用する場合の現況河川の高水位の定め方については、前節の「(3)構造令適用方針の検討」のイ（ウ）に山口県の指導方針を掲載しています。この内容を、フロー図にして図2.6に示します。

なお、霞堤において河川水が堤内地へ流入することは、ここで言う氾濫には含まれません。

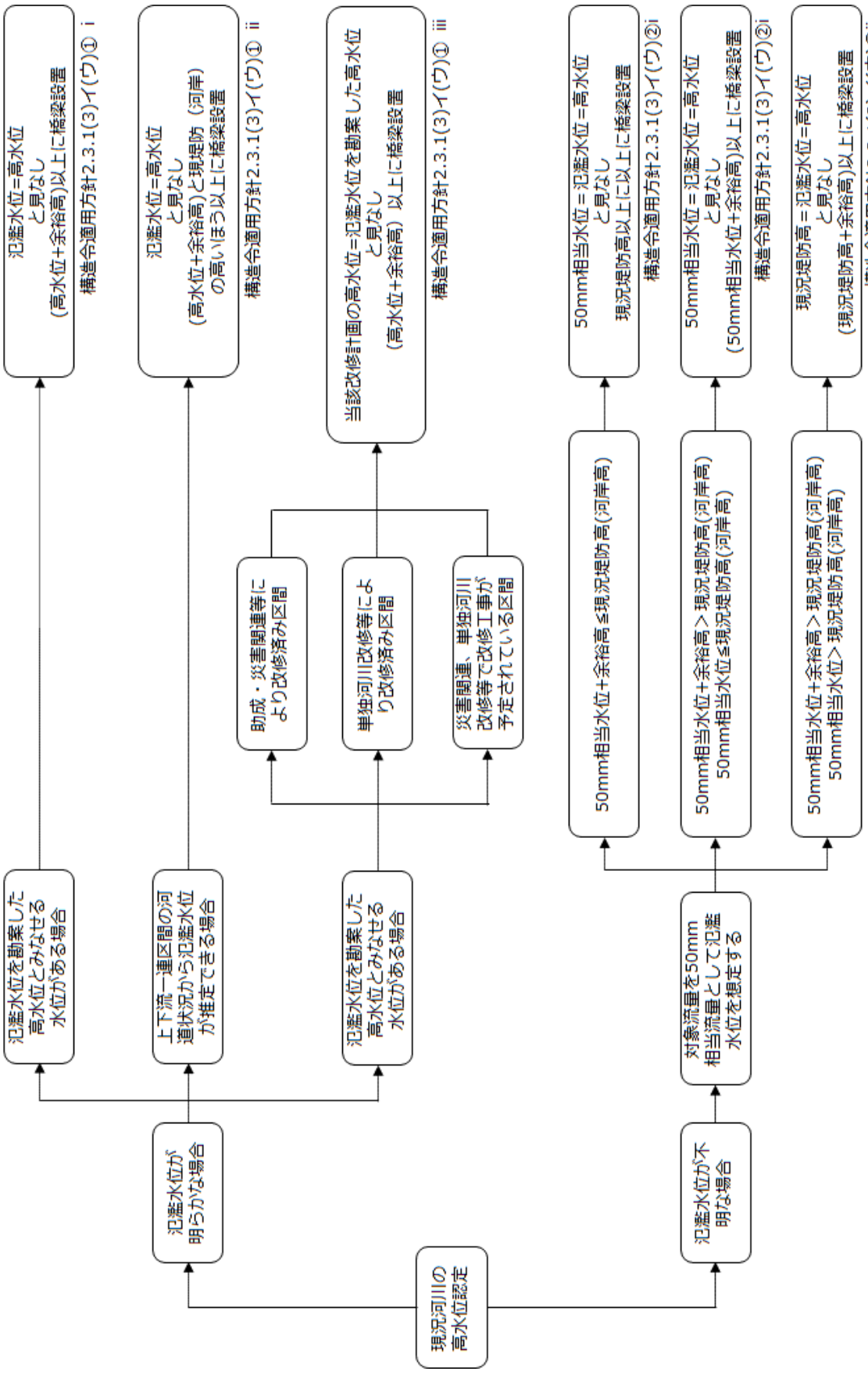


図 2.6　現況に即して構造令を適用する場合の現況河川の高水位認定及び橋梁の桁下高設定について（山口県河川課方針）

ウ．50mm/h 相当流量

河川審議会の答申のなかで、中小河川の整備における必要最低限の目標として、当面は時間雨量50mm相当の降雨により発生する洪水を整備目標とするとされています。

そこで、「現況河川の高水位を定める場合の山口県の指導方針」2.3.1（3）イ（ウ）②の中では、氾濫水位を想定する方法にこの当面の整備目標である50mm/h相当流量が利用されています。

山口県の河川は急峻で小流域の河川が多いため、通常は合理式により50mm/h相当流量が算定されます。しかし流域面積が50km2 以上の河川や、貯留現象を考慮する必要がある河川など、合理式の適用が制限される河川については、他の手法で算定する必要があります。

以下に、合理式法の概要を示します。

（合理式法）

$$Q = 1 / 3.6 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q ；50mm/h 相当高水流量（m3 ／sec）
ｆ ；流出係数
ｒ ；洪水到達時間内の平均雨量強度（mm／hr）
Ａ；流域面積（km^2 ）

（ア） 流出係数； f

流域の地質、将来における流域の土地利用状況等を考慮して定めるが、一般的には地目毎に次の値を標準とする。

表2.13　流出係数

地　目	流出係数	備　　考
密集市街地	0.9	DID 地区（階段状宅地も含む）
一般市街地	0.8	宅地率 50%以上の村落も含む
畑・原野	0.6	
水　田	0.7	
山　地	0.7	

なお、計画に用いる数値は、流域の開発等を十分考慮するとともに、地目毎の面積加重平均とし、小数点以下2桁まで求める。

$$f = \frac{A1 \cdot f1 + A2 \cdot f2 + A3 \cdot f3 + \cdots}{A1 + A2 + A3 + \cdots}$$

（イ） 洪水到達時間内の平均雨量強度；ｒ

①　洪水到達時間；Ｔ＝Ｔ1＋Ｔ2

Ｔ　；洪水到達時間（min）
Ｔ1　；洪水流入時間（min）
Ｔ2　；河道流下時間（min）

②　流入時間；Ｔ1

流入時間とは、地域内での河道に到達するまでの流下時間のことを言い、流域の排水路の整備状況によって異なるが、おおむね最上流2ｋｍ^{2}が30分とする（山地流域・下水道整備区域の場合）。また、流入域Ａが2ｋｍ^{2}未満の場合は流入時間Ｔ1（min）＝√A/√2・30として算出する方法もある。

③　流下時間；Ｔ2

流下時間とは、最上流2ｋｍ^2 の地点から流量計算地点までの河道における洪水流下時間のことを言い、この算定に当たっては、一般にＫｒａｖｅｎ式を用いる。

Ｋｒａｖｅｎ式（クラーヘン式）

Ｔ2　＝Ｌ／（0.06Ｗ）

Ｌ；上流 2km^2 を除いた流路延長　km
ｗ；洪水伝播速度（次表のとおり）　(m/s)

表2.14　洪水伝播速度

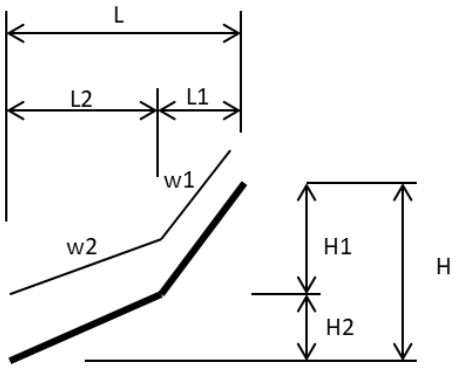
		Ｉ；河道の平均勾配		
		1／100 以上	1／100～1／200	1／200 以下
Ｗ	（m/s）	3.5	3.0	2.1

下図のように河床勾配が急変しているときは、各々の流下勾配に応じた流速より求めた流下時間の和を到達時間とする。

到達時間；Ｔ2（min）

$$T2=\frac{L1}{(0.06W1)}+\frac{L2}{(0.06W2)}$$

Ｗ1，Ｗ2；（m／s）
Ｌ1，Ｌ2；（km）



（ウ） 平均降雨強度；ｒ

平均雨量強度は、洪水到達時間内の平均雨量強度のことを言い、確率別継続時間降雨強度曲線により求める。

山口県では、県内を7地区に別けてそれぞれの地区毎に降雨強度式を定めている。各地区の50mm/h相当の降雨量強度曲線式を表2.15に、適用区分図を図2.7に示す。

表2.15　50mm/h相当降雨の降雨強度曲線

区分	市　町　名	確率	降雨強度曲線式
A	岩国市、和木町	1/5	$r = \frac{1197}{T^{2/3}+8.061}$
B	防府市、周南市、下松市、光市、平生町、上関町、宇部市、山陽小野田市、田布施町	1/5	$r = \frac{1005}{T^{2/3}+4.559}$
C	山口市、萩市北部、阿武町	1/3	$r = \frac{1772}{T^{3/4}+12.742}$
D	萩市南部、美祢市北部、長門市東部	1/5	$r = \frac{1010}{T^{2/3}+4.74}$
E	下関市（旧豊田町を除く）、長門市西部、美祢市南部	1/5	$r = \frac{967}{T^{2/3}+4.668}$
F	柳井市、周防大島町	1/3	$r = \frac{1772}{T^{3/4}+12.742} \times 0.943$
G	旧豊田町	1/2	$r = \frac{889}{T^{2/3}+5.549} \times 1.075$

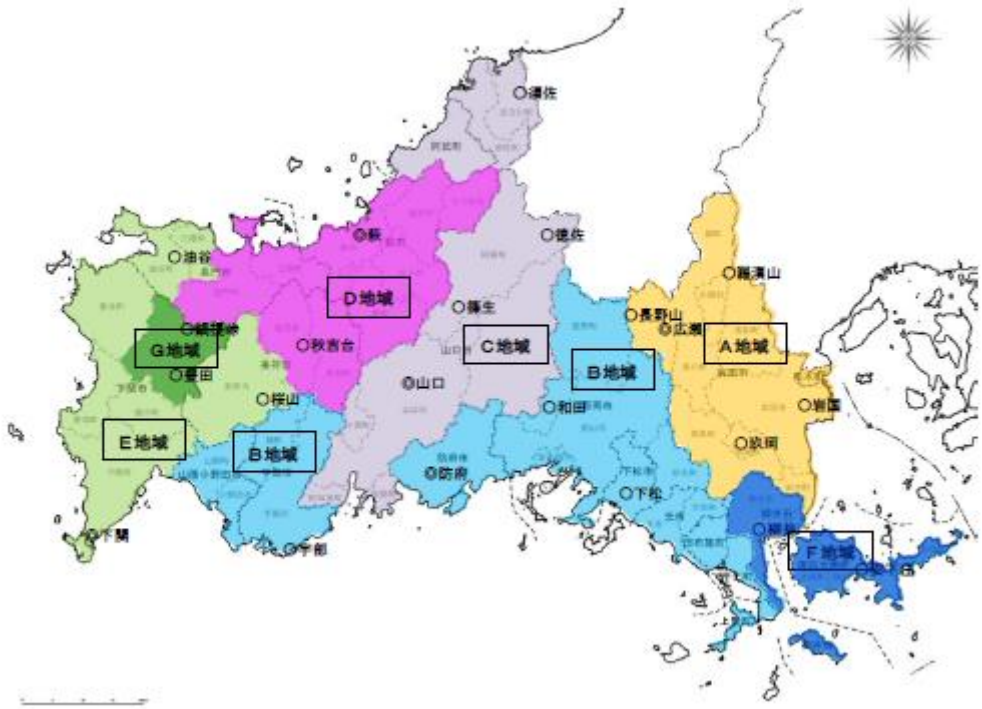


図2.7　降雨強度曲線式の適用区分図

（エ） 流域面積；Ａ

排水路系統を十分調べ、流域界を地形図に図示し、CAD 等で面積を求め、km^2 単位で小数以下 1 位まで求める。

なお、内水区域については流域面積から除外し、別に将来の排水構想を考慮した適当な排水量を加算する。（おおむね、都市区域 $5m^3$／sec／km^2、一般区域 $2m^3/sec/km^2$ とする。）

（オ） 50mm/h 相当高水位

上下流一連区間における河道状況を勘案して定めた現況河道（現況横断形及び　現況縦断勾配）における 50mm/h 相当高水位を算定する。水位計算は不等流計算が望ましいが、河道変化が小さい区間（感潮区間を除く）等においては、以下のとおり等流計算としてもよい。なお、等流計算による場合は、局部的な深掘れ箇所は有効な河川断面に含めないこと。

$$Q = A \cdot V$$
$$V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

Ｑ；50mm/h 相当高水流量（m3/sec）　　Ｖ；流速（m/sec）
ｎ；マニングの粗度係数　　Ｉ；水面勾配
Ｒ；径深（m）＝A/P　　Ｐ；潤辺（m）
Ａ；流下断面積（m^2）

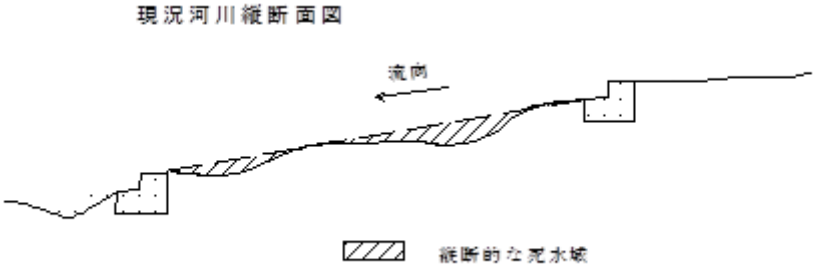
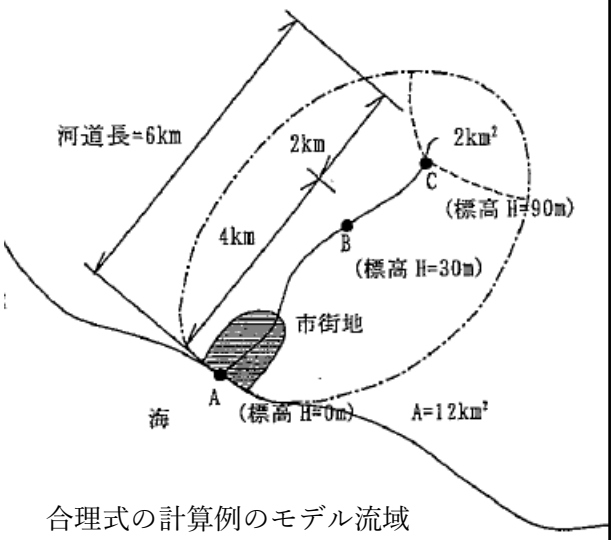


図2.8　縦断死水域の除去

50mm/h 相当流量の計算例

［条件］

地区　　：防府市（B 地区）
流域面積　：A＝12km²
一般市街地：　1 km²
水田　　：　3 km²
山地　　：　8 km²
流路延長　：L＝ 6 km
確率規模　：1/5 年確率



合理式の計算例のモデル流域

［計算］

(1)　流出係数　：　f

$$f = \frac{1 \times 0.8 + 3 \times 0.7 + 8 \times 0.7}{1 + 3 + 8}$$

＝　0.708　≒　0.71　（小数点第 2 桁まで求める）

(2)　洪水到達時間　：　T

流入時間　：　$T_1 = 30min = 0.5hr\ (2km^2)$
流下時間　：　$T_2 = L/W$
河道平均勾配　：　$I_{B\sim C} = {H^{B\sim C}}/{L^{B\sim C}} = 90 - 30/2{,}000 = 1/33.3$

$I_{A\sim B} = {H^{A\sim B}}/{L^{A\sim B}} = 30 - 0/4{,}000 = 1/133$

洪水伝播速度　：　W

Kraven 式によると$I \geqq 1/100$ のとき、W=3.5(m/s)

$\frac{1}{100} > I > \frac{1}{200}$　のとき、W=3.0(m/s)

よって、　$T_2 = T_{B\sim C} + T_{A\sim B} = 2{,}000/3.5 + 4{,}000/3.0 = 1{,}904\ sec \fallingdotseq 31.7\ 分$

故に、　$T = T_1 + T_2 = 30 + 31.7 \fallingdotseq 61.7\ 分$

(3)　平均降雨強度　：　r

B 地区の降雨強度式（1/5）により求める

$$r\ 1/5 = \frac{1{,}005}{T^{2/3}+4.559} = \frac{1{,}005}{61.7^{2/3}+4.559} = 49.8mm/hr$$

(4)　50mm/h 相当流量

$Q = 1/3.6 \cdot f \cdot r \cdot A = 1/3.6 \times 0.71 \times 49.8 \times 12 = 117.86 \fallingdotseq 120\ m3/s$

2.3.2　仮設計画について

(1) 概要

ア．仮設計画審査

（ア） 河川堤防にかわる仮締切の基準

築堤区間の工事において、その施工期間中における治水安全度を確保するため、仮締切を設置する場合は、「仮締切堤設置基準（案）の一部改定について」（令和 6 年 3 月 29 日国水治第 263 号 水管理・国土保全局治水課長通達）により審査が行われます。

また、出水期に築堤区間の堤防を開削する工事において河川堤防にかわる仮締切を鋼矢板二重式工法により実施する場合は、「鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル」（編集・発行(財)国土技術研究センター 平成 13 年 5 月 7 日）が定められていますので、これにより審査が行われます。

表 2.16、2.17 に、「仮締切堤防設置基準（案）の一部改定について」の内容を示します。

（イ） その他の仮締切の基準

掘込河道部での仮締切については、「仮締切堤防設置基準（案）の一部改定について」は適用されません。

しかしこの場合でも、仮締切設置後の河積で施工期間における必要流下能力が確保されているかどうかの審査は行われます。

（ウ） 火打ちブロック

切梁式締切工の事故防止対策として、「切りばり式締切工における火打ちブロックの使用について」（平成 6 年 6 月 2 日建設省河川局治水課、都市河川室、開発課、防災課事務連絡）が通知されています。本書資料編に掲載していますので参照してください。

（火打ちブロックが使用可能と考えられる現場）

- シートパイルを直線的かつ平行に打設できること
- 腹起しと切梁が直角であること
- 腹起しの内々寸法が概ね 6m 以上であること

（エ） 搬入路計画

川表側に堤防天端より坂路を新設する場合は、「工作物設置許可基準」（平成 6 年 9 月 22 日建設省河治発第 72 号河川局治水課長通達、最終改正平成 14 年 7 月 12 日国河治第 71 号）の第 14 章坂路に準じて審査することとなります。

（オ） 迂回路橋計画

橋梁架け替え等において仮設の迂回路橋を設置する場合は、「工作物設置許可基準」（平成 6 年 9 月 22 日建設省河治発第 72 号河川局治水課長通達）の第 10 章橋及び構造令に準じて審査することとなります。

迂回路橋への構造令の適用については、「解説・河川管理施設等構造令」（技報堂出版）の P350 に留意点が記載されているので参照してください。

1. 径間長　　12.5m以上（Q＜２，０００m3 ／sec）
2. 桁下高　　一般の橋梁の桁下高と同様に取扱う
3. 近接橋　　基準径間長未満の場合が近接橋。当該仮橋の橋脚と既設の橋脚等との間の流向と直角に測った距離は 12.5m 以上離すこと。（Q＜２０００m3 ／sec）

（カ） 工事用仮橋計画

工事を施工するために必要な工事用仮橋への構造令の適用については、「解説・河川管理施設等構造令」（技報堂出版）の P349 に留意点が記載されているので参照してください。

この工事用仮橋は、出水期には撤去することが原則です。やむを得ず出水期間中も工事用仮橋を設置する場合は、前項⑤の迂回路用仮橋に準じて設置するか、または工事用仮橋の部分を無効河積とした上で治水上の影響（流下能力、上流側の水位上昇、河川管理施設等への影響）の無いことを検証する必要があります。

なお、非出水期の工事用仮橋で径間長 6m 程度のものは、工事用仮橋の桁下部分について有効河積として取扱っています。

イ．工程計画審査

梅雨、台風時期に入る直前の毎年 5 月下旬に、「出水対策について」として水管理・国土保全局長から都道府県知事へ通達が行われ、この中で堤防の開削等災害の誘因となるおそれのあるものの施行は、出水期間中は極力避けることとするとされています。

山口県における出水期は、梅雨及び台風時期を勘案し 6 月 1 日から 10 月 31 日までとされています。

また、不測の事態が生じても出水期までに対策が講じられるよう、山口県では非出水期の最後の月である 5 月は工作物設置に伴う河川内工事を行わないよう指導が行われています。

以上より、工作物設置に伴う河川区域内の工事は、山口県では**非出水期施工期間を 11 月 1 日から 4 月 30 日の間**となるよう指導しています。

なお、橋梁上部工等のように堤防高より上の部分空間だけを利用して行われる工事（ベント、支柱支保等を使用するものは含まない。）は出水期間でも施工は認められます。

ウ．旧施設撤去計画審査

「工作物設置許可基準」（平成 6 年 9 月 22 日建設省河治発第 72 号河川局治水課長通達）でも審査の対象となっていますが、工作物の用途を廃止したときは、その工作物が治水上、利水上の支障とならないよう除却することが基本とされています。

橋梁を撤去する場合、すべての橋梁施設を撤去するものとします。ただし、橋脚の根入れ部分については、別途協議するものとします。たとえ、橋台が兼用護岸となっている場合であっても将来河川改修を行うときの支障構造物となるため撤去が必要です。

また、コンクリート構造物等の除却に際しては、河川水や生物への影響を考慮した施工が望まれます。

旧施設撤去計画については、これらの視点から審査が行われます。

(2) 出水期の施工について

出水期の仮締切堤設置基準

表 2.16　仮締切設置に関する設計条件の設定例（出水期）

	堤防開削を伴う場合	堤防開削を伴わない場合
流下能力の確保と周辺河川管理施設等への影響	仮締切設置後の断面で一連区間の現況流下能力が確保されていることを確認し、不足する場合は、河道掘削、堤防嵩上げ等の対策工を実施する	仮締切設置後の断面で一連区間の現況流下能力を確保することを原則とし、不足する場合は適切な対策工を施すと共に、水没に伴い周辺の河川管理施設等に被害を及ぼすことのないよう仮締切自体の構造に配慮すること
設計 対象水位	計画高水位（高潮区間では計画高潮位）。 ただし、これより既設堤防高の方が低い場合は、既設堤防高。	工事施工期間の過去 5 カ年間の時刻最大水位 ただし、当該水位が 5 カ年間で異常出水と判断される場合は、過去 10 カ年の 2 位の水位を採用することができる。
仮締切 形式	鋼矢板二重式工法 もしくはこれと同等の安全度を有する構造	流水の通常の作用に対して十分安全な構造、かつ、出水に伴い周辺の河川管理施設等に影響を及ぼさない構造
仮締切 高さ	既設堤防高以上	設計対象水位 ただし、波浪等の影響によりこれによりがたい場合は必要な高さ
平面形状	流水の状況、流下能力等に出来るだけ支障を及ぼさないもの	流水の状況、流下能力等に出来るだけ支障を及ぼさないもの
天端幅	安定上必要な幅で､構造令 21 条に掲げる幅以上 但し、鋼矢板工法による場合は 3m 以上で安定計算により決定	構造の安定上必要な値以上
取り付け位置	既設堤防天端幅又は仮締切堤の天端幅のいずれか大きい方（図 2.9 参照）	-
補強	川表側の仮締切前面の河床及び仮締切取り付け部の上下流側 2A（仮締切堤防天端幅の 2 倍）の長さの法面は設計対象水位以上の高さまで補強する（図 2.9 参照）	川表側の仮締切前面の河床及び仮締切取り付け部の上下流側 2A（仮締切堤防天端幅の 2 倍）の長さの法面は設計対象水位以上の高さまで補強する（図 2.9 参照）
堤体復旧	表土 1m を良質土に置き換える	-

(3) 非出水期の施工について

非出水期の仮締切堤設置基準

表 2.17　仮締切設置に関する設計条件の設定例（非出水期）

	堤防開削を伴う場合	堤防開削を伴わない場合
流下能力の確保と周辺河川管理施設等への影響	仮締切設置後の断面で、下記設計対象水位時の洪水流量に対する流下能力が一連区間において確保されていることを確認し、不足する場合は、河道掘削、堤防嵩上げ等の対策を実施する。 ただし、設計対象水位が計画高水位（高潮区間にあたっては計画高潮位）となる場合は、仮締切設置後の断面で一連区間の現況流下能力が確保されていることを確認し、不足する場合は、河道掘削、堤防嵩上げ等の対策工を実施する。	仮締切設置後の断面で非出水期期間中の最大流量※に対する流下能力を一連区間において確保することを原則とし、不足する場合は適切な対策工を施すと共に、水没に伴い周辺の河川管理施設等に被害を及ぼすことのないよう仮締切自体の構造に配慮すること
設計対象水位	非出水期間の過去の最大流量に 1.2 を乗じた流量を仮締切後の河積で流下させる水位とし、上記によりがたい場合は、既往最高水位に 0.5m を加えた水位とする。 なお､設計対象水位の上限は計画高水位(高潮区間にあたっては計画高潮位）とする。 ただし、これより既設堤防高の方が低い場合は、既設堤防高。	工事施工期間の過去 5 ヵ年間の時刻最大水位 ただし､当該水位が 5 ヵ年間で異常出水と判断される場合は､過去 10 ヵ年の 2 位の水位を採用することができる。
仮締切形式	鋼矢板二重式工法または土堤等（土堤による場合は､法覆工等による十分な補強を施し、かつ川裏に設けるものとする。）	流水の通常の作用に対して十分安全な構造、かつ、出水に伴い周辺の河川管理施設等に影響を及ぼさない構造
仮締切高さ	設計対象水位＋余裕高(構造令第 20 条に定める値）を加えた高さ以上とし、背後地の状況、出水時の応急対策等を考慮して決定。 ただし、これより既設堤防高の方が低くなる場合は既設堤防高。	設計対象水位 ただし、波浪等の影響によりこれによりがたい場合は必要な高さ
平面形状	流水の状況、流下能力等に出来るだけ支障を及ぼさないもの	流水の状況、流下能力等に出来るだけ支障を及ぼさないもの
天端幅	安定上必要な幅で､構造令 21 条に掲げる幅以上	構造の安定上必要な値以上
取り付け位置	既設堤防天端幅又は仮締切堤の天端幅のいずれか大きい方（図 2.9 参照）	-
補強	川表側の仮締切前面の河床及び仮締切取り付け部の上下流側 2A（仮締切堤防天端幅の 2 倍）の長さの法面は設計対象水位以上の高さまで補強する（図 2.9 参照） また、仮締切を川裏に設置する場合には、堤防開削部の法面は設計対象水位以上の高さまで鉄線蛇篭等により補強するものとする。	川表側の仮締切前面の河床及び仮締切取り付け部の上下流側 2A（仮締切堤防天端幅の 2 倍）の長さの法面は設計対象水位以上の高さまで補強する（図 2.9 参照）
堤体復旧	表土 1m を良質土に置き換える	-

※　堤防開削を伴わない場合における､「非出水期期間中の最大流量」は、過去 5 ヵ年の最大値ではなく既往最大値とすること。

取付位置　B≧既設堤防天端幅　&　B≧A

補強延長　D＝２A

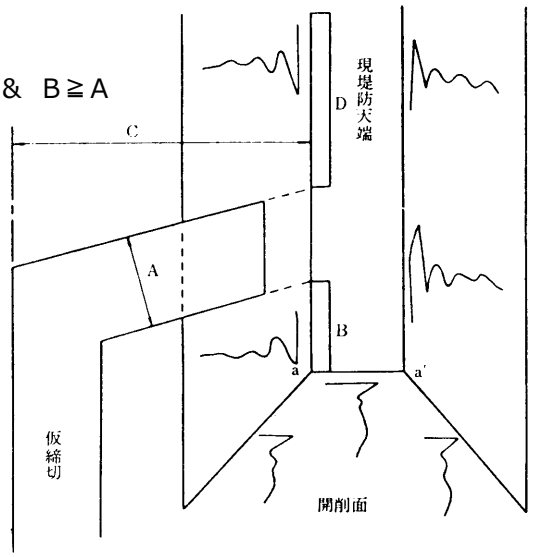


図 2.9　仮締切堤の設置位置

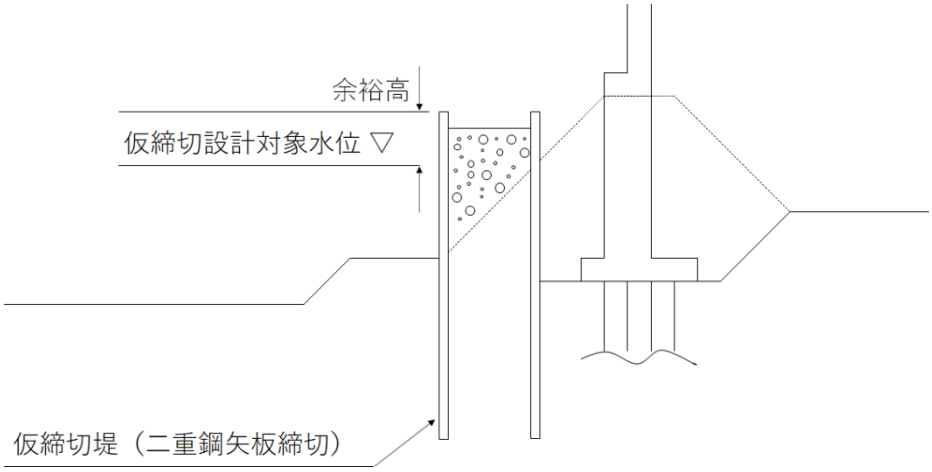


図 2.10　非出水期の仮締切イメージ図（堤防開削を伴う場合）

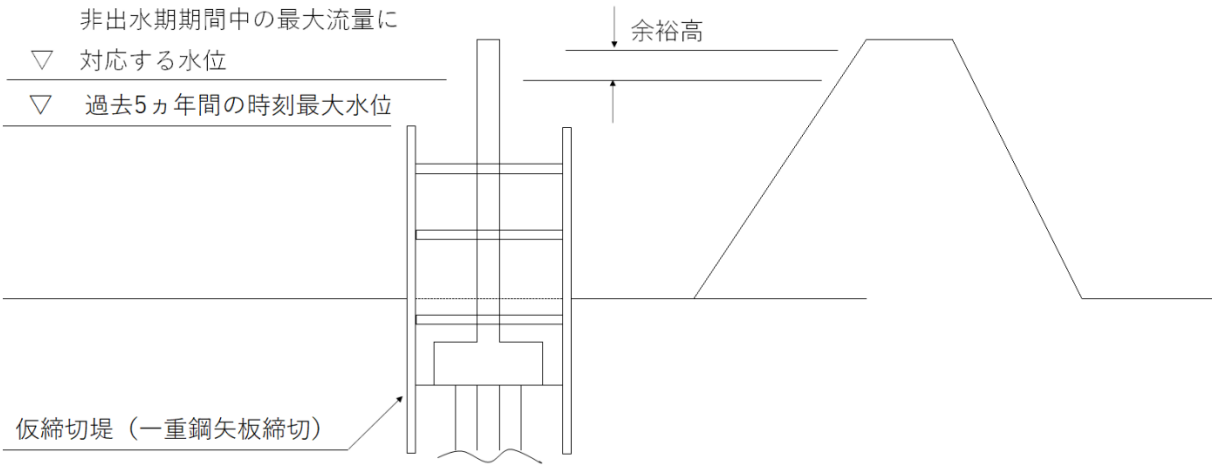


図 2.11　非出水期の仮締切イメージ図（堤防開削を伴わない場合）

(4) 非出水期の設計対象流量

非出水期の設計対象流量及び水位については、主に以下の算定手法を用いています。

ア．合理式による算出方法

対象流量及び対象水位の算定については、2.3.1（4）ウの 50mm/h 相当流量に準じて合理式法が用いられています。ただし、山口県における非出水期の確率別継続時間降雨強度曲線が得られていないため、平均雨量強度が算定できません。

そこで､伊藤 A 曲線式を用いて 24 時間雨量から平均雨量強度を求める例が多いようです。

（伊藤 A 曲線式）

$$r = \frac{347.10}{t^{1.35} + 1502} \cdot R_{24}$$

山口県内のダムにおける非出水期の最大 24 時間雨量を表 2.18 にまとめましたので、近傍で工作物設計を行う場合の参考にしてください。

イ．水位観測記録による算出方法

ア．合理式による算出方法は流域面積が大きくなると適用が困難（50km2 未満を目安）であり、算出した結果が過大と考えられる場合においては、近接した水位観測所等の水位観測記録を使用する算出方法があります。しかし、十分な観測記録が必要であることから、河川課と協議のうえ使用してください。

ウ．ダム下流における算出方法

工作物設置地点上流にダムが建設されている場合、ダムにおける洪水調整機能を考慮して算出する必要があります。

下記のような手法を用いている事例がありますが、ダムの集水面積が小さい場合等で実態に合わない場合もありますので、採用の可否については事前に河川課と協議してください。

$$\mathrm{Q} = \mathrm{Qa1} + \frac{\mathrm{Qa2}}{A1} \times \mathrm{A}\,2$$

Q　：非出水期対象流量
Q_{a1} ：ダムからの非出水期最大放流量
Q_{a2} ：ダムへの非出水期最大流入量
A_1　：ダムの流域面積
A_2　：ダム下流の残流域面積

表 2.18　県内ダムにおける非出水期流量（11 月～4 月）の最大 24 時間雨量

（単位：mm/24h）（〇〇〇：最大値）

	小瀬川ダム	生見川ダム	中山川ダム	黒杭川ダム	屋代ダム	末武川ダム	菅野ダム	向道ダム	川上ダム	佐波川ダム	一の坂ダム	荒谷ダム	厚東川ダム	今富ダム	木屋川ダム	大坊ダム	阿武川ダム
S61	101	87	-	150	-	-	113	93	157	84	96	-	73	71	63	48	31
	4月	4月	-	4月	-	-	4月	4月	4月	4月	4月	-	4月	4月	4月	4月	4月
S62	57	72	-	65	-	-	90	54	65	68	91	-	45	39	55	73	35
	11月	4月	-	3月	-	-	3月	3月	3月	11月	3月	-	3月	3月	12月	11月	3月
S63	63	109	-	77	-	-	90	75	90	71	62	72	67	64	46	45	43
	4月	4月	-	3月	-	-	4月	3月	3月	4月	4月	4月	4月	4月	11月	11月	4月
H1	57	71	-	82	-	-	75	74	79	75	66	85	50	59	54	49	42
	2月	2月	-	2月	-	-	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月
H2	88	121	-	63	-	-	118	-	101	75	84	93	72	66	70	40	41
	4月	4月	-	3月	-	-	4月	-	4月	2月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	2月
H3	55	67	-	57	46	-	63	-	68	70	67	78	67	67	73	77	56
	4月	3月	-	4月	4月	-	3月	-	4月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月
H4	54	82	-	93	54	81	92	76	-	50	54	62	48	42	47	52	45
	4月	4月	-	4月	4月	4月	4月	4月	-	3月	3月	4月	3月	3月	3月	2月	3月
H5	59	67	-	103	92	109	88	87	97	66	62	68	74	68	68	60	45
	4月	4月	-	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月
H6	77	78	121	85	55	109	107	103	111	68	69	79	70	57	56	51	55
	4月	4月	4月	3月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	1月
H7	53	64	68	61	45	56	56	69	85	75	79	90	48	37	44	31	37
	3月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	3月	3月	3月
H8	89	71	75	65	55	75	64	82	68	73	49	75	58	41	61	49	72
	3月	3月	3月	3月	12月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月
H9	120	126	154	118	116	109	138	146	141	143	165	166	117	110	89	50	87
	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	4月	11月
H10	62	65	53	48	50	67	61	59	55	64	65	87	52	49	47	69	73
	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	3月	4月	3月	4月	4月	3月	3月	4月
H11	48	53	68	64	77	54	57	59	57	65	47	65	38	36	40	81	61
	3月	3月	3月	11月	11月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	4月	4月	11月	11月	11月
H12	65	49	40	35	38	58	68	76	66	80	86	78	95	86	62	124	85
	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月
H13	69	61	71	70	64	75	94	107	93	87	59	68	53	47	62	64	59
	3月	4月	3月	4月	4月	4月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	4月	1,3 月	3月	3月	1月
H14	47	57	43	49	57	107	54	61	52	54	71	81	53	50	66	68	59
	4月	4月	4月	4月	4月	3月	3月	3月	4月	4月	3月	3月	4月	3月	3月	3月	1月
H15	73	114	87	54	58	80	92	66	84	91	80	111	49	51	50	46	47
	4月	4月	4月	4月	2月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月
H16	82	81	65	72	57	97	94	95	102	78	65	78	71	70	80	65	80
	12月	12月	12月	3月	3月	4月	4月	4月	4月	12月	12月	12,3 月	12月	12月	12月	12月	12月
H17	104	142	131	111	85	123	157	124	136	101	116	121	84	72	40	42	42
	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	11月	11月	11月
H18	50	42	65	34	47	64	69	76	97	61	61	62	46	46	55	42	31
	3月	3月	3月	12月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	11月
H19	70	74	54	44	47	65	68	69	70	53	65	70	73	66	73	113	69
	3月	3月	12月	3,4 月	3月	3月	3月	3月	4月	3月	4月	4月	4月	3月	3月	3月	3月
H20	70	74	68	64	52	68	68	69	84	53	69	73	75	66	74	113	69
	3月	3月	4月	4月	4月	4月	3,4 月	3月	4月	3,4 月	4月	4月	4月	3月	3月	3月	3月
H21	71	97	95	58	59	87	99	87	72	84	78	99	68	63	101	162	90
	11月	11月	11月	3月	3月	3月	11月	11月	3月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月
H22	91	114	99	72	69	102	111	88	86	82	67	75	64	61	58	62	58
	2月	2月	2月	4月	2月	2月	2月	2月	2月	2月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月
H23	61	71	73	93	86	65	74	65	67	63	61	73	67	51	55	57	82
	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	12月	11月	11月	11月	11月	11月	12月	12月
H24	87	119	130	105	115	123	122	103	114	73	69	83	78	71	65	59	46
	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	3月	3月	3月
H25	41	59	66	57	118	48	63	54	49	63	54	56	55	55	61	68	87
	4月	4月	4月	4月	1月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月
H26	55	82	63	100	79	110	106	105	114	65	79	136	51	56	47	54	46
	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	11月	3月
H27	84	106	93	79	72	77	95	88	74	72	72	86	63	62	75	75	70
	12月	12月	12月	12月	4月	12月	12月	12月	4月	12月	12月	2,12月	12月	12月	12月	11月	12月
H28	93	100	109	105	109	115	140	115	119	94	99	127	91	90	80	86	57
	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	2月	4月	4月
H29	119	110	107	89	110	126	115	122	125	122	130	156	113	97	86	85	62
	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月
H30	121	112	102	89	110	109	126	135	137	76	63	92	46	46	45	54	47
	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	3月	4月	4月	3月	3月	3月	3月	3月
H31	53	67	66	61	46	64	84	83	73	73	86	99	59	67	58	50	57
	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	3月	3月
R2	103	67	119	85	70	132	109	116	143	121	100	114	78	90	87	73	62
	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月
R3	67	78	116	83	78	112	120	110	105	71	64	88	49	47	45	44	61
	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	4月

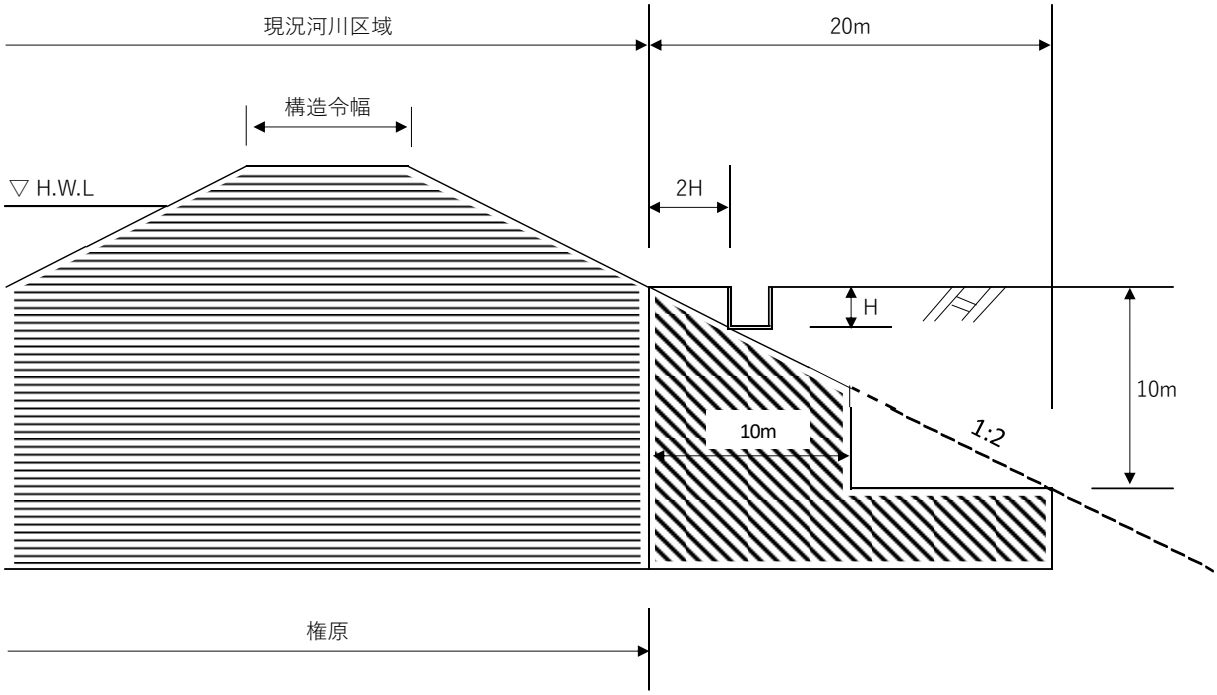
2.3.3　堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について（2H ルールについて）

(1) 概要

河川区域外の堤内地において堤防の堤脚に近接して工作物を設置する場合については、「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」（平成 6 年 5 月 31 日建設省河治発第 40 号河川局治水課長通達、以下「2H ルール」という。）により審査が行われます。

◆ 2H ルールの内容

① 堤脚から 50%の勾配（2 割勾配）の線より堤内側及び堤脚から 20m（深さ 10m 以内の工作物の場合については 10m）を超える範囲（下図の斜線外の堤内地側の部分）における工作物の設置（堤防の基礎地盤が安定している箇所に限る。）については、特に支障を生じないものであること。



	堤体本体であり、原則として工作物設置が認められない（水門及び樋門、橋台等その機能上やむを得ず河川区域内に設けることが必要な工作物を除く）。
	この部分に工作物を設置することがやむを得ない※と認められる場合において、堤防の安定性について確認し、必要に応じて所要の対策を講ずる場合には設置できる
	工作物の設置は支障ない。ただし、基礎地盤が軟弱な箇所では、堤防の安定性を確認し、必要に応じて所要の対策を講ずる必要がある。

※　工作物を設置することがやむを得ないとは以下のすべてに該当することをいう。
ア　原則、公共性又は公益性を有する者であること
イ　公共性、公益性の高い工作物であること
ウ　河川以外にルートの選定が困難であること

図 2.12　工作物の設置が認められない部分（築堤区間）

② 掘込河道（河道の一定区間を平均して、堤内地盤高が計画高水位以上）のうち堤防高が 0.6m 未満である箇所については、斜線部分に該当する部分はなく、特に支障を生じないものであること。

③ 杭基礎工等（連続地中壁等長い延長にわたって連続して設置する工作物を除く。）については、壁体として連続していないことから、堤防の浸潤面の上昇に対する影響はなく、斜線部分に設置する場合においても、特に支障を生じないものであること。

④ 斜線部分にやむを得ず工作物を設置する場合については、浸透流計算により求めた洪水時の堤防内の浸潤面に基づく堤防のすべり安定計算により、堤防の安定性について工作物設置前と比較し、従前の安定性を確保するために必要に応じて堤脚付近に土砂の吸い出しを生じない堤防の水抜き施設の設置等の対策を講ずるものとすること。なお、旧河道や漏水の実績のある箇所においては、堤防の川表側に十分な止水対策を行う等の対策を併せて講ずる必要がある。

⑤ 基礎地盤が軟弱な箇所における図の斜線外の堤内地側の部分に工作物を設置する場合については、荷重バランスの崩れ、浸潤面の上昇等により堤防の安定性を損なうことが考えられるため、④に準じて堤防の安定性について確認し、必要に応じて所要の対策を講ずるものとすること。なお、事前に十分な検討を行い堤防への影響の範囲を明確にしておく（図 2.12 と同様の図を作成）ことが望ましい。

⑥ 堤防の基礎地盤がシラスや泥炭地帯等の基盤漏水を生じやすい地質である場合については、すべりに対する堤防の安定性のほか基盤漏水に対する堤防の安定性についても確認し、必要に応じて所要の対策を講ずる。

⑦ 排水機場の吐出水槽等の振動が堤防に伝わるおそれのある工作物を設置する場合については、堤防のり尻より 5m 以上離す。

⑧ その他堤防の安全性を損なうおそれがある場合で上記の判断基準によりがたいものについては、個別に十分な検討を行い、所要の措置を講ずる。

(2) 工作物を堤防に近接して設置する場合の検討手法

上記の（2H ルールの概要）の④と⑤の場合には、浸透流計算や安定計算等を行う必要がありますが、この具体的方法について「工作物を堤防に近接して設置する場合の検討手法について」（平成 6 年 6 月 13 日、建設省河川局治水課　事務連絡）が通知されていますので、以下に示します。

ア．検討の手順

工作物を堤防に近接して設置する場合には、図 2.13 に示す手順により堤防の安全性を検討する。

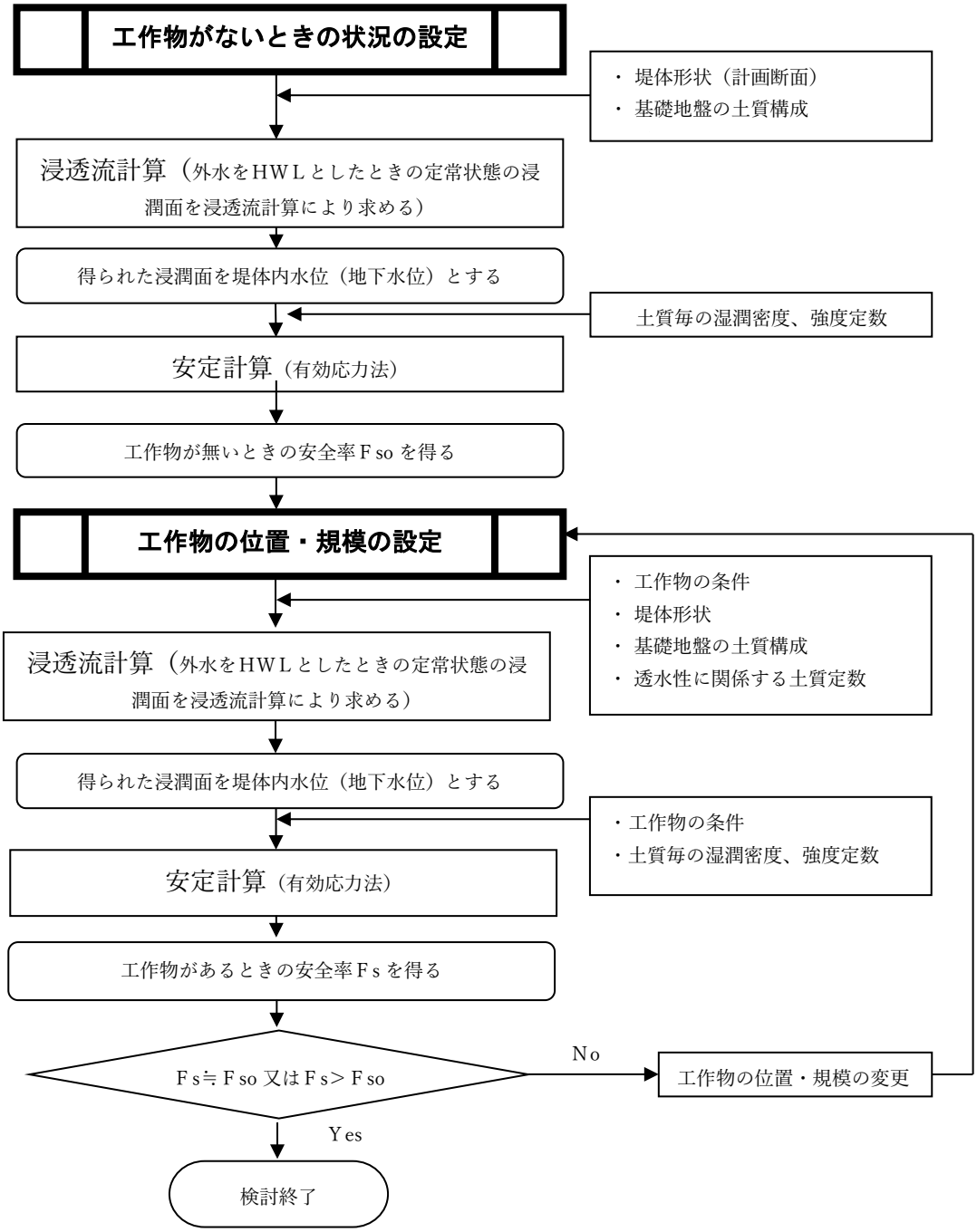


図 2.13　堤防の安定性検討の手順

イ．工作物の取り扱い

工作物の取り扱いは、工作物の施工中、施工後の状況を勘案して次の条件より設定する。複数の状況が想定される場合には、各々の条件について検討を行う。

（ア）「壁体」

堤体および基礎地盤に浸透した外水が、透水性に小さい壁体により抜けにくくなり、堤体内の浸潤面（間隙水圧）が上昇し、堤防の不安定化をまねく条件である（図 2.14 の①参照）。

（イ）「空堀り」

堤防に近接する地盤を掘削することにより、堤防が不安定化する条件である（図 2.14 の②参照）。

（ウ）「水張り」

「空掘り」と同様に堤防に近接する地盤を掘削することにより、堤防が不安定化する条件であるが、掘削した穴の中に水が入っている条件である（図 2.14 の③参照）。

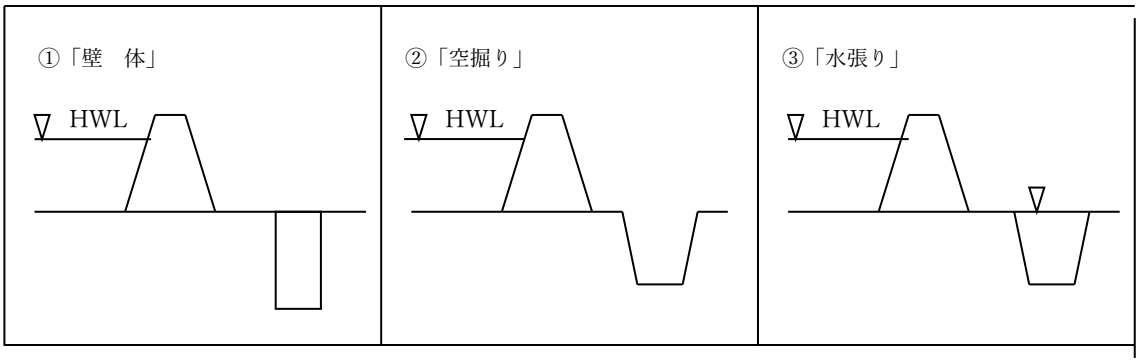


図 2.14　工作物の条件

ウ．計算式

（ア）浸透流計算式

浸透流計算式は有限要素法を用いて行う。以下に有限要素法の浸透流計算式の一例を示す。

・飽和－不飽和領域の土中内の連続式は Richards の式から次のようになる。

$$\mathrm{div}\ \rho V = -\frac{\delta(\rho\theta)}{\delta t} \quad \cdots\cdots\cdots\text{①式}$$

ここに、ρ：水の密度、V：ダルシー流速、θ：土の体積含水率

・運動方程式は不飽和透水係数 K が θ の関数になりダルシーの法則が成り立つと仮定する。

$$V = -K(\theta)\,\mathrm{grad}\Psi \quad \cdots\cdots\cdots\text{②式}$$

ここに、Ψ：全水頭（位置の水頭と圧力水頭の和）

$K(\theta) = Kr(\theta)\,Ksat$

Kr：比透水係数、Ksat：飽和透水係数

・①式および②式から

$$\mathrm{div}(\rho K(\theta)\mathrm{grad}\Psi) = \frac{\delta(\rho\theta)}{\delta t} \quad \cdots\cdots\cdots\text{③式}$$

・③式のΨのみを変数とするよう変形し、水の圧縮性を無視し、不飽和領域で水頭の変化による間隙率の変化を無視すると④式のような飽和－不飽和浸透流解析計算の基礎方程式が得られる。

$$\mathrm{div}(K(\Psi)\mathrm{grad}\Psi) = (C(\Psi) + \alpha Ss) = \frac{\delta\Psi}{\delta t} \quad \cdots\cdots\text{④式}$$

（イ） 安定計算式

安定計算式は、次式により行う。

$$Fs = \frac{C \cdot l + (W - u \cdot b)\cos\alpha \cdot \tan\Phi}{W \cdot \sin\alpha}$$

ここに、

Ｆｓ：安全率　　ｌ：円弧の長さ
Ｗ：分割片の重量　　ｕ：すべり面の間隙水圧
ｂ：分割片の幅　　α：円弧の中央を通る法線と鉛直線のなす角度
Ｃ：すべり面に沿う土の粘着力
Φ：すべり面に沿う土の内部摩擦角

ＣとΦは有効応力による土質定数（Ｃ‘、Φ’又はＣd、Φd）とする。ただし、すべり破壊時に非排水せん断となることが明らかな粘土などについては全応力による土質定数（Ｃu、Φu）を用いる。

エ．対策について

検討の結果、工作物が堤防の安定性に影響を与える場合には次のような対策が考えられる。

ただし、対策を実施する場合には、対策効果が維持できるような管理、材料の老朽化による対策効果の減少など、対策による効果が低減しないための措置についても十分な検討を行う。

（ア）「壁体」に関する対策

洪水時の堤体内の水位上昇（間隙水圧上昇）を抑制する対策として、工作物の周囲および底面に排水層を設けることが挙げられる。ただし、排水層内の水の処理方法、目詰まりによる排水効果の減少、パイピングに関する事項、などについては十分留意する必要がある。

（イ）「空掘り」及び「水張り」に関する対策

「空掘り」及び「水張り」の条件に関する対策としては、十分な強度を有する山留めを施工することが挙げられる。山留めの種類や規模によっては掘削底面より深い位置までの山留めを施工することも考えられる。

(3) 運用方針

河川改修計画が策定されている場合や、堤防が道路との兼用工作物となっている場合における**2H ルールの適用について、山口県では申請の都度河川管理者が運用方針を判断しています。**
その運用方針は、以下の「2H ルール運用における基本事項」に照らし判断することとされています。

◆　2H ルール運用における基本事項

① 河川保全区域内の行為の制限は、現況河川における河川保全区域に対して行われる。

② 河川の将来計画において河川区域または保全区域になる予定の箇所に工作物が設置され、これにより将来の河川工事や河川管理の上で支障となることが明らかである場合には、法第 26 条、第 55 条の許可の基準に準じた指導をする。ただし、この場合は、河川管理者が当該土地の権原を取得するかまたは河川予定地に指定することにより、行為の制限が可能となる。

③ 兼用工作物等により堤防天端幅が大きい場合は、構造令の天端幅を基準に 2H ルールの「斜線部分」を設定する。

④ 河川区域内における工作物の設置については法第 26 条の審査基準（「工作物設置許可基準」等）により、権原のある河川区域の部分については法第 24 条の審査基準（「河川敷地占用許可準則」等）と法第 26 条の審査基準により審査されるが、上記③に該当する部分については 2H ルールの「堤防の安定の検討と必要に応じた所要の対策等」が併せて適用される。

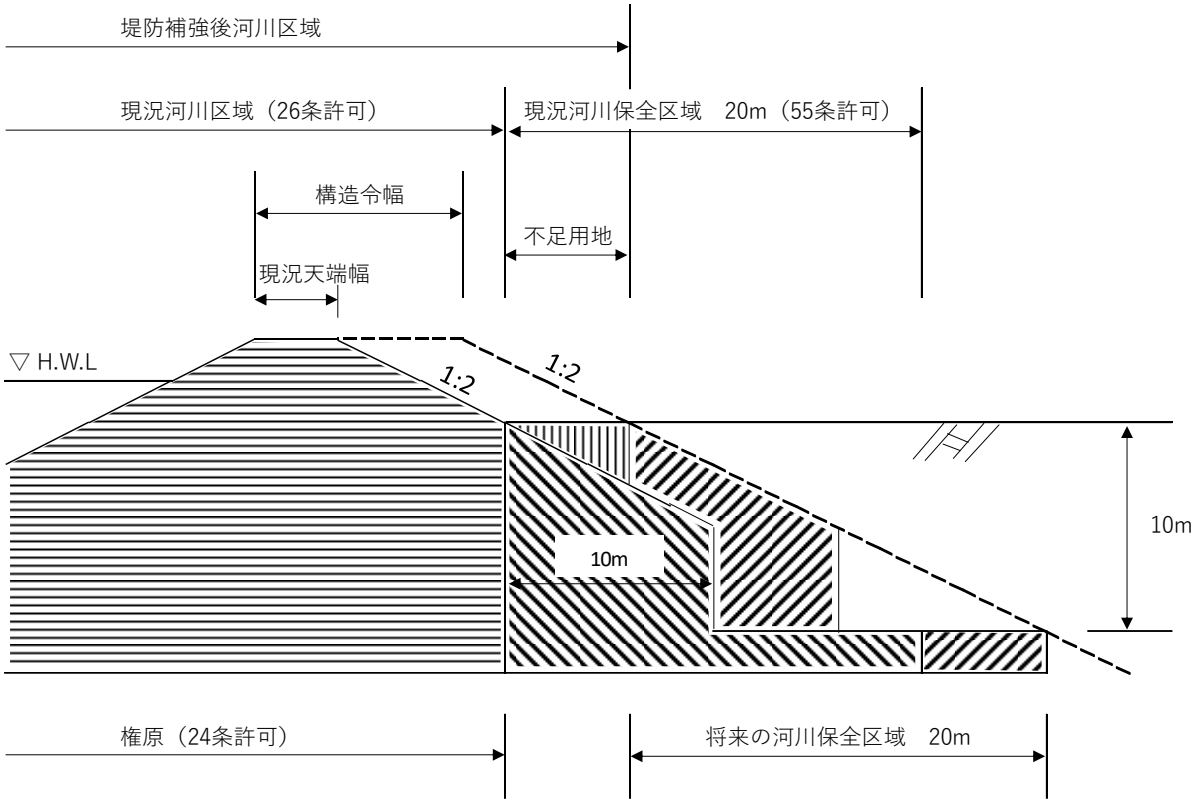
上記の「2H ルール運用における基本事項」により判断される、2H ルールの運用方針の例を、図 2.15～図 2.18 に示します。

参考までに、計画高水流量に対する余裕高と天端幅の表を以下に示します。

◆参考（河川管理施設等構造令20条、21条）

流量(m3/s)	200未満	200～500未満	500～2000未満	2000～5000未満	5000～10000未満	10000～
余裕高(m)	0.6	0.8	1.0	1.2	1.5	2.0
天端幅(m)	3.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0

2.3　審査にかかる留意事項 2.3.3　堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について（2H ルールについて）



堤体本体であり、原則として工作物設置が認められない（水門及び樋門、橋台等その機能上やむを得ず河川区域内に設けることが必要な工作物を除く）

この部分に工作物を設置することがやむを得ない※と認められる場合において、堤防の安定性について確認し、必要に応じて所要の対策を講ずる場合には設置できる。

現状では工作物の設置について制限できないが、将来の河川工事や河川管理上の支障となることから、この部分に設置しないよう要請する。なお、河川管理者は不足用地の権原をすみやかに取得する必要がある。

現状では工作物の設置について制限できないが、将来の堤防の安全を損なうおそれがあることから、この部分に設置しないよう要請する。なお、河川管理者は不足用地の権原をすみやかに取得する必要がある。

工作物の設置は支障ない。ただし、基礎地盤が軟弱な箇所では、堤防の安定性を確認し、必要に応じて所要の対策を講ずる必要がある。

※　工作物を設置することがやむを得ないとは以下のすべてに該当することをいう。
ア　原則、公共性又は公益性を有する者であること
イ　公共性、公益性の高い工作物であること
ウ　河川以外にルートの選定が困難であること

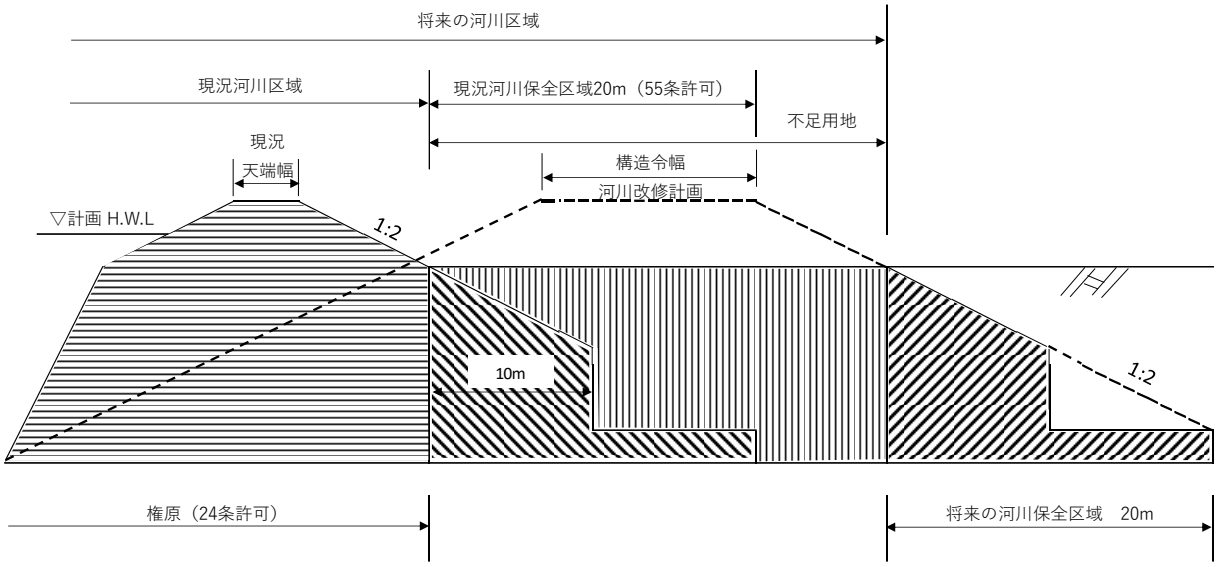
図 2.15　2H ルールの運用方針（築堤区間、かみそり堤で改築予定有り）

◆かみそり堤とは・・・

必要な高さのみを有し計画堤防断面形状の天端幅やのり勾配が不足した堤防のこと

（出典：河川砂防技術基準　設計編　第 1 章 河川構造物の設計　第 2 節 堤防）

2.3　審査にかかる留意事項 2.3.3　堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について（2H ルールについて）



堤体本体であり、工作物設置が認められない。

この部分に工作物を設置することがやむを得ない※と認められる場合において、堤防の安定性について確認し、必要に応じて所要の対策を講ずる場合には設置できる。

現状では工作物の設置について制限できないが、将来の河川工事や河川管理上の支障となることから、この部分に設置しないよう要請する。なお、河川管理者は不足用地の権原をすみやかに取得する必要がある。

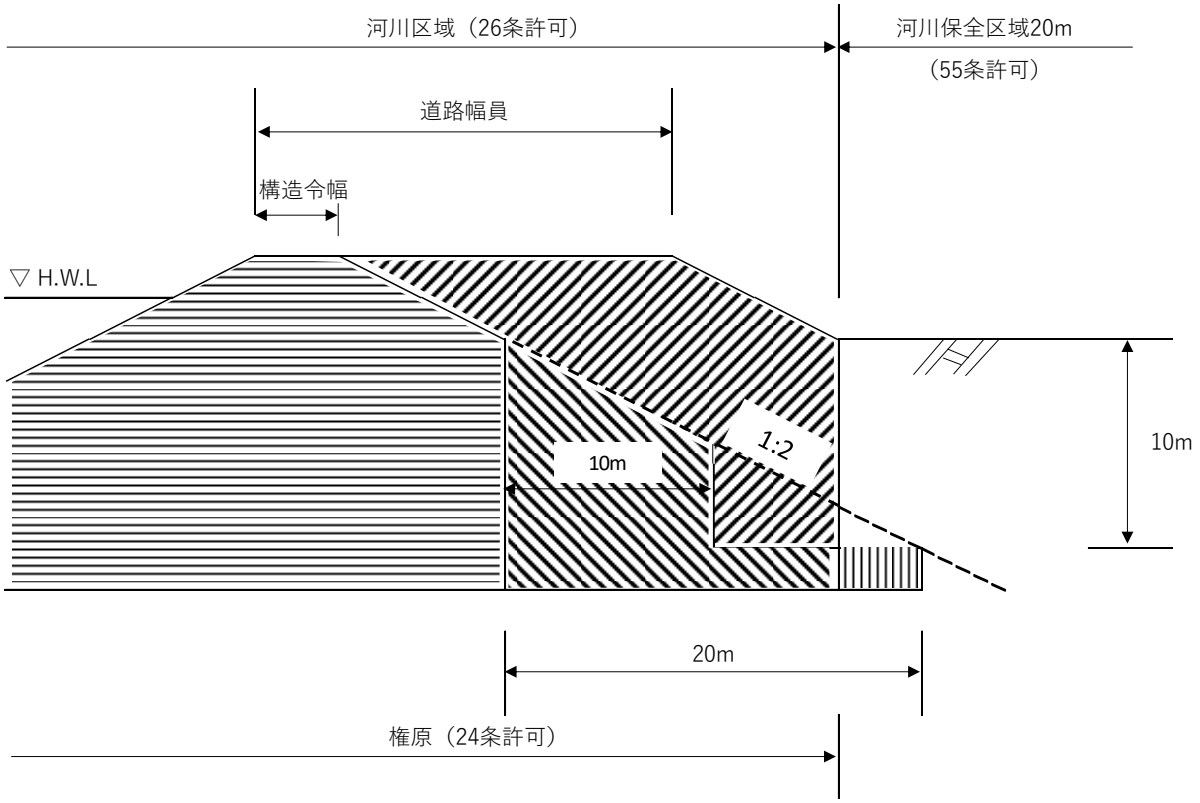
現状では工作物の設置について制限できないが、将来の堤防の安全を損なうおそれがあることから、この部分に設置しないよう要請する。なお、河川管理者は不足用地の権原をすみやかに取得する必要がある。

工作物の設置は支障ない。ただし、基礎地盤が軟弱な箇所では、堤防の安定性を確認し、必要に応じて所要の対策を講ずる必要がある。

※　工作物を設置することがやむを得ないとは以下のすべてに該当することをいう。
ア　原則、公共性又は公益性を有する者であること
イ　公共性、公益性の高い工作物であること
ウ　河川以外にルートの選定が困難であること

図 2.16　2H ルールの運用方針（築堤区間、将来改修計画有り）

2.3　審査にかかる留意事項 2.3.3　堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について（2H ルールについて）



堤体本体であり、原則として工作物設置が認められない（水門及び樋門、橋台等その機能上やむを得ず河川区域内に設けることが必要な工作物を除く）。

この部分に工作物を設置することがやむを得ない※と認められる場合において、堤防の安定性について確認し、必要に応じて所要の対策を講ずる場合には設置できる（法第26条による審査）。

この部分に工作物を設置することがやむを得ない※と認められる場合において、堤防の安定性について確認し、必要に応じて所要の対策を講ずる場合には設置できる（法第55条による審査）。

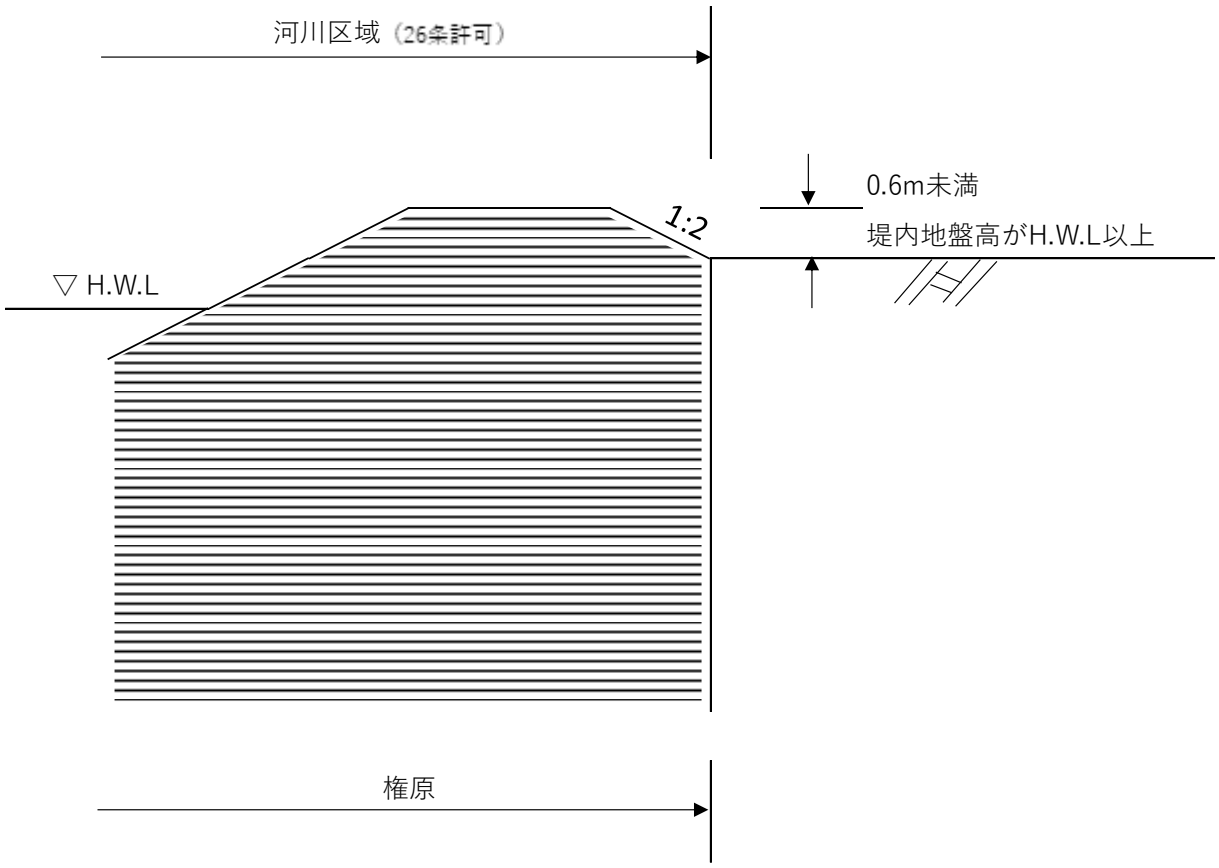
この部分に工作物を設置することがやむを得ない※と認められる場合には、法第26条(権原のある部分は法第24条及び26条)による審査対象となる。なお、基礎地盤が軟弱な場合の安定性について確認し、必要に応じて所要の対策を講ずる必要がある。

工作物の設置は支障ない。ただし、基礎地盤が軟弱な箇所では、堤防の安定性を確認し、必要に応じて所要の対策を講ずる必要がある。

※　工作物を設置することがやむを得ないとは以下のすべてに該当することをいう。
ア　原則、公共性又は公益性を有する者であること
イ　公共性、公益性の高い工作物であること
ウ　河川以外にルートの選定が困難であること

図 2.17　2H ルールの運用方針（築堤区間、兼用工作物）

2.3　審査にかかる留意事項 2.3.3　堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について（2H ルールについて）



堤体本体であり、原則として工作物設置が認められない（水門及び樋門、橋台等その機能上やむを得ず河川区域内に設けることが必要な工作物を除く）。

ただし、基礎地盤が軟弱な箇所では、堤防の安定性を確認し、必要に応じて所要の対策を講ずる必要がある。

図 2.18　2H ルールの運用方針（掘込河道区間）

2.3.4　河川区域における工作物の縦断方向への設置等について

(1) 概要

堤及び堤脚部付近に縦断的に設置される管類等については、河川管理施設等へ与える影響を考慮し、原則禁止の方向で取扱っています。

しかし、社会資本の整備が急がれる昨今、特に上・下水道事業を中心に河川区域への管類の縦断埋設の要請が高まっています。

このような中で、「河川敷地の占用許可について」の改正や、「工作物設置許可基準について」（平成 6 年 9 月 22 日建設省河治発第 72 号河川局治水課長通達）や「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」（平成 6 年 5 月 31 日建設省河治発第 40 号河川局治水課長通達）の通達により、計画堤防（河川整備基本方針等における堤防断面として定められたもの）外への埋設の可能性が明示されており、従来山口県河川課が取扱ってきた方針に比較すると、基準が若干緩和されています。

そこで、河川区域内に縦断的に設置される管類等の取り扱いに関する基準等と山口県における指導方針を以下に取りまとめますので参考にしてください。

(2) 運用方針

河川の縦断方向に工作物を設置することは原則的に認められません。

ただし、「工作物等が必要止むを得ない場合」でかつ「治水上支障の無いもの」に限り例外的に認められます。

ア.　「工作物の設置が必要止むを得ない場合」の考え方

「河川敷地占用許可準則」に従い、下記の条件をすべて満足する場合に限り必要止むを得ない場合と判断されます。

①　原則、公共性又は公益性を有する者であること（準則 6）

- 国または地方公共団体（道路管理者等）
- 特別な法律に基づき設立された法人（地方公社等）
- 国又は公益性のある事業または活動を行う者（鉄道事業者等）
- 公益法人その他これらに準ずる者（第 3 セクター等）
- 都市計画法第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となって行う関連事業に係る施設の整備を行う者

②　公共性、公益性の高い工作物であること（準則 7）

- 管類等　：　水道管、下水道管、ガス管、油送管
- 電線類　：　電線、電話線、情報通信ケーブル、放送用ケーブル
- その他　：　道路等

③　河川以外にルートの選定が困難であること（山口県河川課方針）

- 工作物の設置ルートについて検討し、河川以外のルート選定が著しく困難なことが明らかであること。

イ．「治水上支障のないもの」の考え方

原則として、下記の条件をすべて満足するものが治水上支障のないものと判断されます。

①　断面が小さいこと

②　後で河川工事を実施する際に移設が容易であること
（移設の制約の多いものの例）

- 道路（兼用工作物は除く）等は制約が大きい
- 管類、電線類については、枝管・支線等よりも、本管・幹線等の方が制約は大きい（山口県河川課方針）
- 水道管は管路網が形成されていることから一時的な断水が可能であるが、工業用水管や下水道管は断水や迂回ルートの選定が困難な場合が多い。（山口県河川課方針）
- 下水道管渠の移設に関して事例が少なく移設工法等において不明な点が多いこと、また、住民の生活と密接に関連しており工事仮移設についても困難性を伴うことから当面は慎重に審査する。（山口県河川課方針）やむを得ず縦断方向に設置する場合においても、沿川以外の区域の汚水が流下している場合には、将来の河川工事に伴う仮移設の地域同意が取りにくいことが想定されるので、沿川の住宅からの汚水を流下させるだけのものに限定することが望ましい。（山口県河川課方針）

③　地震等で破損した場合でも水質事故につながるおそれがないこと

- 油送管、下水道管（特に圧力管）については、厳しく審査することとなる。（山口県河川課方針）

④　堤体本体に影響を与えないよう設置位置が十分検討されていること

- 計画堤防外に設置すること
  ※　堤防余盛部分については、築造後 3 年以上経過しており、さらなる沈下（広域的な地盤沈下を含む）が見込まれない場合は計画堤防外としてよい。（解説・工作物設置許可基準）
- 第 1 種側帯及び第 2 種側帯には設置しないこと。
- 計画堤防外の設置位置について、計画堤防外でも、極力河川から離し堤内地側に寄せて設置することを原則とする。（山口県河川課方針）

⑤　二重鞘管方式等の措置が講じられていること

工作物設置許可基準では、圧力管は管の破損が河川水の汚染や堤防の損傷のおそれとなるため二重構造（二重鞘管方式含む）を原則としている。山口県では、管をＲＣ構造で巻き立てた二重構造は、二重鞘管と同等の構造とみなしている。（山口県河川課方針）

⑥　将来施工される河川工事に支障を及ぼさないこと

河川整備基本方針等（工事実施基本計画、全体計画を含む）が定められている区間で、河川区域内への設置については、現況及び将来計画の両方に合致しなければ設置は認められない。（山口県河川課方針）

2.3.5　橋梁の維持修繕及び耐震補強について

(1) 概要

既設の橋梁の形状を変更しない断面修復や塗装塗替え、支承取替え等の「維持修繕工事」や、耐震補強のうち「部分的な改造工事」と判断できるものについては、構造令上の「改築」に該当しないため、構造令の施行の際に現存していた施設等で既存施設が構造令に適合しない施設については、構造令の適用がないものとしています。
ただし、部分的な改造工事については、治水上著しい支障がある場合は行ってはならないとされています。

(2) 運用方針

部分的な改造工事の審査においては、当該河川の流下能力や、橋脚の河積阻害率、河川背後地の状況等を踏まえ、治水上著しい支障がないことを確認する必要があります。P2-5 の事務委任等一覧表に示すように「河川課協議」案件となりますので、まず橋梁の諸元や写真等を整理し、河川課と協議をしてください。
また、昭和 40 年 3 月以前の橋梁で「みなし許可」とされている橋梁等については、併せて橋梁本体の占用申請を行う必要があります。

第Ⅲ章　様式等

3.1　申請様式・記入要領

申　請　書（共通）

別記様式第８（甲）

許　可　申　請　書

（第　　号）
令和　　年　　月　　日

河川管理者
山口県知事　　様

申請者　〒
住所

ふりがな
氏名

担当者
TEL

別紙のとおり　河川法　　条
河川法施行令第　　条　の許可を申請します。

備　考

1　申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2　規則第３９条の規定により許可の申請を同時に行うときは、「第○条」の箇所に根拠条文をすべて記載すること。

申　請　書

別記様式第８（甲の２）

登録（及び許可）申請書

（第　　号）

年　　月　　日

河川管理者
山口県知事　　様

申請者　〒
住所

ふりがな
氏名

担当者
TEL

別紙のとおり 河川法第２３条の２の登録（及び第　　条の許可）を申請します。

備　考

１　申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　規則第３９条の規定により許可の申請を同時に行うときは、「第○条」の箇所に根拠条文をすべて記載すること。

流水占用の許可（法２３）

（乙の１）

（水利使用）

１　河川の名称

　　二級河川○○川水系○○川

２　水利使用の目的

３　取水口、注水口又は放水口の位置

　○○郡○○町字○○○○番地先（○○川　右・左　岸）

　座標値（緯度○○.○○○○、経度△△△．△△△△）

４　取水量等　（受益面積　　ｈａ）

区　　分	期　　間	最　大　取　水　量	１日最大取水量

５　取水の方法

６　工作物及び土地の占用

名称又は種類	工作物の位置又は占用の場所	工作物の構造又は能力	占　用　面　積	摘　　要

７　土地の掘さく等

種　　類	場　　所	土地の面積	摘　　要

８　水利使用の期間

　自　令和○○年○○月○○日

　至　令和○○年○○月○○日　（許可の日から　　か年）

９　工　　期

　自　令和○○年○○月○○日

　至　令和○○年○○月○○日　（許可の日から　　か月）

備　考

１　「水利使用の目的」については、水利使用に係る事業のための施設の総体又は代表的な施設の名称を付記すること。

２　「取水量等」の記載については、次のとおりとすること。

(1) 取水量及び使用水量の単位は、立方メートル毎秒（一日最大取水量、一日最大使用水量、年間総取水量及び一日平均取水量にあっては、立方メートル）とすること。

(2) 発電のためにする水利使用にあっては、最大取水量及び常時取水量のほか、総落差及び有効落差並びに最大理論水力及び常時理論水力を記載し、かつ、最大出力、常時出力及び常時尖頭出力を付記すること。

(3) かんがいのためにする水利使用にあっては、しろかき期その他の期間別の最大取水量（最大取水量に 86,400 秒を乗じて得た量と一日最大取水量とが異なるときは、最大取水量及び一日最大取水量）を記載し、かつ、かんがい面積を付記すること。

(4) その他の水利使用にあっては、最大取水量及び一日最大取水量(一定の期間ごとに最大取水量又は一日最大取水量が異なるときは、その期間別の最大取水量及び一日最大取水量)を記載し、かつ、水道のためにする水利使用にあっては、給水人口を付記すること。

(5) 取水量と使用水量とが異なるときは、使用水量をあわせて記載すること。

(6) 年間総取水量又は一日平均取水量を定めて水利使用を行うときは、これを記載すること。

(7) ダムによる流水の貯留を利用して取水するときは、その旨並びに当該ダムの名称、位置及び設置者の氏名（法人にあっては、その名称）を記載すること。

(8) その他放流責任等の水利使用の条件があるときは、これを記載すること。

3 「工作物及び土地の占用」の記載については、次のとおりとすること。

(1)「占用面積」の欄には、河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）の占用面積を記載すること。

(2)「摘要」の欄には、新築、改築又は除去の別その他参考となるべき事項を記載すること。

4 「土地の掘さく等」の記載については、次のとおりとすること。

(1) 河川区域内の土地における土捨場の設置、土地の掘さくその他の形状を変更する行為(工作物の新築、改築又は除去のためにするものを除く。)及び竹木の栽植又は伐採について記載すること。

(2)「摘要」の欄には、捨土量、掘さく土量等を記載すること。

5 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

流水占用の登録（法２３条の２）

（乙の１の２）

（水利使用）

１　河川の名称

　　二級河川○○川水系○○川

２　発電施設の名称及び位置

３　従属元水利使用の許可を受けた者等

４　取水口、注水口又は放水口の位置

　○○市大字○○字○○番地先（○○川　右・左　岸）

　座標値（緯度○○.○○○○、経度△△△. △△△△）

５　取水量等

６　水利使用の期間

　自　　年　　月　　日

　至　　年　　月　　日　（許可の日から　　か年）

７　工期

　自　　年　　月　　日

　至　　年　　月　　日　（許可の日から　　か月）

８　工作物及び土地の占用

名称又は種類	工作物の位置又は占用の場所	工作物の構造又は能力	占用面積	摘要

９　土地の掘さく等

種類	場所	土地の面積	摘要

備　考

１　「従属元水利使用の許可を受けた者等」については、登録に係る流水の占用に係る発電のために利用する法第２３条の２に規定する流水に関する次に掲げる事項のいずれかを記載すること。

イ　法第２３条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）

ロ　令第１４条の２に規定する流水が放流されるダム又は堰の位置及び名称

２　「取水量等」の記載については、次のとおりとすること。

(1) 取水量及び使用水量の単位は、立方メートル毎秒とすること。

(2) 最大取水量及び常時取水量のほか、総落差及び有効落差並びに最大理論水力及び常時理論水力を記載し、かつ、最大出力、常時出力及び常時尖頭出力を付記すること。

(3) 取水量と使用水量とが異なるときは、使用水量をあわせて記載すること。

(4) その他水利使用の条件があるときは、これを記載すること。

３　「工作物及び土地の占用」の記載については、次のとおりとすること。

(1)「占用面積」の欄には、河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）の占用面積を記載すること。

(2)「摘要」の欄には、新築、改築又は除去の別その他参考となるべき事項を記載すること。

４　「土地の掘さく等」の記載については、次のとおりとすること。

(1) 河川区域内の土地における土捨場の設置、土地の掘さくその他の形状を変更する行為（工作物の新築、改築又は除去のためにするものを除く。）及び竹木の栽植又は伐採について記載すること。

(2)「摘要」の欄には、捨土量、掘さく土量等を記載すること。

５　登録又は許可を受けた事項の変更の登録又は許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

土地の占用（法２４）

（乙の２）

（土地の占用）

1　河川の名称
　二級河川○○川水系○○川

2　占用の目的及び様態
　具体的に記載すること。
　（運動場、公園等を設置すること等の旨記載すること。）

3　占用の場所
　○○郡○○町字○○○○番地先（右岸）
　　座標値（緯度○○.○○○○、経度△△△. △△△△）
　○○市大字○○国道○○橋上流○○地先（左岸）
　　座標値（緯度○○.○○○○、経度△△△. △△△△）
　　縦断占用の場合は、起終点の座標を記載
　　（緯度○○.○○○○、経度△△△. △△△△
　　～　緯度●●●. ●●●●、経度▲▲▲. ▲▲▲▲）

4　占用面積
　○○. ○○平方メートル
　（求積図を根拠とし、小数点第２位まで記載のこと。）

5　占用の期間
　自　令和○○年○○月○○日
　至　令和○○年○○月○○日
　　（許可の日から　　か月）

備　考

1　「占用の目的及び様態」については、運動場・公園等を設置する等のため使用する旨を記載し、さらにその使用方法の概要を記載すること。

2　許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については変更前のものを赤色で併記すること。

土石等の採取（土石採取用）・・・（法２５）

（乙の３）

（河川の産出物の採取）

1　河川の名称
　二級河川○○川水系○○川
2　採取の目的
　具体的に記載すること。
　販売のため、自家消費のため
3　採取の場所及び採取に係る土地の面積
　採取に係る掘さく又は切土の深さも付記すること。
　○○郡○○町字○○○○番地先（右岸）
　座標値（緯度○○.○○○○、経度△△△．△△△△）
　○○平方メートル
4　河川の産出物の種類及び数量
　砂、砂利、栗石、玉石その他の土石の種類ごとに、その数量を記載すること。
5　採取の方法
　機械掘り又は手掘りの別を記載するとともに、機械掘りにあっては、その機械の種類、能力を記載し、搬出の方法及び経路を付記すること。
6　採取の期間
　自　令和○○年○○月○○日
　至　令和○○年○○月○○日
　（許可の日から　　か月）

備　考

1　河川の名称は、一級河川、二級河川、水系名、河川名を記載すること。
2　採取の場所については、市町村、大字、小字及び地番又は地先を記載すること。
3　「河川の産出物の種類及び数量」については、砂、砂利、栗石、玉石その他の種類ごとにその数量を記載すること。
4　「採取の方法」については、機械掘り又は手掘りの別を記載するとともに、機械掘りにあっては、その機械の種類、能力を記載し、さらに採取した河川の産出物の搬入の方法及び経路を付記すること。
5　採取に係る土地の面積の単位については、平方メートルとし、小数点第３位を四捨五入し小数第２位にとどめる。
6　許可を受けた事項の変更の許可の申請にあたっては、変更しない事項についても記載し、かつ変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

土石等の採取（土石採取以外）・・・（法２５）

（乙の３）

（河川の産出物の採取）

1　河川の名称
　二級河川○○川水系○○川

2　採取の目的
　販売のため

3　採取の場所及び採取に係る土地の面積
　具体的に記載すること。
　　○○市大字○○字○○××番地先
　　座標値（緯度○○.○○○○、経度△△△. △△△△）
　　○○平方メートル

4　河川の産出物の種類及び数量
　あし
　○○束

5　採取の方法
　鎌にて伐採
　縄じめのうえ搬出
　その他申請書添付図書に示すとおり

6　採取の期間
　許可の日から令和○○年○○月○○日まで

備　考

1　土石以外の河川の産出物の伐採に適用する。

2　河川の名称は、一級河川、二級河川、水系名、河川名を記載すること。

3　採取の場所は、市町村、大字、小字及び地番又は地先を記載すること。

4　「河川の産出物の種類及び数量」については、あし、かや、埋れ木、笹その他の種類ごとにその数量を記載すること。

5　「採取の方法」については、採取した河川の産出物の搬出の方法及び経路を付記すること。

6　許可を受けた事項の変更の許可の申請にあたっては、変更しない事項についても記載し、かつ変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

工作物の新築、改築、除却（法２６）

（乙の４）

（工作物の新築、改築、除却）

１．河川の名称
　二級河川○○川水系○○川
２．目　　的
　橋りょう、排水管等具体的に記載すること。
３．場　　所
　○○郡○○町大字○○字○○　○○番地先（右岸）
　座標値（緯度○○.○○○○、経度△△△．△△△△）
　○○市大字○○市道○○橋下流、○○ｍ地点（左岸）
　座標値（緯度○○.○○○○、経度△△△．△△△△）
　縦断占用の場合は、起終点の座標を記載
　（緯度○○.○○○○、経度△△△．△△△△
　～　緯度●●●．●●●●、経度▲▲▲．▲▲▲▲）
４．工作物の名称又は種類
　○○橋等具体的に記載すること。
５．工作物の構造又は能力
　管　　類　　口径
　　については、　　材質を記載すること。
　ケーブル　　径
６．工事の実施方法
　施工者及び施行方法について記載すること。
７．工　　期
　自　令和○○年○○月○○日
　至　令和○○年○○月○○日（許可の日から　　か月）
８．占用面積
　求積図を根拠とし、小数点第２位まで記載のこと。管類ケーブルについては口径、延長だけでよい。
９．占用の期間
　自　令和○○年○○月○○日
　至　令和○○年○○月○○日（許可の日から　　か月）

備　考

１．「（工作物の新築、改築、除却）」の箇所には、該当するものを記載すること。

２．河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又は除却にあっては、「占用面積」及び「占用の期間」に

３．許可を受けた事項の変更の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

土地の掘さく等（法２７）

（乙の５）

（土地の形状変更、竹木の栽植、竹木の伐採）

１．河川の名称
　　二級河川○○川水系○○川
２．行為の目的
　　具体的に記載すること。
３．行為の場所及び行為にかかる土地の面積
　　○○市大字○○字○○××番地先
　　座標値（緯度○○.○○○○、経度△△△．△△△△）
　　○○．○○平方メートル
　　（求積図を根拠とし、小数点第２位まで記載のこと。）
４．行為の内容
　　掘さく又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載のこと。
５．行為の方法
　　行為に係る土石等の搬入の方法及び経路を付記すること。
６．行為の期間
　　自　令和○○年○○月○○日
　　至　令和○○年○○月○○日
　　（許可の日から　　か月以内）

備　考

１．「（土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採）」の箇所には、該当するものを記載すること。
２．河川の名称は１級河川、２級河川、水系名、河川名を記載すること。
３．行為の場所は市町村、大字、小字及び地番又は地先を記載すること。
４．「行為の内容」の記載については、次のとおりとすること。
(1) 土地の形状を変更する行為にあっては、掘さく、盛土、切土その他の行為の種類および掘さく又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。
(2) 竹木の栽植又は伐採にあっては、竹木の種類及び数量を記載すること。
５．「行為の方法」の記載については、次のとおりとすること。
(1) 機械を使用して土地の形状を変更する場合にあっては、その機械の種類、能力及び数を記載すること。
(2) 行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路を付記すること。
６．許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

河川保全区域内における行為（法５５）

（工作物の新築、改築、除却）

１．河川の名称
　二級河川○○川水系○○川
２．目　　的
　橋りょう、排水管等具体的に記載すること。
３．場　　所
　○○市大字○○字○○番地先（○○川　右・左　岸）
　座標値（緯度○○.○○○○、経度△△△. △△△△）
４．工作物の名称又は種類
　○○橋等具体的に記載すること。
５．工作物の構造又は能力
　管　　類　　口径
　　については、　　材質を記載すること。
　ケーブル　　径
６．工事の実施方法
　施工者及び施行方法について記載すること。
７．工　　期
　自　令和○○年○○月○○日
　至　令和○○年○○月○○日（許可の日から　　か月）
８．行為面積
　求積図を根拠とし、小数点第２位まで記載のこと。管類ケーブルについては口径、延長だけでよい。
９．行為の期間
　自　令和○○年○○月○○日
　至　令和○○年○○月○○日（許可の日から　　か月）

備　考

１．「（工作物の新築、改築、除却）」の箇所には、該当するものを記載すること。

２．許可を受けた事項の変更の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

河川保全区域内における行為（法５５）

（土地の形状変更）

１．河川の名称
　二級河川○○川水系○○川
２．行為の目的
　具体的に記載すること。
３．行為の場所及び行為にかかる土地の面積
　○○市大字○○字○○××番地先
　座標値（緯度○○.○○○○、経度△△△．△△△△）
　○○．○○平方メートル
　（求積図を根拠とし、小数点第２位まで記載のこと。）
４．行為の内容
　掘さく又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載のこと。
５．行為の方法
　行為に係る土石等の搬入の方法及び経路を付記すること。
６．行為の期間
　自　　年　　月　　日
　至　　年　　月　　日
　（許可の日から　　か月以内）

備　考

１．河川の名称は１級河川、２級河川、水系名、河川名を記載すること。
２．行為の場所は市町村、大字、小字及び地番又は地先を記載すること。
３．「行為の内容」の記載については、掘さく、盛土、切土その他の行為の種類および掘さく又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。
４．「行為の方法」の記載については、次のとおりとすること。
(1) 機械を使用して土地の形状を変更する場合にあっては、その機械の種類、能力及び数を記載すること。
(2) 行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路を付記すること。
５．許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

物件の洗浄（令１６条の８第１項第１号）

（乙の７）

（物件の洗浄）

１．河川の名称及び洗浄の場所

二級河川○○川水系○○川（右岸）
（左）
○○市○○大字○○字○○××番地先
座標値（緯度○○.○○○○、経度△△△．△△△△）

２．洗浄の目的

大型トラック洗浄のため
ブルドーザー　〃

３．洗浄する物件の種類及び数量

大型トラック　○○台
ブルドーザー　○○台

４．洗浄の期間

許可の日から
令和○○年○○月○○日まで

備　考

１．「物件の種類及び数量」については、土、汚物、染料、その他の物件に付着しているものの様態ごとに分類し、その分類ごとの数量を記載すること。

２．許可を受けた事項の変更の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

物件の堆積又は設置（令１６条の８第１項第２号）

（乙の８）

（物件の堆積又は設置）

１．河川の名称及び堆積又は設置の場所
　　二級河川○○川水系○○川
　　○○市大字○○字○○××番地先
　　座標値（緯度○○.○○○○、経度△△△. △△△△）

２．堆積又は設置の目的
　　販売用庭石堆積のため

３．物件の種類及び数量
　　径　○○cm～○○cm　　○○個
　　径　○○cm～○○cm　　○○個

４．堆積又は設置の期間
　　許可の日から
　　令和○○年○○月○○日まで

５．堆積又は設置に係る土地の面積
　　○○平方メートル

６．洪水又は高潮のおそれがある場合における措置
（対策について具体的に記載すること。（記載例）当該地域一帯に暴風雨警報又は大雨警報が発せられたとき、その他洪水が発生するおそれが大きいと認められたときは、大型トラックへウインチで引き上げ、ただちに当該物件を堤内地に搬出する。）

備　考

許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記する。

誓約書（令１１条の２第２項第１号）

別記様式第８の１の２

誓　約　書

登録申請者及びその役員は、河川法第２３条の４第１号から第３号までに該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

申請者　氏　名　＿＿＿＿＿＿

河川管理者
山口県知事　　様

汚水排出届出書（令１６条の５第１項）

別記様式第８の３

汚　水　排　出　届　出　書

年　月　日

河川管理者
山口県知事　　様

届出人　住　所
氏　名

河川法施行令第16条の5第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１．汚水を排出しようとする河川の種類及び名称
　　○○川水系○○川

２．汚水を排出しようとする場所
　　○○市○○町○○番地○○川　左／右　岸
　　座標値（緯度○○.○○○○、経度△△△．△△△△）

３．汚水の排出の方法及び期間
　　（排出方法を記載）　　年　月　日～　年　月　日

４．排出しようとする汚水の量
　　○○m^3/日

５．排出しようとする汚水の水質

６．排出しようとする汚水の処理の方法

説　明

ア）河川に、５０m^3/日以上の汚水を排出しようとする者は河川管理者に届出なければならない。但し、砂利採取計画の認可または、水質汚濁防止法第５条から７条までの届出（特定施設からの排水の届出）の受理等河川法施行令第１６条の５別表に定める法令に基づく処分または届出がなされているときは、本条の届出は要しない。この場合には、処分又は届出を受理した行政庁は、河川管理者に通報するものとされている。

イ）河川管理者は、異常に渇水等により河川の汚濁が進行し、河川の管理に重大な支障を及ぼす恐れがあると認められる場合、関係行政機関等に通報するとともに、支障を除去するために必要な限度において、汚水の排出を一時停止させる等必要な措置をとるべき事を求めることができることになっている。

備　考

１．「汚水を排出しようとする場所」については、排出口の所在地及び河川の右左岸の別を記載すること。

２．「汚水の排出の方法及び期間」については、ポンプ排出又は自然排出の別、排出口の構造の概要並びに排出の開始及び終了の時期を記載すること。

３．「排出しようとする汚水の量」については、日量及び時間量を記載すること。

４．「排出しようとする汚水の水質」については、生物化学的酸素要求量、水素イオン濃度、浮遊物質量その他の項目ごとに平均値及び最大値を記載すること。ただし、その他の項目については汚水の種類に応じ必要な範囲で記載すれば足りる。

５．「排出しようとする汚水の処理の方法」については、活性汚泥法、標準散水濾床法、沈澱法等の処理の方法及びこれらの方法に応じて設置する沈殿池、エアレーションタンク、中和槽、油脂分離槽等の施設の名称、数量等を記載すること。

地位承継届（法３３）

別記様式第１１

地　位　承　継　届

年　月　日

河川管理者
山口県知事　　様

届出人　住所
氏名

河川法第〇条の規定により、下記のとおり届けます。

記

１．河川の名称
二級河川〇〇川水系〇〇川
２．被承継人　住所
氏名
３．承継の年月日
令和〇〇年〇〇月〇〇日
４．承継に関する事実

５．許可の年月日及び番号
令和〇〇年〇〇月〇〇日付け指令河川第〇〇号
６．許可の内容及び条件の概要
（工作物等の名称を記載すること）

備　考

１．「第〇条」の箇所には、「第３３条第３項」、「第５５条第２項において準用する同法第３３条第３項」又は「第５７条第３項において「準用する同法第３３条第３項」のうち該当するものを記載すること。
２．届出人又は被承継人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
３．「承継に関する事実」の記載については、承継の原因及び承継した地位の内容を詳細に記載すること。

権利譲渡（法３４）

別記様式第１２

権 利 譲 渡 承 認 申 請 書

年　月　日

河川管理者
山口県知事　　様

申請者　譲り渡そうとする者
住所
氏名
譲り受けようとする者
住所
氏名

次のとおり河川法第３４条第１項の承認を申請します。

１．河川の名称
二級河川○○川水系○○川
２．譲渡しようとする権利の内容
河川法第○条に関する権利
３．許可の年月日及び番号
令和○○年○○月○○日付け指令河川第○○号
４．許可の内容及び条件の概要
（工作物等の名称を記載すること）

備　考

１　申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　「譲渡しようとする権利の内容」のうち「第○条」については、該当する条文を記載すること。

出願工事（法２０）

様式１

河 川 出 願 工 事 承 認 申 請 書

年　月　日

河川管理者
　山口県知事　　様

申請者住所
氏名

河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２０条の規定に基づき河川付替のため、
左
市大字　　字　　番地先の○級河川○○川　岸の河川工事（河川の維持）
右
を下記のとおり施行したいので、承認申請します。

記

1.河川工事又は河川の維持を行う目的	（ほ場整備事業、宅地造成事業等目的を明確に記すこと）
2.河川工事又は河川の維持を行う場所	○○市○○町大字○○字○○番地先 左 二級河川○○川　岸 右 座標値 緯度○○.○○○○ 経度△△△. △△△△
3.河川工事又は河川の維持を行う方法	（河川付替、護岸、のり面保護工事の内容を記すこと。）
4.河川工事の設計又は河川の維持の実施計画	別紙実施設計書（図面を含む。）のとおり
5.河川工事又は河川の維持の費用負担の方法	申請者の負担とする。

用途廃止届（法３１）

様式２

河 川 工 作 物 の 用 途 廃 止 届

年　月　日

河川管理者
山口県知事　　様

届出人住　所
氏　名

　　年　　月　　日付けをもって河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２６条の許可を受けた下記工作物については、その用途を　　年　　月　　日から廃止しましたので、同法第３１条第１項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

１	河川の名称	二級河川○○川水系○○川
２	工作物の所在	○○市○○大字○○字○番地先 左 ○○川　岸　１・２　号地内 右 座標値　緯度○○.○○○○ 経度△△△．△△△△
３	工作物の名称又は種類	（工作物の名称を記載のこと）
４	用途廃止の理由	（事業廃止、土地区画整理事業による等不要となった理由を明確に記すこと）
５	河川法第26条の許可書の写	別紙のとおり

権利放棄届書

様式３

権　利　放　棄　届　書

年　月　日

河川管理者
山口県知事　　様

住所

氏名

年　月　日付け指令　河川第　　号により許可を受けた下記の権利については、放棄したので、この旨お届けします。

記

１	河川の名称	○○川水系○○川
２	場所	○○市○○大字○○字○番地先 座標値　緯度○○.○○○○ 経度△△△. △△△△
３	権利の内容	河川法第○条の許可

備　考

「権利の内容」のうち「第○条」については、該当する条文を記載すること。

（参考様式）

河川内工事着手・完了届

着　手
河川内工事　　届
完　了

年　　月　　日

河川管理者
山口県知事　　様

住所
氏名

年　月　日付け指令　　第　　号により許可（同意・承認）を受けた河川内における工事　に着手する / を完了した　ので届け出ます。

記

1　河川の名称　　二級河川○○川水系○○川

2　場　　所　　○○市○○大字○○字○番地先
座標値　緯度○○.○○○○
経度△△△. △△△△

3　着手予定 / 完　了　年月日　　年　　月　　日

4　工事請負人
住所
氏名　　（電話　　）

3.2　許可書等の記載例

河川の土地占用及び工作物の新築等許可書（法２４、２６）

許　　可　　書

指令○土第　　号

住所　山口市○○町４－８

氏名　　乙　野　太　郎

令和 ○年○月○日付け○○○第○○○号で申請のありました河川区域内の土地の占用及び工作物の新築等については、河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２４条及び第２６条の規定に基づき、下記のとおり許可します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して６０日以内に知事に対して審査請求することができます。

令和　　年　　月　　日

河川管理者

㊞

記

１　許　可　事　項

（１）河川の名称　　二級河川○○川水系○○川

（２）場　　所　　○○市町大字○○字△△××番地先

（３）目　　的　　橋梁（○○橋）設置

（４）占用期間　　令和　年　月　日から　　令和　年　月　日から

工事期間

令和　年　月　日まで　　令和　年　月　日まで

（５）占用の面積　　（本数）　○○○平方メートル

（６）占用料金　　○○円

２　許　可　条　件

（１）占用にあたっては、河川法及び河川法に基づいて発せられた命令を遵守すること。

（２）河川管理上支障が生じた場合は、許可を取消し、原状回復を命ずることがある。

（３）この占用及び工作物の設置によって損失を受けるものがあるときは、許可を受けた者の負担において原状回復又は損失の補償を行うこと。

（４）工事の施工にあたっては、○○土木（建築）事務所長（以下「所長」という。）が河川管理上必要と認めてする指示に従うこと。

（５）この工事の着手及び工事の完了の際には、着手届、完了届をすみやかに所長に提出し、所長の指定する職員の完了検査を受けること。

国等が行う河川法第９５条協議に対する同意書（法９５）

同　　意　　書

○土第　　号
令和　年　月　日

様

河川管理者

㊞

河川区域内の工作物の新築等及び土地の占用協議について

令和　○年○月○日付け○○○第○○○号で協議のありましたこのことについては、河川法（昭和３９年法律第１６７号）第９５条の規定に基づき、下記のとおり同意します。

記

１．同　意　事　項

（１）河川の名称　　二級河川○○川水系○○川

（２）場　　所　　○○市町大字○○字○○××番地先

（３）目　　的　　橋りょう（鉄筋コンクリート３スパン）設置

（４）占用期間　　令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで
（工事期間　令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで）

（５）占用面積　　○○○平方メートル

２．同　意　条　件

（１）占用にあたっては、河川法及び河川法に基づいて発せられた命令を遵守すること。

（２）河川管理上支障が生じた場合は、同意を取消し、原状回復を命ずることがある。

（３）この占用及び工作物の設置によって損失を受ける者があるときは、同意を受けた者の負担において原状回復又は損失の補償を行うこと。

（４）工事の施工にあたっては、○○土木（建築）事務所長（以下「所長」という。）が河川管理上必要と認めてする指示に従うこと。

（５）この工事の着手及び工事の完了の際には、着手届、完了届をすみやかに所長に提出し、所長の指定する職員の完了検査を受けること。

土石等採取許可書（法２５）

許　　可　　書

指令○土第　　号

住所　○○市○○町３－２

氏名　　山　田　太　郎

令和 ○年○月○日付け○○○第○○○号で申請のありました土石採取については、河川法（昭和３９法律第１６７号）第２５条の規定に基づき、下記のとおり許可します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して６０日以内に知事に対して審査請求することができます。

令和　　年　　月　　日

河川管理者

印

記

１．許　可　事　項

（１）河川の名称　　二級河川○○川水系○○川

（２）場　　所　　○○市大字○○字○○××番地先左岸

（３）採取に係る土地の面積　　○○㎡

（４）種類及び数量　　砂利○○m^3　栗石○○m^3　砂○○m^3

（５）採取の方法　　機械堀り、タイヤショベル

（６）採取の期間　令和 ○○年○○月○○日から

令和 ○○年○○月○○日まで

（７）運搬の方法　　ダンプトラック（１０ｔ）４台

（８）採　取　料　　○○円

２．許　可　条　件

（１）河川管理上支障が生じた場合は許可を取消すことがある。

（２）採取現場には、砂利採取法第２９条に規定する標識を設置すること。

（３）採取により損失を受ける者があるときは、許可を受けた者の負担において損失の補償を行うこと。

（４）許可の日から起算して１０日ごとに採取年月日、採取数量を○○土木（建築）事務所長へ報告すること。

河川の土地掘さく等許可書（法２７）

許　　可　　書

指令○土第　　号

住所　○○市○○町３－８

氏名　　甲　野　花　子

令和 ○年○月○日付け○○○第○○○号で申請のありました河川区域内の土地の掘削等については、河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２７条の規定に基づき、下記のとおり許可します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して６０日以内に知事に対して審査請求することができます。

令和　年　月　日

河川管理者

印

記

１．許　可　事　項

（１）河川の名称　　○○川水系○○川

（２）場　　所　　○○市町大字○○字○○××番地先

（３）行為の内容　　堤防方面盛土（別途図面のとおり）

（４）行為の期間　　令和　年　月　日から

令和　年　月　日まで

（５）行為に係る土地の面積　　○○○平方メートル

２．許　可　条　件

（１）行為の実施にあたっては、河川法及び河川法に基づいて発せられた命令を遵守すること。

（２）河川管理上支障が生じた場合は、許可を取消し、原状回復を命ずることがある。

（３）この行為によって損失を受ける者があるときは、許可を受けた者の負担において原状回復又は損失の補償を行うこと。

（４）その他○○土木（建築）事務所長（以下「所長」という。）が河川管理上必要と認めてする指示に従うこと。

（５）この行為の実施及び行為の完了の際には、着手届、完了届をすみやかに所長に提出し、所長の指定する職員の完了検査を受けること。

物件の洗浄許可書（令１６の８）

許　　可　　書

指令〇土第　号

住所　〇〇市〇〇町３－２

氏名　　山　田　太　郎

令和 〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇号で申請のありました物件の洗浄については、河川法施行令（昭和４０年政令第１４号）第１６条の８第１項の規定に基づき、下記のとおり許可します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して６０日以内に知事に対して審査請求することができます。

令和　　年　　月　　日

河川管理者

印

記

１．許　可　事　項

（１）河川の名称　　〇〇川水系〇〇川(左右)岸

（２）場　　所　　〇〇市大字〇〇字〇〇××番地先

（３）目　　的　　大型トラック洗浄のため（大型トラック２台）

（４）行為に係る面積　　〇〇㎡

２．許　可　条　件

（１）油等が流出しないようにすること。

（２）進入路を損傷しないようにすること。

物件の堆積許可書（令１６の８）

許　　可　　書

指令○土第　　号

住所　山口市○○町３－１

氏名　　山　田　太　郎

令和　○年○月○日付け○○○第○○○号で申請のありました堆積については、河川法施行令（昭和４０年政令第１４号）第１６条の８第１項の規定に基づき、下記のとおり許可します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して６０日以内に知事に対して審査請求することができます。

令和　　年　　月　　日

河川管理者

㊞

記

１．許　可　事　項

（１）河川の名称　　○○川水系○○川左/右岸

（２）場　　所　　○○市大字○○字○○××番地先

（３）目　　的　　道路工事用砂の堆積のため

（４）行為に係る土地の面積　　○○○㎡

２．許　可　条　件

（１）許可期間内に土地の形状を原状に回復すること。

※河川法２４条についても同時申請させること。

河川出願工事承認書（法２０）

河 川 出 願 工 事 承 認 書

指令○○第　　号

申請者住所

氏　名　○　　○　　市

令和 ○年○月○日付け○○○第○○○号で申請のありました河川出願工事について、河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２０条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して６０日以内に国土交通大臣／知事　に対して審査請求することができます。

令和　　年　　月　　日

河川管理者

印

記

１．承　認　事　項

（１）河川工事又は河川の維持を行う目的	○○事業等目的を明確に記入する。
（２）河川工事又は河川の維持を行う場所	○○市／郡○○町／村大字○○字○○番地先 ○○川左／右岸
（３）河川工事又は河川の維持を行う方法	河川付替工事、のり面保護工、護岸工事等を具体的に記入する。
（４）河川工事又は河川の維持の実施計画	別紙実施設計書のとおり
（５）河川工事又は河川の維持の期間	令和　　年　　月　　日から 令和　　年　　月　　日まで

２．承　認　条　件

（１）工事の施行にあたっては、○○土木（建築）事務所長（以下「所長」という。）が河川管理上必要と認めてする指示に従うこと。

（２）この工事の着手及び工事の完了の際には、着手届、完了届をすみやかに所長に提出し、所長の提出する職員の完了検査を受けること。

（３）工事の完成後、河川管理施設については、河川管理者に引き継ぐこと。

権利譲渡承認書（法３４）

権 利 譲 渡 承 認 書

指令○○第　　号

譲渡者　住所　山口県○○市○○○－○
　　氏名　　○　○　○　○
譲受者　住所　山口県○○市○○○－○
　　氏名　　○　○　○　○

令和 ○年○月○日付けで申請のありました権利譲渡承認申請については、河川法（昭和３９年法律第１６７号）第３４条第１項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して６０日以内に国土交通大臣／知事　に対して審査請求をすることができます。

令和　　年　　月　　日

河川管理者

印

記

１．承　認　事　項

（１）河川の名称	○○川水系○○川
（２）譲渡しようとする権利	河川法第２４条に関する権利
（３）譲渡しようとする権利の内容	通路橋に係る占用の権利
（４）譲渡しようとする権利の許可年月日及び番号	令和 ○年○月○日付け 指令○○第○○号

２．承　認　条　件

3.3　構造審査チェックリスト

第 1 章　用語の説明

チェックリストにおいて、基準等を略称で表現しているので、下記を参考にしてください。

基準等の略称

・ **基　　準** → 工作物設置許可基準について
（平成 6 年 9 月 22 日建設省河治発第 72 号治水課長通達）
最終改正平成 14 年 7 月 12 日国河治第 71 号

・ **基準○○解説** → 解説・工作物設置許可基準　河川管理技術研究会編

・ **令** → 河川管理施設等構造令
（昭和 51 年 7 月 20 日政令第 199 号）
最終改正平成 25 年 7 月 5 日政令第 214 号

・ **規　　則** → 河川管理施設等構造令施行規則
（昭和 51 年 10 月 1 日建設省令第 13 号）
最終改正平成 25 年 7 月 5 日国土交通省令第 59 号

・ **令局長通達** → 河川管理施設等構造令及び同令施行規則の施行について
（昭和 51 年 11 月 23 日建設省河政発第 70 号 局長通達）
最終改正平成 10 年 1 月 23 日建設省河政発第 8 号

・ **令課長通達** → 河川管理施設等構造令及び同令施行規則の運用について
（昭和 52 年 2 月 1 日建設省河政発第 5 号等 2 課長通達）
最終改正平成 11 年 10 月 15 日建設省河政発第 74 号等 3 課長通達

・ **令○○解説** → 改訂解説・河川管理施設等構造令　国土技術研究センター編

・ **河川砂防（設）** → 建設省河川砂防技術基準（案）同解説設計編
（平成 9 年 5 月 6 日建設省河計発第 36 号 河川局長通達）

・ **２Ｈルール** → 堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について
（平成 6 年 5 月 31 日建設省河治発 40 号 治水課長通達）

・ **準　　則** → 河川敷地の占用許可について
（平成 11 年 8 月 5 日建設省河政発 67 号等 事務次官及び局長通達）
最終改正平成 28 年 5 月 30 日国水政第 33 号

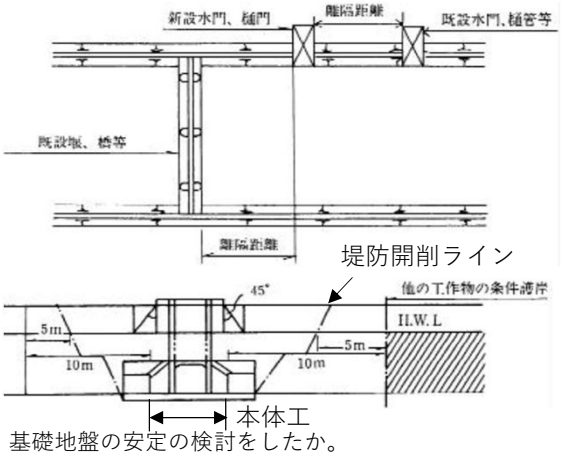
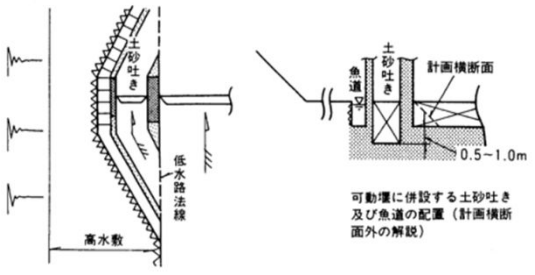
・ **樋門設計** → 柔構造樋門設計の手引き　国土開発技術研究センター編

第２章　堰　構造審査チェックリスト

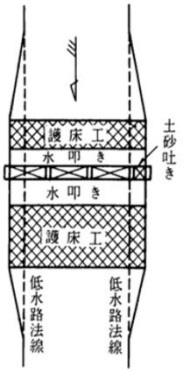
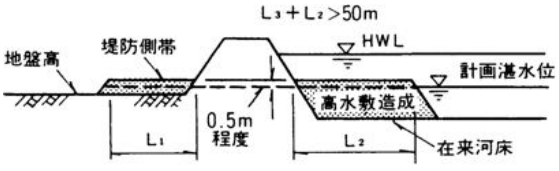
【　概　要　】

河川名	水系　　川			施設名		
座標値（構造物の代表的な位置）	緯度　△△.△△△△　経度　○○○.○○○○			申請者		
着工予定年月日	令和　　年　　月　　日					
設置地点の概況	左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）					
	左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）					
河川の諸元（計画）	計画高水流量	整備計画目標流量	計画高水位	余裕高	計画堤防高	
	m3/s	m3/s	m	m	m	
	計画堤防天端幅	計画河床高	川幅	河川整備基本方針、河川整備計画のものを記載		
	m	m	m			
河川の諸元（現況）	現況流下能力（満杯）※	50mm/h相当流量	50mm/h相当水位	現況堤防高※	現況堤防天端幅	
	m3/s	m3/s	m	m	m	
	最深河床高	川幅	※上下流を見通した堤防高に基づき算定			
	m	m				
工作物の規模	湛水位		高水敷高		堤内地盤高	
	湛水深		湛水区間		魚道形式	
	堰形式		ゲート形式		径間長門数	

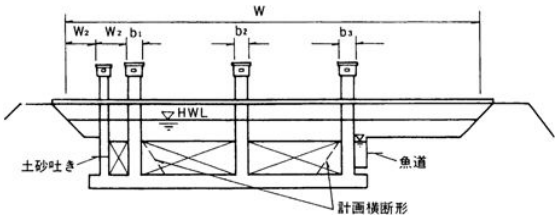
【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1．位置 (基準第三･基準第四) (基準第五･一①) (基準第五･一②) (基準第五･二①) (国運用) (基準第四･二)	(1)　位置決定の主な理由 (2)　狭窄部、水衝部、支派川の分合流部をさけているか。 (3)　河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所をさけているか。 (4)　近接工作物はあるか。ある場合はそれに対する検討をしたか。 ・　他の工作物との離隔は、堰の護岸に他の工作物の護岸長さを加えた長さ以上の離隔を確保した位置に設置するものとする。ただし、水門樋門等が隣接する箇所においては、統廃合の検討を十分行う。  (5)　基礎地盤の安定の検討をしたか。		
2．堰の平面形状 (基準第六･一①) (令第36条解説(1))	(1)　平面形状は直線となっているか。		
3．方向 (基準第六･一①) (令第36条解説(1))	(1)　方向は洪水時の流水の方向に直角か。		
4．流下断面との関係 (令第37条) (令第37条解説1) (基準第三･二)	堰の固定部（固定堰） (1)　土砂吐き、魚道、舟通し等は流下断面外に設けられているか。  可動堰に併設する土砂吐き及び魚道の配置（計画横断面外の解説）		

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(令第37条ただし書) (令局長通達12) (令課長通達10(1)(2)(3))	(2)　令37条ただし書き、やむを得ず(流下断面内に設ける場合)適用の場合 イ) 土砂吐き、舟通しの径間長に満たない可動部及び魚道等を無効河積として検討しているか。		
(令課長通達10(3)ロ)	ロ) 阻害された河積は川幅の拡幅等の措置をしたか。		
(令課長通達10(3)二) (令第37条解説3(1))	**拡幅に伴う取付の例**  		
(令課長通達10(3)ロ)	ハ) 計画高水位は高くならないか。		
(令第37条ただし書) (令課長通達10(1))	(3)　令第37条ただし書き(山間狭窄部等)適用の場合 イ) 設置地点に堤防がなく堰上げ水位により上流部の堤防、家屋、農地等に影響がないか。		
(令課長通達10(1))	ロ) 堰の上流付近から越水し家屋、農地等に浸水しないか。		
(令課長通達10(1))	ハ) 上記影響の検討の場合は、基準に満たない径間長の土砂吐き、舟通し、魚道流筏路は無効河積として堰上げ水位の計算を行っているか。又、固定部を流下断面内に設けるときは、堰設置後の堰上流の河床の上昇も考慮しているか。		
(基準第六・二③)	(4)　堰の計画湛水位は堤内地盤より低くなっているか。 ただし漏水対策等の適切な措置を講じた場合はこの限りではない。  堰の湛水位が堤内地盤高より高く、堤防に常時水圧をかけることとなる場合の措置例		
(基準第六・二②)	(5)　堤内地の排水に影響はないか。		
5．構造 (令第33条解説(2)③)	(1)　取付部の上下流を擁壁構造の護岸(取付擁壁)としているか。 (2)　取付擁壁は、本体及び水叩きとの接合部を絶縁し、伸縮材等にて取付けているか。		

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
	(3)　敷高		
(令第36条解説(2)①)	イ）堰の敷高は河川整備基本方針等の計画断面以下となっているか。		
(令第37条解説2⑥)	ロ）敷高決定には，将来の上下流の河床変動による河床低下等を検討したか。		
(令第36条解説(2)③イ)	(4)　堰柱は極力小さくし、阻害率は10%以下か。		
(令第36条解説(2)③イ)	(5)　堰柱は楕円形(又は、これに類する形状)となっているか。		
	(6)　遮水工は設けられているか。		
(河川砂防(設)7.6.5.2))	イ）本体と水叩き端部及び取付護岸と連続しているか。		
(河川砂防(設)7.6.5.2))	ロ）根入れ長は満足しているか。		
国運用	ハ）鋼矢板で施工する場合は２ｍ以上あるか。		
(河川砂防(設)7.6.2)	(7)　水叩きは、水の勢いと揚圧力に充分耐えうる構造となっているか。		
(令第37条解説1)	(8)　可動堰の固定部等は、流下断面内に設けていないか。  		
６．可動部の径間長			
(令第38条1)	(1)　計画高水流量に対する径間長を満足しているか。 ① 500m3/s 未満　15m以上 ② 500m3/s～2,000m3/s 未満　20m 以上 ③ 2,000m3/s～4,000m3/s 未満　30m 以上 ④ 4,000m3/s以上　40m 以上		
(令第38条2)	(2)　令第38条２項に該当しているか。		
(令第38条3)	(3)　令第38条３項に該当しているか。		
(令第38条4)	(4)　令第38条４項に該当しているか。		
(令第38条5)	(5)　令第38条５項に該当しているか。		
(令第38条5)規則第18条	(6)　令規則第18条を適用する場合、ゲート直高が2m以下でゲートの縦横比が10分の1となる値（15m未満の場合は15m）以上となっているか。		
(令第38条解説2(2))	(7)　流量が500m3/s以上～2,000m3/s未満の場合で径間長が20mより著しく大きくなる場合(低水路幅が40m未満の場合等)の検討を行っているか。		
(令第38条1)	(8)　令第38条ただし書き(山間狭窄部等)の適用の場合、上記(1)～(7)によらない。		

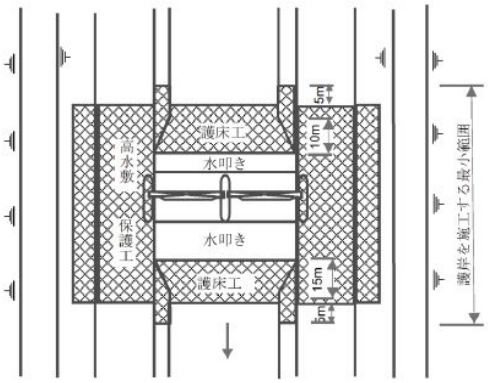
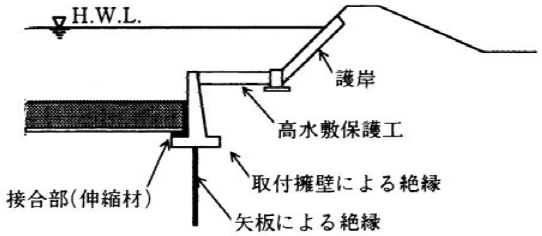
【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
7．可動部の径間長の特例 （令第39条1）	(1)　可動部を土砂吐き又は舟通しとして兼用している場合には令第39条１項の径間長は満足しているか。 ① 500m3/s 未満　12.5m以上 ② 500m3/s～2,000m3/s 未満　12.5m以上 ③ 2,000m3/s～4,000m3/s 未満　15.0m以上 ④ 4,000m3/s以上　20.0m以上		
（令第39条1）	(2)　上記の場合に可動部の平均径間長は第38条第１項の径間長を満足しているか。		
（令第39条2）	(3)　令第39条２項に該当しているか。		
（規則第19条）	・ 規則第19条兼用部分以外の可動部の径間長がそれぞれ令第39条の表4欄の値を10m以上超える場合又は、ゲート縦横比が15分の1以下の場合。 ① 500m3/s以下で、兼用部分を除く径間長が30m未満の場合は、12.5m以上 ② 2,000m3/s以上で兼用部分を除く径間長が50m以上の場合は、1スパン増やすことができる。		
8．可動部のゲート高 （令第41条1）	(1)　引上げ時におけるゲートの下端の高さは、高潮区間においては計画高潮位を下回らず、その他の区間においては計画堤防高（津波区間は津波が生じないとした場合の堤防高）又は現堤防高のいずれか高い方以上となっているか。		
（令第41条2）	(2)　起伏式ゲートの倒伏時の上端の高さは可動堰の基礎部の高さ以下となっているか。		
（令第42条2）	(3)　地盤沈下の恐れが地域にある場合、引き上げ式ゲートの引き上げ時における下端の高さは、予想される地盤沈下等が考慮されているか。		
9．ゲートの高さの特例 （令第42条解説1(1)②）	(1)　自己流量がおおむね500m3/s以下の場合及び本川の計画流量のおおむね10%以下の場合以外に背水区間の特例を適用していないか。		
（令第42条解説1(1)③）	(2)　背水区間の特例の適用は流下物が少ないと認められる場合となっているか。		
（令第42条解説1(1)①）	(3)　背水区間のゲートの引上時の下端の高さは下記のうちの高い方の高さとなっているか。 イ）本川H.W.L 以上 ロ）自己流水位に自己流の余裕高を加えた高さ		

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
10. 起伏式のゲートの構造			
（基準第六･一②）	(1) 起伏堰（ゴム引布製を除く）を計画高水流量が大きい重要区間又は河床勾配が急な区間もしくは河床材料の粒度が粗い箇所に計画していないか。		
（規則第21条解説4）	・ 不完全倒伏を仮定した場合の洪水流下上の障害及びその対策を検討する。		
（規則第21条一）	(2) ゲートの起立時の上端の高さは計画河床と計画高水位との1/2以下となっているか。		
（規則第21条二）	(3) ゲートの直高は３ｍ以下になっているか。		
（令第40条解説2(1)①）	(4) ゲートは引き上げ式のローラゲート（片づり形式のものは除く）及び起伏式ゲート（鋼製転倒ゲート及びゴム引布制ゲート）としているか。		
（令第40条解説2(1)②）	(5) ゲートの開閉装置は、原則電動機（電動油圧式を含む）による構造のものとし、予備動力装置として自家発電装置を備えているか。		
11. 管理施設			
（令第43条解説1(2)）	(1) 堰の管理橋の幅員は、３ｍ以上であるか。		
（河川砂防(設)7.6.9）	(2) 設計荷重は適切か。		
（令第43条解説1(1)③）	(3) 高水敷部分にかける管理橋の径間長は令第63条１項の径間長を満足しているか。		
（令第43条解説1(3)）	(4) 桁下高は、令第64条の規定を満足しているか。		
（令第43条解説1(1)①②）	・ 「堰と兼用を兼ねる橋」（兼用部分）に該当する場合、令第63条(橋の径間長）の適用はない（河岸又は堤防と直近の堰柱との間に設ける管理橋も含む）		
（令第43条解説1(1)③）	・ 兼用部分以外で高水敷に橋脚が設けられる場合、兼用部分以外の部分は、極力令第63条の規定を準用する。		
12. 護床工等			
（令第44条）	(1) 堰の上下流には洗掘防止の護床工又は高水敷保護工が設けられているか。		
（令第34条解説2）	(2) 高水敷保護工の幅は10ｍ程度あるか。		
（令第34条解説2）	(3) 高水敷保護工は落差工の上下流の護床工の範囲以上あるか。		
（令第34条解説2）	(4) 堤防先までの範囲が15ｍ以内のときは法先まであるか。		
（河川砂防(設)6.6.7）	(5) 護床工は、原則として屈とう性を有する構造としているか。		
（基準第六･一④）	(6) 環境に配慮した構造となっているか。		
（河川砂防(設)6.6.2）	(7) 水叩き長は、参考値として次の式により算出している。 $W/D = 4.3\,(hc/D)^{0.81}$　RAND(1995)の公式 W:水叩き長(m)，hc:限界水深(m)，D：落差高(m)		
（河川砂防(設)6.6.3）	(8) 上流側護床工の長さは計画高水位時の水深程度以上の長さとなっているか。		

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(河川砂防(設)6.6.3)	(9)　下流側護床工の長さは跳水発生区間（護床工A）に整流区間（護床工Ｂ）を加えた長さ以上となっているか。		
(河川砂防(設)6.6.5)	(10) 床版，水叩き等には，遮水矢板が設置されているか。 ・ 参考値として次の式により算出している。 計算式（レインの式）Ｃ ≦（Ｌ／３＋Σｌ）／ΔＨ Ｃ：クリープ比，Ｌ：水平方向の浸透路長(m)， Σｌ：鉛直方向の浸透路長(m)，ΔＨ：内外水位差(m)		
13. 護岸等 (令第44条) (規則第22条) (規則第16条一) (規則第16条一) (規則第16条三) (令第34条解説2) (令第35条解説1) (河川砂防(設)7.6.6)	(1)　堰の設置に伴う護岸は下記のとおりか。 イ）上流側は護床工の上流端から５ｍ以上、本体上流端から10ｍ以上となっているか。 ロ）下流側は水叩き下流端から15ｍ、護床工の下流端から５ｍ以上となっているか。 ハ）高水護岸の高さは計画高水位以上となっているか。 ニ）高水護岸は落差工の上下流の護床工の範囲以上あるか。 (2)　堰本体及び上下流水叩きの区間は擁壁構造か。  図7-29 堰の設置に伴い必要となる護岸を設置する最小範囲		
(令第33条解説2(3))	(3)　高水護岸の基礎 落差工本体と堤防が接近している場合等は、必要に応じて堤防基礎部を矢板で補強しつつ落差工本体と堤防とを絶縁する等の対策を講じているか。  図 1-17(a)　横断形状(取付擁壁＋高水敷保護工)		

【 審 査 事 項 】

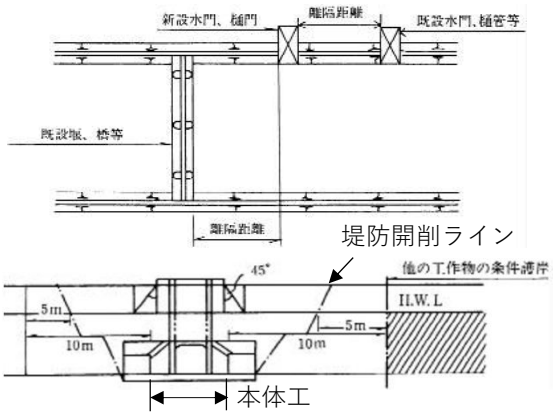
項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
14. 魚道			
(令35条の2解説1)	(1) 魚道を設けているか。		
(基準第六・一③)	(2) 魚類の遡上・降下環境に配慮した構造となっているか。		
(河川砂防(設)7.6.8)	(3) 魚道の構造は予想される水位変動に対応したものとなっているか。		
(令規則第16条の2 2②)	(4) 魚道の流量及び流速は，対象とする魚種の習性（産卵，巡航速度）に配慮したものとなっているか。		
15. 操作管理			
(基準第三解説)	(1) 操作・管理の方法は明らかにしているか。		
(令第40条解説2(2))	(2) 主ゲートの保守点検のための予備ゲートは設けているか。		
(令第40条解説2(3))	(3) ゲート操作の動力には非常時用の予備発電等があるか。		
16. その他			
(河川砂防(設)7.6.9(2))	(1) 付属設備が適切に設けられているか。 （管理所・警報設備・水位観測設備、照明設備、管理用階段等）		
令第43条解説2	(2) ゲートの操作あるいは自動倒伏により、下流区間の水位上昇の程度に応じて、監視・警報設備等が適切に配慮されているか。		

第３章　水門　構造審査チェックリスト

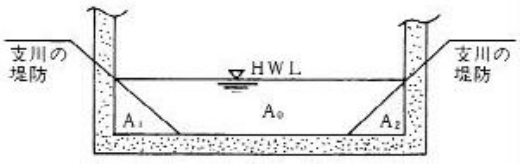
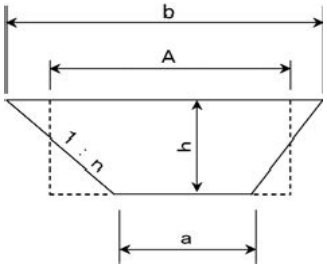
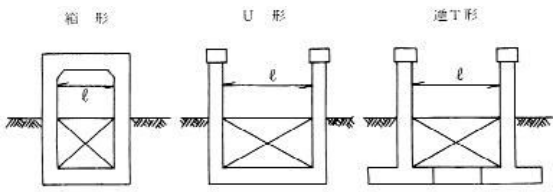
【　概　要　】

<table>
<tr><td>河川名</td><td colspan="3">水系　　川</td><td>施設名</td><td></td></tr>
<tr><td>座標値（構造物の代表的な位置）</td><td colspan="3">緯度　△△.△△△△　経度　○○○.○○○○</td><td>申請者</td><td></td></tr>
<tr><td>着工予定年月日</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>設置地点の概況</td><td colspan="5">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（計画）</td><td>計画高水流量</td><td>整備計画目標流量</td><td>計画高水位</td><td>余裕高</td><td>計画堤防高</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>計画堤防天端幅</td><td>計画河床高</td><td>川幅</td><td colspan="2" rowspan="2">河川整備基本方針、河川整備計画のものを記載</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（現況）</td><td>現況流下能力（満杯）※</td><td>50mm/h相当流量</td><td>50mm/h相当水位</td><td>現況堤防高※</td><td>現況堤防天端幅</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>最深河床高</td><td>川幅</td><td colspan="3" rowspan="2">※上下流を見通した堤防高に基づき算定</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工作物の規模</td><td>敷高</td><td>延長</td><td colspan="2">断面及び門数</td><td>排水量</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td><td colspan="2">m×　　m×　　門</td><td>m^3/s</td></tr>
</table>

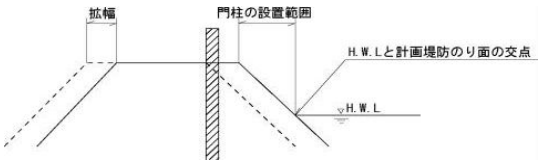
【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1.位置			
(基準第三･基準第四)	(1) 位置決定の主な理由。		
(基準第九①)	(2) 合併統廃合の検討をしたか。		
(基準第七･一①)	(3) 水衝部はさけているか。		
(基準第七･一②)	(4) 河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所はさけているか。		
(基準第七･二①)	(5) 近接工作物はあるか。ある場合はそれに対する検討をしたか。		
国運用	・ 他の工作物との離隔は、水門の護岸に他の工作物の護岸長さを加えた長さ以上の離隔を確保した位置に設置するものとする。ただし、水門樋門等が隣接する箇所においては、統廃合の検討を十分行う。  		
(基準第七･二②)	(6) 基礎地盤が軟弱な箇所はその対策を検討をしたか。		
(基準第八･二②)	(7) 堤防又は基礎地盤に漏水履歴がないか。		
(基準第九②)	(8) 他の利水及び河川利用の状況に配慮しているか。		
2.方向			
(基準第八･一①)	(1) 方向は本川堤防法線に直角か。		
3.断面			
	(1) 断面の決定根拠は。		
	・ 支川において、本川の背水等の影響を軽減する目的で設置する水門については、その断面積は次によるものとする。		
(令第48条解説1②イ)	① 水門設置地点における支川の計画高水以下の計画河道断面積が、水門断面積と比較して、１：1.3以内の場合には、端橋脚の内側は、支川の計画高水位と堤防の交点の位置とする。		
(国運用)	② 上記の断面積の比率が１：1.3以上となる場合には、それが１：1.3となるまで水門幅を縮少することができる。（A0＋A1＋A2)A≧1.3となるときは橋脚位置を1.3倍になる迄、水門の総幅員を縮少することができる。		

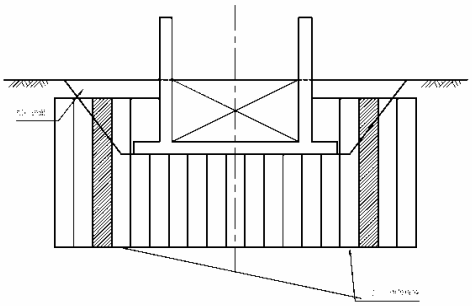
【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(国運用)	 ※ 下図のような台形の場合は、A≧1.3（A+n+h）で求めることができる。 なお、A＞ｂとなるときの水門の径間長はｂとすることができる。  A:河積による必要径間		
(河川砂防(設)9.4.1(1))	(2)　水門の位置は、現状及び計画の流下断面内に設けていないか。		
4.敷高			
	(1)　敷高の決定根拠は。		
(基準第八･一②)	(2)　河川の連続性に問題はないか。		
(国運用)	(3)　堆積土砂等の排除に支障がないか。		
5.構造等			
	(1)　水門本体		
(河川砂防(設)9.4.4(2))	イ）本体の形式箱形、Ｕ形、逆Ｔ形のいずれかとなっているか。		
(国運用)	・ 水門の本体の形式は、原則として下図より選定する。形式の選定に当っては、地質条件・構造性・施工性・経済性等を考慮して決定するが、各形式に対するおおよそのスパン長は、箱形・≦10m、Ｕ形10≦・≦20m、逆Ｔ形20m≦・としている事例がある。 		
(河川砂防(設)9.4.4(2))	ロ）形式決定の根拠は。		

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
	ハ）カーテンウォールはあるか。		
(令第51条1)	・ その天端高は計画堤防及び現堤防高のいずれか高い方の高さ以上となっているか。		
(河川砂防(設)9.6.1(1)①)	・ カーテンウォールとゲートの水密性は十分か。		
補足説明	ニ）門柱の位置は、堤防法線とH.W.Lの交点の範囲にあるか。 また堤防法線より裏側に設けた場合は、川裏に拡幅してあるか。		
	・ 門柱の位置 原則として門柱はH.W.Lと計画堤防法面との交点と堤防法線との間に設ける。ただし、門柱をこの範囲に設けることができない場合は、法線より裏側に引き、天端幅を引いた分以上川裏に拡幅すること  		
(河川砂防(設)9.4.3)	・ 門柱の高さ 門柱の天端高は、ゲートの全閉時のゲート上端部にゲートの管理に必要な高さを確保し、管理橋の桁下高が計画堤防高以上となるよう設計する。 ゲートの管理に必要な高さは、床版厚と保守点検等に必要な余裕代を加えた値であり、余裕代は1.0m以上とする。		
(令第49条)	ホ）河川を横断して設ける水門の場合径間長は満足しているか。		
	(2)　門扉		
(令第50条)	イ）門扉の構造形式と決定根拠は。		
(令第50条解説(3))	ロ）開閉装置の動力は。		
(令第50条解説(3))	ハ）予備動力はあるか。		
(令第50条解説(1)②)	ニ）予備ゲート又は角落としはあるか。		
(河川砂防(設)9.6.1(5))	ホ）操作室の位置は。		
	(3)　水叩工		
(河川砂防(設)9.6.4)	イ）鉄筋コンクリート構造となっているか。		
(河川砂防(設)9.6.4)	ロ）長さは翼壁と同じとなっているか。		
(河川砂防(設)9.6.4)	ハ）床板との継手は水密でかつ不同沈下にも対応できる構造となっているか。		
	(4)　翼壁		
(河川砂防(設)9.6.3)	イ）自立構造となっているか。		

【 審 査 事 項 】

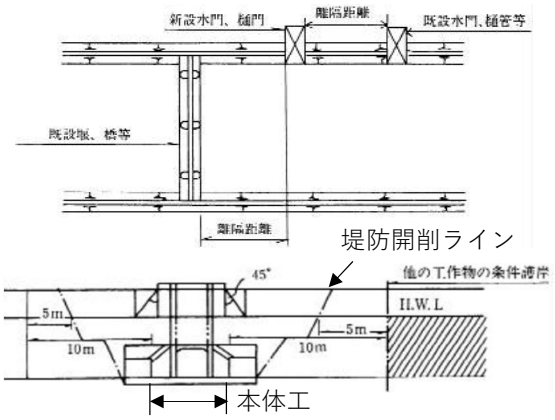
項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(河川砂防(設)9.6.5)	(5)　遮水工は設けられているか。 イ）水平方向に用いるものは可とう性を有する構造となっているか。		
(河川砂防(設)9.6.5)	ロ）根入れ長は満足しているか。  水平方向（堤防縦断方向）のしゃ水鋼矢板		
(河川砂防(設)9.6.5)	ハ）鋼矢板の施工となっているか。		
6.護岸等 (令第53条･規則第25)	(1)　樋門及び床止めの護岸に準じているか。		
7.階段 (河川砂防(設)9.6.10(2))	(1)　川表川裏の堤防法面に管理用の階段があるか。		
8.操作管理 (基準第三解説)	(1)　操作・管理の方法は明らかにしているか。		
9.付属設備 (河川砂防(設)9.6.10(2))	(1)　ゲート操作台、上屋、水位計を設置するとともに、必要に応じて照明設備､CCTVによる監視設備等が設置されているか。 ・ 安全への配慮については、第18章「安全施設」に準ずる。		
10.管理用通路 (令第52条解説3)	(1)　管理橋の幅員については、3m以上5.5m（2車線相当）とすることが望ましいが、点検・修繕時等の作業形態及び通常時利用形態を考慮の上、決定しているか。		
(令第52条解説4)	(2)　設計荷重については、通常T-20を見込むものとするが、管理橋の利用形態を考慮し、想定される荷重に対し安全な荷重を考慮しているか。		
11.ゲート (令第50条1,2)	(1)　十分な水密性が確保され鋼構造又はこれに準ずる構造であるか。		

第４章　樋門　構造審査チェックリスト

【　概　要　】

<table>
<tr><td>河川名</td><td colspan="3">水系　　川</td><td>施設名</td><td></td></tr>
<tr><td>座標値（構造物の代表的な位置）</td><td colspan="3">緯度　△△.△△△△　経度　○○○.○○○○</td><td>申請者</td><td></td></tr>
<tr><td>着工予定年月日</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>設置地点の概況</td><td colspan="5">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">本川の諸元（計画）</td><td>計画高水流量</td><td>整備計画目標流量</td><td>計画高水位</td><td>余裕高</td><td>計画堤防高</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>計画堤防天端幅</td><td>計画河床高</td><td>川幅</td><td colspan="2" rowspan="2">河川整備基本方針、河川整備計画のものを記載</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">本川の諸元（現況）</td><td>現況流下能力（満杯）※</td><td>50mm/h相当流量</td><td>50mm/h相当水位</td><td>現況堤防高※</td><td>現況堤防天端幅</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>最深河床高</td><td>川幅</td><td colspan="3" rowspan="2">※上下流を見通した堤防高に基づき算定</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">支川の諸元（計画）</td><td>計画高水流量</td><td>整備計画目標流量</td><td>計画高水位</td><td>余裕高</td><td>計画堤防高</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>計画堤防天端幅</td><td>計画河床高</td><td>川幅</td><td colspan="2" rowspan="2">河川整備基本方針、河川整備計画のものを記載</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">支川の諸元（現況）</td><td>現況流下能力（満杯）※</td><td>50mm/h相当流量</td><td>50mm/h相当水位</td><td>現況堤防高※</td><td>現況堤防天端幅</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>最深河床高</td><td>川幅</td><td colspan="3" rowspan="2">※上下流を見通した堤防高に基づき算定</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工作物の規模</td><td>敷高</td><td>延長</td><td colspan="2">断面及び門数</td><td>取水量又は排水量</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td><td colspan="2">H　m×　W　m×　門</td><td>取水、排水　m3/s</td></tr>
</table>

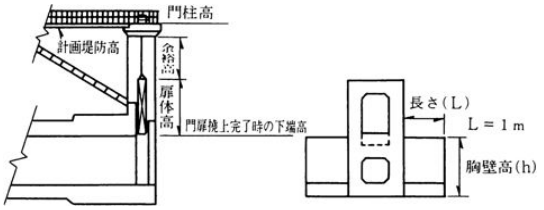
【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1.位置			
(基準第三･基準第四)	(1) 位置決定の主な理由。		
(基準第九①)	(2) 合併統廃合の検討をしたか。		
(基準第七･一①)	(3) 水衝部はさけているか。		
(基準第七･一②)	(4) 河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所はさけているか。		
(基準第七･二①)	(5) 近接工作物はあるか。ある場合はそれに対する検討をしたか。		
国運用	・ 他の工作物との離隔は、水門の護岸に他の工作物の護岸長さを加えた長さ以上の離隔を確保した位置に設置するものとする。ただし、水門樋門等が隣接する箇所においては、統廃合の検討を十分行う。  		
(基準第七･二②)	(6) 基礎地盤が軟弱な箇所はその対策を検討をしたか。		
(基準第八･二②)	(7) 堤防又は基礎地盤に漏水履歴がないか。		
(基準第九②)	(8) 他の利水及び河川利用の状況に配慮しているか。		
2.方向			
(基準第八･一①)	(1) 方向は本川堤防法線に直角か。		
3.敷高			
(河川砂防(設)8.3)	(1) 敷高の決定根拠は。		
(基準第八･一②)	(2) 河川の連続性に問題がないか。		
(令第47条2)	(3) 堆積土砂等の排除に支障がないか。		
(河川砂防(設)8.3)	(4) 用水樋門のポンプ呑口の敷高は将来の河床変動に対する配慮がされているか。		
4.取水量			
(河川法施行規則第11条2項参照)	(1) 取水量決定根拠。		
	(2) ポンプ取水の場合		
	イ) 流量計の位置、形式等が図面に明示されているか。		
(令第47条解説2)	ロ) 必要用水以上の取水ができない設計になっているか。		

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
5.排水量 (令第48条1)	(1)　排水量決定根拠。		
6.断面 (令第47条解説2) (令第48条1) (令第48条解説3) (令第49条2) (河川砂防(設)8.4.1)	(1)　断面は１ｍ以上となっているか。 (2)　断面決定の根拠は。 ・ 樋門余裕高は、計画高水流量が50m3/s未満については0.3m、50m3/s以上については0.6mを標準とする。但し、計画流量が20m3/s未満の場合は、計画流量が流下する断面の1割を内法幅で除して得られる値以上とすることができる。 ・ 2連以上の樋門の径間長は、内法幅を5m以上とする。但し、内法幅が内法高の2倍以上となるときはこの限りではない。 (3)　函渠内流速は適切か。		
8.樋門樋管本体 (樋門設計6.1.3)

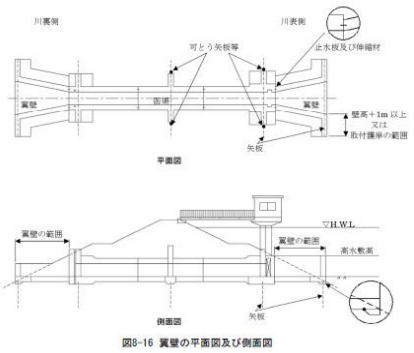
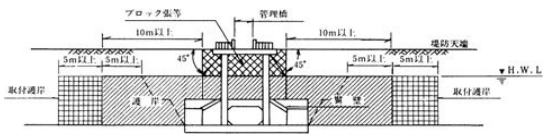
【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(樋門設計7.5.2.1)	(8) 排水機場に接続する函体は、内圧の検討がなされているか。		
9.門柱及胸壁			
(樋門設計6.1.6) (樋門設計6.1.5)	(1) 門柱及び胸壁は樋門本体と一体となっているか。		
(樋門設計6.1.7)	(2) 門柱の高さ(管理橋の桁下高)は計画堤防高さ以上又は門扉捲上完了時の下端高に扉体高及び余裕高を50cm程度加えた高さ以上になっているか。		
(樋門設計6.1.3) (樋門設計6.1.6)	(3) 胸壁の高さは堤防法面内であり、長さは１ｍ程度となっているか。		
(樋門設計6.1.6)	(4) 胸壁は逆Ｔ型で底版幅は高さの1/2以上となっているか。  		
(樋門設計6.1.6)	(5) 胸壁の高さは，堤防を最小限の切り込みとなるよう設定されているか。		
(河川砂防(設)8.6.1(4))	(6) 門柱底部戸当り面は，原則として函体底板と同一平面となっているか。		
(河川砂防(設)8.6.1(4))	(7) 門柱部の戸当りは，ゲートが取外せるように取外し又は回転式となっているか。		
10.ゲート操作台			
(河川砂防(設)8.6.1(5))	(1) ゲート操作台は、開閉機の設置とゲート操作に必要な広さを有しているか。		
(樋門設計6.1.8)	(2) ゲート操作台には、上屋を設けているか。上屋は操作の確実性の確保を基本に下記のものについては、原則として設置するものとする。		
(国運用)	・ 開閉装置の形式がラック式・スピンドル式及びワイヤーロープ式等で開閉動作を動力によって行う設備はすべてとする。また手動によって行う設備は次のいずれかに該当する場合とする。 ① 操作員の住居地区から遠隔（おおむね500m以上）にあり、附近に適当な待避施設がない場合。 ② 塵埃、雪害、煙害、塩害及びいたずら等の被害を受ける恐れがあり、保護する必要があるもの。 ③ ①の場合で構造上設置が不可能なもの及び樋門の規模、操作頻度も考慮し別途、他の場所で待避できる施設を考慮することができる。		

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(河川砂防(設)8.6.1(5)) (国運用)	(3)　ゲート操作台は門柱と一体の構造として設計しているか。 (4)　ゲート操作台には，手摺り及び管理橋支承を設けているか。		
11.遮水工 (河川砂防(設)8.6.5) (河川砂防(設)8.6.5) (河川砂防(設)8.6.5) (樋門設計6.3) (樋門設計6.3) (樋門設計6.3) (樋門設計6.3)	(1)　遮水工の鉛直・水平長は満足しているか。 (2)　鋼矢板を使用しているか。 (3)　可とう矢板は設けられているか。 (4)　鋼矢板の施工が困難なとき，コンクリートのカットオフとしているか。 (5)　胸壁の両側には，コンクリート部に接続して同高で遮水矢板があるか。 (6)　遮水矢板長は，矢板間隔の1/2以内，２ｍ以上としているか。 (7)　浸透路長は，確保されているか。		
12.門扉 (令第50条解説(2)) (令第50条解説(1)) (令第50条解説(1)①) (令第50条解説(1)①) (令第50条解説(1)②) (令第50条解説(1)②) (令第50条解説(5)) (令第50条3)	(1)　川表は鋼製引上げ式となっているか。 ・ ゲートの形式は原則として鋼製引上げゲート(スライドゲート・ローラーゲート)とする。 ・ ゲートの選定にあたっては、巻き上げ時手動力、開閉時間及び巻上荷重等を考慮し選定する。 (2)　フラップゲート・マイターゲートの場合の理由付けが明確となっているか。 ・　以下の全ての条件を満たす場合は、フラップゲート・マイターゲートとする。 ① 治水上著しい支障を及ぼす恐れがない。 ② 人為的操作が著しく困難又は不適当と認められる場合。 ③ 構造上川裏の予備ゲート又は角落し等によって容易に外水を遮断できる構造。 (3)　予備ゲート又は角落しがあるか。 (4)　ゲートストッパーは設置されているか。 (5)　ゲート引き上げ完了時のゲート下端高は樋門の頂板内面高以上としているか。 (6)　内外水位に対して適切な構造であるか。		
13.翼壁 (樋門設計6.2) (河川砂防(設)8.6.3)	(1)　翼壁は自立構造であり本体と分離しているか。 また、その継手は、可とう性のある止水板及び伸縮材を使用し、水密性を確保しているか。 (2)　翼壁の端部は堤防に平行な取付水路の護岸の範囲又は壁高＋１ｍを加えた値のいずれか高い方の高さとしているか。		

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(樋門設計6.2) (河川砂防(設)8.6.3)	(3)　翼壁の範囲は堤防を十分保護できるよう法尻までのばしているか。  図8-16 翼壁の平面図及び側面図		
(国運用)	(4)　天端幅は，函体の最小部材厚以上かつ35cm以上としているか。		
(国運用)	(5)　翼壁のタイプはＡタイプ（Ｕ型構造）かＢタイプか。（逆Ｔ構造）（Ａﾀｲﾌﾟ標準）Ｂタイプの場合は縦断方向に遮水矢板が配置されているか。		
14.水叩き (河川砂防(設)8.6.4)	(1)　水叩きは翼壁の範囲まで施工しているか。		
(樋門設計6.5)	(2)　水叩き先端部には流水による洗掘及び遮水工との接続に配慮した構造か。		
(国運用)	(3)　鉄筋コンクリート構造としているか。		
15.護岸等 (規則第25条解説2)	(1)　樋門の上下流には原則として10m(翼壁端の内面からの距離)又はＨ.Ｗ.Ｌ.位置の堤防開削幅＋５ｍのいずれか長い方以上の護岸があるか。		
(令第53条)	(2)　計画高水位以上の高さになっているか。		
(令第65条解説2④)	(3)　樋門の設置に伴い流水が著しく変化する区間は堤防天端高以上の護岸が設けられているか。		
(基準第三･四)	(4)　河川環境に配慮した護岸となっているか。		
(令第53条解説1)	(5)　必要に応じ護床工を設けているか。  		
16.階段 (樋門設計6.8) (河川砂防(設)8.6.11)	(1)　川表、川裏の堤防法面に管理用の階段があるか。		
(基準第三十二･一)	・ 階段工は第17章「階段」によること。		

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
17.管理橋 (樋門設計6.1.11) (令第64条) (樋門設計6.1.11) (樋門設計6.1.11) (樋門設計6.1.11)	(1)　管理橋の幅員は１ｍ以上あるか。 (2)　桁下高は、計画堤防高以上か。 (3)　管理橋には、高さ110cm以上の高欄を設けているか。 (4)　門柱側の支承には落橋防止装置を設けているか。		
18.操作管理 (基準第三解説)	(1)　操作・管理の方法は明らかにしているか。		
19.附属設備 (河川砂防(設)8.6.11)	(1)　付属設備が適切に設けられているか。 （量水標・防護柵・水位計・照明・電気配線・その他） ・ 安全性への配慮については、第18章「安全施設」に準ずる。		
20.函体端部の構造 (河川砂防(設)8.6.1(2)①1))	(1)　函体の厚さが50cm以下の場合は、端部補強されているか。 (2)　川裏側等には、角落としのための戸溝を設けているか。		
21.二連以上の函渠 の端部断面 (河川砂防(設)8.4.1)	(1)　二連以上の函体端部の通水断面は、中央部の通水断面と同一としているか。		
22.継手 (樋門設計6.1.4) (河川砂防(設)8.6.1(2)②) (樋門設計7.6.7)	(1)　継手構造は，函体構造との適合性を考慮し，水密性と必要な可撓性を確保しているか。 イ）　カラー継手とする場合 ① 幅は断面に関わらず1.0mとしているか。 ② 函体とカラーの間には，伸縮目地材として弾力性のある材料を填充しているか。 ロ）　鋼管の場合 ① ベローズタイプとし，管体の接合は溶接またはフランジ接合としているか。 ハ）　ダクタイル鋳鉄管の場合 ① 伸縮性と可撓性を持ち，離脱防止機能を有している構造となっているか。（Ｓ型）		

【 審 査 事 項 】

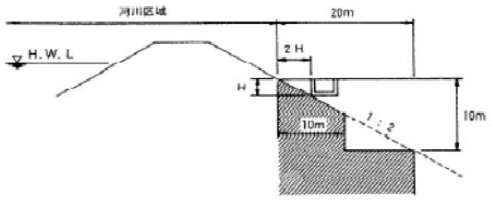
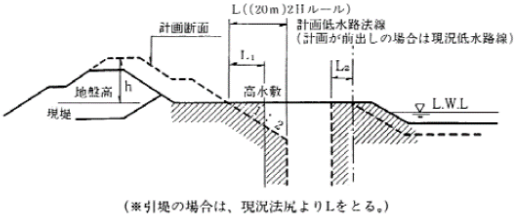
項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
23.扉室 (国運用) (国運用) (河川砂防(設)8.6.1(2)③) (国運用)	(1) 堤外水路が暗渠構造の場合は，堤外水路の暗渠と樋門の管体を接続する扉室を設けているか。 (2) 扉室は，鉄筋コンクリート構造とし，函体，門柱，胸壁と一体構造としているか。 (3) 維持管理のためのマンホールやタラップを設けているか。 (4) 扉室と堤外水路の暗渠との接合部は，水密性を有し，かつ暗渠の変位にも対応できる構造としているか。		
24.遮水壁 (樋門設計6.1.9) (河川砂防(設)8.6.1(3)) 土木構造物設計マニュアル （Ⅲ胸壁・しゃ水壁）	(1) 堤防断面が大きい場合や遮水矢板が長くなる場合は、遮水壁を2箇所以上設けているか。 ・ 函体と一体の構造とし、その幅は原則として1.0m以上とする。 ・ 背後地が高い場合や函体の土被り高さが低い場合などでは遮水壁の高さを1m以下とすることができる。 ・ 遮水壁の厚さ及び底版幅は、広幅矢板の採用を考慮し50cmを標準とする。 ・ 配筋は、D13mmを250mm以下の間隔に挿入することを標準とする。		
25.ゲート開閉 機器、操作 (河川砂防(設)8.6.1(1)②)	(1) ゲートの開閉装置は，電動機としているか。 (2) 手動装置等の予備装置を備えているか。（自重落下等が可能か）		
『参考』 (国運用) ※『参考』については、河川特性、設置位置の状況及び環境等に応じて判断するものであり、必要に応じて審査項目の対象とする。	胸壁 ・ 樋門における川裏胸壁及び翼壁については、背後地盤が高く掘込河道の場合もしくは、背後地盤が計画高水位より低い場合でも、堤内地側の取付け水路の構造が暗渠形式のときは、設置しなくてもよいものとしている。		

第５章　水路　構造審査チェックリスト

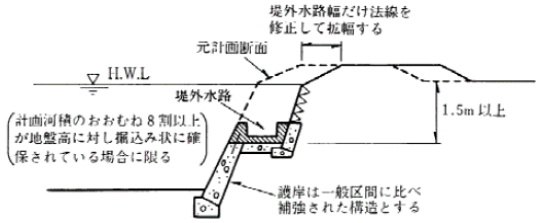
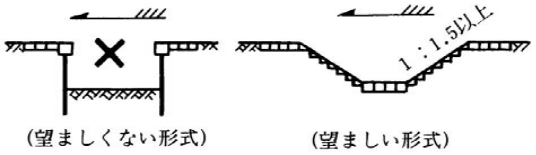
【　概　要　】

<table>
<tr><td>河川名</td><td colspan="3">水系　　川</td><td>施設名</td><td></td></tr>
<tr><td>座標値（構造物の代表的な位置）</td><td colspan="3">緯度　△△.△△△△　経度　○○○.○○○○</td><td>申請者</td><td></td></tr>
<tr><td>着工予定年月日</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>設置地点の概況</td><td colspan="5">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（計画）</td><td>計画高水流量</td><td>整備計画目標流量</td><td>計画高水位</td><td>余裕高</td><td>計画堤防高</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>計画堤防天端幅</td><td>計画河床高</td><td>川幅</td><td colspan="2" rowspan="2">河川整備基本方針、河川整備計画のものを記載</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（現況）</td><td>現況流下能力（満杯）※</td><td>50mm/h相当流量</td><td>50mm/h相当水位</td><td>現況堤防高※</td><td>現況堤防天端幅</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>最深河床高</td><td>川幅</td><td colspan="3" rowspan="2">※上下流を見通した堤防高に基づき算定</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工作物の規模</td><td colspan="2">幅</td><td>深さ</td><td>延長</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">m</td><td>m</td><td>m</td><td></td></tr>
</table>

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1.位置 (基準第三･基準第四) (基準第十･一①) (基準第十･一②) (基準第十･一③) (基準第十･一④) (２Ｈルール)	(1)　位置決定の主な理由。 (2)　堤防に設置されていないか。 (3)　堤外地に縦断的に設置されていないか。 (4)　堤外地に横断的に設置する水路の方向は洪水時の流水の方向に対し、直角になっているか。 (5)　堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置。(掘り込み河道を除く) イ) 堤脚から20m以上(深さ10m以内の工作物の場合は10m以上)離れているか。 ロ) 上記以外の場合、堤脚から２割勾配の線より外側になっているか。  		
2.位置の特例 (基準第十･一②解説) (国運用)	(1)　やむを得ず堤外水路を河川の縦断方向に設置する場合下図の斜線内に設計していないか。  		
3.護岸等 (基準第十･一②解説) (基準第十･一②解説) (基準第十･一②解説) (基準第十･一②解説) (基準第三･四)	(1)　堤外水路 縦断方向水路 イ) 河岸又は堤防の保全に支障を与えない構造となっているか。 ロ) 流水に著しい影響を及ぼさない構造となっているか。 ハ) 法面に護岸が設けられているか。 ニ) 高水敷に設置する場合は、管理に必要な距離をとっているか。 ホ) 高水敷保護は設けられているか。又、河川特性にあった幅を確保しているか。 ヘ) 河川環境に配慮した護岸となっているか。		

【 審 査 事 項 】

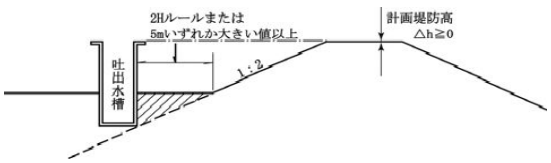
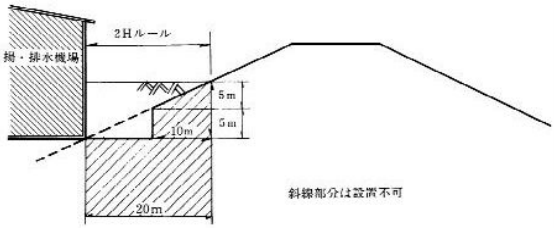
項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
			
	(2)　横断方向水路（開水路）		
(基準第十･一③解説)	イ）水路の法勾配は極力緩くなっているか。		
	ロ）水路天端高は現況高水敷高及び河川整備基本方針の計画断面より高くなっていないか。		
(基準第十･一③解説)	ハ）水路の周囲には高水敷保護工が設けられているか。		
(基準第三･四)	二）河川環境に配慮した護岸となっているか。		
(基準第三･四) (基準第十･一③解説)			
4.施設管理 (基準第三解説)	(1)　管理の方法は明らかにしているか。		

第６章　揚水機場及び排水機場　構造審査チェックリスト

【　概　要　】

<table>
<tr><td>河川名</td><td colspan="3">水系　　川</td><td>施設名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>座標値（構造物の代表的な位置）</td><td colspan="3">緯度　△△.△△△△　経度　○○○.○○○○</td><td>申請者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>着工予定年月日</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>設置地点の概況</td><td colspan="6">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="6">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（計画）</td><td>計画高水流量</td><td>整備計画目標流量</td><td>計画高水位</td><td>余裕高</td><td colspan="2">計画堤防高</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td colspan="2">m</td></tr>
<tr><td>計画堤防天端幅</td><td>計画河床高</td><td>川幅</td><td colspan="3" rowspan="2">河川整備基本方針、河川整備計画のものを記載</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（現況）</td><td>現況流下能力（満杯）※</td><td>50mm/h相当流量</td><td>50mm/h相当水位</td><td>現況堤防高※</td><td colspan="2">現況堤防天端幅</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td colspan="2">m</td></tr>
<tr><td>最深河床高</td><td>川幅</td><td colspan="4" rowspan="2">※上下流を見通した堤防高に基づき算定</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工作物の規模</td><td>排水量
揚水量</td><td></td><td>ポンプ
容量</td><td></td><td>台数</td><td></td></tr>
<tr><td>ポンプ
形式</td><td></td><td>ポンプ
口径</td><td></td><td>主原動機</td><td></td></tr>
</table>

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1.位置 (基準第十一・一) (令第54条解説)	(1)　水門、樋門及び管類等の設置位置の選定基準に合っているか。		
2.取水量 (河川法施行規則 第11条2項参照)	(1)　取水量決定の根拠は。 (2)　ポンプ取水の場合 イ）流量計の位置、形式等が図面に明示されているか。 ロ）必要水量以上の取水ができない設計になっているか。		
3.排水量 (河川法施行規則 第11条2項参照) (令第54条解説)	(1)　排水量決定の根拠 (2)　排水が本川に対して悪影響を及ぼさないか検討しているか。		
4.揚排水機場の 吐出水槽等 (令第55条2) 2Hルール (令第54条解説) (基準第十一・一①) (河川砂防(設)11.2.6) (河川砂防(設)11.2.1) (令第54条の2)	(1)　吐出水槽及び接合井の上端の高さは計画堤防高以上か。 (2)　機場及び吐出水槽・接合井は堤防法尻からの離れは十分か。 ・ 吐出水槽・接合井の位置  ・ 揚・排水機場の位置  (3)　排水機場(揚水機場)は吐出水槽(接合井)、樋管本体と絶縁構造となっているか。 (4)　吸水槽の前に沈砂池・スクリーンを設置しているか。 (5)　吐出水槽その他の調圧部はＲＣ構造またはこれに準ずる構造か。		

【 審 査 事 項 】

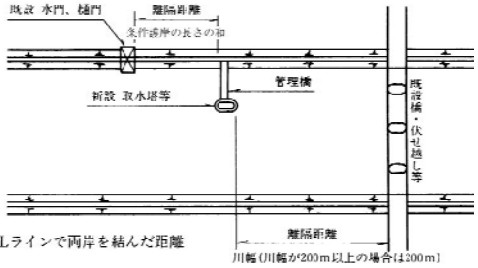
項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
5.揚排水機場の防振対策及び設置高 (基準第十一・一①(ｲ)解説) (基準第十一・一①(ﾛ)解説) (基準第十一・一①(ﾊ)解説) (河川砂防(設)11.2.5.6)	(1)　機場と吐出樋管の防振対策はされているか。 (2)　主原動機(ディーゼルエンジン)の防振対策はされているか。 (3)　主原動機と建屋(ポンプ)の共振対策はされているか。 (4)　内水の湛水及び外水の侵入越水等によって運転に支障をきたさないか。		
6.流下物の排除施設 (令第56条)	(1)　揚排水機場の呑口部には沈砂池、スクリーン、その他の適当な流下物排除施設が設置されているか。		
7.操 作 管 理 (基準第三解説)	(1)　操作・管理の方法は明らかにしているか。		
8.吸水槽 (河川砂防(設)11.2.2.2.2)	(1)　形状は断面が急変せず、流水の乱れが生じないか。		
9.その他 (河川砂防(設)11.1) (河川砂防(設)11.2.9) 「揚排水ポンプ設備技術基準 (案)同解説」 第５条解説７	(1)　吐出管端部に自動閉塞する逆流防止弁を設けられているか。 (2)　必要に応じて、水位計、照明灯、消火設備等を設けているか。 ・　排水機場は、内水の湛水及び外水の侵入越水等によって運転に支障をきたすことのない様にポンプ場自体を水密構造もしくは、床面を内水の最高水位より高く設置するものとする。 又外水位H.W.L以上の設置の可能性についても検討するものとする。尚、許可排水機場は許可申請者の意向によること。		

第７章　取水塔　構造審査チェックリスト

【　概　要　】

<table>
<tr><td>河川名</td><td colspan="3">水系　　川</td><td>施設名</td><td></td></tr>
<tr><td>座標値（構造物の代表的な位置）</td><td colspan="3">緯度　△△.△△△△　経度　○○○.○○○○</td><td>申請者</td><td></td></tr>
<tr><td>着工予定年月日</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>設置地点の概況</td><td colspan="5">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（計画）</td><td>計画高水流量</td><td>整備計画目標流量</td><td>計画高水位</td><td>余裕高</td><td>計画堤防高</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>計画堤防天端幅</td><td>計画河床高</td><td>川幅</td><td colspan="2" rowspan="2">河川整備基本方針、河川整備計画のものを記載</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（現況）</td><td>現況流下能力（満杯）※</td><td>50mm/h相当流量</td><td>50mm/h相当水位</td><td>現況堤防高※</td><td>現況堤防天端幅</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>最深河床高</td><td>川幅</td><td colspan="3" rowspan="2">※上下流を見通した堤防高に基づき算定</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工作物の規模</td><td colspan="2">取水塔の形状</td><td>集水方法</td><td>ポンプの形式</td><td>取水量</td></tr>
<tr><td colspan="2">m</td><td></td><td></td><td>m3/s</td></tr>
</table>

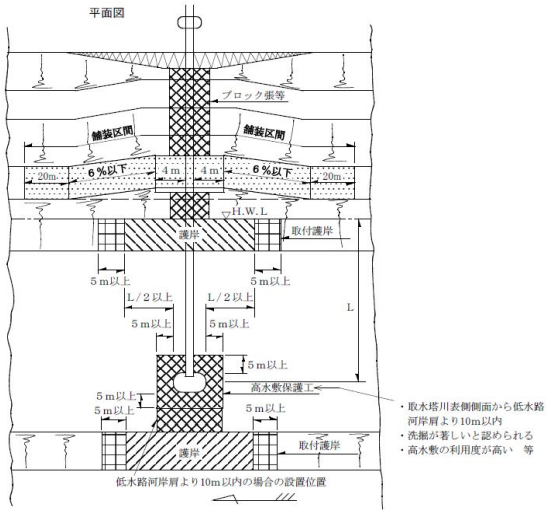
【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1.位置			
(基準第三･基準第四)	(1) 位置決定の主な理由。		
(基準第十三･一①)	(2) 狭窄部、水衝部、支派川の分合流部はさけているか。		
(基準第十三･一②)	(3) 河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所はさけているか。		
(基準第十三･二①) (基準第十四･二①) (国運用)	(4) 近接工作物はあるか。ある場合は、それに対する検討を行ったか。  		
(令第62条解説) 補足説明	(5) 堤防又は河岸からの距離は、橋の基準径間長に相当する長さがあるか。		
(令第58条解説)	(6) 表流水取水は過去及び将来の状態の変化や水位変化等を踏まえて取水が可能か検討されているか。		
	(7) 伏流水取水は表流水との関係、水量、水質の状況、既設取水および周辺地下水利用等との関係等が十分調査されているか。		
	(8) 最小水深２ｍ以上が確保されているか。		
規則第26条解説	(9) 取水塔の位置は令第６３条による基準径間長以上を堤防より離しているか。		
2.取水量			
(河川法施行規則 第11条2項参照)	(1) 取水量決定の根拠はあるか。		
	(2) 流量計の位置、形式等が図面に明示されているか。		
	(3) 必要水量以上の取水ができない設計になっているか。		
3.構造			
(令第58条解説1(1)①)	(1) 断面の決定根拠は明らかか。		
(令58条解説1(3))	(2) 基礎部は令第62条2項に準じているか。		
(令第62条解説2)	・ 高水敷部は根入れ１ｍ以上		
(令第62条解説2)	・ 低水路部は根入れ２ｍ以上(高水敷の低水法肩から20mを含む)		
(令第58条解説1(4)) (基準第十七･一③)	(3) 管理橋送水管は堤防法線に直角か。また堤防高以上か。		
(令第58条解説2)	(4) 取水塔の底面または側面から伏流水を直接取水していないか。		

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(令第58条解説1(4)①)	(5) 水中ポンプの敷高は将来の河床変動に対する配慮があるか。		
(基準第十四･一①)	(6) 魚類の迷入・吸い込み防止に配慮されているか。		
(令第58条3)	(7) 底部より直接取水できない構造となっているか。		
(令第58条解説1(5))	(8) 大口径（口径がΦ500ｍｍ以上であるもの）の場合は樋門式又は高架式となっているか。		
令第58条解説1(4)③ 構造令第8章1	・ 大口径の場合で高架式を採用する場合、構造令の「橋」に準ずる。		
適用範囲より 構造令第6章より	・ 高水敷を水管橋で横断する場合、橋脚位置は第11章「橋」に準ずる。		
	・ 大口径で樋門式の場合は、構造令の「樋門」に準ずる。		
(令第55条1)	(9) 取水樋門方式で常時取水でもある場合は、調圧水槽を設けているか。		
	(10) 調圧水槽がある場合		
(令第54条解説)	イ） この振動が堤防に伝わるおそれがある場合は、堤防の法尻から２Ｈかつ５ｍ以上離しているか。		
(令第54条解説)	・ 川裏堤脚部の位置は手引き「堤脚付近に設ける工作物」に準ずる。		
(基準第十七一⑥)	(11) 小口径で法面等に這わす場合、ボックス構造、鞘管構造等にしているか。		
(令第58条解説)	(12) やむを得ず集水埋渠で取水する場合は、河岸や河川管理施設に十分な対策を講じているか。		
4.護岸等			
(規則第16条三及び規則第26条)	(1) 計画高水位以上の高さになっているか。		
(令第35条解説1)	(2) 護岸の施工範囲は適切か。		
(規則第26条)	(3) 取水塔と河岸又は堤防との距離の1/2の距離の地点を結ぶ区間に設けられているか。 (基準径間長の1/2を超える場合は1/2、10m未満は10m)		
(基準第三･四) 規則第25条解説	(4) 周囲景観との調和、河川の生態系の保全に配慮した構造となっているか。		
(令第59条解説3)	(5) 取水塔の位置が低水河岸法肩より10m以内の場合、もしくは、洗掘が著しいと認められるとき及び高水敷の利用度が高いときは、周辺を５ｍ以上（低水河岸法肩より10m以内の場合は低水路法肩まで）の高水敷保護工を施しているか。		
(令第65条解説1準用)	(6) 高水敷保護工は環境に配慮しているか。		

【 審 査 事 項 】

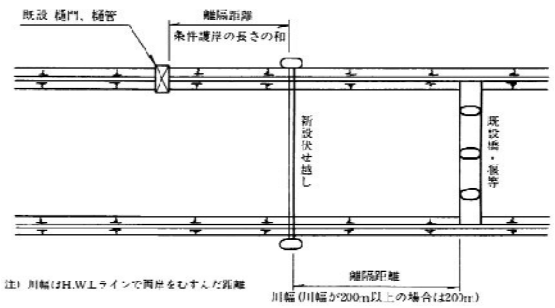
項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
			
5.管理橋 (樋門設計6.1.11) (令第58条解説1(4)②)	(1)　管理橋の幅員は1.0m以上あるか (2)　取水塔の送水管が管理橋と兼ねて設けられる場合は、令第66条及び令第64条を準用しているか。		
6.操作管理 (基準第三解説)	(1)　操作・管理の方法を明らかにしているか。		

第８章　伏せ越し　構造審査チェックリスト

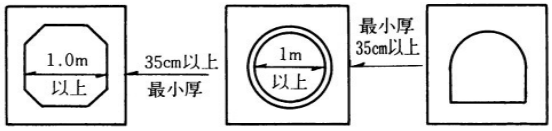
【　概　要　】

<table>
<tr><td>河川名</td><td colspan="3">水系　　川</td><td>施設名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>座標値（構造物の代表的な位置）</td><td colspan="3">緯度　△△.△△△△　経度　〇〇〇.〇〇〇〇</td><td>申請者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>着工予定年月日</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>設置地点の概況</td><td colspan="6">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="6">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（計画）</td><td>計画高水流量</td><td>整備計画目標流量</td><td>計画高水位</td><td>余裕高</td><td colspan="2">計画堤防高</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td colspan="2">m</td></tr>
<tr><td>計画堤防天端幅</td><td>計画河床高</td><td>川幅</td><td colspan="3" rowspan="2">河川整備基本方針、河川整備計画のものを記載</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（現況）</td><td>現況流下能力（満杯）※</td><td>50mm/h相当流量</td><td>50mm/h相当水位</td><td>現況堤防高※</td><td colspan="2">現況堤防天端幅</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td colspan="2">m</td></tr>
<tr><td>最深河床高</td><td>川幅</td><td colspan="3" rowspan="2">※上下流を見通した堤防高に基づき算定</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工作物の規模</td><td>延長</td><td>m</td><td>流量</td><td>m3/s</td><td>管径</td><td>m</td></tr>
<tr><td>制水方式</td><td></td><td>管構造</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

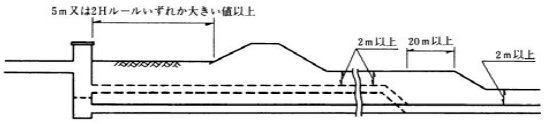
【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1.位置 (基準第三･基準第四) (基準第十五･一①) (基準第十五･一②) (国運用) (第十五･二①) (第十五･二②) (基準第四･二)	(1)　位置決定の主な理由。 (2)　河床の変動の大きい箇所はさけているか。 (3)　近接工作物はあるか。ある場合はそれに対する検討をしたか。  注）川幅はH.W.Lラインで両岸をむすんだ距離 (4)　基礎地盤が軟弱な箇所ではないか。 (5)　基礎地盤に漏水履歴はないか。 (6)　基礎地盤の液状化等を検討したか。		
計画流量	(1)　計画流量の決定根拠。		
断面	(1)　断面の決定根拠は。 (2)　函内流速はいくらか。		
2.方向 (基準第十六･一①) (基準第十六･一①)	(1)　平面形状は直線となっているか。 (2)　洪水時の流水方向に直角となっているか。		
3.構造全般 (令第70条) (河川砂防(設)参考1.7.2.1.3) (令第70条2) (令第70条2解説) (令課長通達29) (令第70条解説1②)	(1)　継手を設け、堤防下の部分は分離構造となっているか。また継手は堤防法尻から低水路方向へ６ｍ程度離して設けられているか。 (2)　鉄筋コンクリート構造またはこれに準ずる構造となっているか。 (3)　鋼管を採用する場合は、防食についての検討がなされているか。 (4)　遠心力鉄筋コンクリート管等の二次製品とする場合、堤防下の部分は鉄筋コンクリートで巻き立てた構造となっているか。 (5)　継手は十分な屈撓性及び水密性を有する構造となっているか。		

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(河川砂防(設)参考1.7.2.2.2)	(6) 上流側マンホールの入り口付近にスクリーン及び管理橋は設けられているか。尚、干満の影響を受ける用排水路等の場合は両側に設けられているか。		
(河川砂防(設)参考1.7.2.2.3)	(7) 翼壁は自立構造とし、マンホールと分離されているか。		
	(8) 翼壁は樋管等に準じて設けられているか。		
(河川砂防(設)参考1.7.2.4.1)	(9) 遮水壁は堤体下函渠１径間に少なくとも１箇所設け、構造は樋管等に準じているか。		
(河川砂防(設)参考1.7.2.4.2)	(10) 遮水工は、樋管等に準じて設けられているか。		
(河川砂防(設)参考1.7.2.6.2)	(11) 上下流それぞれ10m以上の必要な範囲に護岸を設け、護床工の幅は、河川の性状により決められているか。		
(基準第三・四)	(12) 河川環境に配慮した護岸等になっているか。		
４.函渠構造			
(河川砂防(設)参考1.7.2.1.2)	(1) 函渠断面の内径は、１ｍ以上か。		
(河川砂防(設)参考1.7.2.2)	(2) 函渠断面の最小部材厚は35cm以上か。 		
(河川砂防(設)参考1.7.2.1.3)	(3) 堤防下部分は20ｍに１箇所以上継手を設けているか。		
	(4) 上記以外においては30ｍ以内に継手が設けられているか。		
５.ゲート等			
(令第71条1) (令第71条2)	(1) 河川区域内の部分の両端、またはこれに代わる適当な位置にゲート(バルブを含む)が設けられているか。		
(令第71条)	(2) 堤内側の両端にゲートが設けられているか。		
(令第71条解説3)	イ) 堤内地盤が計画高水位より高い場合は角落としとすることができる。		
(令第71条解説2)	ロ) ゲートを川表に設ける場合は、洪水の流下に支障とならない構造となっているか。		
(河川砂防(設)参考1.7.2.2)	(3) マンホールの堤防法尻から深さの２倍または５ｍのいずれか小さい方の値以上離してあるか。		
２Ｈルール			
(河川砂防(設)参考1.7.2.2)	(4) マンホールの高さは計画堤防高以上になっているか。		
(河川砂防(設)参考1.7.2.2)	(5) マンホール底部の高さは敷高より低くなっているか。 (原則として0.5m以上になっているか。)		
(河川砂防(設)参考1.7.2.2)	(6) マンホールの最小部材厚は35cm以上となっているか。		
(河川砂防(設)参考1.7.2.2)	(7) マンホールの内径は１ｍ以上か。		

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
	(8)　ゲートの巻き上げ余裕高は0.5m程度となっているか。 ・ 鉄筋コンクリート構造とし、断面積は原則として函渠断面積以上とする。 (9)　マンホールには次のものを設けているか。 ①昇降用階段 ②ゲートの操作台 ③手摺 ④防護用蓋 ・ 必要により、操作台上屋、照明施設、水位観測施設等を設ける。		
6.設置深さ (令第72条解説2①)	(1)　要点 イ）低水路及び河岸の法肩から20m以内の高水敷部分は低水路の計画河床高もしくは最深河床(上下流１蛇行長区間の包絡線)のいずれか深い方から深さ２m以上となっているか。		
(令第72条解説2②)	ロ）上記以外の高水敷部分は高水敷表面から深さ２m以上となっているか。		
(令第72条解説2③)	ハ）堤防下部分は堤防の地盤面(表法尻と裏法尻を結ぶ線)から深さ２m以上となっているか。		
(令第72条)	(2)　「河床変動が極めて小さいと認められるとき」のただし書きの適用があるか。 (3)　局所洗掘に対する安全性の検討を行なっているか。 (4)　ゲートの開閉装置は通常の場合は手動式でよいが、大規模な伏せ越しで手動式によることが困難又は著しく不適当と認められる場合は、電動式としているか。		
(国運用) (令第71条解説)	(5)　マンホールは川裏堤防法尻より２Ｈかつ５m以上離しているか。  		
7.護岸等 (令規則第25条解説2)	(1)　高水、低水護岸 イ）函体の端部から上下流にそれぞれ10m以上又は堤防開削幅以上の護岸があるか。		
	ロ）護岸は、計画高水位以上の高さとなっているか。		
(令第72条解説2)	ハ）河床変動の著しい箇所では護床工が配置されているか。		
(令規則第25条解説2)	ニ）河川環境に配慮した構造となっているか。		
8.操作管理 (基準第三解説)	(1)　操作・管理の方法は明らかにしているか。		

【 審 査 事 項 】

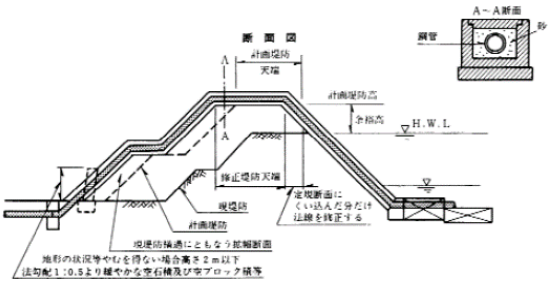
項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
9.その他 (基準第三解説) (令第71条2)	(1)　管理施設が適切に設けられているか。 (管理橋、操作室など)		

第９章　管類(光ファイバーケーブルは除く)　構造審査チェックリスト

【　概　要　】

<table>
<tr><td>河川名</td><td colspan="3">水系　　川</td><td>施設名</td><td></td></tr>
<tr><td>座標値（構造物の代表的な位置）</td><td colspan="3">緯度　△△.△△△△　経度　〇〇〇.〇〇〇〇</td><td>申請者</td><td></td></tr>
<tr><td>着工予定年月日</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>設置地点の概況</td><td colspan="5">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（計画）</td><td>計画高水流量</td><td>整備計画目標流量</td><td>計画高水位</td><td>余裕高</td><td>計画堤防高</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>計画堤防天端幅</td><td>計画河床高</td><td>川幅</td><td colspan="2" rowspan="2">河川整備基本方針、河川整備計画のものを記載</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（現況）</td><td>現況流下能力（満杯）※</td><td>50mm/h相当流量</td><td>50mm/h相当水位</td><td>現況堤防高※</td><td>現況堤防天端幅</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>最深河床高</td><td>川幅</td><td colspan="3" rowspan="2">※上下流を見通した堤防高に基づき算定</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">規　　模</td><td>管の種類</td><td colspan="2">（圧力管・非圧力管）　管径　　m</td><td colspan="2">延長　　m</td></tr>
<tr><td>形式</td><td></td><td>埋設方法</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1.位置 (基準第三･基準第四)	(1)　位置決定の主な理由。		
2.設置の基準 (基準第十七･一①)	(1)　縦断的に設置していないか。 縦断的に設置する場合、2.3.4「河川区域における工作物の縦断方向への設置等について」P2-94を参照すること。		
(基準第十七･一②)	(2)　圧力管は二重鞘管構造等となっているか。		
(基準第十七･一⑦)	(3)　河川管理施設等構造令に適合しない橋梁へ管類添架されていないか。		
3.堤防乗り越し 管の構造等 (令第66条解説⑤イ)	(1)　以下のいずれかに該当し、水管の振動が堤体に悪影響を及ぼすおそれがないか。 イ）口径が０.５ｍ以下か。 ロ）ボックス（鞘管）構造か。		
(基準第十七･一③)	(2)　堤防法線に対して直角になっているか。		
(基準第十七･一④)	(3)　堤防の表法肩から堤外側部分については、流水の乱れを大きくしない対策をしているか。		
(基準第十七･一④解説)	(4)　堤外地側で堤防法面に合わせて堤体内に埋設して設置する場合、護岸等の補強を行うと共に、埋設の厚さ分、堤内側の堤防を拡幅しているか。		
(令第66条解説②ﾊ準用)	(5)　堤防天端の取付けは工作物から上下流４ｍの平場を取り、６％以下の勾配で取り付けられているか。		
(令第66条解説⑤イ)	(6)　外部荷重に対し十分な強度を有しているか。		
(基準第十七･一⑤)	(7)　堤防の天端及び裏法肩から堤内地側の部分については計画堤防内に設けられていないか。		
(基準第十七･一④解説)	(8)　表法面の護岸範囲は施設(すり付け部含む)の上下流１ｍを加えた範囲以上としているか。 （実際には２ｍとしている事例が多い）		
	(9)　構造物周りについては、適切な排水対策が講じられているか。		
補足説明 (基準第三･四)	(10)　護岸等は、河川環境に配慮した護岸となっているか。 		

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
4.河川を横過 する管類 (基準第十七・一・⑦)	(1)　既設橋梁に添架する場合は河川管理施設等構造令に適合している橋梁か。 ・ 河川を横過して設置する場合は、第11章「橋」に準ずる。		
5.施設管理 (基準第三解説)	(1)　管理の方法は明らかにしているか。		

管材質と構造の例

【河川横断管（橋梁添架管等）】

		自然流下管		圧力管	
		構造	材質	構造	材質
河川横断管（橋梁添架管等）	築堤部	単管構造 （水質汚染は二重鞘管構造）	単管構造または外管 ・溶接継手の鋼管（防錆加工） ・耐震型ダグタイル鋳鉄管（防錆加工） 内管 ・申請者の基準による	Φ500以上堤防乗り越し部 二重鞘管構造 Φ500以上河道部 単管構造 （水質汚染は二重鞘管構造） Φ500未満 単管構造 （水質汚染は二重鞘管構造）	単管構造または外管 ・溶接継手の鋼管（防錆加工） ・耐震型ダグタイル鋳鉄管（防錆加工） 内管 ・申請者の基準による
	堀込河道部	単管構造 （水質汚染は二重鞘管構造）	単管構造または外管 ・溶接継手の鋼管（防錆加工） ・耐震型ダグタイル鋳鉄管（防錆加工） 内管 ・申請者の基準による	単管構造 （水質汚染は二重鞘管構造）	単管構造または外管 ・溶接継手の鋼管（防錆加工） ・耐震型ダグタイル鋳鉄管（防錆加工） 内管 ・申請者の基準による

上記管種はあくまで例示である。
近年新たに開発されたアラミド外装ポリエチレン管等については、「河川の横断管の設置基準について（P資料-219）」に示す構造、材質の基準を踏まえ、上記管種に示すものと同等以上の性能があると認められ、かつ実績を有するものについては許可することとするが、事前に河川課に確認をとること。

管材質と構造の例

【河川横断管（河底横過）】

			自然流下管		圧力管	
			構造	材質	構造	材質
河川横断管（河底横過）	開削工法による場合	築堤部	単管構造	溶接継手の鋼管（防錆加工） 耐震型ダグタイル鋳鉄管（防錆加工） 塩ビ管＋ＲＣ巻立 ヒューム管＋ＲＣ巻立	二重鞘管構造	外管 ・溶接継手の鋼管（防錆加工） ・耐震型ダグタイル鋳鉄管（防錆加工） 内管 ・申請者の基準による 二重鞘管構造と同等とみなす構造 ・ヒューム管＋ＲＣ巻立 ・溶接継手の鋼管＋ＲＣ巻立
		堀込河道部	単管構造	溶接継手の鋼管（防錆加工） 耐震型ダグタイル鋳鉄管（防錆加工） 塩ビ管＋ＲＣ巻立 ヒューム管＋ＲＣ巻立	二重鞘管構造	外管 ・溶接継手の鋼管（防錆加工） ・耐震型ダグタイル鋳鉄管（防錆加工） 内管 ・申請者の基準による 二重鞘管構造と同等とみなす構造 ・塩ビ管＋ＲＣ巻立 ・ヒューム管＋ＲＣ巻立
	推進・シールド工法による場合	築堤部	二重鞘管構造	推進用ヒューム管＋内管 推進用溶接継手鋼管（防錆加工） 推進用ダグタイル鋳鉄管 （防錆加工） コンクリートセグメント（ミニシールド） コンクリートセグメント＋２次覆工 鋼製セグメント＋２次覆工 ダグタイル鋳鉄セグメント＋２次覆工	二重鞘管構造	外管 ・推進用溶接継手鋼管（防錆加工） ・推進用ダグタイル鋳鉄管（防錆加工） ・コンクリートセグメント ・鋼製セグメント ・ダグタイル鋳鉄セグメント 内管 ・申請者の基準による 二重鞘管構造と同等とみなす構造 ・推進管＋内管＋モルタル充填 ・セグメント＋２次覆工
		堀込河道部	二重鞘管構造	推進用ヒューム管＋内管 推進用溶接継手鋼管（防錆加工） 推進用ダグタイル鋳鉄管 （防錆加工） コンクリートセグメント（ミニシールド） コンクリートセグメント＋２次覆工 鋼製セグメント＋２次覆工 ダグタイル鋳鉄セグメント＋２次覆工	二重鞘管構造	外管 ・推進用溶接継手鋼管（防錆加工） ・推進用ダグタイル鋳鉄管（防錆加工） ・コンクリートセグメント ・鋼製セグメント ・ダグタイル鋳鉄セグメント 内管 ・申請者の基準による 二重鞘管構造と同等とみなす構造 ・推進管＋内管＋モルタル充填 ・セグメント＋２次覆工

上記管種はあくまで例示である。
近年新たに開発されたアラミド外装ポリエチレン管等については、「河川の横断管の設置基準について（P資料-219）」に示す構造、材質の基準を踏まえ、上記管種に示すものと同等以上の性能があると認められ、かつ実績を有するものについては許可することとするが、事前に河川課に確認をとること。

管材質と構造の例

【縦断方向設置】

		自然流下管		圧力管	
		構造	材質	構造	材質
縦断方向設置	築堤部	単管構造	塩ビ管＋ＲＣ巻立 ヒューム管＋ＲＣ巻立	二重構造	溶接継手の鋼管＋ＲＣ巻立 耐震型ダグタイル鋳鉄管＋ＲＣ巻立 塩ビ管＋ＲＣ巻立 ヒューム管＋ＲＣ巻立
	堀込河道部	単管構造	耐震型塩ビ管 塩ビ管＋ＲＣ巻立 ヒューム管＋ＲＣ巻立	単管構造	溶接継手の鋼管（防錆加工） 耐震型ダグタイル鋳鉄管（防錆加工） 耐震型塩ビ管 塩ビ管＋ＲＣ巻立 ヒューム管＋ＲＣ巻立

上記管種はあくまで例示である。
近年新たに開発されたアラミド外装ポリエチレン管等については、2.3.4「河川区域における工作物の縦断方向への設置等について（P2-94）」に示す山口県河川課方針を踏まえ、上記管種に示すものと同等以上の性能があると認められ、かつ実績を有するものについては許可することとする。（縦断占用については事務委任規則の通り河川課協議案件とする）

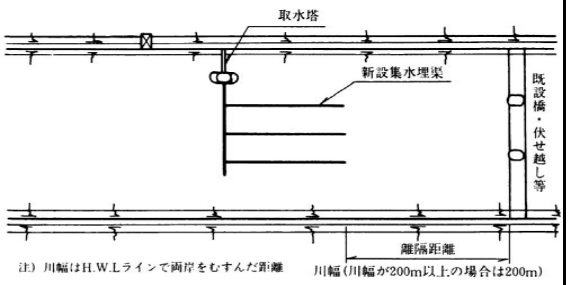
第１０章　集水埋渠　構造審査チェックリスト

【　概　要　】

<table>
<tr><td>河川名</td><td colspan="3">水系　　川</td><td>施設名</td><td></td></tr>
<tr><td>座標値（構造物の代表的な位置）</td><td colspan="3">緯度　△△.△△△△　経度　○○○.○○○○</td><td>申請者</td><td></td></tr>
<tr><td>着工予定年月日</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>設置地点の概況</td><td colspan="5">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（計画）</td><td>計画高水流量</td><td>整備計画目標流量</td><td>計画高水位</td><td>余裕高</td><td>計画堤防高</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>計画堤防天端幅</td><td>計画河床高</td><td>川幅</td><td colspan="2" rowspan="2">河川整備基本方針、河川整備計画のものを記載</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（現況）</td><td>現況流下能力（満杯）※</td><td>50mm/h相当流量</td><td>50mm/h相当水位</td><td>現況堤防高※</td><td>現況堤防天端幅</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>最深河床高</td><td>川幅</td><td colspan="3" rowspan="2">※上下流を見通した堤防高に基づき算定</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工作物の規模</td><td colspan="3">集水管の型状</td><td colspan="2">集水管の材質</td></tr>
<tr><td colspan="3">長さ　　m　　径　　m</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

第１０章　集水埋渠　構造審査チェックリスト

【 審 査 事 項 】

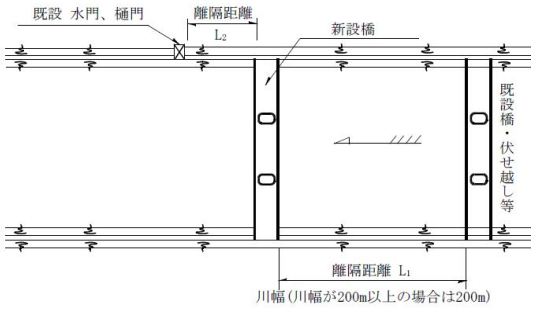
項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1.位置			
(基準第三･基準第四)	(1) 位置決定の主な理由。		
(基準第二十①解説)	(2) 表流水取水方式と伏流水方法を比較検討しているか。 (表流水取水を原則とする。)		
(基準第十八･一①)	(3) 水衝部、支派川の分合流部はさけているか。		
(基準第十八･一②)	(4) 河床変動の大きい箇所はさけているか。		
(基準第十八･一③)	(5) 他の工作物に近接した箇所はさけているか。		
(国運用)	・ 河川横断工作物から原則当該河川幅以上離隔距離確保 ・ 川幅200m以上の場合は200m  		
(基準第二十②)	(6) 周辺の地下水利用等への影響について検討したか。		
2.取水量			
(河川法施行規則 第11条2項1-ロ参照)	(1) 取水量決定根拠はあるか。		
(基準第二十③解説)	(2) 必要水量以上の取水ができない設計になっているか。		
3.構造			
(基準第九章概説)	(1) 集水構造はどのような方式で行うのか。 (多孔集水管方式、立型集水井方式)		
(基準第十九･一①) (令第72条解説)	(2) 埋設深さは、現況最深河床(計画河床)から－2.0m以上となっているか。 (埋渠のフィルター層の天端まで)		
(令第72条解説2④) (令課長通達31)	(3) 令第72条のただし書の適用があるか。 (河床の変動が極めて小さいと認められるとき)		
(基準第十九･一②) (令第59条解説)	(4) 有孔部は堤防に支障のない範囲まで離しているか。 (橋梁基準径間長以上)		
(基準第二十③)	(5) 埋設の長さ等の規模は、施設の維持補修を勘案した上で必要最小限としているか。		
4.施設管理			
(基準第三解説)	(1) 管理の方法は、明らかにしているか。		
(基準第二十②解説)	(2) 取水量が0.5m3/s以上の場合、又はそれ以下であっても周辺に地下水の利用施設がある場合は、継続的に周辺地下水利用等に与える影響を調査、監視することにしているか。		

第１１章　橋　構造審査チェックリスト

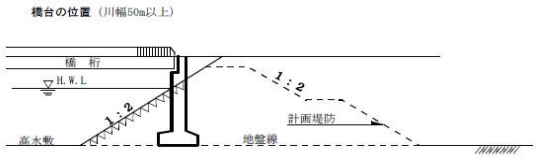
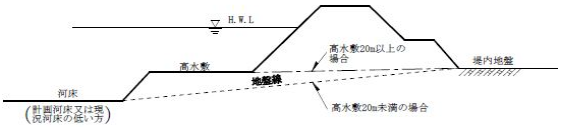
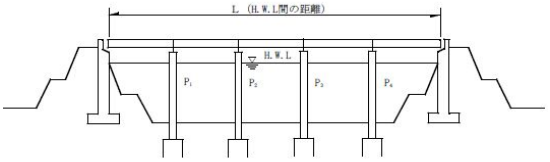
【　概　要　】

<table>
<tr><td>河川名</td><td colspan="3">水系　　川</td><td>施設名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>座標値（構造物の代表的な位置）</td><td colspan="3">緯度　△△.△△△△　経度　○○○.○○○○</td><td>申請者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>着工予定年月日</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>設置地点の概況</td><td colspan="6">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="6">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（計画）</td><td>計画高水流量</td><td>整備計画目標流量</td><td>計画高水位</td><td>余裕高</td><td colspan="2">計画堤防高</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td colspan="2">m</td></tr>
<tr><td>計画堤防天端幅</td><td>計画河床高</td><td>川幅</td><td colspan="3" rowspan="2">河川整備基本方針、河川整備計画のものを記載</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（現況）</td><td>現況流下能力（満杯）※</td><td>50mm/h相当流量</td><td>50mm/h相当水位</td><td>現況堤防高※</td><td colspan="2">現況堤防天端幅</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td colspan="2">m</td></tr>
<tr><td>最深河床高</td><td>川幅</td><td colspan="4" rowspan="2">※上下流を見通した堤防高に基づき算定</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">橋梁の諸元</td><td colspan="6">（高速道路・国道・県道・鉄道・市町村道・農道・林道）その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">橋長</td><td>幅員</td><td>活荷重</td><td colspan="2">上部工形式</td></tr>
<tr><td colspan="2">m</td><td>m</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">計画交通量</td><td>橋台の形式</td><td>橋脚の形式</td><td colspan="2">基礎形式</td></tr>
<tr><td colspan="2">台/日</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">堤防の兼用道路</td><td rowspan="2">有
無</td><td rowspan="2">路線名</td><td>左岸</td><td>線</td><td rowspan="2">交通量</td><td>計画</td><td>台/日</td></tr>
<tr><td>右岸</td><td>線</td><td>現況</td><td>台/日</td></tr>
</table>

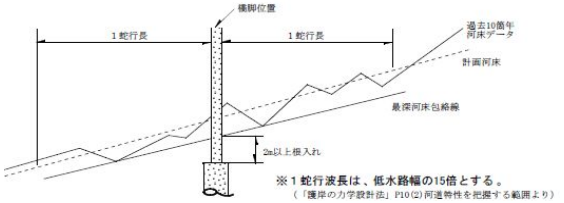
【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1.位 置			
(基準第三･基準第四)	(1) 位置(ルート)決定の主な理由		
(基準第二十一･一①)	(2) 狭窄部、水衝部、分合流点はさけているか。		
(基準第二十一･一②)	(3) 河床の変動が大きい箇所(河床勾配の変化点等)はさけている か		
(基準第二十一･二①) (国運用)	(4) 近接工作物はあるか。ある場合それに対する検討をしたか。  注) 1．川幅はHWLラインで両岸を結んだ距離。		
(基準第四･二解説)	(5) 基礎地盤の検討をしたか。		
2.方向			
(基準第二十二･一② (令第61条2解説)	(1) 洪水時の流向に対して直角か。 斜橋の場合、治水安全度、河川利用に対する影響を検討しているか。		
(令第61条2解説)	(2) 橋台の食い込み角度は20度以下で、食い込み幅は天端幅の1/3以下（2mを越える場合は2m）か。		
(令第61条2解説)	(3) やむを得ず斜角が60度以下の斜橋となる場合は、原則として、斜角は45度以上とする		
(令第61条2解説)	(4) 斜角が60度以下で、3スパン以上の橋の場合には、河床変動、局所洗掘等による影響を検討し適切と認められる対策を講じているか。		
(基準第二十二･二①)	・ 橋脚による局所洗掘が近接した他の工作物に支障を及ぼさないよう河床及び高水敷の洗掘防止について、適切に配慮された対策を講ずるものとし、取水塔、堰等の工作物に近接して設置するときは、取水塔堰柱等と相互に作用して流水の乱れを大きくしないよう配置とする等の対策を講ずるものとすること。		
3.橋台			
(令第61条１解説)	(1) 川幅50m以上、背水区間、高潮区間に設ける橋台の位置はＨＷＬと法面の交点から川表側に出てないか。		
(令第61条2)	(2) 川幅50m未満の時は橋台の前面が表法面肩より川表側に出てないか。		

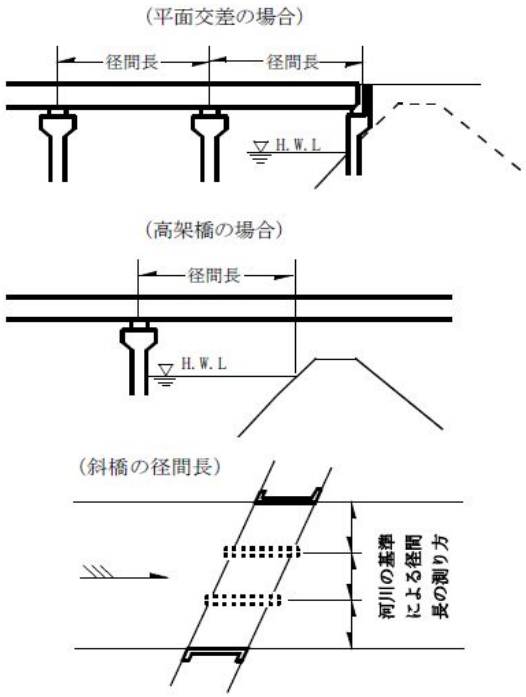
【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
（令第61条３）	(3)　堤防法線に平行に設けているか。橋台が堤防の法線に平行でない場合、堤防補強を行なっているか。		
（令第61条４）	(4)　橋台の底面は地盤高以下か。		
（令第61条解説3）	(5)　パイルベント基礎となっていないか。		
（令第61条4項解説3 解説5③）	(6)　軟弱地盤等である場合、橋台のフーチング底面は適当な深さとなっているか。 		
（令第61条4） （国運用）	(7)　堤防と地盤の区分は、高水敷幅20m未満の場合、高水敷を堤防の一部として考えているか。 		
令第61条解説４	(8)　ピアアバットとなってはいないか。		
令第61条解説４	(9)　やむを得ずピアアバットを設ける場合、川表側で鞘管構造とし、堤防補強を行っているか。		
４.橋脚			
（令第62条解説３①）	(1)　堤防法先、低水河岸法肩及び河岸法先からの離れはよいか。		
（基準第二十二･一①）	(2)　堤体内に橋脚を設けていないか。		
（令第62条解説１･③）	(3)　河積阻害率は５％以内か。（新幹線及び高速自動車国道等は７％以内か）  河積阻害率(%)＝(P1＋P2＋P3＋P4)／L×100		
（令第62条１）	(4)　形状は小判型(細い楕円形)としているか。		
（令第62条１）	(5)　方向は洪水時の流水方向と平行か。		
（令第62条２）	(6)　基礎の上面の高さは イ）高水敷部(低水路肩から20ｍ以上の高水敷)の橋脚は、河川整備基本方針の計画断面、又は現況高水敷高のいずれか低い方から１ｍ以上の根入れがあるか。 ロ）低水路部(低水路肩より20ｍ以内の高水敷を含む)は、河川整備基本方針の計画断面、又は最深河床のいずれか低い方から２ｍ以上の根入れがあるか。 ハ）最深河床は、上下流に局所的な深掘れがないか検討されたか。		

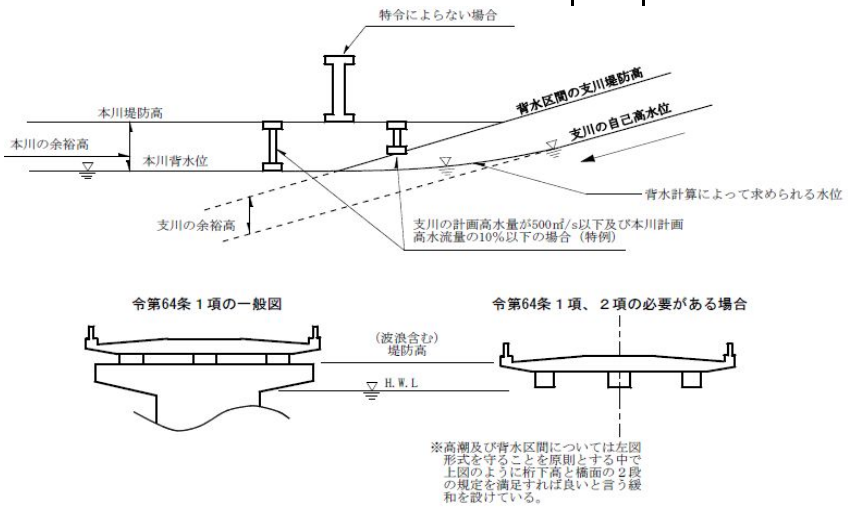
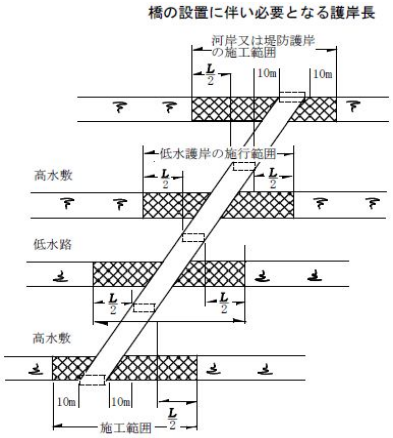
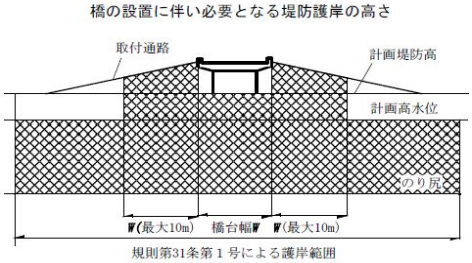
【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(令第62条２ただし書)	過去に澪筋が移動したことはないか検討し、高水敷きの橋脚根入れを決定したか。 例を下記に示す。  		
(令第62条解説3①)	(7)　橋脚の位置は、河岸または堤防の法先及び低水路の河岸の法肩から10m以上離れているか。（計画高水流量が500m3／s未満の河川では５m）		
	(8)　高架橋の堤内側橋脚は、２Ｈルールを満足しているか。		
(令第62条解説１④)	(9)　円形橋脚としている場合、選定理由は妥当か。		
(令第62条解説１④)	(10)　円形橋脚としている場合、低水路部のみか。		
(令第62条解説１⑤)	(11)　パイルベント形式となっていないか。		
5.径間長			
(令第63条解説１)	(1)　斜橋の場合は流心方向に直角に換算しているか。		
	(2)　堤防に橋台を設けている場合は橋台の胸壁の表側からか。		
(令第63条解説１)	(3)　堤防に橋台を設けていない場合はＨＷＬの交点からか。		
	(4)　計画高水流量に対する径間長を満足しているか。		
(令第63条２)	(5)　令第63条2項の適用があるか。		
令第63条解説4①	イ）橋脚が河岸または堤防のり先並びに低水路ののり肩から10m（計画高水流量が500m3/s未満の場合は5m）以上離れている。		
令第63条解説4②	ロ）橋脚の流心方向の長さが30m未満。		
令第63条解説4③	ハ）橋脚がパイルベント方式でなく、河積の阻害が5%以下。		
令第63条解説4④	二）堤防の小段または高水敷と桁のクリアランスが2m未満の部分がある時、これを無効河積とした場合でも必要な流下断面を確保している。		
(令第63条３)	(6)　令第63条３項の適用があるか。		
(令第63条４)	(7)　令第63条４項の適用があるか。		
(規則第29条)	(8)　規則第29条の適用があるか。		
	イ）基準径間長未満の近接橋か。		
	ロ）基準径間長～川幅(川幅が200m以上の場合は200m)の近接橋か。		
	ハ）上記の場合、規則第29条を満足しているか。		

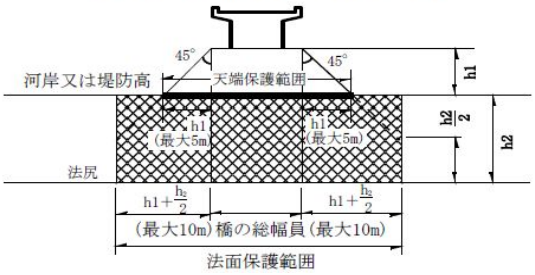
【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
			
(基準第二十二解説一②ロ)	(9)　山間狭窄部等において河川上空に張り出し構造となる橋については、 イ）計画高水位に余裕高を見込んだ高さ以上となっているか。 ロ）河岸の景観保全に配慮しているか。 ハ）基礎等を流下断面内に設けざるを得ない場合、当該張り出し部を無効河積としてせき上げの影響を検討しているか。 ニ）張り出し部の影響によりが河岸及び河床を洗掘しないように措置しているか。		
6.桁下高 (令第64条解説)	(1)　現況堤防高以上、かつ計画堤防高以上になっているか。なお、高潮区間にあっては計画高水位に余裕を加えた高さ、または計画高潮位のいずれか高い方か。		
(令第64条１)	(2)　背水区間の特例が適用になるか。 背水の影響を受ける河川の流量が本川の流量の10%以内で支川流量が500m3／s以下の流下物の少ない場合に適用しているか。		
(令第42条解説１(1)①)	イ）自己流量ＨＷＬ＋余裕高以上かつ本川計画高水位以上か。(自己流量ＨＷＬ明記)		
(令第64条2)	ロ）橋面高は現況堤防高以上、かつ、計画堤防高以上か。		

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
			
7.護岸等 （規則第31条一）	(1)　橋台の上下流に下記のとおり護岸があるか。 イ）堤防直近橋脚の上下流から堤防に直角方向に基準径間長の1/2の長さの護岸があるか。 ロ）10m未満となるとき10m以上としているか。 ①護岸の範囲はＨＷＬ以上の護岸設置区間以上か。 ハ）橋台と堤防との取付はＨＷＬ（一部は河岸又は堤防の高さ）以上の護岸を設けているか。 ①護岸は橋台幅以上(10mまで)となっているか。 ②土留工設置の場合、その理由が明確になっているか。  		

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(規則第31条)	(2)　低水護岸について イ）原則として河岸直近橋脚の上下流から河岸に直角方向に基準径間長の1/2の長さの護岸があるか。 ロ）橋脚の設置に伴い流水が著しく変化し河岸に洗掘等の支障がある場合その処置はしているか。		
(基準第三･四)	(3)　河川環境に配慮した護岸となっているか。		
(令第65条２項解説２⑤)	(4)　高架橋の場合、堤防の天端及び法面は十分保護されているか。 橋の下の河岸又は堤防を保護する最小範囲  		
補足説明	(5)　高水敷の日陰対策等の保護工はされているか。		
8.護床工及び 高水敷保護工			
(令第62条解説3②)	(1)　次の条件のいずれかに該当する場合、護床工または高水敷保護工を設置しているか。 ①　橋脚の位置が河床または堤防の法先及び低水路河岸の法肩から10m以内の場合。		
(令第65条解説1)	②　橋脚の設置により洗掘が起るのを防止する必要がある場合。		
(令第65条解説1①)	(2)　保護範囲は橋脚周辺５ｍ以上あるか。		
	(3)　保護工を設置した時保護工端部から河岸または堤防の法先及び低水路河岸法肩までの距離が10m未満の場合連続して保護してあるか。		
(令第65条解説)	(4)　河川環境に配慮しているか。		
9.河川管理用通路			
(基準第二十三②)	(1)　以下の条件の場合、河川管理用通路として平面交差と立体交差を併設しているか。		
(基準第二十三②解説)	・ 管理用通路の併設 ①計画高水流量1000m3／ｓ以上 ②計画交通量6000台／日以上 ③鉄道遮断時間20分／時間以上		
(基準第二十三②解説)	(2)　平面交差と立体交差を併設する場合において、立体交差が通行不能となる緊急時に緊急車両が平面交差を通行するのに支障はないか。		

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
（令第66条解説②ハ）	(3)　管理用通路の勾配はおおむね６％以下の勾配となっているか。		
（令第66条解説②ハ）	(4)　平面交差の道路取付部には4.0m以上の水平部があるか。幅員は天端幅以上か。		
	(5)　立体交差部の排水は考慮されているか。		
（基準第二十三②解説）	(6)　高架の場合、桁下高は計画堤防天端上、または現堤防の高い方から4.5m以上あるか。		
（令第66条解説②ロ）	(7)　取付通路の法勾配は、計画堤防法勾配以下としているか。		
（規則第15条）	(8)　立体交差とすることが困難な場合は，100m以内にこれに変わる迂回路（公道）が確保されているか。※ただし，やむを得ない理由がある場合に限る。		
	(9)　立体交差となるボックス等の場合、敷高は雨水、内水等による障害はないか。		
（基準第二十三②解説）	(10)　高架橋でやむを得ない場合は、下記のいずれか高い方を満足しているか。 ① 建築限界(2.5m)を加えた高さ ② 出水時でも冠水して通行止めとならないように敷高を計画高水位以上として、建築限界(4.5m)を加えた高さ		
10.改築の特例			
（令第73条解説）	(1)　構造令に適合していない橋梁に隅切り右折レーン及び歩道橋を添架する場合。 イ）径間長が20m以上の橋か。 ロ）近い将来現橋の改築が計画されていないか。 ハ）橋脚は現橋の見通し線上か。 ニ）阻害率は現況以上とならないか。 ホ）桁下高は現況を下回っていないか。 ヘ）河岸または堤防の護岸は、令規則第31条の規定を満足し、現橋の橋脚、橋台の影響も考慮しているか。 ト）右折レーンを設ける場合、堤防天端の兼用道路において右折レーンを確保しているか。		
（令第73条解説1(2)）	(2)　構造令に適合していない橋梁に近接した橋として歩道等を設ける場合 イ）当該区間の河川改修または当該橋梁の改築が近い将来に行われることが明らかであるか。		
（令第73条解説1(2)）	ロ）構造令に適合する橋梁を設けることが著しく困難、又は不適当と認められる根拠が明らかであるか。		

【　概　要　】

<table>
<tr><td>河川名</td><td colspan="3">水系　　川</td><td>施設名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>座標値（構造物の代表的な位置）</td><td colspan="3">緯度　△△.△△△△　経度　○○○.○○○○</td><td>申請者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>着工予定年月日</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>設置地点の概況</td><td colspan="6">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="6">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（計画）</td><td>計画高水流量</td><td>整備計画目標流量</td><td>計画高水位</td><td>余裕高</td><td colspan="2">計画堤防高</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td colspan="2">m</td></tr>
<tr><td>計画堤防天端幅</td><td>計画河床高</td><td>川幅</td><td colspan="3" rowspan="2">河川整備基本方針、河川整備計画のものを記載</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（現況）</td><td>現況流下能力（満杯）※</td><td>50mm/h相当流量</td><td>50mm/h相当水位</td><td>現況堤防高※</td><td colspan="2">現況堤防天端幅</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td colspan="2">m</td></tr>
<tr><td>最深河床高</td><td>川幅</td><td colspan="4" rowspan="2">※上下流を見通した堤防高に基づき算定</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">工作物の規模</td><td colspan="6">（高速道路・国道・県道・市町道・農道・林道・その他）</td></tr>
<tr><td>内空高さ</td><td colspan="2">m</td><td>内空幅</td><td colspan="2">m</td></tr>
<tr><td>函渠形式</td><td colspan="2">m</td><td>計画交通量</td><td colspan="2">台/日</td></tr>
<tr><td>土かぶり</td><td colspan="2">m</td><td>基礎形式</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">堤防の兼用道路</td><td rowspan="2">有
無</td><td rowspan="2">路線名</td><td>左岸</td><td>線</td><td rowspan="2">交通量</td><td>計画</td><td>台/日</td></tr>
<tr><td>右岸</td><td>線</td><td>現況</td><td>台/日</td></tr>
</table>

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1.位置 （平成14年1月30日付け 国河治第217号及び事務連絡）	(1) 河床の変動が大きい河道又は河床が低下傾向にある河道はさけているか。 (2) 狭窄部、水衝部、支派川の分合流部はさけているか。 (3) 基礎地盤が軟弱な箇所はさけているか。 (4) 堤防又は基礎地盤に漏水の恐れがある箇所はさけているか。 (5) 近接工作物はあるか。ある場合それに対する検討をしたか。		
2.構造の原則 （平成14年1月30日付け 国河治第217号及び事務連絡）	(1) 函渠は計画高水位（高潮区間にあっては計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造となっているか。 (2) 函渠は計画高水位以下の水位の洪水を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、かつ生物の生息・生育環境に適切に配慮された構造となっているか。 (3) 函渠は、道路等の所用の基準に対して安全な構造となっているか。 (4) 函渠の設置にあたっては、河川管理施設構造令第65条に準じ適当な施設を設けているか。なお、流木によるせき上げを考慮し函渠の構造は原則1径間の構造とする。		
3.函渠の底板 （平成14年1月30日付け 国河治第217号及び事務連絡）	(1) 計画河床又は最深河床のどちらか深いほうから2m以上の部分に設けているか。 (2) 河床変動が極めて小さい以下の場合、河川の状況によりやむを得ないと認められるときは、生物の生息・生育環境等に十分配慮の上、河床から底版上面までの深さを現地河床の地質条件等を十分調査して適切に設定しているか。 ・ 底版が岩盤の中に埋もれている場合 ・ 河床に岩が露出している場合 ・ 長期にわたり河床変動が小さい ・ 下流に計画断面に合致した堰等により河床が安定している (3) 計画高水流量100m3/s未満の小河川の場合、計画河床又は最深河床のどちらか深いほうから1m以上の部分に設けているか。		

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
4.函渠の側壁 （平成14年1月30日付け 国河治第217号及び事務連絡） （令第61条解説2） （山口県河川課運用方針）	(1)　函渠の側壁の内面は河岸又は堤防の法線に対して平行で滑らかに接続しているか。 (2)　函渠の側壁の内面は河岸又は堤防の表法肩表側の部分に設けていないか。 (3)　側壁の前面位置は、堤防法線（表法肩）より堤防内側となっているか。 (4)　堤防法線に平行に設置しているか。 (5)　やむを得ず斜角となる場合、食い込み角度は20度以下で、食い込み幅は堤防の天端幅の1/3以下（2mを超える場合は2m）か。 (6)　食い込み長さ以上の範囲において、堤防への食い込み幅以上の裏腹付けを行う等、堤防補強を実施しているか。 (7)　護岸と側壁は分離構造としているか。		
5.函渠の頂版 （平成14年1月30日付け 国河治第217号及び事務連絡） （山口県河川課運用方針） （河川砂防(設)10.3.1.1準用）	(1)　頂版下面の高さ ・ 築堤構造 計画堤防高及び現況堤防高以上になっているか。 ・ 堀込河道 計画高水位＋余裕高及び現況護岸高＋余裕高以上になっているか。 ・ 頂版上の盛土等により路面高が高くなり、流下物により閉塞した場合の危険性が高い場合 超過洪水の頻度や管理用通路の確保等、極力余裕をとるよう努めているか。 余裕とは、次のいずれか大きいものとする。 ① 審査対象流量の130％流量＋余裕高 ② 上流の現状河道が有堤部の場合その満杯流下能力の130％流量＋余裕高 ③ 呑口部における1/100流量の130%流量＋余裕高		
6.取付護岸 （令第65条準用） （山口県河川課運用方針）	(1)　取付護岸延長（底水護岸を含む） ・ 函渠の両端からそれぞれ10m、または函渠内空幅×1/2以上のいずれか長い方か。 (2)　護岸高 ・ 函渠両端から上下流にそれぞれ函渠延長（最大10m）の区間は取付通路高さまでになっているか。 ・ 上記以外の区間は、H.W.L.以上になっているか。 (3)　河川環境に配慮した護岸となっているか。		

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
7.管理用通路 （令第66条準用） (山口県河川課運用方針) （令第66条解説②ハ） （令第66条解説②ハ） （令第66条解説②ロ）	(1)　平面交差としているか。 (2)　管理用通路の勾配はおおむね６％以下の勾配となっているか。 (3)　平面交差の道路取付部には4.0m以上の水平部があるか。幅員は天端幅以上か。 (4)　取付通路の法勾配は、計画堤防法勾配以下ととしているか。		
8.留意点 (山口県河川課運用方針)	・ 平成14年1月30日付け事務連絡（参考）【函渠が護岸機能と河床安定機能を持つ場合の例】で示す帰属区分については、河川課運用方針により、函渠と河川管理施設を分離構造としたため採用しないこと。 ・ 函渠は占用物件、護岸及び管理用通路等の河川管理施設は河川管理者に帰属すること。		

第１３章　潜水橋　構造審査チェックリスト

【　概　要　】

<table>
<tr><td>河川名</td><td colspan="5">水系　　川</td><td>施設名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>座標値（構造物の代表的な位置）</td><td colspan="5">緯度　△△.△△△△　経度　〇〇〇.〇〇〇〇</td><td>申請者</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>着工予定年月日</td><td colspan="5">令和　　年　　月　　日</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">設置地点の概況</td><td colspan="11">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td colspan="11">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（計画）</td><td colspan="2">計画高水流量</td><td colspan="2">整備計画目標流量</td><td colspan="2">計画高水位</td><td colspan="2">余裕高</td><td colspan="3">計画堤防高</td></tr>
<tr><td colspan="2">m3/s</td><td colspan="2">m3/s</td><td colspan="2">m</td><td colspan="2">m</td><td colspan="3">m</td></tr>
<tr><td colspan="2">計画堤防天端幅</td><td colspan="2">計画河床高</td><td colspan="2">川幅</td><td colspan="5" rowspan="2">河川整備基本方針、河川整備計画のものを記載</td></tr>
<tr><td colspan="2">m</td><td colspan="2">m</td><td colspan="2">m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（現況）</td><td colspan="2">現況流下能力（満杯）※</td><td colspan="2">50mm/h相当流量</td><td colspan="2">50mm/h相当水位</td><td colspan="2">現況堤防高※</td><td colspan="3">現況堤防天端幅</td></tr>
<tr><td colspan="2">m3/s</td><td colspan="2">m3/s</td><td colspan="2">m</td><td colspan="2">m</td><td colspan="3">m</td></tr>
<tr><td colspan="2">最深河床高</td><td colspan="2">川幅</td><td colspan="7" rowspan="2">※上下流を見通した堤防高に基づき算定</td></tr>
<tr><td colspan="2">m</td><td colspan="2">m</td></tr>
<tr><td>工作物の規模</td><td colspan="11">橋長　　m　　幅員　　m</td></tr>
</table>

第１３章　潜水橋　構造審査チェックリスト

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1.位置 （基準第三･基準第四） （基準第二十四･一①） （令第67条解説1①） （基準第二十四･一①解説） （令第67条解説２①）	(1)　位置決定の主な理由。 (2)　低水路に設置しないことを基本とする。 イ）死水域等に設け、計画高水流量の流下に支障のない橋か。 ロ）高水敷の堤外水路に設ける小規模な橋か。 ハ）高水敷の公園等の利用を目的とする小規模な橋か。		
2.構造等 （令第67条解説2②） （基準第二十四･一①解説） （基準第二十四の二①解説） （基準第二十四･1②） （規則第34条二） （基準第二十四解説一①） （基準第三･基準第四）	(1)　洪水の流下並びに堤防等に支障とならないこと。 イ）堤防及び低水路の河岸より十分離れているか。 又、高水敷及び堤防又は河岸の保護に十分留意されているか。 ロ）高水敷に設ける場合、橋面の高さは高水敷の高さ以下か。 ハ）手摺を設けていないか。設ける場合、取り外し可能や転倒可能な構造としているか。 (2)　洪水時等に流失しないよう設置されているか。 (3)　低水路に設ける橋で、可動式とする等の特別の措置を講じた橋か。 (4)　せき上げによる支障がないか。 (5)　護岸等は河川環境に配慮した護岸となっているか。		
3.施設管理 （基準第三解説）	(1)　管理の方法を明らかにしているか。		

第１４章　道路　構造審査チェックリスト

【　概　要　】

<table>
<tr><td>河川名</td><td colspan="5">水系　　川</td><td>施設名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>座標値（構造物の代表的な位置）</td><td colspan="5">緯度　△△.△△△△　経度　○○○.○○○○</td><td>申請者</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>着工予定年月日</td><td colspan="5">令和　　年　　月　　日</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>設置地点の概況</td><td colspan="10">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="10">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（計画）</td><td>計画高水流量</td><td colspan="2">整備計画目標流量</td><td colspan="2">計画高水位</td><td>余裕高</td><td colspan="4">計画堤防高</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td colspan="2">m3/s</td><td colspan="2">m</td><td>m</td><td colspan="4">m</td></tr>
<tr><td>計画堤防天端幅</td><td colspan="2">計画河床高</td><td colspan="2">川幅</td><td colspan="5" rowspan="2">河川整備基本方針、河川整備計画のものを記載</td></tr>
<tr><td>m</td><td colspan="2">m</td><td colspan="2">m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（現況）</td><td>現況流下能力（満杯）※</td><td colspan="2">50mm/h相当流量</td><td colspan="2">50mm/h相当水位</td><td>現況堤防高※</td><td colspan="4">現況堤防天端幅</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td colspan="2">m3/s</td><td colspan="2">m</td><td>m</td><td colspan="4">m</td></tr>
<tr><td>最深河床高</td><td colspan="2">川幅</td><td colspan="5" rowspan="2">※上下流を見通した堤防高に基づき算定</td></tr>
<tr><td>m</td><td colspan="2">m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">工作物の規模</td><td colspan="2">計画交通量</td><td colspan="2">道路区分</td><td colspan="2">幅員</td><td colspan="4">延長</td></tr>
<tr><td colspan="2">台</td><td colspan="2">種　　級</td><td colspan="2">m</td><td colspan="4">m</td></tr>
<tr><td colspan="2">舗装構成</td><td colspan="8" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
</table>

第１４章　道路　構造審査チェックリスト

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1.位置 （基準第二十五･一①） （基準第二十五･一①解説） （基準第二十五･一①解説）	(1)　表小段に設置していないか。 (2)　堤防に沿った高速道路等が河川区域の上空での縦断的設置をしていないか。 (3)　河川区域内の地下での縦断的設置をしていないか。		
2.管理用道路 （基準第二十六･一①） （基準第二十六･一①解説） （基準第二十六･一①解説）	(1)　河川管理用通路の機能が確保されているか。 (2)　堤防天端の場合は一方通行等の交通規制のおそれはないか。 (3)　交通量が6,000台以上の場合は、川側に幅3m以上の管理用通路が確保されているか。		
3.留意事項 （基準第三･二）	(1)　堤防を拡幅する場合、堤体内の浸透水の排除が円滑となるよう十分な排水処理を考慮しているか。 (2)　堤防を拡幅する場合、既設の漏水対策水路がある場合には付替えを行っているか。 (3)　素掘排水路を設けていないか。 (4)　路面排水は十分検討し、法崩れを生じないように排水工を施工しているか。		
4.構造全般 （基準第二十七･②解説） （基準第三･二） （令第22条） （令第25条解説1(2)②） （令第25条解説1(2)②） （国運用） （令第25条解説1(2)②） （令第25条解説1(2)②）	(1)　新規築堤区間は原則として余盛を考慮し、将来盛土が沈下しても路盤材、舗装が計画堤防外となるよう配慮しているか。 (2)　路盤の下端高は計画断面外となっているか。 (3)　計画堤防以上に道路を拡幅する場合、 イ）法勾配は計画堤防断面の法勾配より急勾配としていないか。 ロ）土留工を施工する場合は、法勾配1:0.5より緩やかで高さ１ｍ以下としているか。 ハ）土留工の構造は空石積、空コンクリートブロック積等にしているか。 (4)　小段を道路とする場合、 イ）小段上の法尻には堤脚保護工を設けているか。 ロ）横断勾配は片勾配としているか。 ハ）やむを得ず両勾配とする場合は排水溝等を設けているか。 ニ）土留工を施工する場合は、法勾配1:0.5より緩やかで高さ１ｍ以下としているか。 ホ）土留工の構造は空石積、空コンクリートブロック積等にしているか。		

【 審 査 事 項 】

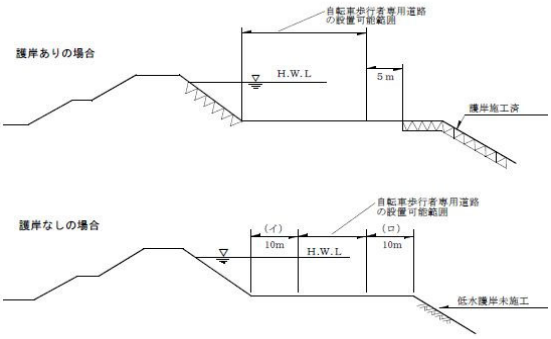
項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(国運用)	(5) 道路と本堤との間に窪地が生ずる場合、10%程度の片勾配で埋立て芝張りとしているか。		
5.道路付属物 (基準第二十七①) (基準第二十七②) (基準第二十七②解説)	(1) ガードレール、標識等の道路交通のために設置する道路付属物は必要最小限としているか。 (2) 道路付属物が計画堤防内に設けられていないか。 (3) 道路付属物の基礎を法肩ぎりぎりに設けていないか。 (4) 道路案内標識が堤防道路に設けられていないか。		
6.管理 (基準第二十六) (国運用)	(1) 水防時等における通行規制の措置が明確になっているか。 (2) 兼用協定の締結予定はあるか。		
7.その他 (基準第二十七③) (基準第二十七④) (基準第二十七･⑤) (令第66条)	(1) 橋の堤外地側にアンダークロス道路を設けていないか。 (2) 他の一般公衆の自由かつ安全な河川使用の妨げとならないように必要な対策(適当な間隔で横断歩道を設置する等)が講じられているか。 (3) 歩道等は、高齢者、障害者、車いす等の利用に配慮した構造となっているか。 (4) 建築限界を確保しているか。		

第１５章　自転車歩行者専用道路　構造審査チェックリスト

【　概　要　】

<table>
<tr><td>河川名</td><td colspan="3">水系　　川</td><td>施設名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>座標値（構造物の代表的な位置）</td><td colspan="3">緯度　△△.△△△△　経度　○○○.○○○○</td><td>申請者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>着工予定年月日</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>設置地点の概況</td><td colspan="6">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="6">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（計画）</td><td>計画高水流量</td><td>整備計画目標流量</td><td>計画高水位</td><td>余裕高</td><td colspan="2">計画堤防高</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td colspan="2">m</td></tr>
<tr><td>計画堤防天端幅</td><td>計画河床高</td><td>川幅</td><td colspan="3" rowspan="2">河川整備基本方針、河川整備計画のものを記載</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（現況）</td><td>現況流下能力（満杯）※</td><td>50mm/h相当流量</td><td>50mm/h相当水位</td><td>現況堤防高※</td><td colspan="2">現況堤防天端幅</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td colspan="2">m</td></tr>
<tr><td>最深河床高</td><td>川幅</td><td colspan="3" rowspan="2">※上下流を見通した堤防高に基づき算定</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>工作物の規模</td><td colspan="2">幅員　　m</td><td colspan="2">延長　　m</td><td>占用面積　　m2</td><td></td></tr>
</table>

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1.基本方針 補足説明 (基準第二十九･一①解説)	(1)　当該道路は、道路法第48条の13第2項に定める「自転車歩行者専用道路」であるか。 (2)　河川管理用車両の通行路に設置する場合は、河川管理用車両が制約なしに通行できる措置を講じているか。		
2.占用敷地の位置 補足説明 基準第二十八･一①補足説明S50.11.19建設省河治発第98号「河川区域内の土地に自転車歩行者専用道路を設置する場合の取扱について」	(1)　やむを得ず高水敷に設置する場合 イ）舗装する場合で、堤防法面に護岸が設置されていない場合、堤防法尻から１０m以上離しているか。 ロ）低水護岸が設置されている場合、低水路肩から５m以上離しているか。 ハ）低水護岸が設置されていない場合、低水路肩から１０m以上離れているか。 二）自転車駐車場の施設を堤防に設けていないか。 ホ）自転車駐車場の施設は、簡易なものであって河川管理上の支障を生じない構造となっているか。 ヘ）高水敷及び遊水池に設置する場合、兼用工作物とせず河川法上の許可工作物として取り扱っているか。 ト）許可工作物としての河川敷地の占用範囲は ①路面を舗装している場合は、路面巾に両側１mを加えた巾としているか。 ②舗装しない場合は、路面巾としているか。 		
3.構造 補足説明S50.11.19建設省河治発第98号「河川区域内の土地に自転車歩行者専用道路を設置する場合の取扱について」	(1)　表小段に設ける場合、柵類は設置するようになっていないか。 (2)　高水敷に設置する場合、洗掘防止対策を行っているか。また、舗装して設ける場合は、両側の洗掘防止を目的とする高水敷保護工を設けているか。 (3)　縦断方向の始終点には、適切な深さの保護工を設けているか。		

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(河治発第98号(S50))	(4)　坂路となる部分については第16章「坂路」によること。 (5)　自転車駐車の施設は軽易なものであって、河川管理上の支障を生じない構造となっているか。 (6)　潜水橋の設置にあたっては第13章「潜水橋」によること。 (7)　坂路の勾配は、「自転車道等の設計基準について」（昭和49年3月5日付け建設省都街発第13号、道企発第12号、都市局長、道路局長通達）に基づいているか。 (8)　坂路を川表側に設置する場合 イ）幅員は河積等を十分勘案して定められているか。 ロ）逆坂路となっていないか。		

第１６章　坂路　構造審査チェックリスト

【　概　要　】

<table>
<tr><td>河川名</td><td colspan="3">水系　　川</td><td>施設名</td><td></td></tr>
<tr><td>座標値（構造物の代表的な位置）</td><td colspan="3">緯度　△△.△△△△　経度　○○○.○○○○</td><td>申請者</td><td></td></tr>
<tr><td>着工予定年月日</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>設置地点の概況</td><td colspan="5">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（計画）</td><td>計画高水流量</td><td>整備計画目標流量</td><td>計画高水位</td><td>余裕高</td><td>計画堤防高</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>計画堤防天端幅</td><td>計画河床高</td><td>川幅</td><td colspan="2" rowspan="2">河川整備基本方針、河川整備計画のものを記載</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（現況）</td><td>現況流下能力（満杯）※</td><td>50mm/h相当流量</td><td>50mm/h相当水位</td><td>現況堤防高※</td><td>現況堤防天端幅</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>最深河床高</td><td>川幅</td><td colspan="3" rowspan="2">※上下流を見通した堤防高に基づき算定</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>工作物の規模</td><td colspan="5">堤内・堤外　　幅員　　m</td></tr>
</table>

第１６章　坂路　構造審査チェックリスト

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1.位置 (基準第三･基準第四) (基準第三十･一①) (基準第四･基準第五) (基準第三十一の二①解説)	(1) 位置決定の主な理由。 (2) 堤外坂路(川表側)は狭窄部、水衝部をさけているか。 (3) 統廃合の検討をしたか。 (4) 公園に設置する場合は、散策路や歩道(堤内地)からなるネットワークが形成されるよう配慮されているか。		
2.設置の基準 (基準第三十一･一①) (基準第三十一･一②)	(1) 坂路は計画堤防内に設置していないか。 (2) 川表側に逆坂路を設置していないか。 (3) 川表側に折り返し坂路を設置する場合、堤防天端付近の折り返し坂路は、順坂路となっているか。		
3.構造 (基準第三･四) (令第66条解説②ハ準用) (規則第32条) (基準第四･四) (基準第三十一･一③) (令第25条解説1(2)②) (令第27条･規則第15条解説1②) (基準第四･四)	(1) 河川環境に配慮した護岸となっているか。 (2) 堤内坂路 イ) 幅員は計画天端幅以内とし、勾配は６％以下となっているか。 ロ) 堤防定規断面外に拡幅し、腹付け方式となっているか。 ハ) 公園に接続する位置の場合は、利用者に配慮しているか。 (3) 法面と路面が接する部分には、堤脚保護工を設けているか。 (4) 占用する路面及び接続する完成堤防の天端路面の舗装は計画堤防外に設けているか。		
4.施設管理 (基準第三解説)	(1) 管理の方法は明らかにしているか。		

第１７章　階段　構造審査チェックリスト

【　概　要　】

<table>
<tr><td>河川名</td><td colspan="3">水系　　川</td><td>施設名</td><td></td></tr>
<tr><td>座標値（構造物の代表的な位置）</td><td colspan="3">緯度　△△.△△△△　経度　○○○.○○○○</td><td>申請者</td><td></td></tr>
<tr><td>着工予定年月日</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">設置地点の概況</td><td colspan="5">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td colspan="5">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（計画）</td><td>計画高水流量</td><td>整備計画目標流量</td><td>計画高水位</td><td>余裕高</td><td>計画堤防高</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>計画堤防天端幅</td><td>計画河床高</td><td>川幅</td><td colspan="2" rowspan="2">河川整備基本方針、河川整備計画のものを記載</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（現況）</td><td>現況流下能力（満杯）※</td><td>50mm/h相当流量</td><td>50mm/h相当水位</td><td>現況堤防高※</td><td>現況堤防天端幅</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>最深河床高</td><td>川幅</td><td colspan="3" rowspan="2">※上下流を見通した堤防高に基づき算定</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>工作物の規模</td><td colspan="5">幅　　m　法長　　m　　箇所</td></tr>
</table>

第１７章　階段　構造審査チェックリスト

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1.位置 (基準第三･基準第四) (基準第三十二の二①)	(1)　位置決定の主な理由。 (2)　公園に設置する場合は、散策路や歩道(堤内地)からなるネットワークが形成されるよう配慮されているか。		
2.構造等 (基準第三十二･一①) (基準第三十二･一①)	(1)　川表側は階段の上面を堤防法面に合せているか。 (2)　川裏側は階段を計画堤防の外に設置しているか。		
3.法面保護 (基準第三十二･ 一①②解説) (基準第三十二･ 一①②解説) (基準第三十一･③) (基準第三十二･ 一①②解説) (基準第三十二･一③解説)	(1)　川表に設置する場合は上下流それぞれ２ｍ以上の幅でブロック張等で施行されているか。 (2)　川裏に設置する場合は上下流それぞれ１ｍ以上の幅でブロック張等で施工されているか。（実際には２ｍとしている事例が多い） (3)　公園に設置する場合は、利用者に配慮しているか。 ・ 自転車の昇降が考えられる場合は、自転車運搬が可能な構造とすることができる ・ 河川の安全な利用を図るため、高さ1m以下のパイプ形式の手すりを設置することができる。		
『参考』 (国運用)	樋門 (1)　川表，川裏の階段は一直線になっているか。 (2)　多連の大規模樋門の場合は上下流に設けているか。		

第１８章　安全施設　構造審査チェックリスト

【　概　要　】

<table>
<tr><td>河川名</td><td colspan="3">水系　　川</td><td>施設名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>座標値（構造物の代表的な位置）</td><td colspan="3">緯度　△△.△△△△　経度　○○○.○○○○</td><td>申請者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>着工予定年月日</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>設置地点の概況</td><td colspan="6">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="6">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（計画）</td><td>計画高水流量</td><td>整備計画目標流量</td><td>計画高水位</td><td>余裕高</td><td colspan="2">計画堤防高</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td colspan="2">m</td></tr>
<tr><td>計画堤防天端幅</td><td>計画河床高</td><td>川幅</td><td colspan="3" rowspan="2">河川整備基本方針、河川整備計画のものを記載</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（現況）</td><td>現況流下能力（満杯）※</td><td>50mm/h相当流量</td><td>50mm/h相当水位</td><td>現況堤防高※</td><td colspan="2">現況堤防天端幅</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td colspan="2">m</td></tr>
<tr><td>最深河床高</td><td>川幅</td><td colspan="4" rowspan="2">※上下流を見通した堤防高に基づき算定</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工作物の規模</td><td colspan="2">安全施設の長さ</td><td colspan="2">安全施設の高さ</td><td>安全施設の構造</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">m</td><td colspan="2">m</td><td>固定式、可倒式、可搬式</td><td></td></tr>
</table>

第１８章　安全施設　構造審査チェックリスト

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1.位置 （基準第三･基準第四） （基準第三十三①） （基準第三十三①解説） 設置の原則 （基準第三十三①解説） （基準第三十三①解説） （基準第三十三①解説） （基準第三・四）	(1)　位置決定の主な理由。 (2)　堤体及び堤外地における設置は、安全上必要と認められるか。 (3)　地域ニーズはあるか。 (4)　河川利用の状況は把握されているか。 (5)　危険ラインの表示は イ）水衝部等の河状の不安定な場所に位置していないか。 ロ）必要最小限の範囲となっているか。 ハ）周辺環境に配慮されたものとなっているか。		
2.構造等 （基準第三十二･一③） （防護柵の設置基準基・同解説］ （基準第三･四）	(1)　流下断面に設置する柵等は高さ１m以下（転落防止の目的である柵等の高さは1.1m以下）となっているか。 (2)　河川環境に配慮したものとなっているか。		
3.延長等 （基準第三十三①）	(1)　防護柵などの延長は必要最小限となっているか。		
4.施設管理 （基準第三解説）	(1)　管理の方法は明らかにしているか。		
5.その他 （基準第三十三①解説）	(1)　標識や表示板は河川利用者に注意喚起を促す措置等適切な情報を的確に提供するものとなっているか。		

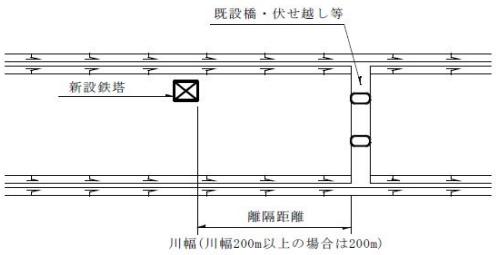
第１９章　架空線類　構造審査チェックリスト

【　概　要　】

<table>
<tr><td>河川名</td><td colspan="3">水系　　川</td><td>施設名</td><td></td></tr>
<tr><td>座標値（構造物の代表的な位置）</td><td colspan="3">緯度　△△.△△△△　経度　○○○.○○○○</td><td>申請者</td><td></td></tr>
<tr><td>着工予定年月日</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>設置地点の概況</td><td colspan="5">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（計画）</td><td>計画高水流量</td><td>整備計画目標流量</td><td>計画高水位</td><td>余裕高</td><td>計画堤防高</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>計画堤防天端幅</td><td>計画河床高</td><td>川幅</td><td colspan="2" rowspan="2">河川整備基本方針、河川整備計画のものを記載</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（現況）</td><td>現況流下能力（満杯）※</td><td>50mm/h相当流量</td><td>50mm/h相当水位</td><td>現況堤防高※</td><td>現況堤防天端幅</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>最深河床高</td><td>川幅</td><td colspan="3" rowspan="2">※上下流を見通した堤防高に基づき算定</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工作物の規模</td><td colspan="2">架空線の種類</td><td>電圧　kv</td><td colspan="2">鉄塔基礎等の形状</td></tr>
<tr><td>鉄塔の高さ</td><td>m</td><td>支間長距離　m</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

第１９章　架空線類　構造審査チェックリスト

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1.位置 (基準第三･基準第四) (基準第三十四･一①) (基準第三十四･一②) (基準第三十四･二②) (基準第三十五･二②) (国運用) (基準第三十五･一①) (基準第三十四解説) (基準第三十四解説) (基準第三十四解説)	(1)　位置決定の主な理由。 (2)　鉄塔等の位置関係。 イ）狭窄部、水衝部、支派川の分合流部付近は避けているか。 ロ）河床の変動が大きい箇所は避けているか。 ハ）近接した他の工作物はあるか。ある場合は、それに対する検討をしたか。  注）川幅はH.W.Lラインで両岸を結んだ距離 ニ）河川の縦断方向に設置していないか。 ホ）河川の流心部を避けているか。 ヘ）河川管理施設等工作物への影響を回避しているか。 ト）堤外地に設置する鉄塔等の支間長が600m以上であるか。		
2.構造等 (基準第三十五･二③) (基準第三十五･二①) (基準第三十五･二①解説) (基準第三､四) (基準第三十五解説)	(1)　堤脚(堤内地)に近接して設置する場合は、２Ｈルールを満足しているか。 (2)　堤外地に設置するときは、河床の洗掘防止を検討したか。 (3)　鉄塔等堤外側の基部は、洪水の流下を妨げず流下物が捕捉されにくい構造形式か。 (4)　河川環境に配慮したものとなっているか。 (5)　堤外地の鉄塔において、基部の方向、形状等は高水時の流水に対して悪影響を極力少なくしているか。		
3.高さ (基準第三十五･一②) (基準第三十五･一③) (基準第三十五･一③解説)	(1)　架空線の高さ関係 イ）河川の計画高水位に対し、十分余裕を見込んだ高さ以上か。 ロ）計画堤防天端から十分余裕見込んだ高さ以上か。 ハ）船舶の航行が行われている河川では航行に支障とならない高さ以上としているか。		
4.その他 (基準第三十五･一③解説) (基準第四､四)	(1)　架空線に対する注意を促す看板等が設置されているか。 (2)　支柱位置は橋脚の規定に基づいているか。 (3)　堤防上に支持工作物がないか。		

第２０章　河底横過トンネル　構造審査チェックリスト

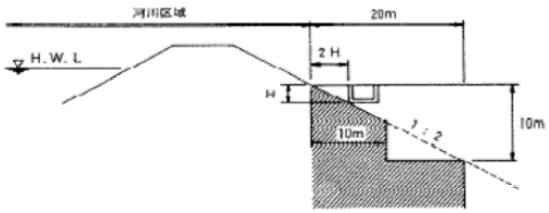
【　概　要　】

<table>
<tr><td>河川名</td><td colspan="3">水系　　川</td><td>施設名</td><td></td></tr>
<tr><td>座標値（構造物の代表的な位置）</td><td colspan="3">緯度　△△.△△△△　経度　〇〇〇.〇〇〇〇</td><td>申請者</td><td></td></tr>
<tr><td>着工予定年月日</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>設置地点の概況</td><td colspan="5">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（計画）</td><td>計画高水流量</td><td>整備計画目標流量</td><td>計画高水位</td><td>余裕高</td><td>計画堤防高</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>計画堤防天端幅</td><td>計画河床高</td><td>川幅</td><td colspan="2" rowspan="2">河川整備基本方針、河川整備計画のものを記載</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の諸元（現況）</td><td>現況流下能力（満杯）※</td><td>50mm/h相当流量</td><td>50mm/h相当水位</td><td>現況堤防高※</td><td>現況堤防天端幅</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>最深河床高</td><td>川幅</td><td colspan="3" rowspan="2">※上下流を見通した堤防高に基づき算定</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工作物の規模</td><td colspan="3">工法</td><td>延長（河川区域内）</td><td>外径</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>m</td><td>m</td></tr>
</table>

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1.位置			
(基準第三･基準第四)	(1) 位置決定の主な理由		
(基準第三･二)	(2) 近接工作物はあるか。ある場合は、それに対する検討をしたか。		
(基準第四･一)	(3) 河川整備基本方針等と整合が図られているか。（平面図，横断図，縦断図を添付）		
(基準第四･二,三)	(4) 狭窄部，分合流点，湾曲部，水衝部，河床勾配変化点及び地盤が良好でない箇所等を避けているか。		
(基準第三･一)	(5) 橋梁形式によることが不適当または困難で、河底を横過することがやむを得ないと認められるか。		
2.方向			
(基準第三十六･一①)	(1) 平面形状は直線となっているか。		
(基準第三十六･一①)	(2) 洪水時の流水の方向に対し直角となっているか。		
3.断面			
	(1) 断面の決定根拠は明らかか。		
4.設置深さ			
(基準第三十六･一②解説)	(1) 河川整備基本方針の計画断面又は、最深河床高のいずれか深い方から1.5D(D：外径）に局所洗掘深（２ｍ以上）を加えた以上の深さとなっているか。		
(基準第三十六･一②)	(2) 局所洗掘の検討を行ったか。		
	(3) 河川管理施設等の根入れ深さ考慮した深さ以上となっているか。		
（令参考（深さ）解説） (基準第三十六･一②解説)	(4) やむを得ず浅い位置となる場合は、地盤改良、入念な施工管理が行われるか。また、定期的な計測管理方法を策定しているか。		
5.構造等			
(基準第三十六･一③)	(1) 両岸の堤内地側に制水ゲート等を設置しているか。		
(基準第三十七･一①解説)	(2) 圧力管の場合は二重鞘管構造等の対策をしているか。		
(基準第三十六･一①解説)	(3) セグメント等は十分な強度と止水性を有しているか。		
(基準第三十六･一②解説)	(4) トンネル外周地盤等から堤内及び堤防側への漏水防止対策を講じているか。（グラウトによる地盤との空隙の充填、堤防横断部に袋付きセグメントを使用する等により必要な対策を講じているか。）		
	(5) 立坑はあるか。		
(基準第三十六･一①解説)	(6) 立坑とトンネルの接合部は耐震設計されており、必要な対策がされているか。		
2Hルール （国運用）	(7) 立杭は、２Ｈルールの遵守かつ堤防から５ｍ以上離れているか。		

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(基準第三十六･一②解説) (基準第三十六･一③)	 (8)　施工中および完成後の浮き上がり等の地盤変状による河道及び地表面への影響について検討しているか。 (9)　万一破損したときの対応として、両岸の堤内地側にゲート又はバルブが設けられているか。		
6.仮設工 （令第55条2）	(1)　発進立杭等の上端高さはH.W.L以上となっているか。 (2)　発進立杭がH.W.L以上で完成し、堤体直下の掘削時の時期は非出水期施工になっているか。		
7.操作管理 (基準第三解説)	(1)　操作・管理の方法は明らかにしているか。		
8.維持管理・観測等 (基準第三十六･一②解説)	(1)　伏流水の遮断、河川水の水抜け等により河川の低水流況又は、水質に影響を及ぼす恐れのある場合は、必要な措置をしているか。		

第２１章　掘込河道における小規模排水管（断面積0.5m2未満）　構造審査チェックリスト

【　概　要　】

<table>
<tr><td>河川名</td><td colspan="3">水系　　川</td><td>施設名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>座標値（構造物の代表的な位置）</td><td colspan="3">緯度　△△.△△△△　経度　〇〇〇.〇〇〇〇</td><td>申請者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>着工予定年月日</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">設置地点の概況</td><td colspan="6">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td colspan="6">左岸（完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・堀込み河道、山間狭窄部）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">本川の諸元（計画）</td><td>計画高水流量</td><td>整備計画目標流量</td><td>計画高水位</td><td>余裕高</td><td colspan="2">計画堤防高</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td colspan="2">m</td></tr>
<tr><td>計画堤防天端幅</td><td>計画河床高</td><td>川幅</td><td colspan="3" rowspan="2">河川整備基本方針、河川整備計画のものを記載</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">本川の諸元（現況）</td><td>現況流下能力（満杯）※</td><td>50mm/h相当流量</td><td>50mm/h相当水位</td><td>現況堤防高※</td><td colspan="2">現況堤防天端幅</td></tr>
<tr><td>m3/s</td><td>m3/s</td><td>m</td><td>m</td><td colspan="2">m</td></tr>
<tr><td>最深河床高</td><td>川幅</td><td colspan="3" rowspan="2">※上下流を見通した堤防高に基づき算定</td></tr>
<tr><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>工作物の規模</td><td>排水流量</td><td colspan="2">m3/s</td><td>管径</td><td>m3/s</td><td>管長</td><td>m</td></tr>
</table>

※　この審査表は堤内地盤高が計画高水位より高い堀込河道において、逆流防止施設（フラップゲート等）を有さない取水管及び排水管を設置する場合のものである。

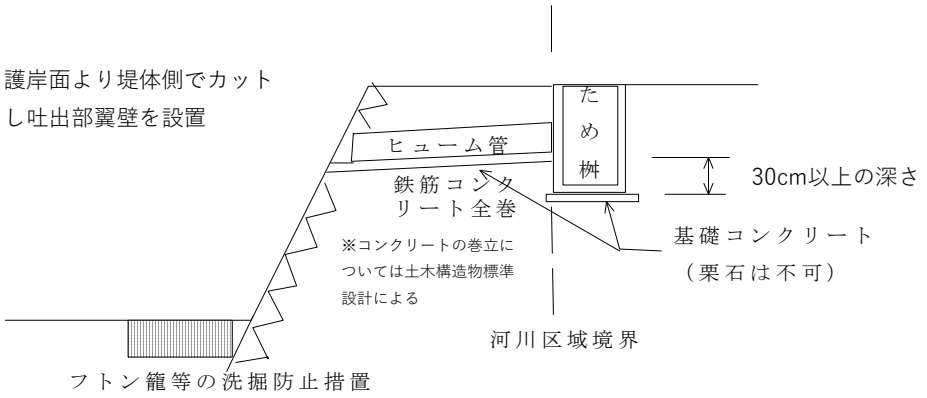
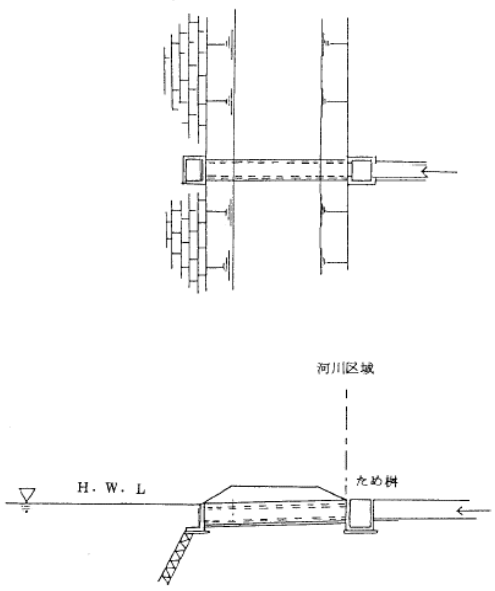
築堤河道に設置するものや掘込河道であってもゲートが必要となる場合は「樋門」であり、堤防の機能を有するものとなることから、河川管理施設等構造令の規定に準拠させることとし、審査チェックリスト【樋門】により整理すること。

現況に即して構造令の運用を図る場合における「樋門」、「取水管・排水管」の区分けは、P2-71の高水位設定のフローにより行うこととし、必要に応じて河川課に相談すること。

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1.位置 （基準第三･基準第四）	(1)　位置決定の主な理由。		
2.方向	(1)　堤防法線に直角か。		
3.構造 （山口県運用）	(1)　鉄筋コンクリート全巻き構造となっているか。 ・ プレキャストコンクリート管（遠心力鉄筋コンクリート管を除く）、鋼管（防錆処理）、ダクタイル鋳鉄管（防錆処理）も使用できる。 ・ コンクリート巻立を行う場合は、土木構造物標準設計による。(重圧管は不可) (2)　管径はΦ300 以上となっているか。 (3)　樋門は土砂等の排除に支障の無い構造となっているか。 維持管理に支障の無い管長は以下のとおりとする。 ・ Φ３００は６．０m(4 本)が限度 ・ φ４００以下は７．２m(３本)が限度 ・ φ５００以下は９．６m(４本)が限度 (5)　排水管の基礎はコンクリートとなっているか。 (6)　排水管は河道断面外となっているか。（護岸面より堤体側でカットし、吐出部翼壁を設置する）		
4.溜め桝 （山口県運用）	(1)　河川区域外の河川区域界に接する位置に溜め桝を設置しているか。 (2)　底面は排水管の下端から、0.3m以上の深さとしているか。 (3)　基礎はコンクリートとなっているか。(栗石は不可) (4)　汚濁が直接河川に流れ出さないため、桝の清掃等適切な管理をさせることとなっているか。		
5.洗掘防止措置等	(1)　排水口部分の河床洗掘防止のためフトン籠等を設置しているか。 (2)　フトン籠は計画河床面以下に設置しているか。 (3)　排水管設置に伴い必要となる取付護岸(規則２５条)の適用はないが、この規定未満の必要な長さに護岸を設置しているか。（延長 両端から10m、高さ HWL）		

【 審 査 事 項 】

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
排水管設置における留意点			
管材質と構造に関する運用例	<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2">自然流下管</td><td colspan="2">圧力管</td></tr><tr><td>構造</td><td>材質</td><td>構造</td><td>材質</td></tr><tr><td>小規模排水管</td><td>堀込河道部</td><td>ＲＣ構造 または これに準ずる構造</td><td>ＲＣ構造 耐震型塩ビ管 塩ビ管＋ＲＣ巻立 ヒューム管＋ＲＣ巻立</td><td>-</td><td>-</td></tr></table>		
堀込河道区間のため桝の位置			

資　料　1

関係法令・通達（建設省関係）

（河川法関係）

（１）河川法（抜粋）
（昭和３９年７月１０日法律第１６７号、最終改正　令和３年５月１０日法律第３１号）　資料 - 5
（２）河川法施行令（抜粋）
（昭和４０年２月１１日政令第１４号、最終改正　令和４年３月３１日政令第１６７号）　資料 - 16
（３）河川法施行規則（抜粋）
（昭和４０年３月１３日建設省令第７号、最終改正　令和４年３月３１日　国土交通省令第３９号）　資料 - 20

（河川管理施設等構造令関係）

（４）河川管理施設等構造令（抜粋）
（昭和５１年７月２０日政令第１９９号、最終改正　平成２５年７月５日　政令第２１４号）　資料 - 27
（５）河川管理施設等構造令施行規則（抜粋）
（昭和５１年１０月１日建設省令第１３号、最終改正　平成２５年７月５日　建設省令第５９号）　資料 - 39

（通達・河川法関係）

（６）河川法の施行について
（昭和４０年３月２９日建発河第５８号建設事務次官通達）　資料 - 45
（７）河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について
（昭和４５年１０月７日　建設省河政発第１０５号河川局水政課長通達
最終改正　平成１０年１月２３日　建設省河政発第５号、河計発第３号、河環発第４号、
河活発第２号、河開発第５号）　資料 - 46
（８）河川法施行令の一部を改正する政令の施行について
（平成６年７月８日　建設省河政発第４４号建設省河川局長通達
最終改正　平成１０年１月２３日　建設省河政発第４号）　資料 - 48
（９）河川法施行令の一部を改正する政令の運用について
（平成６年７月８日　建設省河政発第４５号、河治発第５７号　河川局水政課長、治水課長通達）　資料 - 50
（10）河川法の一部を改正する法律の施行について
（平成１０年１月２３日　建設省河政発第２号　建設事務次官）　資料 - 51
（11）河川法の一部を改正する法律等の施行について
（平成１０年１月２３日　建設省河政発第４号　建設省河川局長）　資料 - 52
（12）河川法の一部を改正する法律等の運用について
（平成１０年１月２３日建設省河政発第５号、河計発第３号、河環発第４号、河治発第２号、
開発発第５号　河川局水政課長、河川計画課長、河川環境課長、治水課長、開発課長通達）　資料 - 55
（13）河川環境管理基本計画の策定について
（昭和５８年６月２８日　建設省河計発第５２号　建設省河川局長通達）　資料 - 60

（通達・構造令関係）

（14）河川管理施設等構造令及び同令施行規則の施行について
（昭和５１年１１月２３日　建設省河政発第７０号　建設省河川局長通達
最終改正　平成１０年１月２３日　建設省河政発第８号）　資料 - 61

(15) 河川管理施設等構造令及び同令施行規則の運用について
（昭和５２年２月１日　建設省河政発第５号、河治発第６号　建設省河川局水政課長、治水課長通達
最終改正 平成１１年１０月１５日 建設省河政発第７４号、河計発第８３号、河治発第３９号）　資料 - 64
(16) 河川管理施設等構造令施行規則の一部改正について
（平成３年７月１８日　建設省河政発第５４号、建設省河治発第４３号　建設省河川局水政課長、
治水課長通達　最終改正　平成１１年１０月１５日　建設省河政発第７４号、河計発第８３号、
河治発第３９号）　資料 - 72
(17) 河川管理施設等構造令及び同令施行規則の施行について
（平成１０年１月２３日　建設省河政発第８号　建設省河川局長通達）　資料 - 73
(18) 河川管理施設等構造令及び同令施行規則の運用について
（平成１０年１月２３日　建設省河政発第９号、河計発第６号、河治発第４号、河開発第７号
河川局水政課長、河川計画課長、治水課長、開発課長通達）　資料 - 75
(19) 河川管理施設等構造令及び同令施行規則の運用について
（平成１１年１０月１５日　建設省河政発第７４号、河計発第８３号、河治発第３９号
河川局水政課長、河川計画課長、治水課長）　資料 - 76
(20) 橋梁の構造となる隅切り、右折レーン及び歩道等の取り扱いについて
（議事録）
（平成９年３月２８日　道路局企画課道路事業調整官　河川局治水課流域治水調整官）　資料 - 78

（通達・行政手続法関係）

(21) 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について
（平成６年９月３０日　建設省河政発第５２号　建設省河川局長通達
最終改正　平成２５年１２月１１日　国水政発第７２号）　資料 - 79
(22) 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について
（平成６年９月３０日　建設省河政発第５３号、河治発第７３号、開発第１１８号、河砂発第５０号
河川局水政課長、治水課長、開発課長、砂防課長通達）　資料 - 85

（通達・占用関係）

(23) 河川敷地の占用許可について
（平成１１年８月５日　建設省河政発第６７号　建設事務次官通達
最終改正　平成２８年５月３０日　国水政第３３号）　資料 - 91
(24) 河川敷地の占用許可について
（平成１１年８月５日　建設省河政発第６８号　建設省河川局長通達）　資料 -101
(25) 河川敷地占用許可準則の一部改正について
（平成１７年３月２８日　国河政第１４０号　国土交通省河川課長通達）　資料 -109
(26) 河川敷地占用許可準則の一部改正について
（平成２３年３月８日　国河政第１３７号　国土交通省河川局長通達）　資料 -113
(27) 河川敷地占用許可準則の一部改正について
（平成２８年５月３０日　国河政第３４号　国土交通省水管理・国土保全局長通達）　資料 -117
(28) 公園、緑地、運動場等を目的とする河川敷地の占用の許可に際し治水上
配慮すべき事項について
（昭和６３年４月２６日　事務連絡　建設省河川局治水課流域治水調整官）　資料 -119

（通達・工作物設置許可関係）

(29) 工作物設置許可基準について
（平成６年９月２２日建設省河治発第７２号建設省河川局治水課長通達
最終改正　平成１４年７月１２日　国河治第７１号）　資料 -120

(30) 堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について
（平成６年５月３１日　建設省河治発第４０号　建設省河川局治水課長通達）　資料 -131

(31) 工作物を堤防に近接して設置する場合の検討手法について
（平成６年６月１３日　事務連絡　建設省河川局治水課）　資料 -133

(32) 河川区域内における樹木の伐採・植樹基準について
（平成１０年６月１９日　建設省河治発第４４号　建設省河川局治水課長）　資料 -136

(33) 農業用工作物の河川環境に関するガイドライン（案）について
（平成１０年１月２３日　建設省河計発第７号　河川局河川計画課長通達）　資料 -146

(34) 堤防と道路との兼用工作物管理協定（準則）について
（昭和４７年６月１９日　建設省河政発第５７号・道政発第４９号
建設省河川局長・道路局長通達）　資料 -149

(35) 堤防と道路との兼用工作物管理協定の公示について
（昭和４９年４月１５日　建設省河政発第４０号　建設省河川局水政課長通達
最終改正　昭和５８年５月１１日　建設省河政発第４８号）　資料 -154

(36) 堤外地の橋梁下にアンダークロス道路を設置することについて
（昭和５７年４月２３日　事務連絡　建設省河川局治水課建設専門官）　資料 -155

(37) 河川区域内の土地に自転車歩行者専用道路を設置する場合の取扱いについて
（昭和５０年１１月１９日　建設省河治発第９８号　建設省河川局治水課長通達）　資料 -156

(38) 橋梁部における河川管理用通路の取り扱いについて
（平成８年１２月１２日　事務連絡　建設省河川局治水課流域治水調整官）　資料 -158

(39) 兼用道路、橋等の取り扱いについて
（平成９年３月２８日　事務連絡　建設省河川局治水課流域治水調整官）　資料 -159

(40) 河川法の一部改正に伴う今後の許可工作物の維持、修繕に関する通知について
（平成２６年１月２９日　事務連絡　国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課 河川保全企画室 企画専門官）　資料 -162

(41) 許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドラインについて
（平成２６年３月３１日　事務連絡　国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課 河川保全企画室 企画専門官）　資料 -168

（通達・設計基準関係）

(42) 切りばり式締切工における火打ちブロックの使用について
（平成６年６月２日　事務連絡　建設省河川局治水課流域治水調整官、都市河川室建設専門官、
開発課開発調整官、防災課建設専門官通達）　資料 -184

(43) 仮締切堤設置基準（案）の一部改定について
（令和６年３月 29 日　国水治第 263 号　水管理・国土保全局治水課長通達）　資料 -185

(44)「鉄道・道路等が河川を渡河するために設置する函渠（樋門・樋管を除く。）
の構造上の基準」について
（平成１４年１月３０日　国河治第２１７号　河川局治水課長）　資料 -188

(45)「鉄道・道路等が河川を渡河するために設置する函渠（樋門・樋管を除く。）
の構造上の基準」について
（平成１４年１月３０日　事務連絡　河川局治水課河川整備調整官）　資料 -190

（１）河川法（抜粋）

（昭和３９年７月１０日　法律第１６７号
最終改正　令和３年５月１０日　法律第３１号）

第１章　総　則

（目的）

第１条　この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

（河川管理の原則等）

第２条　河川は、公共用物であって、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行われなければならない。

２　河川の流水は、私権の目的となることができない。

（河川および河川管理施設）

第３条　この法律において、「河川」とは、一級河川および二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。

２　この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯（堤防又はダム貯水池に沿って設置された国土交通省令で定める帯状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するものをいう。）その他河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理するものの同意を得たものに限る。

（一級河川）

第４条　この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ）で国土交通大臣が指定したものをいう。

２　（略）
３　（略）
４　（略）
５　（略）
６　（略）

（二級河川）

第５条　この法律において「二級河川」とは、前条第１項の政令で指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。

２　（略）
３　（略）
４　（略）
５　（略）
６　（略）
７　（略）

（河川区域）

第６条　この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

一　河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。）の区域

二　河川管理施設の敷地である土地の区域

三　堤外の土地（政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水池を含む。第３項において同じ。）の区域のうち、第１号に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域

２　（略）
３　（略）
４　（略）
５　（略）
６　（略）

（河川管理者）

第７条　この法律において「河川管理者」とは、第９条第１項又は第１０条第１項若しくは第２項の規定により河川を管理する者をいう。

（河川工事）

第８条　この法律において「河川工事」とは、河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減するために河川について行なう工事をいう。

第２章　河川の管理

第１節　通　則

（一級河川の管理）

第９条　一級河川の管理は、国土交通大臣が行う。

２　国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道県知事が行うこととすることができる。

３　（略）
４　（略）
５　（略）
６　（略）
７　（略）

（二級河川の管理）

第１０条　二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

（境界に係る二級河川の管理特例）　**第１１条**　（略）
（河川の台帳）　**第１２条**　（略）

（河川管理施設等の構造の基準）

第１３条　河川管理施設又は第２６条第１項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）は、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重を考慮した安全な構造のものでなければならない。

２　河川管理施設又は許可工作物のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準は、政令で定める。

（河川管理施設の操作規則）　**第１４条**　（略）
（他の河川管理者に対する協議）　**第１５条**　（略）
（河川管理施設等の維持又は修繕）　**第１５条の２**　（略）

第２節　河川工事等

（河川整備基本方針）

第１６条　河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において、「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

２　河川整備基本方針は、水害発生の状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土形成計画及び環境基本計画との整合を図って、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系にかかる河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。

３　（略）

４　（略）

５　（略）

６　（略）

（河川整備計画）

第１６条の２　河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

２　河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあっては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるように特に配慮しなければならない。

３　（略）

４　（略）

５　（略）

６　（略）

７　（略）

（市町村長等の施行する工事等）　**第１６条の３**　（略）

（国土交通大臣の施行する工事等）　**第１６条の４**　（略）

（災害が発生した場合における国土交通大臣の実施する維持）　**第１６条の５**　（略）

（兼用工作物の工事等の協議）　**第１７条**　（略）

（工事原因者の工事の施行等）

第１８条　河川管理者は、河川工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は河川を損傷し若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）によって必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は他の行為の行為者に行わせることができる。

（附帯工事の施工）　**第１９条**　（略）

（河川管理者以外の者の施行する工事等）

第２０条　河川管理者以外の者は、第１１条、第１６条の３第１項、第１６条の４第１項、第１６条の５第１項、第１７条第１項および第１８条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。

（工事の施行に伴う損失の補償）　**第２１条**　（略）

（洪水時等における緊急措置）　**第２２条**　（略）

（水防管理団体が行う水防への協力）　**第２２条の２**　（略）

（高規格堤防の他人の土地における原状回復措置等）　**第２２条の３**　（略）

第３節　河川の使用及び河川に関する規制

第１款　通　則

（流水の占用の許可）

第２３条　河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、次条に規定する発電のために河川の流水を占用しようとする場合は、この限りでない。

（流水の占用の登録）　**第２３条の２**　（略）
（登録の実施）　**第２３条の３**　（略）
（登録の拒否）　**第２３条の４**　（略）

（土地の占用の許可）

第２４条　河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（土石等の採取の許可）

第２５条　河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

（工作物の新築等の許可）

第２６条　河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

２　（略）

３　（略）

４　第１項前段の記定は、樹林帯区域内の土地における工作物の新築、改築及び除却については、適用しない。ただし、当該工作物の新築又は改築が、隣接する河川管理施設（樹林帯を除く）を保全するために特に必要であるとして河川管理者が指定した樹林帯区域（次項及び次条第３項において「特定樹林帯区域」という。）内の土地においてされるものであるときは、この限りではない。

５　河川管理者は、特定樹林帯区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（土地の掘削等の許可）

第２７条　河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第１項の許可にかかる行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

２　（略）

３　樹林帯区域内の土地においては、第１項の規定にかかわらず、次の各号（特定樹林帯区域内の土地にあっては、第２号および第３号）に掲げる行為については、同項の許可を要しない。

一　工作物の新築若しくは改築のためにする土地の掘削又は工作物の除却のためにする土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの

二　竹木の栽植

三　通常の管理行為で政令で定めるもの

４　河川管理者は、河川区域内の土地における土地の掘削、盛土又は切土により河川管理施設又

は許可工作物が損傷し、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合においては、当該河川管理施設又は許可工作物の存する敷地を含む一定の河川区域内の土地については、第１項の許可をし、又は第５８条の１３、第９５条若しくは第９９条第２項の規定による協議に応じてはならない。

５　河川管理者は、前項の区域については、国土交通省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。

６　（略）

（竹木の流送等の禁止、制限又は許可）

第２８条　河川における竹木の流送又は船若しくはいかだの通航については、一級河川にあっては政令で、二級河川にあっては都道府県の条例で、河川管理上必要な範囲において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可）

第２９条　第２３条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

２　２級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

（許可工作物の使用制限）

第３０条　第２６条第１項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。

２　前項の規定にかかわらず、特別の事情がある時は、同項に規定する者は、当該工作物の工事の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することができる。

（原状回復命令等）

第３１条　第２６条第１項の許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

２　河川管理者は、前項の届出があった場合において、河川管理上必要があると認めるときには、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置を取ることを命ずることができる。

（流水占用料の徴収等）

第３２条　都道府県知事は、当該都道府県の区域に存する河川について第２３条、第２４条若しくは第２５条の許可又は第２３条の２の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができる。

２　流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。

３　流水占用料等は、当該都道府県の収入とする。

４　国土交通大臣又は指定都市の長は、第２３条から第２４条若しくは第２５条の許可又は第２３条の２の登録をしたときは、速やかに、当該許可又は登録に係る事項を当該許可又は登録に係る河川の存する都道府県を統活する都道府県知事に通知しなければならない。当該許可又は登録について第７５条の規定による処分をしたときも、同様とする。

（許可に基づく地位の承継）

第３３条　相続人、合併又は分割により設立される法人その他の第２３条若しくは第２４条から第２７条までの許可又は第２３条の２の登録を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあっては、第２３条、第２４条若しくは第２５条までの許可若しくは第２３条の２の登録に基づく権利を継承し、又は第２６条第１項若しくは第２７条第１項の許可に係る工作物、土地若しくは竹木若しくは当該許可に係る工作物の新築等若しくは竹木の栽植等をすべき土地（以下この条において「許可に係る工作物等」という。）を承継する法人に限る。）は、被承継人が有していたこれらの規定による許可又は登録に基づく地位を承継する。

２　第２６条第１項又は第２７条第１項の許可を受けた者からその許可に係る工作物等を譲り受けたものは、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。当該許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る工作物等を使用する権利を取得した者についても、当該工作物等の使用に関しては、同様とする。
３　前２項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から３０日以内に、河川管理者にその旨を届け出なければならない。

（権利の譲渡）
第３４条　第２３条、第２４条若しくは第２５条の許可又は第２３条の２の登録に基づく権利は、河川管理者の承認を得なければ、譲渡することができない。
２　前項に規定する許可又は登録に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可又は登録に基づく地位を承継する。
３　第２３条の３及び第２３条の４の規定は、第１項に規定する登録に係る同項の承認について準用する。

（関係行政機関の長との協議）　**第３５条**　（略）
（関係地方公共団体の長の意見の聴取）　**第３６条**　（略）
（河川管理者の工作物に関する工事の施行）　**第３７条**　（略）
（土地の占用等に関する水防管理団体等の特例）　**第３７条の２**　（略）

第２款　水利調整

（水利使用の申請があった場合の通知）　**第３８条**　（略）
（関係河川使用者の意見の申出）　**第３９条**　（略）
（申出をした関係河川使用者がある場合の水利使用の許可の要件）　**第４０条**　（略）
（水利使用の許可にかかる損失の補償）　**第４１条**　（略）
（損失の補償の協議等）　**第４２条**　（略）
（流水の貯留又は取水の制限）　**第４３条**　（略）

第３款　ダムに関する特則

（河川の従前の機能の維持）　**第４４条**　（略）
（水位、流量等の観測）　**第４５条**　（略）
（ダムの操作状況の通報等）　**第４６条**　（略）
（ダムの操作規程）　**第４７条**　（略）
（危害防止のための措置）　**第４８条**　（略）
（記録の作成等）　**第４９条**　（略）
（管理主任技術者の設置）　**第５０条**　（略）
（兼用工作物であるダムの特例）　**第５１条**　（略）
（ダム洪水調節機能協議会）　**第５１条の２**　（略）
（都道府県ダム洪水調節機能協議会）　**第５１条の３**　（略）

第４款　緊急時の措置

（洪水調節のための指示）　**第５２条**　（略）
（渇水時における水利使用の調整）　**第５３条**　（略）
（渇水時における水利使用の特例）　**第５３条の２**　（略）

第４節　河川保全区域

（河川保全区域）

第５４条　河川管理者は、河岸又は河川管理施設（樹林帯を除く。第３項において同じ。）を保全するため必要があると認めときは、河川区域（第５８条の２第１項の規定により指定したものを除く。第３項において同じ。）に隣接する一定の区域を河川保全区域として指定することができる。

２　（略）

３　河川保全区域の指定は、当該河岸又は河川管理施設を保全するため必要な最小限度の区域に限ってするものとし、かつ、河川区域（樹林帯区域を除く。）の境界から５０ｍをこえてしてはならない。ただし、地形、地質等の状況により必要やむを得ないと認められる場合においては、５０ｍをこえて指定することができる。

４　（略）

（河川保全区域における行為の制限）

第５５条　河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りではない。

一　土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

二　工作物の新築又は改築

２　第３３条の規定は、相続人、合併又は分割により設立される法人その他の前項の許可を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあっては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地（以下この項において「許可に係る土地等」という。）を承継する法人に限る。）、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。

第５節　河川予定地

（河川予定地）	**第５６条**	（略）
（河川予定地における行為の制限）	**第５７条**	（略）
（河川管理者が権原を取得した河川予定地）	**第５８条**	（略）

第２章の２　河川立体区域

（河川立体区域）	**第５８条の２**	（略）
（河川保全立体区域）	**第５８条の３**	（略）
（河川保全立体区域における行為の制限）	**第５８条の４**	（略）
（河川予定立体区域）	**第５８条の５**	（略）
（河川予定立体区域における行為の制限）	**第５８条の６**	（略）
（河川管理者が権原を取得した河川予定立体区域）	**第５８条の７**	（略）

第２章の３　河川協力団体

（河川協力団体の指定）	**第５８条の８**	（略）
（河川協力団体の業務）	**第５８条の９**	（略）
（河川協力団体の河川管理者による援助への協力）	**第５８条の１０**	（略）
（監督等）	**第５８条の１１**	（略）
（情報の提供等）	**第５８条の１２**	（略）
（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）	**第５８条の１３**	（略）

第３章　河川に関する費用

（河川の管理に要する費用の負担原則）　**第５９条**　（略）
（一級河川の管理に要する費用の都道府県の負担）　**第６０条**　（略）
（指定区間内の一級河川の修繕に要する費用の補助）**第６１条**　（略）
（二級河川の管理に要する費用の国の負担）　**第６２条**　（略）
（他の都府県の費用の負担）　**第６３条**　（略）
（負担金の納付又は支出）　**第６４条**　（略）
（境界にかかる二級河川の管理に要する費用の特例）**第６５条**　（略）
（市町村長の施行する工事等に要する費用）　**第６５条の２**　（略）
（国土交通大臣の施行する特定河川工事に要する費用）
第６５条の３　（略）
（災害が発生した場合における国土交通大臣の行う特定維持に要する費用）
第６５条の４　（略）
（兼用工作物の費用）　**第６６条**　（略）
（原因者負担金）　**第６７条**　（略）
（附帯工事に要する費用）　**第６８条**　（略）
（河川管理者以外の者が行う工事等に要する費用）　**第６９条**　（略）
（受益者負担金）　**第７０条**　（略）
（特別水利使用者負担金）　**第７０条の２**　（略）
（負担金の通知及び納入手続等）　**第７１条**　（略）
（負担金の帰属）　**第７２条**　（略）
（義務の履行のために要する費用）　**第７３条**　（略）

（強制徴収）

第７４条　この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等（以下これらを「負担金等」という。）をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者（当該負担金等が、国の収入となる場合にあつては国土交通大臣、都道府県の収入となる場合にあつては当該都道府県を統活する都道府県知事とする。以下この条において同じ。）は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

２　河川管理者は、前項の規定により督促をする場合においては、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して２０日以上経過した日でなければならない。

３　河川管理者は、第１項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金等及び第五項の規定による延滞金を納付しない場合においては、当該負担金等が国の収入となる場合にあっては国税の、都道府県の収入となる場合にあっては地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

４　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

５　河川管理者は、第１項の規定により督促をした場合においては、政令で定めるところにより、同項の負担金等の額につき年１４．５％の割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

第４章　監督

（河川管理者の監督処分）

第７５条　河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によって与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却（第２４条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。）、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しく

は河川を原状に回復することを命ずることができる。

一　この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物（除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。）若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者

二　この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認に付した条件に違反している者

三　詐欺その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者

2　河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

一　許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。

二　許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があったとき。

三　洪水、津波、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可、登録又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生ずることとなったとき。

四　河川工事のためやむを得ない必要があるとき。

五　前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。

3　前２項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、河川管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

4　（略）

5　（略）

6　（略）

7　（略）

8　（略）

9　（略）

10　（略）

（監督処分に伴う損失の補償等）　**第７６条**　（略）

（河川監理員）　**第７７条**　（略）

（許可を受けた者等からの報告の徴収及び立入検査）

第７８条　国土交通大臣又は河川管理者は、この法律を施行するために必要がある場合においては、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定により許可、登録若しくは承認を受けた者から河川管理上必要な報告を徴収し、又はこの法律による権限を行うため必要な限度において、その職員に当該許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為に係る場所若しくは当該許可、登録若しくは承認を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、工事その他の行為の状況又は工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　（略）

3　（略）

（国土交通大臣の認可）

第７９条　都道府県知事は、第９条第２項の規定により行うものとされた一級河川の管理で政令

で定めるものを行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
２　都道府県知事は、その管理する二級河川について、第１号又は第４号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得、第二号又は第三号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。
一　河川整備基本方針又は河川整備計画を定め、又は変更しようとする場合
二　河川工事で政令で定めるものを行おうとする場合
三　第１６条の３第１項の河川工事で政令で定めるものにつき、同項の規定による協議に応じようとする場合
四　政令で定める水利使用に関し、第２３条、第２９条若しくは第３４条第１項の規定による処分若しくは第２４条若しくは第２６条第１項の規定による処分（第２３条の２の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する処分を除く。）又はこれらの処分に係る第７５条の処分をしようとする場合

（国土交通大臣の指示）
第７９条の２　（略）

第５章　社会資本整備審議会の調査審議等及び都道府県河川審議会

（社会資本整備審議会の調査審議等）　**第８０条**　（略）

（都道府県河川審議会）
第８６条　都道府県知事の諮問に応じて、二級河川に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に条例で、都道府県河川審議会を置くことができる。
２　都道府県河川審議会に関し必要な事項は、条例で定める。

第６章　雑　則

（経過措置）　**第８７条**　（略）
（許可を受けた者とみなされる者の届出）　**第８８条**　（略）
（調査、工事等のための立入り等）　**第８９条**　（略）

（許可等の条件）
第９０条　河川管理者は、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認に、必要な条件を付すことができる。
２　前項の条件は、適正な河川の管理を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、登録又は承認を受けた者に対し、不当な義務を課することとなるものであってはならない。

（廃川敷地等の管理）　**第９１条**　（略）
（廃川敷地等の交換）　**第９２条**　（略）
（二級河川にかかる廃川敷地等の譲与）　**第９３条**　（略）
（廃川敷地等に関する費用等）　**第９４条**　（略）

（河川の使用等に関する国の特例）
第９５条　国が行う事業についての第２０条、第２３条、第２３条の２、第２４条から第２７条まで、第３０条第２項、第３４条第１項、第４７条第１項、第５３条の２第１項、第５５条第１項、第５７条第１項、第５８条の４第１項及び第５８条の６第１項の規定の適用については、国と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可、登録又は承認があったものとみなす。

（道の特例）　**第９６条**　（略）
（不服申立て）　**第９７条**　（略）
（権限の委任）　**第９８条**　（略）

（地方公共団体への委託）　**第９９条**　（略）

（この法律の規定を準用する河川）

第１００条　一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

２　前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（一級河川、二級河川又は準用河川の指定に係る無償貸付け等）　**第１００条の２**　（略）

（事務の区分）　**第１００条の３**　（略）

（政令への委任）　**第１０１条**　（略）

第７章　罰　則

第１０２条　（略）

第１０３条　（略）

第１０４条　（略）

第１０５条　（略）

第１０６条　（略）

第１０７条　（略）

第１０８条　（略）

第１０９条　（略）

（２）河川法施行令（抜粋）

（昭和４０年２月１１日　政令第１４号
最終改正　令和４年３月３１日　政令第１６７号）

第１章　河川の管理

（河川管理者以外の者の施行する工事等の承認申請手続）

第１１条　法第２０条の承認を受けようとする者は、工事の設計及び実施計画又は維持の実施計画を記載した承認申請書を河川管理者に提出しなければならない。

（河川管理者以外の者の施行する工事等で承認を要しないもの）

第１２条　法第２０条ただし書の政令で定める軽易なものは、草刈り、軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持とする。

（河川の産出物）

第１５条　法第２５条の河川の産出物で政令で指定するものは、竹木、あし、かやその他これらに類するもので河川管理者が指定するものとする。

２　河川管理者は、前項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（河川区域における土地の掘削等で許可を要しないもの）

第１５条の４　法第２７条第１項ただし書の政令で定める軽易な行為は、次に掲げるものとする。

一　河川管理施設の敷地から１０ｍ（河川管理施設の構造又は地形、地質その他の状況により河川管理者がこれと異なる距離を指定した場合には、当該距離）以上離れた土地における耕耘

二　法第２６条第１項の許可を受けて設置された取水施設又は排水施設（その設置について、法第８７条若しくは第９５条、河川法施行法第２０条第１項又は砂利採取法（昭和４３年法律第７４号）第２７条第１項の規定により、法第２６条第１項の許可があったものとみなされるものを含む。）の機能を維持するために行う取水口又は排水口の付近に積もった土砂等の排除

三　地形、地質、河川管理施設及びその他の施設の設置状況その他の状況からみて、竹木の現に有する治水上又は利水上の機能を確保する必要があると認められる区域（法第６条第１項第３号の堤外の土地の区域に限る。）として河川管理者が指定した区域及び樹林帯区域以外の土地における竹木の伐採

四　前３号に掲げるもののほか、河川管理者が治水上及び利水上影響が少ないと認めて指定した行為

（樹林帯区域における通常の管理行為で許可を要しないもの）

第１６条　法第２７条第３項第３号の政令で定める通常の管理行為は、次に掲げる竹木の伐採とする。

一　除伐、間伐、整枝等竹木の保育のために通常行われる竹木の伐採

二　枯損した竹木又は危険な竹木の伐採

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止）

第１６条の４　何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一　河川を損傷すること。

二　河川区域内の土地（高規格堤防特別区城内の土地を除く。次号及び第１６条の８第１項各号において同じ。）に次に掲げるものを捨て、又は放置すること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

イ　船舶その他の河川管理者が指定したもの

ロ　土石（砂を含む。以下同じ。）

ハ　イ又はロに掲げるもののほか、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物

三　次に掲げる区域に自転車その他の河川管理者が指定したものを入れること。
イ　河川管理施設を保全するため必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域
ロ　動植物の生息地又は生育地として特に保全する必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域
２　第１５条第２項の規定は、前項第２号イ及び第３号の規定による指定について準用する。

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可）

第１６条の８　次の各号の１に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、日常生活のために必要な行為、農業若しくは漁業を営むために通常行なわれる行為又は営業等のためにやむを得ないものとして河川管理者が指定した行為については、この限りでない。
一　河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄すること。
二　河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し、又は設置すること。
２　第１５条第２項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

（許可に基づく地位の承継）

第１６条の９　相続人、合併又は分割により設立される法人その他の第１６条の３第１項又は前条第１項の許可を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあっては、分割前の法人が受けた第１６条の３第１項若しくは前条第１項の許可に係る竹木の流送若しくは物件の洗浄を行うこととなる法人又は同項の許可に係る同項第２号の土地を承継する法人に限る。）は、被承継人が有していたこれらの規定による許可に基づく地位を承継する。
２　前条第１項第２号に掲げる行為に係る同項の許可を受けた者からその許可に係る土地を譲り受けた者は、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。当該許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地を使用する権利を取得した者についても、当該土地の使用に関しては、同様とする。
３　前２項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から３０日以内に、河川管理者にその旨を届け出なければならない。

（国の特例）

第１６条の１１　国が行なう事業についての第１６条の３第１項及び第１６条の８第１項の規定の適用については、国と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可があったものとみなす。
２　自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第７６条第１項（第１号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は同法第７７条の２の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等（同法第８条に規定する部隊等をいう。）についての第１６条の８第１項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）の定めるところによる。

（完成検査を受けなければならない工作物）

第１７条　法第３０条第１項の政令で定める工作物は、次の各号の１に該当するものとする。
一　法第４４条第１項のダム
二　河川管理施設と効用を兼ねる工作物
三　堤防を開削して設置される工作物

（河川保全区域における行為で許可を要しないもの）

第３４条　法第５５条第１項ただし書の政令で定める行為は、次の各号に掲げるもの（第２号から第５号までに掲げる行為で、河川管理施設の敷地から５ｍ（河川管理施設の構造又は地形、地質その他の状況により河川管理者がこれと異なる距離を指定した場合には、当該距離）以内の土地におけるものを除く。）とする。
一　耕耘
二　堤内の土地における地表から高さ３m以内の盛土（堤防に沿って行なう盛土で堤防に沿う

部分の長さが２０m以上のものを除く。）
三　堤内の土地における地表から深さ１m以内の土地の掘さく又は切土
四　堤内の土地における工作物（コンクリート造、石造、れんが造等の堅固なもの及び貯水池、水槽、井戸、水路等水が浸透するおそれのあるものを除く。）の新築又は改築
五　前各号に掲げるもののほか、河川管理者が河岸又は河川管理施設の保全上影響が少ないと認めて指定した行為
２　第１５条第２項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

第２章　河川に関する費用　（略）
第２章の２　工作物の保管の手続等（略）
第３章　道の区域内の河川の特例　（略）

第４章　雑　則

（準用しない規定）

第５６条　法第１００条第１項の政令で定める規定は、法第６条第５項、第１０条第２項から第４項まで、第１４条第２項、第１６条から第１６条の３まで、第３２条第４項、第３５条第１項、第３６条第２項及び第４項、第５１条の３、第５８条の１０第２項、第６２条、第６５条の２、第６５条の３第４項、第６５条の４第３項、第７０条の２、第７９条第２項、第９７条第２項及び第３項並びに第９９条とする。

（読替規定）

第５７条　法第１００条第２項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第１１条第１項及び第３項 第６３条第３項及び第４項 第６４条第２項 第６５条 第６５条の３第３項、第６５条の４第２項	都府県	市町村
第１１条 第６３条第３項及び第４項 第６５条	都府県知事	市町村長

（この政令の規定の準用河川への準用）

第５７条の４　第１章（第１条第２項、第２条から第２条の３まで、第５条第１項（第４号に係る部分に限る。）、第９条の２、第１０条から第１０条の６まで、第１６条の２、第１６条の３、第１６条の１３及び第１９条から第２０条の３までを除く。）、第３７条の２、第３７条の３、第３８条第２項及び第３項、第３９条、第２章の２、第４８条から第５２条まで、第５８条、第５９条（第２号及び第３号に係る部分に限る。）、第６０条（第２号に係る部分に限る。）並びに第６１条から第６３条までの規定は、準用河川について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第３条 第１８条第２項第３号	都府県知事	市町村長
第５条第１項	一級河川については第４号に掲げる事項を二級河川については第３号	第３号及び第４号
第７条	一級河川に係るものにあっては関係地方整備局の事務所（北海道開発局の事務所を含む。第３９条の３第１項第１号において同じ）において、二級河川に係るものにあっては関係都道府県の事務所	関係市町村の事務所
第１６条の９第１項	第１６条の３第１項又は前条第１項	前条第１項
	第１６条の３第１項若しくは前条第１項	同項
	竹木の流送若しくは物件	物件

第１６条の１０第１項	一級河川、二級河川	法第１００条第１項の指定
	第１６条の３第１項又は第１６条の８第１項	第１６条の８第１項
第１６条の１０第２項 第４８条第２項	一級河川又は二級河川の指定	法第１００条第１項の指定
第１６条の１１第１項	第１６条の３第１項及び第１６条の８第１項	第１６条の８第１項
第１８条第２項第３号 第３８条第３項	都府県	市町村
第２２条第４項	国土交通大臣にあっては官報に、都道府県知事にあってはその統轄する都道府県の公報	その統轄する市町村の公報
第３９条の３第１項第１号	関係地方整備局の事務所又は関係都道府県の事務所	関係市町村の事務所
第３９条の３第１項第２号	関係都道府県の公報	関係市町村の公報
第５２条	都道府県	市町村
	国土交通大臣	都道府県知事
第６１条第２号	第１６条の３第１項又は第１６条の８第１項	第１６条の８第１項
第６３条	第５８条から前条まで	第５８条、第５９条第２号若しくは第３号、第６０条第２号、第６１条第１号若しくは第２号（第１６条の３第１項の許可に関する部分を除く。）又は前条

第５章　罰　則　　（略）

（３）河川法施行規則（抜粋）

（昭和４０年３月１３日　建設省令第７号
最終改正　令和４年３月３１日　国土交通省令第３９号）

（水利使用の許可の申請）

第１１条　水利使用に関する法第２３条の許可又は法第２４条、第２６条第１項若しくは第２７条第１項の許可（法第２３条の２の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。）の申請は、別記様式第８の（甲）及び（乙の１）による申請書の正本１部及び別表第１に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。

２　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一　次に掲げる事項を記載した図書

イ　水利使用に係る事業の計画の概要

ロ　使用水量の算出の根拠

ハ　河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算

ニ　水利使用による影響で次に掲げる事項に関するもの及びその対策の概要

（イ）治水

（ロ）関係河川使用者（法第２８条の規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁権者を除く。）の河川の使用

（ハ）竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航

（ニ）漁業

（ホ）史跡、名勝及び天然記念物

ホ　法第４４条第１項のダムを設置するときは、貯水池となるべき土地の現況及び当該ダムによる流水の貯留により損失を受ける者に対する措置の概要

二　工作物の新築、改築又は除却を伴う水利使用の許可の申請にあっては、工事計画に係る次の表に掲げる図書（法第２６条第１項の許可の申請が含まれていないときは、工事計画の概要を記載した図書）

区分	図書		備考
法第四十四条第一項のダムの新築又は改築に関する工事計画	別記様式第９による工事計画一覧表		
	計算書	計画洪水流量に関する計算書	
		ダムの安定に関する計算書	
		施設又は工作物に関する水利計算書	
		施設又は工作物に関する構造計算書	
		背水に関する計算書	
		貯水池容量計算書	
		占用面積計算書	
	付表	降水量表	日降水量、月降水量及び年降水量を記載するものとする。
		最高最低気温表	月の最高気温及び最低気温を記載するものとする。
		水位及び流量表	
		掘削土石処理計画表	
		工程表	
	図面	一般平面図	次の事項を記載した縮尺１／5,0000 の地形図とする。 イ　集水地域 ロ　ダム、水路、法第４５条の規定による観測施設その他水利使用に関する主要な施設又は工作物の位置 ハ　水利使用により影響を受ける施設又は工作物のうち、他の水利使用のためのもの、道路、橋その他主要なものの位置 ニ　その他参考となるべき事項
		貯水池実測平面図	次の事項を記載した縮尺１／5,000 以上の地形図とする。 イ　湛水区域 ロ　ダム及びこれに附属する施設又は工作物の位置 ハ　土捨場その他ダムに関する工事に附帯して設置する施設又は工作物で主要なものの位置 ニ　測点の番号及び位置 ホ　その他参考となるべき事項

法第四十四条第一項のダムの新築又は改築に関する工事計画	図面	貯水池実測縦断面図	次の事項を記載した縮尺縦１／200 以上、横１／5,000 以上のものとする。 イ　最低河床 ロ　ダムの位置 ハ　ダムの新築又は改築前における計画洪水位並びに新築又は改築後における計画洪水位、常時満水位及び最低の水位 ニ　推定堆砂面 ホ　測点の番号及び標高 ヘ　測点間の距離及び遡加距離 ト　その他参考となるべき事項
		貯水池実測横断面図	次の事項を記載した縮尺１／500 以上のものとする。 イ　最高の水位から２０ｍの高さまでの地盤面 ロ　前欄ハからホまでに掲げる事項 ハ　その他参考となるべき事項
		地質に関する図面	
		ダムの設計図	ダムの基礎処理に関するものを含む。
		ダムに関する工事を施行するための設備に関する図面	
		ダム以外の施設又は工作物の設計図	
		流況曲線図	
		流量累加曲線図	
		貯水量曲線図	
		貯水面積曲線図	
		占用する土地の丈量図	
	ダムの新築又は改築の場所をその上流側及び下流側から撮影した写真にダムの外形を記載したもの		
	工事費概算書		
	資金計画の概要を記載した書面		
	その他工事計画に関し参考となるべき事項を記載した図書		
法第四十四条第一項のダム以外の工作物の新築又は改築に関する工事計画	計算書	工作物に関する水利計算書	
		工作物に関する構造計算書	
		計画洪水流量及び背水に関する計算書	ダム又は堰以外の工作物については、作成することを要しない
		占用面積計算書	
	付表	水位及び流量表	
		工程表	
	図面	位置図	縮尺１／50,000 の地形図とする。
		実測平面図	
		実測縦断面図	ダム又は堰以外の工作物については、作成することを要しない。
		実測横断面図	
		工作物の設計図	
		占用する土地の丈量図	
	工事費概算書		
	その他工事計画に関し参考となるべき事項を記載した図書		
工作物の除却に関する工事計画	図面	位置図	縮尺１／50,000 の地形図とする。
		工作物の構造図	
	工事の実施方法を記載した図書		
	工事費概算書		
	その他工事計画に関し参考となるべき事項を記載した図書		

三　法第３８条ただし書の同意をした者があるときはその同意書の写し並びに同意をしない者があるときはその者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）並びに同意をするに至らない事情を記載した書面

四　河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地、施設若しくは工作物を使用して水利使用を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物を改築し、若しくは除却して水利使用を行う場合にあっては、その使用又は改築若しくは除却について申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

五　水利使用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

六　第３９条ただし書に該当するときは、同条ただし書の理由及び同条本文の規定により同時

に行うべき他の許可の申請の経過又は予定を記載した書面
七　その他参考となるべき事項を記載した図書

（流水の占用の登録等の申請）

第１１条の２　水利使用に関する法第２３条の２の登録又は法第２４条、第２６条第１項若しくは第２７条第１項の許可（法第２３条の２の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可に限る。）の申請は、別記様式第８の（甲の２）及び（乙の１の２）による申請書の正本一部及び別表１の２に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。

２　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、法第２４条、第２６条第１項及び第２７条第１項の許可の申請が含まれていないときは、第６号から第８号までに掲げる図書は、添付することを要しない。

一　申請者が法大２３条の４第１号から第３号までに該当しないことを誓約する書面
二　次に掲げる者の同意書の写し
イ　申請者と当該申請に係る流水の占用に係る発電のために利用する流水の占用について法第２３条の許可を受けた者とが異なるときは、当該許可を受けた者
ロ　申請者と当該申請に係る流水の占用に係る発電のために利用する令第１４条の２に規定する流水が放流されるダム又は堰を設置した者とが異なるときは、当該ダム又は堰を接地した者
三　次に掲げる事項を記載した図書
イ　水利使用に係る事業の計画の概要
ロ　使用水量の算出の根拠
四　当該申請に係る流水の占用に係る発電のために利用する流水の占用に関する法第２３条の許可に関する次に掲げる事項を記載した書面
イ　水利使用の目的
ロ　許可水量
ハ　許可期間
二　取水口又は注水口の位置
ホ　許可に条件が付されている場合にあっては、当該条件
五　工作物の新築、改築又は除却（以下この条及び第１５条において「新築等」という。）を伴う水利使用に関する法第２３条の２の登録の申請にあっては、前条第２項第２号の表に掲げる図書（法第２６条第１項の許可の申請が含まれていないときは、工事計画の概要を記載した図書）
六　河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において工作物の新築等を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物について改築若しくは除却を行う場合にあっては、当該新築等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
七　工作物の新築等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
八　第３９条ただし書に該当するときは、同条ただし書の理由及び同条本文の規定により同時に行うべき他の許可の申請の経過又は予定を記載した書面
九　その他参考となるべき事項を記載した図書

３　前項第１号の誓約書の様式は、別記様式第８の１の２の様式とする。

（登録の抹消）

第１１条の３　河川管理者は、法第７５条第１項若しくは第２項の規定により法第２３条の２の登録を取り消したとき、又は法第２３条の２の登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。

（流水の占用の登録を拒否する場合）

第１１条の４　法第２３条の４第５号の国土交通省で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　令第１４条の２に規定する流水を利用する発電のために河川の流水を占用しようとする場合において、次に掲げる者の同意を得ていない場合

イ　申請者と当該申請に係る流水の占用に係る発電のために利用する流水の占用について法第２３条の許可を受けた者とが異なるときは、当該許可を受けた者

ロ　申請者と当該申請に係る流水の占用に係る発電のために利用する令第１４条の２に規定する流水が放流されるダム又は堰を接地した者とが異なるときは、当該ダム又は堰を接地した者

二　令第１４条の２に規定する流水を利用する発電のために河川の流水を占用しようとする場合において、河川に新たに減水区間を生じさせる場合

三　申請に係る流水の占用に係る水利使用に関して必要な法第２４条又は第２６条第１項の許可を受ける見込みがない場合

四　申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事項の記載が欠けている場合

（登録事項）

第１１条の５　令第１４条の３第６号の国土交通省令で定める事項は、登録の番号とする。

（土地の占用の許可の申請）

第１２条　法第２４条の許可（水利使用又は法第２６条第１項の許可を受けることを要する工作物の新築若しくは改築に関するものを除く。）の申請は、別記様式第８の（甲）及び（乙の２）による申請書の正本１部及び別表第２に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一　土地の占用に係る事業の計画の概要を記載した図書

二　縮尺１／50,000 の位置図

三　実測平面図

四　面積計算書及び丈量図

五　土地の占用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

六　その他参考となるべき事項を記載した図書

（河川の産出物の採取の許可の申請）

第１３条　土石その他の河川の産出物の採取に関する法第２５条又は第２７条第１項の許可（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係るものを除く。）の申請は、別記様式第８の（甲）及び（乙の３）による申請書の正本１部及び別表第２に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一　河川の産出物の採取に係る事業の計画の概要を記載した図書

二　河川の産出物の採取に係る土地の縮尺１／50,000 の位置図

三　河川の産出物の採取に係る土地の実測平面図

四　土石の採取にあっては、当該採取に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該採取に係る計画地盤面を記載したもの

五　河川の産出物の採取が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書

六　河川の産出物の採取に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

七　その他参考となるべき事項を記載した図書

（河川の産出物の指定の公示）

第１４条　令第１５条第２項の指示の公示は、国土交通大臣にあっては官報に、都道府県知事にあってはその総括する都道府県の公報に掲載して行うものとする。

（工作物の新築等の許可の申請）

第１５条　工作物の新築等に関する法第２４条又は第２６条第１項の許可（水利使用に関するもの又は法第２６条第１項の許可を受けることを要しない工作物の新築若しくは改築に関する法

第２４条の許可を除く。）の申請は、別記様式第８の（甲）及び（乙の４）による申請書の正本１部及び別表第２に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる図書に添付しなければならない。

一　新築等に係る事業の計画の概要を記載した図書

二　縮尺１／50,000 の位置図

三　工作物の新築又は改築に係る土地の実測平面図

四　工作物の設計図（工作物の除却にあつては、構造図）

五　工事の実施方法を記載した図書

六　占用する土地の面積計算書及び丈量図

七　河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において新築等を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物について改築若しくは除却を行う場合にあっては、当該新築等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

八　新築等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

九　その他参考となるべき事項を記載した図書

（特定樹林帯区域の指定等の公示）

第１５条の２　第２条の規定は、法第２６条第５項の公示について準用する。

（土地の掘さく等の許可の申請）

第１６条　法第２７条第１項の許可（水利使用又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地以外の土地における河川の産出物の採取に関するものを除く。）の申請は、別記様式第８の（甲）及び（乙の５）による申請書の正本１部及び別表第２に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一　土地の堀さく等に係る事業の計画の概要を記載した図書

二　縮尺１／50,000 の位置図

三　土地の掘さく等に係る土地の実測平面図

四　土地の形状を変更する行為にあっては、当該行為に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該行為に係る計画地盤面を記載したもの

五　土地の掘さく等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書

六　河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において土地の掘さく等を行なう場合にあっては、当該土地の掘さく等を行なうことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

七　土地の掘さく等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

八　その他参考となるべき事項を記載した図書

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可の申請）

第１８条の１１　令第１６条の８第１項の許可の申請は、同項第１号に該当する行為については別記様式第８の（甲）及び（乙の７）、同項第２号に該当する行為については別記様式第８の（甲）及び（乙の８）による申請書の正本１部及び別表第２に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一　物件の洗浄又は堆積等に係る事業の計画の概要を記載した図書

二　縮尺１／50,000 の位置図

三　物件を堆積し、又は設置する行為にあっては、当該行為に係る土地の実測平面図

四　河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において物件を堆積し、又は設置する場合にあっては、当該物件の堆積又は設置を行なうことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

五　物件の洗浄又は堆積等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書

六　その他参考となるべき事項を記載した図書

（完成検査の申請）

第１９条　法第３０条第１項の完成検査の申請は、申請書の正本１部及び別表第３に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した図書を添付しなければならない。

一　工作物の使用開始の予定年月日

二　工作物の工事に関連する他の工事の実施状況

三　第１１条第２項第１号この対策の実施状況

四　法第４４条第１項のダムについては、第１１条第２項第１号ホの措置の実施状況

五　その他参考となるべき事項

（許可工作物の一部の使用の承認の申請）

第２０条　法第３０条第２項の承認の申請は、別記様式第１０による申請書の正本１部及び別表第３に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一　工作物の設計図で、その使用しようとする部分を赤色に着色したもの

二　次に掲げる事項を記載した図書

イ　工作物の工事の実施状況

ロ　法第３０条第２項の特別の事情

ハ　工作物の一部の使用開始の予定年月日

ニ　その他工作物の一部の使用に関する計画

法第４４条第１項のダムにあっては、少なくとも、当該一部の使用に係る流水の貯留又は取水に関し、最高の水位、湛水区域の面積、最大水深及び有効水深、総貯留量及び有効貯留量並びに最大取水量（発電の用に供されるダムについては、常時取水量、総落差及び有効落差、最大理論水力及び常時理論水力並びに最大出力、常時出力及び常時尖頭出力を含む。）のほか、責任放流その他の条件があるときは、これを記載すること。

ホ　前条第２項第２号から第４号までに掲げる事項

ヘ　その他参考となるべき事項

（許可に基づく地位の承継の届出）

第２１条　法第３３条第３項（法第５５条第２項、第５７条第３項、第５８条の４第２項及び第５８条の６第３項において準用する場合を含む。）又は令第１６条の９第３項の届出は、別記様式第１１による届出書の正本１部及び別表第３に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。

２　前項の届出書には、当該届出に係る地位の承継を示す書面その他参考となるべき事項を記載した図書を添付しなければならない。

（権利の譲渡の承認の申請）

第２２条　法第３４条第１項の承認の申請は、別記様式第１２による申請書の正本１部及び別表第３に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一　譲渡に関する当事者の意思を示す書面

二　譲渡の理由及び譲渡しようとする年月日を記載した書面

三　譲り受けようとする者の事業の計画の概要を記載した図書

四　その他参考となるべき事項を記載した図書

（河川保全区域における行為の許可の申請）

第３０条　第１５条の規定は工作物の新築又は改築に関する法第５５条第１項第１号又は第２号の規定による許可の申請について、第１６条の規定は法第５５条第１項第１号の規定による許可（工作物の新築又は改築に関するものを除く。）の申請について準用する。

別表第１

区　　分	部　　数
一級河川に係る特定水利使用	２に関係行政機関及び関係都道府県の数を加えた部数
指定区間外の一級河川に係る特定水利使用以外の水利使用	２　部
その他の水利使用	都道府県の規則で定める部数

別表第２

区　　分	部　　数
指定区間外の一級河川	１　部
指定区間内の一級河川及び二級河川	都道府県の規則で定める部数

別表第３

区　　分		部　　数
水利使用	一級河川にかかる特定水利	２　部
	指定区間外の一級河川に係る特定水利使用以外の水利使用	１　部
	その他の水利使用	都道府県の規則で定める部数
その他のもの	指定区間外の一級河川に係るもの	１　部
	指定区間内の一級河川及び二級河川に係るもの	都道府県の規則で定める部数

別表第４

区　　分	部　　数
一級河川	２　部
二級河川	１　部

様式　　（略）

（４）河川管理施設等構造令（抜粋）

（昭和５１年７月２０日　政令第１９９号
最終改正　平成２５年７月５日　政令第２１４号）

第１章　総　則

（この政令の趣旨）

第１条　この政令は、河川管理施設又は河川法（以下「法」という。）第２６条第１項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　常時満水位　ダムの新築又は改築に関する計画において非洪水時にダムによって貯留することとした流水の最高の水位でダムの非越流部の直上流部におけるものをいう。

二　サーチャージ水位　ダムの新築又は改築に関する計画において洪水時にダムによって一時的に貯留することとした流水の最高の水位でダムの非越流部の直上流部におけるものをいう。

三　設計洪水位　ダムの新築又は改築に関する計画において、ダムの直上流の地点において２００年につき１回の割合で発生するものと予想される洪水の流量、当該地点において発生した最大の洪水の流量又は当該ダムに係る流域と水象若しくは気象が類似する流域のそれぞれにおいて発生した最大の洪水に係る水象若しくは気象の観測の結果に照らして当該地点に発生するおそれがあると認められる洪水の流量のうちいずれか大きい流量（フィルダムにあっては、当該流量の１．２倍の流量。以下「ダム設計洪水流量」という。）の流水がダムの洪水吐きを流下するものとした場合におけるダムの非越流部の直上流部における最高の水位（貯水池の貯留効果が大きいダムにあっては、当該水位から当該貯留効果を考慮して得られる値を減じた水位）をいう。

四　計画高水流量　河川整備基本方針に従って、過去の主要な洪水及びこれらによる災害の発生の状況並びに流域及び災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮して、河川管理者が定めた高水流量をいう。

五　計画横断形　計画高水流量の流水を流下させ、背水、計画津波又は計画高潮位の高潮が河川外に流出することを防止し、高規格堤防設計水位以下の水位の流水の作用に対して耐えるようにし、河川を適正に利用させ、流水の正常な機能を維持し、及び河川環境の整備と保全をするために必要な河川の横断形で、河川整備基本方針に従って、河川管理者が定めたものをいう。

六　流下断面　流水の流下に有効な河川の横断面をいう。

七　計画高水位　河川整備基本方針に従って、計画高水流量及び計画横断形に基づいて、又は流水の貯留を考慮して、河川管理者が定めた高水位をいう。

八　計画津波　河川整備基本方針に従って、過去の主要な津波及びこれらによる災害の発生状況並びに当該河川が流入する海域の水象等を総合的に考慮して、河川管理者が定めた津波をいう。

九　計画津波水位　河川整備基本方針に従って、計画津波及び計画横断形に基づいて、河川管理者が定めた津波水位をいう。

十　津波区間　計画津波水位が計画高水位より高い河川の区間をいう。

十一　計画高潮位　河川整備基本方針に従って、過去の主要な高潮及びこれらによる災害の発生の状況、当該河川及び当該河川が流入する海域の水象及び気象並びに災害の発生を防止すべき地域の開発の状況等を総合的に考慮して、河川管理者が定めた高潮位をいう。

十二　高潮区間　計画高潮位が計画高水位より高い河川の区間をいう。

十三　高規格堤防設計水位　高規格堤防を設置すべきものとして河川整備基本方針に定められた河川の区間（第４６条第２項において「高規格堤防設置区間」という。）の流域又は当該流域と水象若しくは気象が類似する流域のそれぞれにおいて発生した最大の洪水、津波及び高潮に係る水象又は気象の観測の結果に照らして当該区間の流域に発生するおそれがあると認

められる洪水、津波及び高潮が生ずるものとした場合における当該区間の河道内の最高の水位をいう。

第２章　ダム　（略）

第３章　堤　防

（適用の範囲）

第１７条　この章の規定は、流水が河川外に流出することを防止するために設ける堤防及び霞堤について適用する。

（構造の原則）

第１８条　堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の通常の作用に対して安全な構造とするものとする。

２　高規格堤防にあっては、前項の規定によるほか、高規格堤防特別区域内の土地が通常の利用に供されても、高規格堤防及びその地盤が、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、高規格堤防設計水位以下の水位の流水の作用に対して耐えることができるものとするものとする。

３　高規格堤防は、予想される荷重によって洗掘破壊、滑り破壊又は浸透破壊が生じない構造とするものとし、かつ、その地盤は、予想される荷重によって滑り破壊、浸透破壊又は液状化破壊が生じないものとするものとする。

（材質及び構造）

第１９条　堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、高規格堤防以外の堤防にあっては、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものとし、又はコンクリート構造若しくはこれに準ずる構造の胸壁を有するものとすることができる。

（高　さ）

第２０条　堤防（計画高水流量を定めない湖沼の堤防を除く。）の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に次の表の下欄に掲げる値を加えた値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土地の地盤高（以下「堤内地盤高」という。）が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあっては、この限りでない。

項	計画高水流量（単位　１秒間につきｍ3 ）	計画高水位に加える値（単位　ｍ）
1	２００未満	０．６
2	２００以上　５００未満	０．８
3	５００以上　２，０００未満	１．０
4	２，０００以上　５，０００未満	１．２
5	５，０００以上　１０，０００未満	１．５
6	１０，０００以上	２．０

２　前項の堤防のうち計画高水流量を定める湖沼又は高潮区間の堤防の高さは、同項の規定によるほか、湖沼の堤防にあっては計画高水位に、高潮区間の堤防にあっては計画高潮位に、それぞれ波浪の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値を下回らないものとするものとする。

３　計画高水流量を定めない湖沼の堤防の高さは、計画高水位（高潮区間にあっては、計画高潮位。次項において同じ。）に波浪の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値以上とするものとする。

４　津波区間の堤防の高さは、前３項の規定によるほか、計画津波水位に河口付近の海岸堤防の高さ及び漂流物の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値を下回らないものとするものとする。

５　胸壁を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さは、計画高水位以上とするものとする。

（天端幅）

第２１条　堤防（計画高水流量を定めない湖沼の堤防を除く。）の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が０．６ｍ未満である区間を除き、計画高水流量に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあっては、計画高水流量が１秒間につき５００㎥3 以上である場合においても、３ｍ以上とすることができる。

項	計画高水流量（単位　１秒間につきｍ3 ）	天端幅（単位　ｍ）
1	５００未満	3
2	５００以上　２，０００未満	4
3	２，０００以上　５，０００未満	5
4	５，０００以上　１０，０００未満	6
5	１０，０００以上	7

２　計画高水流量を定めない湖沼の堤防の天端幅は、堤防の高さ及び構造並びに背後地の状況を考慮して、３ｍ以上の適切な値とするものとする。

（盛土による堤防の法勾配等）

第２２条　盛土による堤防（胸壁の部分及び護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。）の法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が０．６ｍ未満である区間を除き、５０％以下とするものとする。

２　盛土による堤防の法面（高規格堤防の裏法面を除く。）は、芝等によって覆うものとする。

（高規格堤防に作用する荷重の種類）

第２２条の２　高規格堤防及びその地盤に作用する荷重としては、河道内の水位に応じ、次の表に掲げるものを採用するものとする。

項	河道内の水位	荷　　重
1	計画高水位以下である場合	W，P，I，Pp
2	計画高水位を超え、高規格堤防設計水位以下である場合	W，P，Pp，τ

備考

この表において、W、P、ｌ、Pp 及びτは、それぞれ次の荷重を表すものとする。

W　　高規格堤防の自重

P　　河道内の流水による静水圧の力

ｌ　　地震時における高規格堤防及びその地盤の慣性力

Pp　間げき圧（高規格堤防及びその地盤の内部の浸透水による水圧）の力

τ　　越流水によるせん断力

（荷重等の計算方法）

第２２条の３　前条に規定する荷重の計算その他高規格堤防の構造計算に関し必要な技術的基準は、国土交通省令で定める。

（小　段）

第２３条　堤防の安定を図るため必要がある場合においては、その中腹に小段を設けるものとする。

２　堤防の小段の幅は、３ｍ以上とするものとする。

（側　帯）

第２４条　堤防の安定を図るため必要がある場合又は非常用の土砂等を備蓄し、若しくは環境を保全するため特に必要がある場合においては、国土交通省令で定めるところにより、堤防の裏側の脚部に側帯を設けるものとする。

（護　岸）

第２５条　流水の作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、堤防の表法面又は表小段に護岸を設けるものとする。

（水　制）

第２６条　流水の作用から堤防を保護するため、流水の方向を規制し、又は水勢を緩和する必要がある場合においては、適当な箇所に水制を設けるものとする。

（堤防に沿って設置する樹林帯）

第２６条の２　堤防に沿って設置する樹林帯は、国土交通省令で定めるところにより、洪水時における破堤の防止等について適切に配慮された構造とするものとする。

（管理用通路）

第２７条　堤防には、国土交通省令で定めるところにより、河川の管理のための通路（以下「管理用通路」という。）を設けるものとする。

（津波又は波浪の影響を著しく受ける堤防に講ずべき措置）

第２８条　湖沼、津波区間、高潮区間又は２以上の河川の合流する箇所の堤防その他の堤防で津波又は波浪の影響を著しく受けるものには、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　表法面又は表小段に護岸又は護岸及び波返工を設けること。

二　前面に消波工を設けること。

２　前項の堤防で越波のおそれがあるものには、同項に規定するもののほか、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　天端、裏法面及び裏小段をコンクリートその他これに類するもので覆うこと。

二　裏法尻に沿って排水路を設けること。

（背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例）

第２９条　甲河川と乙河川が合流することにより乙河川に背水が生ずることとなる場合においては、合流箇所より上流の乙河川の堤防の高さは、第２０条第１項から第３項までの規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の高さを下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計算高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間及び逆流を防止する施設によって背水が生じないようにすることができる区間にあっては、この限りでない。

２　前項本文の規定により乙河川の堤防の高さが定められる場合においては、その高さと乙河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、計画高水流量に応じ、第２０条第１項の表の下欄に掲げる値を加えた高さとが一致する地点から当該合流箇所までの乙河川の区間（湖沼である河川の区間を除く。以下「背水区間」という。）の堤防の天端幅は、第２１条第１項又は第２項の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の天端幅を下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあっては、この限りでない。

（湖沼等の堤防の天端幅の特例）

第３０条　計画高水流量を定める湖沼、津波区間又は高潮区間の堤防に第２８条第１項第１号に掲げる措置を講ずる場合においては、当該堤防の天端幅は、第２１条第１項及び前条第２項の規定にかかわらず、第２８条の規定により講ずる措置の内容及び当該堤防に接続する堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防）の天端幅を考慮して、３ｍ以上の適切な値とすることができる。

（天端幅の規定の適用除外等）

第３１条　その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準ずるものによる構造の堤防については、第２１条、第２９条第２項及び前条の規定は、適用しない。

２　胸壁を有する堤防に関する第２１条、第２９条第２項及び前条の規定の適用については、胸壁を除いた部分の上面における堤防の幅から胸壁の直立部分の幅を減じたものを堤防の天端幅

とみなす。

（連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例）

第３２条　堤防の地盤の地質、対岸の状況、上流及び下流における河岸及び堤防の高さその他の特別の事情により、連続しない工期を定めて段階的に堤防を築造する場合においては、それぞれの段階における堤防について、計画堤防の高さと当該段階における堤防の高さとの差に相当する値を計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位。以下この条において同じ。）から減じた値の水位を計画高水位とみなして、この章（第２９条及び前条を除く。）の規程を準用する。

第４章　床止め

（構造の原則）

第３３条　床止めは、計画高水位（高潮区間にあっては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

２　床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

（護床工及び高水敷保護工）

第３４条　床止めを設ける場合において、これに接続する河床又は高水敷の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工又は高水敷保護工を設けるものとする。

（護　岸）

第３５条　床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、国土交通省令で定めるところにより、護岸を設けるものとする。

（魚　道）

第３５条の２　床止めを設ける場合において、魚類の遡上等を妨げないようにするため必要があるときには、国土交通省令で定めるところにより、魚道を設けるものとする。

第５章　堰

（構造の原則）

第３６条　堰は、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

２　堰は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに堰に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

（流下断面との関係）

第３７条　可動堰の可動部（流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。次条及び第３９条において同じ。）以外の部分（堰柱を除く。）及び固定堰は、流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。以下この条、第５８条第２項及び第６１条第１項において同じ。）内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるとき、及び河床の状況により流下断面内に設けることがやむを得ないと認められる場合において、治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、この限りでない。

（可動堰の可動部の径間長）

第３８条　可動堰の可動部の径間長（隣り合う堰柱の中心線間の距離をいう。以下この章において同じ。）は、計画高水流量に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上（可動部の全長（両端の堰柱の中心線間の距離をいう。次項において同じ。）が、計画高水流量に応じ、同欄に掲げる値未満である場合には、その全長の値）とするものとする。ただし、山間狭窄部であることその他河

川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

項	計画高水流量（単位　１秒間につきm3 ）	径間長（単位　m）
1	５００未満	１５
2	５００以上　　２，０００未満	２０
3	２，０００以上　　４，０００未満	３０
4	４，０００以上	４０

2　前項の表１の項の中欄に該当する場合において、可動堰の可動部の全長が３０m未満であるときは、前項の規定にかかわらず、可動部の径間長を１２．５m以上とすることができる。

3　第１項の表３の項又は４の項の中欄に該当する場合において、第１項の規定によれば径間長の平均値を５０m以上としなければならず可動堰の構造上適当でないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、可動部の径間長をそれぞれ同表３の項又は４の項の下欄に掲げる値未満のものとすることができる。

4　第１項の表４の項の中欄に該当する場合においては、第１項の規定にかかわらず、流心部以外の部分に係る可動堰の可動部の径間長を３０m以上とすることができる。この場合においては、可動部の径間長の平均値は、前項の規定の適用がある場合を除き、４０m以上としなければならない。

5　可動堰の可動部が起伏式である場合においては、国土交通省令で定めるところにより、可動部の径間長を前各項の規定によらないものとすることができる。

（可動堰の可動部の径間長の特例）

第３９条　可動堰の可動部の一部を土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねるものとする場合においては、前条第１項の規定にかかわらず、当該部分の径間長は、計画高水流量に応じ、次の表の第３欄に掲げる値以上とすることができる。この場合においては、可動部の径間長の平均値は、同条第２項に該当する可動堰の可動部を除き、同表の第４欄に掲げる値以上でなければならない。

項	計画高水流量（単位　１秒間につきm3 ）	可動部のうち土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねる部分の径間長（単位　m）	可動部の径間長の平均値（単位　m）
1	５００未満	１２．５	１５．０
2	５００以上　　２，０００未満	１２．５	２０．０
3	２，０００以上　　４，０００未満	１５．０	３０．０
4	４，０００以上	２０．０	４０．０

2　前項の規定によれば可動堰の可動部のうち土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねる部分以外の部分の径間長が著しく大となり当該部分のゲートの構造上適当でなく、かつ、治水上の支障がないと認められる場合においては、国土交通省令で定めるところにより、可動部の径間長を同項後段の規定によらないものとすることができる。

（可動堰の可動部のゲートの構造）

第４０条　第１０条第１項から第３項まで、第１１条及び第１２条の規定は、可動堰の可動部のゲートについて準用する。

2　前項に規定するもののほか、可動堰の可動部のゲートの構造の基準に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（可動堰の可動部のゲートの高さ）

第４１条　可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に第２０条第１項の表の下欄に掲げる値を加えた値以上で、高潮区間においては計画高潮位を下回らず、その他の区間においては当該地点における河川の両岸の堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防（津波区間にあっては、津波が生じないとした場合に定めるべき計画横断形に係る堤防。以下この項において同じ。）の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとするものとする。

２　可動堰の可動部の起伏式ゲートの倒伏時における上端の高さは、可動堰の基礎部（床版を含む。）の高さ以下とするものとする。

（可動堰の可動部の引上げ式ゲートの高さの特例）

第４２条　背水区間に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、治水上の支障がないと認められるときは、前条第１項の規定にかかわらず、次に掲げる高さのうちいずれか高い方の高さ以上とすることができる。

一　当該河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、計画高水流量に応じ、第２０条第１項の表の下欄に掲げる値を加えた高さ

二　計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）

２　地盤沈下のおそれがある地域に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、前条第１項及び前項の規程によるほか、予測される地盤沈下及び河川の状況を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとする。

（河道堰の管理施設）

第４３条　可動堰には、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

２　可動堰を設ける場合において、当該可動堰を操作する者の安全を確保するため必要があるときは、自動的に、又は遠隔操作により可動部のゲートの開閉を行うことができるものとするものとする。

（護床工等）

第４４条　第３４条及び第３５条の２までの規定は、堰を設ける場合について準用する。

（洪水を分流させる堰に関する特例）

第４５条　第３７条及び第４１条の規定は、洪水を分流させる堰については、適用しない。

第６章　水門及び樋門

（構造の原則）

第４６条　水門及び樋門は、計画高水位（高潮区間にあっては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

２　高規格堤防設置区間及び当該区間に係る背水区間における水門及び樋門にあっては、前項の規定によるほか、高規格堤防設計水位以下の水位の流水の作用に対して耐えることができる構造とするものとする。

３　水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

（構　造）

第４７条　水門及び樋門（ゲート及び管理施設を除く。）は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

２　樋門は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。

（断面形）

第４８条　河川を横断して設ける水門及び樋門の流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量（舟の通行の用に供する水門にあっては、計画高水流量及び通行すべき舟の規模）を勘案して定めるものとする。

２　前項の規定は、河川及び準用河川以外の水路が河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門及び樋門について準用する。

（河川を横断して設ける水門の径間長等）

第４９条　第３７条から第３９条まで（第３８条第５項を除く。）の規定は、河川を横断して設け

る水門について準用する。この場合において、第３７条中「可動堰の可動部（流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。次条及び第３９条において同じ。）以外の部分（堰柱を除く。）及び固定堰」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのデート及び門柱以外の部分」と、第３８条及び第３９条中「可動堰の可動部」とあり、及び「可動部」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分」と、第３８条第１項中「堰柱」とあるのは、「門柱」と読み替えるものとする。

２　河川を横断して設ける樋門で２門以上のゲートを有するものの内法幅は、５m以上とするものとする。ただし、内法幅が内法高の２倍以上となるときは、この限りでない。

（ゲート等の構造）

第５０条　水門及び樋門のゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有する構造とするものとする。

２　水門及び樋門のゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

３　水門及び樋門のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

（水門のゲートの高さ等）

第５１条　水門のカーテンウォールの上端の高さ又はカーテンウォールを有しない水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さを下回らないものとするものとする。ただし、高潮区間において水門の背後地の状況その他の特別の事情により治水上支障がないと認められるときは、水門の構造、波高等を考慮して、計画高潮位以上の適切な高さとすることができる。

２　第４１条第１項の規定は、河川を横断して設ける水門（流水を分流させる水門を除く。）のカーテンウォール及びゲートの高さについて、第４２条の規定は、河川を横断して設ける水門のカーテンウォール及びゲートの高さについて準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「水門のカーテンウォールの下端の高さ及び水門の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ)」と読み替えるものとする。

（水門及び樋門の管理施設等）

第５２条　第４３条の規定は、水門及び樋門について準用する。

２　水門は、国土交通省令で定めるところにより、管理用通路としての効用を兼ねる構造とするものとする。

（護床工等）

第５３条　第３４条及び第３５条の規定は、水門又は樋門を設ける場合について準用する。

第７章　揚水機場、排水機場及び取水塔

（揚水機場及び排水機場の構造の原則）

第５４条　揚水機場及び排水機場は、河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

２　揚水機場及び排水機場のポンプ室（ポンプを据え付ける床及びその下部の室に限る。）、吸水槽及び吐出水槽その他の調圧部は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

（排水機場の吐出水槽等）

第５５条　樋門を有する排水機場には、吐出水槽その他の調圧部を設けるものとする。ただし、樋門が横断する河岸又は堤防（非常用の土砂等を備蓄し、又は環境を保全するために設けられる側帯を除く。第５７条第１項、第６５条第２項、第７０条第１項及び第７２条において同じ。）

の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。
２　吐出水槽その他の調圧部の上端の高さは、排水機場の樋門が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

（流下物排除施設）
第５６条　揚水機場及び排水機場には、土砂、竹木その他の流下物を排除するため、沈砂池、スクリーンその他の適当な流下物排除施設を設けるものとする。ただし、河川管理上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

（樋　門）
第５７条　揚水機場及び排水機場の樋門と樋門以外の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、樋門が横断する河岸又は堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。
２　第４９条第２項の規定は、揚水機場又は排水機場の樋門でポンプによる揚水又は排水のみの用に供されるものについては、適用しない。

（取水塔の構造）
第５８条　取水塔（流下断面内に設けるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに取水塔に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。
２　取水塔は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。
３　取水塔の河床下の部分には、直接取水する取水口を設けてはならない。ただし、取水口の規模及び深さ等を考慮して治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

（護床工等）
第５９条　第３４条及び第３５条の規定は、取水塔を設ける場合について準用する。

第８章　橋

（河川区域内に設ける橋台及び橋脚の構造の原則）
第６０条　河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位（高潮区間にあっては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。
２　河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台又は橋脚に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

（橋　台）
第６１条　河岸又は川幅が５０ｍ以上の河川、背水区間若しくは高潮区間に係る堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。）に設ける橋台は、流下断面内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。
２　堤防に設ける橋台（前項の橋台に該当するものを除く。）は、堤防の表法肩より表側の部分に設けてはならない。
３　堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。ただし、堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講ずるときは、この限りでない。
４　堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。

（橋　脚）
第６２条　河道内に設ける橋脚（基礎部（底版を含む。次項において同じ。）その他流水が作用す

るおそれがない部分を除く。以下この項において同じ）の水平断面は、できるだけ細長い楕円形その他これに類する形状のものとし、かつ、その長径（これに相当するものを含む。）の方向は、洪水が流下する方向と同一とするものとする。ただし、橋脚の水平断面が極めて小さいとき、橋脚に作用する洪水が流下する方向と直角の方向の荷重が極めて大きい場合であって橋脚の構造上やむを得ないと認められるとき、又は洪水が流下する方向が一定でない箇所に設けるときは、橋脚の水平断面を円形その他これに類する形状のものとすることができる。

2　河道内に設ける橋脚の基礎部は、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この項において同じ。）及び低水路の河岸の法肩から２０m以内の高水敷においては低水路の河床の表面から深さ２m以上の部分に、その他の高水敷においては高水敷（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この項において同じ。）の表面から深さ１m以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面又は高水敷の表面より下の部分に設けることができる。

（径間長）

第６３条　橋脚を河道内に設ける場合においては、当該箇所において洪水が流下する方向と直角の方向に河川を横断する垂直な平面に投影した場合における隣り合う河道内の橋脚の中心線間の距離（河岸又は堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。）に橋台を設ける場合においては橋台の胸壁の表側の面から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含み、河岸又は堤防に橋台を設けない場合においては当該平面上の流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面）の上部の角から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含む。以下この条において「径間長」という。）は、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる場合を除き、次の式によって得られる値（その値が５０mを超える場合においては、５０m）以上とするものとする。ただし、径間長を次の式によって得られる値（以下この項及び第４項において「基準径間長」という。）以上とすればその平均値を基準径間長に５mを加えた値を超えるものとしなければならないときは、径間長は、基準径間長から５mを減じた値（３０m未満となるときは、３０m）以上とすることができる。

Ｌ＝２０＋０．００５Ｑ

この式において、Ｌ及びＱは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ　径間長（単位　m）

Ｑ　計画高水流量（単位　１秒間につきm3 ）

2　次の各号の１に該当する橋（国土交通省令で定める主要な公共施設に係るものを除く。）の径間長は、河川管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる値以上とすることができる。

一　計画高水流量が１秒間につき５００m3 未満で川幅が３０m未満の河川に設ける橋
　　１２．５m

二　計画高水流量が１秒間につき５００m3 未満で川幅が３０m以上の河川に設ける橋
　　１５．０m

三　計画高水流量が１秒間につき５００m3 以上２，０００m3 未満の河川に設ける橋
　　２０．０m

3　基準径間長が２５mを超えることとなる場合においては、第１項の規定にかかわらず、流心部以外の部分に係る橋の径間長を２５m以上とすることができる。この場合においては、橋の径間長の平均値は、これらの規定により定められる径間長以上としなければならない。

4　河道内に橋脚が設けられている橋、堰その他の河川を横断して設けられている施設に近接して設ける橋の径間長については、これらの施設の相互の関係を考慮して治水上必要と認められる範囲内において国土交通省令で特則を定めることができる。

（桁下高等）

第６４条　第４１条第１項及び第４２条の規定は、橋の桁下高について準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「橋の桁下高」と読み替えるものとする。

２　橋面（路面その他国土交通省令で定める橋の部分をいう。）の高さは、背水区間又は高潮区間においても、橋が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

（護岸等）

第６５条　第３４条及び第３５条の規定は、橋を設ける場合について準用する。

２　前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

（管理用通路の構造の保全）

第６６条　橋（取付部を含む。）は、国土交通省令で定めるところにより、管理用通路の構造に支障を及ぼさない構造とするものとする。

（適用除外）

第６７条　第６１条第１項から第３項まで、第６２条、第６３条及び第６４条の規定は、湖沼、遊水地その他これらに類するものの区域（国土交通省令で定める要件に該当する区域を除く。）内に設ける橋及び治水上の影響が著しく小さいものとして国土交通省令で定める橋については、適用しない。

２　この章（第６４条及び前条を除く。）の規定は、ダム、堰又は水門と効用を兼ねる橋及び樋門又は取水塔に附属して設けられる橋については、適用しない。

第９章　伏せ越し

（適用の範囲）

第６８条　この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

（構造の原則）

第６９条　伏せ越しは、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

２　伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

（構　造）

第７０条　堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この項において同じ。）を横断して設ける伏せ越しにあっては、堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、堤防の地盤の地質、伏せ越しの深さ等を考慮して、堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

２　第４７条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。

（ゲート等）

第７１条　伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所に、ゲート（バルブを含む。次項において同じ。）を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

２　第１０条第２項の規定は前項のゲートの開閉装置について、第４３条第１項の規定は伏せ越しについて準用する。

（深　さ）

第７２条　伏せ越しは、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この条において同じ。）及び低水路の河岸の法肩から２０ｍ以内の高水敷においては低水路の河床の表面から、その他の高水敷においては高水敷（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この条において同じ。）の表面から、

堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この条において同じ。）の下の部分においては堤防の地盤面から、それぞれ深さ２ｍ以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面、高水敷の表面又は堤防の地盤面より下の部分に設けることができる。

第１０章　雑則

（適用除外）

第７３条　この政令の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）については、適用しない。

一　治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によって設けられる河川管理施設等

二　臨時に設けられる河川管理施設等

三　工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等

四　特殊な構造の河川管理施設等で、国土交通大臣がその構造が第２章から第９章までの規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの

（計画高水流量等の決定又は変更があった場合の適用の特例）

第７４条　河川管理施設等が、これに係る工事の着手（許可工作物にあっては、法第２６条の許可。以下この条において同じ。）があった後における計画高水流量、計画横断形、計画高水位、計画津波水位又は計画高潮位（以下この条において「計画高水流量等」という。）の決定又は変更によってこの政令の規定に適合しないこととなった場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかったものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

（暫定改良工事実施計画が定められた場合の特例）

第７５条　河川整備基本方針において定められた河川の総合的な保全と利用に関する基本方針に沿って計画的に実施すべき改良工事の暫定的な工事の実施計画（以下「暫定改良工事実施計画」という。）が定められた場合においては、当該暫定改良工事実施計画において定められた高水流量、横断形、高水位、津波水位又は高潮位は、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ計画高水流量、計画横断形、計画高水位、計画津波水位又は計画高潮位とみなす。

（小河川の特例）

第７６条　計画高水流量が１秒間につき１００m3 未満の小河川に設ける河川管理施設等については、国土交通省令で定めるところにより、この政令の規定によらないものとすることができる。

（準用河川に設ける河川管理施設等の構造について市町村が参酌すべき基準）

第７７条　法第１００条第１項において準用する法第１３条第２項の政令で定める基準については、第２条から第７４条まで及び前条の規定を準用する。この場合において、第２条第４号、第８号及び第１１号中「河川整備基本方針に従って、過去」とあるのは「過去」と、同条第５号中「河川整備基本方針に従って、河川管理者」とあるのは「河川管理者」と、同条第７号中「河川整備基本方針に従って、計画高水流量」とあるのは「計画高水流量」と、同条第９号中「河川整備基本方針に従って、計画津波」とあるのは「計画津波」と、同条第１３号中「河川整備基本方針に定められた」とあるのは「河川管理者が定めた」と、第７３条第４号中「国土交通大臣」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

（５）河川管理施設等構造令施行規則（抜粋）

（昭和５１年１０月１日建設省令第１３号
最終改正　平成２５年７月５日　国土交通省令第５９号）

第１条～第１３条　（略）

（高規格堤防の構造計算）

第１３条の２　高規格堤防及びその地盤に関する構造計算は、河道内の水位が次に掲げる場合及び河道内の水位が高規格堤防設計水位以下で、かつ、水位が急速に低下する場合における荷重を採用して行うものとする。

一　平水位である場合

二　計画高水位である場合

三　高規格堤防設計水位である場合

２　高規格堤防の構造計算は、高規格堤防の表法肩から令第２１条第１項及び第２項の規定による天端幅の部分より堤内地側の部分の敷地である土地が、通常の利用に供することができるものであるものとして行うものとする。

（高規格堤防の構造計算に用いる設計震度）

第１３条の３　高規格堤防及びその地盤の滑りに関する構造計算に用いる設計震度は、第２条第４項の強震帯地域、中震帯地域及び弱震帯地域の区分に応じ、それぞれ０．１５、０．１２及び０．１０とする。

２　高規格堤防の地盤の液状化に関する構造計算に用いる高規格堤防の表面における設計震度は、前項に規定する値に１．２５を乗じて得た値とする。

３　河道内の水位が平水位を超え計画高水位以下である場合は、高規格堤防及びその地盤の構造計算に用いる設計震度は、前２項に規定する値の１／２の値とすることができる。

（高規格堤防に作用する荷重）

第１３条の４　第３条、第４条第１項及び第６条の規定は、高規格堤防及びその地盤に作用する荷重について準用する。この場合において、第３条及び第４条第１項中「ダムの堤体」とあるのは、「高規格堤防」と、第４条第１項中「貯留水」とあるのは、「河道内の流水」と、「次の表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる水位」とあるのは、「河道内の流水の水位」と、第６条中「ダムの堤体」とあるのは、「高規格堤防及びその地盤」と、「第２条第１項又は第２項の規定により定めた設計震度」とあるのは、「第１３条の３第１項に規定し、又は同条第２項の規定により定めた設計震度」と読み替えるものとする。

２　令第２２条の２の越流水によるせん断力は、高規格堤防と越流水との接触面において作用するものとし、次の式によって計算するものとする。

$\tau = Wo\ hs\ Ie$

この式において、τ、Wo、ｈｓ及びＩｅは、それぞれ次の数値表すものとする。

τ　越流水によるせん断力（単位　１㎡につき重量トン）

Wo　水の単位体積重量（単位　１m3 につき重量トン）

ｈｓ　高規格堤防の表面における越流水の水深（単位　m）

Ｉｅ　越流水のエネルギー勾配

（高規格堤防の安定性）

第１３条の５　高規格堤防は、第１３条の２第１項に規定する場合において、河道内の流水による洗掘に対し．必要な抵抗力を有するものとし、かつ、河道内の水位が高規格堤防設計水位である場合において、越流水によるせん断力による洗掘に対し、必要なせん断抵抗力を有するものとする。

２　高規格堤防は、第１３条の２第１項に規定する場合において、高規格堤防の内部及び高規格堤防の地盤面の付近における滑りに対し、必要な滑り抵抗力を有するものとする。

３　第１０条第２項の規定は、前項の滑り抵抗力について準用する。

４　高規格堤防は、第１３条の２第１項に規定する場合において、浸潤線が高規格堤防の裏側の

表面と交わらない構造とするものとし、かつ、高規格堤防の地盤面の付近における浸透に対し、必要な抵抗力を有するものとする。

５　高規格堤防の地盤は、河道内の水位が計画高水位以下である場合において、地震時の液状化に対し、必要な抵抗力を有するものとする。

（堤防の側帯）

第１４条　令第２４条に規定する側帯は、次の各号に掲げる種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより設けるものとする。

一　第１種側帯　旧川の締切箇所、漏水箇所その他堤防の安定を図るため必要な箇所に設けるものとし、その幅は、一級河川の指定区間外においては５m以上、一級河川の指定区間内及び二級河川においては３m以上とすること。

二　第２種側帯　非常用の土砂等を備蓄するため特に必要な箇所に設けるものとし、その幅は、５m以上で、かつ、堤防敷（側帯を除く。）の幅の１／２以下（２０m以上となる場合は、２０m）とし、その長さは、おおむね長さ１０mの堤防の体積（１００m3 未満となる場合は、１００m3 ）の土砂等を備蓄するために必要な長さとすること。

三　第３種側帯　環境を保全するため特に必要な箇所に設けるものとし、その幅は、５m以上で、かつ、堤防敷（側帯を除く。）の幅の１／２以下（２０m以上となる場合は、２０m）とすること。

（堤防に沿って設置する樹林帯の構造）

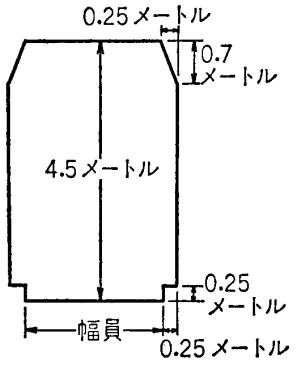
第１４条の２　令第２６条の２の堤防に沿って設置する樹林帯の構造は、堤内の土地にある樹林帯にあっては、成木に達したときの胸高直径が３０㎝以上の樹木が１０㎡あたり１本以上あるものその他洪水時における破堤の防止等の効果がこれと同等以上のものとする。

（堤防の管理用通路）

第１５条　令第２７条に規定する管理用通路は、次の各号に定めるところにより設けるものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合、堤防の全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものである場合又は堤防の高さと堤内地盤高との差が０．６m未満の区間である場合においては、この限りでない。

一　幅員は、３m以上で堤防の天端幅以下の適切な値とすること。

二　建築限界は、次の図に示すところによること。



（床止めの設置に伴い必要となる護岸）

第１６条　令第３５条に規定する護岸は、次の各号に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

一　床止めに接する河岸又は堤防の護岸は、上流側は床止めの上流端から１０mの地点又は護床工の上流端から５mの地点のうちいずれか上流側の地点から、下流側は水叩きの下流端から１５mの地点又は護床工の下流端から５mの地点のうちいずれか下流側の地点までの区間以上の区間に設けること。

二　前号に掲げるもののほか、河岸又は堤防の護岸は、湾曲部であることその他河川の状況等により特に必要と認められる区間に設けること。

三　河岸（低水路の河岸を除く。以下この号において同じ。）又は堤防の護岸の高さは、計画高水位以上とすること。ただし、床止めの設置に伴い流水が著しく変化することとなる区間にあっては、河岸又は堤防の高さとすること。

四　低水路の河岸の護岸の高さは、低水路の河岸の高さとすること。

（床止めの設置に伴い必要となる魚道）

第１６条の２　令第３５条の２の魚道の構造は、次に定めるところによるものとする。

一　床止め直上流部及び直下流部における通常予想される水位変動に対して魚類の遡上等に支障のないものとすること。

二　床止めに接続する河床の状況、魚道の流量、魚道において対象とする魚種等を適切に考慮したものとすること。

（可動堰の可動部の径間長の特例）

第１７条　令第３８条第３項に規定する場合における可動部の径間長は、同条第１項の規定による径間長に応じた径間数に１を加えた値で可動部の全長を除して得られる値以上とすることができる。ただし、可動部の径間長の平均値が３０ｍを超えることとなる場合においては、流心部以外の部分に係る可動部の径間長を３０m以上とすることができる。

（可動堰の可動部が起伏式である場合における可動部の径間長の特例）

第１８条　令第３８条第５項に規定する場合における可動部の径間長は、同条第２項に該当する場合を除き、ゲートの直高が２m以下の場合は、ゲートの縦の長さと横の長さとの比の値が１／１０値（１５m未満となる場合は、１５m）以上とすることができる。

（可動堰の可動部のうち土砂吐き等としての効用を兼ねる部分以外の部分の径間長の特例）

第１９条　令第３９条第２項に規定する場合における可動部の径間長は、可動堰の可動部のうち土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねる部分以外の部分（以下この条において「兼用部分以外の部分」という。）の径間長が計画高水流量に応じ、同条第１項の表の第４欄に掲げる値を１０m以上超えることとなる場合又はゲートの縦の長さと横の長さとの比の値が１／１５以下となる場合においては、当該径間長を同表の第４欄に掲げる値以上とすることができる。ただし、次の各号の１に該当する場合においては、可動部の径間長を当該各号に定める値以上とすることができる。

一　計画高水流量が１秒間につき５００m3 未満であり、かつ、兼用部分以外の部分の可動部の全長が３０m未満である場合

１２．５m

二　計画高水流量が１秒間につき２，０００m3 以上であり、かつ、兼用部分以外の部分の径間長が５０m以上である場合

令第３９条第１項の規定による径間長に応じた径間数に１を加えた値で兼用部分以外の部分の可動部の全長を除して得られる値

（可動堰の可動部のゲートに作用する荷重）

第２０条　第４条、第６条及び第７条の規定は、可動堰の可動部のゲートに作用する荷重について準用する。この場合において、これらの規定中「ダムの堤体」とあるのは、「可動堰の可動部のゲート」と、第４条第２項中「第２条第１項の規定により定めた設計震度」とあり、並びに第６条及び第７条中「第２条第１項又は第２項の規定により定めた設計震度」とあるのは、「第２０条第２項に規定する設計震度」と、第４条第１項中「次の表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる水位」とあるのは、「計画湛水位に風による波浪の影響等を勘案し必要と認められる高さを加えた水位」と、同条第２項中「令第５条第１項及び前項」とあるのは、「前項」と、第７条中「ダム」とあるのは、「可動堰」と、「ダムの非越流部の直上流部における水位」とあるのは、「計画湛水位」と読み替えるものとする。

２　可動堰の可動部のゲートの構造計算に用いる設計震度は、第２条第４項の強震帯地域、中震帯地域及び弱震帯地域の区分に応じ、それぞれ０．１２、０．１２及び０．１０とする。

３　可動堰の可動部のゲートについては、第１項に規定するもののほか、必要に応じ、洪水時又は高潮時における動水圧その他のゲートに作用する荷重を計算するものとする。

（可動堰の可動部が起伏式である場合におけるゲートの構造）

第２１条　可動堰の可動部が起伏式である場合におけるゲート（潮止めをその設置の目的に含む堰のゲートを除く。）の構造の基準は、前条に規定するもののほか、次に定めるところによるものとする。

一　ゲートの起立時における上端の高さは、計画横断形に係る低水路の河床の高さと計画高水位との中間位以下とすること。ただし、ゲートを洪水時においても土砂、竹木その他の流下物によって倒状が妨げられない構造とするとき、又は治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、ゲートの起立時における上端の高さを堤内地盤高又は計画高水位のうちいずれか低い方の高さ以下とすることができる。

二　ゲートの直高は、３m以下とすること。ただし、ゲートを洪水時においても土砂、竹木その他の流下物によつて倒状が妨げられない構造とするときは、この限りでない。

（堰の設置に伴い必要となる護岸等）

第２２条　第１６条および第１６条の２の規定は、堰の設置に伴い必要となる護岸及び魚道について準用する。この場合において、第１６条及び第１６条の２中「床止め」とあるのは、「堰」と読み替えるものとする。

（水門の径間長の特例）

第２３条　第１７条及び第１９条の規定は、河川を横断して設ける水門について準用する。この場合において、第１７条及び第１９条中「可動部」とあり、及び第１９条中「可動堰の可動部」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分」と読み替えるものとする。

（管理用通路としての効用を兼ねる水門の構造）

第２４条　令第５２条第２項の管理用通路としての効用を兼ねる水門の構造は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

一　管理橋の幅員は、水門に接続する管理用通路の幅員を考慮した適切な値とすること。

二　管理橋の設計自動車荷重は、２０ｔとすること。ただし、管理橋の幅員が３m未満の場合は、この限りでない。

（水門又は樋門の設置に伴い必要となる護岸）

第２５条　河川又は水路を横断して設ける水門又は樋門の設置に伴い必要となる護岸ほ、次の各号に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

一　水門が横断する河川に設ける護岸については、第１６条各号の規定を準用する。この場合において、同条第１号及び第３号中「床止め」とあるのは、「水門」と、同条第１号中「上流側」とあるのは、「当該水門が横断する河川の上流側」と、「下流側」とあるのは、「当該水門が横断する河川の下流側」と読み替えるものとする。

二　水門又は樋門が横断する河岸又は堤防に設ける護岸は、当該水門及び樋門の両端から上流及び下流にそれぞれ１０mの地点を結ぶ区間以上の区間に設けるものとし、その高さについては、第１６条第３号及び第４号の規定を準用する。この場合において、同条第３号中「床止め」とあるのは、「水門又は樋門」と読み替えるものとする。

（取水塔の設置に伴い必要となる護岸）

第２６条　取水塔の設置に伴い必要となる護岸は、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合を除き、取水塔の上流端及び下流端から上流及び下流にそれぞれ取水塔と河岸又は堤防との距離の１／２（令第６３条第１項の規定による基準径間長の１／２を超えることとなる場合は、基準径間長の１／２。１０m未満となる場合は、１０m）の距離の地点を結ぶ区間以上の区間に設けるものとし、その高さについては、第１６条第３号及び第４号の規定を準用する。この場合において、同条第３号中「床止め」とあるのは、「取水塔」と読み替えるものとする。

（大都市及びその周辺の区域）

第２７条　削除

（主要な公共施設に係る橋）

第２８条　令第６３条第２項の国土交通省令で定める主要な公共施設に係る橋は、次の各号に掲げるものに係る橋とする。

一　全国新幹線鉄道整備法（昭和４５年法律第７１号）第２条に規定する新幹線鉄道

二　道路法（昭和２７年法律第１８０号）第３条第１号に規定する高速自動車国道

三　前号に規定する道路以外の道路で幅員３０m以上のもの

（近接橋の特則）

第２９条　令第６３条第４項に規定する河道内に橋脚が設けられている橋、堰その他の河川を横断して設けられている施設（以下この項において「既設の橋等」という。）に近接して設ける橋（以下この条において「近接橋」という。）の径間長は、令第６３条第１項から第３項までに規定するところによるほか、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより近接橋の橋脚を設けることとした場合における径間長の値とするものとする。ただし、既設の橋等の改築又は撤去が５年以内に行われることが予定されている場合は、この限りでない。

一　既設の橋等と近接橋との距離（洪水時の流心線に沿った見通し線（以下この項において「見通し線」という。）上における既設の橋等の橋脚、堰柱等（以下この項において「既設の橋脚等」という。）と近接橋の橋脚との間の距離をいう。次号において同じ。）が令第６３条第１項の規定による基準径間長未満である場合においては、近接橋の橋脚を既設の橋脚等の見通し線上に設けること。

二　既設の橋等と近接橋との距離が、令第６３条第１項の規定による基準径間長以上であって、かつ、川幅（２００ｍを超えることとなる場合には、２００m）以内である場合においては、近接橋の橋脚を既設の橋脚等の見通し線上又は既設の橋等の径間の中央の見通し線上に設けること。

２　前項の規定によれば近接橋の径間長が７０m以上となる場合においては、同項の規定にかかわらず、径間長を令第６３条第１項の規定による基準径間長から１０ｍを減じた値以上とすることができる。

３　第１項の規定によれば近接橋の流心部の径間長が７０m以上となる場合においては、同項の規定にかかわらず、径間長の平均値を令第６３条第１項の規定による基準径間長から１０ｍを減じた値（３０m未満となる場合は、３０m）以上とすることができる。

（橋　面）

第３０条　令第６４条第２項の国土交通省令で定める橋の部分は、地覆その他流水又は波浪が橋を通じて河川外に流出することを防止するための措置を講じた部分とする。

（橋の設置に伴い必要となる護岸）

第３１条　橋の設置に伴い必要となる護岸は、次の各号に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

一　河道内に橋脚を設けるときは、河岸又は堤防に最も近接する橋脚の上流端及び下流端から上流及び下流にそれぞれ令第６３条第１項の規定による基準径間長の１／２の距離の地点を結ぶ区間以上の区間に設けること。

二　河岸又は堤防に橋台を設けるときは、橋台の両端から上流及び下流にそれぞれ１０ｍの地点を結ぶ区間以上の区間に設けること。

三　護岸の高さについては、第１６条第３号及び第４号の規定を準用する。この場合において、同条第３号中「床止め」とあるのは、「橋」と読み替えるものとする。

（管理用通路の保全のための橋の構造）

第３２条　令第６６条の管理用通路の構造に支障を及ぼさない橋（取付部を含む。）の構造は、管理用通路（管理用通路を設けることが計画されている場合は、当該計画されている管理用通路）の構造を考慮して適切な構造の取付通路その他必要な施設を設けた構造とする。ただし、管理

用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

（適用除外の対象とならない区域）

第３３条　令第６７条第１項の国土交通省令で定める要件に該当する区域は、橋の設置地点を含む一連区間における計画高水位の勾配、川幅その他河川の状況等により治水上の支障があると認められる区域とする。

（治水上の影響が著しく小さい橋）

第３４条　令第６７条第１項国土交通省令で定める橋は、次の各号に掲げるものとする。

一　高水敷に設ける橋で小規模なもの

二　低水路に設ける橋で可動式とする等の特別の措置を講じたもの

（暫定改良工事実施計画が定められた場合の特例）

第３５条　令第７５条に規定する暫定改良工事実施計画が定められた場合における令及びこの省令の規定の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。

一　堤防及び床止めについては、暫定改良工事実施計画において定められた高水流量、横断形、高水位、津波水位又は高潮位は、それぞれ計画高水流量、計画横断形、計画高水位、計画津波水位又は計画高潮位とみなすものとする。

二　堤防及び床止め以外の河川管理施設等については、令及びこの省令の規定を適用すれは当該河川管理施設等の機能の維持が著しく困難となる場合その他特別の事情により著しく不適当であると認められる場合においては、暫定改良工事実施計画において定められた高水流量、横断形、高水位、津波水位又は高潮位は、それぞれ計画高水流量、計画横断形、計画高水位、計画津波水位又は計画高潮位とみなすものとする。

（小河川の特例）

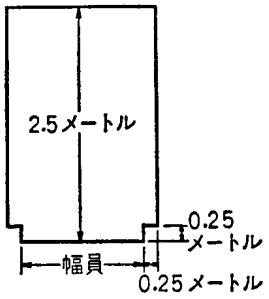
第３６条　令第７６条に規定する小河川に設ける河川管理施設等については、河川管理上の支障があると認められる場合を除き、次の各号に定めるところによることができる。

一　堤防の天端幅は、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が０．６m未満である区間においては、計画高水流量に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とすること。

項	計画高水流量（単位　１秒間につきm3 ）	天端幅（単位　m）
1	５０未満	２．０
2	５０以上　　１００未満	２．５

二　堤防の高さは、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が０．６m未満である区間においては、計画高水流量が１秒間につき５０m3 未満であり、かつ、堤防の天端幅が２．５m以上である場合は、計画高水位に０．３mを加えた値以上とすること。

三　堤防に設ける管理用通路は、川幅が１０m未満である区間においては、幅員は、２．５m以上とし、建築限界は、次の図に示すところによること。



四　橋については、令第６２条第２項中「２０m」とあるのは、「１０m」と、「２m」とあるのは、「１m」と、「１m」とあるのは、「０．５m」と読み替えて同項の規定を適用すること。

五　伏せ越しについては、令第７２条中「２０m」とあるのは、「１０m」と、「２m」とあるのは、「１m」と読み替えて同条の規定を適用すること。

（６）河川法の施行について

（昭和４０年３月２９日　建発河第５８号　建設事務次官通達）

河川法（昭和３９年法律第１６７号）及び同法の附属法令は、昭和４０年４月１日から施行されることとなったが、下記事項に御留意のうえ、同法の施行に遺憾なきを期せられるとともに、すみやかに関係事項を貴管下関係機関に周知方取り計らわれ、河川行政の運営の万全を期せられたく、命により通達する。

記

１　河川管理の基本方針について

河川の管理にあたっては、河川法（昭和３９年法律第１６７号、以下「法」という。）の基礎理念である水系一貫管理の原則に従い、水系に係る河川における治水及び利水の行政の統一を確保するとともに、その公共用物としての性格にかんがみ、国民の生命及び財産を災害から防護することにより公共の安全を保持し、かつ、その適正な利用を推進し及び利水関係の調整を図ることによって公共の福祉を増進するよう努めること。

２　（略）

３　（略）

４　（略）

５　（略）

６　（略）

７　（略）

８　（略）

９　河川の使用及び河川に関する規制について

河川の使用及び河川に関する規制については、河川の公共的性格にかんがみ、当該使用に係る事業の公益性、河川の保全及び既存の河川使用に対する影響等を総合的に考慮して河川の適正な利用を図るとともに、河川の管理に支障を及ぼす行為等の取締に万全を期すること。

なお、以下の諸点について、特に留意されたいこと。

（１）水利使用について

新規水利使用と既存の河川使用との調和を図るため、水利調整の制度が新設されたので、この制度の趣旨を十分理解し、適切な処分を行なうことにより、水利使用秩序の維持に努めるとともに、水資源の合理的な利用と開発に資すること。

（２）河川区域内の土地の占用について

河川区域内の土地の占用については、河川が公共用物として一般公共の用に供せられるべきものであることにかんがみ、公益優先の原則に従い、適切な処分等を行なうこと。

（３）土石の採取について

土石の採取の許可については、河川の保全、骨材需要、骨材供給源の保存等を総合的に考慮して、河川ごとに砂利採取基本計画の樹立に努め、事業の協同化等業者の指導についても遺憾なきを期すること。

１０　流水占用料等の徴収について

流水占用料等の徴収に関しては、下記によるものとすること。

（１）国の行なう事業については、流水占用料等を徴収しないこと。

（２）道路、公営の発電事業、水道事業及び工業用水道事業、かんがい並びに地方鉄道、軌道等の鉄道施設に係る流水の占用等についての流水占用料等の徴収に関しては、従前と同様の免除又は軽減の措置を講ずるものとすること。

（３）上記のほか、公益性の高い事業のためにする流水の占用等に係る場合その他必要と認める場合については、流水占用料等を免除又は軽減することができるものとすること。

１１　（略）

１２　（略）

１３　（略）

１４　（略）

１５　（略）

（７）河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について

（昭和４５年１０月７日　建設省河政発第１０５号　河川局水政課長通達
最終改正　平成１０年１月２３日　建設省河政発第５号、河計発第３号、
河環発第４号、河活発第２号、河開発第５号）

河川法施行令の一部を改正する政令（昭和４５年政令第２３５号。以下「令」という。）の施行については、昭和４５年９月１０日付け建設省河政発第１００号により河川局長名をもって通達したところであるが、同令の運用及び解釈にあたつて、下記の事項に留意のうえ、遺憾のないようにされたい。

記

第１　（略）
第２　（略）
第３　第１６条の４関係
一　第１項第１号関係
法第２６条第１項又は第２７条の許可を受けて行なう行為は、本号に該当しないものであること。
二　第１項第２号関係
１　汚物には、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体のほか燃えがら、汚でい等が含まれ、廃物には、建築廃材、産業廃棄物等が含まれるものであること。
２　汚水を樋門、樋管を通じて河川に排出する行為は、本号に該当せず、第１６条の５の規定による届出の対象となるものであること。
３　下記に掲げる行為は、「みだりに行なう行為」に該当しないものであること。
（１）河川の流水により貯水池、取水口、沈砂地に運ばれてくる汚物の処理
（２）道路事業その他の公共事業の施行に伴いやむを得ず行なわれる一時的な行為及び公共施設を管理し、若しくは利用する行為であって止むを得ないもの
（３）河川区域内の農地において行なわれる肥料の散布、漁網に付着したゴミの除去、伐採した下枝の放置等農業、林業又は漁業を営むために通常行なわれる行為
三　第１項第３号関係
１　自動車を入れることを禁止する場合には、必要に応じ重量等により区分し、その荷重に耐えられない区域又はその通行により保全上支障が生ずるおそれがある区域を指定すること。なお、本号により指定した土地の区域以外の土地において自動車の乗入れを防止する必要がある場合には、従来の例により必要な措置を講じて差支えない。
２　自動車のほか、牛馬等の有蹄の動物を指定することとし、それらの動物を入れることを禁止する河川管理施設（原則として、堤防とする。）についておおむね下記に例示する場合に指定するものとする。
（１）工事中（維持、修繕を含む。）
（２）新築又は改築後３年を経過していないこと。
（３）法面保護のために植えた芝が完全に定着していないこと。
（４）その他牛馬等を入れることにより法面の弱体化を助長するおそれのあること。
四　（略）
第４　（略）
第５　（略）
第６　（略）
第７　第１６条の８関係
１　本条に規定する「堆積」は多数を集合しておくことも含むものであること。
２　法第２４条に規定する河川区域内の土地において物件を堆積し、又は設置する場合は、本条のほか同条の許可を要すること。また法第２６条の許可を受けて工作物を設置する場合は、本条の許可を要しないこと。
３　本条の許可は、期間を限って許可する等実態に応じて包括的な許可を与えることができる

こと。

4　許可を要しない行為

（1）「日常生活のために必要な行為」とは、日常生活において通常行なわれる軽易な行為をいうものであること。

（2）「農業又は漁業を営むために通常行なわれる行為」とは、農具、漁具、農作物等の洗浄又は堆積等の農業又は漁業に伴って通常行なわれる軽易な行為をいうものであること。

（3）砂利採取法の認可採取計画に基づいて行なわれる行為については、河川管理者の行なう採取計画の認可が本条の許可とみなされること。

（4）本条ただし書の行為を指定する場合には、下記の行為が許可を要しない行為となるように措置すること。

①林業のため通常行なう行為（竹木の堆積を除く。）並びに道路事業その他の公共事業の施行に伴い、やむを得ず行なわれる一時的な行為及び公共施設を管理し、若しくは利用する行為であってやむを得ないもの

②河川の流水により貯水池、取水口等に運ばれてくる竹木を貯水池等の機能の保全のため引き上げ、河川区域内の土地に堆積する行為

5　許可の基準

物件の洗浄については、流水の正常な機能の維持が不可能となる場合又は他の河川の使用に支障を及ぼす場合以外は許可し、物件の堆積又は設置については、治水上支障を及ぼすおそれがある場合又は河川を汚損する場合以外は許可すること。

6　（略）

（８）河川法施行令の一部を改正する政令の施行について

（平成６年７月８日　建設省河政発第４４号　建設省河川局長通達
最終改正　平成１０年１月２３日　建設省河政発第４号）

河川法施行令の一部を改正する政令（平成６年政令第２２８号）及び河川法施行規則の一部を改正する省令（平成６年建設省令第２１号）が平成６年７月８日に公布されたところである。

今回の改正は、指定区間内の一級河川及び二級河川の整備の推進を図るためこれらの河川につき市長が河川管理者に代わって施行することができる河川工事に係る区域を広げるとともに、河川に関する規制をより合理的なものとするため河川区域内における土地の掘削等の行為で河川管理者の許可を要しないものとして取水施設の取水口における土砂等の排除等を追加したものである。

貴職におかれては、河川管理の適正な執行になお一層努めるとともに、市町村長による河川工事等の制度について、その改正の趣旨に従い、適正な運用が図られるよう、下記の事項に留意し、遺憾のないようにされたい。

なお、関係事項を貴管下市町村に周知方取り計らわれたい。

記

一　（略）

二　河川区域内における土地の掘削等の行為で河川管理者の許可を要しない軽易な行為の追加について

１　改正の趣旨について

今回の改正は、適法に設置された取水施設又は排水施設の通常の維持管理として行う行為で治水上又は利水上影響が少ないと認められる土砂等の排除及び竹木の現に有する治水上又は利水上の機能を確保する必要があると認められる区域として河川管理者が指定した区域以外の土地における竹木の伐採を、それぞれ許可を要しない軽易な行為とするものであり、いずれもこれらの行為に係る河川に関する規制をより合理的なものとするため改正したものであること。

２　取水口又は排水口の付近に積もった土砂等の排除について

（１）「機能を維持するため」とは、取水施設又は排水施設の有する河川から流水を取水する機能又は河川へ水を排出する機能について、これらの施設が設置された時点において有していた機能に回復させるためという意味であり、その回復に必要な範囲で行われるもののみを軽易な行為とすることを意図したものであること.

（２）「取水口又は排水口の付近」とは、取水口又は排水口の設置の態様やその河川の状況により異なるものの、取水口又は排水口の前面及びその周辺で、具体的には、通常取水口又は排水口を設置する際に当該取水口又は排水口の前面において河床を保護するために設けられる護床工の施されている範囲及びその周辺程度をいうものであること。また、取水口又は排水口の前面に護床工が施されていない場合においても、護床工が施されている場合と同様の範囲を想定して「付近」の範囲とされたいこと。

（３）この政令の公布後新たに河川区域内に取水施設又は排水施設の新築等を行うため法第２６条第１項等の規定に基づき許可申請等を行ってきた者に対しては、各河川管理者は、「機能を維持するため」行う土砂等の排除の意図する範囲及び当該取水施設又は排水施設の「取水口又は排水口の付近」の範囲について、許可を行う際に明らかにしておく必要があること。

（４）取水口又は排水口の付近に積もった土砂等の排除行為が、今回政令で定めた範囲や規模を超えて行われる場合には治水上の支障を生ずるおそれがあることから、政令で定めた軽易な行為の範囲内で行われているかなどについて通常の巡視活動において確認するなど、適正な河川管理を実施されたいこと。

（５）今回の改正により許可を要しないこととされた取水口又は排水口の付近に積もった土砂等の排除について、今回当該行為を法第２７条第１項の許可を要しない軽易な行為とした趣旨にかんがみ、当該行為を河川の維持として行う場合についても、令第１２条の「軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持」に該当する行為として、法第２０条の承認を要しない軽易な維持行為として取り扱うこと。

3　（略）
4　（略）

（９）河川法施行令の一部を改正する政令の運用について

（平成６年７月８日　建設省河政発第４５号、河治発第５７号
河川局水政課長、治水課長通達）

河川法施行令の一部を改正する政令（平成６年政令第２２８号）及び河川法施行規則の一部を改正する省令（平成６年建設省令第２１号）の施行については、「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について」（平成６年７月８日建設省河政発第４４号各地方建設局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長及び各都道府県知事あて河川局長通達）により通達したところであるが、その運用に当たっては、下記の事項に留意し、遺憾のないようにされたい。

なお、関係事項を貴管下市町村に周知方取り計らわれたい。

記

一　取水口又は排水口の付近に積もった土砂等の排除について（改正後の河川法施行令（昭和４０年政令第１４号。以下「令」という。）第１５条の４第１項第２号関係）

１　「取水施設」及び「排水施設」について

「取水施設」とは、河川から流水を取水する機能を有する施設を、「排水施設」とは河川へ水を排出する機能を有する施設をいうものであり、それらの機能を有するものであれば、それらの機能を果たすことを目的として設置されたものに限らないこと。

２　「土砂等」について

「土砂等」とは、土砂のほか、河川の流水の堆積作用により堆積した泥土、砂礫、樹木、ごみなどをいうものであること。

二　（略）

(10) 河川法の一部を改正する法律の施行について

（平成１０年１月２３日　建設省河政発第２号　建設事務次官）

河川法の一部を改正する法律（平成９年法律第６９号）及び同法の附属法令は、平成９年１２月１日から施行されることとなったが、下記の事項に留意の上、同法の施行に遺憾なきを期せられるとともに、速やかに関係事項を貴管下関係機関に周知方取り計らわれ、河川行政の運営に万全を期せられたく、命により通達す。

記

１．治水、利水及び環境の調和のとれた総合的な河川管理について

近年、河川環境に対する関心が高まってきており、河川管理者として、河川環境の整備と保全に対する要請に的確にこたえることが必要になってきている。

このため、治水及び利水の統一された河川管理を目的とするこれまでの河川法（昭和３９年法律第１６７号。以下「法」という。）について、その目的規定を抜本的に見直し、新たに河川環境の整備と保全を法の目的に位置付けるものである。

今後の河川の管理に当たっては、法の基礎理念である水系一貫管理の原則に従い、その公共用物としての性格にかんがみ、国民の生命及び財産を災害から防護することにより公共の安全を保持し、かつ、その適正な利用を推進し及び利水関係の調整を図るとともに、河川環境の整備と保全を含めた河川の総合的な管理を行い、公共の福祉を増進するよう努めること。

２．地域の意見を踏まえた河川整備の推進について

治水、利水及び環境の調和のとれた河川整備を推進し、地域の実情に応じた河川整備を進めるためには、河川整備に当たり、地域の意見が反映されるよう措置することが必要である。

このため、従来の工事実施基本計画を、河川整備を行うに当たっての長期的な基本方針及び河川整備の基本となるべき事項を定める河川整備基本方針と、具体的な河川整備に関する事項を定める河川整備計画に区分し、河川整備計画は、具体の施設の整備内容等について定めるものであることから、地方公共団体の長から意見を聴取する手続等の導入を図り、地域の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとしたものであり、河川整備計画の策定に当たっては、地域の意見を的確に反映するよう努めること。

また、このような趣旨を踏まえた上で、河川管理者は、次に掲げる事項に留意した上で、河川整備基本方針及び河川整備計画を策定するものとする。

（１）河川整備基本方針は、水系に係る総合的な保全と利用に関する基本方針を定め、河川整備の計画的な実施の基本となるべきものであるので、速やかに策定するものとすること。

（２）２以上の都府県にわたる水系に係る二級河川については、関係都府県知事が共同して一の河川整備基本方針を策定すること。

（３）河川整備計画は、河川整備基本方針に沿った当面の河川整備の具体的な内容を定め、河川整備の計画的な実施の基本となるべきものであるので、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を行う区間において速やかに策定するものとすること。

（４）都道府県知事は、一級河川の指定区間において河川整備計画を定める際には、関係地方建設局長又は北海道開発局長と密接な連絡を保つこと。

（11）河川法の一部を改正する法律等の施行について

（平成１０年１月２３日　建設省河政発第４号　建設省河川局長）

河川法の一部を改正する法律（平成９年法律第６９号）は、平成９年６月４日に、河川法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成９年政令第３４号）、河川法施行令の一部を改正する政令（平成９年政令第３４２号）及び河川法施行規則の一部を改正する省令（平成９年建設省令第１８号）は、それぞれ１１月２８日に公布され、いずれも平成９年１２月１日から施行されることとなった。

今回の河川法（昭和３９年法律第１６７号。以下「法」という。）の改正は、河川環境の整備と保全がされるよう、河川の総合的管理の内容の一つとして「河川環境の整備と保全」を位置付けるとともに、地域の実情に応じた河川の整備を推進するため、河川の整備に関し、長期的な整備の方針である河川整備基本方針と具体的な整備の計画である河川整備計画を定め、後者について、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映させるための手続を導入することとするほか、堤防又はダム貯水池に沿って設置する樹林帯の整備の促進のための制度の創設、異常渇水時における水利調整の協議及び水利使用者相互間の水の融通を円滑化するための措置等を講ずるものである。

また、今回の河川法施行令（昭和４０年政令第１４号。以下「令」という。）の改正は、河川整備基本方針及び河川整備計画の準則等を定めるなど法改正に伴う所要の改正のほか、河川区域内の動植物の生息地又は生育地を特に保全することが必要と認められる土地の区域を河川管理者が指定し、当該区域への自動車の乗入れ等を禁止することができることとするとともに、河川管理事務の効率化、地方分権の推進等の観点から、二級河川における改良工事のうち建設大臣の認可が必要な範囲を大幅に縮小すること等の改正を行ったものである。

今後、河川法等の施行に当たっては、上記の趣旨を踏まえ、下記の点に十分留意して、適切な運用に努められたい。

また、速やかに、関係事項を関係市町村長に周知方取り計らわれたい。

記

一　河川環境の整備と保全について（法第１条等関係）

近年、環境や地域づくりの観点から河川の持つ多様な自然環境や水辺空間としての機能等に着目し、適正に整備、保全された河川環境を享受しようとする要請が高まっており、

① 良好な河川環境の一層の整備と保全を図るには、河川の総合的な管理の内容の一つに「河川環境」を明確に位置付ける必要があること

② 特に、環境の中の重要な要素となっている河川内の生態系等の自然環境や景観等の観点からの整備及び保全は、「河川の適正な利用」や「流水の正常な機能の維持」ではなく、正面から「河川環境」として捉えることが適当であること

などから、河川法の目的に「河川環境」に関する事項を明記したものであること。

したがって、今後の河川の管理に当たっては、個別の河川の状況等を踏まえ、治水及び利水に、環境を含めた調和のとれた河川の総合的な管理が確保されるよう、適正に行われたい。

二　河川整備基本方針及び河川整備計画について（法第１６条及び第１６条の２関係）

改正前の河川法において、河川工事の計画的な実施についての基本となるべきものとして「工事実施基本計画」を定めることとされていたが、

① 河川の具体的な整備の姿がどのようなものになるかを関係地域に明らかにする必要があること

② 近年、良好な環境に関する国民のニーズが増大する中、治水、利水及び環境の調和のとれた河川整備を進めるためには、環境が比較的地先性の高いものであることを踏まえ、具体的な河川整備の計画について地方公共団体、地域住民等の意見を反映することが必要になっていること

③ 計画的な河川整備には、単に河川工事のみならず、河道維持のためのしゅんせつ、高水敷の立木の伐採等河川の維持も重要であり、河川の維持を含めた河川整備の全体像を示すことが求められていること

等から、従来の工事実施基本計画を、河川整備の基本となるべき方針に関する事項を定める河川整備基本方針と、当面の具体的な河川整備に関する事項を定める河川整備計画に区分し、河川整備計画については、地域の意向を反映させるために必要な措置を講ずることにより、水系一貫管理の原則を踏まえつつ、河川の特性と地域の風土・文化等の実情に応じた河川整備を進めていくこととしたものであること。

このような趣旨を踏まえ、河川整備基本方針では、当該水系の長期的な整備の基本方針と、計画高水流量等の河川整備の基本となるべき事項について簡潔に定めること。

また、河川整備計画は、河川ごとの特性を踏まえた整備がなされるべきであることから、画一的なものとならないよう留意すること。

三　樹林帯制度の創設について（法第３条、第６条、第２６条及び第２７条等関係）

１　樹林帯制度の趣旨

河川の堤防に沿った樹林には、洪水時の越水による堤防裏法尻部の洗掘の防止や破堤時における氾濫流の抑制による破堤部の拡大防止といった治水上の機能が、ダム貯水池に沿った樹林には、ダム貯水池への土砂や濁水の流入を防止することによる貯水池の堆砂の防止や貯留水の汚濁の防止といった治水上、利水上の機能がそれぞれ認められ、河川管理者による積極的な整備や管理が必要となっている。

樹林帯制度は、このような機能を有する樹林を、樹林帯として河川管理施設に明確に位置付けるとともに、樹林帯の区域の指定及び公示、河川区域における規制の緩和等所要の措置を講ずることにより、樹林帯の整備及び管理の円滑な推進を図るために創設したものであること。

２　樹林帯区域の法的性格並びに指定及び公示について

①　樹林帯区域について

法第６条第３項は、同条第１項第２号の特例として、河川管理施設の敷地である土地の区域である河川区域のうち、その管理する樹林帯の敷地である土地の区域について樹林帯区域として指定しなければならない旨規定したものであるが、法第２６条及び第２７条の規定による樹林帯区域に係る規制緩和を除き、その法的性格は通常の河川区域と同一であり、河川の使用及び河川の規制の規定が適用されるものであること。

②　河川保全区域との関係について

法第５４条第１項は、樹林帯自体が堤防等の河川管理施設を保全するためのものであり、河川保全区域の規制を課してまで樹林帯自体を保全する必要はないことから、河川保全区域による保全の対象となる河川管理施設から樹林帯を除く旨を規定したものであること。また、同条第３項は、樹林帯区域の指定がなされても河川保全区域の指定は本来保全すべき堤防等の河川管理施設から５０ｍ以内で行うよう、河川保全区域の指定範囲を規定する同項の河川区域から樹林帯区域を除く旨を規定したものであること。

なお、樹林帯区域と河川保全区域は重複して指定することはできないものであること。

③　特定樹林帯区域について

法第２６条第４項ただし書に規定する特定樹林帯区域は、樹林帯区域を指定する区域がその指定前において河川保全区域である場合等当該区域に隣接する堤防等の河川管理施設（樹林帯を除く。）を保全する必要がある場合において、通常の樹林帯区域と同様の規制緩和がなされると、工作物の新築、改築等の規制がなくなり堤防等の河川管理施設の保全に支障を来すおそれがあることから、このような区域について樹林帯区域を指定する場合には、河川保全区域であった時と同様の規制が行われるよう指定するものであること。

したがって、従前河川保全区域であった区域に樹林帯を設置し、樹林帯区域を指定する場合は原則として特定樹林帯区域を併せて指定するものであること。また、築堤等と併せて樹林帯を設置した場合であって、当該樹林帯区域が軟弱地盤である等河川管理施設を保全する必要がある場合においても原則として特定樹林帯区域を併せて指定するものであること。

④　樹林帯区域の指定及びその公示は、裸地等に植林する場合については、植栽事業が完了し、また、既存の樹林地については、、樹林地を買収し、又は法第３条第２項ただし書の同意等を得て、その敷地である土地の区域が河川区域となると同時に行うものとすること。

⑤　都道府県知事は、指定区間内の一級河川のうち指定区間外の一級河川との境界に係る部分について、樹林帯区域を指定し、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするときは、

あらかじめ、関係地方建設局長に協議すること。

四　渇水調整の円滑化のための措置について（法第５３条及び第５３条の２関係）

（略）

五　水質事故処理等の原因者施行・原因者負担制度の創設について（法第１８条及び第６７条関係）

（略）

六　不法係留船舶等の対策について（法第７５条等関係）

（略）

七　河川の台帳（河川現況台帳及び水利台帳）の磁気ディスク化について（令第４条関係）

（略）

八　動植物の生息地等を保全するための自動車の乗入れ等の規制について（令第１６条の４関係）

動植物の生息地又は生育地となっている河川において、河川敷等に自動車で乗り入れること等については、当該地域の動植物の生息又は生育に著しい支障が生じるなど河川管理上の問題があり、地域によっては、社会問題化していることから、河川管理の目的に河川環境の整備と保全が規定されたことに併せ、動植物の生息地又は生育地として特に保全する必要があるとして指定した河川区域内の土地の区域への自動車その他河川管理者が指定したものを入れることを禁止することができることとするものであること。

なお、この土地の区域については、河川の流水が存する土地の区域が含まれるものであること。

また、動植物の生息地又は生育地として特に保全する必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域に自動車その他河川管理者が指定したものを入れた者は、令第５９条第３号の規定に基づく罰則が適用されることとなるので、この点に留意して適正な区域の指定を行うこと。また、その取締りに当たっては、河川管理者は警察と相互に密接な連絡を保持し、その取締りの万全を期するものとすること。

九　二級河川に係る建設大臣の認可の範囲の縮小について（令第４６条関係）

地方分権推進の観点から二級河川についての国の関与を縮小するものであり、建設大臣の認可を要する河川工事を、安全性確保のための高度に技術的な観点からの審査を必要とするものに限定したものであること。

十　関係通達の一部改正について　　１

（略）

（12）河川法の一部を改正する法律等の運用について

（平成１０年１月２３日建設省河政発第５号、河計発第３号、河環発第４号、
河治発第２号、開発発第５号　河川局水政課長、河川計画課長、
河川環境課長、治水課長、開発課長通達）

河川法の一部を改正する法律（平成９年法律第６９号)、河川法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成９年政令第３４１号)、河川法施行令の一部を改正する政令（平成９年政令第３４２号）及び河川法施行規則の一部を改正する省令（平成９年建設省令第１８号）の施行については、「河川法の一部を改正する法律等の施行について」（平成１０年１月２３日建設省河政発第４号各地方建設局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長及び各都道府県知事あて河川局長通達）により通達されたところであるが、その運用に当たっては、下記の事項に留意し、遺憾のないようにされたい。

なお、関係事項を関係市町村長に周知方取り計らわれたい。

記

一　河川環境の整備と保全について

１　河川環境とは、河川区域内の「環境」であり、河川の自然環境と河川と人との関わりにおける生活環境を指すものであり、具体的には、以下のような内容であること。

イ　河川の水量及び水質

ロ　河川区域内における生態系

ハ　河川区域内におけるアメニティ、景観及び親水

２　河川環境の整備と保全の対象は、河川区域内の環境であり、具体的には以下のような内容であること。

イ　河川環境の整備とは、自然を活かした川の整備、水質の浄化、親水性の確保等により積極的に良好な河川環境を形成すること

ロ　河川環境の保全とは、水質の維持、優れた自然環境や景観の保全、河川工事等による河川環境に与える影響を最小限度に抑えるための代償措置等により良好な河川環境の状況を維持すること

二　河川整備基本方針及び河川整備計画について

１　河川整備基本方針の策定について

①　河川整備基本方針で定める内容

河川整備基本方針では、その管理する河川について、河川の整備（河川工事及び河川の維持）を行うに当たっての長期的な基本方針及び河川の整備の基本となる事項を定めるものであり、具体の施設の整備内容等については、この河川整備基本方針に沿って策定される河川整備計画で住民等の意見を聴取して定めること。

②　河川整備基本方針で定める事項

河川整備基本方針の「当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」は以下のことを踏まえ策定すること。

当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針の内容は、当該河川の洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項であること。

河川環境の整備と保全に関する事項は、河川法施行令（昭和４０年政令第１４号。以下「令」という。）第１０条第３号に規定すろ事項を総合的に考慮した上で、当該河川の河川環境の特性を踏まえて記載すること。

２　河川整備計画の策定について

①　河川整備計画の策定単位

河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について定めるものであり、その策定単位は、一連の河川整備の効果が発現する単位として原則以下のとおりとすること。

イ　一級河川の指定区間外は、水系ごとを基本とすること。
ロ　一級河川の指定区間は水系ごと又は本川及び１次支川の流域ごと、二級河川は概ね水系ごとを基本とし、ダム等の洪水調節施設の設置箇所も含めること。
ただし、河川の状況に応じ上記単位によらないことができるものであること。
また、一級河川の指定区間及び二級河川において左右岸の河川管理者が異なる区間では共同して一の河川整備計画を策定すること。

② 河川整備計画で定める事項
河川整備計画で定める事項及び策定の考え方は以下のとおりとすること。

イ　計画対象区間
ロ　計画対象期間
河川整備計画で定める整備内容の計画対象期間は、一連区間において河川整備の効果を発現させるために必要な期間とし、おおよそ計画策定時から２０～３０年間程度を一つの目安とすること。
ハ　河川整備計画の目標に関する事項
河川整備計画の目標に関する事項の内容は、河川整備計画で対象とする期間における、洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項であること。
なお、これら３項目は互いに密接に関連していることから、項目の立て方は、各河川ごとの状況に応じてそれぞれ設定するものであること。
（１）洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
令第１０条第１号に規定する事項を総合的に考慮した上で、当該区間の氾濫区域の人口、資産、上下流及び他河川の整備状況等を踏まえ、バランスのとれた目標を定めること。
（２）河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
令第１０条第２号に規定する事項を総合的に考慮した上で、当該区間の河川の利用状況、正常流量の確保状況等を踏まえて、当面確保する正常流量その他必要な事項を定めること。
（３）河川環境の整備と保全に関する事項
令第１０条第３号に規定する事項を総合的に考慮した上で、当該河川の河川環境の特性を踏まえて、当面の期間における河川環境の整備と保全に関する事項を定めること。
ニ　河川の整備の実施に関する事項
地域の意見を踏まえ、地域の実情に応じた河川整備を実施するため、計画対象期間中の個々の河川工事並びに河川の維持について令第１０条に規定する事項を総合的に考慮した上で具体的に定めることとすること。
なお、令第１０条の３第２号イにおいて、具体の河川整備に当たっての詳細な断面形を定めること。

③ 河川整備計画の作成に当たっての留意事項
河川整備計画の策定に当たっては、当該計画が地域住民等に十分に理解され、地域の意見を踏まえたものとすることが重要であることから、「②　河川整備計画で定める事項」の記載に当たっては、住民等に分かりやすい内容となるよう工夫を行うとともに、当該河川並びに流域の特性、現状での課題等を記載し、当該計画に定める河川整備の必要性、考え方が分かるようにすること。
また、河川整備計画の策定に際しては、策定に当たっての根拠となったデータ等の情報公開に努めるとともに、必要に応じ、河川整備による効果、河川整備計画で定める目標を達成するための代替案との比較等を説明すること。

④ 河川整備計画の策定の手続について
イ　河川整備計画の策定に当たって、規模が小さい河川で小規模な工事しかなく河川への影響が小さい場合や計画策定前より地域の要望が出されており、改めて住民の意見聴取等を行う必要がない場合等があることから、河川法（昭和３９年法律第１６７号。以下「法」という。）第１６条の２第３項及び第４項において「必要があると認めるときは」

としたものであるが、両項の規定を設けた趣旨を踏まえ、適切な運用を図ること。

ロ　法第１６条の２第４項の関係住民とは、河川整備計画が対象とする区間と関係のある地域の住民であり、主として、当該河川の流域や洪水の氾濫想定地域内の関係者が想定されるが、個々の河川の特性、河川整備内容等を踏まえ、適切に判断すること。

また、具体の必要な措置としては、公聴会、説明会の開催等、河川の規模、地域の実情等を踏まえ、適切に実施すること。

⑤　河川整備計画の変更について

河川整備計画は、流域の社会情勢の変化や地域の意向等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行い、必要に応じて変更するものであること。

３　河川整備基本方針及び河川整備計画の公表について

河川整備基本方針は河川の整備の基本となるべき事項を定めるものであり、また、河川整備計画は当該河川の具体的な河川整備の内容を明らかにするものであることから、例えば、河川整備基本方針及び河川整備計画を決定又は変更した旨を官報又は公報に掲載することや、本文を事務所等へ備え置く等により、広く一般に周知されるよう適切に措置すること。

三　樹林帯制度の創設について

１　樹林帯制度について

樹林帯は、法第３条に規定するように「堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するもの」であるが、具体的には次のような河川管理上の効用を有するものであること。

①　堤内の土地に堤防に沿って設置する樹林帯にあっては、越水による洗掘の防止及び氾濫流による破堤部の拡大の防止による堤防の機能の維持・増進を図ることを通じ、洪水による災害の発生を防止・軽減すること（なお、堤防に沿って設置する樹林帯は利水上の機能を有するものではない)。

②　ダム貯水池に沿って設置する樹林帯にあっては、ダム貯水池への濁水の流入を防止することにより貯留水の汚濁を防止すること及び土砂の流入を防止することにより貯水池の堆砂を防止すること。

また、樹林帯は樹林により構成される河川管理施設であるため、河川管理施設の土地の区域界が従前の河川管理施設とは異なり外形上明確でないため、樹林帯の敷地である土地の区域（樹林帯．区域）を指定し、公示することとするとともに、通常冠水しない堤内地等にある樹林帯については、現行の河川区域内における工作物の新築等の許可に係る規制のうち、樹林帯の機能を確保する上で必要のないものについては許可を受けることを要しないものとしたものであること。

２　樹林帯の整備について

①　堤防に沿って設置する樹林帯は、破堤・氾濫により著しい被害を生ずるおそれのある場合に、越水時における洗掘の防止による破堤の防止及び破堤時において氾濫流による破堤部の拡大の防止を図るために設置するものであること。また、、ダム貯水池に沿って設置する樹林帯は、従前より行われている法面保護工等に代替する工法の一つとして、樹林の整備によりダム貯水池への濁水や土砂の流入の防止を図るために設置するものであること。

②　河川法施行規則（昭和４０年建設省令第７号。以下「規則」という。）第１条第１号の「おおむね２０メートル以内」及び同条第２号の「おおむね５０メートル以内」とは、いずれも土地の勾配を考慮した斜距離であること。

③　法第６条第３項にある「その管理する」とは、権原を有し又は法第３条第２項ただし書により権原に基づき管理する者の同意を得て管理するものであり、原則として、権原の取得は買収によること。

従って、樹林帯の整備は、既存の樹林地につき、それを買収し、又は樹林帯として管理することにつき権原に基づき管理する者の同意を得る場合と、裸地等の無樹林地を買収又は借地し、河川管理者が植林を行う場合があること。

④　樹林帯は堤防又はダム貯水池に隣接して設置するものであること。なお、ダム貯水池に沿って設置する樹林帯は、道路（農道又は林道を含む）が規則第１条第２号の土地の範囲内にある場合は、道路の下方部のみに設置するものとすること。また、遊歩道等の小

規模な施設以外は堤防又はダム貯水池と樹林帯の間に置かないこと。

３　樹林帯区域の指定及び公示について

①　樹林帯区域の指定をしようとする土地の区域が既に河川保全区域に指定されている場合にあっては、樹林帯区域の指定と併せて当該河川保全区域の指定の廃止を行うものとすること。

②　樹林帯区域（特定樹林帯区域を含む。以下④及び⑤において同じ。）の指定の公示が行われたときは、速やかに、規則別記様式第１河川現況台帳調書（丙の３の５（特定樹林帯区域にあっては、丙の３の６））及び河川現況台帳の図面に樹林帯区域の区間及び幅がわかるよう必要な記載を行うこと。

③　樹林帯区域は、現地における当該区域の範囲等を明らかにするため、樹林帯区域の位置、範囲及び規制行為等を掲示する立札を現地に設置すること。

④　地方建設局河川部長又は北海道開発局建設部長は、指定区間外の一級河川について、樹林帯区域を指定し、又はこれを変更し、若しくは廃止する必要があると認めるときは、建設省河川局水政課長に対し、次に掲げる図書を添付して、その旨を申し出ること。

イ　公示案
ロ　位置図
ハ　縮尺２５００分の１の実測平面図
ニ　樹林帯の事業計画の概要
ホ　その他参考となるべき事項を記載した図書

⑤　不動産登記法（明治３２年法律第２４号）第９０条が改正され、土地又はその一部が樹林帯区域となった場合には、登記簿上表題部に、河川区域内である旨の表示に加え、樹林帯区域内の土地である旨の表示も記載されることとされたところである。

このため、樹林帯区域の指定を行ったときは、別途送付する照会回答に従い、不動産登記法第９０条第１項及び第２項の規定に基づき、遅滞なくその旨の登記を嘱託すること。

なお、樹林帯区域の変更又は廃止により土地の全部又は一部が樹林帯区域内の土地でなくなったときも、別途送付する照会回答に従い、同条第３項の規定に基づき、遅滞なく当該登記の抹消を嘱託すること。

４　樹林帯区域の許可関係について

①　法第２６条第１項に基づく工作物の新築又は改築の許可について

特定樹林帯区域における工作物の新築等の許可に当たっては、次に掲げる事項について審査すること。

イ　当該工作物の荷重により堤防の荷重バランスを崩さないものであること。
ロ　基盤満水の原因とならないものであること。
ハ　止水性のある工作物にあっては、堤防内の浸潤面の上昇の程度を把握し、堤防の法面の崩壊の原因とならないこと。

②　法第２７条第１項に基づく土地の掘削等の許可について

イ　樹林帯区域における土地の掘削等の許可に当たっては、当該行為が、堤防に沿って設置された樹林帯にあっては氾濫流の、ダム貯水池に沿って設置された樹林帯にあっては表層水又は伏流水の変流等の原因となること等により、樹林帯の機能に悪影響を及ぼすおそれのないことを審査し判断すること。

ロ　特定樹林帯区域における土地の掘削等の許可に当たっては、上記イに加え、次に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。

（１）掘削及び切土について
　a　当該掘削及び切土により堤防の荷重バランスを崩さないものであること。
　b　基盤満水の原因とならないものであること。

（２）盛土について
　a　堤防法尻に滞水することのないよう雨水等の排水に考慮したものであること。
　b　河川管理施設の維持管理上支障がないこと。

③　その他

樹林帯区域内の土地における工作物の新築、改築及び除去は、法第２６条第４項により許可を要しないものとされているが、樹木の伐採を伴うものは、法第２７条第１項の許可

が必要であること。
また、工作物の新築若しくは改築のためにする土地の掘削又は工作物の除却のためにする土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すものであっても、樹木の伐採を伴うものは、法第２７条第１項の許可が必要であること。

四　渇水調整の円滑化のための措置について

（略）

五　水質事故処理等の原因者施行・原因者負担制度の創設について

（略）

六　不法係留船舶等の対策について

（略）

七　河川の台帳（河川現況台帳及び水利台帳）の磁気ディスク化について

（略）

八　動植物の生息地等を保全するための自動車の乗入れ等の規制について

１　指定基準について

動植物の生息地又は生育地として特に保全する必要がある区域で、自動車を乗り入れること等により、動植物の生息地又は生育地が回復できないほどの影響が生じると認められる場合において、指定するものとすること（以下指定された区域を「生息・生育地保全区域」という。）。

２　指定する場合の留意事項について

①　「河川環境管理基本計画の策定について」（昭和５８年６月２８日付け建設省河計発第５２号）に基づき河川環境管理の協議会等が設置されている場合には、当該協議会の意見を聴いた上で生息・生育地保全区域を指定すること。

②　生息・生育地保全区域の指定は、既往文献、河川水辺の国勢調査等を活用し、動植物の生息地又は生育地の状況を十分に確認した上で行うこと。

その範囲は、動植物の生息地又は生育地を保全するのに必要な範囲の土地となるようにすること。

３　指定する区域の公示等について

生息･生育地保全区域を指定する場合には､規則第１８条の６により当該区域を明示して、地方建設局長等にあっては官報に、都道府県知事にあってはその統括する都道府県の公報に掲載して行うほか、生息・生育地保全区域の周辺の見やすい場所に掲示して行うこととされたところであるが、その表す範囲が明確なものとなるよう公示すること。この場合、生息・生育地保全区域を平面図に明示して行う方法（指定しようとする区域を着色することにより範囲を明確に示す方法）が望ましいこと。

また、一級河川の指定区間外の区間においては、官報に掲載して公示することとされていることから、公示する必要のある区域について、河川局水政課を経由して官報報告主任（建設大臣官房文書課長）にその手続をとることを要請するよう準備等を進めること。

九　二級河川に係る建設大臣の認可の範囲の縮小について

法第７９条第２項及び令第４６条において、改正前の河川法及び河川法施行令においては、工事実施基本計画において定められた河川の総合的な保全と利用に関する基本方針に沿って計画的に実施すべき改良工事について建設大臣の認可を必要としていたが、今回の改正では、地方における施工実績や地方分権の趣旨を踏まえ、施設の安全性について高度な技術的観点から認可が必要なダム及び地下に設ける河川管理施設（水圧管路）に限定するものであること。

十　関係通達の一部改正について

（略）

（13）河川環境管理基本計画の策定について

（昭和５８年６月２８日　建設省河計発第５２号　建設省河川局長通達）

近年、河川の流域は都市化の進展、生産活動の拡大等によって急激に変ぼうし、これに伴って河川環境が著しく変化するとともに、地域社会の河川環境に関する要請も一層増大し、かつ、多様化するに至っており、河川環境の適正な管理は、重要な課題となっている。

このため、昭和５６年３月に建設大臣から河川審議会に「河川環境管理のあり方」について諮問をし、同年１２月に答申を受けた。

以来、この答申の趣旨を踏まえてその具体化について検討を進めてきたところであるが、このたび河川環境の管理に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的事項を定める「河川環境管理基本計画」について別添のとおり、策定方針を定めたので、貴管内の河川のうち、河川環境が地域社会の生活環境の形成に特に重要な役割を果たしている河川については、本計画の策定を行うとともに、河川環境の適正な管理に努められたい。

（河川環境管理基本計画策定方針）

１　河川環境管理基本計画（以下「基本計画」という。）は河川の治水及び利水機能を確保しつつ河川環境の管理に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な事項を定めるものである。

基本計画は、河川の水量及び水質、河川空間等に関する河川環境の適正な管理の観点から、河川管理者がこれを策定し、良好な河川環境の整備、誘導等に資するものであること。

２　基本計画は水系又は主要な河川ごとに策定するものとし、策定に当たっては当該河川に係る工事実施基本計画等の治水及び利水に関する計画に基づくとともに、基本計画と密接に関連する他の法令等による計画との整合を図るものとすること。

３　基本計画には地方公共団体等が主体となり実施される事業等も含まれることから計画策定に当たっては河川管理者、関係地方公共団体等から構成される河川環境管理の協議会等を設置し、その意見を聴くものとすること。

なお、基本計画に定める基本的事項のうち水環境管理に係る事項については、水質汚濁防止連絡協議会等の意見を聴くものとすること。

また、基本計画を策定したときは速やかに本職に報告するものとすること。

４　基本計画には、以下の基本的事項を定めるものとすること。

（１）水環境管理に係る基本的事項

（イ）水量及び水質の総合的管理に関する基本構想

（ロ）水量及び水質の監視に関する計画

（ハ）河川管理施設の管理に関する計画

（ニ）許可工作物の管理に関する計画

（ホ）水環境の改善のための事業の実施に関する計画

（ヘ）水環境に関連する他の施策との調整に関する方針

（ト）その他水環境管理に係る重要な事項

（２）河川空間環境管理に係る基本的事項

（イ）河川空間の適正な保全と利用に関する基本構想

（ロ）河川空間の整備のための事業の実施に関する計画

（ハ）河川工事及び占用許可等に当たって配慮すべき事項

（ニ）河川空間管理に関連のある他の施策との調整に関する方針

（ホ）その他の河川空間環境管理に係る重要な事項

ただし、河川の水環境及び空間環境の現状、流域の現状並びにこれらの将来見通し並びに河川環境管理に関連する施策の実施状況等を総合的に勘案して、当分の間、水環境管理に係る基本的事項又は河川空間環境管理に係る基本的事項のうちいずれか一方の事項を定めること又は基本事項の一部を定めることができるものとすること。

（14）河川管理施設等構造令及び同令施行規則の施行について

（昭和５１年１１月２３日　建設省河政発第７０号　建設省河川局長通達
最終改正　平成１０年１月２３日　建設省河政発第８号）

河川管理施設等構造令（昭和５１年政令第１９９号。以下「令」という。）及び河川管理施設等構造令施行規則（昭和５１年建設省令第１３号。以下「規則」という。）は、昭和５１年１０月１日から施行されたが、貴職におかれては、令及び規則の施行にあたり、下記の諸点に留意して、遺憾のないようにされたい。また、関係事項を貴下市町村に周知方取り計らわれたい。

記

１　令第１条（この政令の趣旨）関係

（１）令は、河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）の構造に関し、河川管理上必要とされる一般的技術的基準を明らかにしたもので、これらの施設は、単に新築又は改築時のみならず、その存続期間中は、常に令の基準を満たすべきものとすること。

（２）令は、河川管理施設等の構造に関し、河川管理上必要とされる基本的基準を定めたものであるから、許可工作物について河川法（昭和３９年法律第１６７号。以下「法」という。）第２６条第１項の許可を行う場合には、当該許可工作物の構造が令の基準を満たしているかどうかの審査は当然のこととして、許可工作物の設置又は設計について別に定める基準等を考慮のうえ総合的に河川管理上の判断を行うものとすること。

２　令第二条（用語の定義）関係

（１）設計洪水位について

イ「２００年につき１回の割合で発生するものと予想される洪水の流量」を求める場合において、ダムの実状によりこの流量を求めることが困難なときは、当該ダムに係る流域において１００年につき１回の割合で発生するものと予想される洪水の流量に１．２を乗ずることにより、この流量を求めることができるものとすること。

ロ「当該ダムに係る流域と水象若しくは気象が類似する流域のそれぞれにおいて発生した最大の洪水に係る水象若しくは気象の観測の結果に照らして当該地点に発生するおそれがあると認められる洪水の流量」を求める場合において、水象の観測の結果に照らして流量を求めるときは別途通知する比流量図によることができるものとし、気象の観測の結果に照らして流量を求めるときは流出解析において近傍のいくつかの流域のそれぞれにおいて発生した最大の洪水を生じさせた気象現象の観測資料を用いることができるものとすること。

ハ　洪水調節をその設置の目的に含まないダムの貯水池の貯留効果は、当分の間洪水吐きゲートを有せず、かつ、流域面積に比べ貯水池面積の著しく大きなダムの設計洪水位を求める場合についてのみ考慮するものとし「貯水池の貯留効果」の算定方法は、別途通知するところによるものとすること。

（２）計画高水流量等について

許可工作物が設置される地点の計画高水流量、計画横断形、計画高水位又は計画高潮位（以下「計画高水流量等」という。）は、次に定めるところにより取り扱うものとすること。

イ　河川整備基本方針（以下「基本方針」という。）が既に定められている河川については、基本計画に定められた主要地点の計画高水流量等を基準として上下流における河川の状況及び水利用状況等を総合的に判断して河川管理者が定めるものとすること。

ロ　基本計画を改訂する予定の河川については、あらかじめ関係部局（基本方針を定める場合における関係部局のうち当該許可工作物に係る事業を所管するものをいう。以下ハにおいて同じ。）の了解を得ることによって予定されている基本方針の内容により運用するよう努めるものとすること。

この場合において、当該基本方針の改訂の手続は、おおむね３年以内に完了するものとすること。

ハ　基本方針が定められていない河川であつて、改修計画が定められているものについては、

基本方針が定められるまでの間、関係部局の了解を得ることによって、当該改修計画の内容により運用するよう努めるものとすること。
この場合においても、基本方針策定の手続は、おおむね３年以内に完了するものとすること。

ニ　基本方針が定められていない河川であって、河川改修工事の予定のないものについては、原則として、現況に則して運用するものとすること。
この場合においては、許可工作物の新築又は改築によって災害が新たに発生又は助長されることのないよう十分留意するものとすること。

３　（略）
４　（略）
５　（略）
６　（略）
７　（略）
８　（略）

９　令第１７条（適用の範囲）関係

（１）越流堤、背割堤、導流堤等については、事例も少なく、特殊なものであるので、令において一般的な基準を設けていないものであるが、その構造については、個別に検討を行い、それぞれの目的に応じ、安全な構造のものとすること。

（２）第三章の規定の適用を受ける堤防のうち堤防の高さと堤内地盤高との差が０．６ｍ未満である区間のものについては、令第２１条、令第２２条等において、令の適用がないものとされているが、その構造については、管理用通路の構造等を考慮して適切な構造のものとすること。

10　令第２４条（側帯）関係

第３種側帯を設けるにあたっては、農地の保全その他地域の土地利用との調和に十分留意するものとし、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号。以下「農振法」という。）第８条第２項第１号の農用地区域に設ける場合において、一級河川の指定区間外にあっては地方農政局に、一級河川の指定区間内及び二級河川にあっては都道府県の農振法担当部局に事前に協議するものとすること。また、第３種側帯は、国有林野（林野庁所管の国有林野及び官行造林地をいう。）、都道府県知事のたてる地域森林計画の対象林、保安林（予定森林を含む。）及び保安施設地区（予定地区を含む。）には設けないものとすること。

11　令第３２条（連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例）関係

連続しない工期を定めて築造される堤防については、第３章の規定を準用し、本条に規定するところにより定まるそれぞれの段階における計画高水位以下の水位の流水の通常の作用に対して安全な構造となるよう所要の措置を講ずるものとすること。

12　令第３７条（流下断面との関係）関係

可動堰の可動部以外の部分及び固定堰は、流下断面内に設けてはならないものであるが、堰の機能を確保するためには河床の状況等により計画横断形又は計画縦断形の変更を要すると認められる場合は、治水上支障のない範囲内において、それらの計画を変更するものとすること。

13　令第６８条（適用の範囲）関係

本条に規定する伏せ越しとは、水路等が河川と交差する場合において、サイフォン構造で河底を横過するものをいい、その他の河底横過物は含まれないものであること。

14　令第７４条（計画高水流量等の決定又は変更があつた場合の適用の特例）及び附則第２項（経過措置）関係

（１）改築について

河川管理施設等の施設全体にわたる改造工事については、本条及び本附則にいう「改築」に該当するものとして取り扱うものとすること。なお、部分的な改造工事については、令及び規則の適用がないものであるが、できるだけ令及び規則に定める基準に準拠するよう努め

るものとすること。
（２）　（略）

15　令第７５条（暫定改良工事実施計画が定められた場合の特例）関係

（１）　（略）
（２）暫定計画が定められた場合においても、堤防及び床止め以外の河川管理施設等については、原則として、基本方針に従って令及び規則が適用されるものであること。しかしながら、当該施設の設置地点における計画河床の高さと現状の河床の高さとが著しく異なり施設の機能の維持が著しく困難な場合又は近い将来当該施設の設置地点を含む区間につき基本方針に基づく河川改修工事を行う予定がない場合等特別の事情があると認められるときは、（３）に定める場合を除き、規則第３５条第２号に基づき暫定計画に従って令及び規則が適用されるものであること。
（３）堤防及び床止め以外の河川管理施設等のうち規則第２８条に規定する橋その他の将来の河川改修工事に伴う改築が著しく困難な施設については、常に基本方針に従って令及び規則が適用されるものであること。

16　その他

（１）河川改修工事と許可工作物の設置との調整等
イ　計画横断形に合せて許可工作物を設けることにより当該施設の機能が著しく阻害されることとなるおそれがある場合においては、当該施設の設置時期に合せてその機能を確保するために必要な河川改修工事を施行するよう努めるとともに当該施設の設置時期についても調整を行うものとすること。
ロ　イに定める措置を行うことが困難な場合においては、次の取扱いによるものとすること。
ａ　河川改修工事の施行時期が著しく遅れる場合で、かつ、暫定計画によって改修効果を早期に発揮することが治水上適当であると認められる河川の区間に許可工作物の設置地点が含まれる場合には、暫定計画を定め、河川改修工事の施行時期をできるだけ早めるよう努めるとともに当該施設の設置時期の調整を行うものとすること。
ｂ　暫定計画により河川改修工事を行うことが適当でない場合又はａで定める方法によってもなお河川改修工事の施行時期と許可工作物の設置時期との調整が困難である場合は、当該施設の管理者と協議して、当該施設の機能の確保のため、暫定的な上げ越し構造とする等必要な措置を定めるものとすること。
ハ　計画横断形が川幅を拡げる計画であり、かつ、許可工作物の設置時期に合わせて当該計画横断形に係る河川改修工事を施行することができない場合は、許可工作物については、将来の河川改修工事に著しい手戻りを生じないよう令及び規則に抵触しない範囲で、現況の河川内の部分のみを施行することができるものとすること。
ニ　法第２０条の規定により土地改良事業等として河川管理施設等の新築又は改築が行われる場合において、おおむね５年以内に河川改修工事の予定のある区間にあっては、災害が新たに発生又は助長されるおそれがなく、かつ、河川改修工事に著しい手戻りが生じない範囲で、令第７３条第２号に規定する臨時に設けられる河川管理施設等として、またその他の区間にあっては、原則として暫定計画を定め、これに基づく工事としてそれぞれ取り扱うことができるものとすること。
この場合における暫定計画は土地改良事業等の計画を十分尊重して定めるものとすること。
（２）準用河川
準用河川に設置される河川管理施設等については、省令が制定されるまでの間においても、構造上の安全性を確保するため、できるだけ令及び規則の基準に準拠するものとすること。
（３）その他
その他の令及び規則の施行について必要となる事項については、別途関係課長からの通達等をもつて明らかにするものであること。

（15）河川管理施設等構造令及び同令施行規則の運用について

（昭和５２年２月１日　建設省河政発第５号、河治発第６号
建設省河川局水政課長、治水課長通達
最終改正　平成１１年１０月１５日建設省河政発第７４号、
河計発第８３号、河治発第３９号）

河川管理施設等構造令（昭和５１年政令第１９９号。以下「令」という。）及び河川管理施設等構造令施行規則（昭和５１年建設省令第１３号。以下「規則」という。）の施行については、昭和５１年１１月２２日付け建設省河政発第７０号をもって河川局長より通達されたところであるが、令及び規則の運用にあたっては同通達によるほか、下記の事項に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

記

１　令第２条（用語の定義）関係

河川整備基本方針（以下「基本方針」という。）が定められていない二級河川に許可工作物を設ける場合の取扱いについては、昭和５１年１１月２２日付け建設省河政発第７０号による河川局長通達（以下「局長通達」という。）２（２）ハに定めるところによるほか、次に定めるところによるものとすること。

（１）現に河川改修工事を実施している場合及び現に改修計画が定められていない場合であっても、近い将来河川改修工事の予定のあるときは、局長通達２（２）ハに該当するものであること。

（２）近い将来河川改修工事の予定のない場合であっても、将来河川改修工事の予定のあるときは、規則第２８条に定める橋その他の将来の河川改修工事に伴う改築が著しく困難な施設については、局長通達２（２）ハに準ずるものとすること。

２　令第１８条（構造の原則）関係

本条の「流水」には河川の流水ないし降雨による浸透水が含まれ、本条は、堤防が河川の流水による洗掘に対して安全であることのほか、河川の流水ないし降雨による浸透水に対しても安全でなければならないことを規定したものであること。

３　令第１９条（材質及び構造）関係

「その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれに準ずるものによる構造のもの」とは、盛土の部分がなくても自立する構造（押え盛土によつて自立するものを含む。以下「自立式構造」という。）のものをいうものとすること。

４　令第２０条（高さ）関係

（１）「堤防の高さ」には、堤防の築造に際して行う余盛りは含まないものであること。

（２）計画高水位に加える値（以下「余裕高」という。）については、本条第１項の規定によるほか、対岸の状況、上流及び下流における河岸及び堤防の高さその他の特別の事情を考慮する必要があるときは、それを考慮して定められる値を加えた値を下回らないものとすること。なお、計画高水流量の洪水が流下するときに流出土砂の堆積等により水位上昇が予想される河川にあっては、計画上の余裕として、このような水位上昇を考慮して計画高水位を定めるものとし、余裕高にこのような計画上の余裕は含まないものであること。

５　令第２２条（盛土による堤防の法勾配等）関係

（１）第１項に規定する「法勾配」は、計画構断形に係る堤防の法勾配であって、堤体の圧縮沈下、基礎地盤の圧密沈下等を考慮して余盛りを行う場合の施工上の法勾配は含まないものであること。

（２）施工上の法勾配の決定にあたっては、地盤条件等を考慮し、施行後の堤防の沈下が安定した時点においては、本条に規定する法勾配が確保されるよう配慮されていなければならない

ものであること。

６　令第２４条（側帯）関係

（１）規則第１４条第１号に規定する第１種側帯については、原則として、側帯設置箇所の地盤条件等を考慮して、個別に必要な構造を決定するものとするが、その幅は、一級河川の指定区間外において５m以上１０m以下、一級河川の指定区間内及び二級河川においては３m以上５m以下をそれぞれ標準とするものとすること。なお、旧川の締切箇所及び著しい漏水箇所においては、堤防又は地盤の土質条件等を考慮して上記の値にかかわらず適切な幅とするものとすること。

（２）第２種側帯又は第３種側帯が既に設置されている場所に許可工作物を設置しょうとする場合は、原因者の負担において側帯を移設する等の代替措置を講ずるものとすること。ただし、側帯の機能を著しく損なわない場合又は代替措置を講ずることが著しく困難な場合は、この限りでないものとすること。

（３）土地改良事業等として河川工事を行う場合及び許可工作物を設置する場合は、土地改良事業等として第２種側帯及び第３種側帯を設置させる必要はないものとすること。

（４）第３種側帯については、第１種側帯又は第２種側帯の機能を損なわない場合にはそれらの側帯と兼ねることができるものであるが、それによることが適当でないと認められるときは、第１種側帯又は第２種側帯とは別に第３種側帯を設けることができるものであること。

（５）側帯の構造については、以上のほか、設置後の管理に支障を生じないよう十分に配慮し、所要の措置を講ずるものとすること。

７　令第２７条（管理用通路）関係

（１）規則第１５条の「管理用通路に代わるべき適当な通路」とは、堤防からおおむね１００m以内の位置に存する通路（私道を除く。）で、適当な間隔で堤防への進入路を有し、かつ、所定の建築限界を有するものをいうものとすること。この場合において、当該通路に係る橋の設計自動車荷重については、地域の状況を勘案し、おおむね１４ｔ以上のものでよいものとすること（規則第２４条ただし書、第３２条ただし書及び（２）の「管理用通路に代わるべき適当な通路」についても同様とすること。）。なお、当該規定に基づき所定の管理用通路を堤防上に設ける必要がない場合は、橋（取付部を含む。）が堤防と交差する場合において、所定の管理用通路を堤防上に設けることが不適当又は著しく困難であるとき及び計画高水流量が１秒間につき１００m3 未満又は川幅が１０m未満のときに限定し、これらの場合においても、規則第１５条本文又は規則第３６条第３号に規定する基準にできるだけ近い構造の管理用通路を堤防上に設けるよう努めるものとすること。

（２）堤防の高さと堤内地盤高との差が０．６m未満である区間の管理用通路については、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合又は自立式構造の特殊堤その他特別の事情により管理用通路を設けることが不適当若しくは著しく困難である場合を除き、川幅に応じ、それぞれ次の表に掲げる値以上の幅員とすること。この場合において、建築限界は、管理用通路の幅員が３m未満であるときは規則第３６条第３号の規定に、３m以上であるときは規則第１５条第２号の規定にそれぞれ準ずるものとすること。なお、下表の２の項中「３」とあるのは、規則第３６条第３項の適用があるときは、「２．５」とすることができるものであること。

項	川幅（単位m）	管理用通路の幅員（単位m）	
		左岸又は右岸	右岸又は左岸
1	５未満	1	1
2	５以上１０未満	3	1
3	１０以上	3	3

８　令第３２条（連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例）関係

連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の天端幅については、本条に規定するところにより定まるそれぞれの段階における計画高水位に対応する流量を計画高水流量とみなして令第２１条第１項の規定を準用することができるものであるが、一般には計画天端幅以上で施工するよう努めるものとすること。

９　令第３６条（構造の原則）関係

（１）堰の設置に伴う湛水の影響（波浪、漏水等）により、付近の河岸及び河川管理施設等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合は、必要な措置を講ずべきものであること。
（２）可動堰の堰柱の流心線に直角方向の幅は、技術的に無理のない範囲でできるだけ小さくするものとすること。

10　令第３７条（流下断面との関係）関係

（１）「山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるとき」とは、原則として堰（固定堰を含む。以下この項について同じ。）の設置地点に堤防（計画堤防を含む。以下この項について同じ。）がない場合であって、かつ、堰の設置による影響が堰の上流部に存する堤防、家屋、農地等に及ばないとともに堰設置地点又は堰の上流付近から越水し、堰付近の家屋、農地等に浸水し若しくは堤内地に流入するおそれがない場合が該当するものであること（令第３８条第１項、第４９条第１項において準用する場合、第６１条第１項及び第６３条第１項の場合についても同様とすること。）。なお、堰の設置による影響の検討にあたっては、令第３９条第１項の表の第３欄に掲げる径間長に満たない土砂吐き又は舟通し（閘門を含む。以下同じ。）並びに魚道及び流筏路を無効河積として取り扱うものとし、また、固定堰又は固定部を流下断面内に設けるときは、堰の設置に伴い堰上流の河床が上昇すること等についても考慮するものとすること。
（２）土砂吐き、舟通し、魚道、流筏路等（以下「土砂吐き等」という。）を流下断面外に設けることとすればそれらの機能を発揮しない場合及び令第３９条第１項の表の第３欄に掲げる径間長によつても、なお、土砂吐き又は舟通しの機能を発揮しない場合においては、「治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずる」ことによって、土砂吐き等を流下断面内に設けることができるものであり、この場合において、その径間長については、令の適用はないものであること（令第４９条第１項において準用する場合についても同様とすること。）。
（３）堰の設置者が行う「治水上の機能の確保のため適切と認められる措置」については、次のイからニに定めるところによるものとすること（令第４９条第１項において準用する場合についても同様とすること。）。
イ　計画横断形又は現状の流下断面のそれぞれの流下断面積を小さくしない限りにおいて、治水上支障のない範囲で部分的に低水路の法線形を修正することができるものであること。また計画河床を現状の河床の状況に応じて上下流にわたって変更する必要があると認められるときは、河川管理者は、河川改修上支障のない範囲で計画横断形（計画縦断形を含む。以下同じ。）を変更するものとすること。
ロ　堰の固定部及び令第３９条第１項の表の第３欄に掲げる径間長に満たない可動部（それらを設けることにより増えることとなる堰柱を含む。）を設けることにより流下断面が阻害されることとなる場合において、阻害される断面積に相当する断面積の確保は、低水路又は川幅の拡大によるものとし、計画高水位を高くすることは行わないものとすること。ただし、地形の状況により、計画高水位を高くしても、当該計画高水位と河岸の高さとの間に必要な余裕高が確保されると認められる場合は、この限りでないものとすること。また、当該部分により阻害される河積以外の河積が、その上下流の河積に比較して広く、流下能力に十分余裕がある場合は阻害される断面積の確保については、考慮する必要がないものであること。
ハ　堰の機能を確保するため特にやむを得ないと認められる場合は、治水上支障のない範囲で、堰の固定部に必要最少限度の落差を設けて、上流側の計画河床を上げること等ができるものであること。なお、この場合において、河川管理者は、計画横断形の変更が必要と認められる場合には、計画横断形を変更するものとすること。
ニ　低水路又は川幅を拡大する場合は、原則として、堰上流の護床工の先端から堰下流の護床工の先端までの区間については、拡大した低水路幅又は川幅を確保する（河川の状況により護床工の先端まで拡大した幅を確保することが不適当な場合は、この限りでない。）ものとし、取り付け角度は、上流側においてはおおむね１０度以内、下流側においてはおおむね１３度以内とするものとすること。

11　令第３８条（可動堰の可動部の径間長）関係

（１）第１項の「可動部の全長（両端の堰柱の中心線間の距離をいう。次項において同じ。）が計画高水流量に応じ、同欄に掲げる値未満である場合には、その全長の値」とは、可動堰の可

動部の径間数が１径間である場合の径間長について規定したものであるが、この場合においても当該径間長については、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、また両端の堰柱の位置については、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼすことのないようそれぞれ適切に配慮されたものとすること。

（２）流心部が固定していると認められない河川の区間にあっては、第４項の適用がないものであること（令第４９条第１項において準用する場合、第６３条第３項、規則第１７条ただし書及び第２９条第３項についても同様とすること。）。ただし、堰の設置により流心部が固定されることとなる場合にあっては、その流心部を前提として本項の適用があるものであること。

12　令第３９条（可動堰の可動部の径間長の特例）関係

（１）可動堰の可動部の一部を土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねるものとする場合においては、当該部分の径間数は必要最小限にとどめるものとすること。

（２）規則第１９条第２号の「令第３９条第１項の規定による径間長に応じた径間数」とは、兼用部分以外の部分の径間数をいうものであること。

13　令第４０条（可動堰の可動部のゲートの構造）関係

（１）規則第２０条第１項の規定に基づき可動堰の可動部のゲートに作用する荷重について、規則第６条及び第７条の規定を準用する場合の設計震度は、可動堰の実情に応じ、規則第２０条第２項に定める値以上の適切なものとすること。

（２）規則第２１条第１号の「治水上の機能の確保のため適切と認められる措置」とは、ゲートが倒伏しない状態で、計画高水流量が流下するものとした場合における堰上げ水位と河岸又は堤防の高さとの差が、同号本文の規定によりゲートを設けると仮定したときのものと同等以上となるよう河岸又は堤防を嵩上げ又は川幅を拡幅することをいうものとすること。この場合において、河岸又は堤防の嵩上げは、原則として０．６ｍ以下とすること。

14　令第４２条（可動堰の可動部の引上げ式ゲートの高さの特例）関係

（１）第１項の規定は、背水の影響を受ける河川の計画高水流量が、背水を及ぼす河川の計画高水流量に比べて著しく小さい場合で、かつ、背水の影響を受ける河川の堤防の高さが自流に対して十分余裕のある区間に適用があるものであること（令第５１条第２項及び第６４条第１項において準用する場合についても同様とすること。）。

（２）第２項の規定は、河川の上流区間、内水河川等地盤沈下に伴って計画高水位も同時に下げ得る場合においては、地盤沈下を考慮する必要がないものであること。また「必要と認められる高さ」については、将来容易に嵩上げできると認められる場合は、将来の嵩上げ等を考慮して高さを定めて差し支えないものであること（令第６４条第１項において準用する場合についても同様とすること。）。

15　令第４３条（管理施設）関係

（１）可動堰の可動部が引上げ式ゲートである場合には、管理橋を設けるものとすること。ただし、山間狭窄部その他これに類する区間に設けられる場合であって、治水上及び堰の維持管理上の支障がないと認められるときは、この限りでないものとすること。

（２）管理橋の幅員、設計荷重等は、堰の維持管理上必要とされる適切なものとするものとすること。

16　令第４７条（構造）関係

（１）第１項の「これに準ずる構造」には、プレキャストコンクリート管、鋼管、ダクタイル鋳鉄管等の構造のものを含むものとする。

（２）第２項の「堆積土砂等の排除に支障のない構造」とは、樋門（樋管を含む。以下同じ。）の内径が１．０ｍ以上であるものをいうものとすること。ただし、樋門の長さが５ｍ未満であって、かつ、堤内地盤高が計画高水位より高い場合においては、樋門の内径が０．３ｍ以上であるものをいうものとすること。

17　令第４９条（河川を横断して設ける水門の径間長等）関係

第２項の「河川を横断して設ける樋門」には、水路が河川に合流する場合において、水路を横断して設けられる樋門は含まないものであること。ただし、将来河川又は準用河川にする予定のある水路にあっては、当該水路の管理者と協議して、本項の規定に準拠して取り扱うよう努めるものとすること。

18　令第５０条（ゲートの構造）関係

フラップゲート又はマイターゲートとする場合は、河川又は背後地の状況等を勘案し、必要に応じ、引上げ式の予備ゲート又は角落しを設けるものとすること。

19　令第５１条（水門のゲートの高さ等）関係

第２項において、令第４１条第１項を準用する場合の「当該地点における河川の両側の堤防」とは、水門が横断する河川で水門設置地点の直上流部の堤防をいうものであること。

20　令第５３条（護床工等）関係

（１）樋門の断面積が０．５㎡以下の場合においては、規則第２５条本文の適用がないものであるが、この場合においても同条本文に規定する長さ未満の必要な長さの区間に護岸を設けるものとすること。

（２）同条第１号の規定は、水門が河川を横断する場合に適用され、水門が水路を横断するときは適用がないものであること。

21　令第５４条（揚水機場及び排水機場の構造の原則）関係

揚水機場及び排水機場のポンプ室及び吸水槽については、河川区域内のもの又は河川区域内にまたがるものを除き、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とする必要がないものであること。なお、排水機場の吐出水槽その他の調圧部については、河川区域外のものであっても鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとすること。

22　令第５５条（排水枚場の吐出水槽等）関係

小規模な吐出管により計画堤防外で堤防を横過して排水枚場から直接排水する排水機場は、「樋門を有する排水機場」には該当しないものであり、吐出水槽その他の調圧部を設ける必要がないものであること。

23　令第５６条（流下物排除施設）関係

「河川管理上の支障がないと認められるとき」には、揚水機場又は排水機場が許可工作物であって、かつ、それに接続する樋門のゲートの開閉に支障がないと認められる場合が該当するものであること。

24　令第６２条（橋脚）関係

（１）第１項の「その他流水が作用するおそれがない部分」とは、川幅が５０ｍ未満の河川にあっては計画堤防高以上、川幅が５０ｍ以上の河川にあっては付近の河岸又は堤防の構造に著しい支障を及ぼすおそれのある場合を除き計画高水位以上の高さに存する橋脚の部分をいうものとすること。また第２項の規定による根入れ深さより上の部分の橋脚については、計画河床高以下であっても、「その他流水が作用するおそれがない部分」には該当しないものであり、その水平断面はできるだけ細長い楕円形その他これに類する形状のものとし、かつ、その長径（これに相当するものを含む。）の方向は洪水が流下する方向と同一とすること。

（２）第１項の「橋脚の水平断面が極めて小さいとき」とは、直径１ｍ以下の場合又は橋脚による河積の阻害率が著しく小さい場合をいうものとすること。なお、パイルベント型式の橋脚は、原則として、設けてはならないものとすること。ただし、治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでないものとすること。

25　令第６３条（径間長）関係

（１）「基準径間長」とは、第１項又は第２項に規定する式によって得られる値をいうものであり、５０ｍを限度とするものではないものであること（令第６３条第３項、規則第２６条、第２９条及び第３１条についても同様とすること。）。

（２）規則第２９条第１項の「次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより近接橋の橋脚を設けることとした場合における径間長の値とする」とは、径間長のみを規定したものではなく、第１号及び第２号の規定に基づきそれぞれの見通し線上に橋脚を設け、かつ、所定の径間長を確保することを合わせて規定したものであること。
（３）規則第２９条第２項及び第３項は、径間長の緩和のみを規定したものであり、見通し線上に橋脚を設けること及び同条第１項ただし書を否定したものではないものであること。
（４）規則第２９条第３項の規定は、近接橋の径間長に令第６３条第４項の規定を適用する場合に適用されるものであること。

26　令第６５条（護岸等）関係

（１）規則第３１条第３号において、規則第１６条第３号を準用する場合の「橋の設置に伴い流水が著しく変化することとなる区間」には、橋台の両端から上流及び下流にそれぞれ橋台幅（１０ｍを超えることとなる場合は１０ｍ）の区間を含むものとし、「河岸又は堤防の高さ」とは、規則第３２条の「取付通路」の高さに相当する高さをいうものとすること。
（２）令第６５条第２項の「橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があるとき」とは、橋が高架により河岸若しくは堤防を横過する場合等であって、橋による日照阻害により河岸若しくは堤防の芝の生育に支障を及ぼすおそれがあるとき又は橋から雨滴等の落下に対し、河岸若しくは堤防を保護する必要があると認められるときをいうものであること。なお、保護する範囲は、橋の桁下高と河岸又は堤防の法尻の高さ等を考慮して適切な範囲とするものとすること。

27　令第６６条（管理用通路の構造の保全）関係

（１）規則第３２条の「適切な構造」とは、規則第１５条本文の幅員（天端幅が５．５ｍを超える場合は５．５ｍ）及び建築限界を有したものを標準とするものとすること。
（２）同条の「取付通路」とは、橋と管理用通路との平面交差が必要な場合に設ける堤防上の取付部をいうものとし、「その他必要な施設」とは、橋の取付道路と管理用通路との立体交差が必要な場合に設ける函渠等をいうものであること。平面交差又は立体交差とする場合の取扱いは、次の（３）及び（４）に定めるところによるほか、「工作物設置許可基準について」（平成６年９月２２日付建設省河治発第７２号）別紙の工作物設置許可基準によるものとすること。
（３）水管が堤防を構過する場合の管理用通路の取扱いは、次のイ及びロに定めるところによるものとすること。
　イ　水管の振動が堤体に悪影響を及ぼすおそれのないときは、水管を計画堤防外で天端上に設けることができるものとし、この場合において管理用通路は、必要な盛土を行うことによってその上に設けることができるものであること。
　ロ　計画堤防外の天端に管理用通路を設けることが、水管の構造上著しく困難又は不適当な場合は、管理用通路を堤防の裏小段又は堤内地に迂回させることができるものとすること。この場合において、河川巡視員の巡視に支障とならないよう堤防の天端に必要な措置を講ずるものとすること。

28　令第６７条（適用除外）関係

第２項の「堰と効果を兼ねる橋」には、両端の堰柱間に設けられる管理橋の部分のほか、河岸又は堤防と直近の堰柱との間に設けられる管理橋の部分（以下「兼用部分以外の部分」という。）を含むものであること。これらの部分の径間長については、令第６３条の規定の適用はないものであり、兼用部分以外の部分に橋脚を設ける場合を除き、堰の構造から定まる径間長となるものであること。兼用部分以外の部分に橋脚を設ける場合の径間長は、原則として、令第６３条の規定を準用するものとすること。ただし、当該部分の径間長が著しく大となるときは、当該部分の径間長の平均値が令第６３条の規定により得られる値以上となるよう定めることができるとともに、この場合において片側の管理橋がないときは、その部分を一径間とみなすことができるものとすること。また、以上の措置によっても、なお、当該部分の径間長が８０ｍ以上となる場合は、本職と協議するものとすること。

29　令第７０条（構造）関係

第２項において令第４７条第１項を準用する場合の「これに準ずる構造」の取扱いは、十分な屈とう性及び水密性を有する継手によって接続されたプレキャストコンクリート管、鋼管及びダクタイル鋳鉄管の構造のものを含むものとすること。

30　令第７１条（ゲート等）関係

（１）第１項ただし書は、堤内地盤高が計画高水位より高い場合において適用があるものであること。

（２）第２項の「ゲートの開閉装置」は、手動式で差し支えないものであること。ただし、大規模なもので手動式によることが困難又は著しく不適当と認められるときは、電動式等とするものとすること。

31　令第７２条（深さ）関係

「河床の変動が極めて小さいと認められるとき」とは、伏せ越しが岩盤の中に埋め込まれる場合、河床に岩が露出している場合、長期にわたって河床の変動が認められない場合、現に当該施設の下流側に近接して固定部がおおむね計画横断形に係る河床高に合致した堰、床止め、水門等が設けられており河床が安定している場合、床止め又は護床工等を設けて河床の安定を図る場合等をいうものとすること。

32　令第７４条（計画高水流量等の決定又は変更があった場合の適用の特例）関係

本条の「応急措置」には、局部改良等の応急措置、臨時措置及び部分的な改造工事が含まれるものであること（附則第２項についても同様とすること。）。

33　令第７５条（暫定改良工事契施計画が定められた場合の特例）関係

（１）暫定改良工事実施計画（以下「暫定計画」という。）の策定の手続きとして局長通達１５（１）に規定する「認可」とは、「河川局所管国庫補助事業に係る全体計画の認可について（昭和５１年４月１２日付け建設省河総発第１３８号河川局長通達）」の「認可」をいうものとし、また、「承認」とは、地方建設局処務規程（昭和２４年９月１日付け建設省訓第２０号）等の「承認」をいうものであること。

（２）暫定計画が定められた場合の取扱いについては、局長通達１５に定めるところによるほか、次のイ及びロに定めるところによるものとすること。

イ　局長通達１５（２）の「当該施設の設置地点における計画河床の高さと現状の河床の高さとが著しく異なり施設の機能の維持が著しく困難な場合」とは、原則として、可動堰の可動部が起伏式である堰であって、かつ、土砂の堆積により施設の機能の維持が著しく困難となる場合をいうものであること。なお、可動堰の可動部が引上げ式である堰等にあっては、上げ越し構造（ゲタばき構造）にする等の特別の措置を講ずることが不適当又は著しく困難な場合又は特別の措置を講じてもなお施設の機能の維持が著しく困難である場合をいうものとすること。

ロ　局長通達１５（２）の「近い将来当該施設の設置地点を含む区間につき基本方針に基づく河川改修工事を行う予定がない場合」とは、「河川局所管国庫補助事業に係る全体計画の認可について」の運用について（昭和５１年７月２０日付け建設省河治発第５２号　治水課長通達）の参考として添付した「河川改良工事全体計画作成要領解説」の１（２）Ｂの「暫定計画」に基づき河川改修工事を行う場合をいうものとすること。

34　令第７６条（小河川の特例）関係

計画高水流量又は現況流量（左右岸いずれか低い方の河岸又は堤防の高さの水位で流下する流量）が流下することとした場合の流速が、規則第３６条第４号にあってはおおむね１秒間につき２ｍを超える場合、また第５号にあってはおおむね１秒間につき３ｍを超える場合は、第４号または第５号の規定の適用はないものであること。ただし、計画の流速が上記の数値以下で、現況の流速が上記の数値を超える場合であって、かつ、現況の流下断面における根入れ深さが令第６２条第２項又は第７２条に定める値以上であるときは、第４号又は第５号の規定の適用ができるものであること。

35　附則第２項（経過措置）関係

（１）令の施行以前より、連続する工期を定めて工事を実施中であった一連区間の堤防については、本附則の「工事中」として取り扱うものとすること。なお、この場合においても、できるだけ令及び規則に定める基準に準拠するよう努めるものとすること。
（２）現に存する堤防について行われる嵩上げを伴わない部分的な補強工事は、局長通達１４（１）の「部分的な改造工事」に該当し、本附則の「改築」としては取り扱わないものとすること。
（３）次の各号に掲げる災害復旧は、本附則の「災害復旧」に該当するものであり、局長通達１４（２）に定めるところによるものとすること。なお、固定堰等治水上の影響の大きい工作物の効用復旧を実施する場合には、災害が新たに発生又は助長されることのないよう十分留意するものとすること（令第７４条についても同様とすること。）。
イ　災害により滅失した施設を原形に復旧すること。
ロ　被災した施設を原形に復旧することが不可能な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するために必要な施設を設けること（局長通達⊥１４（２）ハ本文に該当する場合は除かれるものであること。）。
ハ　被災した施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合において、これに代わるべき必要な施設を設けること。

36　その他（河川改修工事と許可工作物の設置との調整等）

（１）「計画横断形が川幅を拡げる計画である場合」においては、局長通達１６（１）ハにより部分施工ができるものであるが、できるだけ計画横断形に合せるよう関連の河川改修工事（暫定計画に基づく工事を含む。以下この項において同じ。）の実施に努めるものとすること。なお、特別の事情により関連の河川改修工事が実施できない場合は、次のイ及びロに定めるところによるものとすること。
イ　部分的にも令の基準に適合しない径間が生ずることとならないよう必要最小限の拡幅工事を同時施工させるものとすること。この場合において、取り付け範囲は、本通達１０（３）ニの基準を超えないものとすること。ただし、拡幅区間の用地買収が著しく困難である等特にやむを得ないと認められるときは、当該用地買収等に係る部分の施設については、令第７３条第２号の臨時に設けられる施設として取り扱うものとすること。この場合においては、治水上著しい支障を与えないよう十分配慮するものとすること。
ロ　上記の措置に伴って生じる具体的な取扱い、又は上記の措置以外の取扱い方法については、本職と協議するものとすること。
（２）局長通達１６（１）ニの「この場合における暫定計画は土地改良事業等の計画を十分尊重して定めるものとすること」の取扱いは、次に定めるところによるものとすること。
現に当該区間の上流部において、基本方針又は改修計画に基づく河川改修工事を実施しているときを除き、当該土地改良事業等による河川工事の計画に使用されている雨量が、到達時間内雨量でおおむね１０年確率降雨以上である場合は、当該計画をもって暫定計画とすることができるものとすること。ただし、当該区間の上流部に近い将来河川改修工事が予定される区間がある場合は、関係部局の了解を得ることによって、当該工事の計画に対応した計画とするよう努めるものとすること。なお、土地改良事業等による河川工事によって、原則として、現況の河川の流下能力を小さくしてはならないものであること。

(16) 河川管理施設等構造令施行規則の一部改正について

（平成３年７月１８日　建設省河政発第５４号、建設省河治発第４３号、
建設省河川局水政課長、治水課長通達
最終改正　平成１１年１０月１５日　建設省河政発第７４号、河計発第８３号、
河治発第３９号）

河川管理施設等構造令施行規則の一部を改正する省令（平成３年７月１０日建設省令第１４号）は平成３年７月１０日に公布、施行された。

今回の改正は、可動部が起伏式である可動堰（以下「起伏堰」という。）のゲートの構造基準について、ゲートの構造を洪水時における流下物に対しても確実に倒伏できるものとするときは、高さの上限基準を緩和することとし、大型の起伏堰が設置できるようにしたものである。本省令による改正後の河川管理施設等構造令施行規則（昭和５１年建設省令第１３号。以下「規則」という。）の運用にあたっては下記の事項に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

記

一　規則第２１条第１号及び第２号に規定する「ゲートを洪水時においても土砂、竹木その他の流下物によって倒伏が妨げられない構造とするとき」とは、ゲートを以下２，３にいうゴム引布製又は鋼製とするときが該当するものであること。

二　ゲートがゴム引布製である起伏堰を設計し、又は当該起伏堰に係る河川法第２６条第１項の許可をしようとする場合においては、河川管理施設等構造令及び規則のほか、「ゴム引布製起伏堰技術基準（案）」に準拠すること。

三　ゲートが鋼製である起伏堰を設計し、又は当該起伏堰に係る河川法第２６条第１項の許可をしようとする場合においては、河川管理施設等構造令及び規則のほか、「鋼製起伏ゲート設計要領（案）」に準拠すること。

四　本省令の施行後においても、起伏堰の設置については従前と同様、堰の構造、設置位置等について河川管理上支障の生じることのないよう万全を期すこと。

（17）河川管理施設等構造令及び同令施行規則の施行について

（平成１０年１月２３日　建設省河政発第８号　建設省河川局長通達）

河川管理施設等構造令の一部を改正する政令（平成９年政令第３４３号）及び河川管理施設等構造令施行規則の一部を改正する省令（平成９年建設省令第１９号）は、平成９年１１月２８日に公布され、同年１２月１日から施行されたところである。

今回の河川管理施設等構造令（昭和５１年政令第１９９号。以下「令」という。）及び河川管理施設等構造令施行規則（昭和５１年建設省令第１３号。以下「規則」という。）の改正は、河川法の一部を改正する法律（平成９年法律第６９号）の施行に伴い、樹林帯及び魚道の構造について河川管理上必要とされる一般的技術基準を定めるとともに、河道内に設ける橋脚の径間長に関する基準の緩和、適用除外へ特殊な構造の河川管理施設等の追加等を行ったものである。

令及び規則の施行に当たっては、上記の改正の趣旨を踏まえ、下記の事項に留意して、その運用に遺憾のないようにされたい。

また、関係事項を関係市町村長に周知方取り計られたい。

記

１　令第２条（用語の定義）関係

河川管理の目的として河川法（昭和３９年法律第１６７号）第１条に「河川環境の整備と保全」を明示したことに伴い、河川管理者が河川整備基本方針に従って計画横断形を定める場合には、河川環境の整備と保全がされるよう考慮しなければならないことを明示したものであること。

２　令第１６条（貯水池に沿つて設置する樹林帯の構造）及び第２６条の２（堤防に沿って設置する樹林帯の構造）関係

樹林帯は、堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するものであり、具体的には、令第１６条に規定する樹林帯は、ダム貯水池への濁水の流入を防止することにより貯留水の汚濁を防止する機能及び土砂の流入を防止することにより貯水池の堆砂を防止する機能を有し、また、令第２６条の２に規定する樹林帯は、越水による洗掘の防止及び氾濫流による破堤部の拡大の防止による堤防の機能の維持・増進を図ることを通じ、洪水による災害の発生を防止・軽減する機能を有するものであること。

３　令第６３条（径間長）関係

今回の緩和措置は、「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針（平成９年４月「公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議」策定）」において、具体的施策として掲げた「河川管理施設等構造令における橋梁の径間長に関する規定の見直し」に基づくものであり、各項ごとの緩和の理由は次のとおりであること。

（１）第１項においては、流木の集団流下の主な原因であった木橋の設置数の激減、これまでの実験結果及び橋の閉塞事例等から、径間長の最大値を橋が閉塞される危険性を無視しうる値である５０ｍに緩和したものであること。

（２）これまでの同種の橋の閉塞事例、木橋の設置数の激減等から、大都市地域の大河川の橋及び新幹線、高速道路等に係る橋の径間長の１０ｍの加算を廃止したものであること。

（３）第３項においては、これまでの流心部以外の部分での橋の閉塞事例から、基準径間長が２５ｍを超える場合、流心部以外の部分での最低径間長を２５ｍに緩和したものであること。

４　令第７３条（適用除外）関係

（１）これまで、ダムについては、ダム技術の進歩によって、予想し得ない構造のダムが建設されることが考えられること等から、改正前の令第１６条により、「特殊な構造のダムで、建設大臣がその構造がこの章の規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの」については令の規定は適用しないこととしていた。

しかし、近年の科学技術の進歩、自然環境や文化財等の保全へのニーズの高まり等により、

ダムと同様に、類型化できない、令で予想していない構造が開発される可能性が高まってきている。このため、第４号により、ダム以外の工作物についても、従前のダムと同様の規定を置き、令に記載された工作物について、特殊な構造で、建設大臣が令の規定によるものと同等以上の効力があると認める場合、令の規定を適用しないこととしたものであること。

（２）この同等以上の効力とは、令第２章から第９章までの規定に即して、治水上の観点から、個別の事案毎に判断するものであること。

５　関係通達の一部改正について

昭和５１年１１月２３日付建設省河政発第７０号「河川管理施設等構造令及び同令施行規則の施行について（通達）」を次のように改正する。

記１中「第２６条」を「第２６条第１項」に改める。

記２中「工事実施基本計画（以下「基本計画」という。）」を「河川整備基本方針（以下「基本方針」）」に、「基本計画」を「基本方針」に改める。

記１５中「基本計画」を「基本方針」に改める。

記１６中「改修計画」を「計画横断形」に、「当該計画」を「当該計画横断形」に改める。

（18）河川管理施設等構造令及び同令施行規則の運用について

（平成１０年１月２３日　建設省河政発第９号、河計発第６号、河治発第４号、
河開発第７号　河川局水政課長、河川計画課長、治水課長、開発課長通達）

河川管理施設等構造令の一部を改正する政令（平成９年政令第３４３号）及び河川管理施設等構造令施行規則の一部を改正する省令（平成９年建設省令第１９号）の施行については、平成１０年１月２３日付け建設省河政発第８号により河川局長名をもって通達したところであるが、河川管理施設等構造令（昭和５１年政令第１９９号。以下「令」という。）及び河川管理施設等構造令施行規則（昭和５１年建設省令第１３号。以下「規則」という。）の運用に当たっては、同通達によるほか、下記の事項に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

なお、関係市町村長に対しても周知徹底のうえ、遺憾なきを期されたい。

記

１　令第１６条（貯水池に沿って設置する樹林帯の構造）及び第２６条の２（堤防に沿って設置する樹林帯の構造）関係

（１）樹林帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとすること。また、樹林帯の樹種は、地域の自然環境や土地の状況、在来の樹種等を勘案して適切に選定するものとすること。

（２）樹林帯の整備を検討するに当たっては、学識経験者の意見等を参考にしつつ、整備する区域や周辺の自然環境の状況等について配慮するものとし、当該地の自然環境の保全に支障を及ぼす場合等、自然環境の状況等から見て、規則第１３条又は第１４条の２に規定する構造を有する樹林帯の整備が適当でない場合には、当該区域を樹林帯の整備対象から除外すること又は治水上若しくは利水上の機能を確保する代替手段を講ずることを検討するものとすること。

２　令第３５条の２（魚道）及び第４４条（護床工等）関係

農業用の堰の新築等における魚道に係る具体の運用については、別途通達する「農業用工作物の河川環境に関するガイドライン（案）」に沿って行うものとすること。

３　関係通達の一部改正について

１．昭和５２年２月１日付建設省河政発第５号、建設省河治発第６号「河川管理施設等構造令及び同令施行規則の運用について（通達）」を次のように改正する。

記１中「工事実施基本計画（以下「基本計画」という。）」を「河川整備基本方針（以下「基本方針」という。）」に改める。

記１１中「第６３条第４項」を「第６３条第３項」に改める。

記２２中「堤防の定規断面」を「計画堤防」に改める。

記２５中「第１項又は第２項」を「第１項」に、「７０メートル」を「５０メートル」に、「令第６３条第４項」を「令第６３条第３項」に改める。

記２７中「別に定める許可工作物設置基準」を「「工作物設置許可基準について」（平成６年９月２２日付建設省河治発第７２号）別紙の工作物設置許可基準」に、「堤防の定規断面」を「計画堤防」に改め、（４）を削る。

記３３及び記３６中「基本計画」を「基本方針」に改める。

２．平成３年７月１８日付建設省河政発第５４号、建設省河治発第４３号「河川管理施設等構造令施行規則の一部改正について（通達）」を次のように改正する。

記２中「第２６条」を「第２６条第１項」に改める。

３．平成４年２月１日付建設省河政発第３２号、建設省河計発第３７号、建設省河治発第１０号「河川管理施設等構造令及び同令施行規則の運用について（通達）」を次のように改正する。

記２（見出しを含む。）中「工事実施基本計画」を「河川整備計画」に改める。

記３中「「河川法の一部を改正する法律等の運用及び解釈について」（平成３年１１月１日建設省河政発第７２号等）及び」を削る。

（19）河川管理施設等構造令及び同令施行規則の運用について

（平成１１年１０月１５日　建設省河政発第７４号、河計発第８３号、河治発第３９号
河川局水政課長、河川計画課長、治水課長）

標記については、昭和52年2月1日付け建設省河政発第5号、建設省河治発第6号、平成4年2月1日付け建設省河政発第32号、建設省河計発第37号、建設省河治発第10号及び平成１0年1月23日付け建設省河政発第9号、建設省河計発第6号、建設省河治発第4号、建設省河開発第7号により通達しているところであるが、河川管理施設等構造令(昭和51年政令199号.以下「令」という.)及び河川管理施設等構造令施行規則(昭和51年建設省令第13号.以下「規則」という.)の運用に当たっては、同通達によるほか、下記の事項に留意の上遺憾のないようにされたい.。

記

1　令第21条(天端幅)関係

(1)堤防天端は、散策路や高水敷へのアクセス路として,河川空間のうちで最も利用されている空間であり、これらの機能を増進し、高齢者等の河川利用を容易にするため、及び河川水を消火用水として利用する場合、消防車両等の緊急車両が堤防天端を経由して高水敷に円滑に通行できるようにするため、都市部の河川を中心に堤防天端幅をゆとりのある広い幅とすることが望ましいものであること。

(2)堤防天端は、雨水の堤体への浸透抑制や河川巡視の効率化、河川利用の促進等の観点から、河川環境上の支障を生じる場合等を除いて、舗装されていることが望ましいものであること。ただし、雨水の堤体への浸透を助長しないように舗装のクラック等は適切に維持管理するとともに、堤防のり面に雨裂が発生しないように、アスカーブ及び排水処理工の設置、適切な構造によるのり肩の保護等の措置を講ずるものとすること。また、暴走行為等による堤防天端利用上の危険の発生を防止するため、必要に応じて、車止めを設置する等の適切な措置を講ずるものとすること。

2　令第22条(盛土による堤防の法勾配等)関係

(1)小段は雨水の堤体への浸透をむしろ助長する場合もあり、浸透面から見ると緩やかな勾配(緩勾配)の一枚のりとした方が有利である。また、除草等の維持管理面や堤防のり面の利用面からも緩やかな勾配ののり面が望まれる場合が多い。このため、小段の設置が特に必要とされる場合を除いては、原則として、堤防は可能な限り緩やかな勾配の一枚のりとするものとすること。

(2)一枚のりとする場合ののり勾配については、すべり破壊に対する安全性等を照査した上で設定するものとすること。なお、堤防のすべり安全性を現状より下回らないという観点からは、堤防敷幅が最低でも小段を有する断面とした場合の敷幅より狭くならないことが必要である。

(3)一枚のりの緩やかな勾配とした場合、のり面への車両の侵入、不法駐車等が行われる場合があるので、これらによる危険発生防止のため、必要に応じて裏のり尻に30～50cm程度の高さの石積み等を設置するものとすること。

3　令第27条(管理用通路)関係

管理用通路は、散策路や高水敷へのアクセス路として、日常的に住民の利用に供している河川空間であるが、これらの機能の増進、高齢者等の利用の円滑化、消火用水取水時の消防車両の活動の円滑化、都市内における貴重な緑の空間としての活用、河川に正面を向けた建築の促進、出水時の排水ポンプ車の円滑な活動の確保を図ることが必要であることから、都市部の河川を中心に管理用通路を原則として4m以上とすることが望ましいものであること。

4　令第46条(構造の原則)関係

樋門の設計については、「樋門、樋管設計指針(案)の運用について」(平成10.6.19建設省河治発第39号)により通達しているところであるが、その運用にあたっては、同通達によるほか以下のとおり取り扱うものとすること。

(1)樋門の新設・改築にあたっては、杭(先端支持杭及び摩擦支持杭)基礎以外の構造とするものであること。
(2)樋門の構造形式は、基礎地盤の残留沈下量および基礎の特性等を考慮して選定するものとし、原則として柔構造樋門とするものであること。

5 関係通達の一部改正について

（省略）

（20）橋梁の構造となる隅切り、右折レーン及び歩道等の取り扱いについて（議事録）

（平成９年３月２８日　道路局企画課道路事業調整官　河川局治水課流域治水調整官）

堤防天端の兼用道路との平面交差処理ないしは歩行者等の通行の安全確保のため、隅切り、右折レーン及び歩道等（歩道、自転車道、自転車歩行者道、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路もしくは歩行者専用道路とする。以下、「歩道等」という。）を、河川管理施設等構造令（以下「構造令」という.）に適合していない橋（以下「現橋」という。）に添架する場合、もしくはこれに歩道等を現橋に近接した橋として設ける場合の取り扱いについては、下記のとおり了解する。

記

１　構造令との関係

添架により現橋に隅切り、右折レーン及び歩道等（(以下「右折レーン等」という。）を設ける場合は、部分改築であり、構造令の適用がないものである。

また、現橋に近接した橋として歩道等を設ける場合についても、この種の歩道等の設置は、歩行者等の通行の安全の確保に著しい支障がある小区間について、橋の本来の機能である歩行者等の安全な通行を可能とする機能を緊急に確保するための改築であることに鑑み、構造令第７３条第２号に該当するものとして取り扱うことができるものとする。

ただし、上記の場合において、右折レーン等を設ける橋は、これによって治水上の著しい影響が生じないよう、原則として径間長が２０m以上の橋とする。

また、手戻り工事の発生を極力防止するために、近い将来に改築が行われる見込みがある橋は除くものとする。

２　右折レーン等に係る橋の構造等

（１）右折レーン等に係る橋の径間長は、橋脚を現橋の橋脚の見通し線上に設けることとして定まる径間長とすることができるものとする。

（２）右折レーン等に係る橋の橋脚による河積の阻害は、現橋による河積の阻害以下にとどめるものとする。また、桁下高は、現橋の桁下高を下回らないものとする。

（３）右折レーン等に係る橋の設置に伴い施工すべき河岸又は堤防の護岸については、構造令施行規則第３１条の規定を準用するものとする。この場合において、基準径間長は、河川の現況流下能力の流量を計画高水流量とみなして定まる値とするとともに、右折レーン等に係る橋のみならず現橋の橋脚及び橋台の影響に対しても措置するものとする。

（４）右折レーンを設ける場合は、堤防天端の兼用道路との平面交差処理対策について十分検討し、極力、堤防天端の兼用道路においても右折レーンを設けるものとする。

３　現橋を改築する際の費用負担等

上記１及び２に基づき、添架により現橋に右折レーン等を設けた場合又は現橋に近接した橋として歩道等を設けた場合（構造令に適合する場合を除く。）は、現橋を改築する際、当該右折レーン等は撤去し、かつ、当該右折レーン等の幅員相当分は道路管理者が負担するものとする。

４　疑義

その他疑義の生じた場合は、その都度協議するものとする。

５　その他

昭和５２年７月１３日付け「橋梁の構造となる歩道等の取扱いについて（議事録)」は、廃止する。

（21）行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について

（平成６年９月３０日　建設省河政発第５２号　建設省河川局長通達
最終改正　平成２５年１２月１１日　国水政発第７２号）

今般、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益保護に資することを目的とした行政手続法（平成５年法律第８８号。以下「本法」という。）が平成５年１１月１２日公布され、平成６年１０月１日に施行されることとなっている。

本法は、行政庁に対し、①申請に対する処分に関して、その迅速かつ透明な処理を確保する観点から、申請に関する審査基準を定め、これを原則として公表すること（第５条）、②申請の処理に通常要すべき標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）を定めるよう努め、定めた場合にはこれを公にしておくこと（第６条）、及び③不利益処分について、行政運営における公正の確保を図るとともに処分の相手方の権利保護を図る見地から、不利益処分をするかどうかの判断の基準（以下「処分基準」という）を定め、公にしておくよう努めること（第１２条）等を定めたものである。

貴職におかれては、本法の趣旨にかんがみ、下記の審査基準等により、本法により義務付けられた事項等に関し必要な措置を講じ、行政運営における公正の確保と透明性の向上について、遺憾のないようにされたい。

また、速やかに関係事項を貴管下市町村長に周知方取り計らわれたい。

記

一　本通達の位置付けについて

本通達は、本法の施行に伴い必要となる、建設大臣が処分庁となる場合の審査基準等を定めるものであるとともに、法律を所管する立場から、地方支分部局の長又は地方公共団体の長が処分庁となる場合の審査基準等の策定の指針となるべき準則を示したものであること。

したがって、各処分庁は、基本的には本通達をもって自らの審査基準等として取扱うこととし、処分を行う地域の特性などに応じて必要な場合には、法令及び本通達の趣旨を逸脱しない範囲において本通達を補充する基準等を作成することも可能であること。

二　本通達の対象とする処分について

本通達は、河川局の所管する法令の規定による処分のうち、本法の規定により審査基準等を策定する必要のある処分をその対象とするものであること。

なお、他省庁と共管法律である「運河法」（大正２年法律第１６号）、「公有水面埋立法」（大正１０年法律第５７号）、「海岸法」（昭和３１年法律第１０１号）、「地すべり等防止法」（昭和３３年法律第３０号）及び「砂利採取法」（昭和４３年法律第７４号）の規定による処分については、必要に応じ、関係省庁との調整が済み次第通達することとしているので了知されたいこと。

三　基準等の策定に当たっての留意点について

本通達においては、過去に処分例がないこと、処分の原因となる事実を個別の事実ごとに評価する必要があるため具体的な基準を画一的に定めることが困難であること等により基準等の設定が困難な処分を除き、定め得る基準等を定めたものであることこ。

したがって、特に基準等が示されていない処分も存するが、そのような処分であっても、各処分庁において個別に基準等の策定が可能であるものについては、当該処分についても基準等を策定することは差しつかえないこと。

四　本通達又は本通達により策定された基準等の取扱いについて

本法は、策定された基準等について、原則として、法令により申請等の提出先とされている機関の事務所における備付けその他適当な方法により公にしておかなければならないことを定めていることから、本通達又は本通達により策定された基準等については、少なくとも法令により申請等の提出先とされている機関の事務所等に備え付け、申請者等が閲覧できるように措

置されたいこと。

五　申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について

１　河川法（昭和３９年法律第１６７号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について

河川法の規定による申請に対する処分を行うに当たっては、水系一貫管理の原則に従い、水系に係る河川における治水上及び利水上の行政の統一を確保するとともに、その公共用物としての性格にかんがみ、国民の生命及び財産を災害から防護すること、その適正な利用を推進すること、及び流水の正常な機能を維持することを旨として行うものであること。

また、工事実施基本計画が、水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針を定めたものであり、河川の総合的管理を確保するうえで基本となるべきものであることにかんがみ、処分を行うに当たっても、工事実施基本計画に即して行う必要があること。

なお、河川環境管理基本計画が既に策定された河川にあっては当該計画と整合が図られたものとなるよう、未だ策定されていない河川においても当該河川及びその流域の特性に応じて、河川環境が適正に管理されるよう留意して行うこと。

この河川法の規定による処分を行うに当たっての審査の原則に加え、さらに河川法の個別の規定における申請に対する処分に係る審査基準は、それぞれ次のとおりである。

（１）第２０条（河川管理者以外の者が行う河川工事等の承認）の審査基準について

河川工事等の承認を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで承認することができるものであること。

①　工事実施基本計画に基づき実施される改良工事に関する具体的な計画が策定されている場合には、当該計画に反しないこと。

②　当該河川工事が上下流及び左右岸の改修状況と比較して不調和でないこと。

③　周辺の河川管理施設等への支障を及ぼさないものであること。

（２）第２３条（流水の占用の許可）の審査基準について

河川の流水の占用の許可並びにこれに関する法第２４条、第２６条第１項、第２７条第１項、第５５条第１項等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可を行うことができるものであること。

①　水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。

②　申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。

③　河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。

④　流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第２６条第１項（工作物の新築等の許可）の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。

（３）第２４条（土地の占用の許可）の審査基準について

河川区域における土地の占用の許可を行うに当たっては、「河川敷地の占用許可について」（平成１１年８月５日付建設事務次官通達）により審査したうえで許可を行うことができるものであること。

（４）第２５条（土石等の採取の許可）の審査基準について

河川区域における土石等の採取の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。

①　河川管理施設若しくは許可工作物を損傷し、又は河川の流水に著しい汚濁を生じさせるなど、河川管理上著しい支障が生じるものではないこと。

②　申請者の事業計画が妥当であるとともに、当該土石等の採取を行うことについての関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

③　砂利等の採取については、「砂利等採取許可準則」（昭和４１年６月１日建設事務次官通達）によること。

④　竹木、あし、かや、埋もれ木、笹、じゅん菜その他の産出物については、その採取に係る地域の慣行や、慣行に基づく権利性の度合いを考慮すること。

（５）第２６条第１項（工作物の新築等の許可）の審査基準について

河川区域における工作物の新築等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。

① 治水上又は利水上の支障を生じるおそれがないこと。

この場合において、治水上又は利水上の支障の有無を検討するに当たっては、以下に掲げる事項について、それぞれ次に定める基準により、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重などから総合的に検討すること。

イ 工作物の一般的な技術基準について、「河川管理施設等構造令」（昭和５１年政令第１９９号）

ロ 設置について、「工作物設置許可基準」

ハ 土木工学上の安定計算等について、「河川砂防技術基準（案）」

② 社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。

③ 当該河川の利用の実態からみて、当該工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害しないこと。

④ 当該工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

（６）第２７条第１項（土地の掘削等の許可）の審査基準について

河川区域における土地の掘削等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。

① 当該掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷するおそれや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。

② 当該土地の掘削等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

（７）第２８条第１項（竹木の流送等の制限等）の審査基準について

竹木の流送等の許可を行うに当たっては、地形、河川管理施設又は河川区域内に設置されている工作物の状況、河川の自由使用の状況等を勘案して、河川管理上の支障の有無について審査を行い、支障を生じるおそれがない場合に許可をすることができるものであること。

（８）第２９条第１項（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可）の審査基準について

第２９条第１項の規定に基づく河川法施行令（昭和４０年政令第１４号）第１６条の８第１項の河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。

① 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する場合

イ 人体や生物に有害であると認められるものでないこと。

ロ 流水を著しく汚濁するおそれがないものであること。

② 河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合

イ 相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものでないこと。

ロ 残土等の一時的な仮置きについては、土石、竹木その他の物件を、河川工事又は河川区域内に他の行為によってやむを得ず一時的に仮置きする場合において、出水時への対応措置が講じられていること。

（９）第３０条第１項（許可工作物の完成）の審査基準について

完成検査を行うに当たっては、完成検査を受けようとする施設が、その設置された位置、構造、規模その他の河川法第２６条第１項の許可の内容又は当該許可に付された条件に適合しているかどうかを確認し、それらに適合している場合について合格させるものであること。

なお、第４４条第１項のダムについては、ダム検査規程（昭和４３年建設省訓令第２号）

によるものとすること。

(10) 第３０条第２項（完成前の許可工作物の一部使用の承認）の審査基準について

完成前の許可工作物の一部使用を承認するに当たっては、当該工作物の一部を使用することによってもその機能を発揮することが可能である場合において、その設置について工期が長いことにより全体の工事が完成するまで相当の年月を要し、かつ完成前の一部使用に対する社会的要請が強い場合、又は工事の施工方法からみてやむを得ないものである場合に、以下に掲げる要件に該当するものについて承認することができるものであること。

① 使用をしようとする部分について、法第３０条第１項の完成検査の例により検査を受け、当該検査に合格したものであること。

② 一部使用することによる河川管理上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。

③ 一部使用しようとする目的が、当該工作物全体について受けた許可の目的に反しないこと。

(11) 第３４条第１項（権利譲渡の承認）の審査基準について

第２３条から第２５条までの規定による許可に基づく権利の譲渡を承認するに当たっては、必要やむを得ないと認められる場合であって、以下の基準に該当する場合に承認することができるものであること。

① 譲渡の前後において、承認の申請に係る許可に基づく権利の同一性が確保されていること。

② 申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けようとする者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

(12) 第５５条第１項（河川保全区域における行為の許可）の審査基準について

河川保全区域における許可を行うに当たっては、河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがない場合に許可をすることができるものであること。

(13) 第５７条第１項（河川予定地における行為の制限）の審査基準について

河川予定地における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、当該河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可をすることができるものであること。

(14) 河川法の規定による処分に係る標準処理期間について

標準処理期間については、各処分の性格、処分を行うまでに経ることを要する手続の相違等に応じ、それぞれ以下のような期間とすること。

(1) 水利使用に関する処分に係る標準処理期間

① 水利使用に関する処分（②に規定するものを除く。）に係る標準処理期間については、建設大臣が行うものにあっては１０ケ月とし、各地方建設局長が行うものにあっては５ケ月を目安とすること。

なお、これらの標準処理期間は、あくまで通常の水利使用の態様における処理を前提とした場合の目安であり、多数の既得の水利使用の態様を把握する必要がある案件や、大規模な工作物の新築等を伴うことにより当該工作物についての治水上の安全性を特に精査する必要のある案件、発電水利使用に係る許可の更新で新たに河川維持流量に関する定めを行う必要のある案件等特に慎重かつ精緻な審査を要する案件については、この限りではないこと。

② 第２３条の２の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する処分に係る標準処理期間については、以下のような期間とすること。

なお、これらの標準処理期間は、あくまで通常の水利使用の態様における処理を前提とした場合の目安であり、第２３条の２の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する事業又は工事を行うために他の水利使用に関する処分を要する案件等については、この限りではないこと。

イ 第２３条の２の登録の申請のみのものにあっては１ケ月を目安とすること。

ロ 第２３条の２の登録の申請及びこれに関する第２４条、第２６条第１項、第２７条第１項、第５５条第１項等の許可の申請があるものにあっては３ヶ月を目安とすること。

(2) (1)以外の処分に係る標準処理期間

① 地方建設局長が処分権限を有する処分（水利使用の許可等に係るものを除く。）に係る標準処理期間は、おおむね３ケ月を目安とすること。

② 上記①に該当する処分のうち、治水上又は利水上与える影響が著しいことなどにより建設大臣又は河川局長の承認等を要することとされているものに係る標準処理期間は、おおむね４ケ月を目安とすること。

(3) 都道府県知事又は市町村長が行う処分に係る標準処理期間

都道府県知事又は市町村長が行う処分に係る標準処理期間についても、上記①及び②の期間を目安に、各処分の性格、処分を行うまでに経ることを要する手続の相違等を勘案して設定すること。

２ 砂防法（明治３０年法律第２９号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について

（略）

３ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について

（略）

４ 特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について

（略）

六 不利益処分に係る処分基準の策定について

１ 河川法の規定による処分に係る処分基準について

（１）第１８条（原因者への工事施行命令）の処分基準について

工事原因者への河川工事の施行の命令は、他の工事又は河川の損傷若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為が原因であることが明らかであり、かつ、その結果河川工事を要する場合において、当該原因者が河川工事を行うことが河川管理上の支障を生じさせないときに、当該河川工事の施行を命じることができるものであること。

なお、工事原因者が能力、信用等を有しないことなどにより、当該工事原因者に当該河川工事を施行させることが河川管理上の支障を生じさせるおそれがある場合には、当該工事原因者に当該河川工事の施行を命じないこと。

（２）第２９条第１項（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可）の処分基準について

第２９条第１項の規定に基づく河川法施行令第１６条の６第２項の河川の汚濁が著しい場合等の措置命令は、河川の流量が当該河川の平均渇水流量以下に減少した場合などの異常な渇水等により河川の汚濁が著しく進行し、上水道等の原水として利用することが不可能となるおそれがあるなど河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれがある場合に行うことができるものであること。この場合において、汚水の排出者に求めるべき内容は、当該河川の水質の状況、利用の状況及び開発の状況を勘案し、河川の特性に応じて決定するものであること。

（３）第３１条第２項（許可工作物を用途廃止した場合における原状回復命令等）の処分基準について

許可工作物を用途廃止した場合には、河川区域内における河川管理上必要な工作物以外の工作物の存在は、本来好ましくないものであることから、工作物をそのまま又は一部改造して存置することが河川管理上望ましい場合を除き、用途廃止された工作物は撤去させること。

また、治水上、利水上、河川環境の保全上、歴史上又は他の河川の使用状況等から、当該工作物をそのまま又は一部改造することにより存置することが望ましい場合においても、当該工作物を存置することによる河川管理上の影響を明確にし、必要な措置を講じさせなければ存置させることはできないこと。

（４）第６７条（原因者負担金）の処分基準について

河川工事の必要を生じさせた他の工事又は他の行為の費用負担者に当該河川工事の費用を負担させるに当たっては、当該河川工事が河川法第１８条により工事原因者に施行を命じるべきものに該当する場合において、当該他の工事又は他の行為により工事の必要が生じた時点における河川又は河川管理施設の機能回復に要した費用を限度として負担させる

こと。

（５）第６８条第２項（附帯工事の原因者負担金）の処分基準について

第６８条第１項の附帯工事に要する費用について、当該附帯工事の原因となった河川工事が他の工事又は他の行為により必要を生じた場合には、河川法第１８条及び前条の処分基準の例によること。

（６）第７５条（監督処分）の処分基準について

監督処分を行おうとする場合には、処分の原因及び対象、河川管理上の支障の程度、態様等からみて必要な場合に行うことができるものとし、処分を行う場合の方法についても、河川管理上必要な範囲において、比例の原則に照らし、違反の程度や河川管理上の支障の程度から相当と認められるものを選択すること。

２　砂防法の規定による処分に係る処分基準について

（略）

(22) 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について

（平成６年９月３０日　建設省河政発第５３号、河治発第７３号、開発第１１８号、
河砂発第５０号　河川局水政課長、治水課長、開発課長、砂防課長通達）

行政手続法（平成５年法律第８８号。以下「本法」という。）の施行及びその施行に伴う河川法等における処分基準の策定等については、「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成６年９月３０日建設省河政発第５２号河川局長通達。以下単に「局長通達」という。）により通達したところであるが、局長通達所掲の法令及び河川局所管の他の法令の運用に当たっては、下記の事項に留意し、遺憾のないようにされたい。

なお、速やかに関係事項を貴管下市町村長に周知方取り計らわれたい。

記

一　局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について

１　河川法（昭和３９年法律第１６７号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について

（１）第２０条（河川管理者以外の者が行う河川工事等の承認）関係

局長通達五１（１）①の「具体的な計画」とは、例えば、いわゆる指定区間外の一級河川における河川工事の実施に関する計画である「改修計画」、指定区間内の一級河川又は二級河川における河川工事の実施に関する計画である「全体計画」、特定多目的ダムの建設に関する基本計画などをいうものであること。

（２）第２３条（河川の流水の占用の許可）関係

（１）局長通達五１（２）の①の審査に当たっては、水利使用に係る事業計画の国民生活や産業活動への影響、国土開発、水資源開発、電源開発、土地改良等に関する国又は地方の計画との整合性、河川水以外の水源への代替可能性等を勘案し、総合的に判断すること。

（２）局長通達五１（２）の②の審査に当たっては、以下の事項に留意すること。

①　水利使用に係る事業計画が、関係法令に基づく許可等を受けているか、又は受ける見込みが確実であり、かつ、当該水利使用の内容が関係法令による許可等に係る事業内容と整合が図られていること。

②　水利使用の申請者が、事業を遂行する能力及び信用を有すると客観的に判断される者であること。

③　水利使用の許可に係る取水量が合理的な根拠に基づいて算定されたものであり、その目的、事業計画等からみて、必要かつ妥当な範囲内のものであること。

④　他の水利使用、漁業等との調整がなされ、当該水利使用により損失を受けるおそれがある者が存する場合には、事前に当該水利使用についてその者の同意を得ておくことが望ましいこと。

（３）局長通達五１（２）の③の審査に当たっては、以下の事項に留意すること。

①　取水予定量が、基準渇水流量（１０年に１回程度の渇水年における取水予定地点の渇水流量）から河川の維持流量と他の水利使用者の取水量の双方を満足する水量（正常流量）を控除した水量の範囲内のものであること。

②　正常流量の設定の詳細については、「河川砂防技術基準（案）」を参考とすること。

（４）局長通達五１（２）の④の審査に当たっては、以下の事項に留意すること。

①　水利使用に係る土地の占用及び工作物の新築等が、当該水利使用の目的を達成するために必要な最小限度のものであること。

②　局長通達五１（２）④の「公益上の支障」とは、例えば河川区域外に設置される土捨場の崩壊による災害、水利使用に伴う排水による流水の汚濁などをいうものであること。

（３）第２６条第１項（工作物の新築等の許可）関係

局長通達五１（５）の審査に当たっては、以下に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項に留意すること。

（１）河川区域内の土地における工作物の除却について

工作物が設置される以前の河道の状態に復元することを原則とする。　除却により河川管理上の支障を生ずるおそれがある場合には、当該支障を少なくするための措置を併せて行わせることとする。

（２）埋立等に係る河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留又は停滞させるための工作物の新築及び改築について

①　河川水位に与える影響が著しく小さいこと。

②　著しい河床変動（河川及び河口部の堆砂・洗掘・低下）を生じないこと

③　河川及び河口部の波浪高（高潮時を含む。）が大きくならないこと。

④　河川への津波の浸入を助長しないこと。

⑤　河川及び河口部の水質が悪化しないこと。

（４）第２７条第１項（土地の掘削等の許可）関係

局長通達五１（６）①の運用に当たっては、以下に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。

（１）掘削及び切土

①　掘削又は切土の断面が、河川の計画断面を侵すものではないこと。

②　掘削又は切土を行う箇所が、河川管理施設等の保全上必要な一定の距離が確保されていること。

③　局部的な箇所において実施する場合は、当該箇所において流水の乱れを生じないよう施行すること。

（２）盛土

①　上下流を含む盛土の行われる箇所における流下能力の低下をもたらさないこと。

②　当該盛土により流速の乱れを生ずるものではないこと。

③　盛土後の河川の形状の変化により流速の変化を起こすものではないこと。

（３）竹木の栽植

竹木の栽植を許可するに当たっては、「河岸等の植樹基準（案）」（昭和５８年１２月１日建設省河川局長通達）及び河川局治水課作成に係る「河道内の樹木の伐採・植樹のためのガイドライン（案）」（平成５年１１月１０日）によるものとすること。

（４）竹木の伐採

竹木の伐採を許可するに当たっては、「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について」（平成６年７月８日建設省河川局長通達）及び「河川法施行令の一部を改正する政令の運用について」（平成６年７月８日建設省河川局水政課長、治水課長通達）によるものとすること。）

（５）第２８条第１項（竹木の流送等の制限等）関係

局長通達五１（７）の運用に当たっては、「河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について」（昭和４５年１０年７日建設省河川局水政課長通達）記第一及び第二により審査すること。

（６）第２９条第１項（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可）関係

局長通達五１（８）の河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為として、第１６条の８第１項の規定により河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合のうち、雪を堆積する行為については、次の全ての要件を満たす場合に限り許可するものであること。

①　堆積しようとする主体が原則として国、地方公共団体その他の公的主体であること。

②　堆積しようとする量及び位置が、融雪期における流水の流下を妨げず、また、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさないこと。

③　排雪作業により付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさないこと。

④　汚物若しくは廃物を投棄しないこと。

（７）第３０条第１項（許可工作物の完成）関係

局長通達五１（９）の運用に当たっては、位置、構造、規模等の審査については工事記録等により確認するとともに、以下に掲げる施設の種類に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。

（１）河川管理施設と効用を兼ねる施設について

① 河川管理施設として、操作等を確実に行うことができるものであること。
② 観測施設、通報施設及び警護施設が、それぞれ機能に応じて的確に作動すること。

（２）堤防を開削して設置される工作物について

開削され埋め戻された堤防について、必要な強度が保たれていること。

（８）第３４条第１項（権利譲渡の承認）関係

局長通達五１（１１）の審査に当たっては、異なる目的への許可に基づく権利の譲渡は認められず、例えば、第２３条の水利使用の許可に基づく権利の譲渡について、工業用水道のための流水の占用の権利を上水道のための流水の占用の権利として譲渡するような形態は、両者の水利使用の目的が異なるので認められないこと。

一方で、このことは、既存の許可に基づく権利を廃止し、新たに異なる目的を有する許可の申請を行うことを妨げるものではないこと。

また、原則として、当該権利を譲り受けようとする者が、新たに当該権利に係る許可の申請を行うとすれば許可することができると認められる者である場合に承認することができるものであること。

（９）第５５条第１項（河川保全区域における行為の許可）

局長通達五１（１２）の運用に当たっては、以下に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。

（１）土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為について

① 掘削及び切土について

イ 当該掘削又は切土により堤防の荷重バランスを崩さないものであること。

ロ 基盤漏水の原因とならないものであること。

② 盛土について

イ 堤防法尻に滞水することのないよう雨水等の排水に考慮すること。

ロ 河川管理施設の維持管理上支障がないこと。

（２）工作物の新築又は改築について

① 当該工作物の荷重により堤防の荷重バランスを崩さないものであること。
② 基盤漏水の原因とならないものであること。
③ 止水性のある工作物にあっては、堤防内の浸潤面の上昇の程度を把握し、堤防の法面の崩壊の原因とならないこと。

（10）第５７条第１項（河川予定地における行為の許可）

局長通達五１（１３）の運用に当たっては、以下に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。

（１）土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為について

① 土地を利用するための形状の変更については、原則として認めないこと。
② 土石等の採取のための形状の変更については、河川工事の施行に支障がないこと。

（２）工作物の新築又は改築について

河川予定地の指定の日において当該河川予定地内の工作物を居住、利用等に供している者又はその一般承継人が、当該工作物について、河川工事に着手するまでに除却することが確実な仮設物等を増築等する場合に限り、認められるものであること。

２ 砂防法（明治３０年法律第２９号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について

（略）

二 不利益処分に係る行政手続法の運用に当たっての留意事項について

１ 不利益処分に係る処分基準を運用するに当たっては、以下の手順により行うものであること。

① 法令上の要件に該当する事実について、その内容を把握し、確認すること。
② 確認した内容について、河川管理上の支障の有無及びその程度など、法令の趣旨に沿って支障の有無及び支障がある場合にはその程度を把握すること。
③ ②により支障がある場合には、その程度に応じた対応策を検討すること。
④ ③の検討による対応策について、必要と判断される具体的な処分の内容を確定すること。

２ 不利益処分について、行政手続法第３章第２節の定めるところにより行う聴聞の手続に関しては、地方建設局長が行うこととされている処分に係る聴聞の手続は「建設省聴聞手続規

則」（平成６年建設省令第２４号）によるものとすること。

また、都道府県知事又は市町村長が行うこととされている処分に係る聴聞の手続は、総務庁より通知された「聴聞の運用のための具体的措置について」又は当該通知に基づき各地方公共団体において設けられた聴聞規則等によること。

三　建設省河川局の所管する法令（他省庁と共管のものを含む。）のうち、局長通達の審査基準等の策定を要する処分について

建設省河川局の所管する法令（他省庁と共管のものを含む。）のうち、申請に対する処分並びに当該処分の行政手続法における適用除外規定の適用関係及び既存の審査基準については（別紙１）のとおりであり、また、不利益処分並びに当該処分の行政手続法における適用除外規定の適用関係及び既存の処分基準については（別紙２）のとおりであるので、行政手続法の運用に当たって参考とされたいこと。

（別紙１）建設省河川局の所管する法令（他省庁と共管の法令を含む。）における申請に対する処分一覧

（１）～（８）略

（９）河川法（昭和３９年法律第１６７号）

Ｎｏ	根拠条項	許認可等の種類	適用除外	既存の基準の有無
１	２０	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認		令第１２条
２	２３	流水占用の許可		「河川法の施行について」（昭和４０年３月２９日建設事務次官通達。以下この表において「次官通達」という。）記９（１）
３	２４	土地占用の許可		「河川敷他の占用許可について」（昭和４０年１２月２３日建設事務次官通達）、 次官通達記９（２）
４	２５	土石等の採取の許可		次官通達記９（３）、 「砂利等採取許可準則について」（昭和４１年６月１日建設事務次官通達）
５	２６①	工作物の新築等の許可		法第２６条第２項及び第３項、 令第１５条の２及び第１５条の３
６	２７①	土地の掘削等の許可		法第２７条第２項及び第３項、 令第１５条の４及び第１６条、 「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について」（平成６年７月８日河川局長通達）、 「河川法施行令の一部を改正する政令の運用について」（平成６年７月８日河川局水政課長、治水課長通達）
７	２８	竹木の流送の許可等		「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和４５年９月１０「１建設省河川局長通達。以下この表において「局長通達」という」）記一、 「河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について（昭和４５年１０月７日建設省河川局水政課長通達。以下この表において「水政課長通達」という。）記第一及び第二
８	２９①	河川管理上支障のある行為の許可		本条に某づく政令は令第１６条の４から第１６条の８まで
９	２９②	河川管理上支障のある行為の許可等（二級河川）		なし
１０	３０①	許可工作物の完成検査		ダム検査規定（昭和４３年建設省令第２号）
１１	３０②	許可工作物の完成前の使用の承認		ダム検査規定
１２	３４①	権利譲渡の承認		なし
－	４２②	水利使用許可に伴う損失補償に係る裁定	３①（１２）	
１３	４３①	損失補償前の流水の貯留又は取水の決定		法第４３条第１項
１４	４７①	ダム操作規程の承認		「河川法第２草第３節第３款（ダムに関する特則）等の規定の運用について」（昭和４１年５月１７日建設省河川局長通達）記４（１）一
－	５３③	渇水時の水利使用調整に関するあっせん等	３①（１２）	令第３４条、「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」（平成６年５月３１日河川局治水課長通知）

15	５５①	河川保全区域内の行為の許可		
16	５７①	河川予定地内の行為の許可		令第３５条
－	７９①	令第３５条指定区間の管理の認可	４①	
－	７９②	二級河川の管理の認可	４①	
－	９７②	審査請求	３①(15)	

（１０）河川法施行令（昭和４０年政令第１４号）

Ｎｏ	根拠条項	許認可等の種類	適用除外	既存の基準の有無
1	１６の８	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可		「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和４５年９月１０日建設省河川局長通達。以下この表において「局長通達」という。）記一、 「河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について」（昭和４５年１０月７日建設省河川局水政課長通達）記第七

（１１）、（１２）略

＜凡例＞

１「根拠条項」の欄は、、当該法令における条項を表していること。
「根拠条項」の項の数字は、算用数字が条番号を、丸数字が項番号を示していること。例えば、「７①」とは第７条第１項を表していること。また、「但」とは「ただし書」を表しているものであること。

２「適用除外」の項は、行政手続法の適用除外の規定の適用の有無を示したものであること。したがって、例えば適用除外の欄に「３①（１５）」と記載されているものは、、当該条項が行政手続法第３条第１項第１５号の規定に該当するものであり、審査基準の策定を要しないものであることを示しているものであること。

３「既存の基準の有無」の項については、この通達の発出時において、建設省河川局が把握している基準の有無を示したものであること。

（別紙２）建設省河川局の所管する法令（他省庁と共管の法令を含む）における不利益処分一覧

（１）～（９）略

（１０）河川法（昭和３９年法律第１６７号）

No	該当条項	処　分　の　内　容	適用除外	既存の基準の有無
１	１８	工事原因者に対する工事施行命令		なし
２	２２②	洪水時等における業務従事命令	１３②(1)	なし
３	３１②	工作物用途廃止後の原状回復命令等		なし
４	３２①	流水占用料等の徴収	１３②(4)	令第１８条 河川法施行令第１８条第１項第３号の建設大臣が定める額（昭和５０年８月１日建設省告示第１１２５号）
５	４４①	河川の従前の機能の維持のための指示		令第２４条 「河川法第２章第３節第３款（ダムに関する特則）等の規定の運用について」（昭和４１年５月７日建設省建河発第１７８号河川局長通達。以下この表において「ダム運用通達」という。）記２
６	４７④	ダム操作規程の変更命令		法第４７条第４項 ダム運用通達記４
７	５２	洪水調節のための指示	１３②(1)	ダム運用通達記５及び６
８	６７	工事費用の原因者への負担命令　　１３②(4)		
９	６８②	附帯工事費用の原因者負担命令	１３②(4)	なし
１０	７０①	工事費用の受益者への費用負担命令　１３②(4)	１３②(4)	なし
１１	７０の２①	特別水利使用者負担金　１３②(4)	１３②(4)	法第７０条の２第１項及び第２項 令第３８条の３第１項及び第２項
１２	７４⑤	延滞金の徴収	１３②(4)	法第７４条第５項

１３	７５①	許可等の取消、工事中止命令等		法第７５条第１項
１４	７５④	許可等の取消、工事中止命令等		法第７５条第２項
１５	７６③	損失補償額の原因者への負担命令	１３②(4)	法第７６条第３項

（１１）河川法施行令（昭和４０年政令第１４号）

Ｎｏ	該当条項	処　分　の　内　容	適用除外	既存の基準の有無
1	１６の６②	河川の汚濁が著しい場合等の措置命令		「河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について」（昭和４５年１０月７日建設省河川局水政課長通達）記第五

（１２）、（１３）（略）

（23）河川敷地の占用許可について

（平成１１年８月５日　建設省河政発第６７号　建設事務次官通達
最終改正　平成２８年５月３０日　国水政第３３号）

（平成１１年制定時の通達文）

河川敷地占用許可準則を別紙のとおり定めたので、下記の事項に留意の上、河川敷地の占用許可の適正な執行を図られたく、命により通達する。

なお、平成６年１０月１７日付け建設省河政発第６１号「河川敷地の占用許可について」は、廃止する。

記

１　河川敷地占用許可準則の改正の背景

河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水による被害を除却し、又は軽減させるためのものであり、また、公共用物として、河川環境に配慮しつつ、他の利用に支障のない範囲で一般公衆の多様な利用に供すべきものである。

平成９年度には、河川法（昭和３９年法律第１６７号）の改正がなされ、河川の管理は、治水、利水及び河川環境の整備と保全が達成されるよう総合的に行うべきこと等とされたところであり、これに対応した河川敷地占用許可準則の改正が必要となっていたところである。

２　河川敷地占用許可準則の改正の視点

今回の河川敷地占用許可準則の改正は、次のような視点から行なったものである。

（１）平成８年６月の河川審議会答申「２１世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本的方向について」において、「川の３６５日」を意識しつつ河川行政を展開することが重要である旨指摘されたところであり、自然豊かで、貴重なオープンスペースである河川敷地については、河川環境に配慮しつつ、個々の河川の実態に即して、適正かつ多様な利用をより一層推進することにより、国民の河川への親しみを醸成していくことが必要となっていること。

（２）河川敷地は、基本的にはその周辺の住民により利用されるものであること等にかんがみ、その占用の許可に当たっては、景観や自然環境との調和を図りつつ街づくりへの活用を図ること、及び地域の意見を十分に反映することことが重要である。この点については、平成１１年３月の第２次地方分権推進計画においても、地域に密着している河川敷地の利用等の分野に関しては、できるだけ地元市町村等の主体性が尊重されるよう、市町村等が参画できる範囲を拡大するための措置を講ずることとされ、具体的には、地先の河川敷地の利用について地元市町村が主体的に判断できるようにするための包括占用許可を実施することとされたこと。

（３）従来の準則においては必ずしも許可方針が明確でなかった道路としての河川敷地の利用について、その設置が認められる場合を具体的に明示する必要があること。

（４）河川敷地の適正かつ多様な活用を図っていくためには、その占用許可の準則をできる限り具体的で、かつ、国民に分かり易いものとする必要があること。また、占用の許可の運用が厳格に過ぎるのではないかという批判があること。

３　河川敷地占用許可準則の運用上の留意点

改正後の河川敷地占用許可準則の運用に当たっては、特に以下の点に十分留意する必要がある。

（１）占用の許可の目的となる施設の範囲を従来より拡大したところであり、治水上、利水上又は河川環境上の支障が生じないよう配慮しつつ、狭あいな国土条件の下で、河川敷地の公共用物としての活用の在り方について十分に検討し、適正な利用が行われるよう制度の運用に当たること。

（２）平成９年度の河川法の改正において、河川整備計画の策定に当たって地域の意見を聴くこととされたことにかんがみ、河川敷地の占用の許可に当たっても同様の手続を設けていること。具体の占用の許可に当たっては、地域の意見を踏まえつつ、占用施設の公共性等を勘案の上、河川管理者が判断すべきこと。

（３）河川環境の保全に対する国民の要請は高まっており、河川環境に係る計画において保全す

べきこととされる河川敷地については厳にその保全に努めるべきであること。
（４）河川環境を保全するため、便所、ベンチ等も含め、工作物のデザイン、色彩等を河川全体の景観と調和したものとする必要があること。
（５）道路の敷地として河川敷地を活用するに当たっては、河川管理上の支障が生じないよう、堤防等の河川管理施設の工事に係る費用の負担方式、洪水時の交通規制等のルールについて、あらかじめ道路・交通担当部局と調整する必要があること。
（６）包括占用許可については、地先の河川敷地の利用について地元市町村が主体的に判断できるようにするという本制度の創設の趣旨にかんがみ、市町村の創意工夫が十分に活かされるよう運用する必要があること。
（７）河川敷地の利用方法は、公共性の高いものを優先する必要があるほか、地域社会の状況変化に対応した適正なものである必要があること。このため、占用の許可の更新に当たっては、改正後の準則に従って適正な運用を行う必要があること。
（８）河川の利用は、洪水、津波等の危険を内包するものであるため、このような緊急時における情報伝達体制を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行なわれるよう、許可条件の付加及びその履行の確保を的確に行う必要があること。

（平成１７年一部改正時の通達文）

標記については、平成１１年８月５日建設省河政発第６７号をもって通達したところであるが、この度、平成１６年１１月２９日付け社会資本整備審議会の答申を受け、別紙のとおり、河川敷地占用許可準則の一部を改正したので、命により通達する。

なお、この答申においては、河川空間を活用したまちづくり、地域づくりを推進する動きが全国各地で生じていること等を背景に、河川敷地の多様な利用について引き続き要望があることを踏まえ、占用施設について類型の追加・修正等を行うこと、包括占用者の許可対象範囲を広げることなど包括占用制度を改善すること、地元市町村の意見を聴くことについて河川行政実態に即した手続きの一部見直しを行うことなど河川敷地占用許可準則の一部を改める必要があるとされたところである。

（平成２３年一部改正時の通達文）

標記については、平成１１年８月５日建設省河政発第６７号をもって通達したところであるが、この度、平成２２年５月１７日に策定された国土交通省成長戦略を踏まえ、別紙のとおり、河川敷地占用許可準則の一部を改正したので通知する。

（平成２８年一部改正時の通達文）

標記については、平成１１年８月５日建設省河政発第６７号をもって通達したところであるが、この度、快適でにぎわいのある水辺空間の創出を推進する観点から、民間の資金やノウハウを活用した河川敷地の多様な利用のより一層の促進を図るため、別紙のとおり、河川敷地占用許可準則の一部を改正したので通知する。

（別紙）

河 川 敷 地 占 用 許 可 準 則

第一章総則

（目的）

第一　この準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的とする。

（定義）

第二　この準則において「河川敷地」とは、河川法（昭和３９年法律第１６７号。以下「法」という。）第６条第１項の河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）をいう。

２　この準則において「占用の許可」とは、法第２４条の許可をいう。

３　この準則において「占用施設」とは、占用の許可の目的である施設をいう。

４　この準則において「河川管理者」とは、法第９条第１項、第２項及び第５項、第１０条第１項及び第２項並びに第１１条第３項の規定により法第２４条の許可を行う者をいう。

（占用許可の手続）

第三　占用の許可に関する手続は、行政手続法（平成５年法律第８８号）に定めるところにより、適正に行なわなければならない。

（適用除外）

第四　この準則は、法第２３条の水利使用のためにする河川敷地の占用には、適用しない。

第二章通則

（占用許可の基本方針）

第五　河川敷地の占用は、第六に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第七第１項に規定する占用施設について許可申請した場合で、第八から第十一までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。

２　前項の規定により占用の許可を行おうとする場合には、原則として、期限を定めて当該占用に係る河川敷地が存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

３　前項の場合において、占用による影響が広域に及ぶこと等により必要があると認める場合には、同項の規定による意見聴取に併せ、期限を定めて他の関係市町村又は関係都道府県の意見を聴くものとする。

４　河川敷地の占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。また、公共性の高い事業のための占用の計画が確定し、当該占用の計画について河川管理者が知り得た場合又は河川管理者に申出があった場合においては、他の者に対する占用の許可は、当該占用の計画に支障を及ぼさないようにしなければならない。

（占用主体）

第六　占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第七第１項第七号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第八号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占用施設について占用の許可を受けることができるものとする。

一　国又は地方公共団体（道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。）

二　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人都市再生機構、地方公社等

の特別な法律に基づき設立された法人

三　鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者

四　水防団体、公益法人その他これらに準ずる者

五　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第４条第７項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となって行う関連事業に係る施設（以下「市街地開発事業関連施設」という。）の整備を行う者

六　河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者（なお、第七第１項第六号ロの船舶上下架施設（斜路を含む。）については、当分の間、同協議会が設置されていない場合には、地元市町村の同意を得た場合とする。）

（占用施設）

第七　占用施設は、次の各号に規定する施設とする。

一　次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設

イ　公園、緑地又は広場

ロ　運動場等のスポーツ施設

ハ　キャンプ場等のレクリエーション施設

ニ　自転車歩行者専用道路

ニ次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設

イ　道路又は鉄道の橋梁（鉄道の駅が設置されるものを含む。）又はトンネル

ロ　堤防の天端又は裏小段に設置する道路

ハ　水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設

ニ　地下に設置する下水処理場又は変電所

ホ　公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設

三　次のイ及びロに掲げる施設その他の地域防災活動に必要な施設

イ　防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設

ロ　水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設

四　次のイからホまでに掲げる施設その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設

イ　遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設

ロ　河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの

ハ　地下に設置する道路、公共駐車場

ニ　売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。）

ホ　防犯灯

五　次のイからハに掲げる施設その他の河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設

イ　河川教育・学習施設

ロ　自然観察施設

ハ　河川維持用具等倉庫

六　次のイからニまでに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設

イ　公共的な水上交通のための船着場

ロ　船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）

ハ　荷揚場（通路を含む。）

ニ　港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設

七　次のイからニまでに掲げる施設その他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設

イ　通路又は階段

ロ　いけす
ハ　採草放牧地
ニ　事業場等からの排水のための施設

八　次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設
イ　グライダー練習場
ロ　ラジコン飛行機滑空場

２　前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占用を許可することができる。この場合においては、本体施設の利用時間外及び洪水のおそれのある場合の使用の禁止、使用禁止時間帯における車両の撤去、洪水時の駐車車両の避難に係る夜間及び休日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付すものとする。

３　第１項に規定する占用施設については、必要に応じて、施設利用者のための売店を、また、第1項第六号イに規定する占用施設については、料金所、待合所、案内板等を当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。

（治水上又は利水上の基準）

第八　工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は利水上の支障を生じないものでなければならない。この場合、占用の許可は、法第２６条第１項又は第２７条第１項の許可と併せて行うものとする。

２　前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。ただし、法第６条第２項に規定する高規格堤防特別区域、同条第３項に規定する樹林帯区域及び河川法施行令（昭和４０年政令第１４号）第１条第２項に規定する遊水地における占用については、適用しない。

一　河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。
二　水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。
三　堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況を発生させないものであること。
四　工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的にぜい弱な場所に設置するものでないこと。
五　工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。

３　前項に規定するもののほか、樹木の栽植に関する治水上の支障に係る技術的判断基準については、別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準（以下「植樹基準」という。）によるものとする。

（他の者の利用との調整等についての基準）

第九　河川敷地の占用は、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならない。

２　河川敷地の占用は、必要に応じて、他の者の水面等の利用を確保するための河岸への通路又は河川管理用の通路が確保されていなければならない。また、河川敷地の利用をより一層促進するため、必要に応じて、公園等の占用施設相互の連携を図るための連絡歩道や便所、ベンチ等が確保されていなければならない。

（河川整備計画等との調整についての基準）

第十　河川敷地の占用は、河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合にあっては、当該計画に沿ったものでなければならない。

２　前項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならない。

（土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準）

第十一　河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。

２　河川敷地の占用は、景観法（平成１６年法律第１１０号）に基づく景観行政団体が景観計

画に法第２４条の許可の基準を定めた場合には、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならない。

（占用の許可の期間）

第十二　占用の許可の期間は、第七第１項第一号から第七号までに規定する占用施設に係る占用にあっては１０年以内、同項第八号に規定する占用施設に係る占用にあっては５年以内で当該河川の状況、当該占用の目的及び態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

２　　前項の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする。

（占用の許可の内容、条件、監督処分等）

第十三　占用の許可は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するために必要と認められる適切な内容のものとする。

２　　占用の許可には、水質保全、占用に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占用の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要があると認められる条件を付すものとする。

３　　占用の許可の後、占用の許可を受けた者から報告を徴収するなどの方法により、適宜、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行うものとする。

４　　占用の許可を受けた者が法又は許可条件（法第２６条第１項及び第２７条第１項の許可条件を含む。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、法第７７条第１項に規定する是正措置の指示、法第７５条第１項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとする。

（継続的な占用の許可）

第十四　占用の許可の期間が満了した後に継続して占用するための許可申請がなされた場合には、適正な河川管理を推進するため、この準則に定めるところにより改めて審査するものとする。

２　　前項の場合において、従前のまま継続して占用を許可することが不適当であると認められるときは、この準則に適合するものとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前よりも短い占用の期間の設定、不許可処分等の措置をとるものとする。

（一時占用の許可）

第十五　工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一時的な占用の許可については、この準則によらないことができる。

ただし、一時的な占用の許可については、これを同一の内容の占用について繰り返し許可することにより継続して占用することになるなど、この準則第六及び第七の規定の趣旨に反する許可をしてはならない。

第３章包括占用の特例

（包括占用の許可）

第十六　地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）に対して、治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、第七第１項に規定する占用施設に該当する施設を設置する場合に、河川敷地の具体的利用方法を占用の許可後に当該地方公共団体等が決定できる占用（以下「包括占用」という。）の許可をすることができるものとする。

２　　包括占用の許可は、地方公共団体等の区域に存する河川敷地のうち、あらかじめ当該地方公共団体等が河川管理者と協議し、決定した区域（以下「包括占用区域」という。）を対象とするものとする。

３　　前項の場合において、第十第１項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、原則として包括占用区域としてはならない。

（第十第１項に規定する計画等との調整）

第十七　包括占用区域の具体的利用方法は、第十第１項に規定する計画が定められている場合に

あっては当該計画に沿ったものであるとともに、都市計画法第１８条の２第１項に規定する都市計画に関する基本的な方針（基本的な方針を定めていない市町村にあっては、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想等）に沿ったものでなければならない。

（包括占用区域の施設設置者による利用）

第十八　包括占用の許可を受けた地方公共団体等は、第六に規定する者に、包括占用区域の全部又は一部を第七第１項に規定する占用施設に該当する施設の設置を目的として使用させることができるものとする。

２　前項の規定に基づき、地方公共団体等が包括占用区域を使用することを認めた者（以下「施設設置者」という。）に包括占用区域を使用させる場合には、当該地方公共団体等は、包括占用区域の使用に係る契約（以下「使用契約」という。）を当該施設設置者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。

３　地方公共団体等は、使用契約を締結するときは、包括占用区域の使用の具体的内容（設置する占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件等を付すものとする。

一　施設設置者による使用は契約の内容に従って適切に行うこと。

二　施設設置者は地方公共団体等の指導監督に服すること。

三　第二十第１項に規定する工作物の設置等の許可の状況によって契約を変更し、又は無効とすること。

四　施設設置者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、地方公共団体等の意志表示により契約を解除できること。

（包括占用の許可の申請及び条件等）

第十九　包括占用の許可申請に当たっては、第七第１項に規定する占用施設に該当する施設の設置による包括占用区域の利用を目的とするとともに、第十七に規定する都市計画に関する基本的な方針等を申請書に添付するものとする。

２　包括占用の許可をする場合には、第十三第２項に規定するもののほか、第六から第十一までの規定を十分に踏まえて具体的利用方法を決定しなければならないこと、施設設置者に使用させる場合には使用契約を締結し、当該施設設置者を適切に指導監督することその他の必要な条件を付するものとする。

３　包括占用の許可をした場合には、当該包括占用区域及び許可の内容を適切な公示方法により周知するものとする。

（包括占用区域における工作物の設置等の許可）

第二十　包括占用区域において工作物の設置又は土地の掘削等若しくは樹木の栽植等を行おうとする場合には、包括占用の許可を受けた地方公共団体等又は施設設置者は、法第２６条第１項又は第２７条第１項に規定する許可申請を河川管理者に行わなければならない。なお、施設設置者が当該許可申請を行う場合は、地方公共団体等を経由して行うものとする。

２　前項の許可申請は、第十九第１項の許可申請と同時に行うこともできるものとする。

３　第１項の許可申請に際し、治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数を申請書及びその添付図書に記載すれば足りるものとする。

４　前項の規定による許可申請に対して許可を行う場合には、工作物の設置又は樹木の栽植の範囲及び上限の数について条件を付するものとする。

５　前２項に規定する樹木の栽植については、植樹基準に定めるところにより、許可するものとする。

６　包括占用の目的に適合する駐車場、売店については、包括占用区域の中で適正な箇所に設置できるものとする。

（包括占用許可に係る監督処分等）

第二十一　施設設置者の包括占用区域の使用が法又は許可条件（法第２４条、第２６条第１項及び第２７条第１項の許可条件をいう。）に違反している場合その他必要があると認められる

場合においては、河川管理者は、次の各号に定めるところにより措置するものとする。

一　地方公共団体等に対しては、施設設置者に対する指導監督に関する指示、包括占用の許可の取消し等の監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

二　施設設置者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

第４章　都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例

（都市・地域再生等利用区域の指定等）

第二十二　河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。

２　河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下「都市・地域再生等占用主体」という。）を定めるものとする。

３　都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

一　広場
二　イベント施設
三　遊歩道
四　船着場
五　船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
六　前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
七　日よけ
八　船上食事施設
九　突出看板
十　川床
十一　その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）

４　都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。

一　第六に掲げる占用主体
二　営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの
三　営業活動を行う事業者等

５　河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。第七項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。

６　都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占用することにより治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。

７　河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

（都市及び地域の再生等のために利用する施設の占用の許可）

第二十三　河川管理者は、都市・地域再生等利用区域においては、第五第１項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占用主体が占用の許可を申請した場合において、当該占用が、都市・地域再生等占用方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占用の許可をすることができる。

（占用の許可の期間）

第二十四　第二十三の規定による占用の許可の期間は、１０年以内で当該占用の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

（占用者以外の施設利用）

第二十五　第二十二第４項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占用にあっては、その占用施設を営業活動を行う事業者等（以下「施設使用者」という。）に使用（第二十二第３項各号に掲げる施設の設置を目的とする使用を含む。以下この章において同じ。）をさせることができるものとする。

２　河川管理者は、前項の規定により第二十二第４項第一号に掲げる者に対して、施設使用者に占用施設の使用をさせることを含む占用を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

一　施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。

二　施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。

三　施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年１回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

３　第１項の規定に基づき、第二十三の占用の許可を受けた第二十二第４項第一号に掲げる者（以下「公的占用者」という。）が施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、当該公的占用者は、使用契約を当該施設使用者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。

４　公的占用者は、使用契約を締結するときは、占用施設の使用の具体的内容（使用する占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

一　施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。

二　施設使用者は、公的占用者の指導監督に服すること。

三　施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、又は無効とすること。

四　施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占用者の意思表示により契約を解除できること。

５　施設使用者による占用施設の使用が法又は許可条件に違反している場合その他必要があると認められる場合には、河川管理者又は河川監理員は、次の各号に定めるところにより法第７５条又は第７７条等に基づき必要な措置をするものとする。

一　公的占用者に対しては、施設使用者に対する指導監督に関する指示、占用の許可の取消し等の監督処分等を状況に応じて適正に実施すること。

二　施設使用者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

（通則の適用）

第二十六　第五第二項から第四項まで、第十二第２項、第十三及び第十四の規定は、第二十三の規定による占用の許可について適用する。

附則

（経過措置）

１　この準則の制定の際占用の許可を受けて現に存し、又は現に工事中の占用施設の全部又は一部がこの準則に適合しない場合においては、当該占用施設に対しては、当分の間、この準則は適用しない。

２　前項に該当する占用施設について、当該占用の許可の期間が満了した後にも引き続き許可を与えようとするときには、許可申請者に対してこの準則に適合するものとなるよう努めること

を指導するものとする。

（社会実験）

3　この準則にかかわらず、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ地域の特性に即してこの準則を運用することを可能にするため、別途定めるところにより、社会実験を行うことができることとする。

4　この実験の結果については、適切に評価を行い、その結果をこの準則に反映させるものとする。

附　則　〔平成２３年３月８日国河政第１３５号〕

1　この通達は、平成２３年４月１日から施行する。

2　「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」（平成１６年３月２３日付け国河政第９８号国土交通事務次官通達。以下「特例措置通達」という。）は、廃止する。

3　特例措置通達の廃止の際、現に特例措置通達に基づき河川局長が指定している区域における占用については、廃止前の特例措置通達は、平成２４年３月３１日までの間は、なおその効力を有する。

附　則　〔平成２８年５月３０日国水政第３３号〕

この通達は、平成２８年６月２日から施行する。

（24）河川敷地の占用許可について（局長通達）

（平成１１年８月５日　建設省河政発第６８号　建設事河川局長通達）

平成１１年８月５日付け河政発第６７号をもって定められ、建設事務次官から貴職あてに通達された河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）については、下記の事項に留意の上、適正な占用許可の執行を図られたい。

なお、平成６年１０月１７日付け建設省河政発第６２号「河川敷地の占用許可について」は廃止し、平成６年９月３０日付け建設省河政発第５２号「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（以下「行政手続法通達」という。）の記の五１（３）中「「河川敷地の占用許可について」（平成６年１０月１７日付け建設省河政発第６１号建設事務次官通達）」を「「河川敷地の占用許可について」（平成１１年８月５日付け建設省河政発第６７号建設事務次官通達）」に改めるものとする。

記

一　準則第一について

河川は公共用物であり、また、平成９年度の河川法（昭和３９年法律第１６７号。以下「法」という。）の改正を踏まえ、河川敷地の占用許可は、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持されるとともに、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう行う必要がある。また、河川敷地は基本的にはその周辺の住民により利用されるものであること等から、地域の意向を踏まえて行う必要がある。

このような観点から、河川敷地の占用の許可に係る基準、河川管理者の審査に当たっての手続等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを準則の目的としている。

二　準則第二について

（１）河川敷地

準則の適用対象となる河川敷地は、河川管理者が権原を有する河川区域内の土地である。

なお、占用の態様には、河川敷地の地上部分の占用以外に水面、上空及び地下部分の占用がある。

（２）占用の許可

準則でいう「占用の許可」とは、法第２４条に規定する河川敷地の占用の許可のことであり、法第２３条に規定する流水の占用の許可は含まない。

（３）占用施設

準則でいう「占用施設」とは、占用の許可の目的である施設をいい、具体的には、準則第七第１項各号に規定する施設を指している。

三　準則第三について

占用の許可手続には行政手続法（平成５年法律第８８号）の適用があり、河川管理者は、同法の定めるところにより許可手続を適正に行う必要がある。具体的には、①占用の許可申請が事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）を定めるよう努め（同法第６条）、② 占用の許可申請が事務所に到達したときは遅滞なく当該審査を開始し（同法第７条）、③ 占用の許可申請により求められた許可を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない（同法第８条）こと等とされている。

なお、占用の許可に係る標準処理期間については、行政手続法通達の記の五１(14)②及び③において、地方建設局長が処分権限を有するものについてはおおむね三ケ月を目安とし、都道府県知事が行うものについてはおおむね三ケ月を目安として各都道府県ごとに設定することとされている。

四　準則第四について

法第２３条の水利使用に関しては、堰等の工作物を設置するために河川敷地の占用が必要であるが、当該占用の許可については、水利使用の面からの判断が必要であること等から、準則を適用しないこととしている。

五　準則第五について

（１）占用許可の基本方針

占用の許可申請が次の全ての要件に該当する場合に、河川管理者は河川敷地の占用の許可を行うことができることとしている。

①　準則第六に規定する占用主体が許可申請したものであること。

②　占用主体がその事業又は活動に必要な準則第七第１項に規定する占用施設について許可申請したものであること。

③　占用の内容が、準則第八から第十一までに規定する基準に該当するものであること。

④　占用の内容が、河川敷地の適正な利用に資すると認められるものであること。

②の要件については、占用主体の本来の事業又は活動を実施するに当たっての当該占用施設の設置の必要性を判断することとされたい。④の要件については、占用の目的、個別の河川の状況、周辺の土地利用の状況等を勘案の上、判断することとされたい。

（２）市町村等の意見聴取

①　意見聴取に係る基本的考え方

河川敷地は、基本的にはその周辺の住民により利用されるものであること等から、占用の許可に当たっては、地域の意見を聴いた上で河川管理者が判断する必要がある。このため、占用の許可を行おうとする場合においては、河川管理者が当該占用に係る河川敷地が存する市町村（特別区を含む。以下「地元市町村」という。）の意見を聴くこととした。なお、地元市町村から占用の許可申請がなされた場合、許可申請の内容が明らかに却下若しくは不許可とすべきものである場合又は許可申請に係る事業等に関する手続上地元市町村から得られた同意書等が許可申請書に添付されている場合には、この手続を行う必要はない。

また、占用による影響が地元市町村の区域を超えて広範囲に及ぶ場合等において、より広く意見を聴く必要があると河川管理者が認める場合には、他の関係市町村又は関係都道府県の意見を聴くものとしている。地元市町村等から意見が提出された場合には、河川管理者は、当該意見を踏まえながら、申請内容の公共性等を勘案の上、許可の可否等について最終的に判断を行うこととされたい。

②　意見聴取に係る手続

地元市町村等への意見聴取は、占用の許可申請の内容（占用施設の利用により騒音が発生するなどその周辺に大きな影響を与えることが見込まれる場合には、その旨を含む。）を示すとともに、標準処理期間等を勘案した適切な期限を付して、文書により行う必要がある。当該期限までに地元市町村等から意見が提出されない場合には、河川管理者は、意見を待つことなく許可の可否等を決定して差し支えない。この意見聴取は、個別の申請ごとに行うほか、申請の状況等に応じて、ある程度まとめて実施して差し支えない。また、許可手続の迅速化を図る観点から、必要に応じて、更新に係る許可申請が予定されている案件等について、年度当初等に地元市町村等との連絡会議を開催することとされたい。

また、意見聴取を行う時期としては、例えば、地方建設局の事務所長専決で許可を行う案件については、当該事務所において占用の内容の審査を了した時点で行うことが一般的には妥当であると考えられる。

（３）公共性の高い占用の優先

占用の申請が複数競合した場合には、河川管理者は、公共性の高いものを優先的に許可することとしている。

また、都市公園、道路橋等の公共性の高い事業のための占用の計画が確定している場合においては、他の者に対する占用の許可は、これを抑制し、または許可期間を制限する等の適切な措置を講ずることにより、当該事業のための占用の計画に支障を及ぼさないようにするとともに、占用に伴う補償等の問題の発生を防止するものとする。

なお、当該事業のための占用の許可をするに際し、既存の占用との調整を要するときは、河川管理者が積極的に調整に努め、必要な場合は、既存の占用許可の取消し等の措置を講ずることにより、当該事業の円滑な実施に資するよう努めるものとする。

六　準則第六について

占用の許可を受けることができる者を列挙している。

（１）原則的な占用主体

原則的な占用主体として、公共性又は公益性を有する者をその性格に応じて、第一号から

第六号までの六つに分類しているが、これは占用の主体となり得るものを明確化するためのものであり、どの区分に該当するかによって占用の許可の取扱いに差異は生じない。これらの者は、その本来の事業又は活動のために必要な施設であれば、準則第七第１項各号に規定する占用施設について占用することが可能である。

第三号の「水上公共交通を担う旅客航路事業者」とは、海上運送法（昭和２４年法律第１８７号）に基づく許可等を受けていわゆる水上バスの営業を行う者をいう。

第四号の「これらに準ずる者」とは、水防団体又は公益法人と同等の公共性又は公益性のある事業又は活動を行う者をいい、例えば、いわゆる第三セクターを挙げることができる。

第六号の「河川水面の利用調整に関する協議会等」には、「計画的な不法係留船対策の促進について（平成１０年２月１２日付け建設省河政発第１６号建設省河川局長通達）」の記一３①に規定する河川水面の利用調整に関する協議会が含まれる。

（２）例外的な占用主体

例外的な占用主体を本文ただし書中に規定しており、準則第七第１項第五号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第六号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等のいわゆる権利能力なき社団もそれぞれ当該占用施設について占用の許可を受けることができる。これらの者に許可するに当たっては、特に、当該占用の必要性及び占用施設の管理能力等の占用主体としての適格性について十分審査する必要がある。

七　準則第七について

（１）占用施設

占用の許可の目的とすることのできる施設について規定している。第１項各号に規定されている施設に該当しない施設については、占用の許可をすることができない。占用施設をその性格に応じて、第一号から第六号までの六つに分類し、各号に具体的な施設名を例示するとともに、同様の性格を有するその他の施設についても占用許可の目的となりうることを明らかにしている。

なお、許可申請がなされた施設が占用施設に該当する場合であっても、そのことにより許可申請者に占用の許可を求め得る何らかの権利が発生するものではない。

①　第１項第一号

第一号においては、河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設を占用施設としている。

イからニまでに掲げる公園等の施設は、例示に過ぎない。このことは、第二号から第六号までについても同様である。

占用施設の例示としては、ハの「キャンプ場等のレクリエーション施設」が新たに追加されている。

②　第１項第二号

第二号においては、公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設を占用施設としている。

占用施設の例示としては、ロの「堤防の天端又は裏小段に設置する道路」を新たに追加している。この道路の占用の許可に当たっては、河川敷地と堤内地の分断等による河川利用上若しくは河川環境上の支障、水防活動等への影響又は騒音等による周辺住民への影響等に十分に配慮する必要がある。

また、イの鉄道の橋梁には、駅が設置されるものを含むことを明示している。河川舟運を振興する観点からは、当該駅と第四号イに掲げる「公共的な水上交通のための船着場」を近接して設置することが望ましい。

③　第１項第三号

第三号においては、河川空間を活用した街づくりに資する施設を占用施設としている。

占用施設の例示としては、ロの「河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの」及びハの「地下に設置する道路」が新たに追加されている。また、ハの「公共駐車場」は地下に設置するものである。

なお、地下に設置する道路又は公共駐車場の許可に当たっては、伏流水の流下や地下水の涵養への影響に十分に配慮する必要がある。

④　第１項第四号

第四号においては、河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設を占用施設としている。

イの「公共的な水上交通のための船着場」については、河川舟運を促進する観点から、「河川内の船着場の使用の促進について（平成１０年６月１０日付け建設省河政発第５８号建設省河川局長通達）」に基づき占用者以外の使用を促進するとともに、必要に応じて、船着場周辺の公園等の整備を促進することとされたい。

ロの「船舶係留施設」には、「計画的な不法係留船対策の促進について（平成１０年２月１２日付け建設省河政発第１６号建設省河川局長通達）」記一２（１）③に規定する暫定係留施設を含む。なお、暫定係留施設の設置主体については、同通達記三１において、地方公共団体、第三セクター等の公的主体とされている。

ハの「港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設」は、河川区域と港湾区域又は漁港区域の重複のため設けることが必要やむを得ないものに限るものとする。

⑤　第１項第五号

第五号においては、住民生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設を占用施設としている。

⑥　第１項第六号

第六号においては、周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設を占用施設としている。

グライダー練習場等は、こうした利用形態を自由な利用にのみ委ねた場合の他の一般公衆の河川敷地の利用及び周辺住民への迷惑等を考慮し、無秩序な河川利用を回避する観点から、限定的に占用を認める途を開いているものである。

（２）附属駐車場

占用施設には、その施設周辺の騒音の抑制及び違法駐車の防止のため必要やむを得ないと認められる場合において、当該施設の利用者のための駐車場を設けることができることとしている。この場合、特に、洪水、津波等の緊急時における駐車車両の河川敷地からの避難が円滑に行われるよう必要な条件を付すこととしている。

なお、準則に適合していない既存の占用施設については、当該駐車場の占用は認めないものとする。

（３）附属工作物

占用施設には、必要に応じて、当該占用施設の利用者の利便性を向上するための売店、便所、休憩所、ベンチ等の工作物を設置することができることとしている。第１項第一号に掲げる公園等の占用施設に限らず、例えば、同項第四号イに掲げる公共的な水上交通のための船着場に休憩所等を設置することが可能である。

売店等の工作物を設置する必要性及び設置する工作物の種類等については、占用施設の本来的性格、利用実態等を勘案して判断されたい。

八　準則第八について

（１）治水上又は利水上の基準

河川敷地における工作物の設置、樹木の栽植、盛土等は、治水上又は利水上の支障を生じるおそれがあり、このような行為を伴う河川敷地の占用に当たっては、当該支障を生じないことを占用の許可の基準としている。なお、工作物の設置については法第２６条第１項の許可が、樹木の栽植については法第２７条第１項の許可が必要であり、これらの許可を占用の許可と同時に行うこととしている。

（２）治水上の支障に係る技術的判断基準

治水上の支障に係る技術的判断基準を第一号から第五号に掲げるとおりとし、河川管理者は、許可申請に係る河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断すべきこととしている。ただし、高規格堤防特別区域等については、通常の河川敷地とは異なる土地であることから、これらの基準は適用しない。

なお、法第２６条第１項の許可の基準としては、他に河川管理施設等構造令（昭和５１年政令第１９９号）及び工作物設置許可基準（平成６年９月２２日付け建設省河治発第７２号建設省河川局治水課長通達）がある。

第３項に規定する「別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準」とは、「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準（平成１０年６月１９日付け建設省河治発第４４号建設省河川局治水課長通達。以下「植樹基準」という。）」を指している。

九　準則第九について

占用の許可の基準として、他の一般公衆の河川敷地の利用を著しく妨げないこと、及びいわゆるパブリックアクセスが必要に応じて確保されなければならないことを定めている。

河川敷地の占用によって、一般公衆が河岸や水面に行くことが妨げられないように、また、河川管理者が必要な管理を行うに当たって支障を生じないようにしなければならない。このため、当該河川の状況等を勘案しながら、占用の許可に当たり、必要に応じて、占用を認めない区域を設けるほか、占用区域の中に一般公衆及び河川管理者が自由に通行できる通路等を確保させることとされたい。

さらに、公園等の占用施設の利用や散策などの河川敷地の一般公衆による自由な利用を増進するため、占用の許可に当たり、必要に応じて、占用施設相互の連絡歩道や便所、ベンチ、木陰を生み出す樹木等を確保させることとされたい。

十　準則第十について

法第１６条の２第１項に規定する河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合においては、占用の内容等が当該計画に沿ったものであることを占用の許可の基準としている。

なお、河川の保全又は利用に係る計画の例としては、河川環境管理基本計画を挙げることができる。

第２項においては、河川環境管理基本計画における自然ゾーン等については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならないこととしている。なお、その保全の趣旨に反しない範囲で、地下、上空等の占用を許可することは可能である。

十一　準則第十一について

河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならないことを占用の許可の基準としている。

十二　準則第十二について

占用の許可の期間については、当該占用の目的を達成するため合理的にして、かつ、必要最小限度の期間を準則第十二に規定する期間の限度内において設定することが必要である。準則第十六に規定する包括占用についても、１０年以内で、同様の考え方により許可の期間を設定する必要がある。

十三　準則第十三について

（１）許可の内容の基本的考え方

許可の内容は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するため必要と認められる適切なものとするよう許可申請の内容を十分審査して許可することとし、当該期間の経過後、占用の更新を拒否しても損失補償の問題を生じないようにするものとする。

（２）許可条件

占用の許可を行うに際して、河川管理上必要な条件を付するものとする。なお、当該許可条件は、法第９０条の規定により、適正な河川の管理を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであってはならないこととされている。

特に、次の事項に配慮し、必要な条件を付することとされたい。

①　当該占用に伴う危険を防止するために必要な措置を講じさせるものとすること。

②　河川の利用は、洪水、津波等の危険を内包するものであるため、このような緊急時における情報伝達体制を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるようにさせること。

③　占用施設がその設置目的を達成するために必要な維持管理を十分に実施させること。

④　非営利の愛好者団体等いわゆる権利能力なき社団に対して占用を許可する場合には、その団体の構成員以外の利用目的を同じくする者に対しても平等に開放させるものとすること。

⑤　当該占用により河川の水質に影響を与えるおそれがある場合には、水質を保全するための措置を講じさせるものとする。たとえば、農薬を使用している河川敷内ゴルフ場の排水が直接河川に排出されることのないよう池等を設置させるものとすること。

⑥　当該占用の結果、騒音等により河川及びその周辺の環境に影響を与えることとなるおそれがある場合には、騒音防止策等を講じさせるものとすること。

⑦　当該占用施設の利用者により排出されたごみが適正に処理されるよう措置させるものとすること。

⑧　小動物の移動の場所を確保するため上下流方向に緑地を連続して残す等生態系の連続性の確保に配慮させるものとすること。

⑨　学校等が設置し、管理している運動場等について、占用の目的を達成するために必要のない時間は一般公衆に開放させるものとすること。

（３）占用状況等の確認

占用の許可の後、河川巡視の際に占用が許可の内容どおりに行われているかどうかについて監視するとともに、占用の許可を受けた者から写真を提出させること等により必要に応じて占用状況の報告を求め、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行う必要がある。

（４）監督処分等

占用の許可を受けた者が法又は許可条件（法第２４条のほか第２６条第１項及び第２７条第１項の許可条件を含む。）に違反している場合等においては、当該状況を是正させる必要がある。河川管理者は、このような状況を発見したときには、河川巡視員による口頭指導、法第７７条第１項の規定に基づく河川監理員による是正措置の指示、法第７５条第１項の規定に基づく許可条件の変更、原状回復命令、許可の取消し等の監督処分又は行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）に基づく代執行を、状況に応じて適正に実施することとされたい。

十四　準則第十四について

河川敷地の利用方法は、公共性の高いものを優先するほか、地域社会の状況変化等に対応した適正なものとする必要がある。このため、占用の許可の更新に当たっては、準則に従って適正な運用を行う必要があり、河川管理者は、準則第五から第十一に規定するところにより更新の許可の判断を行い、必要に応じて、準則に適合させるための指導、従前よりも短い許可の期間の設定、不許可処分等の措置をとることとされたい。

十五　準則第十五について

工事、季節的な行事又は仮設物等のための一時的な占用については、この準則に適合しない場合においても河川管理者の判断で許可することができることとしている。なお、この場合においても、占用許可手続を不要とするものではない。

十六　準則第三章について

第三章には、包括占用の特例について規定している。これは、平成１１年３月２６日の第２次地方分権推進計画において、地元市町村が地先の河川敷地の利用について主体的に判断できるようにするための包括占用許可を実施すべきこととされたことに対応するためのものである。

包括占用許可については、本制度の創設の趣旨にかんがみ、市町村の創意工夫が十分に活かされるよう運用されたい。

十七　準則第十六について

河川管理者は、市町村に対して、治水、利水、河川環境の保全等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、第七第１項に規定する占用施設に該当する施設を設置する場合に、河川敷地の具体的利用方法を占用の許可後に当該市町村が決定できる占用（以下「包括占用」という。）の許可をすることができるものとしている。

包括占用の許可の対象とする区域（以下「包括占用区域」という。）については、占用主体となる市町村の区域に存する河川敷地のうち、あらかじめ当該市町村と河川管理者が協議して決めることとしている。ただし、準則第十第１項に規定する計画において保全すべきこととさ

れている河川敷地については、原則として包括占用区域としてはならない。
なお、第１項において準則第二第３項において定義されている「占用施設」ではなく、「占用施設に該当する施設」という用語を使用しているのは、包括占用の申請及び許可の段階においては、包括占用区域内に設置する施設が具体的に確定していない場合があるためである。このことは、準則第十八及び第十九においても同様である。

十八　準則第十七について

包括占用区域の具体的利用方法は、準則第七第１項に規定する占用施設に該当する施設の範囲内であるとともに、特に次の要件に該当する必要がある。なお、これらの要件以外に治水上の基準等の準則第二章に定める占用許可の基準の適用があることは当然である。

（１）準則第十第１項に規定する計画が定められている場合にあっては、当該計画に沿ったものであること。

（２）都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１８条の２第１項に規定する都市計画に関する基本的な方針に沿ったものであること。なお、基本的な方針が定められていない場合には、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２条第５項の規定に基づき議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想又はその他の議会の議決を経て定められた計画等に沿ったものであること。

この要件は、市町村の包括占用による河川敷地の利用方法について、議会の関与等により公認された計画的なものであることを担保しようとするものである。

十九　準則第十八について

（１）包括占用区域の施設設置者による使用

包括占用の許可を受けた市町村は、包括占用区域を自ら使用するほか、準則第六に規定する者にその全部又は一部を、準則第七第１項に規定する占用施設に該当する施設の設置を目的として使用させることができる。この場合、準則第六に規定する者の施設の設置についても準則第十七に規定する計画等に沿ったものであることが必要である。

なお、包括占用以外の占用については、占用許可を受けた者が第三者に施設の設置をさせることは認められない。

（２）使用契約

市町村が第１項の規定に基づき包括占用区域を使用することを認めた者（以下「施設設置者」という。）に包括占用区域を使用させる場合には、当該市町村と施設設置者との間において包括占用区域の使用に関する契約（以下「使用契約」という。）を締結しなければならない。また、市町村は、当該使用契約の内容について河川管理者に報告しなければならないこととしている。使用契約の全部又は一部を変更した場合も同様である。

使用契約には、第３項に規定する事項以外にも、包括占用区域の適正な活用及び維持管理の観点から、また、市町村と施設設置者間の後日の紛争を未然に防止する観点等から必要な事項をできる限り具体的に記載することが必要である。例えば、施設設置者が包括占用区域に工作物を設置するために法第２６条第１項の許可申請を河川管理者に行う場合には、市町村を経由しなければならないこと、を記載することが考えられる。

二十　準則第十九について

（１）包括占用の許可申請

包括占用の許可申請の手続は、一般的な占用の許可と同様であり、法令上必要な書類を河川管理者に提出する必要がある。したがって、河川法施行規則（昭和４０年建設省令第７号。以下、「規則」という。）第１２条に規定するところにより、規則別記様式第八の（甲）及び（乙の２）並びにその他の必要な図書を提出する必要がある。

また、包括占用区域の利用方法が、準則第十七に規定する都市計画に関する基本的な方針等に沿っていることを河川管理者が確認するため、申請書に当該基本方針等を添付することとしている。準則第十第１項に規定する河川整備計画等の計画については、河川管理者において把握しているため、申請書に添付する必要はない。

なお、規則別記様式（乙の２）中「２　占用の目的及び態様」の欄には、準則第七第１項に規定する占用施設に該当する施設の範囲内で、当該基本方針等に沿った利用方法であることが判明するように記載すれば足り、「３　占用の場所」及び「４　占用面積」の欄には、それ

ぞれ包括占用区域の所在地及び面積を記載することになる。

（２）包括占用の許可条件等

包括占用の許可条件としては、第２項に規定するもののほか、

① 包括占用区域の具体的利用方法を決定又は変更した場合には、当該利用方法を河川管理者に報告すること

② 使用契約を締結又は変更した場合には、当該契約の内容を河川管理者に報告すること、等の条件を付す必要がある。

なお、包括占用の許可を行う場合には、準則第五第２項に規定する市町村の意見聴取に係る手続を行う必要はない。

（３）包括占用区域等の公示

包括占用の許可を行った包括占用区域については、許可を受けた市町村又は施設設置者が施設を設置するほか、その日常の維持管理を行うこと等から、現場に看板を設置するなどの適切な方法により、当該包括占用区域の範囲及び許可の内容について公示することとしている。なお、市町村が公示措置を行うこととする場合には、その旨を許可条件に明記されたい。

二十一　準則第二十について

（１）工作物の設置等の許可申請

包括占用区域において工作物の設置等を行おうとするときは、包括占用の許可を受けている場合においても、法第２６条第１項等に規定する河川管理者の許可が必要である。工作物の設置等を行う者が、市町村である場合には当該市町村が、施設設置者である場合には当該施設設置者が市町村を経由して、当該許可申請を行うこととなる。

また、河川敷地の利用について市町村が主体的に判断できるようにするという包括占用の趣旨にかんがみ、治水上の支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数を申請書及びその添付図書に記載すれば足りるものとしている。

（２）治水上支障が小さい工作物の設置等の許可

治水上の支障が小さいと見込まれる工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数について条件を付すこととしている。

なお、工作物又は樹木の治水上の支障の程度については、申請ごとに個別に判断する必要がある。また、樹木の植栽の範囲等については、植樹基準に定めるところにより判断することとしている。

二十二　準則第二十一について

施設設置者の包括占用区域の使用が法又は許可条件（法第２４条、第２６条第１項及び第２７条第１項の許可条件をいう。）に違反している場合等においては、当該施設設置者に対するほか、占用主体であり、かつ、当該施設設置者の指導監督を行うべき市町村に対しても、監督処分等を状況に応じて適正に実施することとしている。

二十三　附則について

既存の占用施設に関する経過措置を定めるものである。

既存の占用施設のうち、準則に適合しないものについては、当該占用の実態、経緯等を勘案して、具体的な是正計画を樹立し、準則に適合するものとなるよう適宜措置するものとする。

また、これらの占用の許可の期間については一年以内とすることが望ましい。二十四その他準則の取扱いについて疑義が生じた場合は、あらかじめ建設省河川局担当課と協議することとされたい。

（25）河川敷地占用許可準則の一部改正について

（平成１７年３月２８日　国河政第１４０号　国土交通省河川局長通達）

標記については、平成１７年３ 月２８日付け国河政第１３９号をもって、国土交通事務次官から通達されたが、下記の事項に留意のうえ、遺憾のないように措置されたい。

おって、貴管下市町村長に対しても、この旨周知方取り計らわれたい。

記

第一　河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）改正の背景及び改正の視点

一　準則改正の背景について

河川空間を活用してまちづくり、地域づくりを推進する動きが全国各地で生じていること等を背景に、その後も河川敷地の多様な利用については引き続き要望があることから、河川敷地利用の選択の幅を広げることにより地域社会におけるこれらの動きを支援すること、河川を含めた美しく風格のある国土の形成等のために景観法が制定されたことを踏まえ、河川における治水、利水機能の確保、河川環境及び河川景観に配慮しつつ、河川敷地の多様な利用のより一層の推進が図られるよう準則を見直したものである。

なお、河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水による被害を除却し、又は軽減させるためのものであり、また、公共用物として、河川環境に配慮しつつ、他の利用に支障のない範囲で一般公衆の多様な利用に供すべきものとの基本的考え方に変更はないものである。

二　準則改正の視点について

１　自然豊かで、貴重なオ―プンスペ― スである河川敷地については、河川環境及び河川景観に配慮しつつ、個々の河川の実態に即して、適正かつ多様な利用をより一層推進することにより、国民の河川への親しみを醸成していくことが必要となっており、その観点から、占用施設をその性格に応じて、６分類から８分類へ見直したものである。

２　地域に密着している河川敷地の利用等に関しては、できるだけ地元市町村等の主体性が尊重されるよう、市町村等が参画できる範囲を拡大するための措置を講ずるため、包括占用許可が行われているところであるが、本制度のこれまでの利用実態を踏まえ、今後より一層活用されることを期待し、また、包括占用者の創意工夫が十分に活かされるよう、包括占用許可対象者の拡大など包括占用制度を改善するものである。

３　河川敷地が存する市町村（特別区を含む。「地元市町村」という。）への意見聴取を河川管理者の判断で一部不要とすることができることとするほか、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう、必要に応じ、準則の特例として社会実験を行うことができるようにするものである。

第二　準則について

一　準則第五について

この改正は河川行政実務の実態に即して地元市町村への意見聴取に係る手続きを見直したものであるが、次の占用施設に関する占用許可に当たっては、河川管理者の判断で、地元市町村への意見聴取を不要とすることができるものである。

１．準則第七第１項第二号に定める公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設のうち継続するもの

２．同項第七号に定める住民の生活又は事業のために設置がやむを得ないと認められる施設のうちイの通路又は階段

なお、地元市町村への意見聴取は、河川敷地が基本的にはその周辺の住民により利用されるものであること等から、占用の許可に当たっては、地域の意見を聴いた上で河川管理者が判断する必要があるとして設けられたものであり、河川管理者としては占用許可に係る地域からの問い合わせに応えられるようにしておく必要があるため、占用施設を記載することとされている河川現況台帳の調製に一層努められたい。

二　準則第六について

河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等の設置が進んでいない現状にかんがみ、計画的な不法係留船対策促進の観点から、船舶上下架施設（斜路を含む。）について、当分の間、同協議会等が設置されていない場合には、地元市町村の同意を得た者がその整備を行う者となることができることとした。

なお、整備しようとする船舶上下架施設（斜路を含む。）については、計画的な不法係留船対策上必要なものに限られるものであり、整備する者については、洪水時の対応等適切な管理を行う体制を有すると認められる者であることに留意する必要がある。

また、船舶係留施設、暫定係留施設等については、専ら水面を占用するものであることから洪水時の対応はもとより当該施設の維持管理、許可終了時の撤去について適切に対応すべき旨占用許可条件に明示する必要があるものである。

三　準則第七について

占用施設をその性格に応じて、第一号から第八号までの８つに分類し、各号の具体的な施設名の例示の追加又は削除を行ったが、同様の性格を有するその他の施設についても占用許可の目的となりうることに変わりはない。

１　第１項第二号ハの「情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設」にはクロージャー、ハンドホール等（いずれも光ファイバー接続機器）、ＰＨＳ無線通信局、電波障害用ケーブルの施設が含まれるものであり、同号ホの「公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設」については、河川に設置することが必要やむを得ないと認められる施設に限られるものである。

２　同項第三号は、地域における防災活動の高まりを踏まえ、「地域防災活動に必要な施設」として、「イ防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設、ロ水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設」が例示されたところであるが、これらは地域防災計画等に位置付けられたものに限ることとする。

なお、防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設については、地震災害時等の利用を考慮した構造等とする必要がある。

３　同項第四号では、「河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設」として、「便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等及び売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。）」が例示されたところである。なお、売店については、地方公共団体の行う地域づくりに関する計画等に沿ったものである必要がある。

４　同項第五号の「河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設」については、河川環境に対する意識の高まりを背景として、環境情報提供施設等の施設について要望があることに応えるものである。

５　同項第七号ロの「いけす」については、漁業のために設置がやむを得ないものとして実務上は一時占用として取り扱っていたものであるが、複数年にわたり設置しているものがほとんどであることから本号に例示したものである。

６　同項第八号において、モトクロス場については、大会の開催等その利用が一時的なものであるため、一時占用許可として取り扱っているものであり、その設置を目的とした占用案件は皆無であることから占用施設としての例示から削除したものである。

なお、モトクロスとしての河川敷の利用については、市街地から遠隔地にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地において行う大会の実施や休日を利用した練習に利用する場合などについて一時的な占用として扱うこととし、許可において、河川環境及び他の河川利用に支障を与えないよう、現況の敷地を改変せずに行うものとするなど適正に処理するべきものである。

７　舟運振興のため、同項第六号ハにおいて「荷揚場（通路を含む。）」を例示すると共に第３項において、料金所、待合所、案内板等について、公共的な水上交通のための船着場と一体をなす工作物としてその設置を認めるものとした。

四　準則第十一について

景観法（平成１６年法律第１１０号）に基づき、景観行政団体が景観計画において景観重要公共施設に関する良好な景観の形成に必要な基準として、河川法第２４条の許可の基準を定めた場合は、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならないものである旨、第２項に規

定している。
また、河川環境に対する国民の要請に応えるため、河川整備計画、河川環境管理基本計画等の河川敷地の利用に係るゾーニング等の計画を定めるよう努めるとともに、定められた当該計画に沿って河川環境の保全に一層努められたい。

五　準則第十四について

占用の許可の期間が満了した後に継続して占用するための申請がなされた場合については、改めて審査するものとされているが、これは、準則第十二第２ 項において占用の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとされているからであり、占用の許可の期間が満了することにより当然に許可されるものではなく、新たに占用の申請がなされたものとして所要の審査を行うなど適正に処理されるべきものである。

六　準則第十五について

準則第六の占用主体又は第七の占用施設に該当しないものについて、期間を限ることにより一時的な占用の許可として取扱い、同許可を繰り返し許可することにより継続して占用する扱いとしている事例が見受けられるが、このことは、本準則に適合しないものであり、許可できないものであることを明記したものである。
なお、許可にあたっては、治水上・利水上の支障及び環境保全上並びに他の者の利用との調整について十分考慮するとともに、必要に応じて条件を付すなどその適正な運用に努められたい。
また、地域等の活性化等のためのイベント利用等河川敷地を利用する案件については、一時的な占用の許可のほか地域の実情に応じた様々な取り扱いがなされているところであるが、河川敷地を利用するに当たって、その工夫により、自由使用として扱うことが可能となり占用許可手続が不要となる事案や手続の簡素化が図られる事案が考えられることから、別途送付する地域等の活性化等のためのイベント利用等の実例を紹介した河川敷地利用事例集を参考にして、自由使用であるので手続は不要である例、手続を簡素化した例など地域やイベント等に応じた取り扱いについて事前に定めておくなど適正な処理に努められたい。

七　準則第三章　包括占用の特例について

包括占用の特例の適用を促進するため、包括占用許可の対象を市町村から地方公共団体及び公益法人その他これらに準ずる者（当面は第三セクターが考えられる）に拡大するものである。
第十八第１ 項における包括占用区域の全部又は一部の使用に関し、「治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植」を目的とする場合に限り、河川美化などを目的に活動する河川に関する特定非営利活動法人に対しその使用が認められるものである。
第二十第６ 項において、これまで占用施設と一体をなす工作物として認めてきた利用者のための駐車場、売店については、包括占用区域の中で適正な箇所に設置できるものとされたものであるが、これは、包括占用区域のうち治水上、利水上及び河川環境の保全上支障のない範囲内で、自由に配置できるものである。包括占用区域内における地域活性化のためのイベント開催について、工作物の設置又は土地の形状変更を伴わずに利用するときは、包括占用許可を受けた地方公共団体等がその使用を認めることで足りるものである。
地域活性化のために河川敷地を利用するにあたって、その利用について地方公共団体等が主体的に判断できる包括占用制度の活用を促進するよう、包括占用の利用に係る手引きを別途作成し送付するので包括占用の活用に努められたい。

八　附則について

社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ、地域の特性に即してこの準則を運用することを可能にするため、平成１６年３ 月２３日付け国土交通事務次官通達「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」に該当しない占用主体、占用施設等に係る社会実験を必要と認めるときは、当職よりその旨通知するものとする。
なお、同特例措置に適合する案件については、当職が区域を指定することにより、社会実験を行うことができるので、所要の手続きを行われたい。

第三　準則の運用に当たっての留意事項

河川は地域住民等により様々な利用がなされているところであり、地域活性化等のためにますます河川の利用の促進が求められる状況となっている。そこで、河川管理者として、河川の利用について河川全体を見渡したその利用のあり方などを決めておく必要があるが、河川敷地の利用について、河川管理者が決めるに当たっては、地域の意見を十分に反映するよう努めるとともに、国民の河川への親しみを醸成するよう努められたい。

また、河川管理者として、地域と連携・協力し、個々の河川の治水上の特性及び自然的社会的な個性や役割を踏まえた統一的な河川観の形成に努められたい。なお、河川区域内の不法占用は、治水、利水、河川環境の保全はもとより他の河川利用の阻害要因となるなど様々な面で河川管理上の支障を引き起こしており、関係行政機関等と協力し、当該違法状態の解決に全力を尽くすべきであり、監督処分等の措置を強化するなど適正な管理に努められたい。

（26）河川敷地占用許可準則の一部改正について

（平成２３年３月８日　国河政第１３７号　国土交通省河川局長通達）

標記については、平成２３年３月８日付け国河政第１３５号をもって、国土交通事務次官から通知されたが、下記の事項に留意のうえ、遺漏のないように措置されたい。

おって、貴管下市町村に対しても、この旨周知方取り計らわれたい。

記

第一　河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）改正の背景及び改正の視点

一　準則改正の背景について

河川敷地占用における占用主体は、公共性、公益性を有する者等に限定されてきたところである。これについては、都市及び地域の再生等に資する目的で営業活動を行う事業者等が河川敷地を利用できるようにすることにより、河川敷地を賑わいのある水辺空間等として積極的に活用したいという要望等を踏まえ、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能とする特例措置を社会実験として実施してきたところである。

今般、これまでの社会実験の結果を踏まえ、国土交通省成長戦略に掲げる行政財産の商業利用の促進の観点から、営業活動を行う事業者等による都市及び地域の再生等に資する河川敷地の利用を実施可能とするため、準則を改正するものである。

二　準則改正の視点について

河川局長による区域指定を要することなく、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能とするため、都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例に関する章を追加したものである。

第二　準則について

一　準則第二について

準則でいう「河川管理者」とは、河川法（昭和３９年法律第１６７号。以下「法」という。）第９条第１項、第２項及び第５項、第１０条第１項及び第２項並びに第１１条第３項の規定により法第２４条に規定する河川敷地の占用の許可を行う者であり、法に規定する河川管理者と異なる場合があることに留意されたい。

二　準則第二十二について

（１）　第１項に規定する都市・地域再生等利用区域の指定は、地元都道府県又は市町村（特別区を含む。）からの要望等を契機として行うことを想定しているものである。

また、都市及び地域の再生等のための利用には、地域活性化に資する川を活かしたまちづくりのための利用などが含まれるものである。

（２）　第２項に規定する都市・地域再生等占用方針には、①第３項各号に掲げる施設のうちから選定した、都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設名、②占用の許可を受けることができる施設に係る許可方針を定めるものとする。

都市・地域再生等占用方針において第３項第１１号に該当する施設を定める場合には、地域行事など地域における都市及び地域の再生等に係るニーズを十分に踏まえ、同項第１号から第１０号までに掲げる施設名に準じて具体的な施設名を記載するものとする。

都市・地域再生等占用方針において定める許可方針は、占用の許可を受けることができる施設に共通の、又は施設ごとの、各々の施設の特性等を踏まえた占用の許可を可能とする要件、付すべき許可条件等の考え方を定めるものとする。

（３）　第３項第１号から第１０号までに掲げる施設は、都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設を例示したものであり、同項第１１号においてその他の都市及び地域の再生等のために利用する施設も都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設に含むものとしているものである。

第３項第４号及び第５号に掲げる船着場、船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を

含む。）については、当該占用施設の管理能力等を十分に有する者が占用主体となり、工作物設置許可基準（平成６年９月２２日付け建設省河治第７２号建設省治水課長通達）第４２及び第４３に掲げる基準に該当するものについて占用の許可をするものである。

第３項第６号中の「等」には、自動販売機などの施設が含まれるものである。

第３項第７号、第９号及び第１０号に掲げる日よけ、突出看板及び川床については、堤内側のビル、家屋等から河川に突出した建築物の一部であることが想定されるものであり、当該建築物と一体的に適正に管理されることなどを考慮のうえ、占用を許可するものである。

第３項第８号に掲げる船上食事施設については、船舶の所有者が占用主体となり、原則として船舶係留施設に係留して営業活動を行うものであり、出水時等には当該河川敷地外に移動される、又は出水時の流水の作用、塵芥の影響及び風等の作用により船舶が転覆することなく、水位変動に対して確実に追従できる構造であることなど河川管理上支障のないものについて占用を許可するものである。

（４）　第４項は、都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者の類型を河川管理者が選択できることとしたものである。

第４項第１号に掲げる「第６に掲げる占用主体」を都市・地域再生等占用主体に定める場合には、当該公的占用主体が占用施設を施設使用者に使用（施設の設置を目的とする使用を含む。以下（４）において同じ。）をさせる場合にも、当該公的占用主体が使用をさせる事業者の選定及び施設の管理について責任を持つことになるので、公平性等を確保した河川敷地の利用の調整及び占用施設の適正な管理が図られることが期待される。

第４項第２号に掲げる「営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの」を都市・地域再生等占用主体に定める場合には、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められた者が占用主体となることから、公平性等の確保が図られることが期待されるものである。なお、協議会によること以外にも、地元市町村の同意など地域の合意が確認できる幅広い手法によることができるものである。

第４項第３号に掲げる「営業活動を行う事業者等」は、占用許可に当たって公的主体や協議会等の調整や関与によることなく、河川管理者のみの判断で占用許可を行うものである。このため、同号に掲げる者を都市・地域再生等占用主体に定める場合には、河川管理者自らが、必要に応じて利用調整を行うとともに、将来にわたる占用施設の適正な管理を担保する必要があることに留意する必要がある。

第４項第２号及び第３号に掲げる「営業活動を行う事業者等」の「等」とは、特定非営利活動法人、権利能力なき社団などである。

（５）　第五項は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。以下⌧において同じ。）をしようとするときは、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会の活用などにより地域の合意が図られている必要があり、公平性、公益性の確保の観点から河川管理者の判断のみによることなく指定をすることとしているものである。

なお、地域の合意を図るに当たっては、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会によること以外にも、地元市町村があらかじめ河川管理者と協議の上都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に河川敷地の利用について定めていること、地元市町村の同意があることなど、地域の合意が確認できる幅広い手法によることができるものである。

（６）　第６項は、河川敷地の占用にあっては、準則第８から第１１までに掲げる基準に該当するときに許可できるものであるが、都市・地域再生等利用区域の指定に当たって、具体的な占用内容の如何にかかわらず、治水上又は利水上の支障等があると判断される区域はあらかじめ除外するよう規定したものである。

第６項に規定する「治水上又は利水上の支障等が生じない」とは、準則第８から第１１までに掲げる基準に該当することである。

（７）　第七項に規定する「公表」は、ホームページ掲載などインターネットの利用その他適切な方法により行うこととする。

三　準則第二十三について

準則第２３は、都市・地域再生等利用区域において、準則第５第１項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占用主体が、占用の許可を申請した場合において、都市・地域再生等占用方針及び第８から第１１までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占用の許可をすることができることとしたものである。

占用の許可をするに当たっては、都市・地域再生等占用方針に定める許可方針等を踏まえ、準則第１３第２項に基づき許可条件を付すものとする。

四　準則第二十四について

準則第２２第４項第１号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占用にあっては、準則第１２第１項と同様に１０年以内を、準則第２２第４項第２号及び第３号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占用にあっては、都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例として営業活動を行う事業者等に占用を許可することとなることを踏まえ、３年以内を占用の許可の期間としているものである。

なお、営業活動を行う事業者等による事業の安定性等を勘案し、適切な許可の期間とすることが必要である。

五　準則第二十五について

（１）　第１項は、準則第２２第４項第１号に掲げる都市・地域再生等占用主体が、その占用施設を自ら使用するほか営業活動を行う事業者等に使用させることができることとしているものである。この営業活動を行う事業者等による使用には、当該事業者等が施設を設置して使用する場合と当該事業者等が施設を設置することなく占用許可を受けた者が設置した施設を使用する場合があるものである。

（２）　第２項は、占用施設を施設使用者に使用させることを含む占用を許可する際に、準則第１３第２項に基づき付すべき許可条件を規定しているものである。

第２項第２号は、施設利用料を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てることを許可条件として付すこととしているものである。なお、施設の維持管理のために充てる費用には、イベント費、広告費、料金徴収費、事務費、占用施設又はその周辺の河川管理施設の維持管理費等必要な費用をすべて含むものである。

（３）　第３項は、第１項に基づき占用施設を使用させる場合には、占用の許可を受けた者は占用施設を使用する者と使用契約を締結しなければならないとするとともに、当該使用契約の内容について河川管理者に報告しなければならないとしているものである。なお、使用契約の全部又は一部を変更した場合も同様である。

（４）　第４項は、使用契約に記載すべき基本的事項を規定しているものであり、占用施設の適正な活用及び維持管理の観点、使用契約締結者間の後日の紛争を未然に防止する観点等から必要な事項をできる限り具体的に記載することが必要である。

（５）　第５項は、施設使用者による占用施設の使用が法又は許可条件に違反している場合等においては、施設使用者に対しても監督処分等を状況に応じて適正に実施するものであることを明示しているものである。

六　準則第二十六について

準則第２６は、許可に関する基準等が第２３の占用に適用にされることを改めて明示したものである。

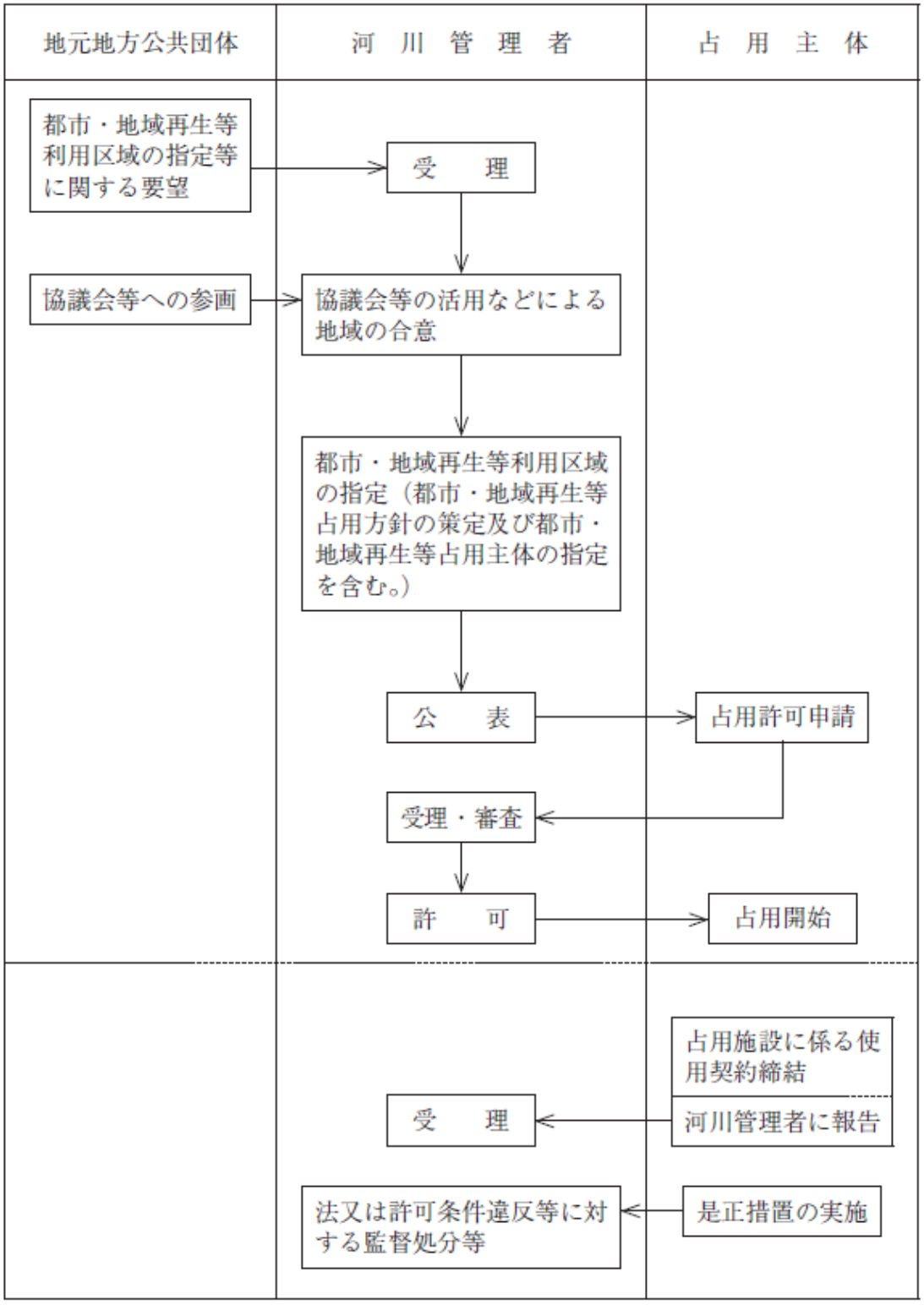
七　附則について

第六項は、「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」（平成１６年３月２３日付け国土交通事務次官通達）記第７において、特例措置の実施期間は、平成２３年度末までとし、占用施設に係る占用の許可の期間は、実施期間の範囲内で定めることとしていることから、平成２３年３月３１日時点において同通達に基づき河川局長が指定している区域における占用については、特例措置が平成２４年３月３１日ま

で効力を有することを、経過措置として規定したものである。

第三　準則第四章に規定する占用に関する手続等について

都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例に関する手続等の流れは、以下のとおりである。



（27）河川敷地占用許可準則の一部改正について

（平成２８年５月３０日　国河政第３４号　国土交通省水管理・国土保全局長通達）

標記については、平成２８年５月３０日付け国水政第３３号をもって、国土交通事務次官から通知されたが、下記の事項に留意のうえ、遺漏のないように措置されたい。

おって、貴管下市町村に対しても、この旨周知方取り計らわれたい。

記

第一　河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）改正の背景及び改正の視点

一　準則改正の背景について

今般、「資源としての河川利用の高度化に関する検討会（座長：小幡純子上智大学法科大学院教授）」において、魅力ある水辺空間の創出を推進する観点から、民間による水辺での事業参入を促し、民間の資金やノウハウを活用した河川敷地の有効利用を一層促進すべきであるという取りまとめがなされたことを踏まえ、河川における治水、利水機能の確保、河川環境及び河川景観に配慮しつつ、河川敷地の多様な利用のより一層の推進が図られるよう準則を改正するものである。

なお、河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水による被害を除却し、又は軽減させるためのものであり、また、公共用物として、河川環境に配慮しつつ、他の利用に支障のない範囲で一般公衆の多様な利用に供すべきものとの基本的考え方に変更はないものである。

二　準則改正の視点について

都市・地域再生等占用主体が営業活動を行う事業者等である場合について、占用の許可の期間を公的主体と同程度にまで延長することで、民間による河川敷地の有効利用の一層の促進を図るものである。

第二　準則について

一　準則第二十二について

（１）　河川管理者は、第４項第２号及び第３号に掲げる「営業活動を行う事業者等」（以下「事業者等」という。）を都市・地域再生等占用主体に定めようとするとき（継続しようとするときを含む。）は、特に次の事項に配慮し、当該占用が都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められる必要があることに留意するものとする。

①　河川敷地の利用調整における公平性及び透明性を確保する観点から、例えばあらかじめ事業者等の選定にあたっての審査事項を明らかにした上で公募を実施するなど、多様な事業者等の参入促進及び選定過程の透明化を図ること。

②　将来にわたる占用施設の適正な管理（占用期間満了等に伴う占用施設の除却及び河川の原状回復（以下「原状回復等」という。）を含む。）を確保する観点から、例えば次に掲げる資料を事業者等から提出させ、経営や会計等に関し専門的知識を有する者からの意見を求めるなど、都市・地域再生等占用主体として行おうとする事業の安定性を確認すること。

（ア）　収支計画書、決算書、事業計画書その他の経営状況や事業内容等に関する資料

（イ）　原状回復等に係る費用の合理的な見積書、資金計画書、撤去計画書その他の原状回復等に関する資料

（２）　第２項に規定する都市・地域再生等占用方針において定める許可方針には、占用の許可の後、占用の許可を受けた者から決算書等を提出させるなどの方法により、適宜、経営状況等の確認を行うことを定めるものとする。

（３）　都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。）は、占用の許可の期間が満了することにより当然に継続されるものではなく、継続しようとするときには、新たに指定する場合と同様に、公

募による新規参入希望者の確認や所要の審査、地域の合意など適正に処理すること。

二　準則第二十四について

都市・地域再生等占用主体による占用にあっては、準則第１２第１項と同様に１０年以内を占用の許可の期間としているものであり、当該占用の目的を達成するため合理的かつ必要最小限度の期間を設定するものとする。

（28）公園、緑地、運動場等を目的とする河川敷地の占用の許可に際し治水上配慮すべき事項について

（昭和６３年４月２６日　事務連絡　建設省河川局治水課流域治水調整官）

河川敷地の占用については、昭和４０年１２月２３日付け建設省発河第１９９号をもって事務次官より、昭和５８年１２月１日付け建設省河政発第９７号をもって河川局長よりそれぞれ通達されているところであるが、当該占用の許可に際しては、特に、治水上下記の事項に留意のうえ、なお一層の適正な執行を図られたい。

記

１　占用する部分については、高水敷の切土・整正等により改修計画に整合した河積を確保させること。ただし、当該占用部分の上下流の河道状況等を考慮して、現状において当該箇所のみ河積を確保することが河川管理上適当でない場合であって、将来の改修時には、占用者の負担において当該改修工事の支障とならない措置を講ずべき旨の条件を付し得る場合はこの限りでない。

２　占用に伴う高水敷地等の形状変更等により流向・流速等が変化し、既存の堤防等への水衝作用が顕著に増大することとなる区間については、原則として改修計画に基づき高水護岸等の設置等を実施させること。

３　占用施設の安全性の確保と河道の安定を保つため、原則として次の対策を実施させること。ただし、幅の広い高水敷地の一部を散策路等として占用する場合において、占用施設の安全性の確保のため対策が必要とされないと判断し得る場合にあってはこの限りでない。

（１）占用許可申請時点においてすでに高水敷の侵食が進んでいる箇所の高水敷造成と低水護岸の設置等（必要な場合の河積確保対策も含む）
（２）水衝部、砂洲等の形状から将来水衝部となるおそれが強いと判断される箇所の低水護岸等の設置等

４　改修計画に基づき将来、低水護岸の設置等の改修工事が予定されている箇所に係る占用であって、当該改修工事が実施されるときには、長期にわたって当該占用が事実上不可能となるか又は占用目的に著しい支障を生じさせるおそれが強いと判断される場合には、占用者に低水護岸の設置等を行わせること。ただし、将来の改修時には、占用者において工事用の搬入・搬出路のスペースの確保等当該改修工事に支障とならない措置を講ずるべき旨の条件を付し得る場合ほこの限りでない。

５　その他当該占用に起因して、河川管理者が既存の河川管理施設、許可工作物等の保全のために必要と認める対策を占用者に実施させること。

（29）工作物設置許可基準について

（平成６年９月２２日　建設省河治発第７２号建設省河川局治水課長通達
最終改正　平成１４年７月１２日　国河治第７１号）

河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２６条第１項に基づく工作物の新築、改築又は除却（以下「工作物の設置等」という。）の許可に際して、工作物の設置位置等について河川管理上必要とされる一般的技術的基準として、別紙のとおり工作物設置許可基準を定めたので、その運用については、下記事項に留意のうえ、遺憾のないようにされたい。

なお、貴管市町村に対しても周知方お願いする。

記

１．本基準は、工作物の設置位置等について河川管理上必要とされる一般的な技術的基準を定めたものであり、各河川管理者は、地域の実情等に応じ、法令及び本基準の趣旨を逸脱しない範囲において本基準を補充する基準を設け許可をすることも可能であること。

２．本基準は、主な工作物についての基準であり、本基準に取り上げていない工作物については、本基準の考えを参考とするとともに、治水上利水上その他の河川管理上の支障について個別に審査し、許可するものであること。

３．工作物の設置等の許可を行うにあたっては、本基準のほかに、構造に関しては「河川管理施設等構造令」（昭和５１年政令第１９９号）に、土木工学上の安定計算等の設計基準的な内容については「河川砂防技術基準（案）」に基づき、総合的に河川管理上の判断を行うこと。

（別紙）

工　作　物　設　置　許　可　基　準

（平成６年９月２２日　最終改正　平成１４年７月１２日　国河治第７１号）

第１章　総　則

（趣　旨）

第１　この基準は、河川区域内における河川法（昭和３９年法律第１６７号、以下「法」という.）第２６条第１項に基づく工作物の新築、改築又は除却（以下「工作物の設置等」という。）の許可に際して、工作物の設置位置等について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものとする。

（適用範囲）

第２　この基準は、法第６条第１項に規定する河川区域のうち遊水池、湖沼（ダム湖を含む。）、高規格堤防特別区域及び樹林帯区域を除いた区域における工作物の設置等に適用する。

（基本方針）

第３　工作物の設置等の許可は、当該工作物の設置等が次の各号に該当し、かつ、必要やむを得ないと認められる場合に行なうことを基本とする。

１　当該工作物の機能上、河川区域に設ける以外に方法がない場合又は河川区域に設置することがやむを得ないと認められる場合。

２　当該工作物の設置等により治水上又は利水上支障を生ずることがなく、かつ、他の工作物に悪影響を与えない場合。

３　当該工作物の設置等により河川の自由使用を妨げない場合。

４　当該工作物の設置等が河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわない場合。

５　河川環境管理基本計画（「河川環境管理基本計画の策定について」（昭和５８年６月２８日付け建設省河川局長通達）による河川環境管理基本計画をいう。）が定められている場合にあっては、当該工作物の設置等が当該計画に定める事項と整合性を失しない場合。

（設置等の一般的基準）

第４　工作物の設置等にあたっての一般的基準は次のとおりとする。

１　工作物の設置にあたっては、流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。）に適合した位置を選定するものとすること。

２　工作物の設置にあたっては、地質的に安定した箇所を選定することを基本とするものとすること。

３　水門及び樋門、橋台等その機能上やむを得ず計画堤防（計画横断形の堤防に係る部分をいう。以下、この基準において同じ。）内に設けることが必要となる工作物の設置にあたっては、水衝部等以外の箇所を選定することを基本とするものとすること。

４　３に掲げる工作物以外の工作物については、堤防の定規断面内に設置しないことを基本とするものとすること。

５　橋、堰等河道内に設ける工作物並びに堤防の定規断面内に設ける水門及び樋門等の設置等にあたっては、既存の施設の統廃合に努めるものとすること。

６　河川の縦断方向に上空又は地下に設ける工作物は、設置がやむを得ないもので治水上支障の無いものを除き設けないものとすること。

７　設置が不適当な箇所においてやむを得ず工作物を設置するときは、水理模型実験、数値解析等により、局所洗掘及び河道の安定等、設置による河川への影響について検討を行い、適切と認められる対策を講ずるものとすること。

８　付近の土地の区域における景観との調和、河川における生態系の保全等の河川環境の保全に配慮するものとすること。なお、工事を実施するために仮に設けられる工作物においては、必要に応じ、河川環境の保全に配慮するよう努める。

９　工作物の用途を廃止したときは、その工作物が治水上、利水上の支障とならないように除

却することを基本とするものとすること。

第２章　堰

（設置位置の選定基準）

第５

１　設置が不適当な箇所

①　狭窄部（山間狭窄部は除く。）、水衝部、支派川の分合流部

②　河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所

２　設置にあたって対策が必要な箇所

①　河川に設けられている他の工作物（橋、伏せ越し等）に近接した箇所

②　堤内地の排水に影響を及ぼすおそれのある箇所

③　堰の計画湛水位が堤内地盤高より高くなる箇所

（設置の基準）

第６

１　共通事項

①　堰の平面形状は直線とし、設置の方向は洪水時の流水の方向に対して直角を基本とするものとすること。

②　起伏堰を設置する場合には、ゴム引布製については、「ゴム引布製起伏堰技術基準（二次案）」、鋼製については、「起伏式ゲート設計要領（案）」に準拠するとともに、設置箇所の河道特性（計画高水流量、河床勾配、河床材料等）に十分配慮すること。

③　魚類の遡上降下のため、魚道を設ける等適切な構造とすること。

④　取付護岸及び高水敷保護工は、河川環境の保全に配慮した構造とするものとすること。

２　対策が必要な箇所における設置基準

①　他の工作物に近接して設置する場合において、堰の設置による河床の変動等により、他の工作物の基礎に影響を与えるおそれがあるときは、基礎の補強等の対策を講ずるとともに、堰柱については他の工作物と相互に作用して流水の乱れを大きくしない配置とするものとすること。

②　堤内地の排水に影響を及ぼすおそれのある箇所に設置するときは、堤内地の排水系統の見直し又はポンプによる排水処理等の対策を講ずるものとすること。

③　計画湛水位が堤内地盤高より高くなるときは、十分な漏水対策の他、水抜き施設の設置等、堤防の湿潤化防止対策を講ずるものとすること。

第３章　水門及び樋門

（設置位置の選定基準）

第７

１　設置が不適当な箇所

①　水衝部

②　河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所

２　設置にあたって対策が必要な箇所

①　既設の水門及び樋門（以下「水門等」という。）に近接した箇所

②　基礎地盤が軟弱な箇所

③　堤防又は基礎地盤に漏水履歴のある箇所

（設置の基準）

第８

１　共通事項

①　水門等の設置の方向は、堤防法線に対して直角を基本とするものとすること。

②　排水のための水門等を設置するときは、必要に応じ、取付河川との連続性を確保するよう配慮するものとする。

③　取付護岸及び高水敷保護工は、河川環境の保全に配慮した構造とするものとする。

２　対策が必要な箇所における設置基準

① 既設の水門等に近接した箇所に設置するときほ、取付護岸の一体化等必要な対策を講ずるものとすること。
② 基礎地盤が軟弱な箇所及び堤防又ほ基礎地盤に漏水履歴のある箇所に設置するときは、十分な漏水対策を講ずるものとすること。

（設置に係るその他の留意事項）

第９

① 水門等は、統廃合に努めるものとすること。
② 水門等は、他の利水及び河川利用の状況に配慮し設置するものとすること。

第４章　水　路

（設置の基準）

第１０

１　共通事項

① 堤防に設置しないことを基本とするものとすること。
② 堤外地において、河川の縦断方向に設置しないことを基本とするものとすること。
③ 堤外地に横断的に設置する水路の方向は洪水時の流水の方向に対して直角を基本とするとともに、法勾配は緩かにし、その周囲には高水敷保護工を設置するものとすること。
④ 堤内地において、河川の縦断方向に設置するときは、「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」（平成６年５月３１日　建設省河治発第４０号）によるものとすること。
⑤ 排水のための水路を設置するときは、必要に応じ、取付河川との連続性を確保するよう努めるものとすること。
⑥ 高水敷保護工は、河川環境の保全に配慮した構造とするものとすること。

第５章　揚水機場及び排水機場

（設置の基準）

第１１

１　共通事項

① 揚水機場及び排水機場（以下「揚排水機場」という。）のポンプ設備及び吐出水槽その他の調圧部を堤防法尻に近接して設置するときは、「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」（平成６年５月３１日　建設省河治発第４０号）によるものとすること。

（設置に係るその他の留意事項）

第１２

① ポンプの連続運転による振動等により、周辺環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、設置位置の変更や十分な振動対策等の措置を講ずるものとすること。

第６章　取水塔

（設置位置の選定基準）

第１３

１　設置が不適当な箇所

① 狭窄部（山間狭窄部は除く。）、水衝部、支派川の分合流部
② 河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所

２　設置にあたって対策が必要な箇所

① 河川に設けられている他の工作物（橋、伏せ越し等）に近接した箇所

（設置の基準）

第１４

１　共通事項

① 魚類の迷入、吸い込み防止に配慮した構造とするものとすること。

② 取付護岸は、河川環境の保全に配慮した構造のものとすること。

2 対策が必要な箇所における設置基準

① 取水塔の設置による局所洗掘が、近接した他の工作物に支障を及ぼさないよう河床の洗掘防止について適切に配慮された対策を講ずるものとし、橋、堰等の工作物に近接して設置するときは、橋脚、堰柱等と相互に作用して流水の乱れを大きくしない配置とする等の対策を講ずるものとすること。

第７章　伏せ越し

（設置位置の選定基準）

第１５

1 設置が不適当な箇所

① 河床の変動が大きい箇所

② 河川に設けられている他の工作物（堰、橋等）に近接した箇所

2 設置にあたって対策が必要な箇所

① 基礎地盤が軟弱な箇所

② 基礎地盤に漏水履歴のある箇所

（設置の基準）

第１６

1 共通事項

① 伏せ越しの平面形状は直線とし、設置の方向は洪水時の流水の方向に対して直角を基本とするものとすること。

2 対策が必要な箇所における設置基準

① 基礎地盤が軟弱又は漏水履歴のある箇所に設置するときは十分な漏水対策を講ずるものとすること。

第８章　管類等

（適用の範囲）

第１６の２　この章の規定は、光ファイバーケーブル類（通信用のケーブル等を含む。以下同じとする。）以外の管類等について適用するものとする。

（設置の基準）

第１７

1 共通事項

① 縦断的に設置しないことを基本とするものとすること。

② 圧力管を設置するときは、二重構造とするものとすること。

③ 堤防乗り越し管は、堤防法線に対して直角を基本とするものとすること。

④ 堤防乗り越し管は、堤防の表法肩から堤外側部分については流水の乱れを大きくしないよう必要な対策を講ずるものとすること。

⑤ 堤防乗り越し管は、堤防の天端及び裏法肩から堤内地側の部分については計画堤防内に設置しないものとすること。

⑥ 堤防乗り越し管の設置にあたっては管類の振動が堤防に支障を与えないよう必要な対策を講ずるものとすること。

⑦ 構造令に適合していない既存の橋には管類等を添架しないことを基本とするものとすること。

第８章の２　光ファイバーケーブル類

（適用の範囲）

第１７の２　この章の規定は、光ファイバーケーブル類について適用するものとする。

（設置の基準）

第１７の３

１　共通事項

①　設置に当たっては、計画横断形に適合した位置を選定することを基本とするものとする。ただし、近い将来改修工事に着手する予定の無い区間にあってはこの限りではない。

②　光ファイバーケーブル類及び収容管路は、損傷等に対して十分安全な深さに埋設することを基本とするものとする。ただし、鞘管構造やコンクリート巻立構造とするなど、必要な対策を講ずるときはこの限りではない。

③　ハンドホール及び伝送装置等については、堤外地及び堤防の表法に設置しないことを基本とするものとすること。ただし、高水敷において洗掘等の生じるおそれが極めて低い場合はこの限りではない。

２　河川の縦断方向に設置するときの設置の基準

①　計画堤防内、堤外地及び堤防の表法には設置しないことを基本とするものとすること。

②　堤内地において設置するときは、「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」（平成６年５月３１日建設省河治発第４０号）によるものとすること。

３　堤防を乗り越して設置するときの設置の基準

①　設置の方向は、堤防法線に対して直角を基本とするものとすること。

②　堤防の表法部分においては、光ファイバーケーブル類及び収容管路はコンクリート巻立構造（護岸との一体構造を含む。）とし、その上面を堤防法面に合わせることを基本とするものとする。なお、護岸との一体構造としない場合においては、護岸等の堤防補強を行うものとする。

③　堤防の天端及び裏法肩から堤内地側の部分については計画堤防内に設置しないことを基本とするものとする。

④　構造令に適合していない既存の橋にやむを得ず添架するときは、治水上の支障について検討を行い、必要な対策を講ずるものとすること。

４　高水敷に設置するときの設置の基準

①　設置の方向は、洪水時の流水の方向に対して直角を基本とするものとすること。

②　埋設の深さは、「河川管理施設等構造令」第６２条第２項によるものとすること。ただし、治水上の支障の生じないよう必要な対策を講ずるときはこの限りではない。

（設置に係るその他の留意事項）

第１７の４

①　光ファイバーケーブル類の設置にあたっては、他の一般公衆の自由かつ安全な河川使用の妨げとならないよう必要な対策を講ずるものとする。

第９章　集水埋渠

（設置位置の選定基準）

第１８

１　設置が不適当な箇所

①　水衝部、支流川の分合流部

②　河床の変動が大きい箇所

③　河川に設けられている他の工作物（堰、橋等）に近接した箇所

（設置の基準）

第１９

１　共通事項

①　設置深さは、計画河床、現河床に配慮するとともに、河床低下や洗掘に対して十分安全な深さとするものとすること。

②　集水埋渠の有孔部は、堤脚から治水上支障のない距離を離して設置するものとすること。

（設置に係るその他の留意事項）

第２０

① 集水埋渠の設置は、表流水取水が不適当又は著しく困難な場合に限られるものとすること。
② 集水埋渠の取水量は、周辺の地下水利用等を著しく損なわない規模であるものとすること。
③ 埋設物の長さ等の規模は、施設の維持、補修を勘案した上で必要最小限にとどめるものとすること。

第 10 章　橋

（設置位置の選定基準）
第２１
1　設置が不適当な箇所
① 狭窄部（山間狭窄部は除く。）、水衝部、支派川の分合流部
② 河床の変動が大きい箇所
2　設置にあたって対策が必要な箇所
① 河川に設けられている他の工作物（橋、伏せ越し等）に近接した箇所
（設置の基準）
第２２
1　共通事項
① 橋脚は、堤体内に設けないものとすること。ただし、鞘管構造等の堤防に悪影響を及ぼさない構造のピアアバットを設け（ピアアバットの位置は原則として川表側とする。）、川裏側において堤防補強を行うときはこの限りではない。
② 橋の設置によって、著しい流水の乱れや堤防への悪影響等が生じないよう必要な対策を講ずるものとすること。
③ 取付護岸及び高水敷保護工は、河川環境の保全に配慮した構造とするものとする。
2　対策が必要な箇所における設置基準
① 橋脚による局所洗掘が、近接した他の工作物に支障を及ぼさないよう河床及び高水敷の洗掘防止について適切に配慮された対策を講ずるものとし、取水塔、堰等の工作物に近接して設置するときは、収水塔、堰柱等と相互に作用して流水の乱れを大きくしない配置とする等の対策を講ずるものとすること。
（設置に係るその他の留意事項）
第２３
① 橋を改築するときは、旧橋を撤去するものとすること。
② 河川管理用通路を確保するものとすること。

第１１章　潜水橋

（設置の基準）
第２４
1　共通事項
① 低水路に設置しないことを基本とするものとすること。
② 潜水橋の上部構造が、洪水時等に流失することのないよう必要な対策を講ずるものとすること。

（設置に係るその他の留意事項）
第２４の２
① 縁石、防護柵等を設置するときは、治水上支障が無いよう適切に配慮された構造とするものとすること。

第１２章　道　路

（設置位置の選定基準）

第２５

１　設置が不適当な箇所

①　表小段

（設置の基盤丁）

第２６

１　共通事項

①　河川管理用通路の機能の確保を優先するものとすること。

（設置に係るその他の留意事項）

第２７

①　防護柵、標識、表示板、信号機等の道路交通のために設置する道路付属物は、必要最小限にとどめるものとすること。

②　道路付属物の基礎は計画堤防内に設置しないことを基本とするものとすること。

③　橋の堤外地側にアンダークロス道路は設置しないことを基本とするものとすること。

④　道路の設置にあたっては、他の一般公衆の自由かつ安全な河川使用の妨げとならないよう、堤内地及び堤外地へのアクセスに配慮した横断歩道の設置等の必要な対策を講ずるものとすること。

⑤　歩道等は、高齢者、障害者、車いす等の利用に配慮した構造とするものとすること。

第１３章　自転車歩行者専用道路

（設置位置の選定基準）

第２８

１　設置にあたって対策が必要な箇所

①　高水敷、表小段

（設置の基準）

第２９

１　共通事項

①　自転車歩行者専用道路の設置の基準については、「河川区域内の土地に自転車歩行者専用道路を設置する場合の取扱いについて」（昭和５０年１１月１９日建設省河治発第９８号）によるものとすること。

第１４章　坂　路

（設置位置の選定基準）

第３０

１　設置が不適当な箇所

①　狭窄部、水衝部（川表側への設置の場合）

（設置の基準）

第３１

１　共通事項

①　坂路は計画堤防内に設置しないことを基本とするものとすること。

②　川表側には逆坂路を設置しないものとすること。ただし、治水上の支障の生じないよう必要な対策を講ずるときはこの限りでない。

③　公園の付属施設等として設けられる坂路（以下「公園の坂路」という。）は、高齢者、障害者、車いす等の利用に配慮した構造とするものとすること。

（設置に係るその他の留意事項）

第３１の２

①　公園の坂路等は堤内地及び堤外地へのアクセスに配慮し設置するものとすること。

第１５章　階　段

（設置の基準）

第３２

１　共通事項

①　川表側は階段の上面を堤防法面に合わせ、川裏側は階段を計画堤防外に設置することを基本とするものとすること。

②　川表側は、護岸等の堤防補強を行うものとすること。

③　手すりを設置するときは、治水上支障が生じないように適切に配慮された構造とするものとすること。

（設置に係るその他の留意事項）

第３２の２

①　公園の附属施設等として設けられる階段は、堤内地及び堤外地へのアクセスに配慮し設置するものとすること。

第１６章　安全施設

（設置に係る留意事項）

第３３

①　堤体及び堤外地における安全施設の設置は、安全上必要と認められる部分に限られるものとすること。

第１７章　架空線類

（設置位置の選定基準）

第３４

１　設置が不適当な箇所

①　鉄塔、コンクリート柱、木柱等の支柱（以下「鉄塔等」という。）については、狭窄部、水衝部、支派川の分合流部

②　鉄塔等については、河床の変動が大きい箇所

２　設置にあたって対策が必要な箇所

①　鉄塔等については、堤外地

②　鉄塔等については、河川に設けられている他の工作物（橋、伏せ越し等）に近接した箇所

③　鉄塔等については、堤内地の堤脚付近

（設置の基準）

第３５

１　共通事項

①　鉄塔等は河川の縦断方向に設置しないものとすること。

②　河川の上空を横過する送電線又は通信線等の架空線（以下「架空線」という。）は堤外地にあっては河川の計画高水位に対し十分余裕を見込んだ高さ以上であるものとすること。

③　架空線は計画堤防天端から十分余裕を見込んだ高さ以上であるものとすること。

２　対策が必要な箇所における設置基準

①　堤外地に鉄塔等を設置するときは、河床の洗掘防止について適切に配慮された対策を講ずるものとすること。

②　鉄塔等による局所洗掘が、近接した他の工作物に支障を及ぼさないよう河床及び高水敷の洗掘防止について適切に配慮された対策を講ずるものとし、橋、堰等の工作物に近接して設置するときは、橋脚、堰柱等と相互に作用して流水の乱れを大きくしない配置とする等の対策を講ずるものとすること。

③　堤内地の堤防に近接した箇所に鉄塔等を設置するときは、「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」（平成６年５月３１日建設省河治発第４号）によるものとすること。

第１８章　河底横過トンネル

（設置の基準）

第３６

１　共通事項

①　河底横過トンネルの平面形状は直線とし、設置の方向は洪水時の流水の方向に対して直角を基本とするものとすること。

②　設置深さは、河床低下や洗掘に対して十分安全な深さとするものとすること。

③　河川水がトンネルを介して堤内へ流出するおそれがあるものについては両岸の堤内地側に制水ゲートを設置するものとすること。

（設置に係るその他の留意事項）

第３７

①　圧力管については、管の損傷による河川管理上の支障が生じないよう必要な対策を講じておくものとすること。

第１９章　地下工作物

（適用範囲）

第３８　この章の規定は、公共駐車場、下水処理場、変電所等の地下工作物について適用するものとする。

（設置位置の選定基準）

第３９

１　設置が不適当な箇所

①　狭窄部、水衝部、支派川の分合流部

②　河床の変動が大きい箇所

③　河川に設けられている他の工作物（堰、橋等）に近接した箇所

④　基礎地盤が軟弱な箇所

⑤　基礎地盤に漏水履歴のある箇所

⑥　堤防下及び堤防に近接した箇所

⑦　低水路河岸に近接した箇所

２　設置にあたって対策が必要な箇所

①　堤防付近の高水敷部

（設置の基準）

第４０

１　共通事項

①　河川の地下空間の利用計画の制約とならないものとすること

②　長区間にわたって縦断的に設置しないことを基本とするものとすること。

③　地下水に影響を及ぼさないよう必要な対策を講ずるものとすること。

④　設置深さは、河床低下や洗掘に対して十分安全な深さとするものとすること。

⑤　地表への出入り口等の設置によって、著しい流水の乱れや堤防への悪影響等が生じないよう必要な対策を講ずるものとすること。

２　対策が必要な箇所における設置基準

①　堤防に悪影響が生じないように適切に配慮された施工方法を採用するものとすること。

（設置に係るその他の留意事項）

第４１

①　工作物内部における火災等により河川管理上の支障が生じないよう必要な対策を講ずるものとすること。

第２０章　船舶係留施設

（設置位置の選定基準）

第４２

１　設置が不適当な箇所

①　洪水時に多量の流木が流下または集積するおそれのある区間

②　狭窄部、湾曲部、水衝部、支派川の分合流部

③　河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所

④　水門等の操作により大きな流速の生じる箇所

２　設置にあたって対策が必要な箇所

①　河川に設けられている他の工作物（橋、伏せ越し等）に近接した箇所

②　低水河岸に接して高水敷部を掘り込んだ箇所

（設置の基準）

第４３

１　共通事項

①　洪水・高潮時に係留された船舶によって治水上の支障が生じるおそれがある場合においては、船舶を治水上支障の無い位置へ撤去することを基本とするものとすること。

②　船舶係留施設の設置によって、著しい流水の乱れや河床、河岸及び高水敷の洗掘、堤防への悪影響、塵芥の集積等が生じないよう必要な対策を講ずるものとすること。

③　護岸や河岸、河床の維持管理に支障とならないものとすること。

④　船舶の係留方法は、流れや水位変動に対して適切に配慮された方式とするものとすること。

２　対策が必要な箇所における設置基準

①　船舶係留施設による局所洗掘が、近接した他の工作物に支障を及ぼさないよう河床の洗掘防止について適切に配慮された対策を講ずるものとし、橋、堰等の工作物に近接して設置するときは、橋脚、堰柱等と相互に作用して流水の乱れを大きくしない配置とする等の対策を講ずるものとすること。

②　低水路に接した高水敷部を掘り込んで船舶を係留する区域（以下「泊地」という。）は堤防法尻から治水上支障の無い距離以上離すとともに、泊地部の深さは泊地としての機能を確保できる必要最小限の深さとするものとすること。また、泊地の形状は流水が著しく乱れないような形状とするとともに、泊地に接続する高水敷、低水路河岸及び河床において侵食や洗掘が生じないように適切に配慮された対策を講ずるものとすること。さらに、基礎地盤に漏水履歴のある箇所に設置するときは、十分な漏水対策を講ずるものとすること。

（30）堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について

（平成６年５月３１日　建設省河治発第４０号　建設省河川局治水課長通達）

堤内地において、堤防の堤脚に近接して工作物を設置する場合については、水路等の設置に伴う掘削により堤防の荷重バランスが崩れること若しくは基盤漏水が懸念される箇所においてパイピングが助長されること又は止水性のあるＲＣ構造物等の設置により洪水時の堤防の浸潤面の上昇が助長されること等の堤防の安定を損なうおそれがあることから、従来より、工作物の設置による堤防に与える影響について検討し、その設置の可否を決定してきているところであるが、この度、堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等に係る判断基準等をまとめたので、今後は、下記により取り扱われたい。

記

（１）堤脚から５０％の勾配（２割勾配）の線より堤内側及び堤脚から２０ｍ（深さ１０ｍ以内の工作物の場合については１０ｍ）を超える範囲（下図の斜線外の堤内地側の部分）における工作物の設置（堤防の基礎地盤が安定している箇所に限る。）については、特に支障を生じないものであること。

（２）掘込河道（河道の一定区間を平均して、堤内地盤高が計画高水位以上）のうち堤防高が０．６ｍ未満である箇所については、下図の斜線部分に該当する部分はなく、特に支障を生じないものであること。

（３）杭基礎工等（連続地中壁等長い延長にわたって連続して設置する工作物を除く。）については、壁体として連続していないことから、堤防の浸潤面の上昇に対する影響はなく、下図の斜線部分に設置する場合においても、特に支障を生じないものであること。

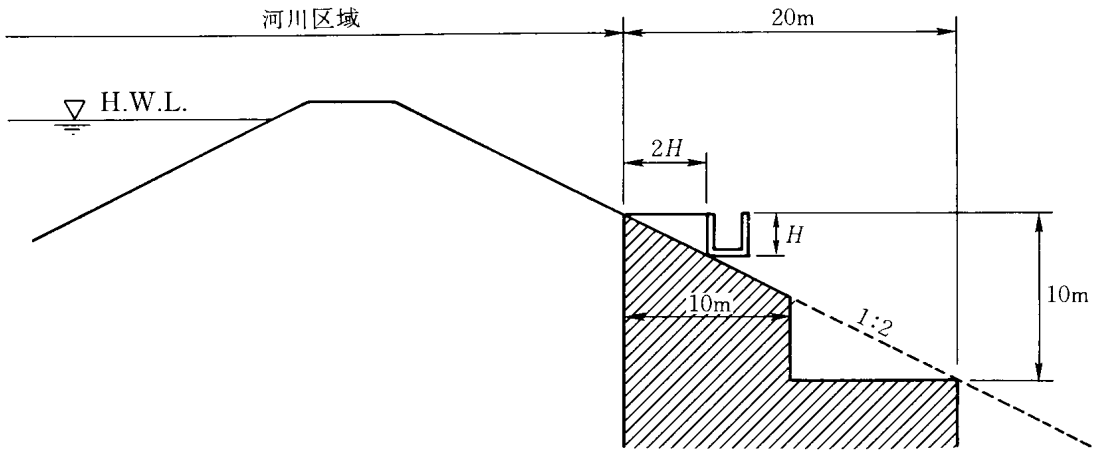
（４）下図の斜線部分にやむを得ず工作物を設置する場合については、浸透流計算により求めた洪水時の堤防内の浸潤面に基づく堤防のすべり安定計算により、堤防の安定性について工作物設置前と比較し、従前の安定性を確保するために必要に応じて堤脚付近に土砂の吸い出しを生じない堤防の水抜き施設の設置等の対策を講ずるものとすること。なお、旧河道や漏水の実績のある箇所においては、堤防の川表側に十分な止水対策を行う等の対策を併せて講ずる必要があると考えられるものであること。

（５）基礎地盤が軟弱な箇所における下図の斜線外の堤内地側の部分に工作物を設置する場合については、荷重バランスの崩れ、浸潤面の上昇等により堤防の安定性を損なうことが考えられるため、（４）に準じて堤防の安定性について確認し、必要に応じて所要の対策を講ずるものとすること。なお、事前に十分な検討を行い堤防への影響の範囲を明確にしておく（下図と同様の図を作成）ことが望ましいものであること。

（６）堤防の基礎地盤がシラスや泥炭地帯等の基盤漏水を生じやすい地質である場合については、すべりに対する堤防の安定性のほか基盤漏水に対する堤防の安定性についても確認し、必要に応じて所要の対策を講ずるものとすること。

（７）排水機場の吐出水槽等の振動が堤防に伝わるおそれのある工作物を設置する場合については、堤防のり尻より５ｍ以上離すものとすること。

（８）その他堤防の安全性を損なうおそれがある場合で上記の判断基準によりがたいものについては、個別に十分な検討を行い、所要の措置を講ずるものとすること。



河道の一定区間に堤防がある場合

(31) 工作物を堤防に近接して設置する場合の検討手法について

（平成６年６月１３日　事務連絡　建設省河川局治水課）

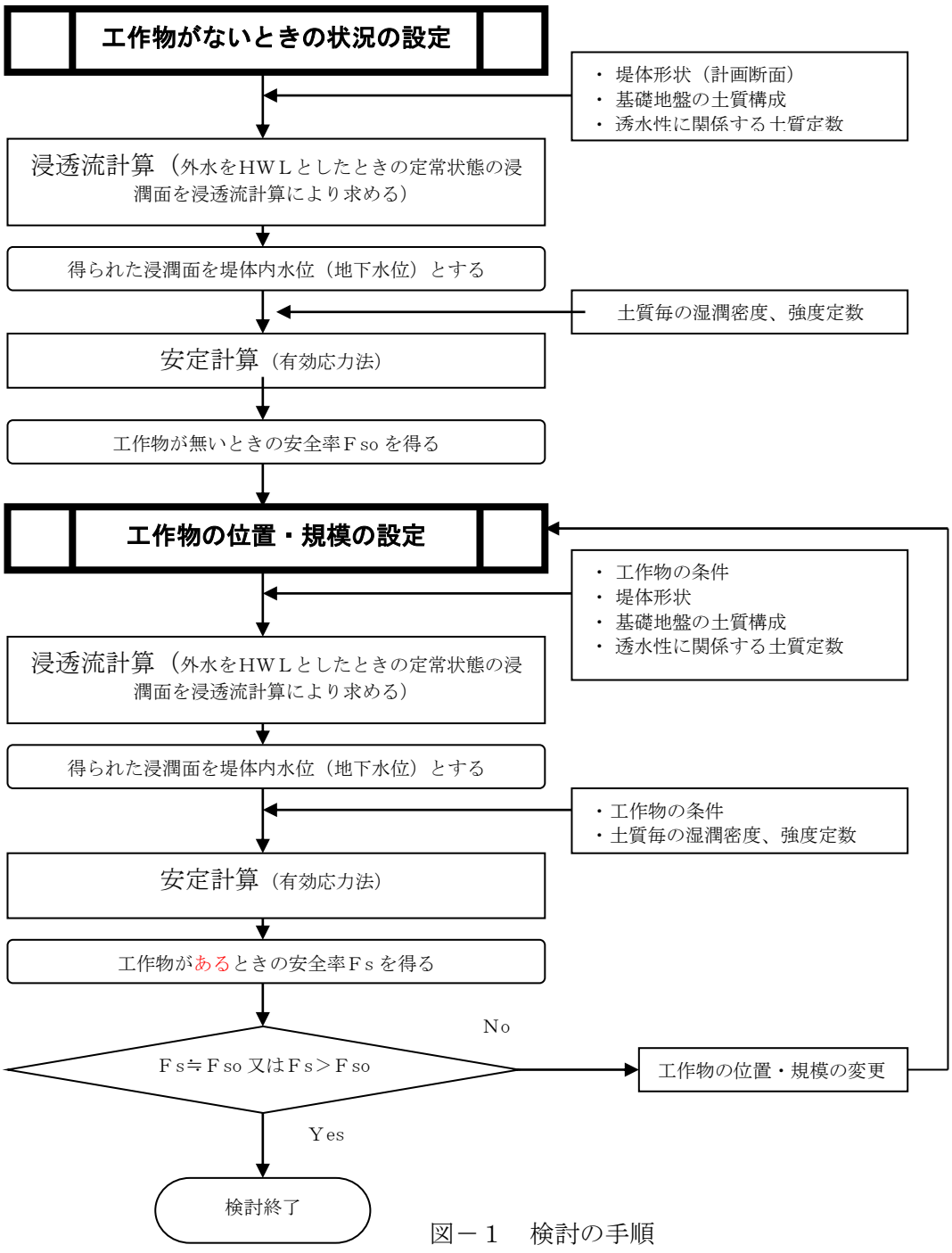
標記については、「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」（平成６年５月３１日付け建設省河治発第４０号）の記の（４）及び（５）により通知されたところであるが、その具体的方法について別添のとおりとするので、適切に対処されたい。

（別添）

工作物を堤防に近接して設置する場合の検討手法

１．検討の手順

工作物を堤防に近接して設置する場合には、図-１に示す手順により堤防の安全性を検討する。



図－１　検討の手順

２．工作物の取り扱い

工作物の取り扱いは、工作物の施工中、施工後の状況を勘案して次の条件より設定する。複数の状況が想定される場合には、各々の条件について検討を行う。

（１）「壁　体」

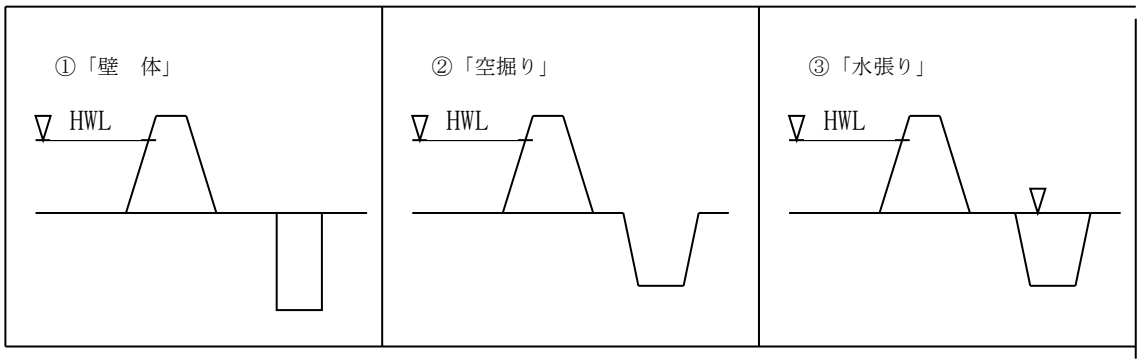
堤体および基礎地盤に浸透した外水が、透水性に小さい壁体により抜けにくくなり、堤体内の浸潤面（間隙水圧）が上昇し、堤防の不安定化をまねく条件である（図－２の①参照)。

（２）「空掘り」

堤防に近接する地盤を掘削することにより、堤防が不安定化する条件である（図－２の②参照)。

（３）「水張り」

「空掘り」と同様に堤防に近接する地盤を掘削することにより、堤防が不安定化する条件であるが、掘削した穴の中に水が入っている条件である（図－２の③参照)。



図－３　工作物の条件

３．工作物の取り扱い

（１）浸透流計算式

浸透流計算式は有限要素法を用いて行う。以下に有限要素法の浸透流計算式の一例を示す。

・飽和－不飽和領域の土中内の連続式はRichardsの式から次のようになる。

$$\mathrm{div}\ \rho V = -\frac{\delta(\rho\theta)}{\delta t} \qquad \cdots\cdots\cdots\text{①式}$$

ここに、ρ：水の密度、V：ダルシー流速、θ：土の体積含水率

・運動方程式は不飽和透水係数Kがθの関数になりダルシーの法則が成り立つと仮定する。

$$V = -K(\theta)\,\mathrm{grad}\Psi \qquad \cdots\cdots\cdots\text{②式}$$

ここに、Ψ：全水頭（位置の水頭と圧力水頭の和）

$K(\theta) = Kr(\theta)\,Ksat$

Kr：比透水係数、$Ksat$：飽和透水係数

・①式および②式から

$$\mathrm{div}(\rho K(\theta)\mathrm{grad}\Psi) = \frac{\delta(\rho\theta)}{\delta t} \qquad \cdots\cdots\cdots\text{③式}$$

・③式のΨのみを変数とするよう変形し、水の圧縮性を無視し、不飽和領域で水頭の変化による間隙率の変化を無視すると④式のような飽和－不飽和浸透流解析計算の基礎方程式が得られる。

$$\mathrm{div}(K(\Psi)\mathrm{grad}\Psi)=(C(\Psi)+\alpha Ss)=\frac{\delta\Psi}{\delta t} \quad \cdots\cdots④式$$

（2）安定計算式

安定計算式は、次式により行う。

$$Fs=\frac{C\cdot l+(W-u\cdot b)\cos\alpha\cdot\tan\Phi}{W\cdot\sin\alpha}$$

ここに、

Ｆｓ：安全率　　ｌ：円弧の長さ

Ｗ：分割片の重量　　ｕ：すべり面の間隙水圧

ｂ：分割片の幅　　α：円弧の中央を通る法線と鉛直線のなす角度

Ｃ：すべり面に沿う土の粘着力

Φ：すべり面に沿う土の内部摩擦角

ＣとΦは有効応力による土質定数（Ｃ‘、Φ’又はＣｄ、Φｄ）とする。ただし、すべり破壊時に非排水せん断となることが明らかな粘土などについては全応力による土質定数（Ｃｕ、Φｕ）を用いる。

４．対策について

検討の結果、工作物が堤防の安定性に影響を与える場合には次のような対策が考えられる。

ただし、対策を実施する場合には、対策効果が維持できるような管理、材料の老朽化による対策効果の減少など、対策による効果が低減しないための措置についても十分な検討を行う。

（1）「壁　体」に関する対策

洪水時の堤体内の水位上昇（間隙水圧上昇）を抑制する対策として、工作物の周囲および底面に排水層を設けることが挙げられる。ただし、排水層内の水の処理方法、目詰まりによる排水効果の減少、パイピングに関する事項、などについては十分留意する必要がある。

（2）「空掘り」及び「水張り」に関する対策

「空掘り」及び「水張り」の条件に関する対策としては、十分な強度を有する山留めを施工することが挙げられる。山留めの種類や規模によっては掘削底面より深い位置までの山留めを施工することも考えられる。

(32) 河川区域内における樹木の伐採・植樹基準について

（平成１０年６月１９日　建設省河治発４４号　建設省河川局治水課長）

河川区域内における樹木の伐採・植樹について河川管理上必要とされる一般的技術的基準として、別紙のとおり河川区域内における樹木の伐採・植樹基準を定めたので、その運用については、下記事項に留意のうえ、遺憾のないようにされたい。

（なお、貴管下市町村に対しても周知方お願いする。）

記

１　本基準の作成の背景について

河岸等における植樹については平成元年四月一日付け事務連絡「河岸等の植樹基準(案)」が試行され、また、河道内における樹木の伐採・植樹については平成五年十一月十日付け建河流発第三号「河道内の樹木の伐採・植樹のためのガイドライン(案)」が試行されてきたところである。

これらの試行により河川区域内おける植樹等が進展してきたが、水と緑のオープンスペースとして、豊かでうるおいのある河川環境の整備と保全への国民のニーズは極めて高くなってきており、平成九年には河川法を抜本的に改正し、「河川環境の整備と保全」を河川管理の目的として位置づけたところである。

このような状況の下、現地調査や水理模型実験、近年より高度な手法が開発された数値解析等により、河道内の樹木の治水上の機能についての知見の集積が進んできており、今回、これらの知見を踏まえて、「河岸等の植樹基準(案)」及び「河道内の樹木の伐採・植樹のためのガイドライン(案)」の内容を抜本的に見直し、樹木群の有する治水機能の明記、河道の高水敷における高木の植樹基準の緩和、治水上、環境上等からの必要性から行う植樹で治水上支障とならないものについての特例扱いの追加等を行い、両者を一本化して、新たに本基準を作成したものである。

２　植樹の実施主体及び維持管理等について

①河川区域内において行う植樹の許可処分は、原則として河川法(昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。)第二十七条第一項と併せて法第二十四条の規定に基づいて行うこと。

②植樹の実施主体は、原則として地方公共団体又はこれに準ずる団体(以下「地方公共団体等」という。)とし、当該地方公共団体等に維持管理されるものとする。民間団体等については植樹した樹木が地方公共団体等に引き継がれること等によりその維持管理が確実に行われるものに限り認めること。

③植樹木が河川管理上支障とならないよう、適切に維持管理するとともに、法第二十七条第一項に基づく竹木の栽植の許可を受けた者を適切に指導監督すること。

３　掘込河道の河岸、堤防裏小段等への植樹について

①掘込河道の河岸等にある兼用道路の植樹については、道路法第三十二条(昭和二十七年法律第百八十号)の規定に基づく占用許可を受ける必要があり、河川法上の許可処分等を行う場合は事前に当該道路管理者と十分調整すること。

②堤防裏小段、堤防側帯等の堤防への影響が懸念される区域に高木を植樹する場合においては、植樹木の主根が成木時においても計画堤防（計画横断形の堤防に係る部分をいう。以下同じとする。)内に入らないよう植樹位置及び樹種の選定は特に慎重に行うとともに、堤防の安定性を損なうことのないよう十分留意すること。なお、樹木の主根が計画堤防内に侵入する可能性がある場合、樹木の耐風性が弱く倒伏する可能性が高い場合、盛土部の土砂又は樹木を水防用に利用する可能性がある場合、盛土部の土質が堤防の土質と著しく異なる場合など、縁切り施設を設けた方が堤防及び盛土部が安定する場合にあっては、必ず縁切り施設を設けること。

③堤防沿いの堤内地にある河川区域内にある土地の植樹については、第三種側帯に準じて行

うこと。

4　河道内における樹木の伐採及び植樹について

河道内における樹木は、洪水の流勢の緩和等の治水機能、生態系の保全、良好な景観形成等の環境機能等を有しているが、洪水時における水位上昇、堤防沿いの高速流の発生等の治水上の支障となることがある。河道内における樹木の伐採及び植樹に当たっては、このような治水上の影響を十分踏まえた上で、対処していくことが重要であり、具体的には次によるものとする。

① 河川区域内に生育している樹木群の繁茂範囲、高さ、密生状況及び樹種について調査を行う。

② 洪水痕跡調査が行われた既往洪水のうち、樹木群が浸水した洪水を対象として、洪水痕跡、洪水流量等の調査結果を整理する。

③ 原則として不等流計算手法により河道の洪水位および横断流速分布を求め、概略的に樹木の伐採及び植樹による治水上の影響を把握する。

ただし、軽微な樹木の伐採はこの限りではない。

また、本基準の第十一(河道の高水敷における高木の植樹の基準一によって部分的に高木の植樹を行う場合は、同条第二項に規定された許容植樹密度以内とするだけでなく、同条第三項の植樹位置等の基準に適合し、かつ、当該高水敷の利用等の支障にならないようにする必要があるため、通常の場合は、植樹木による水位上昇等は治水上無視し得る。このため、この場合における植樹木による水位上昇についての検討は原則として不要とする。ただし、植樹木の倒伏や洗掘に対する安全性を確認するものとする。

本基準第十五(植樹の特例)の第一号及び第二号によって高木の植樹を行う場合は、次により水位上昇について検討するとともに、この他の治水上の影響について検討するものとする。また、植樹木の倒伏や洗掘に対する安全性を確認するものとする。

ア 植樹木による水位上昇が現況河道及び計画河道において治水上無視し得るものであることを確認する。

イ 植樹木による水位上昇が治水上無視し得ない場合は、水位上昇を相殺するための適切な措置を講じるものとする。

④ 洪水時の流れの状況をより的確に把握する必要があるときには、高水敷が浸水した洪水を対象として、航測等により洪水流の撮影を行うとともに、ベクトル解析を行う。

⑤ 次に示すような場合において、樹木の治水上の影響を高い精度で評価する必要があるときには、適切な水理解析手法(二次元解析、三次元解析、または水理模型実験等とする。)により樹木の水理的影響を把握するものとする。

ア 著しい湾曲部、急拡部、急縮部等の河道の線形が著しく複雑な場合

イ 樹木群の分布が縦断的に著しく変化する場合

ウ 三次元的な流況を把握する必要がある場合

〔別紙〕

河川区域内における樹木の伐採・植樹基準

第一章総則

（趣旨）

第一　この基準は、河川区域内において行う樹木の伐採、植樹及び樹木の管理について、河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものとする。

（用語の定義）

第二　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　掘込河道　一定区間を平均した場合に、計画高水位が堤内地盤高以下の河道でその計画の堤防高（堤内地盤から盛土又はパラペットの天端までの高さ）が六〇㎝未満のものをいう。

二　側帯　河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第二十四条に規定する側帯をいう。

三　河道の高水敷　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第一項第三号に規定する土地で遊水地、湖沼及びダム貯水池に係るものを除いたものをいう。

四　遊水地　下流河道の洪水時の流量を低減させるために河道に隣接して設けられる流水を貯留する土地をいう。

五　湖沼の前浜　その計画高水位が水面勾配を持たないで定められている湖沼における法第六条第一項第三号に規定する土地でダム貯水池に係るものを除いたものをいう。

六　高規格堤防法　第六条第二項に規定する堤防をいう。

七　自立式護岸　自立式である鋼矢板護岸及びコンクリート擁壁護岸等の基礎構造を含めて自立式である護岸をいう。

八　高木　別表「樹木分類表」中高木類に属する樹木及びこれらに類する樹木で成木時の高さが一m以上のものをいう。

九　低木　別表「樹木分類表」中低木類に属する樹木及びこれらに類する樹木で成木時の高さが一m未満のものをいう。

十　耐風性樹木　別表「樹木分類表」中深根系に属する樹木及びこれらに類する樹木で耐風性を有すると認められるものをいう。

十一　耐潤性樹木　別表「樹木分類表」中耐潤性樹木とされた樹木及びこれらに類する樹木で耐潤性を有すると認められるものをいう。

（適用範囲）

第三　この基準は、法第六条第一項に規定する河川区域のうち同条第三項に規定する樹林帯区域及びダム貯水池に係る区域を除いた区域における次の行為について適用するものとする。

一　河川管理者が行う樹木の伐採

二　河川管理者が行う植樹及び河川管理者以外の者が法第二十七条第一項に基づく竹木の栽植の許可を得て行う植樹

三　河川管理者が行う樹木の管理及び河川管理者以外の者が法第二十七条第一項に基づく許可を得て栽植した竹木について行う管理

（基本方針）

第四　樹木が洪水時における水位上昇、堤防沿いの高速流の発生等の治水上の支障とならないよう、また利水上及び河川利用上の支障とならないよう、さらに良好な河川環境が保全されるよう、河川整備計画等を踏まえて、適切に樹木の伐採、植樹及び樹木の管理を行うものとする。ただし、その際、当該樹木の有する洪水の流勢の緩和等の治水機能及び生態系の保全、良好な景観形成等の環境機能、当該樹木の生態的な特性等を十分考慮するものとする。

第二章　樹木の伐採

（一般的基準）

第五　樹木が治水上等の支障となると認められる場合は、樹木の有する治水機能及び環境機能に配慮しつつ、支障の大きなものから順次伐採することを基本とするものとする。ただし、樋門等の河川管理施設に対して根が悪影響を与えていると認められる樹木は、これを除去する等の対策を講じるものとする。

２　伐採方法の選定に当たっては、伐採した樹木が再生しないような措置を講じるものとする。

３　樹木群を部分的に存置する場合には、一定のまとまった区域を存枡することを原則とし、次の点に十分配慮するものとする。

一　存置する樹木群の生育が確実であること。

二　洪水時の倒伏及び流出のおそれがないこと。

第三章　植樹

（一般的基準）

第六　気候、土壌、冠水頻度等の環境条件を考慮し、自生することのできる樹種を選定し、植樹木が倒伏又は流出しないよう適切に植樹するものとする。

２　楠樹の位置は掘込河道の河岸、堤防の裏小段・側帯、河道の高水敷、遊水地、湖沼の前浜及び高規格堤防とする。

（掘込河道の河岸における植樹の基準）

第七　掘込河道の河岸に植樹する場合は、植樹の位置は、河川管理用通路一道路法一昭和二十七年法律第百八十号)による道路と兼用しているもの(以下「兼用道路」という。一を含む。)及び河岸法面とし、樹木の枝、根等が背後の民地との境界線又は道路法による道路(以下「道路」という。)の建築限界を侵すことのないようにするものとする。

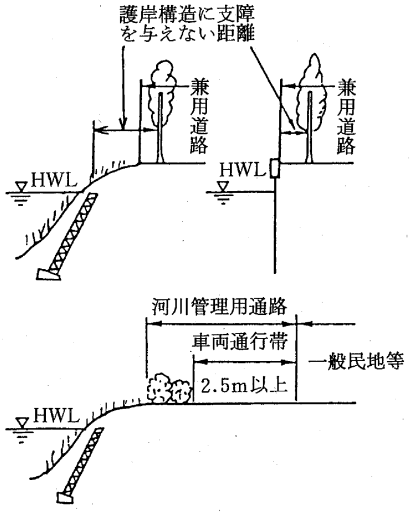
２　掘込河道の河川管理用通路(兼用道路の場合も含む。)に植樹する場合には、次に掲げる基準に適合するよう行うものとする。

一　植樹する高木は耐風性樹木であること。

二　高木の植樹は、護岸の高さが計画高水位以上の場合に限ること。

三　高木の植樹は、樹木の主根が成木時においても護岸構造に支障を与えないよう、護岸法肩から必要な距離を離すこと。

四　河川管理用通路が兼用道路以外の場合には、堤内側及び堤外側いずれの植樹の場合も二・五m以上の車両通行帯を確保し、河川管理用車両の通行に支障のないようにすること。

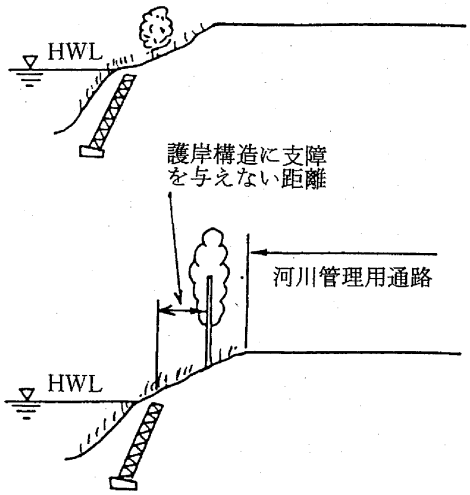


３　河岸法面に植樹する場合には、次に掲げる基準に適合するよう行うものとする。

一　植樹は、護岸の高さが計画高水位以上の場合に限ること。

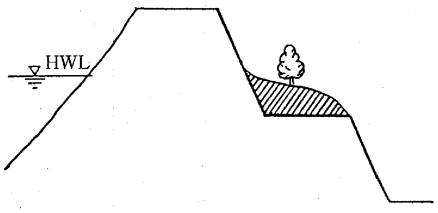
二　植樹を行った場合には、張芝等の法面保護工を実施すること。

三　超過洪水時における流水の疎通と法面の安定にも配慮すること。
四　高木の植樹は、河岸法両肩より堤内側が河川管理用通路(兼用道路を含む。)である場合に限ること。
五　植樹する高木は耐風性樹木であること。
六　高木の植樹は、樹木の主根が成木時においても護岸構造に支障を与えないよう、護岸法肩から必要な距離を離すこと。



(堤防の裏小段における植樹の基準)

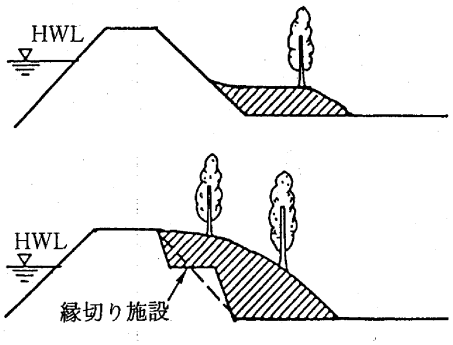
第八　堤防の裏小段に植樹する場合には、次に掲げる基準に適合するよう行うものとする。
一　植樹の位置は、漏水発生のおそれがないなど、堤防保全上の問題のない区間に限ること。
二　樹木の枝、根等が背後の民地との境界線又は道路の建築限界を侵すことのないようにすること。
三　植樹は、樹木の主根が成木時においても計画堤防(計画横断形の堤防に係る部分をいう。以下同じとする。)内に入らないよう、裏小段の堤防法尻沿いに必要な盛土を設けることとし、必要に応じ縁切り施設を設けて行うこと。この場合に水防活動等の支障とならないよう留意するとともに、盛土が堤防の安定性を損なわないものであること。
四　三の盛土部分には張芝等の法面保護工を実施すること。



(堤防の側帯における植樹の基準)

第九　堤防の側帯に植樹する場合には、次に掲げる基準に適合するよう行うものとする。
一　植樹の位置は、漏水発生のおそれがないなど、堤防保全上の問題のない区間に限ること。
二　樹木の枝、根等が背後の民地との境界線又は道路の建築限界を侵すことのないようにすること。
三　第一種側帯においては、植樹木は低木のみとすること。
四　第二種側帯においては、高木の植樹は水防活動に資する場合に限ること。
五　高木の植樹は、樹木の主根が成木時においても計画堤防内に入らないよう行うこと。盛土部分がある場合には、必要に応じ堤防裏法面と盛土部分の間に縁切り施設及びドレーンエを設けて行うこと。この場合に、盛土が堤防の安定性を損なわないものであること。

六　五の盛土部分には張芝等の法面保護工を実施すること。

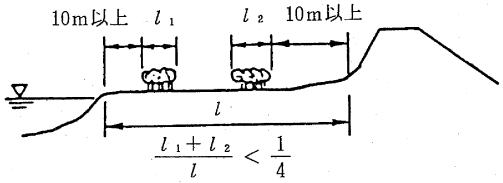


（河道の高水敷における低木の植樹の基準）

第十　河道の高水敷に低木を植樹する場合には、次に掲げる基準に適合するよう行うものとする。

一　低木の植樹は、堤防表法尻および低水路法肩から一〇m以上の距離を離すこと。

二　低木を群生して植樹する場合は、河川横断方向の群生の幅（二以上の群生の場合はその和）が高水敷幅の四分の一以下とすること。また、列植する場合は、河川縦断方向の列植延長が一〇〇m以下とし、列植の間隔は五〇m以上とすること。



（河道の高水敷における高木の植樹の基準）

第十一　河道の高水敷に高木を植樹する場合には、次の各号の区域以外の区域で、かつ、比較的流下能力に余裕がある区域において行うものとする。

一　堤防に危険を及ぼすおそれのある区域

二　河川管理施設へ影響を及ぼすおそれのある区域

三　植樹木が倒伏又は洗掘されるおそれのある区域

四　植樹木が倒伏又は流出し河道等が閉塞されるおそれがある区域

2　植樹が可能な高水敷においては、次表に示す密度以下で植樹を行うことができるものとする。ただし、川幅が上下流に比較して広い急拡部等で、洪水時の流水が死水状態もしくはそれに近い状態にあり、計画上も計画高水流量の疎通に必要な流下断面となっていない区域（以下「死水域」という。）においてはこの限りではない。

表(1)　植樹の条件と許容植樹密度（上限）　河床勾配 i_b<1／2,500

高水敷の水深 h_{fp} (m)	b_{mc}／b_{fp}低水路幅／高水敷幅 ただし、高水敷幅は死水域を除く左右岸の合計										
	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0	1.5	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0
0.5	3	4	5	6	6	6	6	6	6	6	6
1.0	3	3	4	5	6	6	6	6	6	6	6
1.5	2	3	4	4	5	6	6	6	6	6	6
2.0	2	2	3	4	4	6	6	6	6	6	6
3.0	1	1.5	2	2	2	3	4	6	6	6	6
3.5	1	1	1	1.5	1.5	2	3	4	5	6	6
4.0	0.5	0.5	0.5	1	1	1	1.5	2	2	3	4
5.0	0.2	0.5	0.5	0.5	0.5	1	1	1	1.5	2	2
6.0	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.5	0.5	0.5	1	1	1

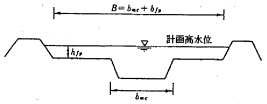
（単位：本／ha）

表(2)　植樹の条件と許容植樹密度（上限）　河床勾配i_b>1／2,500

高水敷の水深 h_{fp} (m)	b_{mc}／b_{fp}低水路幅／高水敷幅 ただし、高水敷幅は死水域を除く左右岸の合計										
	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0	1.5	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0
0.5	2	3	4	5	5	6	6	6	6	6	6
1.0	2	3	3	4	5	6	6	6	6	6	6

1.5	2	2	3	3	4	5	6	6	6	6	6
2.0	1.5	2	2	3	3	4	6	6	6	6	6
3.0	1	1	1.5	2	2	3	3	5	6	6	6
3.5	0.5	1	1	1	1.5	2	2	3	4	5	6
4.0	0.2	0.5	0.5	0.5	0.5	1	1	1.5	2	2	3
5.0	0.2	0.2	0.5	0.5	0.5	0.5	1	1	1	1.5	2
6.0	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.5	0.5	0.5	1	1

（単位：本／ha）



ただしｈfpは高水敷上の計画高水位での水深、ｂmc、ｂfpは低水路幅、高水敷幅であり、植樹を許可できる区域の平均的な河道形状から、.死水域を除いた横断形状で与える。

3　高水敷に高木を植樹する場合には、次に掲げる基準に適合するよう行うものとする。

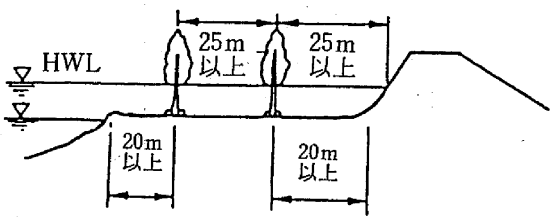
一　高木の植樹は、堤防表法尻及び低水路法肩から二〇m以上の距離を離し、かつ、堤防表法面と計画高水位の接線から二五m以上の距離を離すこと。

二　河川横断方向の植樹の間隔は、二五m以上とすること。

三　河川の縦断方向の樹木の間隔が(二〇＋〇・〇〇五Q)m(Qは計画高水流量で単位はｍ３／ｓとする。以下同じとする。)(五〇mを超えることとなる場合は、五〇mとする。以下同じとする。)未満である場合においては、洪水時の流線に沿った見通し線上に植樹すること。

四　植樹する高木は、耐風性樹木であること。

五　植樹する高木は、流水中の投影面積が極端に大きくない樹種であること。



(遊水地における植樹の基準)

第十二　遊水地に植樹する場合には、次に掲げる基準に適合するよう行うものとする。

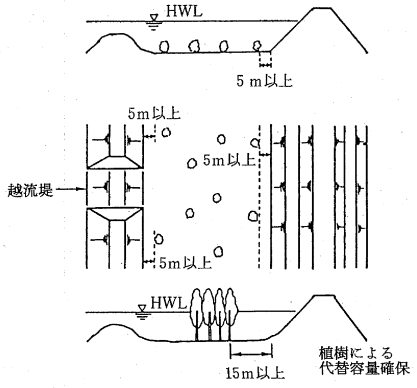
一　植樹は、洪水時に流出しないと認められるものに限ること。

二　植樹は、遊水地の貯水機能に影響を与える場合には、代替容量を確保して行うこと。

三　低木の植樹は、堤防法尻、越流施設及び排水門から五m以上の距離を離すとともに、洪水時の水深、流速等からみて、流出防止のための措置を講ずるか又は流出しないと認められる位置とすること。

四　高木の植樹は、堤防法尻、越流施設及び排水門から一五m以上の距離を離すとともに、洪水時の水深、流速等からみて、流出防止のための措置を講ずるか又は流出しないと認められる位置とすること。

五　植樹する高木は、耐風性・耐潤性樹木であること。



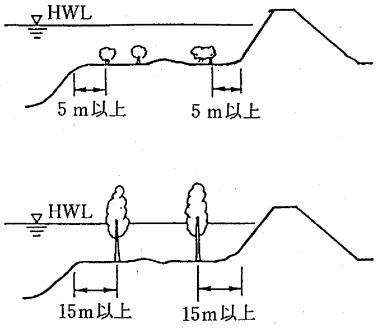
（湖沼の前浜における植樹の基準）

第十三　湖沼の前浜に植樹する場合には、次に掲げる基準に適合するよう行うものとする。

一　低木の植樹は、堤防表法尻及び低水路法肩から五m以上の距離を離すこと。

二　高木の植樹は、堤防表法尻及び低水路法肩から一五m以上の距離を離すこと。

三　植樹する高木は、耐風性・耐潤性樹木であって、植樹は一本立で0.1haあたり一本の密度を限度として行うこと。



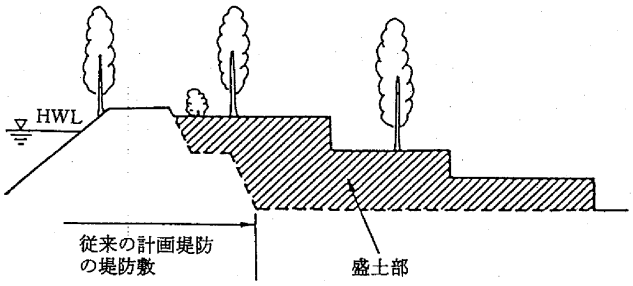
（高規格堤防における植樹の基準）

第十四　高規格堤防に植樹する場合には、次に掲げる基準に適合するよう行うものとする。

一　従来の計画堤防の堤防敷上の高規格堤防への植樹については、掘込河道の河岸における植樹の基準に準じて行うこと。

ただし、高規格堤防の所要の断面が未完成である場合は、盛土部のみ植樹を行えることとし、植樹の位置は、樹木の主根が成木時においても従来の計画堤防内に入らない位置とすること。

二　従来の計画堤防の堤防敷以外の高規格堤防への植樹は随意とする。



（植樹の特例）

第十五　次に掲げる植樹で、数値解析、水理模型実験等により治水上支障とならないと認められるものについては、この章の規定に係わらず植樹することができるものとする。

一　洪水の流勢の緩和等の治水上の必要性から行う植樹

二　生態系の保全、良好な景観形成等の環境上の必要性から行う植樹

三　親水施設等の安全対策として行う低木の植樹

第四章　樹木の管理等

（樹木の管理）

第十六　樹木は、定期的に調査、点検を行い、適切に維持管理(法第二十七条第一項に基づく竹木の栽植の許可受け者への指導監督を含む。以下同じとする。)するものとする。

2　植樹木が倒伏および流出するおそれがあると認められる場合には、次に定めるところにより、適切に維持管理するものとする。

一　樹木の成長に伴い、樹形が大きくなった場合には、流水ならびに風の作用も大きくなるので、適切な樹形とすること。

二　活力が劣った樹木は、期待する倒伏限界モーメントが得られない場合があるので、伐採等の処置を行うこと。

（高水敷植樹許可マップの作成）

第十七　河川管理者は、所管区域内の河川のうち、河道の高水敷への高木の植樹の要請が多い区域について、樹木の治水上の影響を把握した上で、高木の植樹可能区域、高木の植樹可能本数等を記載した高水敷植樹許可マップを調整・保管するものとする。

〔別表〕　樹　木　分　類　表

樹木分類	根系	樹種	根系(主根)の大きさ(m) 垂直	根系(主根)の大きさ(m) 水平	幹経(m)	樹冠幅(m)
高木類	深根系	シダレヤナギ	1.2	1.3～1.8	0.24	4～11
		タラヨウ	1.7	1.5～2.1	0.28	6～13
		ダイオウショウ	2.0	1.4～1.9	0.25	3～9
		チョウセンゴヨウ	1.0	1.9～2.6	0.34	5～13
		ツブラジイ	0.6	1.7～2.3	0.30	4～13
		トチノキ	1.3	1.2～1.7	0.22	7～18
		トネリコ	1.0	0.9～1.3	0.17	3～9
		ナギ	3.0	1.7～3.8	0.30～0.50	9～12
		プラタナス(スズカケノキ)	1.8	1.3～2.3	0.24～0.30	11～21
		マツ(アカマツ)	1.8	0.9～1.7	0.26～0.30	8～15
		マテバシイ	0.8	1.2～1.7	0.22	9～18
		ムクロジ	3.6	2.1～4.5	0.38～0.60	9～18
		メタセコイア	1.1	0.6～1.1	0.24	3～7
		ヤチダモ	2.4	1.3～3.0	0.24～0.4	5～8
		ラクウショウ	0.8	1.4～2.0	0.26	9～22
	中間系	アオギリ	1.5	1.4～1.9	0.24	2～5
		ウバメガシ	1.7	1.4～1.8	0.19	3～9
		ウメ	0.6	1.1～1.3	0.12	3～5
		エンジュ	0.6	1.2～1.6	0.22	9～12
		カキノキ	0.8	1.0～1.3	0.16	6～12
		カラマツ	1.6	1.1～3.3	0.20～0.44	5～14
		クワ(ヤマグワ)	1.1	1.0～1.4	0.18	10～15
		ザクロ	1.0	0.6～0.8	0.1	5～6
		シラカシ	1.1	1.2～1.7	0.22	9～12
		スモモ	0.5	1.5～1.8	0.10	5～6
		ソメイヨシノ(サクラ)	1.2	1.1～1.5	0.20	4～8
		タブノキ	1.3	1.4～3.8	0.26～0.50	8～13
		ヌルデ	0.7	1.3～1.6	0.14	4
		ハゼノキ	0.6	1.4～2.0	0.26	8～10
		ホルトノキ	2.5	1.2～3.8	0.22～0.50	8～16
		モモ	0.8	1.4～2.0	0.26	3～6
		イイギリ	0.9	1.0～1.4	0.18	7～9
		イヌエンジュ	0.8	1.1～1.6	0.22	5～8
		オニグルミ	1.0	0.7～1.5	0.13～0.20	8～24
		キリ	1.5	1.2～1.7	0.22	5～8
		クスノキ	1.5	1.5～2.3	0.28～0.30	9～25
		コブシ	1.1	1.4～1.8	0.22	7～11
		サイカチ	0.9	1.3～1.8	0.24	10～15
		シキミ	1.0	0.7～1.1	0.20	2～3
		シナサワグルミ	1.1	1.0～1.4	0.18	5～18
		シロダモ	2.5	1.0～3.8	0.16～0.50	7～11
		センダン	1.2	1.2～1.8	0.22～0.24	5～20
		タイサンボク	1.3	2.7～3.6	0.48	10～13
		チャンチン	2.5	2.8～3.8	0.5	2～8
		ニセアカシア(アカシア)	0.6	1.0～2.4	0.24～0.36	6～15
		ネムノキ	1.0	1.7～2.2	0.28	6～10
		バクチノキ	1.0	1.1～1.5	0.20	7～11
		ホオノキ	1.0	1.3～2.0	0.24～0.26	9～12
		ポーポーノキ	0.7	0.8～1.1	0.14	2～3
		モミジ(モミジバフウ)	0.6	1.4～2.0	0.26	5～6
		ヤマモモ	1.0	1.4～1.6	0.12	4～12
	浅根系	カエデ(トウカエデ)	0.9	1.2～1.7	0.22	6～11
		カナメモチ	0.6	0.3～1.1	0.15	4～8
		カナリーヤシ(フェニックス)	0.6	1.1～1.8	0.38	2～12
		カリン	1.0	0.7～1.9	0.12～0.25	6～15
		キンモクセイ	0.6	1.2～1.7	0.22	3～7
		ケヤキ	4.0	1.1～7.5	0.20～1.0	12～20
		ゴンズイ	0.6	0.5～0.7	0.09	1～3
		サカキ	0.8	0.4～1.4	0.07～0.19	6～8
		ソテツ	0.6	1.5～2.2	0.32	1～11
		ツバキ(ヤブツバキ)	0.5	1.0～1.4	0.18	5～8
		トウヒ	0.6	1.9～2.6	0.34	13～20
		ナナカマド	0.5	0.4～0.8	0.18	5～7
		ハナミズキ	0.5	0.7～1.0	0.12	5～10
		ヒイラギ	0.5	0.6～1.0	0.18	5～9
		ヒノキ	1.0	1.1～2.5	0.24～0.36	7～16
		モッコク	0.7	0.7～0.9	0.12	6～17
		アカシデ	1.0	1.5～2.0	0.24	7～9
		アカメガシワ	0.8	1.1～1.5	0.20	3～9
		アキニレ	1.0	1.6～2.1	0.26	6～9
		アスナロ(ヒバ)	1.3	1.5～2.1	0.28	2～4
		アメリカヤマナラシ	0.9	1.9～2.6	0.35	5～7
		イタリヤヤマナラシ	1.4	2.0～2.7	0.36	5～11
		イチジク	1.3	0.4～2.4	0.07～0.32	1～4
		イヌツゲ	0.9	0.5～1.8	0.07～0.60	2～6
		イヌビワ	0.7	0.7～0.9	0.05	1～3
		イブキ	2.5	2.0～6.8	0.36～0.90	5～10
		カイズカイブキ	1.3	0.6～2.4	0.10～0.32	3～8

樹木分類	根系	樹種	根系(主根)の大きさ(m) 垂直	根系(主根)の大きさ(m) 水平	幹経(m)	樹冠幅(m)
高木類	浅根系	モチノキ	0.6	0.7~1.0	0.16	4~7
		ヤマナラシ	0.5	1.3~1.8	0.22	4~6
		ヤマハンノキ	0.6	0.6~1.1	0.24	7~11
		ヤマボウシ	0.8	1.1~1.5	0.2	3~4
		ヤマモミジ	0.2	0.5~0.7	0.09	4~8
		ユーカリ	1.0	1.3~1.8	0.24	5~15
		ユズ	0.6	0.8~1.0	0.11	2~3
		ユズリハ	0.9	1.2~1.7	0.22	6~9
低木類	深根系	キャラボク	0.5	1.0~1.3	0.16	2
		キョウチクトウ	0.5	0.4~0.5	0.05	3~6
		サンザシ	0.5	0.6~1.0	0.20	1
		シャリンバイ	0.6	0.8~1.1	0.14	3~5
		タラノキ	1.1	0.9~1.0	0.07	0.6~1.2
		チャノキ	0.7	0.4~0.5	0.04	2.1~4.2
		ノイバラ	0.7	0.4~0.5	0.01~0.03	1.4~4.1
		ヒサカキ	0.5	0.4~0.6	0.10	2~4
		アジサイ	0.2	0.2~0.3	0.03	1.3~2.6
		ウツギ	0.7	0.5~0.6	0.05	1~2
		ガクアジサイ	0.3	0.2~0.3	0.03	1~2
		ニワトコ	0.6	0.8~1.0	0.07	1.8~2.7
		バイカウツギ	0.5	0.4~0.5	0.02~0.03	2
		ボケ	0.2	0.1~0.2	0.02	1~2
		ヤマアジサイ	0.3	0.2~0.3	0.02~0.03	0.36~0.86
	中間系	エニシダ	1.1	0.4~0.6	0.08	0.5~1.5
		ニシキギ	0.2	0.2~0.3	0.04	1~2
		ハギ(ヤマハギ)	0.2	0.4~0.5	0.03	1~2

樹木分類	根系	樹種	根系(主根)の大きさ(m) 垂直	根系(主根)の大きさ(m) 水平	幹経(m)	樹冠幅(m)
高木類	浅根系	エゴノキ	0.3	2.0~2.3	0.17	4~5
		エノキ	1.1	0.6~2.1	0.10~0.28	11~14
		オオバボダイジュ	2.4	1.1~4.5	0.2~0.6	5~14
		カロリナポプラ	0.8	1.1~1.4	0.19	4~6
		ギンドロ	1.9	1.4~3.6	0.26~0.48	12~25
		クロガネモチ	1.2	1.4~2.0	0.26	4~6
		コウヤマキ	1.1	1.1~1.5	0.2	2~12
		コノテガシワ	0.9	1.0~1.4	0.22	2~5
		コバノトネリコ	1.5	0.9~2.9	0.2	2~12
		コメツガ	0.6	1.8~2.4	0.32	15~19
		サザンカ	1.2	1.0~2.2	0.10~0.29	1~4
		サルスベリ	0.8	1.1~1.5	0.20	5~6
		サワラ	1.0	1.0~1.7	0.36	8~12
		サンゴジュ	0.3	0.6~1.0	0.18	3~6
		シダレザクラ	1.6	2.2~3.0	0.40	5~18
		シラカバ	0.5	1.5~2.1	0.3	8~13
		ズミ	0.6	1.7~2.0	0.14	4~5
		ツガ	1.1	1.5~2.1	0.28	15~23
		ドロノキ	4.0	5.5~7.5	1.0	9~12
		ナンキンハゼ	1.2	1.5~2.2	0.36	7~8
		ネズコ	1.0	1.5~2.1	0.26	5~13
		ハルニレ	0.6	0.9~1.5	0.28	13~21
		ハンノキ	1.0	0.7~1.2	0.23	9~12
		ブナ	0.8	1.5~2.3	0.38	9~13
		ミズキ	0.5	1.2~2.6	0.22~0.35	6~15
		ムクノキ	0.9	1.2~1.7	0.22	13~18

樹木分類	根系	樹種	根系(主根)の大きさ(m) 垂直	根系(主根)の大きさ(m) 水平	幹経(m)	樹冠幅(m)
低木類	浅根系	ツゲ	0.3	0.2~0.3	0.04	2
		ネズミモチ	0.5	0.8~1.0	0.08	2~2.5
		ハナゾノツクバネウツギ(アベリア)	0.2	0.1~0.2	0.02	0.5~1.4
		マンリョウ	0.3	0.1~0.2	0.008	0.1~0.3
		ユキヤナギ	0.3	0.3~0.4	0.01~0.02	1.5~2.2
		レンギョウ	0.4	0.7~0.8	0.01	1.2~2.4
		アオキ	0.3	0.2~0.3	0.04	0.8~1.2
		アキグミ	0.4	0.9~1.0	0.03~0.10	0.3~1.2
		イボタノキ	0.5	0.7~0.8	0.02~0.03	2.8~8.4
		コクチナシ	0.2	0.2~0.4	0.04~0.05	0.5~1.8
		サンショウ	0.2	0.1~0.2	0.04	~2.3
		ジンチョウゲ	0.3	0.3~0.4	0.04	0.6~1.2
		タニウツギ	0.5	0.5~0.6	0.04	0.8~1.6
		トベラ	0.6	0.1~0.2	0.01	3
		ドウダンツツジ	0.3	0.3~0.4	0.03	1.3~1.9
		ナギイカダ	0.1	0.3~0.5	0.005	~1.1
		ナツグミ	0.4	0.8~0.9	0.02	2~4
		ナワシログミ	0.4	0.4~0.5	0.04~0.05	2.75
		ヒイラギモクセイ	0.6	0.8~1.2	0.16	2.7~4.9
		ミツバツツジ	0.3	0.2~0.3	0.03~0.04	1.6~2.4
		ヤマブキ	0.1	0.1~0.4	.003~.007	1~3
		レンゲツツジ	0.3	0.3~0.4	0.04	0.7~1.4
		ロウバイ	0.1	0.1~0.2	0.02	1.4~3.5

(注) 印は耐潤性樹木を表わす。表中の数字は、参考数値である。水平方向の根系の大きさは、根幹からの距離を表わす。幹径は胸高直径である。

樹木分類	根系	樹種	根系(主根)の大きさ(m) 垂直	根系(主根)の大きさ(m) 水平	幹経(m)	樹冠幅(m)
低木類	中間系	ハクチョウゲ	0.3	0.3~0.4	0.005	0.3~0.5
		ホソバヒライギナンテン	0.4	0.3~0.4	0.02~0.03	0.8~1.6
		ボックスウッド	0.5	0.3~0.8	0.05~0.1	0.3~0.5
		ミヤマトベラ	0.2	0.1~0.2	0.01	0.3
		メギ	0.7	0.2~0.3	0.02	1~2
		カンボク	0.2	0.1~0.3	0.02~0.04	0.5~3
		クチナシ	0.5	0.2~0.6	0.20	0.5~1.8
		ナンテン	0.3	0.2~0.3	0.02	1.6
		ハクサンボク	0.4	0.3~0.5	0.08	3~5
		ハシバミ	0.5	0.2~0.8	0.03~0.10	0.5~3
		ヒイラギナンテン	0.3	0.2~0.3	0.03	0.5~1.5
		フヨウ	0.1	0.1~0.2	0.04	1~3
		マサキ	0.7	0.5~0.7	0.12	1.4~3.5
		マユミ	0.3	0.4~0.5	0.03	1~2
		ムクゲ	0.6	0.6~0.8	0.12	1~4
		ヤツデ	0.5	0.4~0.5	0.03	~2.1
		ヤブデマリ	0.7	0.3~0.6	0.02~0.05	2~4
	浅根系	アオイ	0.7	0.1~0.4	0.02~0.05	0.3~1.5
		アセビ	0.5	0.2~0.4	0.03~0.05	2.7~8
		ウグイスカグラ	0.3	0.3~0.4	0.02~0.03	0.8~1.8
		ウメモドキ	0.3	0.6~0.7	0.07	2.3~5.8
		カラタチ	0.7	0.7~1.1	0.18	~4
		キンシバイ	0.2	0.2~0.3	0.01	0.5~1
		コデマリ	0.3	0.1~0.2	0.02	1.5~3
		サツキ(サツキツツジ)	0.2	0.2~0.3	0.03	2
		シモツケ	0.1	0.1~0.2	0.02~0.03	0.8~1.1

(33) 農業用工作物の河川環境に関するガイドライン（案）について

（平成１０年１月２３日　建設省河計発第７号　河川局河川計画課長通達）

今回、河川法の一部を改正する法律（平成９年６月４日法第１９号）が施行され、河川法の目的に「河川環境の整備と保全」を位置づけたところである。これを踏まえ、河川区域内に新築又は改築される農業用工作物について、河川環境の保全の観点から必要とされる基本的な対応の考え方（「農業用工作物の河川環境に関するガイドライン（案)」、以下、「ガイドライン」という。）をとりまとめたので、その運用については、遺憾のないようにされたい。

なお、本ガイドラインは、農林水産省構造改善局長から北海道開発局長、沖縄総合事務局長、各地方農政局長にも通知されていることを申し添える。

農業用工作物の河川環境に関するガイドライン（案）

（趣旨）

第１　このガイドラインは、河川区域内において新築又は改築（以下、「新築等」という。）される農業用工作物（以下、「農業用工作物」という。）について、現在講じられている河川環境対策の状況を踏まえ、河川環境の保全の観点から必要とされる基本的な対応の考え方を定めるものとする。

（適用範囲）

第２　このガイドラインは、河川法第２６条第１項の許可を受けて河川区域内において新築等が行われる農業用工作物に適用するものとする。

なお、次に掲げる農業用工作物については、このガイドラインは適用しないが、必要に応じこのガイドラインの規定に準拠するよう努めるものとする。

イ　既設の農業用工作物で、部分的な改造工事（災害復旧による部分的な改造工事を含む。）を施工するもの

ロ　応急措置として設置される農業用工作物

ハ　工事を施工するために仮に設けられる工作物

（指針）

第３　農業用工作物の新築等を行う者（以下、「事業実施者」という。）は、農業用工作物の建設に伴う地元負担が前提である農業・農村整備事業の事業制度を考慮し、農業用工作物の計画・設計にあたっては、河川環境の保全に配慮しつつ、経済性にも考慮して計画・設計するものとする。

河川管理者は、農業用工作物の設置位置及び構造について、治水上の影響、他の河川利用への影響、河道の水理特性、河川環境の状況等を総合的に考慮しながら判断するものとし、その際、経済性にも配慮するものとする。

また、農業用工作物の新築等に係る河川法第９５条協議及び河川法第２６条第１項の許可（以下、「協議等」という。）にあたっては、河川管理者及び事業実施者は、別添「農業用工作物の新築等に係る協議等について」に基づき、円滑な協議等の促進に努めるものとする。

２　河川環境の保全の観点のうち、特に必要とされる指針は、以下のとおりとする。

①　事業実施者は、堰の新築等にあたり、原則として、魚道を設置するものとする。

なお、魚道の設置にあたって、以下の事項に留意するものとする。

イ　ミオ筋の変動状況、対象魚種等の習性等を勘案し、適切な魚道位置を選定するものとする。

ロ　堰の落差、対象魚種等とその習性、魚道の流量、堰上下流の水位変動、建設及び維持管理の容易性及び経済性等を考慮し、適切な構造の魚道を選定するものとする。

ハ　必要に応じて学識経験者等の意見を聴き、その意見を設計に反映するものとする。

②　事業実施者は、水門、樋門の新築等にあたり、必要に応じ取り付け河川との連続性に配慮するものとする。

③　事業実施者は、堰、水門、樋門等の新築等に伴い設けられる取付護岸及び高水敷保護工について、河川環境の保全に配慮する際に、流水の変化に伴って生じる河岸又は堤防の洗掘を防止しうる構造とするものとする。

（その他）

第４　事業実施者は、環境保全関係法令（自然環境保全法、自然公園法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、都市緑地保全法、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律、文化財保護法等）の規定に基づき適切な措置を講ずるものとする。

２　河川管理者は、事業実施者の求めに応じ、環境保全関係法令による地域指定の状況や「河川水辺の国勢調査」等の調査結果を提供するものとする。

また、事業実施者は、必要に応じて、河川環境に関する補足調査を実施するものとする。

3　建設省及び農林水産省は、このガイドラインの運用状況を見つつ、さらに必要な事項について協議を進めるものとする。

（別添）

農業用工作物の新築等に係る協議等について

農業用工作物の新築等に係る協議等にあたっては、事業実施者及び河川管理者は、それぞれの立場を尊重し、以下の点に留意しつつ、円滑な協議等の促進に努めるものとする。

1）農業用工作物の新築等に係る協議等を円滑に進めるため、事業実施者と河川管理者は、土地改良事業の実施を前提とした調査の早い段階から、打ち合わせを行うものとする。

2）打ち合わせの早い段階で、双方で協議等及び工事実施に係るスケジュールを確認し、当該スケジュールに基づき効率的に打ち合わせを行うものとする。

3）河川管理者は打ち合わせの早い段階から審査に必要と考える条件を、事業実施者に可能な限りまとめて提示するものとする。

4）河川管理者は土地改良事業の事業計画の策定上必要な河川の諸データ（河川流況、計画横断形等）を事業実施者の求めに応じ積極的に提供するものとする。また、事業実施者は、河川管理者の審査に必要な資料を速やかに提出するものとする。

5）農林水産省及び建設省は、地方段階での打ち合わせ経緯を極力尊重するものとする。
また、地方段階での円滑な協議等の促進のため、必要に応じ、農林水産省及び建設省の本省間で個別に打ち合わせを行うものとする。

（34）堤防と道路との兼用工作物管理協定（準則）について

（昭和４７年６月１９日　建設省河政発第５７号・道政発第４９号
建設省河川局長・道路局長通達）

堤防と道路との兼用工作物（以下「兼用工作物」という。）について、別添のとおり兼用工作物管理協定（準則）（以下「準則規定」という。）を定めたので、河川法（昭和３９年法律第１６７号）第１７条第１項および第６６条ならびに道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２０条第１項本文および第５５条第１項の規定に基づく協議を行う場合には、次の事項に留意のうえ、準則協定に準拠して管理協定を締結し、兼用工作物の管理の適正を図られたい。

なお、各都道府県にあっては、管下の準用河川および市町村道の管理者にもこの旨連絡願いたい。

記

１　準則協定の性格

準則協定は、一般的または標準的な兼用工作物を想定して定められているので、管理協定の締結に際しては、それぞれの兼用工作物の構造上の特性、慣行等を考慮し合理的な範囲内で準則協定と異なる内容の管理協定を締結することとして支障がない。

２　兼用工作物の範囲等

（１）準則協定別図（３）は、兼用工作物の構造上の区分に応じ、一般的または標準的な兼用工作物の範囲を図示しているが、それぞれの兼用工作物の構造上の特性等を考慮し、合理的な範囲内で同図に図示する範囲と異なる範囲を兼用工作物の範囲として定めることとして支障がない。

（２）準則協定第３条第１項本文に規定する道路専用施設の範囲については、管理協定別図等において明確に定め、兼用工作物の管理責任の明確化を図るものとすること。

なお、準則協定別図（３）は、兼用工作物の構造上の区分に応じ、兼用工作物のうち、道路管理者が築造した部分を図示しており、一般的にはこの部分が道路専用施設となる場合が多いと考えられるが、当該部分が堤防の計画（定規）断面内にあり、堤防の管理上も特に必要がある部分である場合には、河川管理者と道路管理者とが協議して、合理的な範囲内で道路専用施設から除外することとして支障がない。

３　兼用工作物の管理

（１）準則協定第３条第１項ただし書に規定する「路肩に接する法面」には、特殊堤または堤防管理用道路に接する法面が含まれないが、路肩が堤防上の平面に接する場合における当該平面については、これに含まれるものとする運用を行なうこと。

（２）準則協定第３条第２項ただし書については、それぞれの災害に対する堤防または道路の復旧の緊急度に応じて災害復旧を行なう者を定めるものとする等の運用を行なうこと。

４　協議

（１）準則協定第４条第１項第１号に規定する「兼用工作物の管理上重要な」維持または修繕とは、相当広範囲な舗装の打換え、オーバーレイもしくは注入または路床土の取換え等をいうものであり、道路の附属物の小破修繕もしくは塗装、舗装の目地もしくはクラックの填充、応急処理、除草または清掃等については、それぞれ同号の規定による協議を要しないものである。

（２）準則協定第４条第３項の規定による包括協議については、兼用工作物に関する工事の年間計画書、標準設計書等に基づいて行なう等の方法により、事務の能率的な処理に資するように配意すること。

５　占用料

準則協定第５条は、河川管理者および道路管理者以外の者の行為が河川法第２４条に規定する土地の占用および道路法第３２条第１項または第３項に規定する道路の占用のいずれにも該当する場合には、占用料を重複して徴収することを避ける趣旨で設けられたものであるので、各都道府県にあっては、兼用工作物に係る河川法第２４条に規定する土地の占用で、道路専用施設に係るものについては、河川法第３２条第１項の規定による占用料を徴収しないものとする取扱いを講ずるように配意すること。

６　兼用工作物の管理に要する費用

準則協定第６条ただし書の運用については、別途河川局および道路局において工事原因者が費用の一部または全部を負担するものとする方向で協議中であり、協議の成立をまって指示する予定である。

なお、同条ただし書の規定に該当する工事としては、道路の拡幅工事により必要を生じた堤防の腹付け工事または堤防の嵩上げ工事もしくは堤防管理用道路の設置により必要を生じた道路の移設工事等がある。

７　その他

（１）準則協定末尾の記名部分において、道路が指定区間外の国道である場合における道路管理者を地方建設局長等との連名とすることとしているのは、指定区間外の国道の新設または改築については原則として地方建設局長等が行なうものとされていることによるものであり、したがって準則協定第３条第１項等の道路管理者は、指定区間外の国道の新設（道路の附属物に係るものに限る。）または改築に関しては、原則として地方建設局長等となるものである。

（２）管理協定の締結は、現在すでに兼用工作物となっているものについてはすみやかに行ない、将来新たに兼用工作物となるものについては河川法第２４条、第２６条、第２７条第１項本文もしくは第９５条または道路法第３５条前段の規定による許可等の所要の手続きを行なった後に行なうものとすること。

※①

堤防と道路との兼用工作物管理協定（準則）

※①　この部分は、「○○川○岸堤防と○○道○○線との兼用工作物管理協定」とする。

（目的）

第１条　この協定は、兼用工作物について河川法（昭和３９年法律第１６７号）第１７条第１項及び第６６条並びに道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２０条第１項本文及び第５５条第１項の規定に基づき、その管理の方法及び管理に要する費用の負担に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（兼用工作物の範囲等）

第２条　この協定の対象となる兼用工作物は、○○地先から○○地先までの間において、○○川水系○○川の○○岸堤防と○○道○○線とが相互に効用を兼ねるもの又は相互に効用を兼ねる部分とする。

２　兼用工作物の位置及び範囲は、別図のとおりとする。

（兼用工作物の管理）

第３条　兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行なうものとする。ただし、路肩に接する法面で、当該路肩から法長１メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行なうものとする。

２　兼用工作物の災害復旧（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）第２条第２項に規定する災害復旧事業（同法第２条第３項において災害復旧事業とみなされるものを含む。）をいう。以下同

じ。）は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者が行なうものとする。ただし第１号又は第２号に掲げる場合においても、特に緊急に災害復旧を行なう等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより、河川管理者又は道路管理者がこれを行なう者とする。

一　災害復旧がもっぱら道路専用施設に係る場合　道路管理者

二　災害復旧がもっぱら道路専用施設以外の部分に係る場合　河川管理者

三　前２号に掲げる場合以外の場合　その都度協議して定めるところにより、河川管理者又は道路管理者

３　前２項の規定によるほか、河川法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は河川管理者が、道路法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は道路管理者が行なうものとする。ただし、河川管理者は、道路専用施設については河川法第１８条又は第６７条の規定による権限を行使しないものとし、道路管理者は、当該施設以外の部分については道路法第２２条第１項又は第５８条第１項の規定による権限を行使しないものとする。

（協議等）

第４条　河川管理者又は道路管理者は、前条の規定により次の各号に掲げる兼用工作物の管理を行なう場合においては、緊急やむを得ない事情があって協議することができないときを除さ、あらかじめそれぞれ道路管理者又は河川管理者と協議するものとする。協議した事項を変更する場合においても、同様とする。

一　兼用工作物の新設、改築、維持、修繕又は災害復旧（維持又は修繕にあっては兼用工作物の管理上重要なものに限り、災害復旧にあっては前条第二項の規定による協議に係るものを除く。）

二　兼用工作物に係る河川法第１８条、第２０条本文、第２４条、第２６条、第２７条第１項本文、第３１条第２項、第６７条、第７５条、第９０条第１項若しくは第９５条又は道路法第２２条第１項、第２４条本文、第３２条第１項若しくは第３項、第３４条前段、第３５条前段、第３７条第１項、第４０条第２項、第４６条第１項、第５８条第１項、第７１条第１項若しくは第２項若しくは第８７条第１項の規定による権限の行使

２　河川管理者又は道路管理者は、前条第２項又は前項の規定による協議に係る兼用工作物の管理を行なった場合においては、それぞれ道路管理者又は河川管理者に通知するものとする。前項の規定により緊急やむを得ない事情があって協議することができなかった兼用工作物の管理を行なった場合においても、同様とする。

３　河川管理者又は道路管理者は、第１項各号に掲げる兼用工作物の管理で、兼用工作物の管理上定型的なものについては、同項の規定による協議又は前項の規定による通知を包括して行なうことができる。

４　河川管理者又は道路管理者は、前条の規定により道路管理者が行なうものとされている兼用工作物の管理で、堤防の管理上特に必要があると認められるもの又は同条の規定により河川管理者が行なうものとされている兼用工作物の管理で、道路の管理上特に必要があると認められるものについて、それぞれ道路管理者又は河川管理者に対し、適時かつ適切にこれらを行なうように要請することができる。

（道路の占用料）

第５条　道路管理者は、兼用工作物に係る道路の占用で、もっぱら道路専用施設以外の部分に係るものについては、道路法第３９条第１項本文の規定による占用料を徴収しないものとする。

（兼用工作物の管理に要する費用）

第６条　兼用工作物の管理に要する費用は、第３条の規定により河川管理者が行なう兼用工作物の管理に要するものについては河川法第５９条の規定により堤防の管理に要する費用を負担すべき者の負担とし、第３条の規定により道路管理者が行なう兼用工作物の管理に要するものについては道路法第４９条の規定により道路の管理に要する費用を負担すべき者の負担とする。ただし、次の各号に掲げる兼用工作物に関する工事に要する費用の負担については、その都度河川管理者と道路管理者とが協議するものとする。

一　河川管理者が道路専用施設以外の部分について行なう工事で、道路管理者が行なう工事又は行為により必要を生じたもの。

二　道路管理者が道路専用施設について行なう工事で、河川管理者が行なう工事又は行為により必要を生じたもの。

（雑則）

第７条　兼用工作物の管理の方法又は管理に要する費用の負担で、第３条から前条までの規定によることが適当でないと認められるものについては、その都度河川管理者と道路管理者とが協議するものとする。この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項についても、同様とする。

２　この協定の実施に関し必要な細目的事項については、河川管理者と道路管理者とが協議して定めるものとする。

附　則

この協定は、昭和○○年○○月○○日から実施する。

※②

この協定を証するため、協定書２通を作成し、それぞれ一通を保有する。

昭和○○年○○月○○日

河川管理者　　○○○○　印

※③

道路管理者　　○○○○　印

別図

※④

（１）位置図

（省略）

※⑤

（２）実測平面図

（省略）

※⑥

（３）標準断面図

※②　この部分は、道路が指定区間外の国道である場合には「３通」とする。

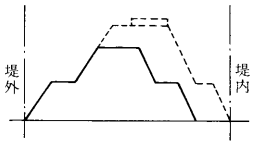
※③　この部分は、道路の指定区間外の国道である場合には、地方建設局長等との連名とする。

※④　この図は、縮尺５万分の１程度の平面図とする。

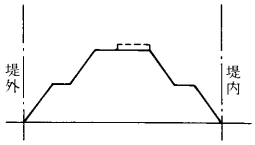
※⑤　この図は、縮尺２千５百分の１程度の平面図とする。

※⑥　この図は、縮尺縦百分の１程度・横２百分の１程度の断面図とする。

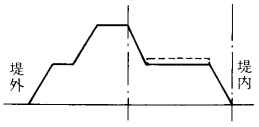
ハ　○○地先から○○地先までの間



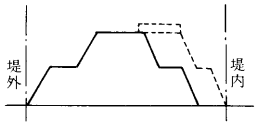
イ　○○地先から○○地先までの間



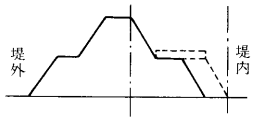
ニ　○○地先から○○地先までの間



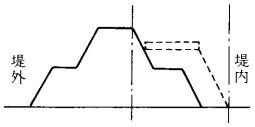
ロ　○○地先から○○地先までの間



ホ　○○地先から○○地先までの間



ヘ　○○地先から○○地先までの間



(イ)――・――と――・――との間は、兼用工作物の範囲であることを示す。

(ロ)……の部分は、道路管理者が築造した部分であることを示す。

(35) 堤防と道路との兼用工作物管理協定の公示について

（昭和４９年４月１５日　建設省河政発第４０号　建設省河川局水政課長通達
最終改正　昭和５８年５月１１日　建設省河政発第４８号）

堤防と道路との兼用工作物の管理協定については、「堤防と道路との兼用工作物管理協定（準則）について」（昭和４７年６月９日付け建設省河政発第５７号、建設省道政発第４９号）により通達されたところであるが、当該協定の締結に伴う河川法第１７条第２項の規定に基づく公示は、下記の事項を留意のうえ、行うこととされたい。

記

１　公示は、別記様式第１の例により行うこと。ただし、１の道路管理者と同１日付けで２以上の箇所の堤防について協定を実施する場合の公示については、別記様式第２の例により、２以上の道路管理者と同１日付けで２以上の箇所の堤防について協定を実施する場合の公示については、別記様式第３の例により、それぞれ行うこと。

２　公示をしようとするときは、河川局水政課を経由して、官報報告主任（建設大臣官房文書課長）にその手続をとることを要請するとともに、次に掲げる図書各１部を河川局水政課に送付すること。なお、官報の掲載原稿は４部送付すること。

（１）位置図（５万分の１程度）、平面図（２，５００分の１程度）及び標準断面図（縦１００分の１程度、横２００分の１程度）
（２）兼用工作物管理協定書及び同細目書（写）
（３）その他の参考事項

(36) 堤外地の橋梁下にアンダークロス道路を設置することについて

（昭和５７年４月２３日　事務連絡　建設省河川局治水課建設専門官）

最近の交通量の激増に伴い、堤防を兼用している道路と橋梁の取付部が交差する箇所での交通渋滞を解消するために、当該箇所で川表側に坂路を設け道路を高水敷に設置することにより橋梁下をアンダークロスしたいという要望がある。このアンダークロス道路の河川敷地の占用については従来から原則として認めないこととしている。その第一の理由は、当該行為が治水上の支障となるおそれがあることである。すなわち、堤防取付部に必然的に生ずる坂路又は道路設置により必要となる道路附属物によって河積阻害が生ずるとともに、路面を舗装することによって部分的に流速が速くなり、坂路等の突起による影響と相俟って局部的に複雑な流水を生ずることとなって、洗掘等災害発生の危険性が増大することである。第二の理由は、河川の自由使用の確保及び環境保全上好ましくないことである。すなわち、堤外地側のアンダークロス道路は河川敷地を分断することとなり、一般公衆の自由な使用、安全な使用を損い、河川の景観や静謐等の河川環境の悪化を招くおそれがあることである。さらに、第三の理由は、堤防を兼用している道路と橋梁の取付部が交差する箇所での交通渋滞の解消は、堤内地側での立体交差施設の設置、バイパスの設置等の手段を講じ道路管理者においてなされるべきものであり、橋梁、取排水施設等のように河川敷地を占用しなければならない必然性に乏しいことである。

したがって今後もアンダークロス道路の河川敷地の占用等については、原則として認めないこととするが、当該箇所における交通混雑が著しく、これを緩和するために道路管理者による交通対策がすでに着手もしくは着手されることが確実になっている場合において、それが完成するまでの間の暫定措置としてやむを得ず占用を認めようとする場合には当分の間あらかじめ治水課に協議されたい。

(37) 河川区域内の土地に自転車歩行者専用道路を設置する場合の取扱いについて

（昭和５０年１１月１９日　建設省河治発第９８号　建設省河川局治水課長通達）

標記については、別紙のとおり取扱い要領を定め、今後は、これに基づき実施することとしたので、下記事項に留意のうえ、遺憾のないようにされたい。なお、このことについては、道路局と協議済みである。

記

１　道路管理者が河川区域内の土地に設置することができるものは、道路法第４８条の７第２項に定める「自転車歩行者専用道路」とし、同法第４８条の７第１項に定める「自転車専用道路」については、原則として設置を認めないものとすること。

２　河川管理用車輌の通行路に自転車歩行者専用道路を設置することができるのは、河川管理用車輌が制約なしに通行できる措置が講ぜられる場合に限るものとすること。

３　道路管理者以外の者が設置するもっぱら自転車及び歩行者の通行の用に供する道路（いわゆる「遊歩道」を含む。）についても、本取扱い要領に準じて、措置するものとすること。

（別紙）

河川区域内の土地に自転車歩行者専用道路を設置する場合の取扱要領

１　自転車歩行者道の設置位置

（１）自転車歩行者専用道路（以下「自転車歩行者道」という。）の設置位置は、河川事業計画及び治水上の影響を勘案して定めるものとする。

（２）自転車歩行者道の設置位置は、原則として、堤防天端、裏小段又は遊水池とする。ただし、地形、堤防の状況等によりやむを得ないと認められる場合には、表小段又は高水敷に設置できるものとする。

２　設置位置の細則

（１）高水敷に設置する場合の位置は、次によるものとする。

イ　堤防法面に護岸が設置されていない場合には、堤防法尻からの距離は、原則として、１０m以上離すものとする。ただし、舗装しない場合は、堤防法尻に接して設置することができるものとする。

ロ　堤防法面に護岸が設置されている場合には、堤防法尻に接して設置できるものとする。

ハ　低水路肩からの距離は、低水護岸が設置されているときは、原則として５m以上、低水護岸が設置されていないときは、原則として１０m以上離すものとする。

（２）遊水池においては、堤防法尻に接して設置することができるものとする。

（３）自転車駐車場の施設は、原則として、堤防には設置しないものとする。

３　自転車歩行道の構造

（１）坂路の勾配は、「自転車道等の設計基準について」（昭和４９年３月５日付け建設省都街発第１３号、道企発第１２号、都市局長・道路局長通達）によるものとする。

（２）川表側に設置する坂路の巾員は、河積等を勘案して定めるものとし、特に小規模な河川において河積縮小の影響が大きいと認められる場合には、堤防法線の修正等を行ない、流過能力の確保を図るものとする。

（３）川表側には、原則として、逆坂路は設置しないものとする。ただし、交通安全、自転車歩行の確保等やむを得ない場合においては、逆坂路を設置することができるものとし、必要な範囲に護岸を設置するものとする。

（４）表小段に設置する場合で、堤防法面に護岸が設置されていないときは、原則として、路面は舗装しないものとする。

また、表小段には柵類は設置しないものとする。

（５）高水敷に設置する場合には、洪水時における高水敷の洗掘を防止するため、舗道面の両側は、芝張り等によって被覆するものとする。

（６）自転車駐車場の施設は、軽易のものであって、河川管理上の支障を生じない構造とするものとする。

４　自転車歩行者道の管理

（１）提防に設置する自転車歩行者道の管理は、「堤防と道路との兼用工作物管理協定（準則）について」（昭和４７年６月１９日付け建設省河政発第５７号、道政発第４９号、河川局長・道路局長通達）によるものとする。

（２）高水敷及び遊水池に設置する自転車歩行者道については、兼用工作物とせずに、河川法上の許可工作物として取扱い、もっぱら道路管理者が管理し、それに要する費用を負担するものとする。

なお、許可工作物としての河川敷地の占用の範囲は、路面を舗装する場合には、路面巾に両側それぞれ１mを加えた巾とし、舗装しない場合には、路面巾とする。

（３）自転車歩行者道の設置後、河川管理上支障が生ずることとなった場合には、道路管理者が、河川管理者と協議のうえ、河川管理に支障のないよう措置するものとする。

（38）橋梁部における河川管理用通路の取り扱いについて

（平成８年１２月１２日　事務連絡　建設省河川局治水課流域治水調整官）

標記については、計画高水流量が１，０００m3 ／ｓ以上又はその他重要な河川の区間に設ける道路橋の路線の計画交通量が６，０００台／日以上の場合には、一般に、原則として平面交差のほかに立体交差を併設してきているところであるが、この度、橋梁部における河川管理用通路の取り扱いをまとめたので、今後は、下記により取り扱われたい。

記

計画高水流量が１，０００m3 ／ｓ以上又はその他重要な河川の区間に設ける道路橋の路線の計画交通量が６，０００台／日以上の場合には、原則として平面交差のほかに立体交差を併設するものとする。

ただし、道路橋の路線と交差する管理用通路が道路と兼用しており、当該道路に渋滞対策として、その計画交通量に応じた右折車線を設置する場合又は管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合はこの限りではない。

なお、平面交差と立体交差を併設すべき場合であっても、河川の堤防が低く、立体交差のための建築限界を確保するためには地下道形式となる場合又は立体交差とするために著しく費用増となる場合は平面交差のみでよい。また、高速道路等沿道制限のある場合は立体交差のみでよい。

（39）兼用道路、橋等の取り扱いについて

（平成９年３月２８日　事務連絡　建設省河川局治水課流域治水調整官）

標記について、この度、別添のとおり取り扱いをまとめたので、今後は、これによられたい。

ただし、別添のうちピアアバットの取り扱いについては、「工作物設置許可基準（平成６年９月２２日　建設省河治発第７２号建設省治水課長通達)」に反映する予定であるので、当分の間は、「工作物設置許可基準」の規定にかかわらず、本事務連絡により試行されたい。

（別添）

１　兼用道路における管理用通路の取り扱い

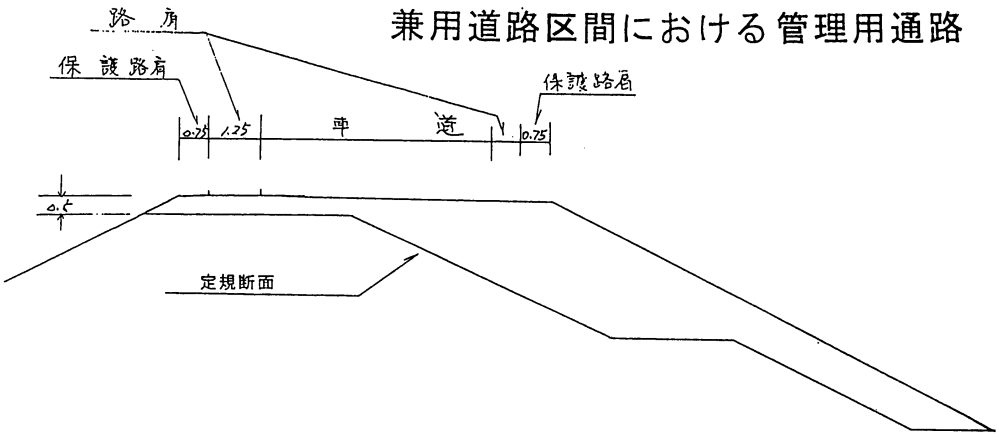
計画交通量が１日につき　６，０００台以上の道路の場合は、川側の位置に幅員３m以上の管理用通路を設けるものとする。

ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

① 計画交通量が１日につき６，０００台以上で１０，０００台未満の道路で、かつ、車線数が２車線以下の道路の場合。

② 川側の路肩の幅員が１．２５m以上の場合。

③ 前記の川側の路肩に河川管理用車両が駐停車可能な場合。



兼用道路区間における管理用通路

２　橋の部分拡幅等の取り扱い

堤防天端の兼用道路との平面交差処理ないしは歩行者等の通行の安全確保のため、隅切り、右折レーン及び歩道等（以下「右折レーン等」とする.）を、河川管理施設等構造令に適合していない橋に添架する場合、もしくはこれに歩道等を近接した橋として設ける場合は、次の各号によるものとする.

① 右折レーン等を設ける橋（以下「現橋」とする。）は、これによって治水上の著しい影響が生じないよう、原則として、径間長が２０m以上の橋に限るものとする。また、手戻り工事の発生を極力防止するために、近い将来に改築が行われる見込みがある橋は除くものとする。

② 右折レーン等に係る橋の径間長は、橋脚を現橋の橋脚の見通し線上に設けることとして定まる径間長とすることができるものとする。

③ 右折レーン等に係る橋の橋脚による河積の阻害は、現橋による河積の阻害以下にとどめるものとする。また、桁下高は、現橋の桁下高を下回らないものとする。

④ 右折レーン等に係る橋の設置に伴い施工すべき河岸又は堤防の護岸については、構造令施行規則第３１条の規定を準用するものとする。この場合において、基準径間長は、河川の現況流下能力の流量を計画高水流量とみなして定まる値とするとともに、右折レーン等に係る橋のみならず現橋の橋脚及び橋台の影響に対しても措置するものとする。

⑤　右折レーンを設ける場合は、堤防天端の兼用道路との平面交差処理対策について十分検討し、極力、堤防天端の兼用道路においても右折レーンを設けるものとする。

３　斜橋の取り扱い

やむを得ず斜角が６０度以下の斜橋となる場合は、原則として、次の各号に該当するものとする。ただし、この場合、３スパン以上の橋では、水理模型実験、数値解析等により、局所洗掘及び河道の安定等、設置による河川への影響について検討を行い、適切と認められる対策を講じるものとする。

①　斜角は４５度以上とする。

②　堤防への食い込み角度は２０度以下とするとともに、堤防への食い込み幅は堤防天端幅の１／３以下（２ｍを超える場合は２ｍ）とする。また、橋台の長さ以上の範囲において、堤防への食い込み幅以上の裏腹付けを行う等の堤防補強を行うものとする。

４　ピアアバットとなる場合の橋脚の境体内への設置の取り扱い

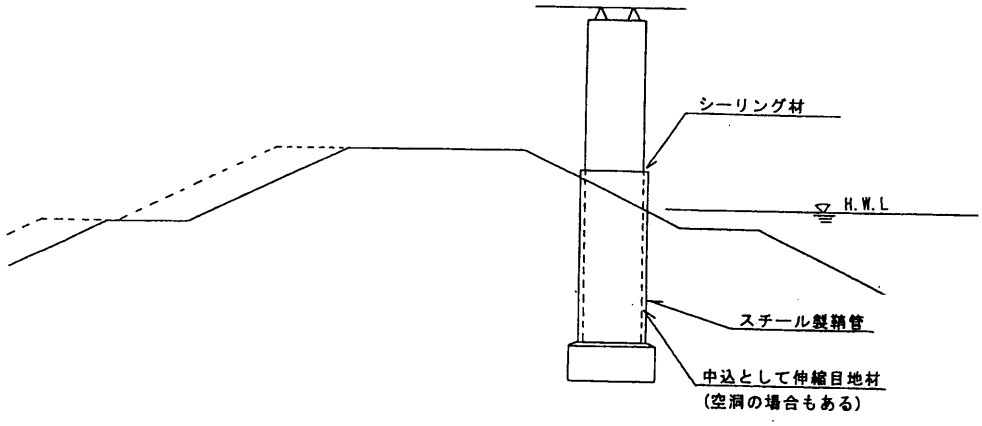
ピアアバットを堤体内に設ける場合は、次の各号に該当するものとする。

①　ピアアバットは鞘管構造等の堤防に悪影響を及ぼさない構造とするものとする。

②　ピアアバットの設置位置は、原則として川表側とする他、河川管理施設等構造令第６１条の規定を準用するものとする。この場合において、同条中の「橋台」は、「ピアアバット」と読み替える。

③　ピアアバットの長さ以上の範囲において、堤防法線直角方向に見たピアアバットの川表側の面から川裏側の面までの幅以上の裏腹付けを行う等の堤防補強を行うものとする。

鞘管構造の橋脚例

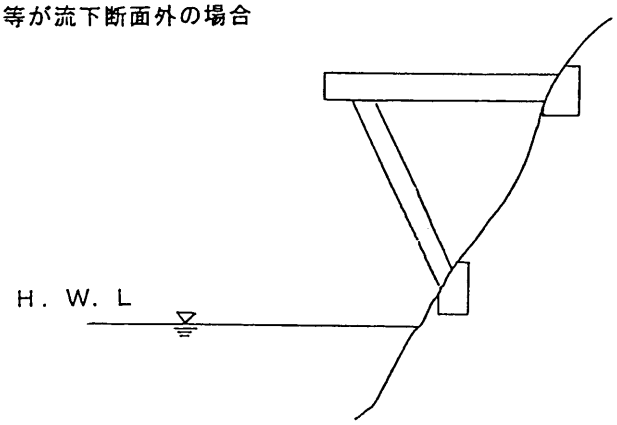


５　山間狭窄部等における張り出し歩道の設置の取り扱い

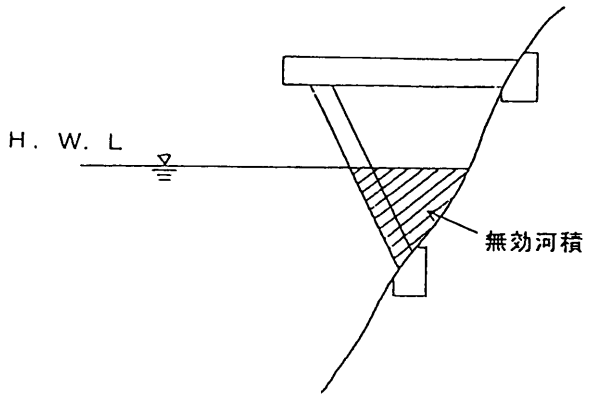
山間狭窄部等において張り出し歩道を設置する場合は、計画高水位に必要な余裕高を見込んだ高さ以上の高さに設置するものとする。また、河岸の景観保全に十分配慮するものとする。なお、地形の状況等によって基礎等を流下断面内に設けざるを得ない場合は、当該張り出し部を無効河積として、せき上げ水位の影響について検討を行うとともに、当該張り出し部が付近の河岸及び河床等を洗掘しないよう措置するものとする。

山間狭窄部等における張り出し歩道

基礎等が流下断面外の場合



基礎等が流下断面内の場合



６　余盛り断面の取り扱い

余盛り断面については、築造後３年以上経過しており、さらなる沈下（広域的な地盤沈下を含む。）等が見込まれない場合は、計画断面外として工作物は設置可能なものとする。

（40）河川法の一部改正に伴う今後の許可工作物の維持、修繕に関する通知について

（平成２６年１月２９日 事務連絡 国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課 河川保全企画室 企画専門官）

今般「河川法の一部を改正する法律」が施行され、あわせて関係政令及び関係省令が施行となり、河川管理者及び河川法第２６条第１項の許可を受けて工作物を設置した者（以下「許可工作物の設置者」という。）が共通して遵守すべき技術的基準が定められたことから、地方整備局等、都道府県及び政令指定都市等に対して説明会を開催したところである。

ついては、許可工作物の設置者に対して周知を行うための通知文（ひな形）を別添のとおり作成したので、参考とされるとともに、貴管内関係市町村（政令指定都市を除く。）に対して送付いただき、周知方取り計られたい。

なお、通知に当たっては、平成２６年２月末までに許可工作物の設置者に対して通知を行うものとするが、河川法施行令第９条の３第１項第３号の対象となる許可工作物の判断に時間を要する場合には、先んじて法改正の内容について周知を行い、対象となる許可工作物が確定後、あらためて通知を行う等の方法により、順次速やかに許可工作物の設置者に対して通知を行うよう取り計られたい。

（※以下は周知文のひな形であり、許可工作物に応じて適宜修正のうえ発出願いたい）

第　　号
平成２６年　１月　　日

（河川法第２６条第１項の許可受者名）あて

（河川管理者名）

河川法の一部改正に伴う
今後の許可工作物の維持、修繕について

今般「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成２５年法律第３５号）が施行され、新たに河川管理施設及び許可工作物を良好な状態に保つよう維持、修繕すべきことが明確化されたところである。あわせて関係政令及び関係省令が施行され、河川管理者及び河川法第２６条第１項の許可を受けて工作物を設置した者が共通して遵守すべき技術的基準等が定められた。

貴殿にあっては、河川法第２６条第１項の許可を受けて設置した許可工作物について 、別紙に示す技術的基準等を遵守し、許可工作物を良好な状態に保つよう一層適切な維持、修繕に努められるよう取り計られたい。

なお、技術的基準等の内容等について不明な点があれば、適宜河川管理者に問い合わせ願いたい。

（別紙）

河川管理施設及び許可工作物の
維持又は修繕に関する技術的基準等

１ 概要

今般の河川法の一部改正に伴い、多種多様な河川管理施設や許可工作物の維持、修繕に関し、共通して遵守すべき最低限の基準として河川法施行令（以下「令」という。）において定められた技術的基準等は以下の通りである。

なお、令においては「河川管理施設又は許可工作物」を「河川管理施設等」と表現しているが、許可工作物に関わる基準について遺漏等がないよう、ここでは「河川管理施設等」を「許可工作物」と置き換えて記述している。

（イ） 許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況（以下「許可工作物の構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能を維持するために必要な措置を講ずること（令第９条の３第１項第１号）。

（ロ） 許可工作物の点検は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと（令第９条の３第１項第２号）。

（ハ） （ロ）の点検は、ダム、堤防その他の国土交通省令で定める許可工作物等にあっては、一年に一回以上の適切な頻度で行うこと（令第９条の３第１項第３号）。

（ニ） （ロ）の点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること（令第９条の３第１項第４号）。

２ 技術的基準等の解説

（１）維持に関する技術的基準（１（イ））について

許可工作物の巡視、及び維持に関する基準であり、規定中の「河川の状況」とは河川の水位、流量、地形、地質等の状況であり、「気象の状況」とは降雨等の状況であり、「その他の状況」とは背後地の土地利用等の状況である。

具体的な対応としては、定期又は不定期に許可工作物を巡視し、機能を維持するための措置として、例えばゲート操作の支障となる流木等の障害物の処分を行うこと等を想定している。

（２）点検に関する技術的基準（１（ロ））について

許可工作物の点検に関する基準である。

具体的な対応としては、出水期前等の適切な時期に、目視による点検を行うこと、可動部を有する許可工作物についてはゲートやポンプ等の作動状況を確認すること、コンクリート構造部、機械設備等については、必要に応じて機器を用いて、異状の状況を把握すること等を想定している。

（３）点検に関する技術的基準（１（ハ））について

許可工作物の点検の頻度に関する基準であり、公共の安全を保持するうえで特に影響が大きいダム、堤防その他の国土交通省令で定める許可工作物等については、１（ロ）の点検を一年に一回以上の適切な頻度で行うこととしている。

対象となる許可工作物等は国土交通省令において、

- ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるもの並びに基礎地盤から堤頂までの高さが１５メートル未満のものを除く。）
- 堤防（堤内地盤高が計画高水位より高い区間等に設置された盛土によるものを除く。）
- 上記の堤防が存する区間に設置された可動堰
- 上記の堤防が存する区間に設置された水門、樋門その他の流水が河川外に流出することを防止する機能を有するもの

としている。規定中の「その他の流水が河川外に流出することを防止する機能を有するもの」としては、いわゆる樋管、陸閘、閘門、揚排水機場の取水口等である。

（４）許可工作物の異状把握時の対応（１（ニ））について

許可工作物の異状把握時の対応についての基準であり、点検等により許可工作物の異状を把握したときは、予防保全等の観点から効率的な維持及び修繕が図られるよう必要な措置を講ずることとしている。

具体的には、点検等により許可工作物の異状を把握したときは、必要に応じ診断・評価を行い、対策（維持・修繕の方法等）を検討し、順次対策を実施する等の措置を講じることを想定している。

（５）点検結果等の記録及び保存について

（３）の一年に一回以上点検を行う対象となる許可工作物については、国土交通省令において、次回点検時における異状の適確な把握や効率的な維持及び修繕の実施に資するため、点検の年月日、点検を実施した者の氏名及び点検の結果（可動部を有する許可工作物にあっては、可動部の作動状況の確認の結果を含む。）について、次に点検を行うまでの期間（当該期間が一年未満の場合にあっては、一年間）保存することとしている。

※（貴殿の許可工作物はこの基準の対象に当たり、点検結果等を記録及び保存する必要があるので留意されたい。）

※（貴殿の許可工作物はこの基準の対象に当たらないが、点検結果等の記録及び保存に努められたい。）

（参考）

■河川法（河川管理施設等の維持又は修繕）

第 15 条の 2 河川管理者又は許可工作物の管理者は、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるように努めなければならない。

2　河川管理施設又は許可工作物の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

3　前項の技術的基準は、河川管理施設又は許可工作物の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

■河川法施行令（河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等）

第 9 条の 3 法第 15 条の 2 第 2 項の政令で定める河川管理施設又は許可工作物（以下この条において「河川管理施設等」という。）の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一　河川管理施設等の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、河川管理施設等の存する地域の気象の状況その他の状況（次号において「河川管理施設等の構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、河川管理施設等の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の河川管理施設等の機能（許可工作物にあっては、河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。

二　河川管理施設等の点検は、河川管理施設等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三　前号の点検は、ダム、堤防その他の国土交通省令で定める河川管理施設等にあっては、1 年に 1 回以上の適切な頻度で行うこと。

四　第二号の点検その他の方法により河川管理施設等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、河川管理施設等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

2　前項に規定するもののほか、河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

■河川法施行規則（河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等）

第 7 条の 2 令第 9 条の 3 第 1 項第三号の国土交通省令で定める河川管理施設等は、次に掲げるものとする。

一　ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるもの並びに基礎地盤から堤頂までの高さが 15 メートル未満のものを除く。）

二　堤防（堤内地盤高が計画高水位（津波区間にあっては計画津波水位、高潮区間にあっては計画高潮位、津波区間と高潮区間とが重複する区間にあっては、計画津波水位又は計画高潮位のうちいずれか高い水位）より高い区間に設置された盛土によるものを除く。）

三　前号に掲げる堤防が存する区間に設置された可動堰

四　第二号に掲げる堤防が存する区間に設置された水門、樋門その他の流水が河川外に流出することを防止する機能を有する河川管理施設等

2　令第 9 条の 3 第 2 項の国土交通省令で定める河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、同条第 1 項第二号の規定による点検（前項各号に掲げる河川管理施設等に係るものに限る。）を行った場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間（当該期間が 1 年未満の場合にあっては、1 年間）保存することとする。

一　点検の年月日

二　点検を実施した者の氏名

三　点検の結果（可動部を有する河川管理施設等に係る点検については、可動部の作動状況の確認の結果を含む。）

（41）許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドラインについて

（平成２６年３月３１日 事務連絡 国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課 河川保全企画室 企画専門官）

（本省から都道府県への通知文）

河川法の改正に伴い許可工作物についても維持又は修繕が義務づけられたこと等を踏まえ、許可工作物の適切な維持管理がなされるよう、河川管理者として指導すべき事項等を技術的ガイドラインとしてとりまとめ、国土交通省の地方整備局等に通知しましたので、参考までに送付します。

（本省から地整等への通知文）

直轄管理河川における許可工作物は、河川管理施設を上回る施設数があり、それらの老朽化は河川管理施設と同様に進んできていることから、適切な河川管理のためには、許可工作物の適切な維持管理が重要となる。

今般の河川法の改正に伴い許可工作物についても許可受者による維持又は修繕の義務が明確化されたことを踏まえ、許可工作物の適切な維持管理がなされるよう、河川管理者として指導すべき事項等を技術的ガイドラインとしてとりまとめたので、遺憾のないように取り図られたい。

なお、「許可工作物に係る施設維持管理ガイドラインについて」平成二十三年五月十一日付け事務連絡により通知した内容は廃止する。

許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドライン

平成２６年３月

水管理・国土保全局河川環境課
河川保全企画室

目　次

１　総説

１－１　目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　施設維持管理のための技術的ガイドライン　・・・・・　１

２－１　一般的な対応フロー　・・・・・・・・・・・・・　１
２－２　新築又は改築時の対応　・・・・・・・・・・・・　２
２－３　占用の継続又は除却時の対応　・・・・・・・・・　２
２－４　異状発見時等の対応　・・・・・・・・・・・・・　３

1　総説

1－1　目的

河川法（以下「法」という。）第26条第1項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）の新築、改築又は除却に際しては、『河川管理施設等構造令』、『河川砂防技術基準』、『工作物設置許可基準』（以下「許可の基準」という。）に基づき、河川管理上の支障について総合的に審査し、許可の判断を行っているところであるが、許可後においても適切な維持管理が行わなければ、公共の安全の保持その他の河川管理上の大きな支障になりかねない。

社会資本全体の経年劣化や老朽化の進行が見込まれる中で、社会的にも河川管理施設や許可工作物について、一層適切な維持管理の実施が求められている。このため、平成25年に法の改正がなされ、法第15条の2において、河川管理施設については河川管理者が、許可工作物については設置者が、施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことが明確化されるとともに、河川法施行令（以下「令」という。）第9条の3において、施設の維持・修繕に関して河川管理者及び設置者が共通して遵守すべき最低限の基準（以下「技術的基準」という。）が定められた。

許可工作物については、一義的には設置者の責により技術的基準に基づき維持管理がなされるべきものである。一方で、河川管理者としても法に基づく監督処分等の権限を有していることから、設置者に対し、技術的基準を踏まえた適切な指導や法に基づく権限の行使が一層求められる。

このような背景のもと、ダム、及び標識等簡易な工作物を除く許可工作物を対象として、許可工作物が設置者により適切に維持管理されるよう、河川管理者として指導すべき事項等を、技術的ガイドラインとしてとりまとめたものである。

なお、以下においては、指導等を行う対象について、審査段階にあっては「申請者」、許可後にあっては「設置者」とすべきところ、それらを便宜的に「設置者」と表現することとする。

2　施設維持管理のための技術的ガイドライン

2－1　一般的な対応フロー

許可工作物の新築又は改築の審査段階等においては、施設の維持管理に関し、技術的基準を踏まえた河川管理上必要な機能の維持や点検等について、設置者の対応を確認する。また、施設が不要となった場合の対応についても確認する。その際、適切な維持管理等がなされるため必要な事項について、設置者へ指導又は助言を行うこととする。

許可後においても、設置者による点検、河川管理者による巡視、出水期前の合同点検等により異状が発見された場合には、公共の安全の保持その他の河川管理上の支障が生じないよう、必要に応じて指導又は助言を行うこととする。

さらに、必要な場合には、法の規定に基づいた報告の徴収及び立入検査（法 78

条)、是正指示（法第 77 条)、監督処分（法第 75 条)、及び行政代執行（行政代執行法）の対応を行うこととする。

許可工作物の維持管理に係る河川管理者の一般的な対応フローを図－１に示す。

２－２　新築又は改築時の対応

（１）設置者への指導

河川管理者は、工作物の新築又は改築の申請がなされた場合には、許可の基準に適合したものとなっているか否かについて、『許可工作物技術審査の手引き』等を活用し、適切に審査することとする。

その上で、法第 26 条第１項に係る審査にあっては、許可後の設置者による適切な維持管理の実施を担保するため、技術的基準の内容（当該許可工作物が令第９条の３第１項３号の規定（一年に一回以上の点検の実施、点検結果の記録・保存）の適用を受ける施設にあってはその旨を含む）を許可条件として付することとする。また、技術的基準の遵守については、一義的には設置者の責によるものであることに留意しつつ、令第９条の３第１項３号の規定の適用を受ける施設のうち、公共の安全の保持の観点から特に必要な施設については、機能維持のための具体的な措置や点検の具体的な実施時期等を許可条件として付すこととする。

水門・樋門、可動堰及び揚排水機場等操作を伴う許可工作物にあっては、操作に関する基本的な方針、操作方法等について予め定めておくよう指導するものとする。

なお、土地（及び流水）の占用に係る許可条件の付与については、従前通り必要な事項について行うものとする。

（２）設置者への助言

法第 26 条第１項の審査にあたっては、技術的基準のうち、施設の機能を維持するための具体的な措置の内容や点検の手法及び具体的な実施時期等について設置者の具体の対応を確認するとともに、施設が不要となった場合の対応について確認し、それらの対応について必要な助言を行うこととする。また、令第９条の３第１項３号の規定の適用を受ける施設の助言にあたっては、必要に応じて後述の点検内容（表－１）や点検結果表（別添）を活用することとする。

なお、機械設備の詳細な点検について設置者より助言を求められた場合には、水門・樋門については『ゲート点検・整備要領（案)』の点検・整備要領表を、揚排水機場については『揚排水機場設備点検整備指針（案）同解説』の点検・整備チェックシートを、それぞれ参考とするよう助言するものとする。

２－３　占用の継続又は除却時の対応

（１）設置者への指導

土地（及び流水）の占用の継続について申請がなされた場合には、その土地に

設置されている許可工作物が、技術的基準及び許可条件に基づいて適切な維持管理がなされているかどうかを確認し、技術的基準が遵守されていない場合や従前の許可条件の下では公共の安全の保持に支障が生じることが予見される場合には、口頭による指導、許可条件の追加等、是正のために必要な対応を行うこととする。

一方、施設の目的を喪失し、法第 31 条第１項に規定する施設の廃止の届出が提出された場合には、法第 26 条第１項又は法第 31 条第２項に基づく手続きを経て、施設を除却させ、河川を原状に回復させるものとする。また、目的を喪失した施設の除却は、占用許可期間の満了を待つことなく、施設の目的を喪失した時点で速やかに実施させることを基本とする。

設置者からの届出が提出されない場合でも、河川巡視等により利用の実態がないこと等を確認した場合には、設置者に対し、口頭で速やかな除却及び原状回復を指導することとする。口頭による指導では改善されない場合には、法の規定に基づいた報告の徴収及び立入検査（法第 78 条）、是正指示（法第 77 条）、監督処分（法第 75 条）、及び行政代執行（行政代執行法）の対応を行うこととする。

（２）設置者への助言

継続的な占用が必要な場合には、新築・改築時と同様、適切に維持管理される必要がある。

そのため、２－２（２）と同様の内容について助言を行うこととする。

２－４　異状発見時等の対応

（１）設置者への指導

設置者による点検時又は運転時に異状が発見された場合、又は洪水、地震その他の原因により施設の異状が発生した場合は、水利施設においては管理規程により、その他の施設においては許可条件により、河川管理者へ情報連絡を行わせることとする。ここでいう異状とは、土砂堆積等による治水上の観点だけではなく、利水上、環境上の観点を含むものである。

設置者からの報告を受けた場合、又は河川巡視等により河川管理者が異状を発見した場合は、設置者の対応方針について確認するとともに、設置者の対応方針が公共の安全の保持その他の河川管理上の観点から不適切と判断される場合には、口頭で適切な対応を指導することとする。口頭による指導で改善が見られない場合には、法の規定に基づいた立入検査（法第 78 条）、是正指示（法第 77 条）、監督処分（法第 75 条）、及び行政代執行（行政代執行法）の対応を行うこととする。

出水期における災害の防止のための措置については、例年、『出水期における防災対策について』（国土交通事務次官通知）や『出水対策について』（水管理・国土保全局長通知）が通知されているところであり、これらを踏まえ、必要な場合には設置者による直近の点検結果について報告を受けることとする。その際、操作を伴う施設については、管理規程等操作に関する要領の確認及び施設被災時

における河川管理者等への情報連絡体制の確認結果についても報告を受けることとする。報告を受ける場合には、後述の点検結果表（別添）を活用するなどにより、施設毎に報告を受けることとし、公共の安全の保持その他の河川管理上の支障がなく維持管理がなされていることを確認することとする。

（2）設置者への助言

設置者による点検に加え、出水期前に河川管理者と設置者が相互の理解のもと、合同で点検を行うよう働きかけ、その中で必要な助言を行うこととする。合同で点検を行う場合には、表－1の点検内容について合同で確認し、点検結果を別添の点検結果表に記載するよう助言するものとする。

また、合同の点検において異状が発見された場合には、必要に応じて設置者に対して修繕等に関する助言を行うこととする。さらに、施設によっては、修繕・更新に関して多大な費用が必要となるものもあることから、将来的な修繕・更新計画を策定しておくことなど、施設状況に応じた助言を行うこととする。

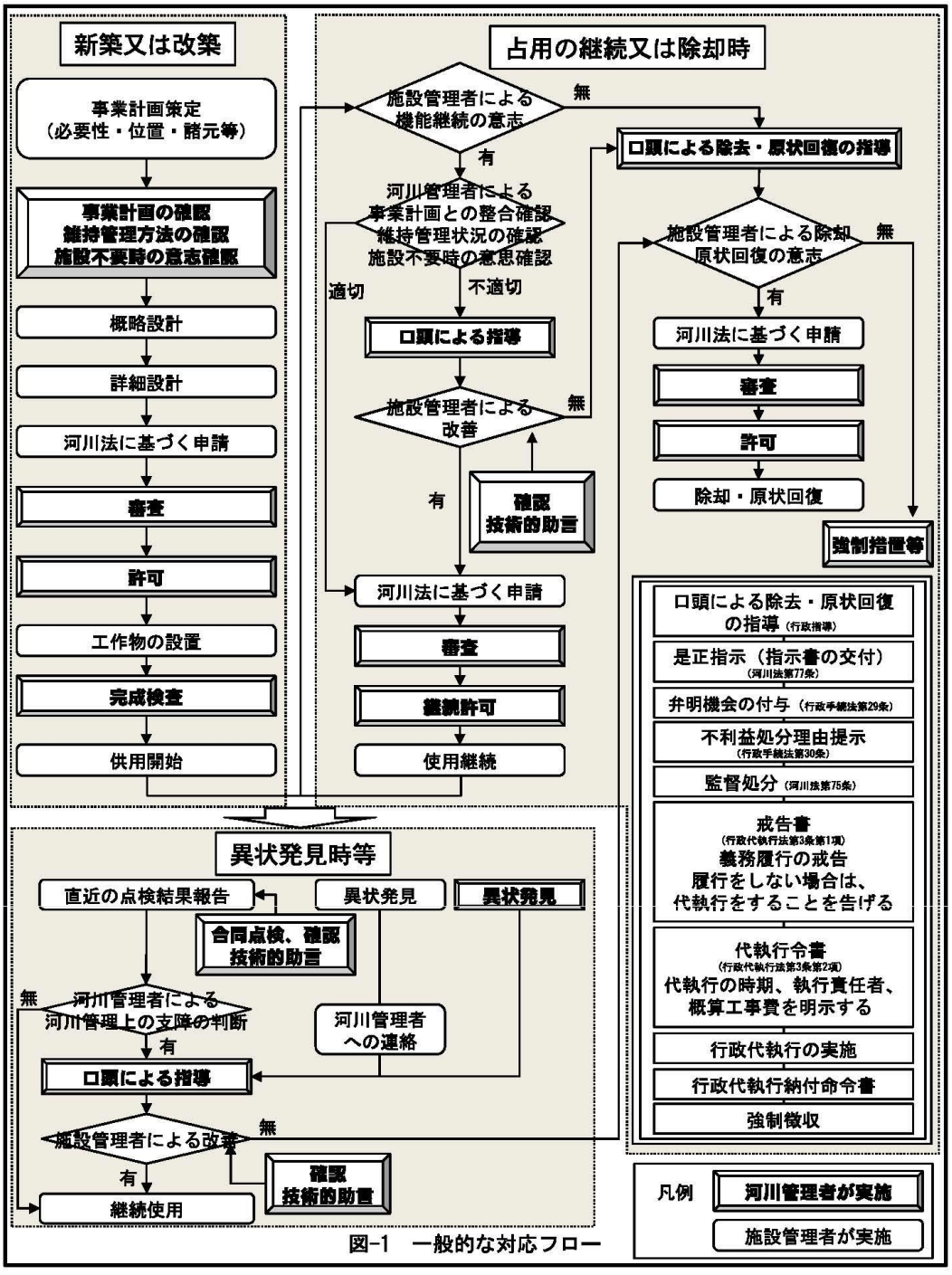


図-1　一般的な対応フロー

表-1　各許可工作物における点検内容

	施設 / 点検項目	堰・床止め、河川を横断する水門等	閘門 陸閘 樋門 樋管	揚水機場 排水機場	取水塔	伏せ越し 河底横過 トンネル	橋梁	河川公園 施設等
施設の状況	施設本体の損傷状況	○	○	○	○	○	○	○
	取付護岸（根固め含む）の維持状況	○	○	○	○	○	○	
	高水敷保護工の維持状況	○	○	○	○		○	
	吸水槽・吐出水槽・除塵機の維持状況			○				
作動状況	適切な操作が行われているか（既往操作簿のチェック）	○	○	○	○			
	ゲートの開閉状況	○	○	○	○	○		
	警報施設の作動状況	○						
	ポンプの作動状況			○	○			
施設周辺状況	施設周辺堤防の異状の状況	○	○	○	○	○	○	○
	施設周辺の河床洗掘、堆積の状況	○	○	○	○	○	○	
	上・下部工の施設状況				○		○	
	橋脚の根入れの状況等						○	
管理体制の状況	「操作・管理・点検」等に関する規定・要領等の整備状況（現状と整合しているか）	○	○	○	○	○		○
	管理（点検）体制の整備状況	○	○	○	○	○	○	○
	出水時や異状時の情報連絡体制の整備状況	○	○	○	○	○	○	○
その他	占用地及びその周辺の清掃・除草の実施状況	○	○	○	○	○	○	○
	第三者の安全利用に影響はないか	○	○	○	○	○	○	○
	その他施設の管理状況	○	○	○	○	○	○	○

（別添）

◆堰･床止め･水門等　点検結果表

〇〇年〇〇月〇〇日調整

施設名		所在地		河川距離標	左岸： 右岸：	完成年月日 最新許可日	
施設管理者	機関名	担当課	電話番号	前回点検年月日	今回点検年月日	点検者	役職	点検者氏名

点検項目	点検結果 （問題がある場合は具体的内容及びその対応を記載）	備考（参考：確認項目）
施設本体の損傷状況		施設本体の損傷状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認
取付護岸（根固め含む）の維持状況		施設周辺の護岸（クラック等）、根固め(流出・陥没等）に異状がないか確認
高水敷保護工の維持状況		高水敷保護工に損傷がないか確認
適正な操作状況		既往操作記録簿等に問題ないか操作規則等により確認
ゲートの開閉状況		ゲートの開閉に問題ないか動作確認
警報施設の作動状況		スピーカー、サイレン等が正常に作動するか確認
施設周辺の堤防の異状等の状況		施設周辺堤防の状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認
下流の河床洗掘の状況		施設下流において異常洗掘がないか確認
「操作・管理・点検」等に関する規程・要項等の整備状況（現状と整合しているか）		操作規則等に基づいた操作ルールとなっているか確認、情報連絡体制表を添付
管理（点検）体制の整備状況		管理担当者及び年・月点検の実施体制について確認
占用地及びその周辺の清掃・除草の実施状況		施設及びその周辺が清掃・除草されているか確認
その他施設管理状況		流木・堆積土砂等の状況、ゴミ等の投棄がないか確認
第三者の安全利用状況		第三者に対して危険がないか（転落防止柵、管理橋等）確認
その他（　　）		

前回の指摘事項の内容		改善の有無及び内容	
備　考			

※点検項目は各施設の状況に応じて追加･削除し河川管理者の確認を受ける
※点検結果は出水期前に河川管理者に提出する

（別添）

◆閘門、陸閘、樋門･樋管等　点検結果表

〇〇年〇〇月〇〇日調整

施設名		所在地		河川距離標 （左・右岸）	（左岸・右岸）	完成年月日 最新許可日	
施設管理者	機関名	担当課	電話番号	前回点検年月日	今回点検年月日	点検者	役職	点検者氏名

点検項目	点検結果 （問題がある場合は具体的内容及びその対応を記載）	備考（参考：確認項目）
施設本体の損傷状況		施設本体の損傷状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認
取付護岸（根固め含む）の維持状況		施設周辺の護岸（クラック等）、根固め(流出・陥没等）に異状がないか確認
高水敷保護工の維持状況		高水敷保護工に損傷がないか確認
適正な操作状況		既往操作記録簿等に問題ないか操作規則等により確認
ゲートの開閉状況		ゲートの開閉に問題ないか動作確認
施設周辺の堤防の異状等の状況		施設周辺堤防の状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認
「操作・管理・点検」等に関する規程・要項等の整備状況（現状と整合しているか）		操作規則等に基づいた操作ルールとなっているか確認、情報連絡体制表を添付
管理（点検）体制の整備状況		管理担当者及び年・月点検の実施体制について確認
占用地及びその周辺の清掃・除草の実施状況		施設及びその周辺が清掃・除草されているか確認
その他施設管理状況		流木・堆積土砂等の状況、ゴミ等の投棄がないか確認
第三者の安全利用状況		第三者に対して危険がないか（転落防止柵、管理橋等）確認
その他（　　）		

前回の指摘事項の内容		改善の有無及び内容	
備　考			

※点検項目は各施設の状況に応じて追加･削除し河川管理者の確認を受ける
※点検結果は出水期前に河川管理者に提出する

（別添）

◆揚排水機場　点検結果表

〇〇年〇〇月〇〇日調整

施設名		所在地		河川距離標 （左・右岸）	（左岸・右岸）	完成年月日 最新許可日	
施設管理者	機関名	担当課	電話番号	前回点検年月日	今回点検年月日	点検者	役職	点検者氏名

点検項目	点検結果 （問題がある場合は具体的内容及びその対応を記載）	備考（参考：確認項目）
施設本体の損傷状況		施設本体の損傷状況を確認するとともに油量を確認
取付護岸（根固め含む）の維持状況		施設周辺の護岸（クラック等）、根固め（流出・陥没等）に異状がないか確認
高水敷保護工の維持状況		高水敷保護工に損傷がないか確認
吸水槽・吐出水槽・除塵機の維持状況		外観を確認するとともに除塵機の作動を行い、異常がないか確認
適正な操作状況		既往操作記録簿等に問題ないか操作規則等により確認
ゲートの開閉状況		ゲートの開閉に問題ないか（水漏れ、開度表示、ローラーの回転等）確認
ポンプの作動状況		外観を確認するとともにポンプの作動を行い、異常がないか確認
施設周辺の堤防の異状等の状況		施設周辺堤防の状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認
「操作・管理・点検」等に関する規程・要項等の整備状況（現状と整合しているか）		操作規則等に基づいた操作ルールとなっているか確認、情報連絡体制表を添付
管理（点検）体制の整備状況		管理担当者及び年・月点検の実施体制について確認
占用地及びその周辺の清掃・除草の実施状況		施設及びその周辺が清掃・除草されているか確認
その他施設管理状況		流木・堆積土砂等の状況、ゴミ等の投棄がないか確認
第三者の安全利用状況		第三者に対して危険がないか（転落防止柵、管理橋等）確認
その他（　　）		

前回の指摘事項の内容		改善の有無及び内容	
備　考			

※点検項目は各施設の状況に応じて追加・削除し河川管理者の確認を受ける
※点検結果は出水期前に河川管理者に提出する

（別添）

◆取水塔　点検結果表

〇〇年〇〇月〇〇日調整

施設名		所在地		河川距離標 （左・右岸）	（左岸・右岸）	完成年月日 最新許可日	
施設管理者	機関名	担当課	電話番号	前回点検年月日	今回点検年月日	点検者	役職	点検者氏名

点検項目	点検結果 （問題がある場合は具体的内容及びその対応を記載）	備考（参考：確認項目）
施設本体の損傷状況		施設本体の損傷状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認
下部工の施設状況		下部工の状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認
取付護岸（根固め含む）の維持状況		施設周辺の護岸（クラック等）、根固め(流出・陥没等）に異状がないか確認
高水敷保護工の維持状況		高水敷保護工に損傷がないか確認
適正な操作状況		既往操作記録簿等に問題ないか操作規則等により確認
ポンプの作動状況		外観を確認するとともにポンプの作動に異常がないか確認
施設周辺の堤防の異状等の状況		施設周辺堤防の状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認
周辺の堆積・河床洗掘の状況		施設周辺において異常堆積・洗掘がないか確認
「操作・管理・点検」等に関する規程・要項等の整備状況（現状と整合しているか）		操作規則等に基づいた操作ルールとなっているか確認、情報連絡体制表を添付
管理（点検）体制の整備状況		管理担当者及び年・月点検の実施体制について確認
占用地及びその周辺の清掃・除草の実施状況		施設及びその周辺が清掃・除草されているか確認
その他施設管理状況		流木・堆積土砂等の状況、ゴミ等の投棄がないか確認
第三者の安全利用状況		第三者に対して危険がないか（転落防止柵、管理橋等）確認
その他（　　）		

前回の指摘事項の内容		改善の有無及び内容	
備　考			

※点検項目は各施設の状況に応じて追加･削除し河川管理者の確認を受ける
※点検結果は出水期前に河川管理者に提出する

（別添）

◆伏せ越し･河底横過トンネル　点検結果表

〇〇年〇〇月〇〇日調整

施設名		所在地		河川距離標	左岸： 右岸：	完成年月日 最新許可日	
施設管理者	機関名	担当課	電話番号	前回点検年月日	今回点検年月日	点検者	役職	点検者氏名

点検項目	点検結果 （問題がある場合は具体的内容及びその対応を記載）	備考（参考：確認項目）
施設本体の損傷状況		施設本体の損傷状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認
取付護岸（根固め含む）の維持状況		施設周辺の護岸（クラック等）、根固め(流出・陥没等）に異状がないか確認
ゲートの開閉状況		ゲートの開閉に問題ないか（水漏れ、開度表示等）確認
施設周辺の堤防の異状等の状況		施設周辺堤防の状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認
周辺の河床洗掘の状況		施設周辺において異常堆積・洗掘がないか確認
「操作・管理・点検」等に関する規程・要項等の整備状況（現状と整合しているか）		操作規則等に基づいた操作ルールとなっているか確認、情報連絡体制表を添付
管理（点検）体制の整備状況		管理担当者及び年・月点検の実施体制について確認
占用地及びその周辺の清掃・除草の実施状況		施設及びその周辺が清掃・除草されているか確認
その他施設管理状況		流木・堆積土砂等の状況、ゴミ等の投棄がないか確認
第三者の安全利用状況		第三者に対して危険がないか（転落防止柵、管理橋等）確認
その他（　　）		

前回の指摘事項の内容		改善の有無及び内容	
備　考			

※点検項目は各施設の状況に応じて追加･削除し河川管理者の確認を受ける
※点検結果は出水期前に河川管理者に提出する

（別添）

◆橋梁　点検結果表

〇〇年〇〇月〇〇日調整

施設名		所在地			河川距離標	左岸： 右岸：	完成年月日 最新許可日	
路線名		構造令適合の有無	有　・　無	橋長			径間数	
施設管理者	機関名	担当課	電話番号		前回点検年月日	今回点検年月日	点検者	役職	点検者氏名

点検項目	点検結果 （問題がある場合は具体的内容及びその対応を記載）	備考（参考：確認項目）
上部工の施設状況		上部工の状況を確認（塗装を含む）し、河川及び周辺への影響の有無を確認
下部工の施設状況		下部工の状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認
取付護岸（根固め含む）維持状況		破損、陥没、空洞化、吸い出し等がないか護岸の状況を確認
高水敷保護工の維持状況		ピア及び低水護岸の維持状況を確認
施設周辺の河床洗掘の状況		施設周辺において異常堆積・洗掘がないか確認
橋脚の根入れの状況等		根入れの状況について、測量または目視により確認
出水時及び異常時の情報連絡体制等の整備状況		情報連絡体制表を添付
橋梁の点検体制の状況		出水期前に点検要領等に基づき実施しているか確認
占用地及びその周辺の清掃・除草の実施状況		施設及びその周辺が清掃・除草されているか確認
その他施設管理状況		ピア等に付着している流木等の状況、ゴミ等の投棄がないか、添架物に異常がないかを確認
第三者の安全利用状況		第三者に対して危険がないかを確認
その他（　　）		

前回の指摘事項の内容		改善の有無及び内容	
備　考			

※点検項目は各施設の状況に応じて追加・削除し河川管理者の確認を受ける
※点検結果は出水期前に河川管理者に提出する

（別添）

◆河川公園等　点検結果表

〇〇年〇〇月〇〇日調整

施設名		所在地		河川距離標 （左・右岸）	（左岸・右岸）	完成年月日 最新許可日	
施設管理者	機関名	担当課	電話番号	前回点検年月日	今回点検年月日	点検者	役職	点検者氏名

点検項目	点検結果 （問題がある場合は具体的内容及びその対応を記載）	備考（参考：確認項目）
施設周辺の堤防の異状等の状況		施設周辺堤防の状況を確認し、河川への影響の有無を確認
出水時及び異常時の情報連絡体制等の整備状況		情報連絡体制表を添付
出水時の施設撤去の実効性		撤去計画の実効性について確認
許可書と現地施設の整合性		許可書の構造や数量と整合しているか確認
施設の安全利用に問題はないか		施設の老朽化の状況、利用者が安全に利用できるか確認
水際・水面部の安全利用に問題はないか		親水護岸等からの滑り落ち、水衝部への転落が発生しないか等確認
水道・電気等の引き込みに問題はないか		公園内にある水道・電気設備に関して、安全利用上問題がないか確認
投棄物はないか		不法駐車車両の有無、ゴミ、危険物の有無を確認
環境上（水質・動植物）の問題はないか		河川・親水池等の水質の異常、特定外来種の繁殖状況等を確認
占用地及びその周辺の清掃・除草の実施状況		施設及びその周辺が清掃・除草されているか確認
その他（　　）		

前回の指摘事項の内容		改善の有無及び内容	
備　考			

※点検項目は各施設の状況に応じて追加･削除し河川管理者の確認を受ける
※点検結果は出水期前に河川管理者に提出する

(42) 切りばり式締切工における火打ちブロックの使用について

（平成６年６月２日事務連絡　建設省河川局治水課流域調整官、都市河川室建設専門官、開発課開発調整官、防災課建設専門官通達）

切りばり式締切工の事故防止対策については、平成四年八月二十六日付建設省河治発第六七号、建設省河都発第二七号、建設省河開発第:一五号、建設省河防発第九五号、建設省河川局治水課長、都市河川室長、開発課長、防災課長通達により、請負業者に対して安全確保を図るよう、指導されているところである。

切りばり式締切工においては、火打ちばり等の欠落等が人身事故を引き起こしたことから、建設省河川局では、簡易で確実な切りばり式締切工についての技術研究の委員会を設け、検討を重ねてきたが、このたび、当委員会から、火打ちブロックの使用が有効な事故防止対策の一つであるとの報告を受けたところである。

火打ちブロックを使用することにより、大幅にボルトの使用本数を滅ずることができ、簡易で確実な施工が可能となるので、切りばり式締切工を施工する現場のうち、下記の三つの条件を全て充足する現場においては、請負業者において火打ちブロックが活用されるよう、技術指導を含め周知徹底を図られたい。

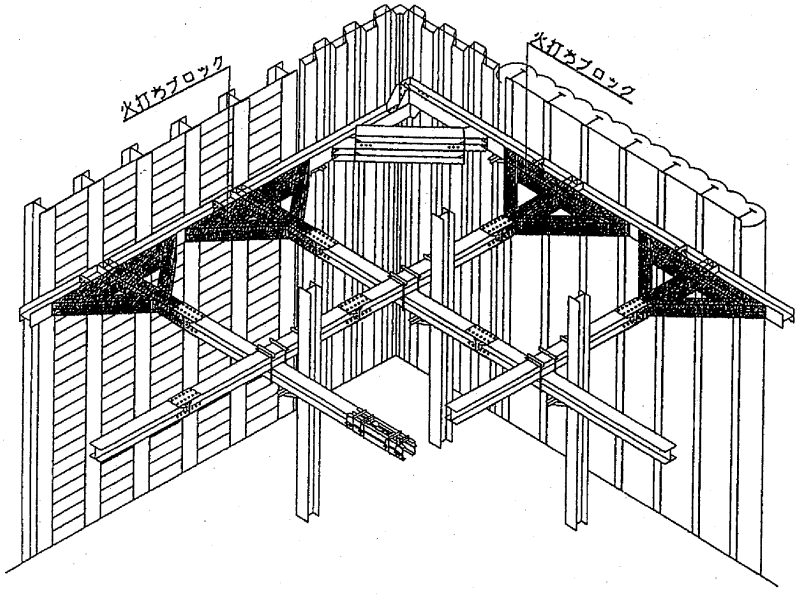
なお、別添のとおり関係資料を送付するので、参考にされたい。

記

○火打ちブロックが使用可能と考えられる現場の条件

・シートパイルを直線的、かつ平行に打設できること
・腹起しと切りばりが直角であること
・腹起しの内々寸法が概ね六m以上であること

山留鳥瞰図
火打ちブロック使用例



（43）仮締切堤設置基準（案）の一部改定について

（令和６年３月２９日　国水治第２６３号　水管理・国土保全局治水課長通達）

標記については、「仮締切堤設置基準（案）」（平成二十六年十二月十一日付治水課長通達）により運用しているところであるが、近年の出水状況や今後の気候変 動による影響等を考慮し、河川工事現場における安全な施工を確保するため、別冊のとおり一部改定をするので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

別冊

１　目的

河川区域及びその周辺で行われる工事において、その施工期間中における治水上の安全を確保するため、仮締切を設置する場合の基準を定めるものである。

また、出水期(融雪出水等のある地方ではその期間を含む)においては河道内の工事を行わないものとする。但し、施工期間等からやむを得ないと認められる場合は、治水上の安全を十分確保して実施するものとする。

※　ここでいう治水上の安全を確保すべき対象は、堤内地及び既存の河川管理施設等のことである。

２　適用範囲

この基準は河川区域内及びその周辺で行われる工事に伴い設置する河川堤防にかわる仮締切に適用する。

３　仮締切の設置

河川堤防にかかる仮締切は次の各号の一つに該当する場合に必ず設置するものとする。但し、堤防開削によって洪水または高潮被害の発生する危険が全く無い場合は除く。

（１）河川堤防を全面開削する場合

（２）河川堤防を部分開削するもののうち、堤防の機能が相当に低下する場合

※　堤防の機能が相当に低下する場合とは設計対象水位（後述）に対して、必要な堤防断面が確保されていない場合をいう。

４　仮締切の構造

４－１構造形式

（１）堤防開削を行う場合

既設堤防と同等以上の治水の安全度を有する構造でなければならない。特に出水期間における仮締切は鋼矢板二重式工法によることを原則とし、地質等のために同工法によりがたい場合は、これと同等の安全度を有する構造とする。

なお、土堤による仮締切の場合は法覆工等による十分な補強を施し、かつ川裏に設けるものとする。但し、河状等から判断して流下能力を阻害しない場合であって、流勢を受けない箇所についてはこの限りではない。

異常出水等、設計対象水位を超過する出水に対しては、堤内地の状況等を踏まえ、応急対策を考慮した仮締切構造を検討する。

部分開削の場合は、仮締切の設置の他、設計対象水位に対して必要な堤防断面を確保する措置によることができる。

※　ここでいう出水への対策とは、台風の接近などによる河川水位の上昇に備え、仮締切の上に土のうなどを設置する対策をいう。

※　設計対象水位（後述）

（２）堤防開削を行わない場合

流水の通常の作用に対して十分安全な構造とすると共に、出水に伴い周辺の河川管理施設等に影響を及ぼさない構造とする。

４－２設計対象水位

（１）堤防開削を伴う場合

① 出水期においては計画高水位（高潮区間にあたっては計画高潮位）とする。

② 非出水期においては非出水期間の既往最大流量に 1.2 を乗じた流量を仮締切設置後の 河積で流下させるための水位とする。上記によりがたい場合は、非出水期間の既往最高 水位に 0.5ｍを加えた水位とする。

但し、当該河川の特性や近年の出水傾向等を考慮して変更することができる。

また、既往水文資料の乏しい河川においては、近隣の降雨資料等を勘案し、十分安全 な水位とすることができる。なお、設計対象水位の上限は計画高水位（高潮区間にあたっては計画高潮位）とする。

③ 出水期、非出水期に係わらず、既設堤防高が①②より求められる水位より低い場合は、既設堤防高とすることができる。

（２）堤防開削を伴わない場合

出水期、非出水期を問わず、工事施工期間の過去五ヶ年間の時刻最大水位を目安とする。但し、当該水位が五ヶ年間で異常出水と判断される場合は、過去十ヶ年の二位の水位を採用することができるものとする。

なお、既往水文資料の乏しい河川においては、近隣の降雨資料等を勘案し、十分安全な水位とすることができる。

４－３高さ

（１）堤防開削を伴う場合

① 出水期においては既設堤防高以上とする。

② 非出水期においては設計対象水位相当流量時の水位に余裕高（河川管理施設等構造令第二十条に定める値）を加えた高さ以上とし、背後地の状況、出水時の応急対策等を考慮して決定するものとする。但し、既設堤防高がこれより低くなる場合は既設堤防高とすることができる。

※ ここでいう出水時の応急対策とは、台風接近時などに河川水位の上昇に備え、仮締切の上に土のうを設置するなどの対策をいう。

（２）堤防開削を伴わない場合

出水期、非出水期を問わず４－２（２）で定めた設計対象水位とする。但し、波浪等の影響等これによりがたい場合は、必要な高さとすることができる。

なお、本基準の目的に鑑み、上記により求められた高さを上回らない範囲で別途定めることができる。

４－４天端幅

（１）堤防開削を伴う場合

仮締切の天端幅は河川管理施設等構造令第二十一条に定める値以上とする。但し、鋼矢板式工法による場合は大河川に於いては五m程度、その他の河川に於いては三m程度以上とするものとし、安定計算により決定するものとする。

（２）堤防開削を伴わない場合

構造の安定上必要な値以上とするものとする。

４－５平面形状

仮締切の平面形状は流水の状況、流下能力等にできるだけ支障を及ぼさないものとする。

４－６取付位置

（１）河川堤防にかわる仮締切

堤防開削天端(a―a’)より仮締切内側迄の長さ(B)は、既設堤防天端巾または、仮締切堤の天端巾(A)のいずれか大きい方以上とする。

※ 仮締切の現況堤防との接続は矢板を現況堤防に嵌入させてもよい。但し嵌入させた場合は後述する７ 堤体の復旧に従って矢板の引き抜きによる堤体のゆるみ及び基礎地盤のゆるみに対する補強対策を行うものとする。

5　流下能力の確保と周辺河川管理施設等への影響

5－1堤防開削を伴う場合

（1）出水期

仮締切設置後の断面で一連区間の現況流下能力が確保されていることを確認し、不足する場合は河道掘削、堤防嵩上げ等の対策を実施するものとする。

（2）非出水期

仮締切設置後の断面で４－２（１）②で定める仮締切設計対象水位時の洪水流量に対する流下能力が一連区間において確保されていることを確認し、不足する場合は河道掘削、堤防嵩上げ等の対策を実施するものとする。但し、設計対象水位が計画高水位（高潮区間 にあたっては計画高潮位）となる場合は、５5-1（１）によることとする。

5－2堤防開削を伴わない場合

（1）出水期

仮締切設置後の断面で一連区間の現況流下能力を確保することを原則とし、不足する場合は適切な対策工を施すと共に、出水期の水没に伴い周辺の河川管理施設等に被害を及ぼすことのないよう仮締切自体の構造に配慮することとする。

（2）非出水期

仮締切設置後の断面で非出水期期間中の最大流量に対する流下能力を一連区間において確保することを原則とし、不足する場合は適切な対策を施すと共に、出水期の水没に伴い周辺の河川管理施設等に被害を及ぼすことのないよう仮締切自体の構造に配慮することとする。

*流過能力の算定は不等流計算等により行うことができる。

*出水の状況によっては仮締切周辺の河川管理施設等に被害を生じる場合があるため、必要に応じて対策を施す。

*堤内地盤高が各々の場合で想定される水位以上である場合はこの限りではない。

6　補強

川表側の仮締切前面の河床及び仮締切取付部の上下流概ねD＝2Aの長さの法面は設計対象水位以上の高さまで鉄線蛇篭等で補強するものとする。

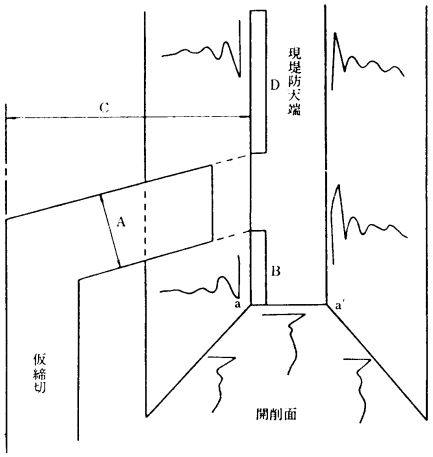
また、仮締切を川裏に設置する場合には、堤防開削部の法面は設計対象水位以上の高さまで鉄線蛇篭等により補強するものとする。

7　堤体の復旧

仮締切撤去後の堤体部は表土一m程度を良質土により置き換え、十分に締固め復旧すると共に、必要に応じて堤防及び基礎地盤の復旧も行うものとする。なお、水衝部では川表側の法面は、ブロック張等で法覆を施すものとする。

8　その他

この基準は、一般的基準を示したものであり、異常出水や背後地の著しい変化等により、これによることが適当でない場合には治水上の安全を十分考慮し、別途措置するものとする。



（44）「鉄道・道路等が河川を渡河するために設置する函渠（樋門・樋管を除く。）の構造上の基準」について

（平成１４年１月３０日　国河治２１７号　河川局治水課長）

函渠は、主に小河川において橋と比較して経済性の面で有利となる場合がある一方、河床に底版が存在すること等のため、その設置にあたっては河川管理上検討すべき点が多い。しかし、函渠は、これまでその構造等について標準的な基準が定められておらず、各個別ケース毎にその検討がなされているところである。

ついては、函渠の構造等についての検討をより適切に行うため、別紙のとおりその構造上の一般的技術的基準を作成したので、その取り扱いについて遺憾のないようにされたい。

貴局管内の地方公共団体に周知方取り計らわれたい。

別紙

鉄道・道路等が河川を渡河するために設置する函渠（樋門・樋管を除く。）の構造上の基準

１　目的

本基準は、河川に函渠を設置する場合における構造上の一般的技術的基準を定め、もって適正な河川管理に資することを目的とする。

２　定義

本基準において、「函渠」とは、鉄道・道路等が河川を渡河する区間に設置するボックスカルバート（樋門・樋管を除く。）をいう。

３　構造の原則

（１）　函渠は、計画高水位（高潮区間にあっては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

（２）　函渠は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、かつ生物の生息・生育環境等に適切に配慮された構造とするものとする。

（３）　函渠は、鉄道道路等の所要の基準に対して安全な構造とするものとする。

（４）　函渠の設置にあたっては、河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号。以下「令」という。）第六十五条に準じ、適当な施設を設けるものとする。なお、流木によるせき上げ等の影響を考慮し、函渠の構造は、原則一径間の構造とするものとする。

４　函渠の設置が不適当な箇所

以下の箇所には、原則として函渠を設置してはならない。

（１）河床の変動が大きい河道又は河床が低下傾向にある河道

（２）狭窄部、水衝部、支派川の分合流部

（３）基礎地盤が軟弱な箇所

（４）堤防又は基礎地盤に漏水の恐れがある箇所

５　函渠の底板

函渠の底版上面は、河床（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る河床を含む。以下同じ。）の表面から原則として深さ二m以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められる等、河川の状況によりやむを得ないと認められるときは、生物の生息・生育環境等に十分配慮の上、河床から底版上面までの深さを適切に設定することができるものとする。

6　函渠の側壁

（１）　函渠の側壁の内面は、原則として河岸又は堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下同じ。）の法線に対して平行で滑らかに接続することとする。

（２）　函渠の側壁の内面は、河岸又は堤防の表法肩より表側の部分に設けてはならない。

7　函渠の頂版

函渠の頂版の下面の高さについては、令第四十一条第一項及び第四十二条の規定を準用するものとする。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「函渠の頂版の下面の高さ」と読み替えるものとする。

(45)「鉄道・道路等が河川を渡河するために設置する函渠(樋門・樋管を除く。)の構造上の基準」について

(平成１４年１月３０日　事務連絡　河川局治水課長)

「鉄道・道路等が河川を渡河するために設置する函渠(樋門.樋管を除く。)の構造上の基準」については平成十四年一月三十日付け国河治第二一七号をもって治水課長より通知されたところであるが、同基準の適切な運用を図るため、別紙のとおり解説を作成したので、その取り扱いについて遺憾のないようにされたい。

また、河川改修に伴い鉄道が河川を渡河するために設置する函渠等の帰属については、原則として鉄道施設は鉄道事業者に、取り付け護岸、河川管理用通路等の施設は河川管理者に帰属するものとし、函渠については護岸等の河川管理施設と効用を兼ねる場合には、兼用工作物(河川管理者及び鉄道事業者に帰属)として、その持分を設定することができるものとする。なお、道路が河川を渡河する場合には、「鉄道施設」を「道路施設」、「鉄道事業者」を「道路管理者」と読み替えるものとする。

なお、函渠等の帰属に関する事項については、都市・地域整備局、道路局及び鉄道局と調整済みであることを念のため申し添える。

関係事項を貴局管内の地方公共団体に周知方取り計らわれたい。

別紙

鉄道・道路等が河川を渡河するために設置する函渠(樋門・樋管を除く。)の構造上の基準の解説

１　目的

本基準は、河川に函渠を設置する場合における構造上の一般的技術的基準を定め、もって適正な河川管理に資することを目的とする。

(解説)

函渠は、河川管理施設等構造令(昭和五十一年政令第百九十九号。以下「令」という。)に記載されていない構造物である。このため、本基準は、その設置にあたっての構造上の一般的技術的基準を定めるものである。

なお、本基準は一般的技術的基準を示したもので、現地の状況等によりこれによることが適当でない場合には治水上の安全等を十分考慮し、別途措置するものとする。

２　定義

本基準において、「函渠」とは、鉄道・道路等が河川を渡河する区間に設置するボックスカルバート(樋門・樋管を除く。)をいう。

(解説)

道路・鉄道等が河川を渡河するためには、橋を設置するのが一般的であるが、川幅の小規模な河川の場合には、函渠を設置したほうが経済性の面から有利な場合があり、本基準は、その設置にあたっての構造上の一般的技術的基準を示すものである。

３　構造の原則

（１）函渠は、計画高水位(高潮区間にあっては、計画高潮位)以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

（２）函渠は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、かつ生物の生息・生育環境等に適切に配慮された構造とするものとする。

（３）函渠は、鉄道・道路等の所要の基準に対して安全な構造とするものとする。

（４）函渠の設置にあたっては、河川管理施設等構造令(昭和五十一年政令第百九十九号。以下「令」という。)第六十五条に準じ、適当な施設を設けるものとする。なお、流木によるせき上げ等の影響を考慮し、函渠の構造は、原則一径間の構造とするものとする。

(解説)

函渠は、埋設していた底版が洪水時の局所洗掘により露出した場合、さらに局所洗掘が助長され函渠自体及び他の河川管理施設等に悪影響を与えることとなり、悪条件が重なれば河岸洗掘、破堤の原因となることも考えられる。また、生物の生息・生育環境の面からも底版が露出した場合、底版部で河道に落差が生じたり、水深が均一に浅くなることで魚類の遡上・降下が阻害されるなどの支障が考えられる。このような観点から、函渠は、「流水の作用」に対して安全で、生物の生息・生育環境等を保全し、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい影響を及ぼさない構造としなければならない。このため、その設置にあたっては、函渠の底版が床止めに類似した構造であることを考慮し、必要に応じて適当な護床工や護岸等を設置する必要がある。一方、洪水時の流速が大きい河川等においては、砂礫等の流下によって函渠の側壁、底版が著しく磨耗する恐れがあるので、このような点にも留意する必要がある。

函渠は、その頂板上に土被りを設ける事が一般的であり、ひとたび計画高水位(高潮区間にあっては、計画高潮位)を上回る水位となると、洪水の流下を大きく阻害する等、橋と比較した場合、より大きな危険性を有するものである。このため流木によるせき上げ等を考慮すると、隔壁を有する函渠とした場合には、さらに危険が大きくなるため、函渠の構造は、一径間を原則とするものである。

なお、本基準では、函渠の構造面について規定しているが、管理用通路については、函渠が橋と類似した構造であることから、令第六十六条(管理用通路の構造の保全一に定める管理用通路の規定に準拠するものとする。

4　函渠の設置が不適当な箇所

以下の箇所には、原則として函渠を設置してはならない。

（１）河床の変動が大きい河道又は河床が低下傾向にある河道

（２）狭窄部、水衝部、支派川の分合流部

（３）基礎地盤が軟弱な箇所

（４）堤防又は基礎地盤に漏水の恐れがある箇所

(解説)

河床の変動が大きい河道では、洪水時に土砂の過剰な堆積により函渠の閉塞の危険性があるほか、河床の低下により函渠の底版が露出し、局所洗掘等を助長し、破堤等の災害につながる恐れがある。また、河床が低下傾向にある河道では、底版が自然な河床低下を妨げ、安全な河道の維持を妨げることになる。これらのことから設置が不適当な箇所を特定したものである。

河道の狭窄部、水衝部、支派川の分合流部は、河岸侵食あるいは護岸や堤防の破壊の要因(水衝作用や局所洗掘等)が重なりあう場所であり、函渠を設置すると、より流況を複雑にする方向に作用する危険性があるため、その設置が不適当な箇所としたものである。

また、基礎地盤が軟弱な箇所は、基礎地盤の地盤沈下に伴う画体底面下の空洞化、画体周辺土の緩みの発生やクラックの発生の恐れがあるため函渠を設置すべきではない箇所としたものである。

さらに、堤防又は基礎地盤に漏水の恐れがある箇所は、函渠の底部又は側部でパイピングや空洞化の発生の恐れがあるため、函渠を設置すべきではない箇所としたものである。

なお、河川に設けられている他の工作物(橋、伏せ越し等)に近接した箇所は、それら施設の影響による探掘れと相まってさらに局所洗掘を助長する恐れがあるため、これらの箇所においては、それぞれの局所洗掘について十分検討を行ない、必要に応じて対策を行う必要がある。

5　函渠の底板

函渠の底版上面は、河床(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る河床を含む。以下同じ。)の表面から原則として深さ二m以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められる等、河川の状況によりやむを得ないと認められるときは、生物の生息・生育環境等に十分配慮の上、河床から底版上面までの深さを適切に設定することができるものとする。

（解説）

洪水時には、河床そのものが動いているため、河床に構造物を設けることにより、その連続性が失われて、上下流において思わぬ河床変動を引起こしたり、構造物付近の局所洗掘を助長することとなりやすい。また、底版が露出してしまうと底版上で浅い水深の流れを生じさせるなど、流水の連続性を断ち魚類の遡上等を妨げる。したがって、河床や水深の連続性を極力損なうことのないよう、函渠の深さについて規定したものである。

なお、「河床の表面」とは、原則として、低水路の最深河床の表面をいうものである。ただし、著しく深い局所洗掘があるなど、最深河床高と平均河床高が大きく異なる場合には、河川の特性を考慮した上で必要な対策を行ない、適切な高さとすることが出来るものとする。

また、計画高水流量一〇〇m3/S未満の小河川にあっては、令第七十六条一小河川の特例一に準じて「二m」を「一m」と読み替えて適用してもよい。

ただし書において「河床の変動が極めて小さいと認められる」とは、イ）底版が岩盤の中に埋め込まれている場合、ロ）河床に岩が露出している場合、ハ）長期にわたって河床の変動が極めて小さいと判断される場合、二）現に当該施設の下流側に近接して固定部がおおむね計画横断形に係る河床高に合致した堰、床止め、水門等が設けられており河床が安定している場合等をいうものである。ただし、現時点で河床変動が小さくても河床が互層となっており岩等の表層が削られた場合には、下層の河床が著しく低下する可能性もあるため、ただし書の適用にあたっては、現地河床の地質条件等を十分調査して決定する必要がある。

6　函渠の側壁

（１）画渠の側壁の内面は、原則として河岸又は堤防(計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下同じ。)の法線に対して平行で滑らかに接続することとする。

（２）函渠の側壁の内面は、河岸又は堤防の表法肩より表側の部分に設けてはならない。

（解説）

函渠の側壁については、令第六十一条(橋台）第二項と同じ取り扱いとする。また、地質条件等の十分な検討を行ない、破堤等が懸念される場合は、函渠の長さ以上の範囲において、堤防の食い込み幅以上の裏腹付けを行う等の堤防補強を行うものとする。

また、河道断面積が急激に変化しないように、必要に応じて函渠の上下流の流下断面と一様な法面を函渠内に設けるか、函渠の前後の流下断面と函渠内の流下断面を滑らかにすり付けるものとする。

7　函渠の頂版

函渠の頂版の下面の高さについては、令第四十一条第一項及び第四十二条の規定を準用するものとする。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「函渠の頂版の下面の高さ」と読み替えるものとする。

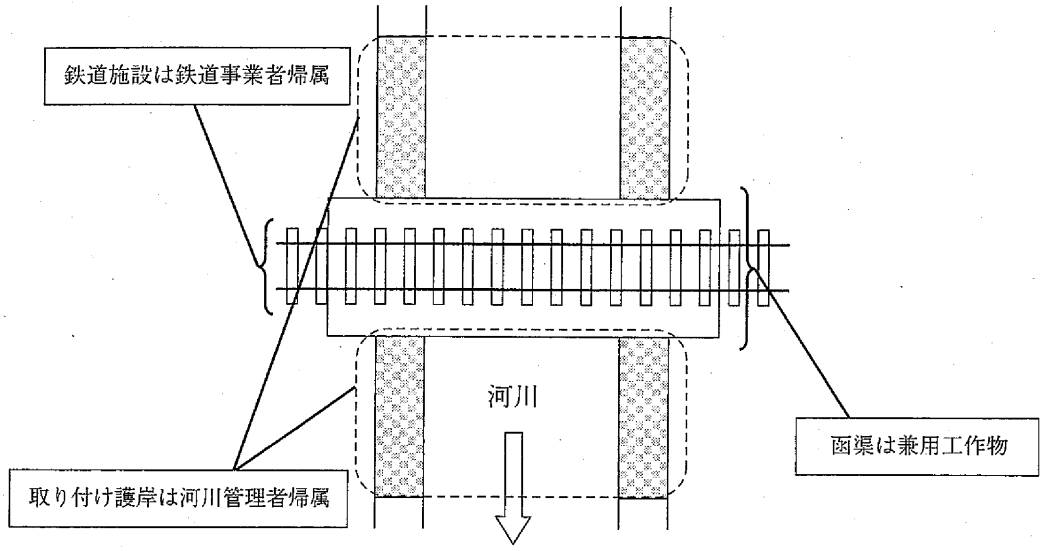
（解説）

函渠の頂版については、令第六十四条(桁下高等)と同じ取り扱いとする。ただし、鉄道の軌道高や道路の路面高が堤防の高さよりも高い位置にある場合には、本条による規定のほか超過洪水の頻度や管理用通路の確保等といった河川の状況を勘案して極力余裕をとるように努めるものとする。

（参考）

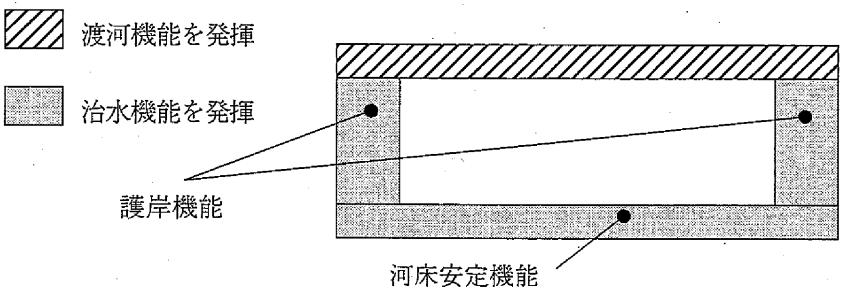
鉄道・道路等が河川を渡河するために設置する函渠等の帰属について

【函渠が護岸機能と河床安定機能を持つ場合の例】



帰属のイメージ（平面図）

函渠の帰属の持分については、河川を渡河する機能、治水機能を発揮する各部分に対応して河川管理者と鉄道事業者で按分する。



※函渠が護岸機能、河床安定機能を持つ場合

帰属のイメージ（函渠断面図）

なお、道路が河川を渡河する場合には、「鉄道施設」を「道路施設」、「鉄道事業者」を「道路管理者」と読み替えるものとする。

資　料　２

関係規則・通達（山口県関係）

（１）河川法施行細則
（昭和４０年４月１日山口県規則第４２号） 資料 -196
（２）山口県事務委任規則（抄）
（昭和４４年４月１日山口県規則第２１号） 資料 -200
（３）事務委任等一覧表
資料 -202
（４）河川法に係る事務委任について
（河川第６２０号　昭和５８年３月１８日　土木建築部長） 資料 -204
（５）河川法第２４条に係る許可申請書の添付図書について
（昭和５７年１０月８日　河川第３７３号　土木建築部長） 資料 -205
（６）山口県河川流水占用料等徴収条例
資料 -206
（７）流水占用料等の免除の取扱いについて（通知）
（平１７河川第７２３号　平成１７年１２目１３日　土木建築部長） 資料 -211
（８）山口県道路占用料徴収条例の一部改正について
（平成９年４月１日　道路整備第５号） 資料 -212
（９）港湾区域又は公告水域と河川区域が重複する区域における占用料等について（通知）
（昭和５５年８月１８日　港湾第３４１号　土木建築部長） 資料 -213
(10) 河川敷地を利用した進入路等の取扱いについて
（昭和４７年９月２０日　河川第４７７号　土木建築部長） 資料 -214
(11) 河川敷地内広告物等取扱要領
（昭和５０年３月２０日　土木建築部長） 資料 -216
(12) 河川総合開発事業の施行に伴う連絡調整について
（昭和５０年４月１２日　河川第３３号　河川課長） 資料 -217
(13) 河川総合開発事業の施行に伴う関係機関との連絡調整について
（昭和５０年４月１２日　河川開発第１１号　土木建築部河川開発課長） 資料 -218
(14) 河川の横断管の設置基準について
（平成８年７月２３日　河川第１８８号　河川課長） 資料 -219
(15) 築堤部における橋梁下部工の直接基礎の基礎処理について
（監理第１５１６号　平成４年３月３１日　土木建築部長） 資料 -221
(16) 河川護岸背面に全面敷設する吸出し防止材について（通知）
（平１８技術管理第１６９５号の１　平成１９年３月２９日　技術管理課長） 資料 -222
(17) 河川法に基づく許認可に係る河川課事前協議について
（平１７河川第９６号　平成１７年５月９日　河川課長） 資料 -224
(18) 開発行為に伴う橋梁等の設置に係る河川占用許可の対応について
（平１７河川第７６６号　平成１８年１月１０日　河川課長） 資料 -225
(19) 山口県降雨強度曲線式の改訂について（通知）
（平２６河川第７０７号　平成２７年３月２５日　河川課長） 資料 -226
(20) 許認可の審査に係る取扱いについて
（河川第２７８号　平成１２年１２月１３日　河川課長） 資料 -237
(21) 河川の河口附近の海面における工作物の新築等の許可について
（河川第１２２号　平成１６年６月９日　土木建築部長） 資料 -238
(22) 道路認定されていない河川管理用通路における事故対策について
（河川第５２６号　平成１６年３月２４日　土木建築部長） 資料 -239

（１）河川法施行細則

（昭和４０年４月１日山口県規則第４２号）

（趣旨）

第一条　この規則は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）の施行について、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）及び河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（河川の台帳の保管場所）

第二条　省令第七条第三号に規定する二級河川に係る河川の台帳を保管する事務所は、山口県土木建築部河川課とする。

（申請書等の提出部数）

第三条　省令別表第一から別表第三までの規定により定める部数は、一に関係行政機関及び関係市町の数を加えた部数とする。

（平一二規則三〇・旧第六条繰上・一部改正、平一八規則七・一部改正）

（許可の申請等の経由）

第四条　法の規定に基づき知事に対してなすべき許可、登録、承認、完成検査若しくは裁定の申請、届出又は意見の申出は、関係土木事務所の長を経由してしなければならない。

（平一二規則三〇・旧第七条繰上、平二六規則二・一部改正）

（その他）

第五条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

（平一二規則三〇・旧第八条繰上・一部改正）

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（県令及び規則の廃止）

2　次に掲げる県令及び規則は、廃止する。

河川取締規則（昭和四年山口県令第七十五号）

国庫ノ収入ニ属スル水面貸付、使用料徴収規程（昭和四年山口県令第七十六号）

河川敷地堤防占用料徴収規則（昭和三十二年山口県規則第四十二号）

水利使用料徴収規則（昭和三十二年山口県規則第四十三号）

河川法ノ規定準用河川ニ付河川法第六条本文及第九条等準用ノ件（昭和四年山口県令第七十四号）

河川法ノ規定準用河川ニ付河川法第六条本文及第九条等準用ノ件（昭和五年山口県令第五十四号）

河川法ノ規定準用河川ニ付河川法第六条本文及第九条等準用ノ件（昭和十二年山口県令第百十四号）

河川法ノ規定準用河川ニ付河川法第六条本文及第九条等準用ノ件（昭和十四年山口県令第三十五号）

河川法ノ規定準用河川ニ付河川法第六条本文及第九条等準用ノ件（昭和十五年山口県令第十九号）

河川法ノ規定準用河川ニ付河川法第六条本文及第九条等準用ノ件（昭和二十年山口県令第三十三号）

河川法ノ規定準用河川ニ付河川法第六条本文及第九条等準用ノ件（昭和二十三年山口県規則第四十号）

河川法ノ規定準用河川ニ付河川法第六条本文及第九条等準用ノ件(昭和二十四年山口県規則第八十八号)
河川法ノ規定準用河川ニ付河川法第六条本文及第九条等準用ノ件(昭和二十五年山口県規則第二十二号)
河川法ノ規定準用河川ニ付河川法第六条本文及第九条等準用ノ件(昭和二十五年山口県規則第百二十四号)
河川法ノ規定準用河川ニ付河川法第六条本文及第九条等準用ノ件(昭和二十六年山口県規則第九十七号)
河川法準用河川に対する河川法の規定の一部準用に関する規則(昭和二十六年山口県規則第百三号)
河川法準用河川に対する河川法の規定の一部準用に関する規則(昭和二十八年山口県規則第四十五号)
河川法準用河川に対する河川法の規定の一部準用に関する規則(昭和三十二年山口県規則第八十三号)
河川法準用河川に対する河川法の規定の一部準用に関する規則(昭和三十六年山口県規則第七十二号の四)
河川法準用河川に対する河川法の規定の一部準用に関する規則(昭和三十八年山口県規則第八十五号)
河川法準用河川に対する河川法の規定の一部準用に関する規則(昭和三十九年山口県規則第六十六号)
河川法施行規程第十一条第一項但書ニ依リ許可ヲ受クベキ事項ニ関スル規定(昭和五年山口県令第五十五号)
河川法施行規程第十一条第一項但書ニ依リ許可ヲ受クベキ事項ニ関スル規程(昭和十四年山口県令第三十四号)
河川法施行規程第十一条第一項但書ニ依リ許可ヲ受クベキ事項ニ関スル件(昭和十五年山口県令第十八号)
河川法施行規程第十一条第一項但書ニ依リ許可ヲ受クベキ事項ニ関スル規程(昭和二十年山口県令第三十二号)
河川法施行規程第十一条第一項但書の規定により許可を受けるべき事項に関する規則(昭和三十二年山口県規則第八十四号)
河川法施行規程第十一条第一項ただし書の規定により許可を受けるべき事項に関する規則(昭和三十六年山口県規則第七十二号の三)
河川法施行規程第十一条第一項ただし書の規定により許可を受けるべき事項に関する規則(昭和三十八年山口県規則第八十六号)
河川法施行規程第十一条第一項ただし書の規定により許可を受けるべき事項に関する規則(昭和三十九年山口県規則第六十七号)

(経過措置)

3　この規則の施行前に河川取締規則、国庫ノ収入ニ属スル水面貸付、使用料徴収規程、河川敷地堤防占用料徴収規則又は水利使用料徴収規則の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この規則の適用については、この規則中これらの規定に相当する規定がある場合においては、この規則の規定によつてしたものとみなす。

附　則(昭和四〇年規則第九八号)

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際、現に改正前の河川法施行細則の規定により土地の占用の許可を受けている者に係る土地占用料については、昭和四十一年三月三十一日までの間に限り、なお従前の例による。

附　則(昭和四七年規則第二〇号)抄

(施行期日)

1　この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附　則(昭和四八年規則第二六号)

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附　則(昭和五〇年規則第一九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(昭和五〇年規則第四六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(昭和五二年規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(昭和五三年規則第七号)

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附　則(昭和五四年規則第一〇号)

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附　則(昭和五六年規則第一七号)

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附　則(昭和五六年規則第二五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(昭和五七年規則第一二号)

(施行期日)

1　この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現に河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十四条の規定による許可を受けている土地の占用に係る土地占用料については、なお従前の例による。

附　則(昭和五九年規則第一八号)

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附　則(昭和六〇年規則第一七号)

(施行期日)

1　この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現に河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十四条の規定による許可を受けている土地の占用に係る土地占用料については、なお従前の例による。

附　則(平成元年規則第一八号)抄

(施行期日)

1　この規則は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第一条中別記第一　地方公共団体手数料令に定める手数料の部第百五十九号から第百六十号の五までの改正規定は、同月十六日から施行する。

(河川法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

5　この規則の施行の際現に河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十四条又は第二十五条の許可を受けている者の当該許可に係る土地占用料、土石採取料又は河川産出物採取料については、なお従前の例による。

附　則(平成五年規則第一〇号)

(施行期日)

1　この規則は、平成五年四月一日から施行する。

(河川法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

2　この規則の施行の際現に河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十四条の許可を受けている者の当該許可に係る土地占用料については、なお従前の例による。

附　則(平成九年規則第二一号)抄

(施行期日)

1　この規則は、平成九年四月一日から施行する。

(河川法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

4　この規則の施行の際現に河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十四条又は第二十五条の許可を受けている者の当該許可に係る土地占用料、土石採取料又は河川産出物採取料については、なお従前の例による。

附　則(平成一二年規則第三〇号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附　則(平成一八年規則第七号)

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

附　則(平成二六年規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。



（２）山口県事務委任規則（抄）

（昭和４４年４月１日　山口県規則第２１号）

土木事務所長に次に掲げる土木建築部河川課関係の事務を委任する。

一　河川法(昭和三十九年法律第百六十七号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

この号において河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)を「施行令」と、河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則(昭和四十年建設省令第二十号)を「規則」と、山口県河川流水占用料等徴収条例(平成十二年山口県条例第四号)を「条例」という。

イ　法第十八条の規定に基づき、工事原因者に他の行為によつて必要を生じた河川工事を施行させること。
ロ　法第二十条の規定に基づき、河川管理者以外の者が河川工事(治水上又は利水上の影響が著しいものを除く。)又は河川の維持を行うことを承認すること(法第九十五条の規定による国からの協議を受けることを含む。)。
ハ　法第二十二条第一項及び第二項の規定に基づき、洪水時等において、緊急措置をとること。
ニ　法第二十四条の規定に基づき、河川区域内の土地の占用(流水の占用の許可を要しないものに限る。)を許可すること(法第九十五条の規定による国からの協議を受けることを含む。)。
ホ　法第二十五条の規定に基づき、河川区域内の土地における土石等の採取を許可すること(法第九十五条の規定による国からの協議を受けることを含む。)。
ヘ　法第二十六条第一項の規定に基づき、河川区域内の土地における工作物の新築等(流水の占用の許可を要しないものに限る。)を許可すること(法第九十五条の規定による国からの協議を受けることを含む。)。
ト　法第二十七条第一項の規定に基づき、河川区域内の土地における土地の掘さく等(流水の占用の許可を要しないものに限る。)を許可すること(法第九十五条の規定による国からの協議を受けることを含む。)。
チ　法第三十一条第二項の規定に基づき、への許可に係る工作物の用途を廃止した旨の届出をした者に対し、原状回復等を命ずること。
リ　法第三十二条第四項の規定による国土交通大臣からの法第二十三条から第二十五条までの許可をした旨の通知を受けること。
ヌ　法第三十四条第一項の規定に基づき、ニ又はホの許可に基づく権利の譲渡を承認すること(法第九十五条の規定による国からの協議を受けることを含む。)。
ル　法第五十五条第一項の規定に基づき、河川保全区域内における土地の掘さく等(流水の占用の許可を要しないものに限る。)を許可すること(法第九十五条の規定による国からの協議を受けることを含む。)。
ヲ　法第七十四条の規定に基づき、ニの許可に係る土地占用料又はホの許可に係る土石採取料若しくは河川産出物採取料を強制徴収すること。
ワ　法第七十五条の規定に基づき、監督処分(流水の占用の許可に係るものを除く。)をすること。
カ　法第七十八条第一項の規定に基づき、ロ、ニ、ホ、ヘ、ト、ヌ、ル又はレの許可又は承認を受けた者に対し報告を求め、又は職員にこれらの者の事務所等への立入検査をさせること。
ヨ　法第八十九条第一項の規定に基づき、調査、工事等のための立入り等を行うこと。
タ　法第九十九条の規定に基づき、河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託すること。

レ　施行令第十六条の八第一項の規定に基づき、河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為を許可すること(施行令第十六条の十一の規定による国からの協議を受けることを含む。)。
ソ　規則第二条の規定に基づき、附帯工事を施行する必要が生じたと認めた場合において、当該附帯工事に係る工作物の管理者にその旨を通知すること。
ツ　規則第四条第一項の規定に基づき、附帯工事の施行に関する計画を定め、これを当該附帯工事に係る工作物の管理者に通知すること(変更する場合を含む。)。
ネ　条例第二条の規定に基づき、ニの許可に係る土地占用料又はホの許可に係る土石採取料若しくは河川産出物採取料(以下この号において「土地占用料等」という。)を徴収すること。
ナ　条例第五条の規定に基づき、土地占用料等を減免すること。
ラ　条例第六条ただし書の規定に基づき、土地占用料等を還付すること。
ム　条例第七条の規定に基づき、過料(流水占用料に係るものを除く。)に処すること。

（３）事務委任規則一覧表

根拠法規	内容			委任等の有無
河川法第 18 条	工事原因者の工事			○（委任規則イ）
河川法第 20 条（95 条）	出願工事	治水上又は利水上影響が著しいもの		
		上記以外のもの		○（委任規則ロ）
河川法第 22 条第 1、2 項	洪水時における緊急措置			○（委任規則ハ）
河川法第 23 条（95 条）	流水占用の許可			
河川法第 24 条（95 条）	土地の占用許可	流水占用に係るもの		
		上記以外のもの	仮設・更新	○（次長専決）
			上記以外のもの	○（委任規則ニ）
河川法第 25 条（95 条）	土石等の採取許可			○（委任規則ホ）
河川法第 26 条（95 条）	工作物の新築等の許可	流水占用に係るもの		
		上記以外のもの	仮設	○（次長専決）
			上記以外のもの	○（委任規則ヘ）
河川法第 27 条（95 条）	土地の掘削等の許可	流水占用に係るもの		
		上記以外のもの		○（委任規則ト）
河川法第 30 条第 1 項	工作物の完成検査	流水占用に係るもの		
		上記以外のもの		○（所長専決）
河川法第 30 条第 2 項（95 条）	工作物の一部使用	流水占用に係るもの		
		上記以外のもの		○（所長専決）
河川法第 31 条第 2 項	原状回復命令等			○（委任規則チ）
河川法第 32 条第 4 項	国土交通大臣からの許可通知の受理			○（委任規則リ）
河川法第 34 条第 1 項（95 条）	権利譲渡の承認	知事が許可したもの		
		上記以外のもの		○（委任規則ヌ）

河川法第55条第1項（95条）	河川保全区域における行為の許可	流水占用に係るもの	
		上記以外のもの	○（委任規則ル）
河川法第74条	土地占用料等の強制徴収	知事が許可したもの	
		上記以外のもの	○（委任規則ヲ）
河川法第75条	監督処分	流水占用に係るもの	
		上記以外のもの	○（委任規則ワ）
河川法第78条第1項	報告の徴収及び立入調査	知事が許可したもの	
		上記以外のもの	○（委任規則カ）
河川法第89条第1項	調査、工事等のための立入り等		○（委任規則ヨ）
河川法第99条	河川管理施設の維持・操作等を関係地方公共団体に委託すること		○（委任規則タ）
河川法施行令第16条の8第1項（令16の11）	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可		○（委任規則レ）
河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則第2条	附帯工事に係る通知		○（委任規則ソ）
規則第4条第1項	附帯工事計画の通知		○（委任規則ツ）
規則第8条	工作物の引継ぎ		○（所長専決）
山口県河川流水占用料等徴収条例第2条	土地占用料等を徴収すること		○（委任規則ネ）
条例第5条	土地占用料等を減免すること		○（委任規則ナ）
条例第6条但書	土地占用料等を還付すること		○（委任規則ラ）
条例第7条	過料に処すること		○（委任規則ム）

（４）河川法に係る事務委任について

（河川第６２０号　昭和５８年３月１８日　土木建築部長）

このことについて、下記のとおり昭和５８年４月１日付けで事務委任規則を改正する予定ですので、これの改正に係る事務について、遺漏のないよう措置されるようお願いします。

なお、来る４月８日に事務委任の説明会を開催する予定です。

記

１　事務委任規則改正案

別添のとおり（省略）

２　事務委任事項の取扱いについて

河川法第２４条、第２６条等に係る申請については、次のものについては、河川課協議とすること。

（１）縦断占用を伴うもの

（２）大規模な施設（橋りょう等）の設置にかかるもの

（３）ほ場整備にかかるもの

（４）宅地造成その他土地の区画形質の変更を伴うもの（宅地造成面積が１万平方メートル未満のものは除く。）

（５）河川法第２４条に係る許可申請書の添付図書について

（昭和５７年１０月８日　河川第３７３号　土木建築部長）

このことについて、建設省河川局水政課長から別添写しのとおり通達がありましたのでこの通達の趣旨をふまえ措置してください。

添　付　図　書
・位置図
・平面図
・写　真
・前回許可書写し
・その他土木事務所が必要と認めるもの

（別添）

建設省河政発第１０４号
昭和５７年１０月１日

山　口　県　土木建築部長殿

建設省河川局水政課長

河川法第２４条に係る許可申請書の添付図書について（通知）

標記について、許認可等の整理の一環として、現に河川法第２４条の許可を受けて占用している者が許可期間満了後従前の許可に係る事項と同一の内容で占用の申請をしようとする場合にあっては、河川法施行規則第４０条第４項の規定の趣旨を十分考慮のうえ、審査上特に支障のない限り、添付図書を極力省略するよう措置されたい。

（６）山口県河川流水占用料等徴収条例

（平成１２年３月２４日　山口県条例第４号）

（趣旨）

第一条　この条例は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第三十二条第一項の規定による流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料の徴収について必要な事項を定めるものとする。

（流水占用料等の徴収）

第二条　県は、法第二十三条、第二十三条の二若しくは第二十四条の規定による占用又は法第二十五条の規定による土石若しくは土石以外の河川の産出物の採取（以下「占用等」という。）に係る許可（法第二十三条の二の規定による占用にあっては、登録。以下「占用許可等」という。）を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料若しくは河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収する。

（平二五条例四〇・一部改正）

（流水占用料等の金額）

第三条　流水占用料の金額は、別表第一に定めるとおりとする。

2　土地占用料の金額は、別表第二に定めるとおりとする。

3　土石採取料及び河川産出物採取料の金額は、別表第三に定めるとおりとする。

（流水占用料等の徴収方法）

第四条　流水占用料等は、占用許可等をした日から一月以内に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、占用等をすることができる期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

（平二五条例四〇・一部改正）

（流水占用料等の減免）

第五条　知事は、かんがいの用又は飲用に供するための流水の占用であるとき、国又は地方公共団体が事業を行う場合であって公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、占用許可等を受けた者の申請により、流水占用料等を減免することができる。

（平二五条例四〇・一部改正）

（流水占用料等の不還付）

第六条　既納の流水占用料等は、還付しない。ただし、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十八条第二項第二号に規定するときその他知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（罰則）

第七条　偽りその他不正の手段により流水占用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

（その他）

第八条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
（経過措置）
2　この条例の施行の際現に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）第四百三十三条の規定による改正前の法第二十四条の許可を受けて設けられている工作物（以下「占用工作物」という。）に係る平成十二年度分の土地占用料の額については、なお従前の例による。
3　占用工作物のうち、第三条第二項の規定の適用があるものとした場合における平成十三年度分の土地占用料の一年当たりの額が平成十二年度分の土地占用料の一年当たりの額を超えるものに係る平成十三年度から平成二十一年度までの各年度分の土地占用料の額については、同項の規定にかかわらず、同項の土地占用料の額を限度として知事が別に定めることができる。
（流水占用料の徴収方法の特例）
4　第四条の規定により一括して徴収するものとされている令和元年度分の流水占用料（占用をすることができる期間の始期が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの期間（以下「令和元年度前期」という。）内の日である場合におけるものに限る。）については、同条の規定にかかわらず、令和元年度前期に係るものにあっては占用許可等をした日から一月以内に、同年十月一日から令和二年三月三十一日までの期間に係るものにあっては令和元年十月三十一日までに、分割して徴収することができる。
（平三一条例一一・追加、令元条例四・一部改正）
5　第四条の規定により一括して徴収するものとされている令和元年度分の流水占用料（同条ただし書の場合におけるものに限る。）については、同条ただし書の規定にかかわらず、令和元年度前期に係るものにあっては平成三十一年四月三十日までに、令和元年十月一日から令和二年三月三十一日までの期間に係るものにあっては令和元年十月三十一日までに、分割して徴収することができる。
（平三一条例一一・追加、令元条例四・一部改正）

附　則（平成一七年条例第五二号）

1　この条例は、平成十八年三月二十日から施行する。

附　則（平成二一年条例第一五号）抄

（施行期日）
1　この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附　則（平成二五年条例第四〇号）

この条例は、水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。
（施行の日＝平成二五年一二月一一日）

附　則（平成二六年条例第一〇号）抄

（施行期日）
1　この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附　則（平成三一年条例第一一号）抄

（施行期日等）
1　この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　略
二　第二十一条中山口県河川流水占用料等徴収条例附則に二項を加える改正規定　平成三十一年四月一日

附　則（令和元年条例第四号）

この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第二条中山口県河川流水占用料等徴収条例別表第一の備考一の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第一(第三条関係)
(平二一条例一五・平二六条例一〇・平三一条例一一・令元条例四・一部改正)

項	区分		単位	金額
一	発電の用に供する場合	一　次に掲げる発電所(揚水式発電所を除く。) イ　昭和四十年十月一日以後に発電(設備の点検のために行うものを除く。ロにおいて同じ。)を開始した発電所 ロ　昭和四十年九月三十日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、同年十月一日以後に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所(当該増設以後の理論水力に基づいてこの号に掲げる算式により算定した額が、当該増設前の理論水力に基づいて次号に掲げる算式により算定した額に満たないものを除く。)	一年につき	次の算式により算定した額 算式 {1,976円×A＋436円×(B－A)}×1.1
		二　前号に掲げる発電所以外の発電所(揚水式発電所を除く。)		次の算式により算定した額 算式 {1,976円×A＋988円×(B－A)}×1.1
		三　揚水式発電所		次の算式により算定した額 算式 {1,976円×A＋436円×(B－A)} ×C×1.1
二	発電以外の用に供する場合		最大取水量一リットル毎秒につき一年	六千三百八十円

一　一の項に掲げる算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
A　常時理論水力(単位　キロワット)
B　最大理論水力(単位　キロワット)
C　河川法施行令第十八条第一項第三号の建設大臣が定める額(昭和五十年建設省告示第千百二十五号)の表に規定する補正係数a
二　占用をすることができる期間が翌年度以降にわたる場合における流水占用料の額は、各年度ごとに算定するものとする。
三　各年度ごとの占用をすることができる期間が一年未満であるときは、月割をもって計算し、なお、一月未満の端数があるときは、一月として計算するものとする。

別表第二(第三条関係)
(平一七条例五二・平二六条例一〇・平三一条例一一・一部改正)

項	区分		単位	金額	
				市の区域	町の区域
一	工作物を設ける場合	電柱、電話柱等の柱類(支線及び支柱を含む。)	一本につき一年	六百八十円	四百八十円
		架空電線		五円	三円
		看板	表示面積一平方メートルにつき一年	五百七十円	四百円
		広告板		二千三百十円	千六百四十円
		水管等の管類 外径が〇・一メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	百六十円	百十円
		水管等の管類 外径が〇・一メートル以上のもの		百九十円	百四十円
		橋りょう又は通路	占用面積一平方メートルにつき一年	四百七十五円	三百五十円
		その他の工作物		六百三十円	四百四十円
二	工作物を設けない場合		占用面積一平方メートルにつき一年	三百六十円	二百四十円

備考

一　「表示面積」とは、看板又は広告板の表示部分の面積をいう。

二　占用をすることができる期間が翌年度以降にわたる場合における土地占用料の額は、各年度ごとに算定するものとする。

三　表示面積若しくは占用面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき又は表示面積若しくは占用面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。

四　各年度ごとの占用をすることができる期間が一年未満であるときは、月割をもって計算し、なお、一月未満の端数があるときは、一月として計算するものとする。

五　四にかかわらず、占用をすることができる期間が一月未満である場合における土地占用料の額は、日割をもって計算した額に一・一を乗じて得た額とする。

六　土地占用料の額が百円に満たないときは、百円とする。

別表第三（第三条関係）

（平二六条例一〇・平三一条例一一・一部改正）

項	名称	区分		単位	金額
一	土石採取料	土砂		一立方メートルにつき	八十八円
		砂			九十九円
		砂利、くり石又は玉石			百二十一円
		転石	粒径が〇・三メートル以下のもの	一個につき	五十五円
			粒径が〇・三メートルを超え〇・四五メートル以下のもの		八十八円
			粒径が〇・四五メートルを超えるもの		百二十一円
		埋立てに伴うしゅんせつ又はしゅんせつに伴う埋立てのために採取する土砂等		一立方メートルにつき	二十七円五十銭
二	河川産出物採取料	竹木、あし又はかや			時価を勘案して、採取場所を管轄する市町村の長と協議して知事が定める額

備考

一　採取をすることができる期間が翌年度以降にわたる場合における土石採取料又は河川産出物採取料の額は、各年度ごとに算定するものとする。

二　土砂等の体積が一立方メートル未満であるとき又は土砂等の体積に一立方メートル未満の端数があるときは、一立方メートルとして計算するものとする。

三　土石採取料又は河川産出物採取料の額が百円に満たないときは、百円とする。

（７）流水占用料等の免除の取扱いについて（通知）

（平成１７河川第７２３号　平成１７年１２月１３日　土木建築部長）

このことについて、日本道路公団の民営化に伴い、平成11年(1999年)12月1日付け河川第302号を下記のとおり改正しますので、取扱いに遺漏のないようお願いします。

記

１　国等が河川法第95条の規定に基づき占用等をする場合。
２　国及び地方公共団体が発注した工事の請負者が、当該工事のため占用をする場合。
３　漁業者等が、漁業の経営上不可欠なものとして占用等をする場合。
４　日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)に規定する承継法人又は精算事業団が、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)に規定する鉄道事業を行うために占用等をする場合。
５　日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)に基づき設立された独立行政法人高速自動車保有・債務返済機構が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第12条第1項第1号に基づき保有する高速道路に係る道路資産を占用等をする場合。
６　日本道路公団等民営化関係法施行法に基づき設立された高速道路株式会社(以下「会社」という。)が高速道路会社法第5条第1項第2号に基づき行う高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理(以下「維持管理等」)に伴い占用等をする場合。
　ただし、会社が行う維持管理等以外の業務で占用等をする場合は、業務の内容や公共性等を個別に判断し、流水占用料等の減免を決定するものとする。
７　占用物件が多数の利用に供するものであり、かつ、公共性を有するもの(鉄建公団の占用を含む。)

（８）山口県道路占用料徴収条例の一部改正について

（平成９年４月１日　道路整備第５号）

このことについて、別添のとおり公布され平成9年(1997年)4月1日から施行されましたので、その運用にあたっては下記事項に留意の上、遺漏のないようにしてください。

なお、平成元年4月1日付け道路整備第2号及び平成6年4月1日付け道路整備第3号は廃止します。

記

(抜粋)

７(占用料の徴収について)の（４）

（４）道路と堤防、護岸、鉄道その他公共の用に供する工作物又は施設とが、相互に効用を兼ねている場合において、道路管理者が道路の占用の許可をしたとき(道路管理者の取得している権原が、占用又は使用賃借である場合に限る。)は、他の工作物若しくは施設の管理者が占用料又は使用料を徴収する場合には、占用料を徴収しない。この場合において、兼用工作物について管理協定が成立したときは、当該鶴定による。

また、単に道路が堤防等を占用若しくは使用している場合も同様に取り扱う。

（９）港湾区域又は公告水域と河川区域が重複する区域における占用料等について（通知）

（昭和５５年８月１８日　港湾第３４１号　土木建築部長）

港湾区域又は公告水域と河川区域が重複する区域における水域占用料及び土石採取料（以下「占用料等」という。）については、下記理由により昭和５５年９月１日から河川管理者のみが徴収することとし、港湾管理者の長又は公告水域の管理者の許可に係る占用料等は、「港湾施設使用料、水域占用料、土石採取料等の減免基準について」（昭和５３年７月３１日港湾第１１８１号）別紙２（３）に基づき全額免除する取扱いとなったので通知します。

記

１．河川区域における占用料等の徴収は、港湾区域設定前から行われている経緯があること。
２．漁港区域と河川区域が重視する区域における占用料等の徴収は、全て河川管理者が行っており、これに合わせることが行政上好しいこと。

（10）河川敷地を利用した進入路等の取扱いについて

（昭和４７年９月２０日　河川第４７７号　土木建築部長）

河川附近の土地の利用の増大に伴い、近年、河川敷地の一部を埋立てるなどして、進入路を設置する例が増加しているが、これらは、従来から自然発生的な田畑、山林へ通ずる堤防裏法の降りみちとは異なり、車両の進入を可能にした幅員をもち、しかも自家への出入りのみの用に供されているものが顕著であるところから、昭和４６年度以降これを占用許可として取り扱い、占用料を徴して来たところである。

しかし、既設の進入路の占用許可への移行が現実には相当困難であり、新規許可のものとの間に不均衡が生じること、共同で設置する場合の占用料の取り扱い、設置者と使用者が異なる場合（業者施工の立売り住宅等）の取り扱い等、占用許可とすることにより問題が生じているのが実態であるため、今後は下記により取り扱うこととしたので遺憾のないようにしてください。

なお、進入路の設置にあたっては、共同化、集団利用化を図り、できる限り設置件数の軽減を図るよう、業者、市町村の住宅部課および許可申請人を指導してください。

記

１　堤防裏法の一部を埋立てて進入路とするものについては、河川法第２７条および第５５条による許可とする。

なお、宅造業者等の申請にかかるもので、進入路に至る堤防の天端の補修、整備の義務を課する必要のある場合は、申請書にその履行を明記させるなど、事前に指導を十分に行うこと。

２　家屋の玄関等に直接設置される通路橋については、従来どおり河川法第２４条および第２６条による占用許可とする。

３　堤防裏法全面にわたる埋立てについては、従来どおり河川法第２７条（および第５５条）による許可とする

なお、埋立てにあたっては、側溝等により官民境界を明確にさせ、堤防上の占用はできないことを申請人に十分納得させたうえで、申請書の提出をさせること。

４　これらの申請では、河川保全区域内に建物等の新設を伴うのが通例であるので、これらの建物等についても、同時申請するよう事前の指導を行うこと。

５　昭和４６年度以降河川敷地の占用として許可したものについては、別紙様式による占用廃止届を提出するよう指導すること。

別紙（様式）

占　用　廃　止　届

平成　　年　　月　　日

河川管理者
山口県知事　二　井　関　成　殿

住　所
氏　名

平成　　年　　月　　日付き指令河川第　　号により許可を受けた下記の物件については、占用を廃止したので、この旨お届けします。

記

1　河川の名称　　川水系　　川

2　場　　所　　地先

3　占用物件　　進入路

（11）河川敷地内広告物等取扱要領

（昭和５０年３月２０日　土木建築部長）

１　趣　　旨

河川敷地内における掲示板等広告物の取扱いについては、基本的には河川敷地占用許可準則（昭和４０年１２月２３日発河第１９９号建設事務官通達）により取扱われるものであるが、河川愛護県民運動の推進と相まって河川環境保全上特に広告物等の設置基準を明確にし河川管理の適正化を図ろうとするものである。

２　許可基準

河川敷地内における掲示板等広告物の設置については、公共性の高いもの以外は原則として許可すべきでないが、その地域の土地利用の実態等を勘案してやむを得ないものについては、次の事項に留意して許可するものとする。

（１）堤外地側には、設置させないこと。
（２）堤防、護岸等河川管理施設の機能保持並びに水防活動に支障のないものであること。
（３）他の河川使用（許可工作物等）に支障を与えないものであること。
（４）公衆の自由使用に支障を与えない程度のものであること。
（５）河川公園等地域住民の公園的利用に供されている区域は除外すること。
（６）河川及びその附近の自然的、社会的環境を損わないものてあること。
（７）許可の期間は、その目的・態様等を考慮して必要最少限度にするものとし、１年をこえて許可しないものとする。

３　不法広告物等の取扱い

河川法上の手続を経ず不法に設置された掲示板等広告物については、口頭又は文書により撤去するよう通知すること。この場合、状況に応じ撤去期日を設けるなど、その確実な履行を図ること。

電柱等許可物件に添加されているものについては、その管理者に通告して措置させること。

（12）河川総合開発事業の施行に伴う連絡調整について

（昭和５０年４月１２日　河川第３３号　河川課長）

このことについて、別添写しのとおり関係機関へ通知されたので、協議に応じられるよう念のためお知らせします。

なお、河川開発事業の円滑な促進を図るため、湛水予定区域内における河川法第２４菜、第２５条、第２６条．第２７条、第５５条等の許可申請の受理に当っては、当該開発事務所長の意見書を添付させる等、河川開発事業計画との関連性について十分配慮されるようお願いします。

(13) 河川総合開発事業の施行に伴う関係機関との連絡調整について

（昭和５０年４月１２日　河川開発第１１号　土木建築部河川開発課長）

河川総合開発事業の施行にあたり関連する他の事業との調整を行い、適正な事業の促進を図るため、特に下記事項に留意していただきたいのでよろしくお願いします。

記

１．河川総合開発事業の全体計画及び年度別計画について、関係土木事務所長に説明協議し、他の公共事業との調整を図られたいこと。
特に各年度当初には当該年度の実施内容について説明協議を行い、河川、道路等管理上の調整を図られたいこと。

２．河川総合開発事業に関連する河川区域内における工作物の設置等について、関係土木事務所長と協議を行い、他の河川使用者等との河川管理上の調整を図られたいこと。

（14）河川の横断管の設置基準について

（平成８年７月２３日　河川第１８８号　河川課長）

河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２６条第１項に基づく工作物の新築、改築又は除去の許可を行うに当たっては、構造に関しては「河川管理施設等構造令」（昭和５１年政令第１９９号）に、設置位置等に関しては「工作物設置許可基準」（平成６年治水課長通達）に、土木工学上の安定計算等の設計基準的な内容に関しては「河川砂防技術基準（案）」に基づき、総合的に河川管理上の判断を行っているところであります。

このたび、河川の横断管の設置については別紙のとおり補充する基準を定めたので、その運用については、遺漏のないようにされたい。

（別紙）

河川の横断管の設置基準について

１　下水道等の自然流下管について

（１）橋梁添架等による河川横過の場合

１）設置の基準

①　洪水時の流水方向に対して直角を基本とすること。

②　堤防の定規断面外に設置すること。

③　構造令に適合していない既存の橋には添架しないことを基本とすること。

２）構造の基準

単管構造とすることができる。

ただし、管の損傷により河川水の汚染を引き起こすおそれがある場合は二重鞘管構造とすること。

３）材質の基準

①　電蝕等の錆止加工を施した鋼管、ダクタイル鋳鉄管とすること。

（２）河底横過の場合

１）設置の基準

①　洪水時の流水方向に対して直角を基本とすること。

②　埋設深さは、計画河床高又は最深河床高から「１．５×掘削外径十２．０m」以上とすること。ただし、掘込河道の場合は２．０m以上とすることかできる。

２）構造の基準

単管構造とすることができる。

３）材質の基準

①　鋼管、耐震性ダクタイル鋳鉄管とする場合は、電蝕等の防錆加工を施すこと。

②　ヒューム管、塩び管とする場合は、不等沈下及び地震に対して強度不足のためその外側を鉄筋コンクリート等で巻き立てること。

２　水道管及び石油パイプライン等の圧力管について

（１）橋梁添架等による河川横過の場合

１）設置の基準

①　洪水時の流水方向に対して直角を基本とすること。

②　堤防の定規断面外に設置すること。

③　構造令に適合していない既存の橋には添架しないことを基本とすること。

2）構造の基準

河道形態	内径　５００mm以上	内径　５００mm未満
築　堤	二重鞘管構造　＊１	単　管　構　造
掘　込	単　管　構　造	単　管　構　造

ただし、管の損傷により河川水の汚染を引き起こすおそれかある石油パイプライン等については、内径にかかわらず二重鞘管構造とすること。

＊１については、管の振動が堤体に悪影響を及ぼすおそれかあり、また、管の損傷により堤防の損傷を引き起こすおそれがあることによる。

3）材質の基準

①　電蝕等の錆止加工を施した鋼管、ダクタイル鋳鉄管とすること。

（２）河底横過の場合

1）設置の基準

①　洪水時の流水方向に対して直角を基本とすること。

②　埋設深さは、計画河床高又は最深河床高から「１．５×外径十２．０m」以上とすること。　ただし、掘込河道の場合は２．０m以上とすることかできる。

2）構造の基準

二重鞘管構造とすること。

この理由としては、（１）の河川横過の場合に比へて通常の維持管理か困難であり、また、損傷した際の圧力水の噴出により、堤防あるいは河床に悪影響を及ぼすおそれかあり、構造的に十分な安全性を確保しておく必要かあるためである。

3）材質の基準

①　鋼管、ダクタイル鋳鉄管とする場合は、電蝕等の錆止加工を施すこと。

②　本管をヒューム管、塩ビ管とする場合は、その外側を鉄筋コンクリート等で巻き立てること。

(15) 築堤部における橋梁下部工の直接基礎の基礎処理について

（監理第１５１６号　平成４年３月３１日　土木建築部長）

従来、築地部の橋台及び橋脚の基礎形式を直接基礎とする場合、築堤部に透水性部分を作らないという方針から、土砂地盤における基礎処理は、コンクリート基礎で施工することとしていたが、道路橋示方書に示されているように、基礎底面のせん断抵抗力は、コンクリート基礎より栗石基礎（または砕石基礎）で施工する方が安定計算上有利なこと、また、橋台、橋脚の構造は、樋門、樋管のように堤防に対して横断する構造ではないため、栗石基礎（または砕石基礎）を施工しても、この部分の透水性が堤防に与える影響はほとんどないと判断されることから、土砂地盤における基礎処理は、下記のとおり取り扱うこととするので周知してください。

なお、土木（建築）事務所にあっては、管内市町村にこの旨通知してください。

記

１　築堤部の橋台及び橋脚の基礎形式を直接基礎とする場合、土砂地盤における基礎処理は基礎砕石の使用を原則とする。

なお、基礎砕石は十分突き固め、基礎地盤にくい込ませるように施工する。

２　原則として、基礎砕石の上に施工性を確保するための均しコンクリートを打設する。

３　標準として、基礎砕石の厚さは２０㎝、均しコンクリートの厚さ１０㎝とする。

４　この取扱いは、平成４年度以降施工する工事から適用する。

（追記）

１　基礎底面のせん断抵抗力に係る摩擦角と付着力は、別添資料－１（道路橋示方書）のとおりである。

２　建設省土木構造物標準設計に収録してある図集は、別添資料－２のとおり摩擦係数μ＝０．６の条件設定となっており、この取扱いによる摩擦係数と整合するため、標準設計図集が利用できる。

３　既に設計が完了しており平成４年度以降施工する下部工についても、この取扱いを適用するため、必要であれば見直しを行うこと。また、見直し箇所で、河川課との協議が終了している箇所については再協議を行うこと。

(16) 河川護岸背面に全面敷設する吸出し防止材について（通知）

（平１８技術管理第１６９５号の１　平成１９年３月２９日　技術管理課長）

河川護岸背面に全面敷設する場合の吸出防止材の施工方法及び品質について、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

なお、平成8年9月10日付河川第239号及び平成9年4月21日付河川第48号は廃止します。

記

1　吸出防止材全面敷設の適用範囲

コンクリートブロック空積み(張り)護岸、空石積み（張り）護岸、かご系護岸、連節型ブロック護岸など透水性を有している護岸で、背面土砂の吸い出しを防止する必要がある場合は、河川護岸背面に吸出防止材を全面敷設すること。

2　吸出防止材の継ぎ目の施工方法

（１）重ね合わせ

流水によるめくれを考慮して、河川の上流側のシートを上にすること。

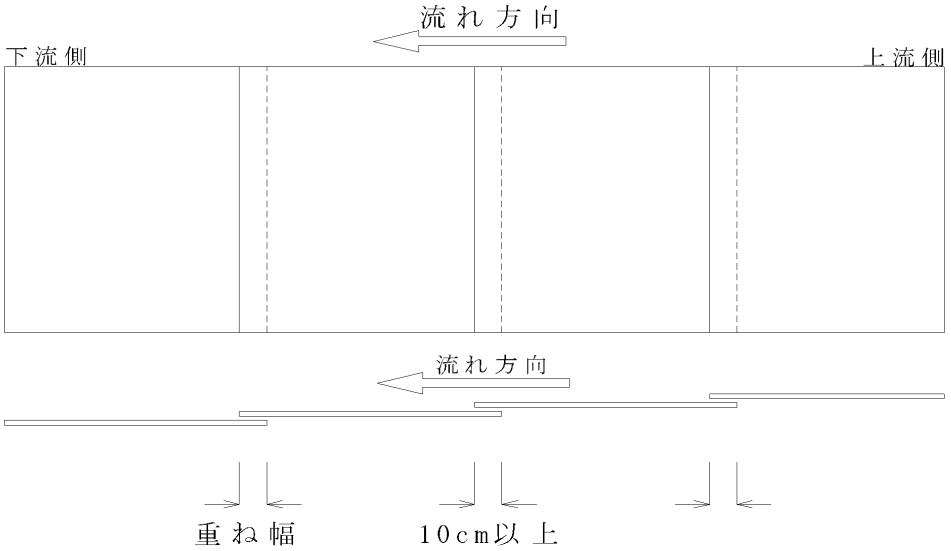
（２）重ね幅

吸出防止材の継ぎ目は、弱点となりやすいため、重ね幅を１０ｃｍ以上確保すること。

（３）その他

上記（１）及び（２）によりがたい場合は、事業主管課と協議すること。

また、実施ブロックのカタログ等において、重ね幅が異なる場合は、必要性を確認の上、その重ね幅を確保すること。



3　吸出防止材の品質

吸出防止材は表－１、２の規格値を満足した「河川護岸用吸出防止シート評価書」(国土交通大臣認可)を有しているシートとする。

なお、上記評価書を有していない製品についても「公的機関による技術証明書」を有しているシートについては、使用できるものとする。

表－１　吸出防止材の規格値

項　　目	規　　格	備　　考
厚　　さ	10mm以上	
開　孔　径	0.2mm以下	
引張り強度	9.8kN/m以上	縦・横方向
化学的安定性（強度保持率）	70%以上　130%以下	JIS K 7114準拠(PH 5～9)
耐　候　性（強度保持率）	70%以上　130%以下	JIS A 1410,A 1415準拠

表－２　吸出防止材の品質及び規格

試験項目	内　　容	単位	規格値	試験方法
密　　度		g/cm^2	0.12以上	JIS L 3204
圧 縮 率		%	12以下	JIS L 3204
引張強さ		kN/m	9.8以上	JIS L 3204
伸 び 率		%	50以上	JIS L 3204
耐薬品性	不溶解分	%	90以上	JIS L 3204
透水係数		cm/s	0.01以上	JIS L 3204

4　施工管理基準

表－３によること。

表－３　施工管理項目

工　種	写真管理項目		
	撮影項目	撮影頻度	撮影時期
吸出防止材	重ね幅	20m又は1施工箇所に1回	施工後

5　施工条件明示

別添特記仕様書によること。

6　適用基準日

平成１９年４月１日以降適用する。

(17) 河川法に基づく許認可に係る河川課事前協議について

（平１７河川第９６号　平成１７年５月９日　河川課長）

このことについて、「河川法に係る事務委任について」(昭和58年3月18目付け河川第620号土木建築部長通知)において河川課協議を要する事案については、事前協議を河川課担当職員と行なうこととしていますが、申請者又は施工業者が直接河川課あてに日程調整を行い、土木(建築)事務所が同席せず、申請者又は施工業者と河川課担当職員が協議を行う事例が見受けられます。

事前協議は、「河川工作物設置許可マニュアル」の「2-1-3工作物設置許可の事務の流れ(24ページ)」に基づき行うこととしています。その中で「河川課決裁又は河川課協議が必要な工作物については、土木事務所での事前協議とは別に河川課においても事前協議が行われます。」とあるように、申請者からの事前協議の申し出に基づき、許認可の決裁権者である各土木(建築)事務所において内容確認や現地調査等を行った上で、河川課との事前協議が行われる必要があります。

ついては、今後は、各土木(建築)事務所において所要の確認を行ったうえで、土木(建築)事務所担当者から河川課担当者あてに事前協議の日程調整を行い、河川課との事前協議の際には、事務所担当者が同席することでの対応をお願いします。

(18) 開発行為に伴う橋梁等の設置に係る河川占用許可の対応について

（平１７河川第７６６号　平成１８年１月１０日　河川課長）

宅地造成等の開発行為に伴い河川区域に設置された橋梁、上下水道管、排水管(以下「橋梁等」という。)に対し、開発業者を占用主体として河川占用許可を行ったものについて、最近、開発業者が、橋梁等は住民等の利用者が管理すべき財産であり自社が管理すべきものでないという理由から、占用許可更新申請書の提出拒否や土地占用料の納付拒否を行う事例が見受けられます。

「河川敷地占用許可準則」(平成11年8月5日建設省河政発第67号建設事務次官通達)では、橋梁等を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等を例外的に占用主体として認めていますが、「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5目建設省河政発第68号建設省河川局長通達)では、これらの者に許可するに当たっては、特に、当該占用の必要性及び占用施設の管理能力等の占用主体としての適格性について十分審査する必要があるとされています。

よって、河川敷地占用許可準則の規定からすれば、橋梁等を自社が管理すべき財産でないという理由から占用許可更新申請書の提出や土地占用料の納付を拒否する開発業者は、占用主体としての適格性を欠いていると見なさざるを得ないことから、今後、開発行為に伴う橋梁等の設置に係る占用許可は、以下のとおり取扱いますので遺漏のないようお願いします。

記

1　開発行為に伴う橋梁等の占用許可は、工作物設置後に市町村へ移管されるものに限り行うことを基本とすること。

2　橋梁等を市町村へ移管できない場合は、河川区域への架橋等によらない方法を求めることを基本とするが、他に設置箇所がない等、河川占用が真にやむを得ないと判断される場合は、開発業者を含めて橋梁等を適正に維持管理することが可能な者を占用主体とすること。その際、「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日建設省河政発第68号建設省河川局長通達)に定める占用主体としての適格性を判断するために、以下の3点を網輝した確約書を占用許可申請書に添付するよう、申請者に求めること。

(1)設置された橋梁等の維持管理を適正に行うこと。

(2)占用期間満了までに占用許可更新申請書を提出すること。

(3)定められた納期限までに土地占用料を納付すること。

なお、上下水道管を市町村へ移管できない場合は、上下水道管が河川敷地占用許可準則第7第1項第5号に示された占用施設に該当しないことから、占用許可を行わないものとする。

3　占用主体を市町村以外の者に変更する場合も、新たな占用主体から上記2の(1)から(3)を内容とする確約書を提出させること。

(19)山口県降雨強度曲線式の改訂について(通知)

（平２６河川第７０７号　平成２７年３月２５日　河川課長）

このことについて、別紙のとおり定めたので、下記のとおり通知します。

なお、関係市町には関係機関の長から参考資料として通知されますようお願いいたします。

また、昭和62年4月16日付河川第42号「降雨強度曲線式の運用について」及び昭和62年5月29日付河川第135号「降雨強度曲線式の追加について」は、平成27年3月31日をもって廃止しますので申し添えます。

記

１　適用基準日

平成 27 年 4 月 1 日以降適用

山口県降雨強度曲線式

平成２７年４月改訂
山　口　県　河　川　課

1. 降雨強度曲線式の適用について

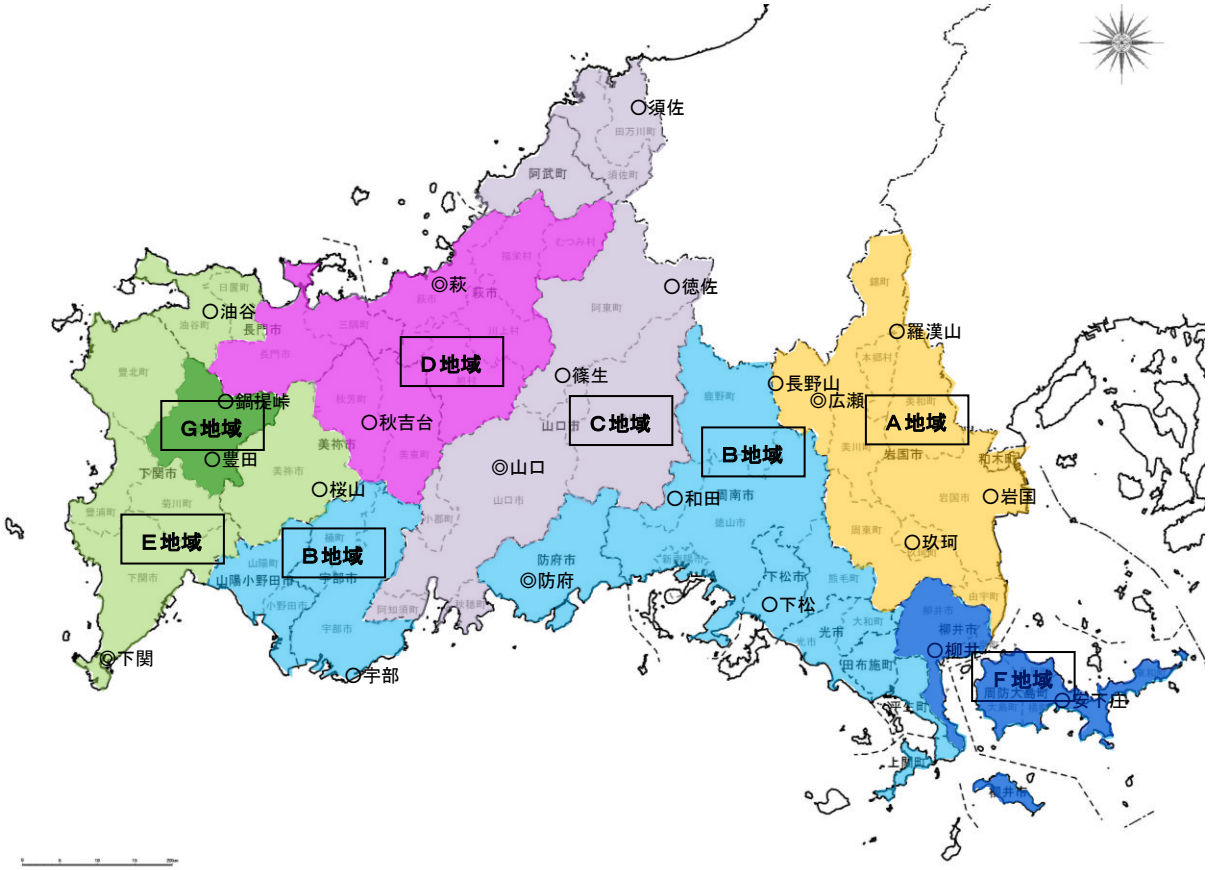
山口県降雨強度曲線式を適用する地域区分は、表－１及び図－１のとおりとし、地域区分ごとの降雨強度曲線式は、図－２から図－８のとおりとする。

なお、Ｆ地域（柳井市、周防大島町）及びＧ地域（旧豊田町）については、Ｃ地域（代表観測所：山口）の降雨強度曲線式で求めた値を補正して用いること。

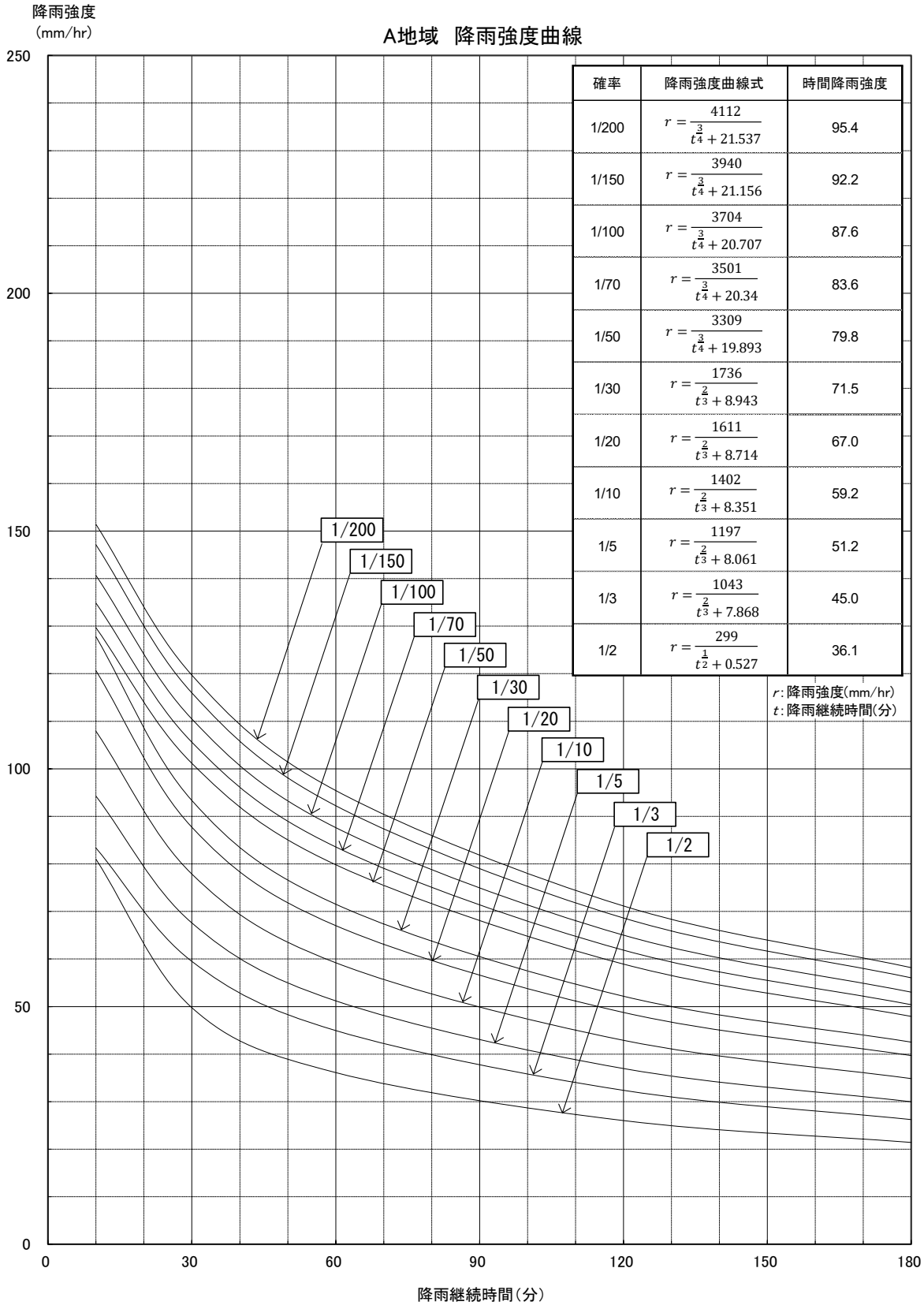
また、河道計画の基本的な考え方や計画規模、および計画高水流量の算定については、「河川海岸技術マニュアル（河川編）平成１４年３月　山口県土木建築部河川課」のうち、「第３章　河川改修計画」を参照のこと。

表－１　降雨強度曲線式の適用区分

地域区分	代表観測所	該当市町村	備　考
Ａ地域	広瀬	岩国市、和木町	
Ｂ地域	防府	防府市、周南市、下松市、光市、平生町、上関町、宇部市、山陽小野田市、田布施町	
Ｃ地域	山口	山口市、萩市北部、阿武町	
Ｄ地域	萩	萩市南部、美祢市北部、長門市東部	
Ｅ地域	下関	下関市（旧豊田町を除く）、長門市西部、美祢市南部	
Ｆ地域	山口	柳井市、周防大島町	補正して適用
Ｇ地域	山口	旧豊田町	補正して適用



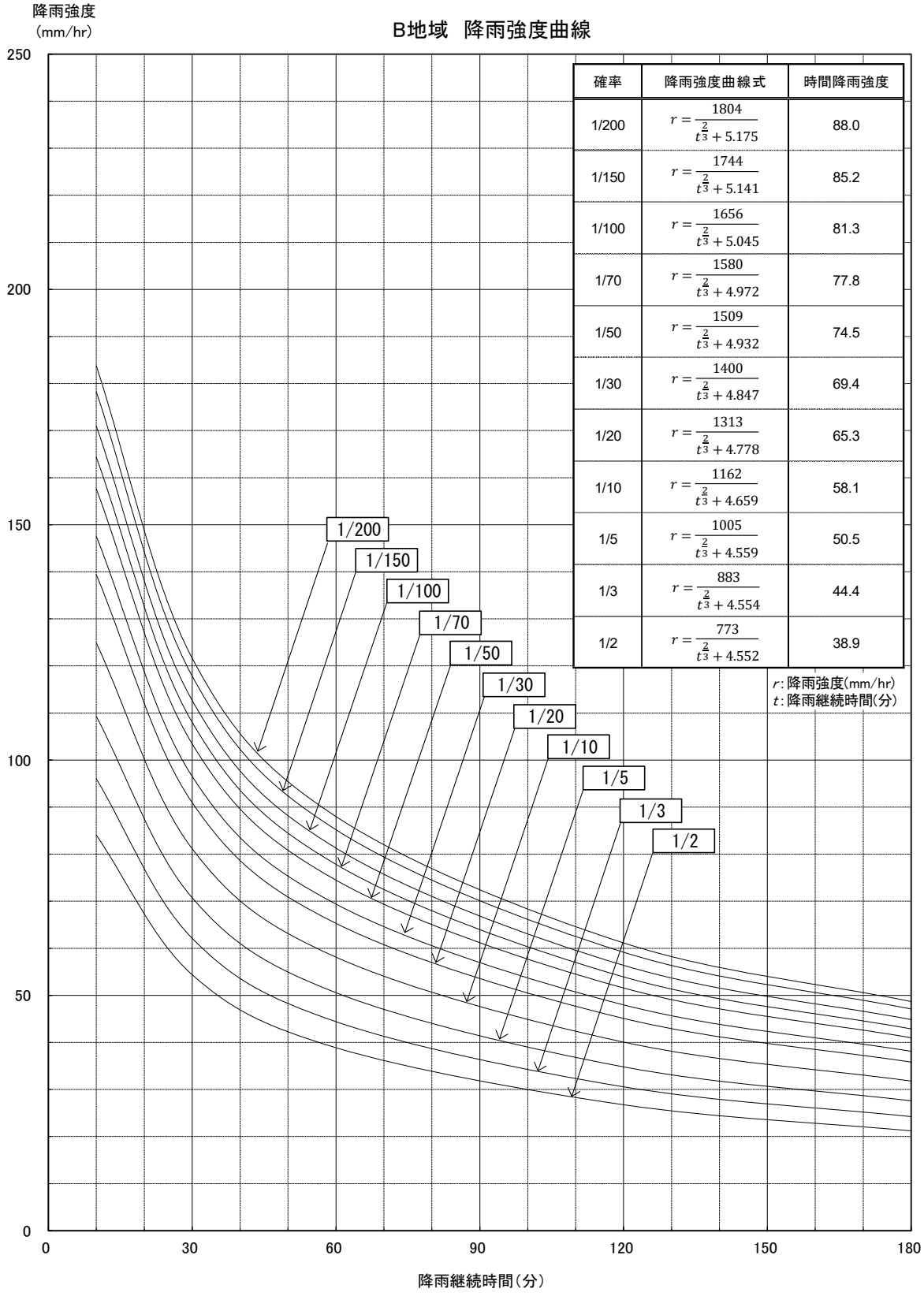
図－１　降雨強度曲線式の適用区分図



確率	降雨強度曲線式	時間降雨強度
1/200	$r=\frac{4112}{t^{\frac{3}{4}}+21.537}$	95.4
1/150	$r=\frac{3940}{t^{\frac{3}{4}}+21.156}$	92.2
1/100	$r=\frac{3704}{t^{\frac{3}{4}}+20.707}$	87.6
1/70	$r=\frac{3501}{t^{\frac{3}{4}}+20.34}$	83.6
1/50	$r=\frac{3309}{t^{\frac{3}{4}}+19.893}$	79.8
1/30	$r=\frac{1736}{t^{\frac{2}{3}}+8.943}$	71.5
1/20	$r=\frac{1611}{t^{\frac{2}{3}}+8.714}$	67.0
1/10	$r=\frac{1402}{t^{\frac{2}{3}}+8.351}$	59.2
1/5	$r=\frac{1197}{t^{\frac{2}{3}}+8.061}$	51.2
1/3	$r=\frac{1043}{t^{\frac{2}{3}}+7.868}$	45.0
1/2	$r=\frac{299}{t^{\frac{1}{2}}+0.527}$	36.1

r:降雨強度(mm/hr)
t:降雨継続時間(分)

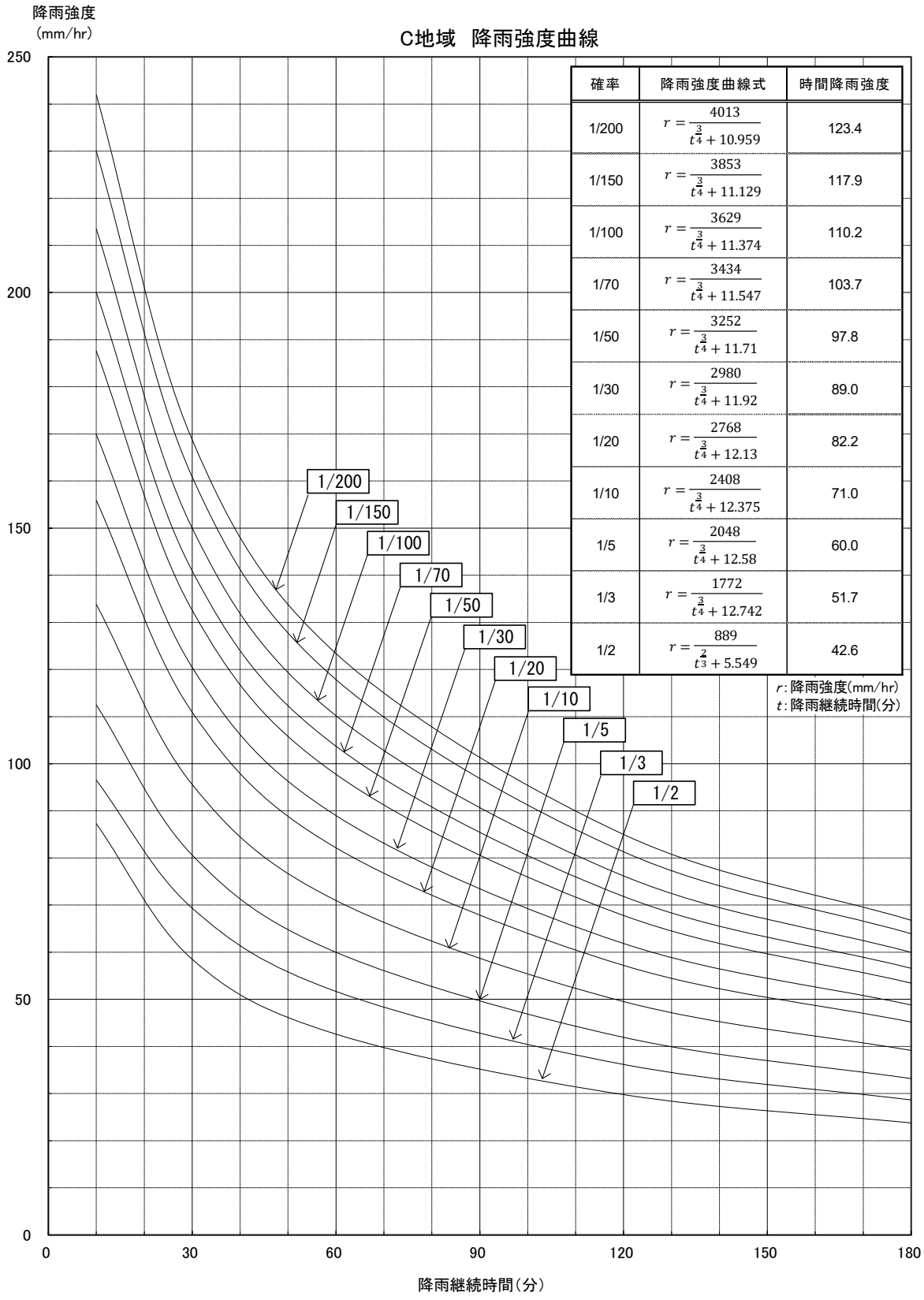
図－２　Ａ地域 降雨強度曲線【代表観測所：広瀬】



確率	降雨強度曲線式	時間降雨強度
1/200	$r=\frac{1804}{t^{\frac{2}{3}}+5.175}$	88.0
1/150	$r=\frac{1744}{t^{\frac{2}{3}}+5.141}$	85.2
1/100	$r=\frac{1656}{t^{\frac{2}{3}}+5.045}$	81.3
1/70	$r=\frac{1580}{t^{\frac{2}{3}}+4.972}$	77.8
1/50	$r=\frac{1509}{t^{\frac{2}{3}}+4.932}$	74.5
1/30	$r=\frac{1400}{t^{\frac{2}{3}}+4.847}$	69.4
1/20	$r=\frac{1313}{t^{\frac{2}{3}}+4.778}$	65.3
1/10	$r=\frac{1162}{t^{\frac{2}{3}}+4.659}$	58.1
1/5	$r=\frac{1005}{t^{\frac{2}{3}}+4.559}$	50.5
1/3	$r=\frac{883}{t^{\frac{2}{3}}+4.554}$	44.4
1/2	$r=\frac{773}{t^{\frac{2}{3}}+4.552}$	38.9

r:降雨強度(mm/hr)
t:降雨継続時間(分)

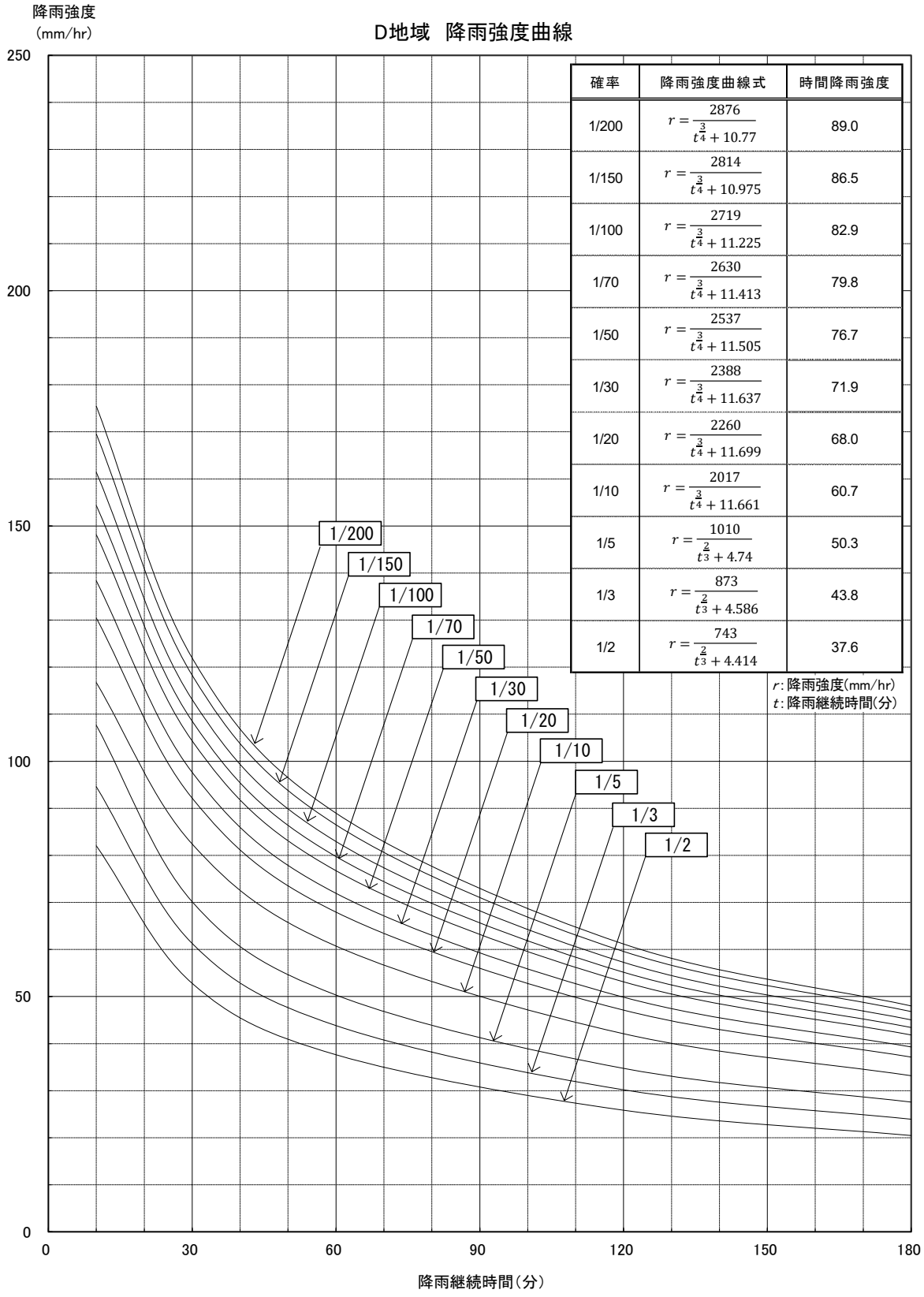
図－３　Ｂ地域 降雨強度曲線式【代表観測所：防府】



確率	降雨強度曲線式	時間降雨強度
1/200	$r=\frac{4013}{t^{\frac{3}{4}}+10.959}$	123.4
1/150	$r=\frac{3853}{t^{\frac{3}{4}}+11.129}$	117.9
1/100	$r=\frac{3629}{t^{\frac{3}{4}}+11.374}$	110.2
1/70	$r=\frac{3434}{t^{\frac{3}{4}}+11.547}$	103.7
1/50	$r=\frac{3252}{t^{\frac{3}{4}}+11.71}$	97.8
1/30	$r=\frac{2980}{t^{\frac{3}{4}}+11.92}$	89.0
1/20	$r=\frac{2768}{t^{\frac{3}{4}}+12.13}$	82.2
1/10	$r=\frac{2408}{t^{\frac{3}{4}}+12.375}$	71.0
1/5	$r=\frac{2048}{t^{\frac{3}{4}}+12.58}$	60.0
1/3	$r=\frac{1772}{t^{\frac{3}{4}}+12.742}$	51.7
1/2	$r=\frac{889}{t^{\frac{2}{3}}+5.549}$	42.6

r:降雨強度(mm/hr)
t:降雨継続時間(分)

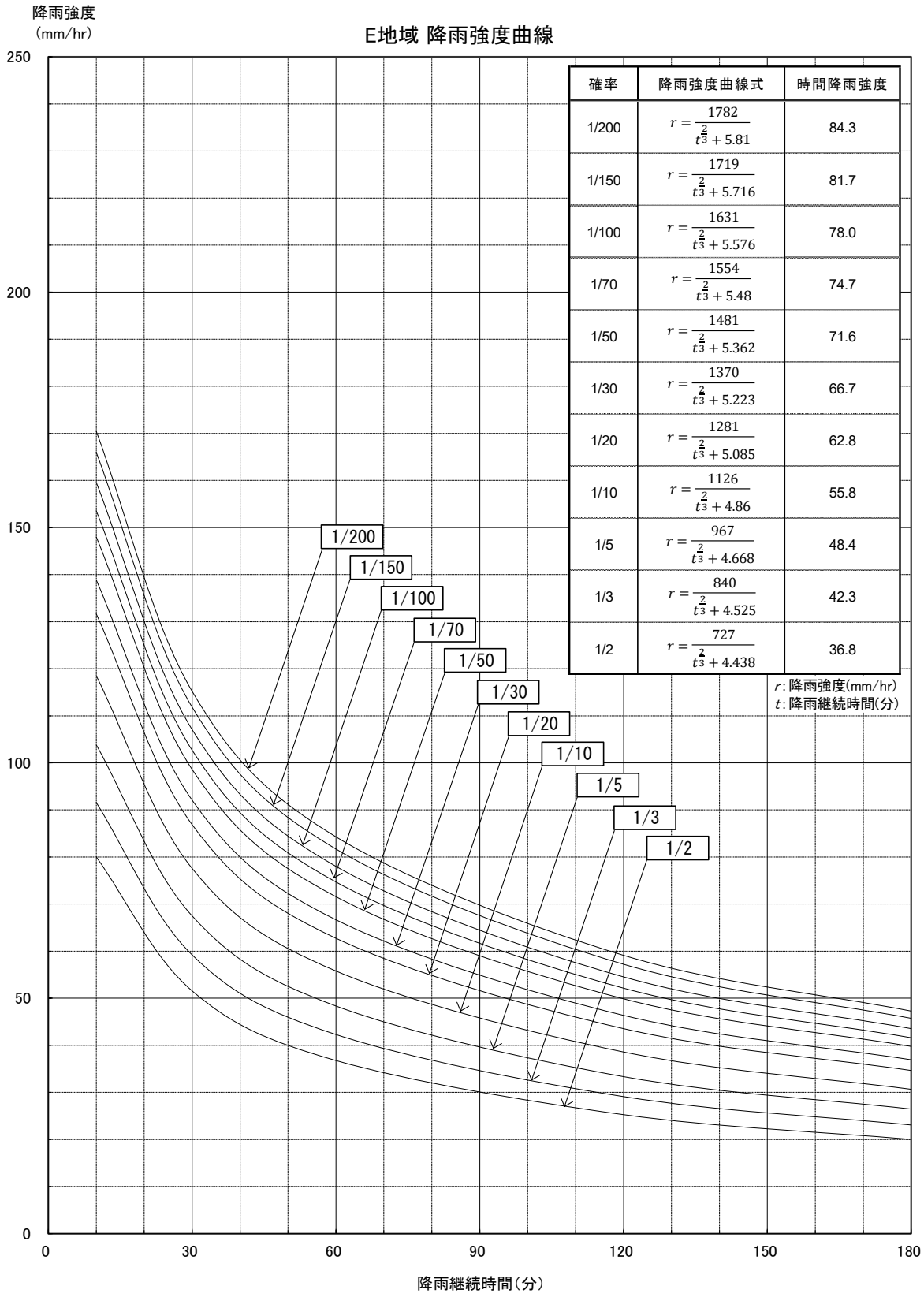
図－４　Ｃ地域 降雨強度曲線【代表観測所：山口】



確率	降雨強度曲線式	時間降雨強度
1/200	$r=\frac{2876}{t^{\frac{3}{4}}+10.77}$	89.0
1/150	$r=\frac{2814}{t^{\frac{3}{4}}+10.975}$	86.5
1/100	$r=\frac{2719}{t^{\frac{3}{4}}+11.225}$	82.9
1/70	$r=\frac{2630}{t^{\frac{3}{4}}+11.413}$	79.8
1/50	$r=\frac{2537}{t^{\frac{3}{4}}+11.505}$	76.7
1/30	$r=\frac{2388}{t^{\frac{3}{4}}+11.637}$	71.9
1/20	$r=\frac{2260}{t^{\frac{3}{4}}+11.699}$	68.0
1/10	$r=\frac{2017}{t^{\frac{3}{4}}+11.661}$	60.7
1/5	$r=\frac{1010}{t^{\frac{2}{3}}+4.74}$	50.3
1/3	$r=\frac{873}{t^{\frac{2}{3}}+4.586}$	43.8
1/2	$r=\frac{743}{t^{\frac{2}{3}}+4.414}$	37.6

r：降雨強度(mm/hr)
t：降雨継続時間(分)

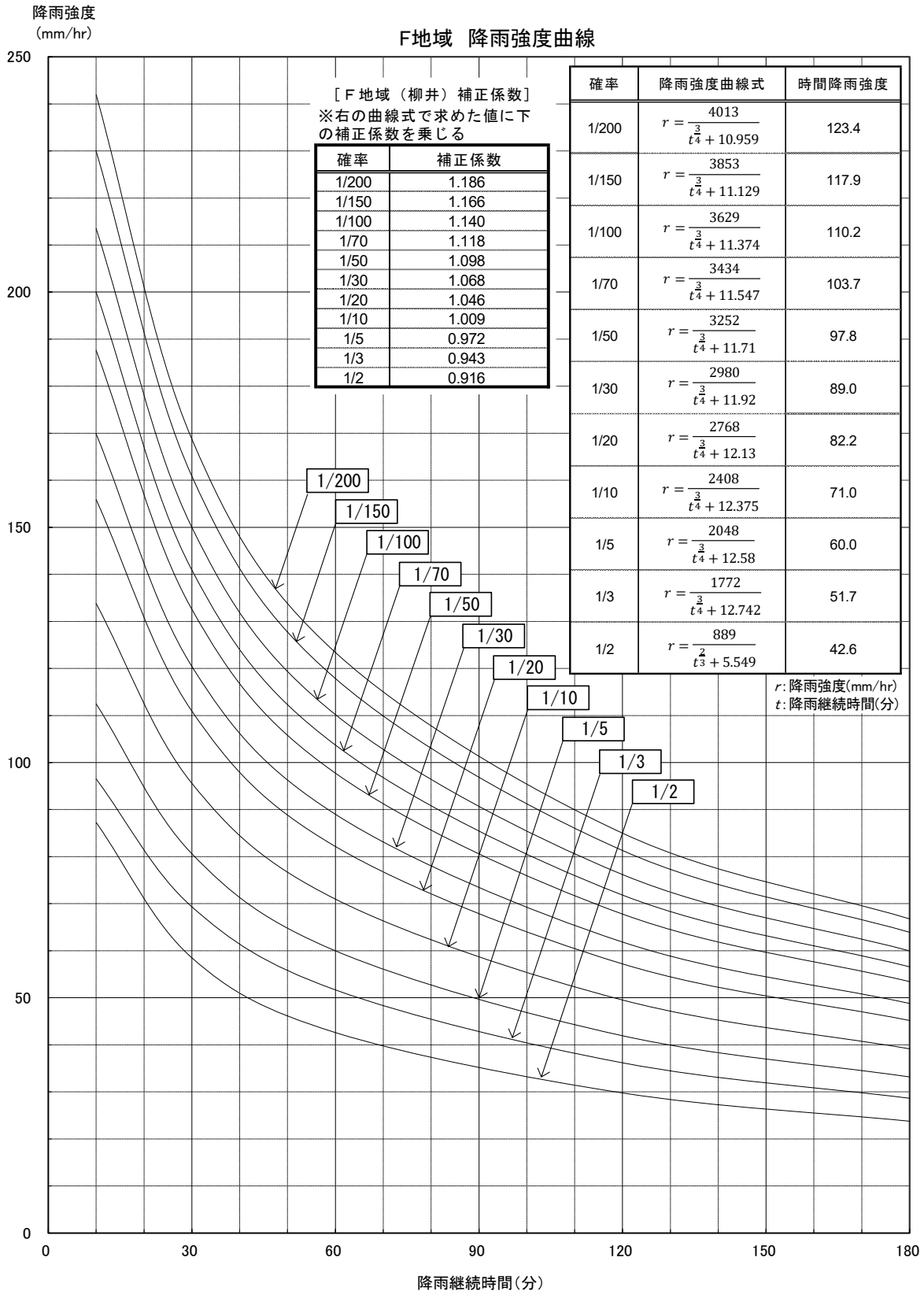
図－５　Ｄ地域 降雨強度曲線【代表観測所：萩】



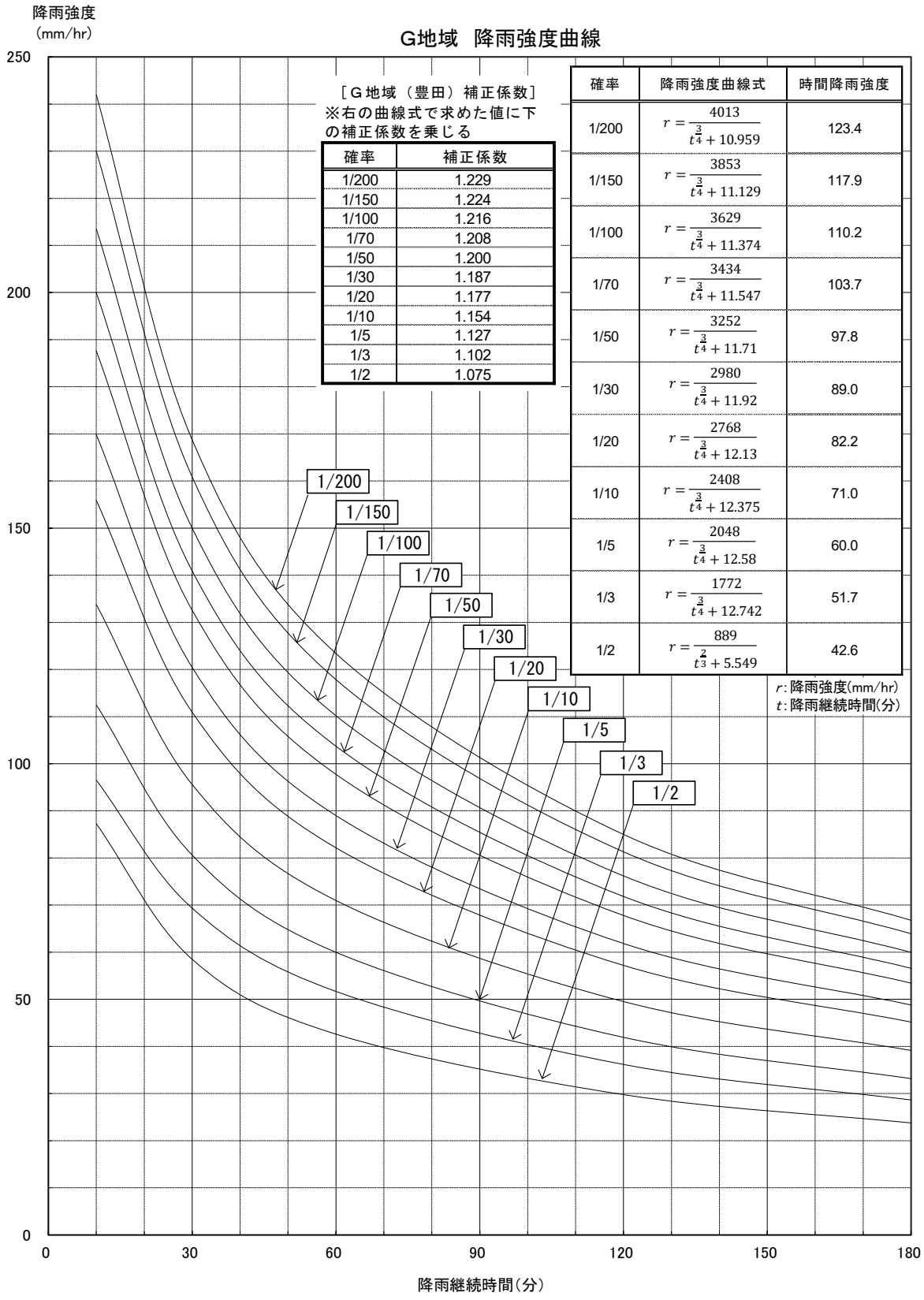
確率	降雨強度曲線式	時間降雨強度
1/200	$r=\frac{1782}{t^{\frac{2}{3}}+5.81}$	84.3
1/150	$r=\frac{1719}{t^{\frac{2}{3}}+5.716}$	81.7
1/100	$r=\frac{1631}{t^{\frac{2}{3}}+5.576}$	78.0
1/70	$r=\frac{1554}{t^{\frac{2}{3}}+5.48}$	74.7
1/50	$r=\frac{1481}{t^{\frac{2}{3}}+5.362}$	71.6
1/30	$r=\frac{1370}{t^{\frac{2}{3}}+5.223}$	66.7
1/20	$r=\frac{1281}{t^{\frac{2}{3}}+5.085}$	62.8
1/10	$r=\frac{1126}{t^{\frac{2}{3}}+4.86}$	55.8
1/5	$r=\frac{967}{t^{\frac{2}{3}}+4.668}$	48.4
1/3	$r=\frac{840}{t^{\frac{2}{3}}+4.525}$	42.3
1/2	$r=\frac{727}{t^{\frac{2}{3}}+4.438}$	36.8

r:降雨強度(mm/hr)
t:降雨継続時間(分)

図－６　Ｅ地域 降雨強度曲線【代表観測所：下関】



図－７　Ｆ地域 降雨強度曲線【代表観測所：山口】



図－８　Ｇ地域 降雨強度曲線【代表観測所：山口】

（20）許認可の審査に係る取扱いについて

（河川第２７８号　平成１２年１２月１３日　河川課長）

標記について、別紙1,2のとおり取り扱うこととしましたので、関係機関への指導をよろしくお願いいたします。

（別紙１）

橋梁撤去に関する許認可の審査に係る取扱いについて

＜基本方針＞

橋梁を撤去する場合、すべての橋梁施設を撤去する。ただし、橋脚の根入れ部分については、別途協議するものとする。

＜解説＞

橋梁を撤去する際、橋台が兼用護岸となっている場合がある。このような場合でも将来河川改修を行うときの支障構造物となるため、撤去が必要といえる。

（別紙２）

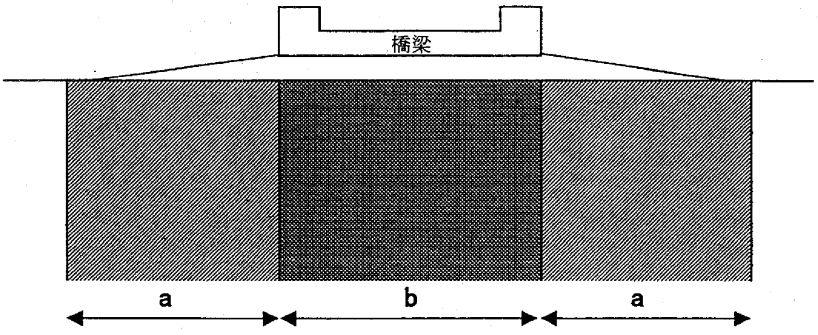
護岸工事に関する許認可の審査に係る取扱いについて

＜基本方針＞

河川法第２０条並びに２６条に係る護岸工事を行う場合、延長５m以上の箇所については環境に配慮した工法で行うこととする。ただし、橋梁の桁下部分は除くものとする。延長５m未満の箇所については、別途協議を必要とする。

＜解説＞

平成９年度に河川法の改正が行われ、「河川環境の整備と保全」が明確に位置づけられた。このことにより災害復旧事業等においても環境に配慮した工法による申請をすることとなっている。従って、今後の審査にあたってはすべて上記基本方針によるものとする。



・ａが５m以上の場合、環境に配慮した工法を採用のこと。
・ａが５m未満の場合、別途協議。
・ｂの部分については、桁の影となるので植生は難しい。
　景観に配慮する必要があるか検討し、工法を選定すること。

(21) 河川の河口附近の海面における工作物の新築等の許可について

（河川第１２２号　平成１６年６月９日　土木建築部長）

河川法第26条第1項においては、河川区域内の土地のほか、河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、河川管理者の許可をうけなければならないと規定されていますが、近年、当許可を受けないまま、工作物を設置する事例が多発しています。

河川の河口附近の海面に工作物の設置がなされることは、河川区域内の土地における場合と同等程度に河川の自由使用や洪水の際の洪水の流下に影響を与えるものであることから、今後、河川の河口附近に、港湾・漁港・海岸に関する工作物等の設置を予定している各管理者、業者、市町村の関係課等に対し、必ず事前に河川管理者と協議するよう指導してください。

なお、河川管理上の最低限の判断基準として、別紙のとおりとしていますので、参考にしてください。

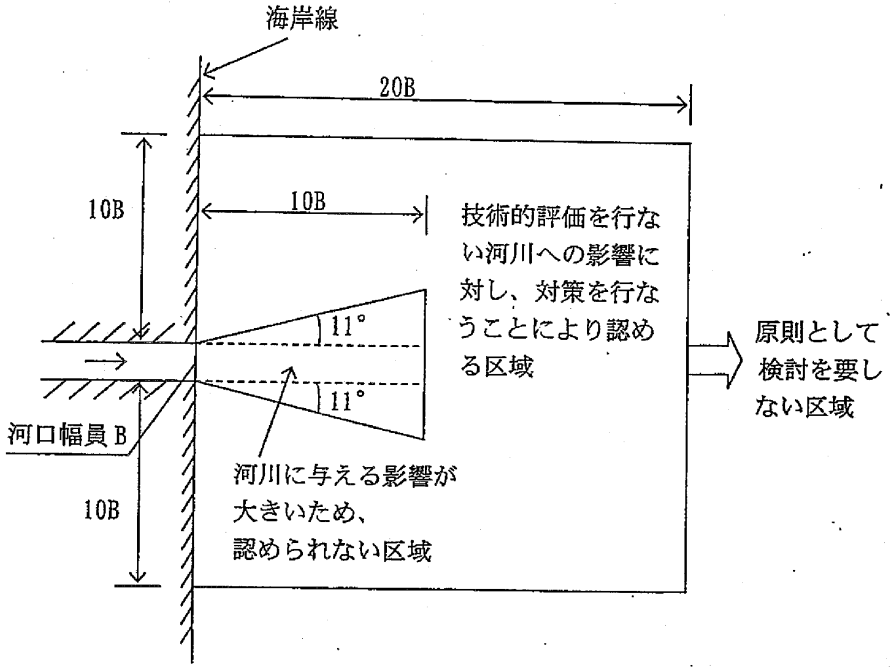
おって、各市町村長及び庁内関係課長に対しては、別途通知していますので申し添えます。

【参考】

河川法第26条第1項

「河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可をうけなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。」

（別紙）



技術的評価基準について

技術的評価項目については、次の①～⑥が考えられるが、当面河川課と協議し、実施されたい。

①洪水流況　　④高潮の進入
②河床変動　　⑤津波の進入
③波浪の進入　⑥その他

(22) 道路認定されていない河川管理用通路における事故対策について

（河川第５２６号　平成１６年３月２４日　土木建築部長）

管理用通路の舗装については、平成１２年(2000年)１月１８日付け河川第３４８号において、「河川管理道を舗装することができるのは、市町村道など、道路法上の道路に認定され、適切に維持管理することが可能なものに限る」旨通知しているところですが、今後は、当該取扱いを原則としつつ、認定基準等の事情により道路認定が困難であるが、通行車両の安全確保等の観点から舗装を認めざるを得ない場合には、施工主体に河川法第２４条(占用許可)、同法第２６条(工作物の設置)の許可申請を行わせて、舗装自体を占用物件として取り扱うこととしたので通知します。

また、平成１５年(2003年)１２月４日付け河川第３６１号においては、管理用通路が、道路認定されていないにも関わらず、舗装されて自動車等の車両の通行に利用されている調査結果を踏まえ、状況に応じて、市町村に対し道路法上の道路に認定するよう要請し、または車両進入禁止措置を講じ、若しくは注意喚起等の告知看板を設置するよう通知したところですが、当該通知の施行にあたっては、施工主体ごとに別表のとおり取り扱うこととしたので、該当者の申請手続の指導等に遺漏のないよう、よろしくお願いします。

なお、河川法所定の手続きと看板設置は、現場の状況等を勘案して、適宜併用するなどの措置を講じていただくよう併せてお願いします。

別表

		対応手段		
施工主体		河川法第２４条許可（占用許可）	河川法第２６条許可（工作物設置許可）	看板設置による注意喚起
市町村		○	○	
山口県	河川管理者			○
	河川管理者以外	○	○	
	企業局	○	○	
民間企業又は一般県民		○（市町村による申請）		○
不明		○（市町村による申請）		○

※　民間企業及び一般県民は、河川敷地占用許可準則の規定により、占用主体とはなり得ないため、申請に当たっては市町村の協力を得るものとする。
　施工者が不明である場合も同様とする。

※　占用料は「流水占用料等の免除の取扱いについて（通知）」（平成１１年１２月１日付け河川第３０２号）記の５の規定により免除するものとする。

取扱注意

参　考　資　料

１．河川計画・改修事業等一覧表　　参考 － 2

２．河川災害復旧助成・関連事業一覧表　　参考 － 14

１．河川計画・改修事業実施状況一覧表

山口県の管理する河川における河川整備基本方針等の策定状況及び事業実施状況を、「河川計画・改修事業実施状況一覧表」に示します。

工作物設置予定箇所に河川改修計画が有るか無いかの判定の参考にしてください。

なお、通常の河川改修計画は、河川全体ではなく一部の区間に限定して策定されています。

工作物設置箇所が改修計画区間に含まれるかどうかはこの表では判定できませんので、現地を調査の上、関係土木（建築）事務所又は県河川課に問い合わせてください。

（一覧表の注意事項）

①山口県が管理している、一級河川及び二級河川のすべてを一覧表に記載した。

②河川改修計画は、通常二級河川指定区間のうち一部区間についてのみ計画が策定められている。

③用語の定義は以下による。

「河川整備基本方針等」

河川法第 16 条で規定されている「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」をいう。

なお、これらが策定されていない河川については、従来の「工事実施基本計画」を河川整備基本方針等に読み替えるものとする。

「環境管理基本計画」

昭和 56 年／12 月河川審議会答申「河川環境管理のあり方について」に基づき、河川環境の保全と想像にかかる施策を総合的かつ計画的に実施するために定めた基本計画。現時点では、空間管理基本計画を中心に策定されている。

④補助事業制度の見直しにより事業名称が変更になっている代表的なものは以下のとおりである。

H9 以前	H9	H10,11	H12～16	H17～H20
中小河川改修事業	広域河川改修事業 A	広域基幹河川改修事業	広域基幹河川改修事業	広域基幹河川改修事業
			統合二級河川整備事業	総合流域防災事業
小規模河川改修事業	広域河川改修事業 B	広域基幹河川改修事業	広域基幹河川改修事業	広域基幹河川改修事業
		広域一般河川改修事業	広域一般河川改修事業	広域一般河川改修事業
			統合二級河川整備事業	総合流域防災事業
都市小河川改修事業	都市小河川改修事業	都市基盤河川改修事業	都市基盤河川改修事業	都市基盤河川改修事業

H21 以降
広域河川改修事業
総合流域防災事業
広域河川改修事業
総合流域防災事業
都市基盤河川改修事業

河川計画・改修事業一覧表（令和5年3月末現在）

○　策定済　　△　策定作業中　　

	水系名	河川名	河川整備基本方針等	河川環境管理基本計画	改修事業実施状況			備考
					河道	ダム	その他	
一級河川	佐波川	佐波川			中小-S24 局改 S51-S57 局改 S56-H1	佐波川ダム 整備 -S31		助成 26 関連 30, 35, 35, 35, 36, 38
		横曽根川			高潮 S63- 局改 H4-H6			関連 30, 41, 41
		甲久保川						
		剣川			小規模 S45-S59			関連 H21
		須川			局改 S53-S59 局改 S62-H4			
		清水川			小規模 S56- 広域 B H10			
		三谷川						
		十七谷川			局改 S44-S54			
		真尾川						
		坂本川						
		奈美川						
		大井谷川						
		中山谷川						関連 46
		久兼川			局改 H2-H13			
		新田川						
		二ノ宮川	○	○				
		島地川			小規模 S38-44 局改 S47-H1			助成 26 関連 35, 35, 36, 37, 46, H3 災特 H3
		矢井川						
		立石川						
		十郎川						関連 35
		大谷川						
		串川						関連 62
		上角川						
		御所野川						
		三谷川						
		奥河内川						関連 47, 47
		引谷川						関連 46, 47, 60 H1, H3
		引廻川						関連 52
		野谷川						
		白井谷川						
		高巣川						
		普明寺川			局改 S61-			
	小瀬川	小瀬川			小規模 S37～42	小瀬川ダム 整備 -S40		関連 38, 39
		瀬田川			小規模 S57-H7			
		駒ヶ迫川						
		坂根川						
		関ヶ浜川			小規模 S43-51			
		西谷川						
		谷川	○	○				
		岸根川						
		瀬戸ノ内川						
		佐坂川						関連 32
		百合谷川						
		笹ヶ谷川						
		長谷川						
		日鉈川						

河川計画・改修事業一覧表（令和5年3月末現在）

○　策定済　　△　策定作業中　　

	水系名	河川名	河川整備基本方針等	河川環境管理基本計画	改修事業実施状況			備考
					河道	ダム	その他	
二級河川	坂本川	坂本川		○				
	屋代川	屋代川	○	○	高潮 S48- 局改 S51-S56	屋代ダム 整備 -H3		関連 37
		一本松川			高潮 H12-			関連 43
	三蒲川	三蒲川		○	高潮			
		吉野川						関連 43
	椋野本川	椋野本川		○				
	庄地川	庄地川		○				
	流田川	流田川		○				
	津原川	津原川		○	高潮			
	宮崎川	宮崎川		○	高潮			
	山根川	山根川		○				
	宮川	宮川		○				関連 45
		古川						
	立田川	立田川		○				
	麻里布川	麻里布川	○	○	高潮 S47-			関連 29,42
	錦川	錦川	○	○	中小 S44- 高潮 S51- 局改 S47-S54(須万地) 局改 S41-S60(鹿野)	菅野ダム 整備 -S41 向道ダム 整備 -S16 平瀬ダム 整備 S63-		関連 35,36,37 激特　H17-H21
		門前川			中小 高潮			関連 31,38
		御庄川				御庄川ダム 整備 -S35		助成 26
		古宿川						
		保木川						
		竹安川						
		近延川						
		生見川				生見川ダム 整備 -S60		
		下畑川						
		渋前川						
		伊田川						
		根笠川						
		野谷川						
		本郷川						
		赤瀬川						
		小杉川						
		渋谷川						
		宇塚川						
		本谷川						
		岡之迫川						
		延ヶ原川						
		宇佐川			小規模 S51- 広域基幹 H18			関連 47,49,49
		府谷川						
		木積川						
		大野川						
		宗津川						
		大原川						
		寂地川						
		大谷川						
		桜木川						
		木谷川						
		有仏谷川						
		金峰川						

河川計画・改修事業一覧表（令和5年3月末現在）

○　策定済　　△　策定作業中　　

	水系名	河川名	河川整備基本方針等	河川環境管理基本計画	改修事業実施状況			備考
					河道	ダム	その他	
二級河川	錦川	長谷川	○	○				
		阿田川						関連 H2
		須々万川						助成 62 関連 59,59
		田代川						関連 H1
		坂根川						関連 38,39,42
		渋川			局改 S50-S60			関連 62,62
	平田川	平田川	○	○	小規模 S50-			関連 40
	藤岡川	藤岡川			都市基盤 H11			
	通津川	通津川		○	高潮			助成 26
	由宇川	由宇川	○	○	中小　S26-S32 小規模 S48-H6 高潮 S55-			助成 26 関連 29,37,37,38,60
		小土路川						
		長田川						
		山崎川						
		日積川						関連 29
		若杉川						
		大里川						
	室岡川	室岡川		○				
	滝川	滝川		○	高潮			関連 47
	石神川	石神川		○				
	境川	境川		○				
	柳井川	柳井川	○	○	中小 S33- 高潮 H7-			助成 26
		黒杭川				黒杭川ダム 整備 -S45 再開 -H24 黒杭川上流ダム 整備 -H24		関連 42
		土井川						
	片野川	片野川		○				
	土穂石川	土穂石川	○	○	中小　H8- 高潮 S47- 局改 S62			関連 32
	荒木川	荒木川	○	○	高潮 H17-			
	大井川	大井川	○	○	高潮 S58-			
		神領川						
	大内川	大内川	○	○	高潮 S48- 局改 S52-S55 統合　H12-			
		熊川			統合　H12-			
	田布施川	田布施川	○	○	中小 S28-S40 中小 S48- 高潮 S49-			関連 40
		貞延川						
		灸川			高潮 S49- 局改 S50-S60			
		人数川						
		新堀川						
		奈良台川						関連 37,45
		才賀川						助成 49
		国木川						
		丸尾川						
		竹尾川						
	桜川	桜川		○				
	光井川	光井川		○	高潮 S60-			関連 50

河川計画・改修事業一覧表（令和5年3月末現在）

○　策定済　　△　策定作業中　　

	水系名	河川名	河川整備基本方針等	河川環境管理基本計画	改修事業実施状況			備考
					河道	ダム	その他	
二級河川	島田川	島田川	○	○	中小 S22- 高潮 S47-			助成 20,26 関連 38,39,40, 40,40,40
		東荷川			局改 S45-S63			
		溝呂井川						
		笠野川			小規模 S44-H1			
		中村川						関連 52
		中村川			小規模 S47-53 局改 S52-H5 局改 H5-H13			
		石光川			局改 S55-H13			関連 37,41,61
		東川						関連 50
		東繕寺川						
		長野川						関連 39
		鳴川川						
		末石川			局改 S55-			
		中山川			局改 S54-S61	中山川ダム 整備 -H8		
		田尻川						関連 44
		東川						助成 26 関連 35,35,35
		檜余地川						
		川上川						
		田代川						
		水無川						
		笹見川						助成 26
		柳井田川						助成 26
		四割川			局改 S48-S54			助成 26 関連 37,38,40, 47
		舞谷川						
		別西川						
	西の河原川	西の河原川	○	○	高潮 H11-			
	切戸川	切戸川	○	○	中小 S47- 高潮 H12-			関連 37
		切山川						関連 29,50
		吉原川			局改 S48-S54			
	玉鶴川	玉鶴川	○	○	高潮 S48- 統合　H13-			
	平田川	平田川	○	○	高潮 S58-			関連 37,38,40
	末武川	末武川	○	○	小規模 S54- 高潮 S47- 局改 S53	末武川ダム 整備 -H4		関連 36
		坂本川			局改 S58-H13			
	西光寺川	西光寺川	○	○	中小 H4- 局改 S60-H3			
	東川	東川	○	○	小規模 S47-H7 高潮			関連 55
	富田川	富田川	△	○	高潮 S48-	川上ダム 整備 -S37 嵩上 -S55		
		神代川						
		川曲川						
	夜市川	夜市川	○	○	高潮 S54- 局改 S61-H12 小規模 S39-46			関連 29,37
		的場川			小規模　H8 局改 H5-H7			関連 37,39
	新川	新川			高潮			

河川計画・改修事業一覧表（令和 5 年 3 月末現在）

○　策定済　　△　策定作業中　　5／11

	水系名	河川名	河川整備基本方針等	河川環境管理基本計画	改修事業実施状況			備考
					河道	ダム	その他	
二級河川	勘場川	勘場川	○					
	柳川	柳川	○		高潮 H3- 中小 S40-S51			関連 32, 42
	馬刀川	馬刀川	○		小規模 S59- 局改 S53-S58			
	江川	江川	○		中小 S45-, 高潮 局改 S46-S53			
	河内川	河内川			高潮 S47-			関連 29, 42
	長沢川	長沢川			高潮 S52-			関連 34, 47
		天田川						関連 H5
	南若川	南若川	○		小規模 S37- 高潮 S55-		治水緑地	関連 34
		金毛川						
		百谷川						助成 54
	椹野川	椹野川	○	○	中小 S38-	荒谷ダム 整備 -S63		助成 37 関連 28, 30, 35, 35, 36, 42
		千見折川			高潮 S61- 局改 S48-S55			
		四十八瀬川			小規模 S36-45			助成 47
		山田川						助成 47
		鍛冶畑川					治水緑地	
		九田川			小規模 S34-52 局改 S58-H13			
		吉敷川			小規模 S57-H6 局改 S53-S56			関連 29, 29, 35
		木崎川			小規模 S49-H2			
		錦川			中小 S39-			
		前田川			中小 S39-			
		一の坂川			小規模 S40-55 河川再生 H7-	一の坂ダム 整備 -S59		
		仁保川			中小 S38- 小規模 S53- 局改 S59-S60			助成 26, 47
		問田川			中小 S33-S53			関連 41, 44, 45, 47, 58
		菅内川			局改 S61-H9			関連 37
		小鯖川						関連 32, 35, 37, 53
		浅地川			局改 S54-H10			関連 35, 35
		牧川川						関連 35
		坂本川						助成 47
		石坂川						助成 47
		並山川						助成 47
		油川			都市小 H5-			関連 35, 40, 47
		古甲川			局改 S52-H2 広域基幹 H14- 局改 H3-H10			
		金山川						
		茶屋川			局改 S54-S59			
		朝田川			中小 S38-			
	幸之江川	幸之江川	○		高潮 S58-			
		今津川			高潮 S58- 局改 S46-S54			関連 35, 47
	土路石川	土路石川			高潮 S47-			助成 54 関連 30, 35, 44, 46,
		由良川						関連 46

河川計画・改修事業一覧表（令和5年3月末現在）

○　策定済　　△　策定作業中　　6／11

	水系名	河川名	河川整備基本方針等	河川環境管理基本計画	改修事業実施状況			備考
					河道	ダム	その他	
二級河川	井関川	井関川	○		小規模 H3-H10 高潮 S47- 局改 S63-H2			関連 34, 38, 45, 60
	植松川	植松川	○	○	高潮 S48-			関連 42, 47, 50
	沢波川	沢波川	○	○	中小 S63- 高潮 H12-			関連 46, 60
	江頭川	江頭川	○	○	高潮 H15-			関連 32, 44
	五反田川	五反田川		○	局改 S53-S57			関連 50
	真締川	真締川	○	○	中小 H3- 高潮 局改 S43-S53	真締川ダム 整備 -H21		
		戸石川						
	厚東川	厚東川	○	○	中小 S37- 高潮 S47-	厚東川ダム 整備 -S25		助成 17 関連 34, 34, 34, 34, 34, 34, 34, 35, 35, 35, 37, 37, 38, 38, 38, 38
		梅田川			高潮 S47-			
		中川			中小 S54-			
		水河内川						
		中山川						
		丸田川						
		古川						関連 41
		大坪川						関連 32, 34, 39, 41
		善和川						
		甲山川						
		花香川						関連 49, 58
		大田川			中小 S37-			関連 37, 38, 41, 47
		薬師川						
		雑佐川						関連 44, 54, H7
		長田川			局改 H3- H10			助成 47 関連 38, H15, H17
		宗国川						関連 46, 47
		郷川						関連 47
		町絵川						
		神崎川						関連 46
		薬王寺川						
		扇川						関連 53
		桂坂川						
		絵堂川						
		碇川						関連 41, 45
		山崎川						関連 45, 60
		黒川						関連 49, 51
		山露川						関連 46
		本郷川						関連 45, 51, 54, 56
		泉川						関連 59
		泉水川						
		稲川						関連 41, 46
		八重川						関連 49, 54, 62
		青景川						関連 39, 42, 44, 50
		早栗川						
		河原上川						関連 35, 38
		湯の上川			局改 S52-			関連 44, 49
		白水川						関連 60
		今山川						

河川計画・改修事業一覧表（令和5年3月末現在）

○　策定済　　△　策定作業中　　7／11

	水系名	河川名	河川整備基本方針等	河川環境管理基本計画	改修事業実施状況			備考
					河道	ダム	その他	
二級河川	三角田川	三角田川		○				
	有帆川	有帆川	○	○	小規模 S45-48 小規模 S53- 高潮 S47- 中小 S21-S46			助成 17,28,34,46 関連 28,35,H1
		柳川						
		原川						関連 47
		真名ヶ崎川						関連 47
		今富川			局改 S55-S59	今富ダム 整備 -S54		関連 54,58
		小野川						関連 47
		山根川						
		浅地川						関連 51
		矢矯川						関連 57,60
	厚狭川	厚狭川	○	○	中小 S32- 高潮 H16-			助成 38 関連 34,34,39,56 激特 H22-H26
		大正川						関連 34,41
		平原川						
		桜川						
		随光川						
		原川						関連 39,43,44,49,53,60
		沓野川						
		平原川						
		日永川						
		麦川川			小規模 S39-41 広域基幹 H18-			関連 34,38
		常森川						関連 40,50
		筒井川						関連 49,58
		河内川						関連 H1
		伊佐川			局改 S50-S62			関連 37,38,39,43
		内川川						関連 43
		砂地川						
		曽根川			局改 S55-			
	前場川	前場川	○	○	高潮 S47- 局改 S45-S58			関連 29
	糸根川	糸根川	○	○	高潮 H18-			関連 47
	木屋川	木屋川	○	○	中小 S36- 高潮 S60- 局改 S46-H9	木屋川ダム 整備 -S54 再開 H21-		助成 40 関連 37,41,41
		貞恒川			都市小 S63-			
		植生口川			都市小 S60-S63			
		田部川			中小			関連 34,36
		願王寺川						関連 36,37,40,
		七見川			局改 S58-H3			関連 54
		貴飯川			小規模 H2- 局改 H1			
		久野川						関連 44,47,50,56
		出ノ口川						関連 57,59
		高地川						
		山瀬川						
		真菰川						関連 43
		歌野川						
		本浴川						

河川計画・改修事業一覧表（令和 5 年 3 月末現在）

○　策定済　　△　策定作業中　　8／11

	水系名	河川名	河川整備基本方針等	河川環境管理基本計画	改修事業実施状況			備考
					河道	ダム	その他	
二級河川	木屋川	江良川	○	○				
		日野川						関連 39
		三ツ杉川			局改 S63-H13			
		山本川						関連 44,51
		丸山川						
		山田川			局改 S58-			関連 H11
		稲見川						関連 49
		白根川						
		今出川						関連 60
		木津川						
		安田川						
		七重川						
	浜田川	浜田川	○	○	高潮 S47-			関連 33 緊特 H15-H19
	神田川	神田川	○	○	高潮 H1- 局改 S44-S61			関連 39,56
		員光川			小規模 H7-			
		伊毛川						
	新川	新川		○	都市小			
	前田川	前田川	○		都市小 H8-			
	武久川	武久川	○	○	中小 S35-			
	綾羅木川	綾羅木川	○	○	中小 S46-H7			関連 34,37,39
		楠乃川			中小 S46-H7 局改 S48-S53			
		砂子多川			都市小 H3-			
		前勝谷川			都市小			
		勝谷川						
	明見田川	明見田川		○	都市小			
	梶栗川	梶栗川		○	都市小 S60-H2			
	友田川	友田川	○	○	小規模 S49-			
		横野川			都市小 S60-			
	西田川	西田川		○				関連 60
	永田川	永田川		○				関連 45
	草場川	草場川		○				関連 H7
	黒井川	黒井川		○				関連 47
		厚母川						関連 46
	吉永川	吉永川		○				助成 56
		野田川			局改 S56-S60			関連 55,60
	川棚川	川棚川		○	局改 S46-S58 局改 S60-H5			助成 34,38 関連 38,H3
	二見川	二見川		○				
	矢玉川	矢玉川		○	小規模 S46-S51			関連 50,55,60
	島戸川	島戸川		○				
	荒田川	荒田川		○				
	沖田川	沖田川		○	局改 H7-			関連 40
		大音川						関連 47
		立目川						
	粟野川	粟野川	△	○				助成 29,34,50 関連 34,38,38, 41,43,46,49, H3 復緊 H11-15
		滑川			局改 S51-S62			助成 42 関連 36,37,40

河川計画・改修事業一覧表（令和5年3月末現在）

○　策定済　　△　策定作業中　　9／11

	水系名	河川名	河川整備基本方針等	河川環境管理基本計画	改修事業実施状況			備考
					河道	ダム	その他	
二級河川	粟野川	神出川	△	○				関連 46, 49, 54, 56, 60, H3
		大田川						関連 H11, 復緊 H11-15
		杢路子川						
		開作川						
		佐野川						関連 46
		一ノ俣川						関連 47
		宇内川						関連 44, 47, 54, 57
		呉ヶ畑川			局改 H2-H5			
		岩滑川			局改 S53-S56			関連 42
	泉川	泉川						関連 41
	浅井川	浅井川						関連 47
		干ヶ場川			局改 S54-H5			
	掛淵川	掛淵川			中小 S35-S42			助成 24 関連 29, 38, 42
		大坊川				大坊ダム 整備 -S49		関連 34
		阿惣川						
		堀江川			小規模 S46-S56			関連 60
		久富川						関連 34, 37, 41
		亀田川						関連 46, 50
		黒川			局改 S49-			関連 45
		滑川						関連 51, 54
		炭床川						関連 47, H3
	小田川	小田川						関連 50
	本郷川	本郷川						関連 47
	走下川	走下川						
	深川川	深川川	○	○	中小 S50-			助成 23, 29
		大河内川				大河内川ダム 整備 S50-		関連 29
		大寧寺川						
		大地川						
	浅田川	浅田川						関連 43
	三隅川	三隅川	○		局改 H2-H10 局改 S55-S62 中小 S31-S43			助成 19 関連 34, 38, 39
		姫田川						
		辻並川				湯面ダム 整備 -H19		
		追分川						
	三見川	三見川		○				
	阿武川	阿武川	○	○	中小 S25- 小規模 S48-S58 局改 S57- 広域 H25-	阿武川ダム 整備 -S50		助成 47 関連 38, 38, 40, 40, 40, 41, 41, 41, 41, 47, 47, 49, 62, H25-H27
		新川						
		月見川						
		橋本川						助成 38 関連 41
		玉江川						関連 42
		桑ノ木川						

河川計画・改修事業一覧表（令和 5 年 3 月末現在）

○　策定済　　△　策定作業中　　１０／１１

	水系名	河川名	河川整備基本方針等	河川環境管理基本計画	改修事業実施状況			備考
					河道	ダム	その他	
二級河川	阿武川	大屋川	○	○				関連 40
		小松江川						
		立野川						関連 40
		明木川						助成 29
		一升谷川						
		惣田川						
		小野山川						
		遠谷川						関連 54
		佐々並川						助成 41 関連 40, 41, 41
		舞谷川						
		朝ヶ谷川						
		小松ヶ谷川						
		日南瀬川						関連 60, H1
		成川川						関連 41
		黒ヶ谷川						
		後畑川						
		開作川						
		高津川						
		佐々連川						
		麦谷川						
		井手ヶ迫川						関連 41
		平わらび川						関連 41
		蔵目喜川			局改 S48-S56 局改 S53-S63			関連 40, 43, 50, 50, H9, H9 災特 H9
		白井谷川						
		赤松川						
		長尾川						関連 51, 54, 56
		尾ノ坂川						関連 41
		惣津川						関連 50
		藤目谷川						関連 38, 53
		後井川						関連 38, 41, H9
		金拳川						関連 41
		江舟川						
		野戸呂川						関連 41
		中の谷川						
		北畠川						
		月の木川						関連 41
		生雲川			局改 S54-S60			助成 41 関連 34, 36, 38
		奥沢田川						関連 47
		谷川						関連 41
		正地川						
		矢柱川						
		田野川						
		入谷川						
		篠目川			局改 S45-S59			
		三谷川						関連 41, 41
		朴川						関連 47
		熊ヶ瀬川						
		長谷川						関連 41
		下谷川						
		市川						関連 H11

河川計画・改修事業一覧表（令和5年3月末現在）

○　策定済　　△　策定作業中　　１１／１１

	水系名	河川名	河川整備基本方針等	河川環境管理基本計画	改修事業実施状況			備考
					河道	ダム	その他	
二級河川	阿武川	沖田川	○	○				関連 34, 38, 40, 41, H15
		市場川						
		不幸寺川						
		油免川						関連 51, 56
		井戸川						関連 50, H9
	庄屋川	庄屋川		○				
	大井川	大井川	△	○	局改 S57-H9			関連 32, 37, 37, 38, 40, 41, 47, 54
		猪之熊川						関連 51
		奈口川						
		福井川						関連 41, 44
		桜川						関連 43, 51
		殿川川						関連 37, 50
		堀越川						関連 55, H9
		松の木川						関連 40, 49
		宇生賀川						関連 42
	郷川	郷川		○				
		奈古谷川						
	木与川	木与川		○				
	宇田川	宇田川		○				関連 40, 40
		つづら川						
	白須川	白須川		○				関連 40
	まてかた川	まてかた川		○				
	須佐川	須佐川	○	○	中小 S21-S25 局改 S46-S52 広域 H25-			関連 H25-H27
		唐津川						関連 H25-H27
	津田川	津田川		○				関連 46, 55
	江津川	江津川		○				関連 38, 47
	田万川	田万川	○	○	局改 S52-H1 広域 H25-			復緊 H25-H28 助成 37, 40, H25-H28 関連 34, 40, 45
		市味川						関連 36
		稗田川			局改 S55-S58			
		松崎川						関連 43
		丸山川						
		大山田川						
		保田川						関連 47
		大益川						
		原中川			広域 H25-			関連 45, 50, H25-H27
		宇谷川						
		大江後川						関連 H25-H27
		市丸川						
		鈴野川						
		田別当川						
		楢木川						
	大谷川	大谷川	○			見島ダム 整備 -H14		

２．河川災害復旧助成・関連事業一覧表

山口県の管理する河川における河川災害復旧助成・災害関連等による改修状況を、「河川災害復旧助成・関連事業一覧表」に示します。

工作物設置箇所が河川災害復旧助成・災害関連等による改修済箇所かどうかはこの表では判定できませんので、現地を調査の上、関係土木建築事務所又は県河川課に問い合わせてください。

河川災害復旧助成事業・災害関連事業実施箇所（令和 5 年 3 月末）

	水系名	河川名	市町村	字	種類	年災害	備　考
一級河川	佐波川	佐波川	防府市～	徳地町	助成	26	
		佐波川	防府市	右田小島開作	関連	30	
		佐波川	徳地町	西大津	関連	35	
		佐波川	防府市	中山	関連	35	
		佐波川	防府市	鈴屋	関連	35	
		佐波川	防府市	鈴屋	関連	36	
		佐波川	防府市	中山	関連	38	
		横曽根川	防府市	真鍋開作	関連	30	
		横曽根川(下)	防府市	大道	関連	41	
		横曽根川(上)	防府市	大道	関連	41	
		剣川	防府市	下右田	関連	H21	
		中山谷川	防府市	小野	関連	46	
		島地川	防府市～	徳地町	助成	26	
		島地川	徳地町	新宮	関連	35	
		島地川	徳地町	上村	関連	35	
		島地川	徳地町	大町	関連	36	
		島地川	徳地町	西村	関連	37	
		島地川	徳地町	上村	関連	46	
		島地川	徳地町	伏野	関連	H3	
		島地川	徳地町	伏野	災特	H3	
		十郎川	新南陽市	米光	関連	35	
		串川	徳地町	串	関連	62	
		奥河内川(上)	徳地町	奥河内	関連	47	
		奥河内川(下)	徳地町	深瀬	関連	47	
		引谷川	徳地町	夏焼	関連	46	
		引谷川	徳地町	中村戸弥	関連	47	
		引谷川	徳地町	瀬戸原	関連	60	
		引谷川	徳地町	中村	関連	H1	
		引谷川	徳地町	中村	関連	H3	
		引廻川	徳地町	引廻	関連	52	
	小瀬川	小瀬川	岩国市	乙瀬	関連	38	
		小瀬川	岩国市	小瀬前渕	関連	39	
		佐坂川	美和町	下佐坂	関連	32	
二級河川	屋代川	屋代川	大島町	小松	関連	37	
		一本松川	大島町	西屋代	関連	43	
	三蒲川	吉野川	大島町	三蒲	関連	43	
	宮川	宮川	橘町	西安下庄	関連	45	
	麻里布川	麻里布川	岩国市	室木	関連	29	
		麻里布川	岩国市	室の木	関連	42	
	錦川	錦川	岩国市	千石原	関連	35	
		錦川	岩国市	千石原	関連	36	
		錦川	岩国市	牛ノ谷	関連	37	
		門前川	岩国市	川下千ノ谷	関連	31	
		門前川	岩国市	門前	関連	38	
		御庄川	岩国市	柱野～御庄	助成	26	
		宇佐川	錦町	澄坂入江谷	関連	47	
		宇佐川(上)	錦町	上須川	関連	49	
		宇佐川(下)	錦町	下須川	関連	49	
		阿田川	徳山市	阿田川	関連	H2	
		須々万川	徳山市	須々万	助成	62	
		須々万川(上)	徳山市	須々万	関連	59	
		須々万川(下)	徳山市	下角	関連	59	
		田代川	徳地町	石の谷	関連	H1	
		坂根川	鹿野町	坂根	関連	38	
		坂根川	鹿野町	合川	関連	39	
		坂根川	鹿野町	合の川	関連	42	
		渋川(上)	鹿野町	鹿野中	関連	62	
		渋川(下)	鹿野町	鹿野中	関連	62	
	平田川	平田川	岩国市	平田	関連	40	
	通津川	通津川	岩国市	通津	助成	26	

※市町村名、字については事業を実施した当時のものとした。

河川災害復旧助成事業・災害関連事業実施箇所（令和 5 年 3 月末）

	水系名	河川名	市町村	字	種類	年災害	備　考
二級河川	由宇川	由宇川	由宇町		助成	26	
		由宇川	由宇町	開作	関連	29	
		由宇川	柳井市	大迫	関連	37	
		由宇川	柳井市	吉部	関連	37	
		由宇川	柳井市	伊陸竹常	関連	38	
		由宇川	柳井市	大原	関連	60	
		日積川	柳井市	日積忠道	関連	29	
	滝川	滝川	大畠	神代浜	関連	47	
	柳井川	姫田川（柳井川）	柳井市	柳井津	助成	26	
		黒杭川	柳井市	黒杭	関連	42	
	土穂石川	土穂石川	柳井市	古開作	関連	32	
	田布施川	田布施川	田布施町	城南	関連	40	
		奈良台川	田布施町	麻郷奥	関連	37	
		奈良台川	田布施町	三宅	関連	45	
		才賀川	田布施町	松尾～友石	助成	49	
	光井川	光井川	光市	光井	関連	50	
	島田川	島田川	光市	周防	助成	20	
		島田川	周東町		助成	26	
		島田川	周東町	久原	関連	38	
		島田川	周東町	上久宗	関連	39	
		島田川	周東町	久宗	関連	40	
		島田川	周東町	米川	関連	40	
		島田川	熊毛町	広瀬	関連	40	
		島田川	光市	立野	関連	40	
		中村川	熊毛町	中村	関連	52	
		石光川	熊毛町	石光	関連	37	
		石光川	熊毛町	市	関連	41	
		石光川	熊毛町	石光	関連	61	
		東川	熊毛町	清尾	関連	50	
		長野川	周東町	長野	関連	39	
		田尻川	周東町	田尻	関連	44	
		東川	周東町		助成	26	
		東川	周東町	川上	関連	35	
		東川	周東町	下久原	関連	35	
		東川	周東町	小畑	関連	35	
		四割川	柳井市	朝日	関連	37	
		四割川	柳井市	久可地	関連	38	
		四割川	周東町	四割	関連	40	
		四割川	周東町	天兼	関連	47	
	切戸川	切戸川	下松市	大河内	関連	37	
		切山川	下松市	切山宮本	関連	29	
		切山川	下松市	切山	関連	50	
	平田川	平田川	下松市	末武上	関連	37	
		平田川	下松市	末武上	関連	38	
		平田川	下松市	末武上	関連	40	
	末武川	末武川	熊毛町	八代	関連	36	
	東川	東川	徳山市	東辻	関連	55	
	夜市川	夜市川	徳山市	夜市中村	関連	29	
		夜市川	新南陽市	福川	関連	37	
		的場川	徳山市	的場	関連	37	
		的場川	徳山市	夜市的場	関連	39	
	柳川	柳川	防府市	牟礼	関連	32	
		柳川	防府市	牟礼	関連	42	
	河内川	河内川	防府市	大道下津令	関連	29	
		河内川	防府市	大道	関連	42	
	長沢川	長沢川	山口市	秋穂二島	関連	34	
		長沢川	山口市	秋穂二島	関連	47	
		天田川	秋穂町	西	関連	H5	
	南若川	南若川	山口市	名田島向山	関連	34	
		百谷川	山口市	陶	助成	54	

※市町村名、字については事業を実施した当時のものとした。

河川災害復旧助成事業・災害関連事業実施箇所（令和 5 年 3 月末）

	水系名	河川名	市町村	字	種類	年災害	備　考
二級河川	椹野川	椹野川	山口市	朝田高田～石津	助成	37	
		椹野川	山口市	宮野下恋路	関連	28	
		椹野川	山口市	宮野桜畠	関連	30	
		椹野川	山口市	宮野河原	関連	35	
		椹野川	山口市	嘉川千見折	関連	35	
		椹野川	小郡町	仁保津	関連	36	
		椹野川	小郡町	下郷	関連	42	
		四十八瀬川	小郡町	福田上～原河内	助成	47	
		山田川	小郡町	福田上～原河内	助成	47	
		吉敷川	山口市	吉敷開尾	関連	29	
		吉敷川	山口市	吉敷開尾	関連	29	
		吉敷川	山口市	吉敷上東	関連	35	
		仁保川	山口市	大内～仁保	助成	26	
		仁保川	山口市	仁保上郷～中郷	助成	47	
		問田川	山口市	下小鯖柊	関連	41	
		問田川	山口市	小鯖八反田	関連	44	
		問田川	山口市	小鯖八反田	関連	45	
		問田川	山口市	小鯖	関連	47	
		問田川	山口市	小鯖	関連	58	
		菅内川	山口市	大内小野	関連	37	
		小鯖川	山口市	大内毛割	関連	32	
		小鯖川	山口市	小鯖石畠	関連	35	
		小鯖川	山口市	小鯖石畠	関連	37	
		小鯖川	山口市	上小鯖	関連	53	
		浅地川	山口市	仁保中屋	関連	35	
		浅地川	山口市	仁保浅地	関連	35	
		牧川川	山口市	仁保牧川	関連	35	
		坂本川	山口市	仁保上郷～中郷	助成	47	
		石坂川	山口市	仁保上郷～中郷	助成	47	
		並山川	山口市	仁保上郷～中郷	助成	47	
		油川	山口市	金古曽	関連	35	
		油川	山口市	宮野桜畠	関連	40	
		油川	山口市	桜畠	関連	47	
	幸之江川	今津川	山口市	嘉川下今津	関連	35	
		今津川	山口市	原条	関連	47	
	土路石川	土路石川	阿知須町	源河	助成	54	
		土路石川	阿知須町	牧の須	関連	30	
		土路石川	山口市	佐山新地	関連	35	
		土路石川	阿知須町	旦	関連	44	
		土路石川	阿知須町	土路石	関連	46	
		由良川	山口市	佐山	関連	46	
	井関川	井関川	阿知須町	赤迫	関連	34	
		井関川	阿知須町	井関	関連	38	
		井関川	阿知須町	野口	関連	45	
		井関川	阿知須町	引野	関連	60	
	植松川	植松川	宇部市	岐波	関連	42	
		植松川	宇部市	東岐波	関連	47	
		植松川	宇部市	花園	関連	50	
	沢波川	沢波川	宇部市	床波	関連	46	
		沢波川	宇部市	下請川	関連	60	
	江頭川	江頭川	宇部市	西岐波	関連	32	
		江頭川	宇部市	床波	関連	44	
	五反田川	五反田川	宇部市	古殿	関連	50	
	厚東川	厚東川	宇部市		助成	17	
		厚東川	宇部市	小野瀬戸	関連	34	
		厚東川	宇部市	小野瀬戸	関連	34	
		厚東川	楠町	今小野	関連	34	
		厚東川	宇部市	二俣瀬	関連	34	
		厚東川	宇部市	厚南沖の旦	関連	34	
		厚東川	宇部市	厚南東割	関連	34	

※市町村名、字については事業を実施した当時のものとした。

河川災害復旧助成事業・災害関連事業実施箇所（令和 5 年 3 月末）

	水系名	河川名	市町村	字	種類	年災害	備　考
二級河川	厚東川	厚東川	秋芳町	中村	関連	34	
		厚東川	宇部市	二俣瀬上	関連	35	
		厚東川	宇部市	二俣瀬下	関連	35	
		厚東川	宇部市	厚南沖旦	関連	35	
		厚東川	宇部市	厚東	関連	37	
		厚東川	宇部市	妻崎	関連	37	
		厚東川	宇部市	二俣瀬	関連	38	
		厚東川	宇部市	厚東持世寺	関連	38	
		厚東川	宇部市	厚南上開作	関連	38	
		厚東川	秋芳町	平野	関連	38	
		古川	宇部市	厚東下棚	関連	41	
		大坪川	宇部市	厚東	関連	32	
		大坪川	宇部市	厚東区関口	関連	34	
		大坪川	宇部市	厚東吉見	関連	39	
		大坪川	宇部市	厚東下棚	関連	41	
		花香川	宇部市	花香	関連	49	
		花香川	宇部市	小野花香	関連	58	
		大田川	美東町	北河内	関連	37	
		大田川	美東町	大田	関連	38	
		大田川	美東町	御山	関連	41	
		大田川	美東町	小野	関連	47	
		雑作川	宇部市	小野阿武瀬	関連	44	
		雑佐川	宇部市	市小野	関連	54	
		雑佐川	宇部市	市小野	関連	H7	
		長田川	美東町	森清～立石	助成	47	
		長田川	美東町	湯の口	関連	38	
		長田川	美東町	長田	関連	H15	
		長田川	美東町	長田	関連	H17	
		宗国川	美東町	宗国	関連	46	
		宗国川	美東町	宗国	関連	47	
		郷川	美東町	宮の河内	関連	47	
		神崎川	美東町	神崎	関連	46	
		扇川	美東町	九瀬原	関連	53	
		碇川	美東町	絵堂	関連	41	
		碇川	美東町	碇	関連	45	
		山崎川	美東町	松原	関連	45	
		山崎川	美東町	北迫	関連	60	
		黒川	美東町	山田	関連	49	
		黒川	美東町	山田	関連	51	
		山露川	秋芳町	山露	関連	46	
		本郷川	秋芳町	本郷	関連	45	
		本郷川	美祢市	河原	関連	51	
		本郷川	秋芳町	河原	関連	54	
		本郷川	美祢市	伊佐	関連	56	
		泉川	秋芳町	泉	関連	59	
		稲川	秋芳町	旦	関連	41	
		稲川	秋芳町	随徳	関連	46	
		八重川	秋芳町	福王田	関連	49	
		八重川	秋芳町	福王田	関連	54	
		八重川	秋芳町	上八重	関連	62	
		青景川	秋芳町	青景	関連	39	
		青景川	秋芳町	小野	関連	42	
		青景川	秋芳町	小野	関連	44	
		青景川	秋芳町	鍛治屋	関連	50	
		河原上川	秋芳町	桧皮	関連	35	
		河原上川	秋芳町	桧皮	関連	38	
		湯の上川	秋芳町	表内	関連	44	
		湯の上川	秋芳町	別府	関連	49	
		白水川	秋芳町	共栄	関連	60	

※市町村名、字については事業を実施した当時のものとした。

河川災害復旧助成事業・災害関連事業実施箇所（令和 5 年 3 月末）

	水系名	河川名	市町村	字	種類	年災害	備　考
二級河川	有帆川	有帆川	小野田市		助成	17	
		有帆川	楠町		助成	28	
		有帆川	楠町	西山～大野	助成	34	
		有帆川	楠町	万倉	助成	46	
		有帆川	小野田市	有帆	関連	28	
		有帆川	小野田市	下小屋	関連	35	
		有帆川	美祢市	伊佐	関連	H1	
		原川	楠町	原	関連	47	
		真名ヶ崎川	楠町	真名ヶ崎	関連	47	
		今富川	楠町	今富	関連	54	
		今富川	楠町	今富	関連	58	
		小野川	楠町	小野	関連	47	
		浅地川	楠町	浅地	関連	51	
		矢矯川	楠町	矢矯	関連	57	
		矢矯川	楠町	矢矯	関連	60	
	厚狭川	厚狭川	美祢市	祖父ヶ瀬～万光	助成	38	
		厚狭川	山陽町	野中	関連	34	
		厚狭川	山陽町	古開作	関連	34	
		厚狭川	山陽町	郡	関連	39	
		厚狭川	美祢市	於福	関連	56	
		厚狭川	山陽小野田市	厚狭	激特	H22	
		大正川	山陽町	蓬田	関連	34	
		大正川	山陽町	石丸	関連	41	
		原川	美祢市	西厚保原	関連	39	
		原川	美祢市	西厚保本郷	関連	43	
		原川	美祢市	西厚保本郷	関連	44	
		原川	美祢市	原	関連	49	
		原川	美祢市	西厚保	関連	53	
		原川	美祢市	西厚保町原	関連	60	
		麦川川	美祢市	大嶺麦川	関連	34	
		麦川川	美祢市	大嶺日永	関連	38	
		常森川	美祢市	大嶺日永	関連	40	
		常森川	美祢市	日永	関連	50	
		筒井川	美祢市	大嶺	関連	49	
		筒井川	美祢市	上領	関連	58	
		河内川	美祢市	大嶺	関連	H1	
		伊佐川	美祢市	伊左北川	関連	37	
		伊佐川	美祢市	伊左北川	関連	38	
		伊佐川	美祢市	伊左丸山	関連	39	
		伊佐川	美祢市	伊佐内川	関連	43	
		内川川	美祢市	伊佐内川	関連	43	
	前場川	前場川	山陽町	埴生大久保	関連	29	
	糸根川	糸根川	山陽町	糸根	関連	47	
	木屋川	木屋川	菊川	上保木～湯の原	助成	40	
		木屋川	豊田町	神過	関連	37	
		木屋川	下関市	吉田諏訪	関連	41	
		木屋川	豊田町	石町	関連	41	
		田部川	菊川町	田部	関連	34	
		田部川	菊川町	荒小田	関連	36	
		願王寺川	菊川町	田部	関連	36	
		願王寺川	菊川町	上田部	関連	37	
		願王寺川	菊川町	願王寺	関連	40	
		七見川	菊川町	七見	関連	54	
		久野川	菊川町	久野	関連	44	
		久野川	菊川町	妻月	関連	47	
		久野川	菊川町	久野	関連	50	
		久野川	菊川町	久野	関連	56	
		出ノ口川	菊川町	出ノ口	関連	57	
		出ノ口川	菊川町	出ノ口	関連	59	
		真菰川	菊川町	下岡枝	関連	43	

※市町村名、字については事業を実施した当時のものとした。

河川災害復旧助成事業・災害関連事業実施箇所（令和 5 年 3 月末）

	水系名	河川名	市町村	字	種類	年災害	備　考
	木屋川	日野川	美祢市	豊田前麻生	関連	39	
		山本川	豊田町	中村稲光	関連	44	
		山本川	豊田町	高熊	関連	51	
		山田川	豊田町	庭田	関連	H11	
		稲見川	豊田町	稲見	関連	49	
		今出川	豊田町	今出	関連	60	
	浜田川	浜田川	下関市	清末	関連	33	
		浜田川	下関市		緊特	H15	
	神田川	神田川	下関市	王司	関連	39	
		神田川	下関市	清末	関連	56	
	綾羅木川	綾羅木川	下関市	綾羅木	関連	34	
		綾羅木川	下関市	綾羅木	関連	37	
		綾羅木川	下関市	勝山	関連	39	
	西田川	西田川	下関市	吉見	関連	60	
	永田川	永田川	下関市	辻の下	関連	45	
	草場川	草場川	下関市	吉母	関連	H7	
	黒井川	黒井川	豊浦町	黒井	関連	47	
		厚母川	豊浦町	厚母	関連	46	
	吉永川	吉永川	豊浦町	吉永	助成	56	
		野田川	豊浦町	八ヶ浜	関連	55	
		野田川	豊浦町	八ヶ浜	関連	60	
	川棚川	川棚川	豊浦町	葉中～松谷	助成	34	
		川棚川	豊浦町	葉中～上畔	助成	38	
		川棚川	豊浦町	上西堂	関連	38	
		川棚川	豊浦町	川棚	関連	H3	
	矢玉川	矢玉川	豊北町	矢玉	関連	50	
		矢玉川	豊北町	下田	関連	55	
		矢玉川	豊北町	下田	関連	60	
	沖田川	沖田川	豊北町	阿川	関連	40	
		大音川	豊北町	阿川	関連	47	
	粟野川	粟野川	豊北町		助成	29	
		粟野川	豊北町	串山～川淵	助成	34	
		粟野川	豊北町	田耕	助成	50	
		粟野川	豊田町	殿井	関連	34	
		粟野川	豊田町	豊田中	関連	38	
		粟野川	豊北町	杣地	関連	38	
		粟野川	豊田町	豊田中	関連	41	
		粟野川	豊田町	八道	関連	43	
		粟野川	豊田町	八道	関連	46	
		粟野川	豊田町	上八道	関連	49	
		粟野川	豊北町	田耕	関連	H3	
		粟野川	下関市		復緊	H11	
		滑川	豊北町	田耕～滝部	助成	42	
		滑川	豊北町	滝部	関連	36	
		滑川	豊北町	滝部	関連	37	
		滑川	豊北町	田耕	関連	40	
		神出川	豊北町	久森	関連	46	
		神出川	豊北町	向坊	関連	49	
		神出川	豊北町	境下	関連	54	
		神出川	豊北町	向坊	関連	56	
		神出川	豊北町	向坊	関連	60	
		神出川	豊北町	向坊	関連	H3	
		大田川	豊北町	北宇賀	関連	H11	
		大田川	豊北町		復緊	H11	
		佐野川	豊田町	佐野	関連	46	
		一の俣川	豊田町	一の俣	関連	47	
		宇内川	豊田町	中浮石	関連	44	
		宇内川	豊田町	宇内	関連	47	
		宇内川	豊田町	宇内	関連	54	
		宇内川	豊田町	田尻	関連	57	
		岩滑川	豊田町	浮石	関連	42	

※市町村名、字については事業を実施した当時のものとした。

河川災害復旧助成事業・災害関連事業実施箇所（令和 5 年 3 月末）

	水系名	河川名	市町村	字	種類	年災害	備　考
二級河川	泉川	泉川	油谷町	伊上	関連	41	
	浅井川	浅井川	油谷町	浅井	関連	47	
	掛淵川	掛淵川	油谷町～	日置町	助成	24	
		掛淵川	日置町	長行	関連	29	
		掛淵川	油谷町	蔵小田	関連	38	
		掛淵川	日置町	日置中	関連	42	
		大坊川	油谷町	大坊	関連	34	
		堀江川	油谷町	新別名	関連	60	
		久富川	油谷町	亀田	関連	34	
		久富川	油谷町	亀田	関連	37	
		久富川	油谷町	長久	関連	41	
		亀田川	油谷町	亀田	関連	46	
		亀田川	油谷町	亀田	関連	50	
		黒川	日置町	黄波戸口	関連	45	
		滑川	日置町	下大内山	関連	51	
		滑川	日置町	大内山	関連	54	
		炭床川	日置町	野田炭床	関連	47	
		炭床川	日置町	炭床	関連	H3	
	小田川	小田川	油谷町	小田	関連	50	
	本郷川	本郷川	油谷町	本郷	関連	47	
	深川川	深川川	長門市		助成	23	
		深川川	長門市	湯本	助成	29	
		大河内川	長門市	深川殿台	関連	29	
	浅田川	浅田川	三隅町	浅田	関連	43	
	三隅川	三隅川	三隅町		助成	19	
		三隅川	三隅町	明峯寺	関連	34	
		三隅川	三隅町	河口	関連	38	
		三隅川	三隅町	扇月	関連	39	
	阿武川	阿武川	阿東町	鷹の巣～築地	助成	47	
		阿武川（松本川）	川上村	白馬	関連	38	
		阿武川（松本川）	川上村	地福	関連	38	
		阿武川(上)（松本川）	阿東町	嘉年上	関連	40	
		阿武川(下)（松本川）	阿東町	嘉年上	関連	40	
		阿武川(下)（松本川）	阿東町	嘉年上	関連	40	
		阿武川(下)（松本川）	阿東町	篠生	関連	41	
		阿武川(中)（松本川）	阿東町	徳佐	関連	41	
		阿武川(上)（松本川）	阿東町	嘉年下	関連	41	
		阿武川(下)（松本川）	萩市	椿東中津江	関連	41	
		阿武川(上)（松本川）	川上村	相原	関連	41	
		阿武川(上)	阿東町	吉部野	関連	47	
		阿武川(下)	川上村	相原	関連	47	
		阿武川	阿東町	鍛治ヶ原	関連	49	
		阿武川	阿東町	大久保	関連	62	
		阿武川	山口市	阿東徳佐下	関連	H25	L=2.7km
		阿武川	山口市	阿東徳佐下	関連	H25	L=2.2km
		橋本川(松本川)	萩市	桜江～川島	助成	38	
		橋本川	萩市	玉江浦	関連	41	
		玉江川	萩市	玉江	関連	42	
		大屋川	萩市	椿	関連	40	
		立野川	川上村	立野	関連	40	
		明木川	川上村		助成	29	
		遠谷川	川上村	遠谷	関連	54	
		佐々並川	旭村	大下～中の原	助成	41	
		佐々並川	旭村	岩瀬戸	関連	40	
		佐々並川(下)	旭村	深瀬	関連	41	
		佐々並川(上)	深瀬	岩瀬戸	関連	41	
		日南瀬川	旭村	小木原	関連	60	
		日南瀬川	旭村	小木原	関連	H1	
		成川川	旭村	成川	関連	41	
		井手ヶ迫川	福栄村	平わらび	関連	41	
		平わらび川	福栄村	平わらび	関連	41	

※市町村名、字については事業を実施した当時のものとした。

河川災害復旧助成事業・災害関連事業実施箇所（令和 5 年 3 月末）

	水系名	河川名	市町村	字	種類	年災害	備　考
二級河川	阿武川	蔵目喜川	むつみ村	鳴滝	関連	40	
		蔵目喜川	阿東町	生雲銅	関連	43	
		蔵目喜川(上)	むつみ村	中小国	関連	50	
		蔵目喜川(下)	むつみ村	前尻	関連	50	
		蔵目喜川	阿東町	銅	関連	H9	
		蔵目喜川	むつみ村	中橋	関連	H9	
		蔵目喜川	むつみ村	志和田	災特	H9	
		長尾川	むつみ村	長尾	関連	51	
		長尾川	むつみ村	長尾	関連	54	
		長尾川	むつみ村	柳	関連	56	
		尾の坂川	むつみ村	尾の坂	関連	41	
		惣津川	むつみ村	毛木	関連	50	
		藤目谷川	むつみ村	藤目谷	関連	38	
		藤目谷川	むつみ村	藤目谷	関連	53	
		後井川	むつみ村	高佐下	関連	38	
		後井川	むつみ村	後井	関連	41	
		後井川	むつみ村	毛木山	関連	H9	
		金拳川	むつみ村	金拳	関連	41	
		野戸呂川	川上村	野戸呂	関連	41	
		月の木川	川上村	野戸呂	関連	41	
		生雲川	阿東町	天子～田野	助成	41	
		生雲川	阿東町	生雲	関連	34	
		生雲川	阿東町	生雲中	関連	36	
		生雲川	阿東町	生雲	関連	38	
		奥沢田川	阿東町	奥沢田	関連	47	
		谷川	阿東町	生雲本町	関連	41	
		三谷川(下)	阿東町	三谷	関連	41	
		三谷川(上)	三谷	持坂	関連	41	
		朴川	阿東町	地福	関連	47	
		長谷川	阿東町	地福	関連	41	
		市川	阿東町	徳佐中	関連	H11	
		沖田川	阿東町	徳佐	関連	34	
		沖田川	阿東町	徳佐	関連	38	
		沖田川	阿東町	徳佐	関連	40	
		沖田川	阿東町	徳佐	関連	41	
		沖田川	阿東町	大坪	関連	H15	
		油免川	阿東町	油免	関連	51	
		油免川	阿東町	吉部野	関連	56	
		井戸川	阿東町	井戸	関連	50	
		井戸川	阿東町	井戸	関連	H9	
	大井川	大井川	萩市	大井	関連	32	
		大井川	阿武町	小野	関連	37	
		大井川（河口）	萩市	大井	関連	37	
		大井川	阿武町	福田	関連	38	
		大井川	阿武町	小野	関連	40	
		大井川	福栄村	殿川	関連	41	
		大井川	阿武町	新開	関連	47	
		大井川	阿武町	下笹尾	関連	54	
		猪之熊川	萩市	大井門前	関連	51	
		福井川	福栄村	福井	関連	41	
		福井川	福栄村	大渕	関連	44	
		桜川	福栄村	福井	関連	43	
		桜川	福栄村	桜	関連	51	
		殿川川	福栄村	殿川	関連	37	
		殿川川	福栄村	殿川	関連	50	
		堀越川	福栄村	堀越	関連	55	
		堀越川	福栄村	堀越	関連	H9	
		松の木川	阿武町	松の木	関連	40	
		松ノ木川	阿武町	飯谷	関連	49	
		宇生賀川	阿武町	宇生賀	関連	42	

※市町村名、字については事業を実施した当時のものとした。

河川災害復旧助成事業・災害関連事業実施箇所（令和 5 年 3 月末）

	水系名	河川名	市町村	字	種類	年災害	備　考
二級河川	宇田川	宇田川（上）	阿武町	宇田	関連	40	
		宇田川（下）	阿武町	宇田	関連	40	
	白須川	白須川	阿武町	惣郷	関連	40	
	須佐川	須佐川	萩市	須佐	関連	H25	
		唐津川	萩市	須佐	関連	H25	
	津田川	津田川	須佐町	須佐	関連	46	
		津田川	須佐町	北谷	関連	55	
	江津川	江津川	田万川町	江津	関連	38	
		江津川	須佐町	上三原帆柱	関連	47	
	田万川	田万川	田万川町	下田万	助成	37	
		田万川	田万川町	上田万	助成	40	
		田万川	萩市	中小川	助成	H25	L=4.8km
		田万川	萩市	下田万～上田万	復緊	H25	
		田万川	田万川町	丸山	関連	34	
		田万川	田万川町	石崎	関連	40	
		田万川	田万川町	吉ヶ原	関連	45	
		市味川	田万川町	市味	関連	36	
		松崎川	田万川町	松崎	関連	43	
		保田川	田万川町	小島	関連	47	
		原中川	田万川町	原中	関連	45	
		原中川	田万川町	原中	関連	50	
		原中川	萩市	上小川東分	関連	H25	
		大江後川	萩市	上小川東分	関連	H25	

※市町村名、字については事業を実施した当時のものとした。